本編

第１章　災害の現況と課題
第２章　消防防災の組織と活動
第３章　国民保護への対応
第４章　自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり
第５章　国際的課題への対応
第６章　消防防災の科学技術の研究・開発

第１章　災害の現況と課題

第１節　火災予防

[火災の現況と最近の動向]…… 3
1．出火状況…… 4
（１）　１日当たり102件の火災が発生 …… 4
（２）　出火率は3.0件／万人 …… 4
（３）　火災覚知方法は119番通報が最多 …… 4
（４）　初期消火の方法は消火器の使用が最多…… 4
2．火災による死者の状況…… 4
（１）　火災による死者の状況…… 4
（２）　建物火災による死者数の状況…… 6
（３）　住宅火災による死者の状況…… 8
3．火災による損害額……11
4．出火原因……11
（１）「たばこ」による火災の６割以上は不適当な場所への放置によるもの ……11
（２）「放火」及び「放火の疑い」の合計は減少 ……11
（３）「こんろ」による火災で最も多いのは放置する、忘れるによるもの ……12
5．火災種別ごとの状況……12
（１）　建物火災……12
（２）　林野火災……13
（３）　車両火災……13
（４）　船舶火災……13
（５）　航空機火災……14
[火災予防行政の現況]……14
1．住宅用火災警報器の設置の現況……14
2．防火対象物……14
3．防火管理制度……14
（１）　防火管理者……14
（２）　統括防火管理者……14
（３）　防火対象物定期点検報告制度……15
4．防災管理制度……16
（１）　防災管理者……16
（２）　統括防災管理者……16
5．立入検査と違反是正……16
（１）　立入検査と違反是正の現況……16
（２）　適マーク制度……16
（３）　違反対象物の公表制度……17
6．消防用設備等……17
（１）　消防同意の現況……17
（２）　消防用設備等の設置の現況……17
（３）　消防設備士及び消防設備点検資格者……17
（４）　防炎規制……17

（５） 火を使用する設備・器具等に関する規制……18
７．消防用機械器具等の検定等……18
（１） 検定……18
（２） 自主表示……18
８．消防用設備等に係る技術基準の性能規定……18
９．消防庁長官による火災原因調査……19
10．製品火災対策の推進……19
[火災予防行政の課題]……20
１．住宅防火対策の推進……20
２．リチウムイオン電池等に関する注意喚起……21
３．社会変化を踏まえた防火安全対策の推進……21
（１） 関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン……21
（２） 大規模倉庫における効果的な防火管理に関するガイドライン……21

第２節 危険物施設等における災害対策

[危険物施設等における災害の現況と最近の動向]……22
１．火災事故……22
２．流出事故……22
[危険物行政の現況]……22
１．危険物規制……22
（１） 危険物規制の体系……22
（２） 危険物取扱者……23
（３） 事業所における保安体制……24
（４） 保安検査……24
（５） 立入検査及び措置命令……24
２．石油パイプラインの保安……24
（１） 石油パイプライン事業の保安規制……24
（２） 石油パイプラインの保安の確保……24
[危険物行政の課題]……24
１．官民一体となった事故防止対策の推進……24
２．科学技術及び産業経済の進展等を踏まえた安全対策の推進……24
３．大規模自然災害への対応……25

第３節 石油コンビナート災害対策

[石油コンビナート災害の現況と最近の動向]……26
１．事故件数と被害……26
２．事故の特徴……26
（１） 事故種別ごとの一般事故件数……26
（２） 原因別の一般事故件数……26
（３） 特定事業所種別の一般事故件数……27
（４） 特定事業所業態別の一般事故件数……27
[石油コンビナート災害対策の現況]……27
１．特別防災区域の現況……27
２．都道府県・消防機関における防災体制……29

（1） 防災体制の確立……29
（2） 災害発生時の応急対応……29
（3） 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備……29
3．特定事業所における防災体制……29
（1） 自衛防災組織等の設置……29
（2） 大容量泡放射システムの配備……29
（3） 自衛防災体制の充実……30
4．事業所のレイアウト規制……30
（1） レイアウト規制……30
（2） 新設等届出等の状況……30
5．その他の災害対策……30
（1） 災害応急体制の整備……30
（2） 防災緩衝緑地等の整備……30
6．最近の石油コンビナート等における災害対策……30
（1） 石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議……30
（2） 石油コンビナートの地震・津波対策……30
（3） 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト……30
（4） 石油コンビナート等防災体制検討会の開催……31
[石油コンビナート災害対策の課題]……31
1．特定事業所における防災体制の充実強化……31
2．大容量泡放射システムの効果的な活用……31

第4節 林野火災対策

[林野火災の現況と最近の動向]……32
[林野火災対策の現況と課題]……32
1．林野火災の出火防止対策……32
（1） 林野火災に対する警戒の強化……32
（2） 林野火災注意報・林野火災警報の創設・的確な発令……33
2．林野火災発生時の対応……33
（1） 林野火災の消火活動のあり方……33
（2） 空中消火の実施状況……33
（3） 空中消火に係る広域応援・体制の整備……34
（4） 林野火災用消防施設等の整備……34
3．その他の対策……34

第5節 風水害対策

[風水害の現況と最近の動向]……36
1．令和6年中の主な風水害……36
2．令和7年1月から10月までの主な風水害……37
[風水害対策の現況と課題]……37
1．避難情報の適時適切な発令……37
2．避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保……37
（1） 避難行動要支援者名簿の作成及び更新等……38
（2） 個別避難計画の作成……38

第６節 震災対策

[地震災害の現況と最近の動向]……39
１．令和６年中の主な地震災害……39
２．令和７年１月から10月までの主な地震災害……41
[震災対策の現況と課題]……41
１．地震災害の予防……41
（１） 防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進……42
（２） 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置……43
（３） 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく施設整備……43
（４） 震度情報ネットワークシステムの整備……43
（５） 緊急地震速報訓練の実施……43
２．津波避難の実効性の確保……43
（１） 津波避難計画の策定の促進……44
（２） 津波避難施設の整備に係る地方財政措置……44

第７節 原子力災害対策

[原子力災害等の現況と最近の動向]……45
１．原子力施設の現況と主な事故……45
２．東京電力福島第一原子力発電所事故への対応……45
[原子力災害対策等の現況]……46
１．原子力施設等の原子力災害対策……46
２．消防機関における活動対策……46
（１） マニュアル、ハンドブック、活動要領等の作成・配布……46
（２） 放射性物質等事故対応資機材の整備等……46
（３） 消防職員に対する教育・訓練等……46
[原子力災害対策等の課題]……47
１．福島原発事故を踏まえた今後の取組……47
（１） 避難指示区域の管轄消防本部への支援……47
（２） 関係地方公共団体における地域防災計画の見直し等……47
（３） 福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理……47
２．放射性物質等事故対応能力の向上……47

第８節 その他の災害対策

[火山災害対策]……48
１．令和６年以降の主な火山活動……48
２．火山災害対策の現況と課題……48
[雪害対策]……49
１．雪害の現況と最近の動向……49
２．雪害対策の現況と課題……49
[トンネル等の災害対策]……49
１．トンネルに係る火災の現況……49
２．トンネルに係る災害対策の現況と課題……49
（１） 鉄道トンネル及び道路トンネル……49

（２） 大深度地下空間……50
[消防活動阻害物質に係る災害対策]……50
１．消防活動阻害物質に係る災害の現況と最近の動向……50
２．消防活動阻害物質に係る災害対策の課題……50
（１） 実態の把握及び指導……50
（２） 危険物災害等情報支援体制の充実……50
[海上災害対策]……50
１．海上災害の現況と最近の動向……50
２．海上災害対策の現況……51
３．海上災害対策の課題……51
[航空災害対策]……51
１．航空災害の現況と最近の動向……51
２．航空災害対策の現況と課題……51

第２章　消防防災の組織と活動

第１節 消防体制

１．消防組織……55
（１） 常備消防機関……55
（２） 消防団……55
２．消防防災施設等……56
（１） 消防車両等の整備……56
（２） 消防通信施設……56
（３） 消防水利……58
３．消防財政……58
（１） 市町村等の消防費……58
（２） 消防費の財源……58
（３） 都道府県の防災費……59
（４） 消防庁予算額……59
４．常備消防体制整備の課題……62
（１） 消防力の整備……62
（２） 消防隊員用個人防火装備……62

第２節 消防の広域化の推進

１．消防の広域化とは……63
２．これまでの経緯等……63
３．消防の広域化の必要性と効果……64
（１） 広域化の必要性……64
（２） 広域化の効果……64
４．関係機関の取組……64
（１） 消防庁の取組……64
（２） 都道府県の取組……65
（３） 市町村の取組……66

第３節 消防職団員の活動

１．活動状況……67
２．公務による死傷者の状況……67
３．勤務条件等……67
（１） 消防職員の勤務条件等……67
（２） 消防本部におけるハラスメント等への対応策……68
（３） 女性消防吏員の更なる活躍の推進……69
４．安全衛生体制の整備……72
（１） 安全衛生体制……72
（２） 惨事ストレス対策……72
５．消防表彰等……72
（１） 国の栄典……72
（２） 内閣総理大臣表彰……73
（３） 総務大臣表彰……73
（４） 総務大臣感謝状……73
（５） 消防庁長官表彰……73
（６） 賞じゅつ金及び報賞金……73
（７） 退職消防団員報償……73
（８） 消防庁長官感謝状……73
（９） その他……73

第４節 教育訓練体制

１．消防職団員の教育訓練……74
２．職場教育……74
３．消防学校における教育訓練……74
（１） 消防学校の設置状況……74
（２） 教育訓練の種類……74
４．消防大学校における教育訓練及び技術的援助……74
（１） 教育訓練の実施状況……74
（２） 施設・設備……75
（３） 消防学校に対する技術的援助……76

第５節 救急体制

１．救急業務の実施状況……77
（１） 救急出動の状況……77
（２） 傷病程度別搬送人員の状況……77
（３） 年齢区分別事故種別搬送人員の状況……77
（４） 現場到着所要時間の状況……77
（５） 病院収容所要時間の状況……77
（６） 救急隊員の行った応急処置等の状況……78
２．救急業務の実施体制……78
（１） 救急業務実施市町村数……78
（２） 救急隊数、救急隊員数及び准救急隊員数……78

（３） 救急救命士及び救急救命士運用隊の推移……79
（４） 救急自動車数……79
（５） 高速自動車国道等における救急業務……81
３．消防と医療の連携……81
（１） 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準……81
（２） 救急搬送における医療機関の受入れ状況……81
４．救急業務高度化の推進……82
（１） 救急業務に携わる職員の教育の推進……82
（２） 救急救命士の処置範囲の拡大……82
（３） メディカルコントロール体制の充実……82
（４） 救急蘇生統計（ウツタインデータ）の活用……83
５．救急業務を取り巻く課題……83
（１） 救急車の適時・適切な利用の推進……83
（２） 一般市民に対する応急手当の普及……85
（３） 熱中症への対応……86
（４） 外国人傷病者への救急対応……87

第６節 救助体制

１．救助活動の実施状況……88
（１） 救助活動件数及び救助人員の状況……88
（２） 事故種別ごとの救助活動の状況……88
２．救助活動の実施体制……88
（１） 救助隊数及び救助隊員数……88
（２） 救助活動のための救助器具等の保有状況……89
３．全国消防救助技術大会……89
４．救助の課題と対応……89
（１） 体制の整備……89
（２） 車両及び資機材の整備……89
（３） 救助技術の高度化等……91

第７節 航空消防防災体制

１．航空消防防災体制の現況……92
２．今後の取組……93
（１） 消防防災ヘリコプターの機能強化……93
（２） 消防防災ヘリコプターの安全な活動の確保に向けて……94
（３） 消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保に向けて……94

第８節 広域消防応援と緊急消防援助隊

１．消防の広域応援体制……96
（１） 消防の相互応援協定……96
（２） 広域消防応援体制の整備……96
２．緊急消防援助隊……96
（１） 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化……96
（２） 緊急消防援助隊の編成及び出動計画等……98

（３） 緊急消防援助隊の登録隊数及び装備…… 101
（４） 緊急消防援助隊の活動…… 102
（５） 緊急消防援助隊の訓練及び広報…… 102
（６） 今後の取組…… 103

第９節 国と地方の防災体制

１．国と地方の防災組織等…… 105
（１） 防災組織…… 105
（２） 消防庁の防災体制…… 105
（３） 地域防災計画の修正…… 105
２．防災に係る体制の整備…… 105
（１） 業務継続性の確保…… 105
（２） 災害対応力の強化…… 106
（３） 外国人に対する災害時の情報発信…… 107

第10節 消防防災の情報化の推進

１．被害状況等に係る情報の収集・伝達体制の確立…… 109
２．災害に強い消防防災通信ネットワークの整備…… 109
（１） 消防防災通信ネットワークの概要…… 109
（２） 耐災害性の向上及びバックアップ機能の整備…… 112
３．災害情報伝達手段の充実強化…… 112
４．情報システムの活用…… 113
（１） 災害時の映像情報共有手段の充実…… 113
（２） 統計調査系システム…… 113

第３章　国民保護への対応

第１節 国民保護への取組

１．地方公共団体における国民保護計画の作成等の推進…… 118
２．Ｊアラートによる迅速な情報伝達…… 118
（１） Ｊアラートの概要…… 118
（２） Ｊアラートの整備状況…… 119
（３） Ｊアラートの試験…… 119
３．国民保護事案における住民の避難に関する体制の整備…… 119
（１） 市町村における避難実施要領のパターンの作成…… 119
（２） 避難施設の指定…… 120
４．安否情報システムの運用…… 120
５．国民保護事案への対応力の強化…… 120
（１） 国民保護共同訓練…… 120
（２） 地方公共団体職員の研修・普及啓発…… 121
（３） 地方公共団体における体制整備…… 121
（４） 特殊標章等…… 121
６．NBCテロ対策 …… 122

（１） NBCテロ災害に対応するための体制の整備 …… 122
（２） 訓練・教育 …… 122
（３） テロ災害に対応するための救急活動に係る教育の推進 …… 122

第２節 北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

１．北朝鮮の情勢 …… 124
２．消防庁の対応 …… 124
３．Ｊアラートによる情報伝達 …… 124
４．普及啓発 …… 124
５．地方公共団体による訓練の実施等 …… 125

第４章　自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

[防火防災意識の高揚] …… 129
１．全国火災予防運動等 …… 129
（１） 火災予防運動　（春季　令和７年３月１日～３月７日　秋季　令和７年11月９日～11月15日） …… 129
（２） 文化財防火デー（１月26日） …… 130
（３） 全国山火事予防運動（令和７年３月１日～３月７日） …… 130
（４） 車両火災予防運動（令和７年３月１日～３月７日） …… 130
（５） 消防記念日（３月７日） …… 130
２．危険物安全週間 …… 130
[住民等の自主防災活動] …… 131
１．自主防災組織 …… 132
２．女性防火クラブ …… 132
３．少年消防クラブ …… 132
４．幼年消防クラブ …… 132
５．自主防災組織等の活動の活性化 …… 133
６．防災知識の普及啓発 …… 133

第５章　国際的課題への対応

[国際緊急援助] …… 137
１．国際消防救助隊の派遣体制 …… 137
２．教育訓練 …… 137
３．派遣実績 …… 138
[国際協力・国際交流] …… 138
１．国際消防防災フォーラムの開催 …… 138
２．開発途上国からの研修員受入れ等 …… 139
（１） 課題別研修・国別研修の実施 …… 139
（２） 諸外国への情報提供等 …… 140
３．技術協力等 …… 140
４．国際交流 …… 140
[基準・認証制度の国際化への対応] …… 140
１．消防用機械器具等の国際規格の現況 …… 140

２．規格の国際化への対応…… 141
[日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開]…… 141
１．日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の発信…… 141
２．国内の連携体制・日本企業へのサポート…… 141
３．個別の国に対する日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の浸透への取組…… 141
[地球環境の保全（ハロン消火剤等の放出抑制等）]…… 142
１．ハロン消火剤等の放出抑制について…… 142
２．環境規制を踏まえた泡消火薬剤の排出抑制について…… 142

第６章　消防防災の科学技術の研究・開発

[研究・開発の推進]…… 147
１．消防研究センター…… 147
２．消防技術戦略会議…… 147
３．消防機関における研究・開発…… 147
４．研究・開発の担い手の育成…… 147
[消防研究センターにおける研究開発等]…… 147
１．消防防災に関する研究…… 147
（１）　災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発…… 147
（２）　市街地火災による被害を抑制するための研究開発…… 150
（３）　火災原因調査と火災避難の高度化に関する研究開発…… 151
（４）　消防職員の消火活動時における殉職・受傷事故を防止するための研究開発…… 153
（５）　危険物施設における火災等事故・地震災害を抑止するための研究…… 155
（６）　地下タンクの健全性診断に係る研究開発…… 156
（７）　消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発…… 156
（８）　救急搬送における感染症対応に関する研究開発…… 157
２．火災原因調査等及び災害・事故への対応…… 158
（１）　火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等…… 158
（２）　災害・事故への対応…… 159
３．研究成果をより広く役立てるために…… 159
（１）　一般公開…… 159
（２）　全国消防技術者会議…… 159
（３）　消防防災研究講演会…… 159
（４）　調査技術会議…… 159
（５）　消防防災科学技術賞…… 160
（６）　施設見学…… 160
（７）　消防防災等に関する研究開発等動画の配信…… 160
[消防の技術戦略に関する事業]…… 160
１．「消防防災科学技術研究推進制度」（競争的研究費）…… 160
２．消防分野における最新技術活用検証事業…… 160
[消防機関の研究等]…… 160
[消防分野における科学技術の研究に関する取組]…… 160

図表索引…… 163

第１章

災害の現況と課題

第１節　火災予防
第２節　危険物施設等における災害対策
第３節　石油コンビナート災害対策
第４節　林野火災対策
第５節　風水害対策
第６節　震災対策
第７節　原子力災害対策
第８節　その他の災害対策

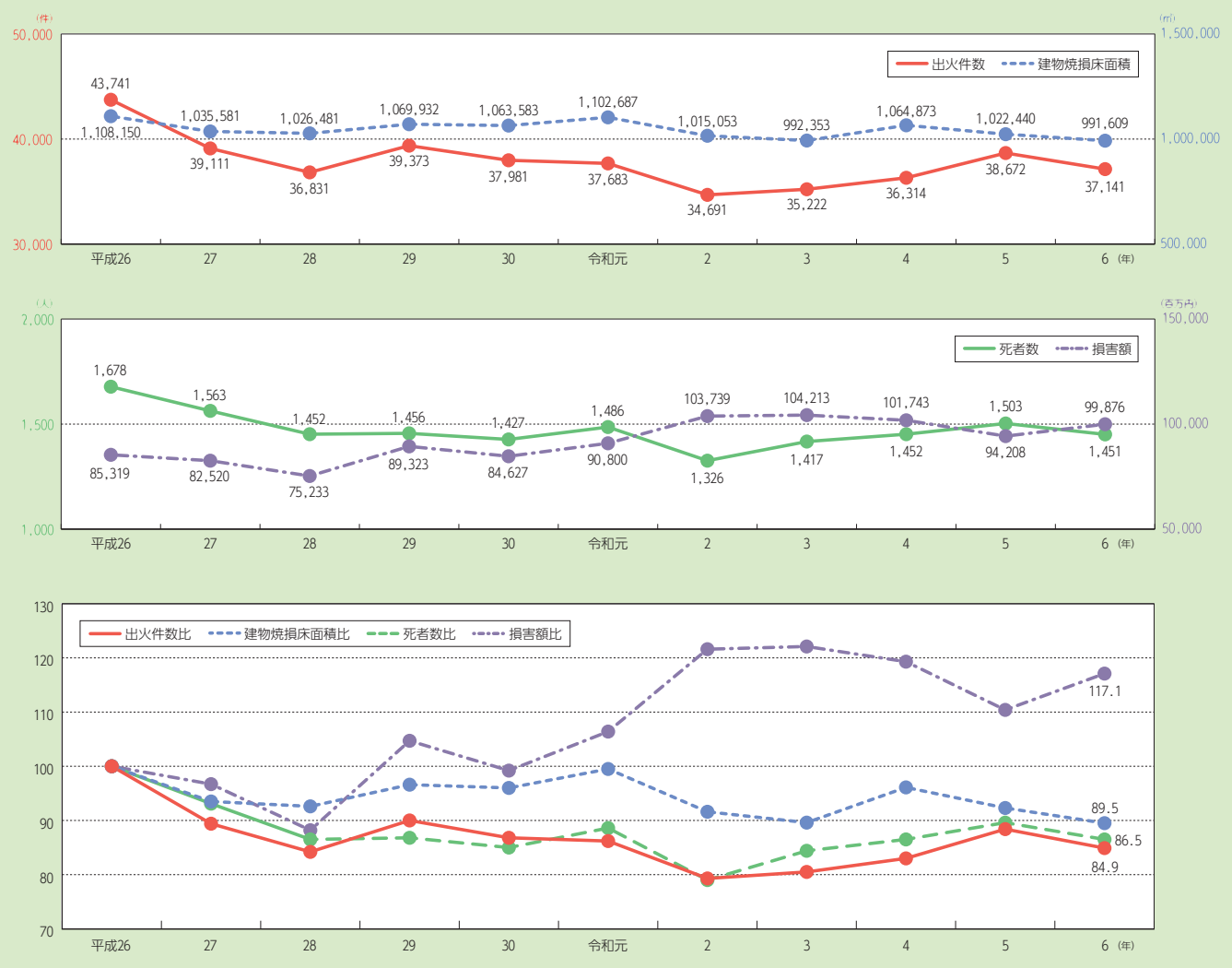
第１節　火災予防

火災の現況と最近の動向

全国における各年の出火件数をみると、長期的に減少傾向で推移しているが、近年はおおむね横ばいとなっている。令和６年中の出火件数は３万7,141件（対前年比1,531件減、同4.0％減）となっており、10年前（平成26年中）の出火件数４万3,741件の84.9％となっている。また、火災による死者数も、おおむね同様の傾向にある。令和６年中の火災による死者数は1,451人（対前年比52人減、同3.5％減）で、10年前（平成26年中）の火災による死者数1,678人の86.5％となっている（**第1-1-1図**、**資料1-1-9**）。

第1-1-1図　火災の推移と傾向図

(各年中)



(備考)　1　「火災報告」により作成
2　各年の数値は、１月～12月に発生した火災を集計したもの。以下本節において、ことわりのない限り同じ。
3　「出火件数」、「死者数」、「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照
4　「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」については、平成26年中の値を100とした比

1 出火状況

（１）　１日当たり102件の火災が発生

令和６年中の出火件数３万7,141件を１日当たりでみると、102件の火災が発生したことになる。

出火件数について、その構成比をみると、建物火災が全火災の56.5％で最も高い比率を占めている（**資料1-1-10**）。

また、出火件数を四季別にみると、春季（３月～５月）及び冬季（12月～２月）の出火件数が多くなっており、総出火件数の56.5％を占めている（**資料1-1-11**）。

（２）　出火率は3.0件／万人

出火率（人口１万人当たりの出火件数）は、全国平均で3.0件／万人となっている（**資料1-1-12**）。

また、出火率を都道府県別にみると、最も高いのは茨城県で4.7件／万人となっている。一方、最も低いのは、富山県の1.9件／万人で、同県は平成３年（1991年）以降連続して最も出火率が低くなっている（**資料1-1-13**）。

（３）　火災覚知方法は119番通報が最多

消防機関における火災覚知方法をみると、火災報知専用電話（119番）[*1]による通報が68.7％と最も多い（**第1-1-2図**）。

（４）　初期消火の方法は消火器の使用が最多

火災の発生時には、消火器を使用した初期消火が18.9％の割合で行われており、消火設備等を用いて初期消火が行われたものの中（その他を除く。）で最も高い割合になっている。一方で初期消火が行われなかったものは37.9％となっている（**資料1-1-14**）。

2 火災による死者の状況

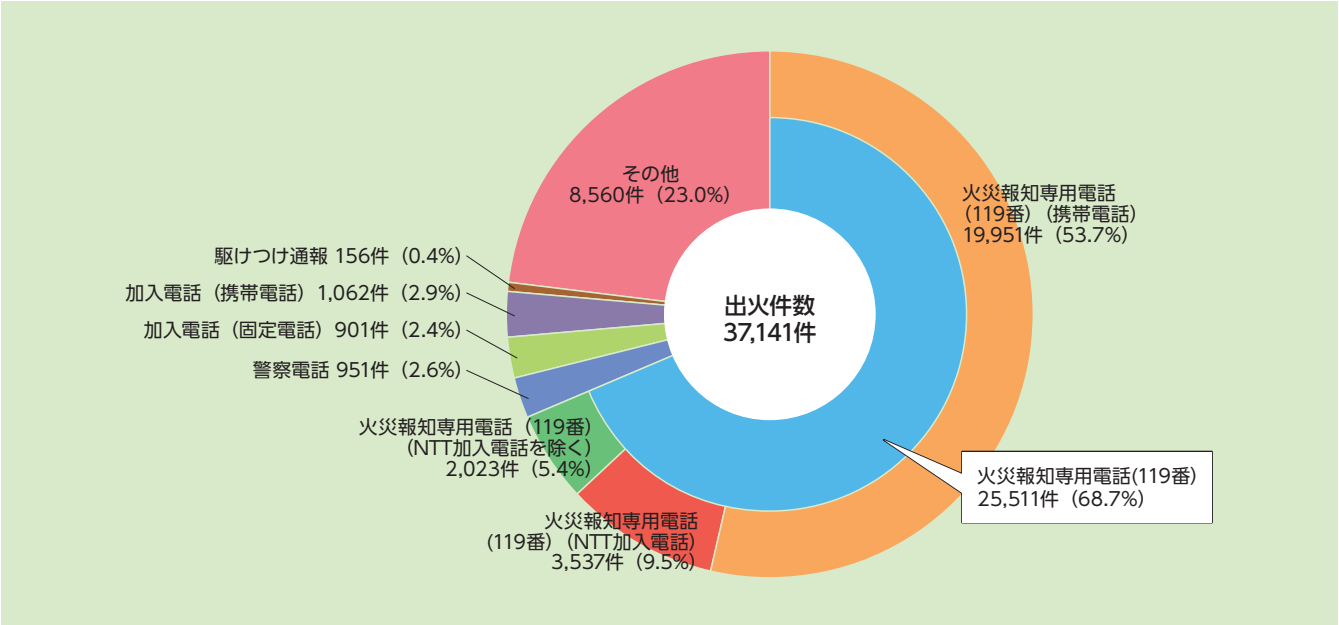
（１）　火災による死者の状況

令和６年中の火災による死者数は1,451人で、そのうち放火自殺者、放火自殺の巻き添えとなった者及び放火殺人による死者（以下、本節において「放火自殺者等」という。）を除いた死者数は1,228人（対前年比同数）となっている。また、負傷者数は5,805人（対前年比39人増）となっている。

なお、放火自殺者等は223人となっており、火災による死者の総数の15.4％を占めている（**第1-1-3図**）。

第1-1-2図　火災覚知方法別出火件数

（令和６年中）

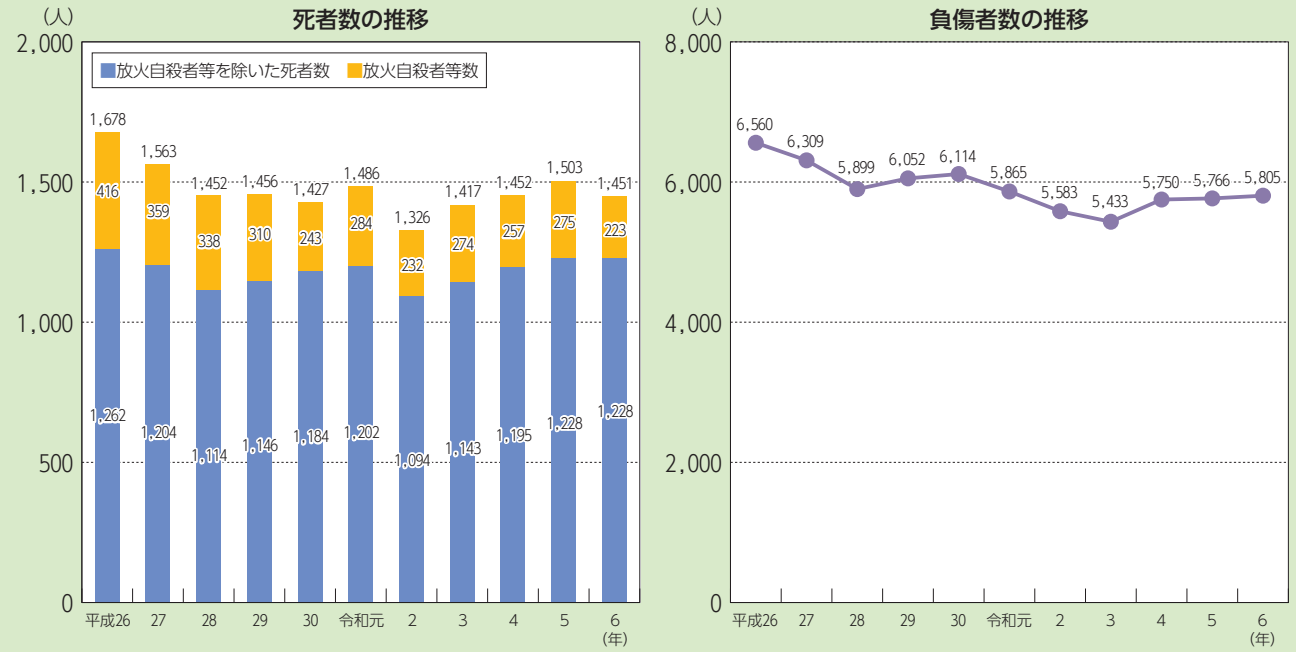


（備考）　１　「火災報告」により作成
２　「その他」には事後聞知（消防機関が「このような火災があった」という通報を受けた場合をいう。）7,986件を含む。
３　小数点第２位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

＊１　火災報知専用電話：通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を、消防機関が受信するための専用電話をいう。なお、電気通信番号計画において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

第1-1-3図　火災による死傷者数の推移

(各年中)



(備考)「火災報告」により作成

ア　１日当たりの火災による死者数は4.0人

１日当たりの火災による死者数は4.0人となっている。

人口10万人当たりの火災による死者数は、全国平均で1.2人となっている。また、都道府県別にみると、最も多いのは島根県で3.2人、最も少ないのは滋賀県で0.3人となっている（**資料1-1-15**）。

月別の死者数は、１月が最も多くなっている（**資料1-1-16**、**資料1-1-17**）。

時間帯別の死者数は、０時から６時の時間帯で多くなっている（**資料1-1-18**、**資料1-1-19**）。

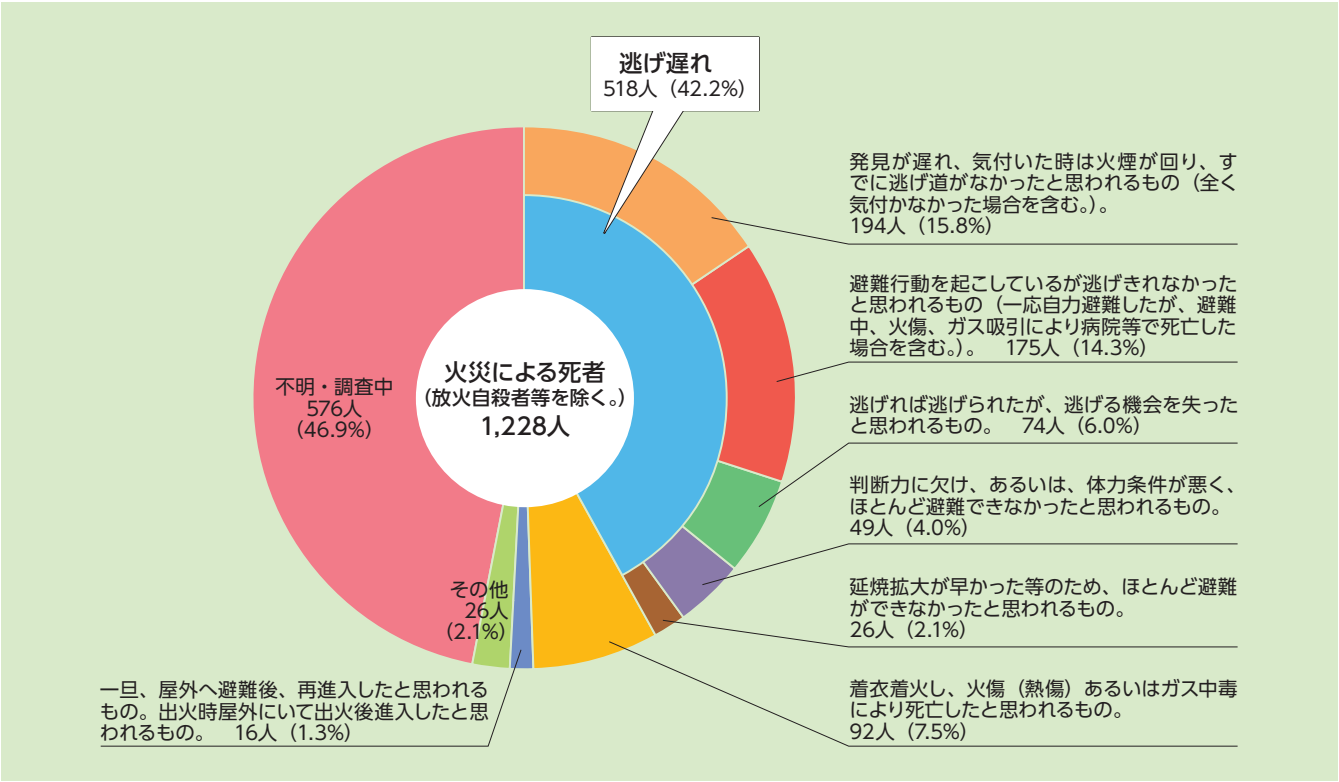
イ　死因は火傷、次いで一酸化炭素中毒・窒息が多い

死因は、火傷が最も多く、次いで一酸化炭素中毒・窒息となっている（**資料1-1-20**）。

死亡に至った経過をみると、死者数（放火自殺者等を除く。）のうち、逃げ遅れが全体の42.2％を占めている。その中でも「発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるもの（全く気付かなかった場合を含む。）。」が全体の15.8％、「避難行動を起こしているが逃げ切れなかったと思われるもの（一応自力避難したが、避難中、火傷、ガス吸引により病院等で死亡した場合を含む。）。」が全体の14.3％を占めている（**第1-1-4図**、**資料1-1-21**）。

第1-1-4図　火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（令和６年中）



（備考）「火災報告」により作成

ウ　高齢者の死者数が911人で74.2%

火災による死者数（放火自殺者等を除く。）を年齢別でみると、65歳以上の高齢者が74.2%を占めている。

年齢階層別の人口10万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層が、全年齢階層における平均の3.9倍となっている（**第1-1-5図**）。

また、放火自殺者等を年齢別・性別にみると、男性の71歳～75歳の階層が最も多くなっている（**資料1-1-22**、**資料1-1-23**）。

（２）　建物火災による死者数の状況

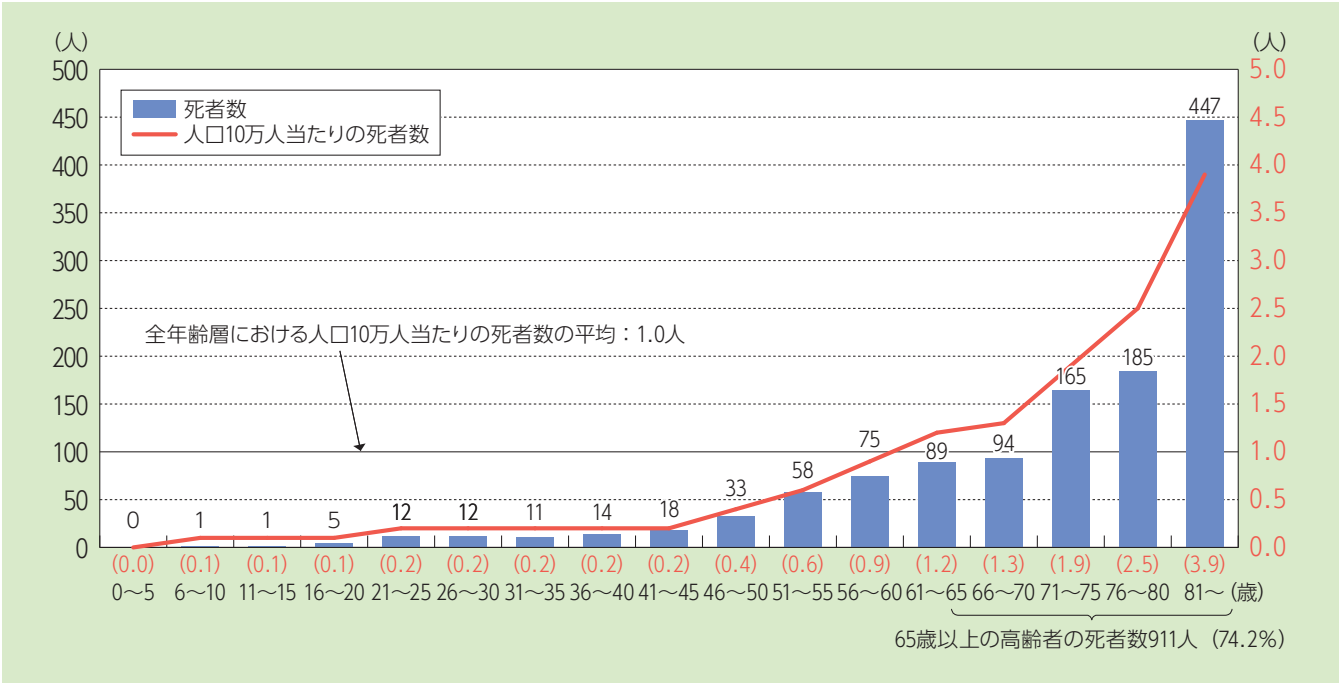
ア　建物火災による死者数は、死者総数の82.6%で最多

建物火災による死者数は、1,199人で、火災による死者の82.6%を占め、建物火災による負傷者は4,830人で、火災による負傷者の83.2%を占めており、火災による死傷者の多くが建物火災により発生している（**資料1-1-25**）。

また、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合の死者が64.2%を占めている（**第1-1-6図**、**資料1-1-26**）。

第1-1-5図　火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

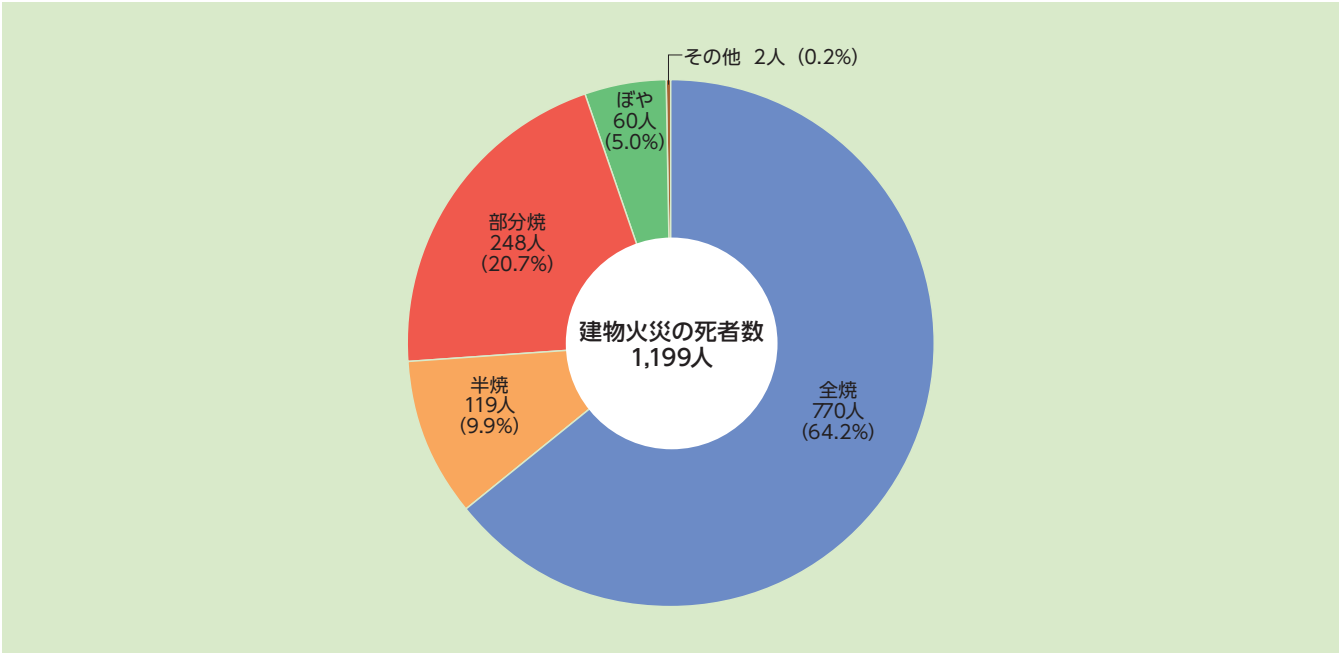
（令和６年中）



（備考）　1　「火災報告」により作成
2　（　）内は、人口10万人当たりの死者数を示す。
3　「死者数」については左軸を、「人口10万人当たりの死者数」については右軸を参照
4　年齢不明者（男性２名、女性２名、性別不明４人）を除く。
5　人口は、令和６年10月１日現在の人口推計（総務省統計局）による。
6　１人以上の死者が発生している年齢層は、小数点第２位以下四捨五入で（0.0）となる場合、（0.1）とする。

第1-1-6図　建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況

（令和６年中）



（備考）　1　「火災報告」により作成
2　「全焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
3　「半焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。
4　「部分焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のものでぼやに該当しないものをいう。
5　「ぼや」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損床面積が１㎡未満のもの、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の10%未満であり焼損表面積が１㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。
6　小数点第２位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

イ　建物火災による死者の92.5％が住宅で発生

建物用途別にみると、住宅での死者数が1,109人で、建物火災による死者数の92.5％を占めている（**第1-1-7図、資料1-1-27**）。

また、死因別では火傷が37.5％で最も多くなっている（**第1-1-8図、資料1-1-28**）。

（３）　住宅火災による死者の状況

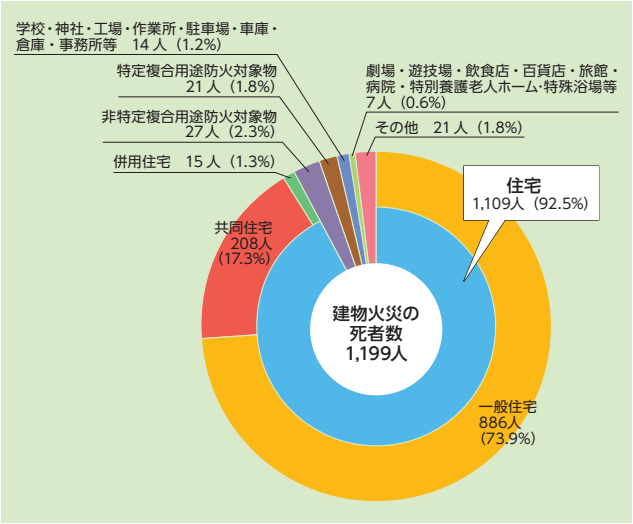
ア　住宅火災の死者数は令和３年以降増加

令和６年中の住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）は1,030人（対前年比７人増、同0.7％増）となっている。

また、住宅火災による死者数（放火自殺者等を除

第1-1-7図　建物用途別の死者発生状況

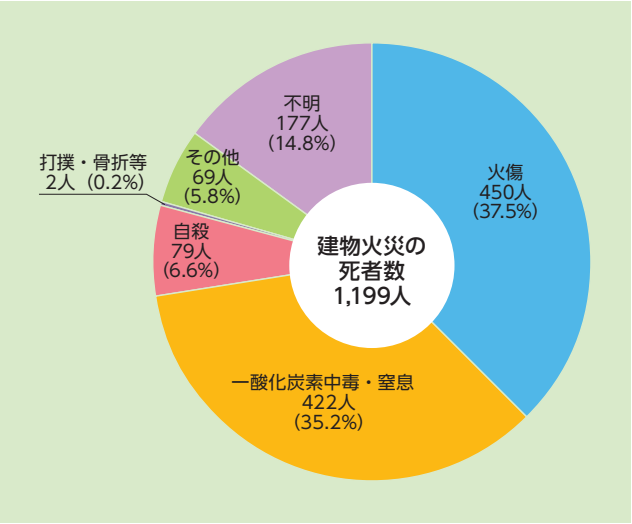
（令和６年中）



（備考）　1　「火災報告」により作成
2　小数点第２位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

第1-1-8図　建物火災の死因別死者発生状況

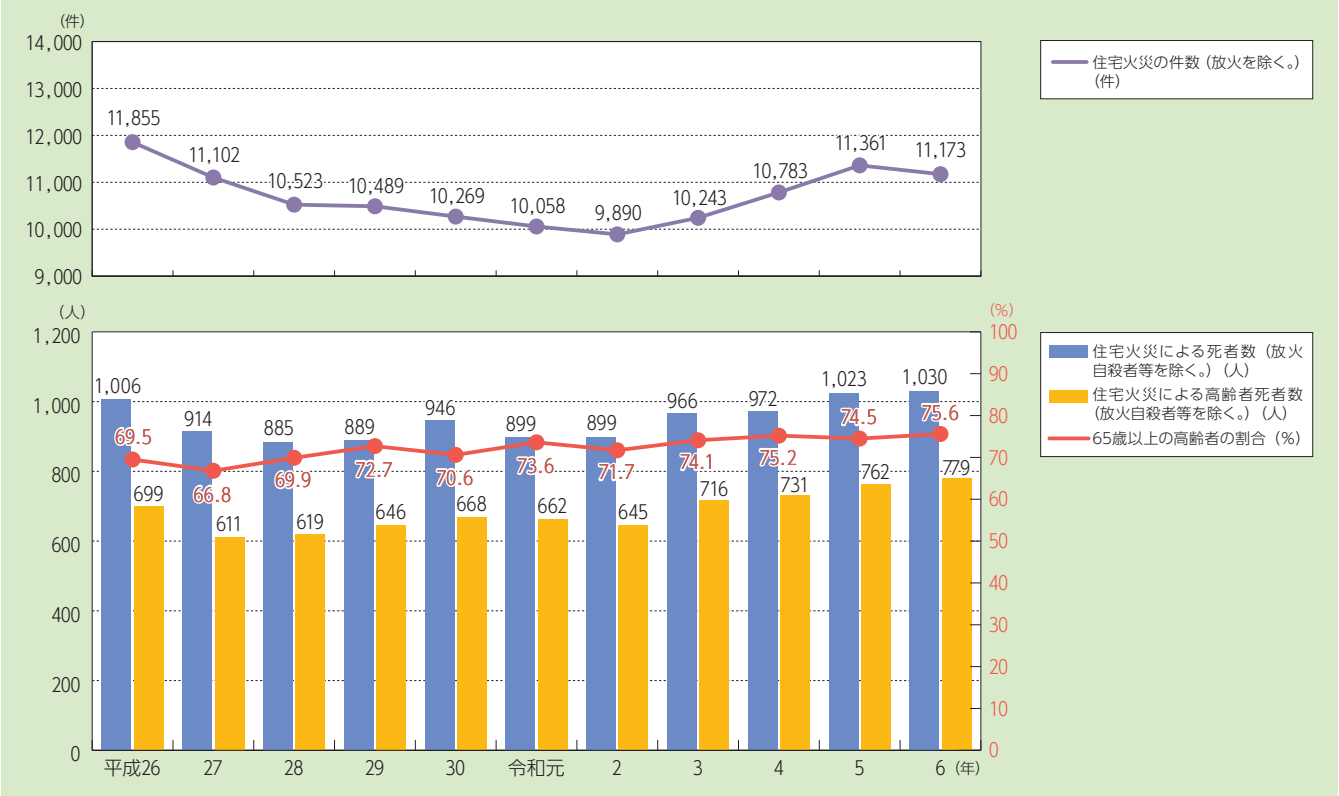
（令和６年中）



（備考）　1　「火災報告」により作成
2　小数点第２位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

第1-1-9図　住宅火災の件数及び死者数の推移（放火自殺者等を除く。）

（各年中）



（備考）　1　「火災報告」により作成
2　「住宅火災の件数（放火を除く。）」、「住宅火災による死者数（放火自殺者等を除く。）」、「住宅火災による高齢者死者数（放火自殺者等を除く。）」については左軸を、「65歳以上の高齢者の割合」については右軸を参照

く。）のうち65歳以上の高齢者の死者数は779人で、全体の75.6％を占めている（**第1-1-9図**）。

イ　死者数は高齢者層で著しく高い

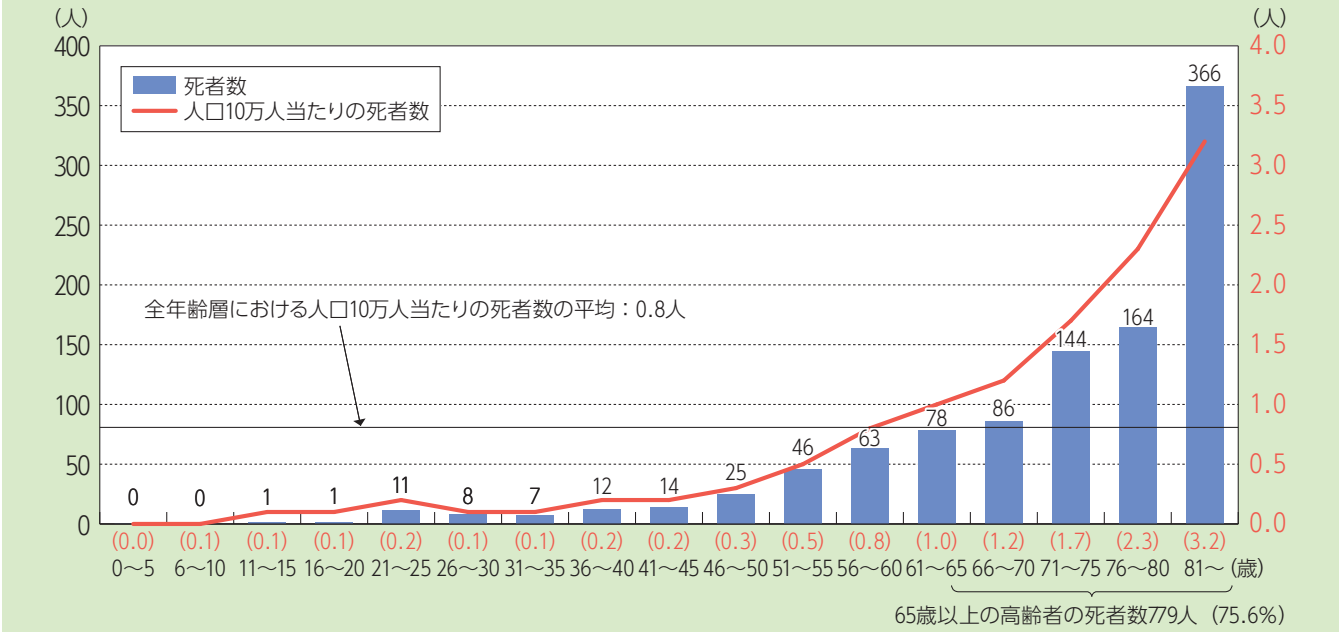
年齢階層別の人口10万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層では、全年齢階層における平均の4.0倍となっている（**第1-1-10図**）。

ウ　たばこを発火源とした火災による死者数が最多

住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除

第1-1-10図　住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

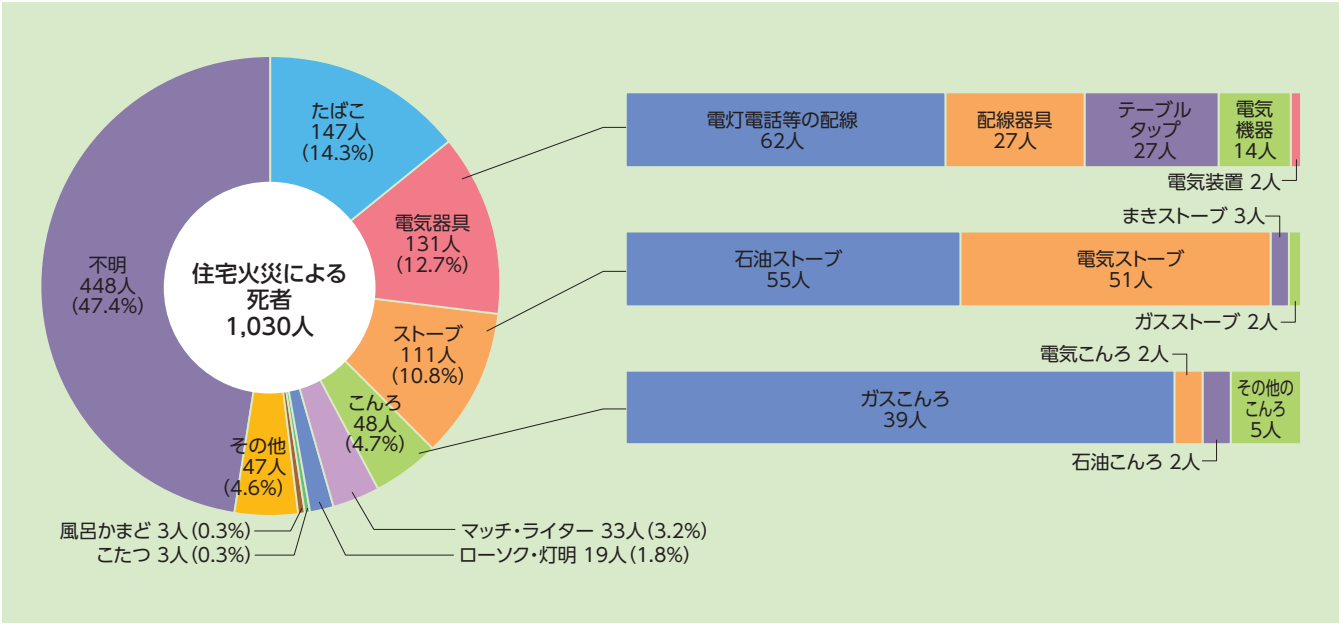
（令和６年中）



（備考）　1　「火災報告」により作成
2　（　）内は人口10万人当たりの死者数を示す。
3　「死者数」については左軸を、「人口10万人当たりの死者数」については右軸を参照
4　年齢不明者（男性１人、性別不明３人）を除く。
5　人口は、令和６年10月１日現在の人口推計（総務省統計局）による。
6　１人以上の死者が発生している年齢層は、小数点第２位以下四捨五入で（0.0）となる場合、（0.1）とする。

第1-1-11図　住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）

（令和６年中）



（備考）　1　「火災報告」により作成
2　小数点第２位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

く。）をみると、たばこによる死者数が最も多く、次いで電気器具、ストーブとなっている（不明を除く。）（**第1-1-11図**）。

また、住宅火災の着火物（発火源から最初に着火した物）別死者数（放火自殺者等を除く。）をみると、寝具類に着火した火災による死者が最も多く、次いで衣類、屑類となっている（その他及び不明を除く。）（**第1-1-12図**）。

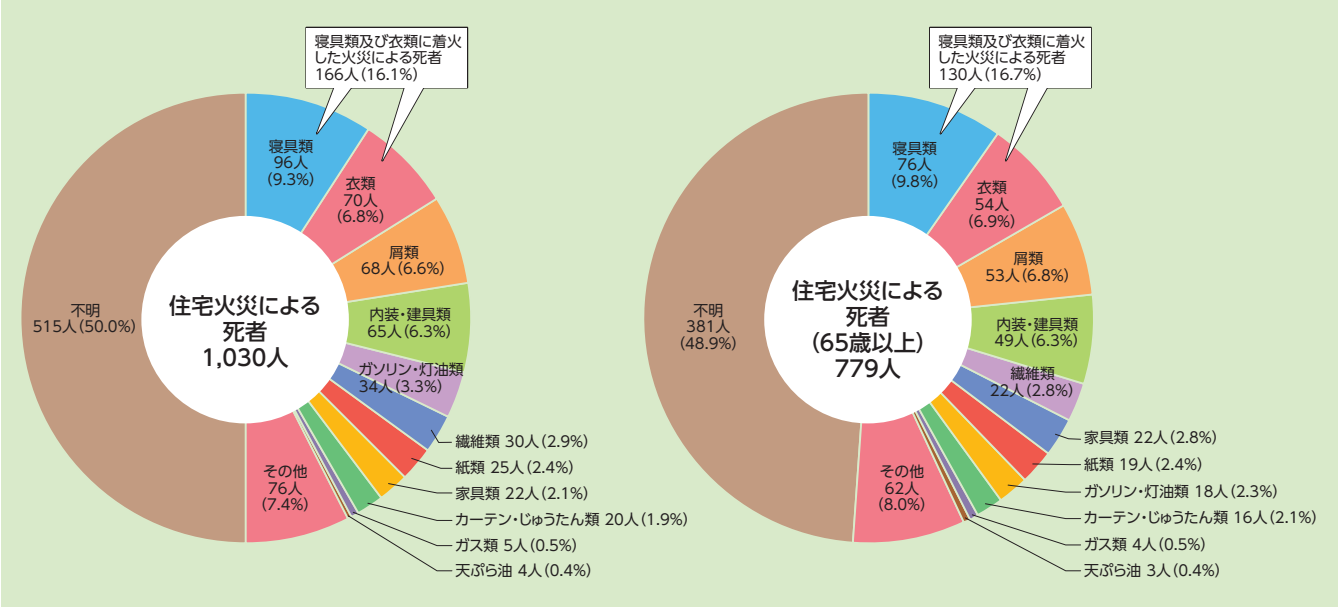
エ　特定の時間帯の住宅火災で多くの死者が発生

住宅火災の死者数（放火自殺者等を除く。）を時間帯別にみると、０時から６時までの時間帯で多くの死者が発生している（**第1-1-13図、資料1-1-29**）。

また、死者（放火自殺者等を除く。）の発生状況を死に至った経過別にみると、逃げ遅れが465人と最も多くなっている（**第1-1-14図**）。

第1-1-12図　住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）

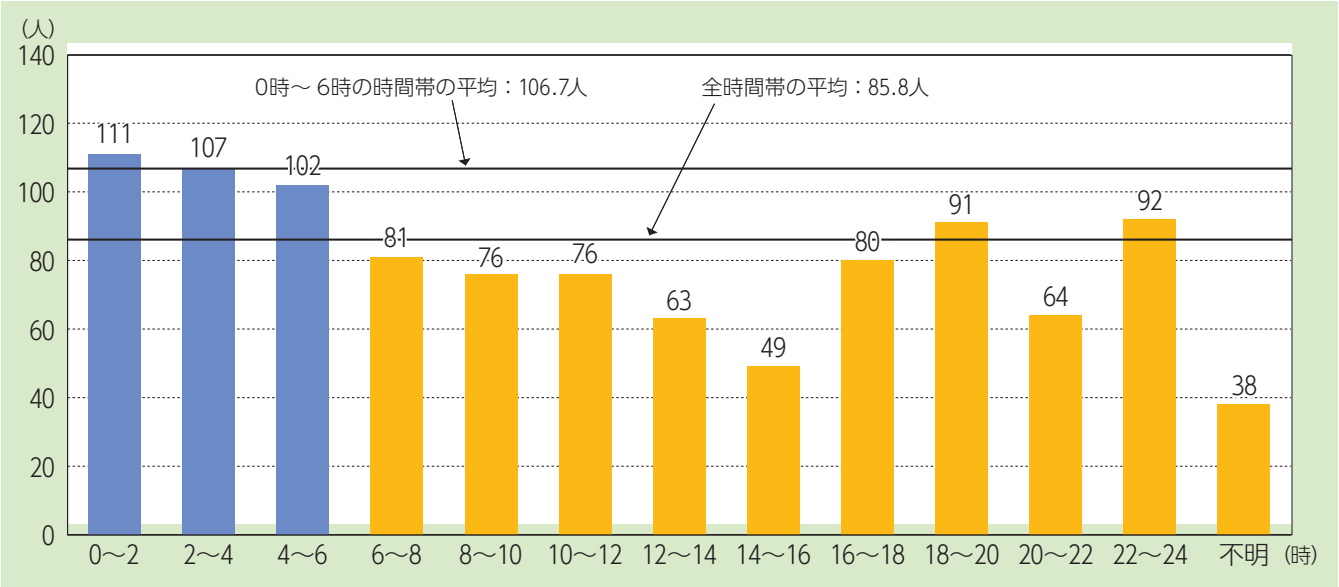
（令和６年中）



（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　小数点第２位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

第1-1-13図　時間帯別住宅火災の死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

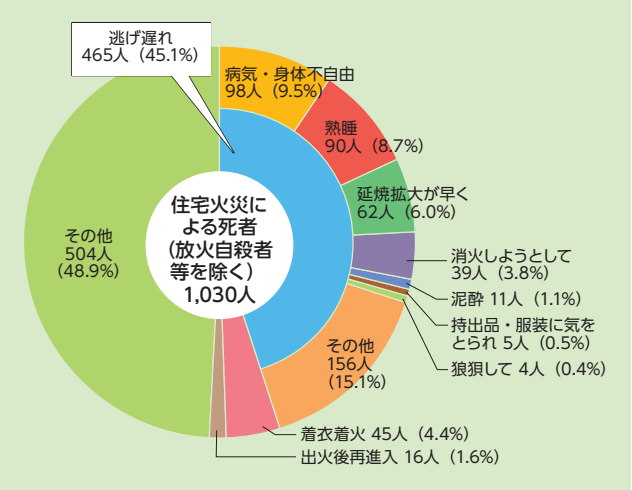
（令和６年中）



（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　例えば、時間帯の「０～２」は、出火時刻が０時０分～１時59分の間であることを示す。

第1-1-14図　住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（令和６年中）



（備考）「火災報告」により作成

3 火災による損害額

令和６年中の損害額は約999億円（対前年比6.1%増）であった（**資料1-1-30**）。

これを出火原因別でみると、内燃機関による損害額が最も多く、次いで電灯電話等の配線、電気機器となっている（**資料1-1-31**）。

また、火災による損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く、全体の77.0%を占めている（**資料1-1-9**）。

4 出火原因

令和６年中の出火件数３万7,141件のうち、失火による火災は全体の75.4%である（**資料1-1-32**）。

出火原因別にみると、たばこが3,058件と最も多く、次いでたき火が2,781件、こんろが2,718件となっている（**第1-1-15図**）。

また、全火災の着火物別出火件数は、枯草が全体の17.0%を占め、最も多くなっている（**資料1-1-33**）。

（１）「たばこ」による火災の６割以上は不適当な場所への放置によるもの

たばこによる火災は、3,058件で全火災の8.2%を占めている。主な経過別出火件数をみると、不適当なところに置くが1,903件と最も多くなっている（**第1-1-15図、資料1-1-34**）。

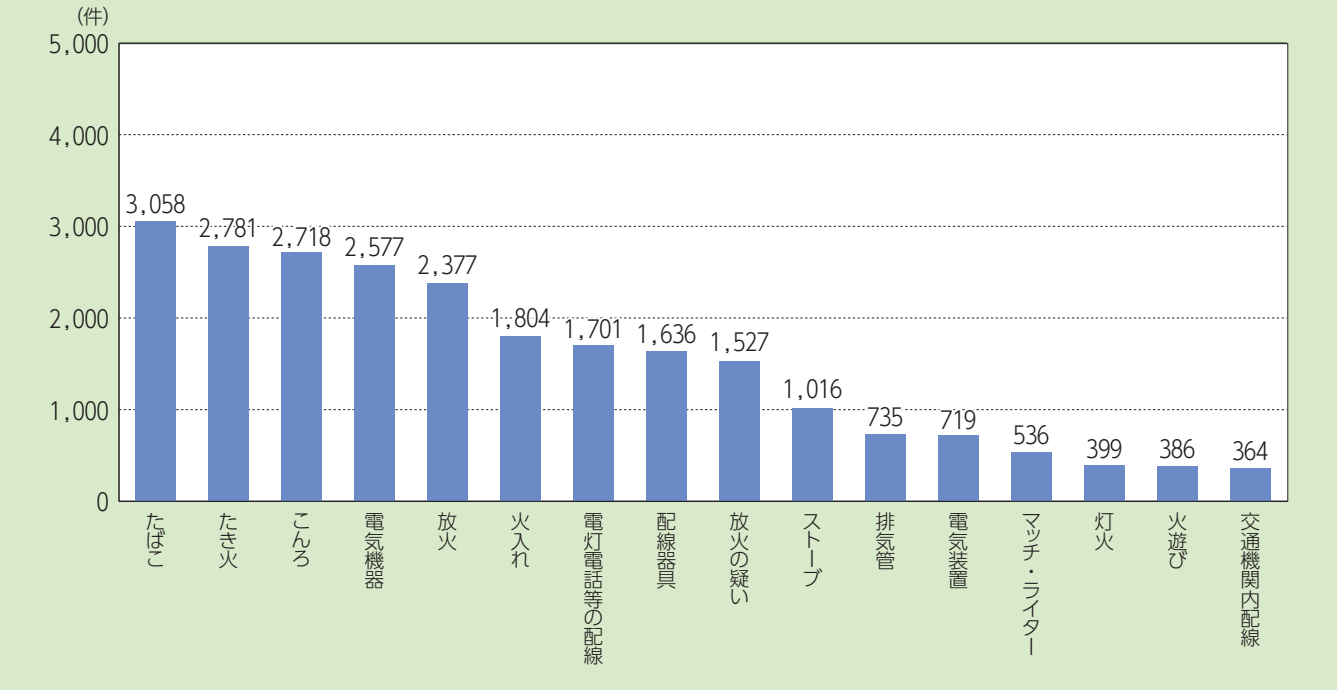
（２）「放火」及び「放火の疑い」の合計は減少

放火による出火件数は、2,377件（全火災の6.4%、対前年比4.7%減）となっている。これに放火の疑いを加えると3,904件（全火災の10.5%、対前年比5.0%減）となっている。（**第1-1-16図、資料1-1-35**）。

次に、放火及び放火の疑いによる火災を発火源別

第1-1-15図　主な出火原因別の出火件数

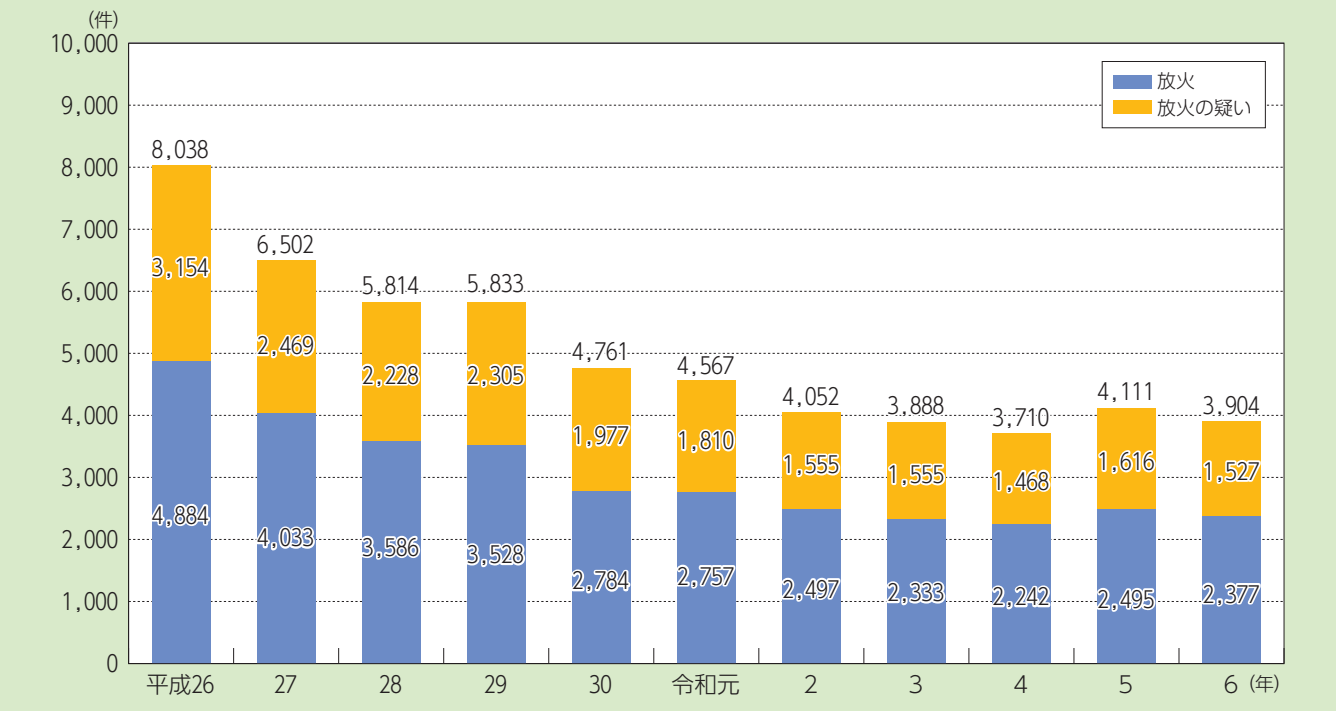
（令和６年中）



（備考）「火災報告」により作成

第1-1-16図　放火及び放火の疑いによる火災件数の推移

(各年中)



(備考)　「火災報告」により作成

にみると、ライターによるものが1,090件と最も多くなっている（**資料1-1-35**）。

また、放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別の出火件数をみると、16時の時間帯が最も多くなっている（不明を除く。）（**資料1-1-37**）。

（３）「こんろ」による火災で最も多いのは放置する、忘れるによるもの

こんろによる火災は、2,718件で全火災の7.3％を占めている（**第1-1-15図**）。

こんろの種類別では、ガスこんろによる火災が2,346件と最も多い。

主な経過別出火件数をみると、放置する、忘れるによるものが1,067件と最も多い（**資料1-1-38**）。

5 火災種別ごとの状況

（１）　建物火災

令和６年中の建物火災の出火件数は２万972件（対前年比２件減）となっている（**資料1-1-9**）。

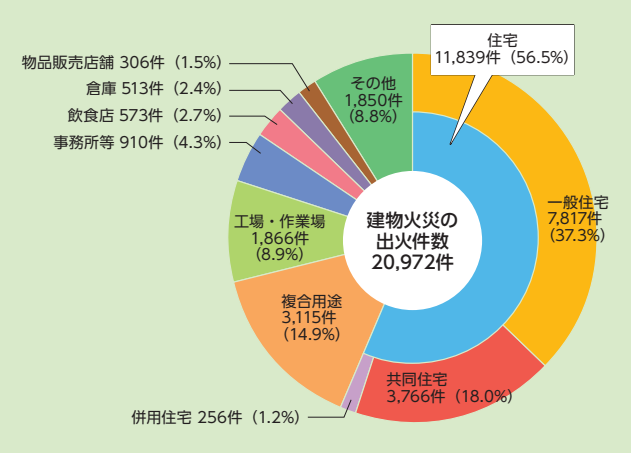
ア　建物火災の56.5％が住宅火災で最多

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅での火災が１万1,839件と最も多く、全体の56.5％を占めている（**第1-1-17図、資料1-1-39**）。また、建物火災の要因としては、こんろ、電気機器、たばこによるものが多くなっている（**資料1-1-40**）。

また、月別の出火件数をみると、12月が最も多くなっており、冬季から春季にかけて多く発生している（**資料1-1-41**）。

第1-1-17図　建物火災の火元建物用途別の状況

(令和６年中)



(備考)　1　「火災報告」により作成
2　共同住宅、工場・作業場、事務所等、倉庫、飲食店及び物品販売店舗の区分は、消防法施行令別表第一による区分。なお、複合用途については、消防法施行令別表第一により区分される特定複合用途及び非特定複合用途の出火件数の合計数。

イ　建物火災の35.2％が木造建物で最多

建物火災の出火件数を火元建物の構造別にみると、木造建物が最も多く、7,391件となっている。

火元建物以外の棟に延焼した火災件数の割合（延焼率）を火元建物の構造別にみると、木造が最も高くなっている（その他・不明を除く。）。火元建物の構造別に火災１件当たりの焼損床面積をみると、木造は全建物火災の平均の1.8倍となっている（**資料1-1-42**）。

また、出火件数を損害額及び焼損床面積の段階別にみると、１件につき損害額が10万円未満の火災の出火件数が建物火災全体の57.3％を占めている。また、焼損床面積50㎡未満の火災の出火件数が、建物火災全体の80.3％を占めている（**資料1-1-43**）。

（２）　林野火災

令和６年中の林野火災の出火件数は831件（対前年比468件減）、焼損面積は1,073ha（同230ha増）、死者数は８人（対前年比同数）、損害額は７億3,653万円（同６億1,134万円増）となっている（**資料1-1-44**）。

林野火災の出火件数を月別にみると、４月に最も多く発生しており、次いで１月、５月と、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹く時期に多くなっている（**第1-1-18図**）。

林野火災の出火件数を焼損面積別にみると、焼損面積10ha未満は821件で、全体の98.8％を占めている（**資料1-1-45**）。

林野火災の出火件数を原因別にみると、たき火によるものが245件（全体の29.5％）と最も多く、次いで火入れ*2が153件（同18.4％）、放火（放火の疑いを含む）が73件（同8.8％）の順となっている（**資料1-1-46**）。

（３）　車両火災

令和６年中の車両火災の出火件数は3,546件（対前年比25件増）、死者数は74人（放火自殺者等38人を含む。同31人減）、損害額（車両火災以外の火災種別に分類している車両被害は除く。）は24億5,415万円（同１億2,157万円増）となっている（**資料1-1-47**）。

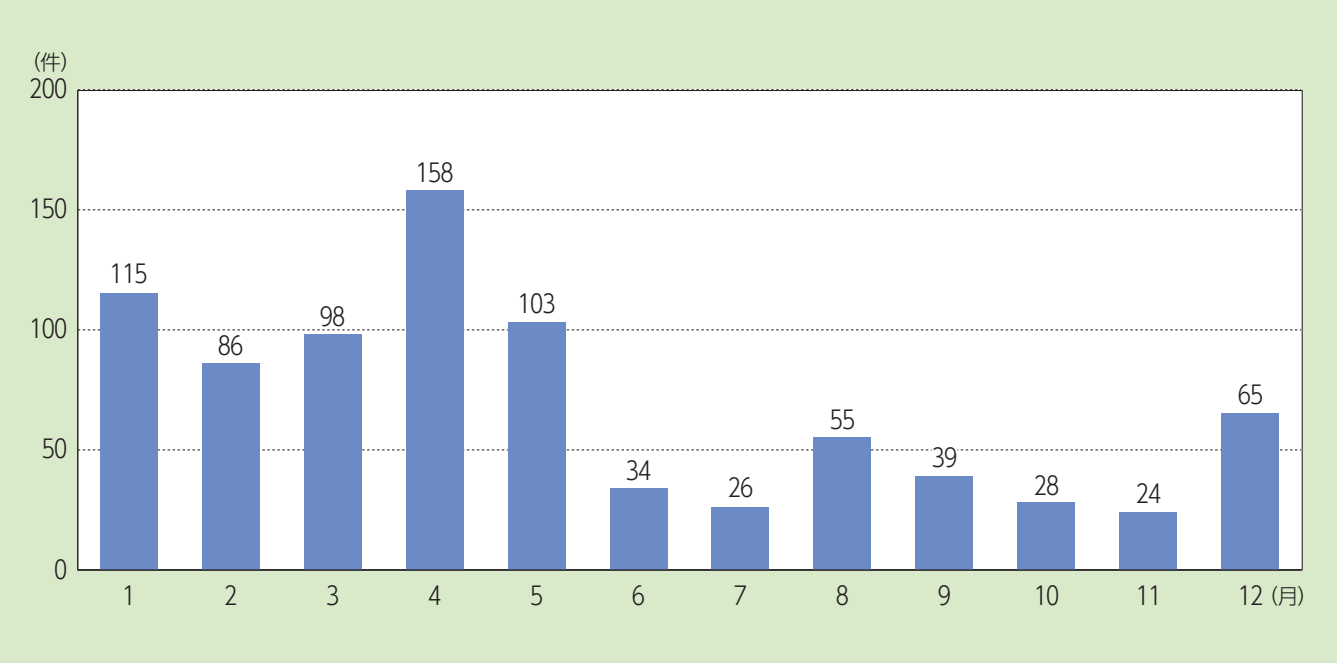
車両火災の出火件数を原因別にみると、排気管によるものが636件（全体の17.9％）と最も多く、次いで電気機器が316件（同8.9％）、交通機関内配線が311件（同8.8％）の順となっている（**資料1-1-48**）。

（４）　船舶火災

令和６年中の船舶火災の出火件数は62件（対前年比４件増）、死者数は２人（同２人増）、損害額（船舶火災以外の火災種別に分類している船舶被害は除

第1-1-18図　林野火災の月別出火件数

（令和６年中）



（備考）「火災報告」により作成

＊２　火入れ：土地の利用上の目的をもって、その土地の上にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為

く。）は６億4,918万円（同１億9,949万円減）となっている（**資料1-1-49**）。

（５）　航空機火災

令和６年中の航空機火災の出火件数は３件（対前年比２件増）、死者数は０人（対前年比同数）、損害額（航空機火災以外の火災種別に分類している航空機被害は除く。）は128億5,303万円（同128億4,739万円増）となっている（**資料1-1-50**）。

火災予防行政の現況

1 住宅用火災警報器の設置の現況

消防法（昭和23年法律第186号）及び各市町村の条例において、住宅用火災警報器の設置が義務付けられており、全国の消防本部等において、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等と協力して、設置の徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。令和７年６月１日時点で全国の設置率*3は84.9%、条例適合率*4は65.8%となっており、都道府県別にみると設置率及び条例適合率は福井県が最も高くなっている（**資料1-1-51**）。

2 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等*5の設置、防炎物品の使用などを義務付けている。

令和７年３月31日現在、全国の防火対象物数（「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象）による数）は、430万869件である。

また、21大都市（東京都特別区及び指定都市）の防火対象物数は、124万280件と全国の防火対象物の28.8%を占めている。特に都市部に集中しているものは、地下街（全国の86.2%）、準地下街*6（同83.3%）、性風俗特殊営業店舗等（同61.6%）などである（**第1-1-1表**）。

3 防火管理制度

（１）　防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者（以下、本節において「管理権原者」という。）に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者*7を選任し、消火、通報、避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画*8の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

令和７年３月31日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に105万9,384件あり、そのうち84.5%に当たる89万5,684件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は84万7,761件で全体の80.0%となっている（**資料1-1-52**）。

（２）　統括防火管理者

消防法では、高層建築物（高さ31ｍを超える建築物）、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物*9等のうち、管理権原が分かれているものについては、防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体の防火安

＊３　設置率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一か所以上設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。）の全世帯に占める割合
＊４　条例適合率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分の全てに設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除されている世帯を含む。）の全世帯に占める割合
＊５　消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯等）
＊６　準地下街：建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの
＊７　防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者
＊８　防火管理に係る消防計画：防火管理者が作成する防火管理上必要な事項を定めた計画書
＊９　特定防火対象物：百貨店、飲食店等の多数の者が出入りするものや病院、老人保健施設、幼稚園等要配慮者が利用するもの等の一定の防火対象物

第1-1-1表　防火対象物数

（令和７年３月31日現在）

防火対象物の区分			全国	21大都市	割合(%)
(一)	イ	劇場等	4,503	630	14.0
	ロ	公会堂等	62,617	6,279	10.0
(二)	イ	キャバレー等	700	143	20.4
	ロ	遊技場等	7,332	1,307	17.8
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	151	93	61.6
	ニ	カラオケボックス等	2,004	521	26.0
(三)	イ	料理店等	2,064	381	18.5
	ロ	飲食店	84,340	17,746	21.0
(四)		百貨店等	156,649	28,605	18.3
(五)	イ	旅館等	59,807	8,539	14.3
	ロ	共同住宅等	1,420,193	556,783	39.2
(六)	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	5,262	997	18.9
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	2,394	467	19.5
		(3) 病院((1)に掲げるものを除く)、有床診療所((2)に掲げるものを除く)、有床助産所	9,102	2,206	24.2
		(4) 無床診療所、無床助産所	47,664	9,268	19.4
		小　計	64,422	12,938	20.1
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	48,395	9,661	20.0
		(2) 救護施設	235	42	17.9
		(3) 乳児院	132	29	22.0
		(4) 障害児入所施設	485	84	17.3
		(5) 障害者支援施設等	9,204	1,641	17.8
		小　計	58,451	11,457	19.6
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	22,692	3,995	17.6
		(2) 更生施設	240	41	17.1
(六)	ハ	(3) 保育所等	39,661	8,992	22.7
		(4) 児童発達支援センター等	5,878	1,014	17.3
		(5) 身体障害者福祉センター等	27,591	4,950	17.9
		小　計	96,062	18,992	19.8
	ニ	幼稚園等	14,517	3,725	25.7
(七)		学校	123,337	28,003	22.7
(八)		図書館等	7,640	884	11.6
(九)	イ	特殊浴場	1,396	635	45.5
	ロ	一般浴場	3,486	730	20.9
(十)		停車場	3,889	1,431	36.8
(十一)		神社・寺院等	58,795	12,444	21.2
(十二)	イ	工場等	476,002	69,271	14.6
	ロ	スタジオ	422	138	32.7
(十三)	イ	駐車場等	52,717	13,590	25.8
	ロ	航空機格納庫	1,010	89	8.8
(十四)		倉庫	342,917	53,045	15.5
(十五)		事務所等	509,697	112,398	22.1
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	389,530	149,348	38.3
	ロ	非特定複合用途防火対象物	284,895	127,992	44.9
(十六の二)		地下街	58	50	86.2
(十六の三)		準地下街	6	5	83.3
(十七)		文化財	9,997	1,616	16.2
(十八)		アーケード	1,263	472	37.4
(十九)		山林	0	0	0.0
合　計			4,300,869	1,240,280	28.8

（備考）　1　「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、(一) 項から (十六の三) 項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡以上のもの及び (十七) 項から (十九) 項までに掲げる防火対象物が対象。）により作成
2　21大都市とは、東京都23区及び20の指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）をいう。

全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

令和７年３月31日現在、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に９万359件あり、そのうち70.2%に当たる６万3,468件について統括防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、建物全体の防火管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は６万1,718件で、全体の68.3%となっている（**資料1-1-53**）。

（3）　防火対象物定期点検報告制度

消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（以下、本節において「防火対象物点検資格者」という。）による点検及び点検結果の消防機関への報告を１年に１回義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について３年以上の実務経験を有する消防設備士*10や、防火管理者として３年以上の実務経験を有する者等、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

令和７年３月31日現在、防火対象物点検資格者の数は３万7,271人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務付けられた防火対象物のうち管理を開始した時から３年が経過しているものは、当該防火対象物の管理権原者の申請に基づいた消防機関が行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、３年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は、「防火優良認定証」を、それぞれ表示することができる。

＊10　消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者

4 防災管理制度

（１） 防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、大規模・高層建築物等の管理権原者に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画*11の作成、地震発生時の特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者*12の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務を行う自衛消防組織*13の設置を義務付けている。

令和７年３月31日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に１万173件あり、そのうち85.8％に当たる8,728件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防災管理者が自ら事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は8,418件で全体の82.7％、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は9,243件で全体の90.9％となっている（**資料1-1-54**）。

（２） 統括防災管理者

消防法では、防災管理対象物のうち管理権原が分かれているものについては、防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防災安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

令和７年３月31日現在、統括防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に3,226件あり、そのうち85.0％に当たる2,743件について統括防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、建物全体の防災管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は2,552件で全体の79.1％となっている（**資料1-1-55**）。

5 立入検査と違反是正

（１） 立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法に基づき、防火対象物に立ち入って検査を行っている。

令和６年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、75万9,676回となっている（**資料1-1-56**）。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法に基づき、防火管理者の選任や消防用設備等の設置等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法に基づき、当該防火対象物の改修、移転、除去等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができるとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている（**資料1-1-57**、**資料1-1-58**、**資料1-1-59**、**資料1-1-60**）。

特に、重大違反対象物*14については、火災危険性が高いことから、その違反の重大性を踏まえ、重点的に是正指導を行うとともに、是正指導に従わない場合は、警告、命令等の措置を実施し、その早期是正を図っている（**資料1-1-61**）。

（２） 適マーク制度

適マーク制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、基準に適合しているホテル・旅館等において表示マーク（銀）を掲出することができることとされている。

また、表示マーク（銀）が３年間継続して交付されており、かつ、消防法令及び建築法令に関する基準に適合しているホテル・旅館等においては、表示マーク（金）を掲出することができることとされている。

＊11　防災管理に係る消防計画：防災管理者が作成する防災管理上必要な事項を定めた計画書
＊12　防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等の一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者
＊13　自衛消防組織：防火対象物の従業員からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するための必要な業務を行うもの
＊14　重大違反対象物：屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない建物で、これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの又は本来の機能が損なわれている状態にあるもの

なお、消防庁ホームページにおいて全国の適マーク交付施設を公開している（参照URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/hyoujiseido/）。

（３）違反対象物の公表制度

違反対象物の公表制度は、特定防火対象物で屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるもの等を、市町村の条例に基づき、市町村等のホームページに公表する制度である。

なお、消防庁ホームページでは、全国の市町村における公表制度の実施状況を公開している（参照URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/publication/index.html）。

6 消防用設備等

（１）　消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

令和６年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、19万2,946件で、そのうち不同意としたものは９件であった（**資料1-1-62**）。

（２）　消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、令和７年３月31日現在、スプリンクラー設備の設置率（設置数／設置必要数）は99.9％、自動火災報知設備の設置率は99.7％となっている（**資料1-1-63**）。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。

また、消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

（３）　消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができることとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者（消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者）に行わせなければならないこととされている。

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。

令和７年３月31日現在、消防設備士の数は延べ137万6,123人（**資料1-1-64**）、消防設備点検資格者の数は特種（特殊消防用設備等）831人、第１種（機械系統）17万6,341人、第２種（電気系統）16万5,573人となっている。

（４）　防炎規制

ア　防炎物品の使用状況

高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要のある防火対象物や、劇場、旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物（以下、本節において「防炎防火対象物」という。）においては、着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することが火災予防上非常に有効である。このことから、防炎防火対象物においてはカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（以下、本節において「防炎対象物品」という。）には、消防法

により、所定の防炎性能を有するもの（以下、本節において「防炎物品」という。）を使用することを義務付けている。

令和７年３月31日現在、全国の防炎防火対象物数は、109万1,482件であり、適合率（防炎防火対象物において使用される防炎対象物品が全て防炎物品である防炎防火対象物の割合）は、カーテン・どん帳等を使用する防炎防火対象物で87.6%、じゅうたんを使用する防炎防火対象物で88.1%、展示用合板を使用する防炎防火対象物で83.5%となっている（**資料1-1-65**）。

イ　寝具類等の防炎品の普及啓発

防炎対象物品以外の布団やパジャマ、自動車やオートバイのボディカバー等についても、防炎品を使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁ではホームページ（参照URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/fire_retardant/）において、これらの防炎品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

（５）　火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から、こんろ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備などの火を使用する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令に基づき、各市町村が定める火災予防条例によって規制されている。

7 消防用機械器具等の検定等

（１）　検定

消防法では、検定の対象となる消防用機械器具等（以下、本節において「検定対象機械器具等」という。）は、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等、消防法施行令に定める12品目である。

この検定は、「型式承認」（型式に係る形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している旨について総務大臣が行う承認）と「型式適合検定」（検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて日本消防検定協会又は登録検定機関が行う検定）からなっている。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同等以上の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとされている。

検定制度では、過去の不正事案等を踏まえて、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通させた場合の総務大臣による回収命令や罰則等を消防法で規定している。

令和６年度中の型式承認は、消火器５件、消火器用消火薬剤３件、泡消火薬剤１件、火災報知設備の感知器又は発信機36件、中継器９件、受信機13件、住宅用防災警報器２件、閉鎖型スプリンクラーヘッド３件、流水検知装置10件、一斉開放弁１件、金属製避難はしご３件及び緩降機０件となっている。また、型式適合検定の合格数は、2,249万7,892個となっている（**資料1-1-66**）。

（２）　自主表示

消防法では、自主表示の対象となる機械器具等（以下、本節において「自主表示対象機械器具等」という。）は、製造事業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことができるとされており、また、表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

また、検定対象機械器具等と同様に、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収命令や罰則等を消防法で規定している。

自主表示対象機械器具等は、動力消防ポンプ、消防用ホース等、消防法施行令に定める６品目である。令和６年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプ６件、消防用ホース21件、消防用吸管０件、消防用結合金具８件、エアゾール式簡易消火具２件及び漏電火災警報器０件となっている。

8 消防用設備等に係る技術基準の性能規定

消防用設備等に係る技術上の基準は、消防防災分

野における技術開発を促進するとともに、一層の効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有していると確認できた設備については、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能である「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法（新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法）等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等（特殊消防用設備等）を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請し、性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき総務大臣が審査を行い、必要な性能を有すると認められたものを設置できることとするものである。令和７年３月31日現在、特殊消防用設備等としてこれまで80件が認定を受けている（**資料1-1-67**）。

9 消防庁長官による火災原因調査

火災の原因究明は全国の消防機関の役割であるが、それを補完することは国の責務であり、消防機関から要請があった場合及び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている。

本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見は必要に応じ、火災予防上の施策に反映されている。近年の消防庁長官による火災原因調査の結果を踏まえた火災予防上の措置の概要は、**第1-1-2表**のとおりである。

10 製品火災対策の推進

近年、火災の出火原因が極めて多様化する中、電気用品、燃焼機器、自動車など、国民の日常生活において身近な製品からも火災が発生しており、消費

第1-1-2表　近年の消防庁長官による火災原因調査の結果を踏まえた火災予防上の措置の概要

No.	出火日	場所	用途等	火災予防上の措置の概要
1	令和２年７月５日	静岡県 榛原郡吉田町	工場 （死傷者９人）	全国の消防機関に対し、安全管理体制の再点検及び安全管理マニュアルの再徹底を図るよう技術的助言を行った。
2	令和３年12月17日	大阪府 大阪市	複合用途ビル （死傷者28人）	「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」（令和４年12月消防庁予防課）を策定した。また、直通階段が一つの防火対象物を火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物に位置付け、「立入検査標準マニュアル」（平成14年８月30日総務省消防庁予防課、令和５年３月16日最終改正）及び「違反処理標準マニュアル」（平成14年８月30日総務省消防庁予防課、令和７年10月16日最終改正）を改正した。
3	令和４年２月11日	新潟県 村上市	工場 （死傷者７人）	火気設備の安全管理の徹底等について、「防火・防災管理に関する講習のガイドライン」（令和４年８月29日総務省消防庁予防課、令和５年１月20日最終改正）を改正した。また、違反是正の徹底等について、より一層の推進を図るため、「立入検査標準マニュアル」（平成14年８月30日総務省消防庁予防課、令和５年３月16日最終改正）及び「違反処理標準マニュアル」（平成14年８月30日総務省消防庁予防課、令和７年10月16日最終改正）を改正した。
4	令和６年１月１日	石川県 輪島市	市街地 （焼損棟数約240棟 焼失面積約49,000㎡）	地震火災による被害の防止や軽減を図るため、感震ブレーカーの普及について防災基本計画に盛り込むとともに、地震火災対策の推進について通知した。
5	令和７年２月26日	岩手県 大船渡市	林野 （焼損棟数226棟 焼失面積約3,370ha）	林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災注意報及び林野火災警報を創設し、的確な発令に努めることとし、たき火について届出の対象とするよう明確化した。また、「消防庁防災業務計画」（昭和38年12月消防庁、令和７年８月最終修正）を修正し、「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」（平成15年10月29日消防災第206号、令和７年８月29日最終改正）を改正した。

者の安心・安全の確保が強く求められていることから、消防庁では電気用品、燃焼機器、自動車等の不具合により発生した火災（以下「製品火災」という。）について対策の取組を強化している。

これらの火災について、消防庁では、各消防機関から火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計し、消費者の安心・安全の確保のための注意喚起等を迅速かつ効率的に行っている。

令和６年中に発生した電気用品、燃焼機器、自動車等の火災について集計したところ、全体では1,270件、うち「製品の不具合により発生したと判断された火災」が194件、「製品の不具合が直接的な要因となって発生したか否か特定に至らなかった火災」が1,076件であった（**第1-1-19図**）。

この調査結果については、全国の消防機関に周知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）と共有し、連携して製品火災対策を推進することとしている。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図り、火災原因調査・原因究明体制の充実に努めている。さらに、製品火災に係る積極的な情報収集や、関係機関との連携強化を図ることにより、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を促進することとしている。

火災予防行政の課題

1 住宅防火対策の推進

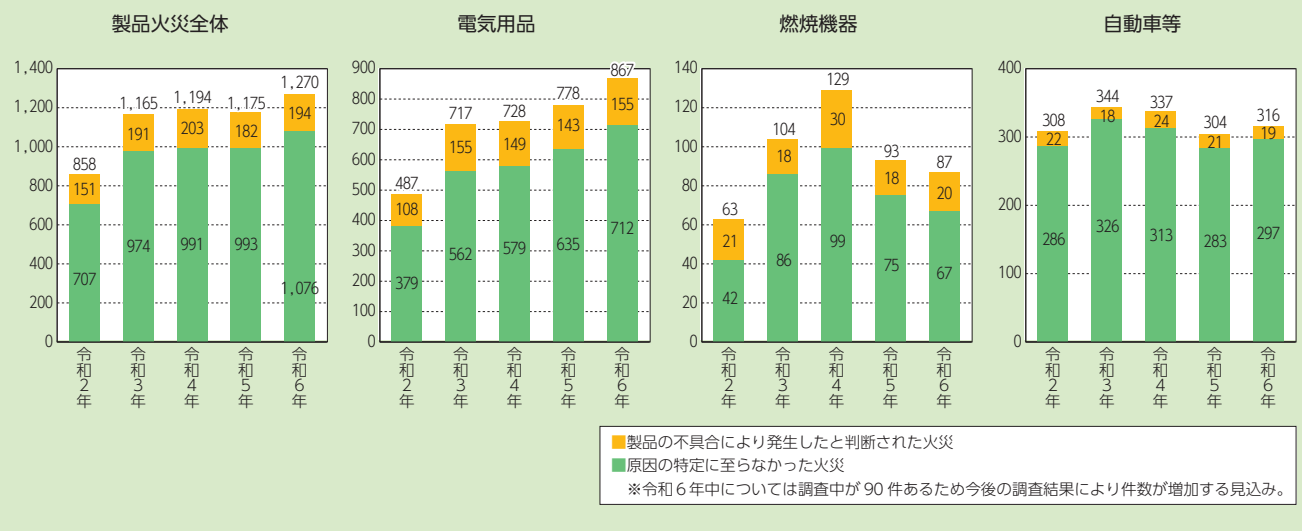
近年の住宅火災による年齢階層別死者数（放火自殺者等を除く。）は、65歳以上の高齢者の占める割合が７割以上と高水準で推移している状況であり、更なる高齢化の進展が見込まれる中で、住宅火災による高齢者の死者数の割合は今後増加していくことが予想される。

住宅火災による高齢者の死者数の低減を図るため、住宅における効果的な防火対策を高齢者や高齢者の家族が自ら行えるよう必要な情報の提供などを推進する必要があることから、近年の火災を取り巻く状況の変化や高齢者の生活実態等を踏まえ、「住宅防火いのちを守る10のポイント」をとりまとめ、その概要を示したリーフレット等を作成して広報啓発を行っている。

住宅用火災警報器については、平成23年６月に全ての住宅への設置が義務化され、令和３年６月に10年を経過したことから、定期的な点検や老朽化した機器の交換といった、適切な維持管理を促進することが重要である。交換の際には、連動型住宅用火災警報器、一酸化炭素等を感知して警報する機能を併せ持つ住宅用火災警報器、音や光を発する補助警報装置を併設した住宅用火災警報器など、付加的な機能を併せ持つ機器などへの交換を広報活動等を通じ

第1-1-19図　最近５年間の製品火災の調査結果の推移

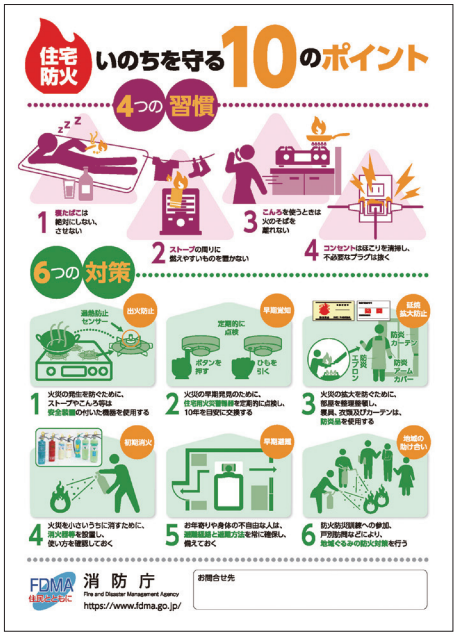
令和７年５月31日現在



（備考）　詳細については、消防庁ホームページ参照（URL：https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/cause/34530.html）

て促していく。

また、近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生しており、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカー等の普及を積極的に推進していく。



住宅防火いのちを守る10のポイント
リーフレット

2 リチウムイオン電池等に関する注意喚起

近年、リチウムイオン電池等の充電式電池に起因する火災が増加傾向にある。こうした充電式電池に起因する火災の予防に当たっては、PSEマーク（電気用品安全法に基づき、日本国内で販売される電気製品が安全基準を満たしていることを示すマーク）が付されたモバイルバッテリーの購入、使用時の取扱説明書の遵守、電池の膨張などの異常が生じた場合の使用中止、廃棄時の適切な取扱い等の措置が有効であり、消防庁では関係省庁と連携して重点的に注意喚起を行っている。

また、事業者や各省庁が公開しているリコール情報を定期的に確認し、リコール製品を使用しないよう広報している。



特定電気用品以外の電気用品

3 社会変化を踏まえた防火安全対策の推進

（1） 関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン

近年、労働人口の減少や、デジタル技術の進展等を背景に、従業員等が常駐することなくサービスを提供する事業形態が様々な業種で見られるようになってきている。

特に、不特定多数の利用客が滞在する宿泊施設は、過去にも死傷者を伴う火災が発生していることから、「令和６年度予防行政のあり方に関する検討会」において、主に防火管理のソフト面に係る防火安全対策について検討を行い、「関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドライン」（令和７年３月総務省消防庁）を策定した。ガイドラインでは、施設関係者が不在となる時間帯についての施設情報をあらかじめ利用者に周知することや、火災を未然に防ぐための対策、火災発生時の応急対策について示している。

今後、ガイドラインに基づく消防計画の整備や訓練の実施について徹底を図っていく。

（2） 大規模倉庫における効果的な防火管理に関するガイドライン

近年、人手不足やインターネット通販の拡大などの社会的背景により、物流効率化等を目的として、倉庫の大規模化や物流関連の諸業務の一体化が進んでいる。これに伴い、多数の労働者を収容する倉庫、福利厚生施設等を併設する倉庫、複数の事業者がテナント利用する倉庫、仕分け作業等の自動化を進める倉庫など、様々な特徴を持つ倉庫が増えてきている。

このような状況を踏まえ、「令和６年度予防行政のあり方に関する検討会」において、平時の火災予防、火災発生時の応急対応などの防火安全対策について検討を行い、「大規模倉庫における効果的な防火管理に関するガイドライン」（令和７年３月総務省消防庁）を策定した。ガイドラインでは、上述のような近年の倉庫の特徴と想定される火災リスクを整理した上で、大規模倉庫において火災を未然に防ぐための対策や、火災発生時の応急対策について示している。

今後、ガイドラインに基づく効果的な防火管理体制の構築について徹底を図っていく。

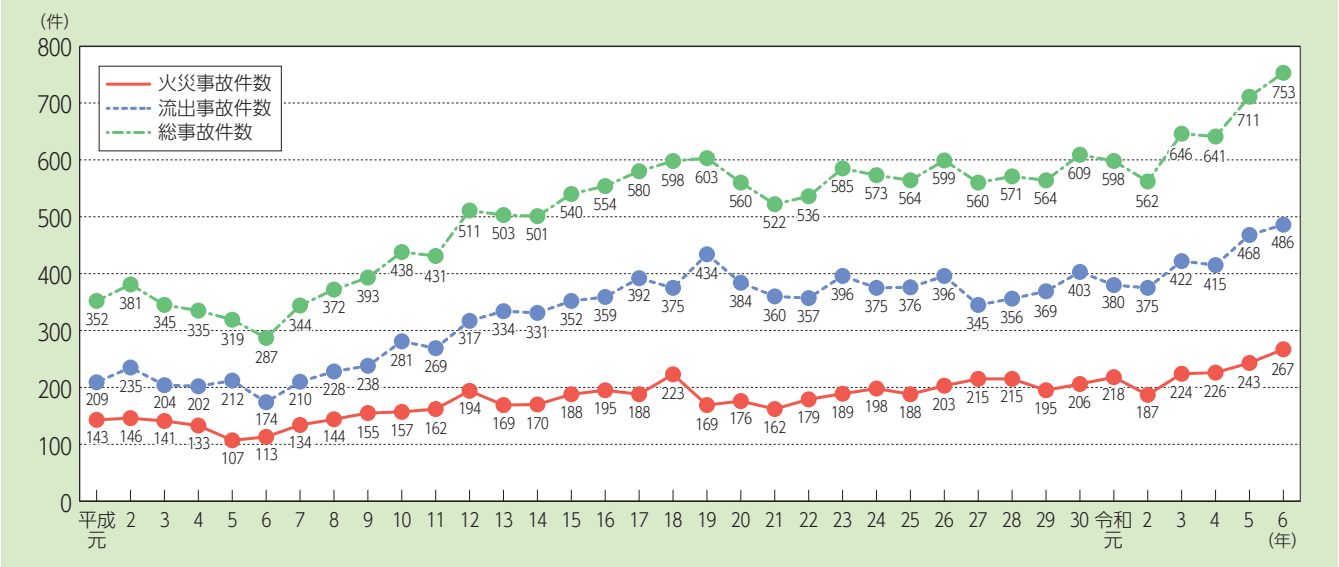
第２節　危険物施設等における災害対策

危険物施設等における災害の現況と最近の動向

危険物施設における事故は、火災（爆発を含む。）と危険物の流出に大別される。令和６年中は、火災事故が267件、流出事故が486件で合計753件となっている（**第1-2-1図**）。

第1-2-1図　危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移

（各年中）



（備考）　1　「危険物に係る事故の概要」により作成
2　事故発生件数の年別傾向を把握するために、震度６弱以上（平成８年（1996年）９月以前は震度６以上）の地震により発生した件数を除く。

1 火災事故

令和６年中に危険物施設において発生した火災事故の件数は267件（対前年比24件増）となっている。主な発生要因については、維持管理不十分、操作確認不十分といった人的要因によるものが多くを占めている（**資料1-2-1、資料1-2-2、資料1-2-3、資料1-2-4、資料1-2-5**）。

2 流出事故

令和６年中に危険物施設において発生した流出事故の件数は486件（対前年比18件増）となっている。発生要因については、腐食疲労等劣化など物的要因によるものが多くを占めている（**資料1-2-6、資料1-2-7、資料1-2-8、資料1-2-9**）。

危険物行政の現況

1 危険物規制

（１）　危険物規制の体系

消防法（昭和23年法律第186号）では、①火災発生の危険性が高い、②火災が発生した場合にその拡大の危険性が高い、③消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」として指定し、これらの危険物について、貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制を行うことにより、火災の防止や、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、又は火災による被害を軽減することとされている（**資料1-2-10、資料1-2-11、資料1-2-12**）。

なお、危険物に関する規制の概要は、次のとおり

である。

・指定数量（消防法で指定された、貯蔵又は取扱いを行う場合に許可が必要となる数量）以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を法令で定める基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。

・危険物の運搬については、その量の多少を問わず、法令で定める安全確保のための基準に従って行わなければならない。

・指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いについては、市町村条例の基準に従って行わなければならない。

（２）　危険物取扱者

危険物取扱者は、「甲種」「乙種」「丙種」の３つに区分されており、区分によって取り扱うことができる危険物の種類が異なる。危険物施設での危険物の取扱いは、危険物取扱者が自ら行うか、その他の者が取り扱う場合には、甲種又は乙種危険物取扱者の立ち会いの下行わなければならないとされている。

令和７年３月31日現在、危険物取扱者制度発足以来の危険物取扱者試験の合格者総数（累計）は1,040万6,300人となっており、危険物施設における安全確保に大きな役割を果たしている。

ア　危険物取扱者試験

令和６年度中の危険物取扱者試験は、全国で4,185回（対前年度比83回減）実施された。受験者数は31万6,301人（同386人増）、合格者数は12万2,102人（同840人減）で平均の合格率は約38.6％（同0.3％減）となっている（**第1-2-2図**）。

試験の種類別にみると、受験者数では、乙種第４類が最も多く、次いで甲種、丙種となっており、この３種類で全体の約８割を占めている。

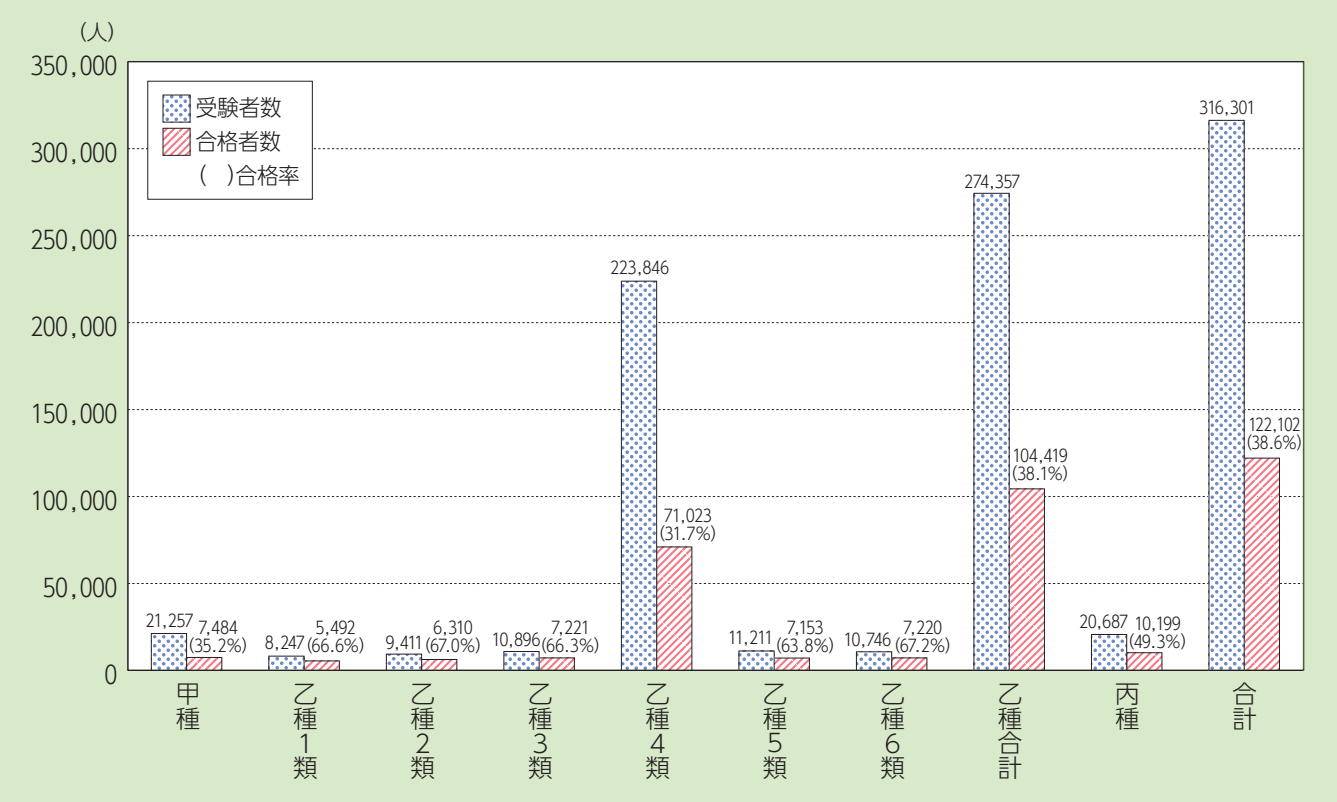
イ　保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として３年に１度、都道府県知事等が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下、本節において「保安講習」という。）を受けなければならないこととされている。

令和６年度中の保安講習は、全国で1,479回（対前年度比62回減）実施され、18万4,998人（同3,794人増）が受講している（**資料1-2-13**）。

第1-2-2図　危険物取扱者試験実施状況

（令和６年度）



（備考）「危険物取扱者・消防設備士試験・免状統計表」（(一財）消防試験研究センター）により作成

（３）　事業所における保安体制

事業所における保安体制の整備を図るため、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設の所有者等には、危険物保安監督者の選任、危険物施設保安員の選定、予防規程の作成が義務付けられている。また、同一事業所において一定の危険物施設を所有等し、かつ、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う者には、自衛消防組織の設置、危険物保安統括管理者の選任が義務付けられている。

（４）　保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに、市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査（保安検査）を受けることが義務付けられている。

（５）　立入検査及び措置命令

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いが消防法で定められた基準に適合しているかについて立入検査を行うことができる。

立入検査を行った結果、消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、貯蔵又は取扱いに関する遵守命令、施設の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を発することができる（**資料1-2-14**）。

２　石油パイプラインの保安

（１）　石油パイプライン事業の保安規制

一般の需要に応じて石油の輸送事業を行うものについては、石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）により、事業の許可や工事計画の認可、保安検査等が行われ、その安全性を確保している。

石油パイプライン事業法の適用を受けている施設は、現在、成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインだけである。

（２）　石油パイプラインの保安の確保

石油パイプライン事業法に基づく成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインについては、定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

危険物行政の課題

１　官民一体となった事故防止対策の推進

危険物施設における火災事故及び流出事故の件数は、平成６年（1994年）以降増加傾向である（**第1-2-1図**）。

危険物施設における事故を防止するためには、危険物施設の経年劣化をはじめとする事故要因への対策を適切に講じる必要がある。

このような状況を踏まえ、関係業界や消防機関等により構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会」において、平成28年３月、事故防止対策をより効果的なものとするため、「危険物等に係る重大事故の発生を防止すること」が目標として定められ、この目標に向けた関係業界や消防機関等の取組を取りまとめた「危険物等事故防止対策実施要領」が毎年度策定されている。

今後も、事故に係る調査分析結果等の情報共有や、各地域における取組の推進など、関係機関が一体となって事故防止対策を推進していく必要がある。

２　科学技術及び産業経済の進展等を踏まえた安全対策の推進

科学技術及び産業経済の進展等に伴い、危険物行政を取り巻く環境は常に変化しており、新たな危険性物質の出現、危険物の流通形態の変化、危険物施設の多様化・複雑化、設備・機器の高経年化等への対応が求められている。

消防法上の危険物に指定されていないが、火災危険性を有するおそれのある物質への対応を図るため、消防庁では検討会を毎年開催しており、新たな化学物質等について広く調査を行うとともに、火災危険性を有するおそれのある物質を抽出して性状確認等を行っている。今後も新たな化学物質等の火災危険性について早期把握に努める必要がある。

また、近年、危険物施設は高経年化が進み、腐食・劣化等を原因とする事故件数が増加しており、AIやIoT等の最新技術を活用した効果的な予防保全の実現などが期待されていることから、これらの活

用について柔軟な対応ができるよう調査検討を行っている。

３ 大規模自然災害への対応

大規模な自然災害により、危険物施設において火災・流出事故が発生した場合には、周辺住民の安全や産業、環境に対して多大な影響を及ぼすおそれがある。

消防庁では、風水害対策について、平成30年の７月豪雨や台風21号等による教訓を踏まえ、危険物施設の形態別による対策上のポイントやチェックリスト等を取りまとめた「危険物施設の風水害対策ガイドライン」（令和２年３月総務省消防庁。令和３年３月一部改訂）を策定し、全国の都道府県及び市町村へ通知している。

また、地震対策について、平成23年３月に発生した東日本大震災における教訓を踏まえ、危険物施設における津波被害の防止・軽減策を予防規程に追加するとともに、危険物施設の震災等対策のポイントや留意点をまとめた「危険物施設の震災等対策ガイドライン」（平成26年３月総務省消防庁）を策定し、全国の都道府県及び市町村へ通知している。

災害時の応急対策や復旧の段階において、ガソリン等の燃料の緊急的な供給など、消防法令の弾力的な運用が求められている。

消防庁では、危険物施設以外の場所でドラム缶から手動ポンプを用いた給油等を行うなど、一時的な危険物の取扱いを行う場合の安全対策や手続き等を取りまとめた「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」（平成25年10月総務省消防庁）を策定し、全国の都道府県及び市町村へ通知している。

第３節　石油コンビナート災害対策

石油コンビナート災害の現況と最近の動向

１　事故件数と被害

令和６年中に石油コンビナート等特別防災区域（以下、本節において「特別防災区域」という。）の特定事業所*1で発生した事故件数は443件で、地震以外の事故（以下、本節において「一般事故」という。）は417件、地震及び津波による事故（以下、本節において「地震事故」という。）は26件となっている。

一般事故の発生件数の推移をみると、増加傾向にあり、令和６年中の事故は、過去最も多い417件（対前年比22件増）となっている（**第1-3-1図**）。

令和６年中、一般事故で死傷者の発生した事故は33件（同12件増）で、死傷者の内訳は、死者２人（同増減なし）、負傷者72人（同47人増）となっている。地震事故による死傷者は発生していない（**資料1-3-1**）。

２　事故の特徴

（１）　事故種別ごとの一般事故件数

事故種別ごとの一般事故件数は、火災138件（対前年比18件増）、爆発２件（同２件減）、漏えい270件（同４件増）、その他７件（同２件増）である（**資料1-3-2**）。

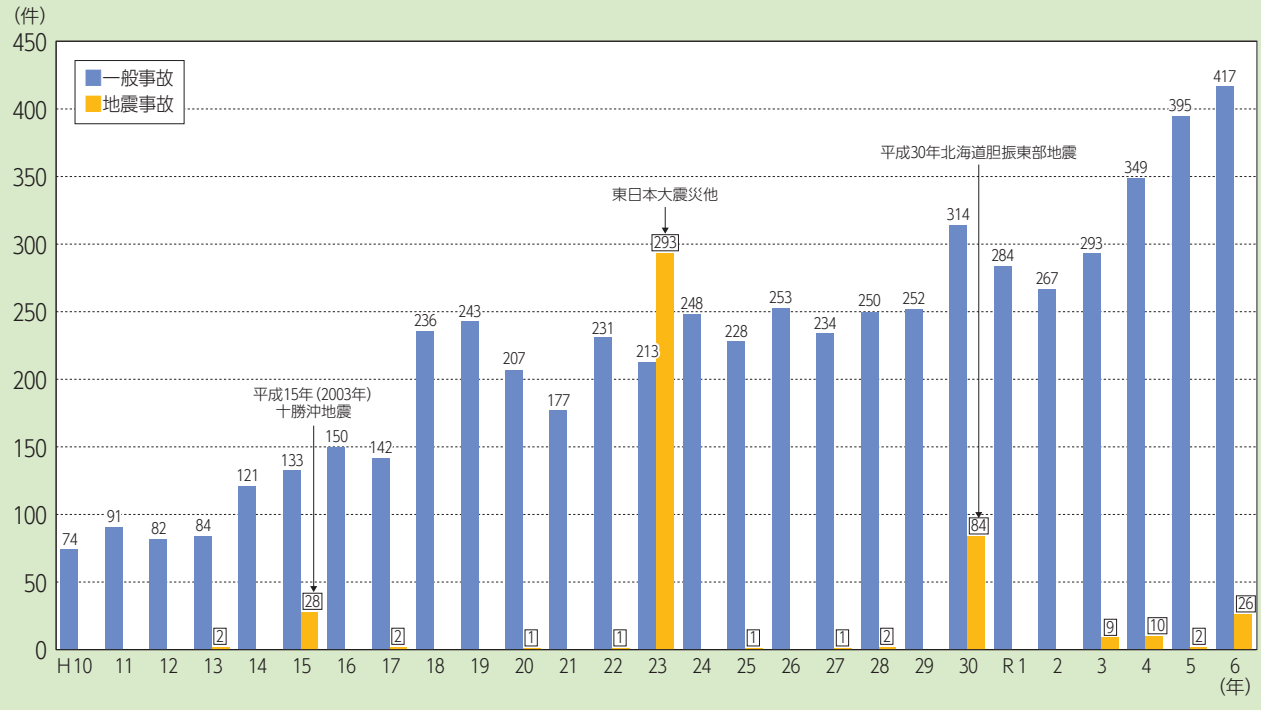
（２）　原因別の一般事故件数

原因別の一般事故件数は、人的要因によるものが160件（対前年比41件増）、物的要因によるものが233件（同13件減）、その他の要因によるものが24件（同６件減）である。

その内訳として主な原因では、腐食疲労等劣化

第1-3-1図　石油コンビナート事故発生件数の推移

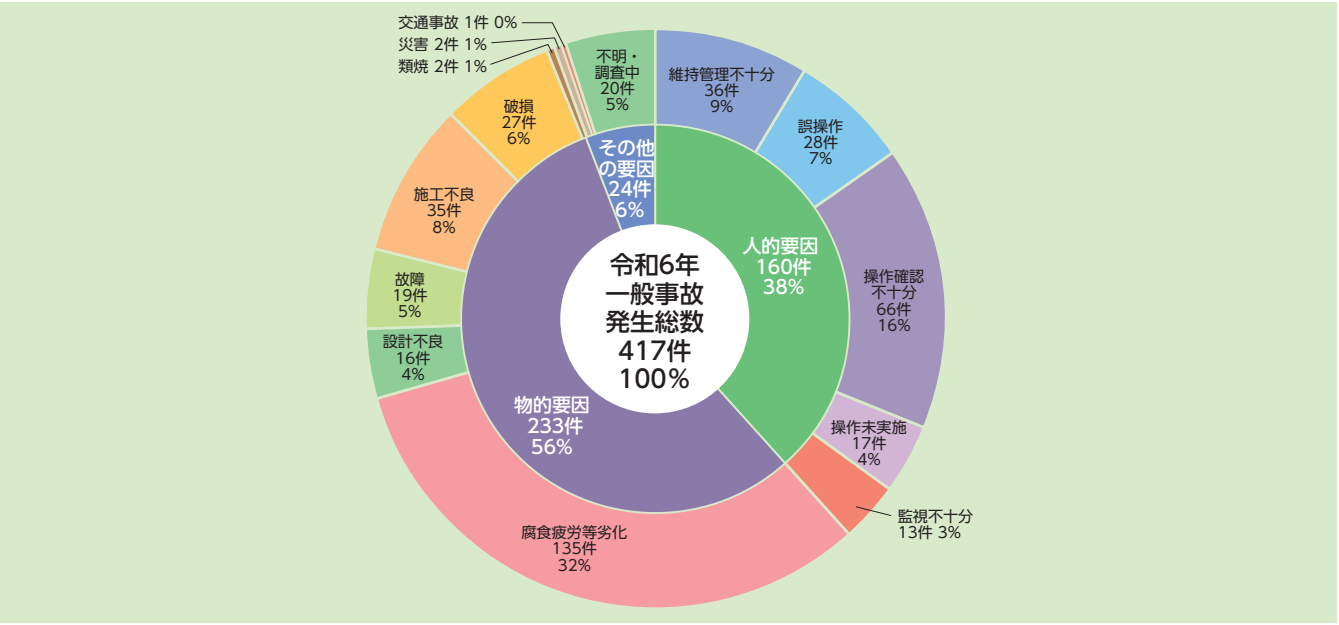
（各年中）



＊１　特定事業所：第１種事業所（石油の貯蔵・取扱量が１万kℓ以上又は高圧ガスの処理量が200万㎥以上等である事業所）及び第２種事業所（石油の貯蔵・取扱量が１千kℓ以上又は高圧ガスの処理量が20万㎥以上等である事業所）

第1-3-2図　原因別の一般事故件数

（令和６年中）



（備考）　小数点第一位を四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。

135件（同10件減）、操作確認不十分66件（同23件増）、維持管理不十分36件（同９件増）、施工不良35件（同６件減）となっている（**第1-3-2図**）。

（３）　特定事業所種別の一般事故件数

特定事業所種別の一般事故件数は、第１種事業所が340件（うちレイアウト事業所*２303件）で、全体の81.5％を占めている（**資料1-3-3**）。

（４）　特定事業所業態別の一般事故件数

特定事業所業態別の一般事故件数は、石油製品・石炭製品製造業関係が180件（対前年比４件増）、化学工業関係が128件（同７件増）、鉄鋼業関係が47件（同12件増）、倉庫業関係が19件（同７件増）である（**資料1-3-4**）。

石油コンビナート災害対策の現況

石油、高圧ガスを大量に集積している特別防災区域では、災害の発生及び拡大を防止するため、消防法（昭和23年法律第186号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）等による各種規制に加えて、各施設地区の配置、防災資機材等について定めた石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）による規制により、総合的な防災体制が確立されている。

1　特別防災区域の現況

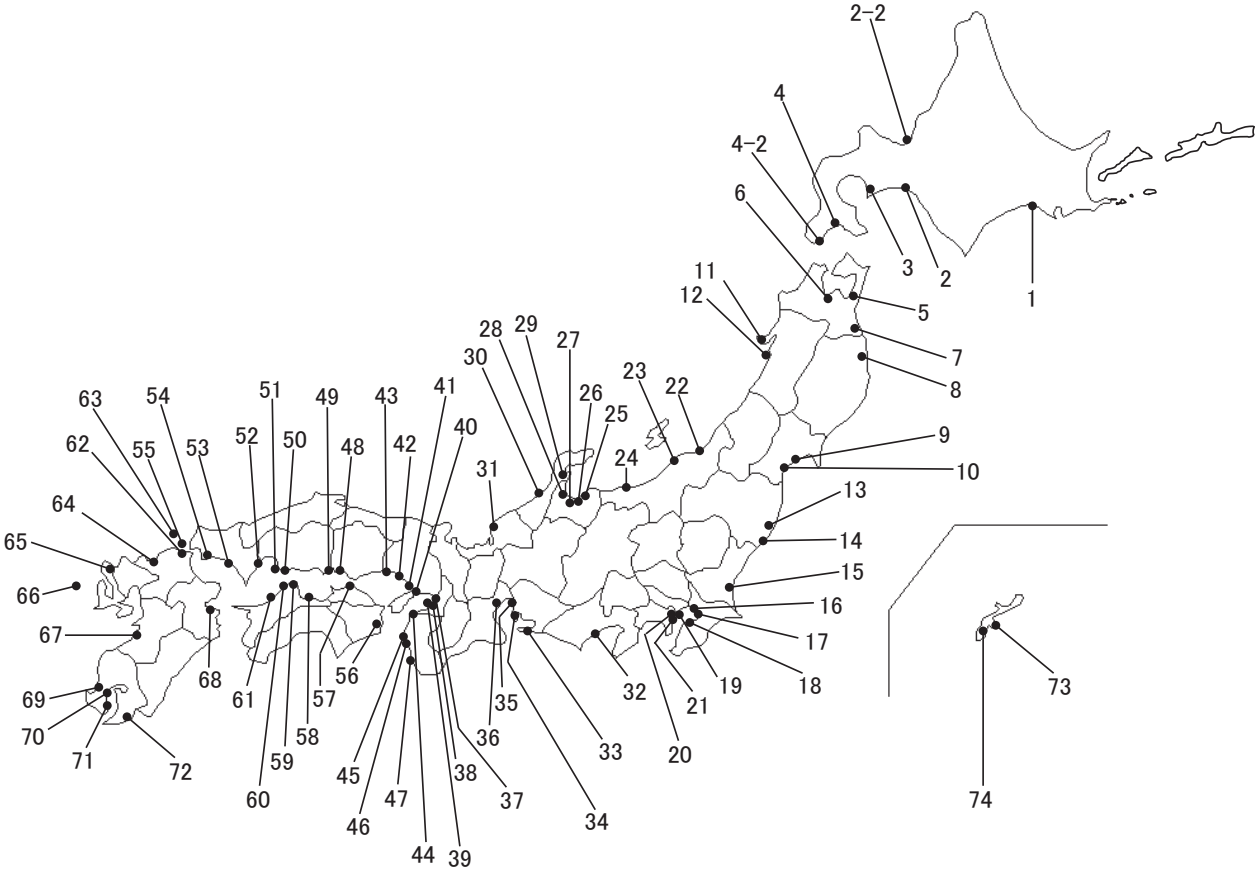
令和７年４月１日現在、石油コンビナート等災害防止法に基づき、32都道府県96市町村において、一定量以上の石油又は高圧ガスを大量に集積している76地区が特別防災区域に指定されている（**第1-3-3図**）。これら特別防災区域を85消防本部が所管している。

石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける特定事業所は632事業所であり、そのうち第１種事業所が309事業所（レイアウト事業所141事業所を含む。）、第２種事業所が323事業所である。

＊２　レイアウト事業所：第１種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所。当該事業所の敷地を用途に応じて製造施設地区、貯蔵施設地区等６つの地区に区分すること等のレイアウト規制（本節「石油コンビナート災害対策の現況　４．事業所のレイアウト規制」参照）の対象となる。

第1-3-3図　石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

（令和７年４月１日現在）



番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域	番号	特別防災区域
1	釧路	15	鹿島臨海	31	福井臨海	47	御坊	63	白島
2	苫小牧	16	京葉臨海北部	32	清水	48	水島臨海	64	福岡
2－2	石狩	17	京葉臨海中部	33	田原	49	福山・笠岡	65	福島
3	室蘭	18	京葉臨海南部	34	衣浦	50	江田島	66	上五島
4	北斗	19	東京国際空港	35	名古屋港臨海	51	能美	67	八代
4－2	知内	20	京浜臨海	36	四日市臨海	52	岩国・大竹	68	大分
5	むつ小川原	21	根岸臨海	37	大阪北港	53	周南	69	串木野
6	青森	22	新潟東港	38	堺泉北臨海	54	宇部・小野田	70	鹿児島
7	八戸	23	新潟西港	39	関西国際空港	55	六連島	71	喜入
8	久慈	24	直江津	40	神戸	56	阿南	72	志布志
9	塩釜	25	富山	41	東播磨	57	番の州	73	平安座
10	仙台	26	婦中	42	姫路臨海	58	新居浜	74	小那覇
11	男鹿	27	新湊	43	赤穂	59	波方		
12	秋田	28	伏木	44	和歌山北部臨海北部	60	菊間		
13	広野	29	七尾港三室	45	和歌山北部臨海中部	61	松山		
14	いわき	30	金沢港北	46	和歌山北部臨海南部	62	北九州		

※76区域

2 都道府県・消防機関における防災体制

（1） 防災体制の確立

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下、本節において「防災本部」という。）を中心として、総合的かつ計画的に防災体制を確立している。

防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下、本節において「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究の推進等の業務を行っている。

（2） 災害発生時の応急対応

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対応は、防災計画の定めるところにより、防災本部を中心として、都道府県、市町村、関係機関、特定事業者（特別防災区域に所在する特定事業所を設置している者）等が一体となって行われる。

その際、消防機関は、防御活動の実施、自衛防災組織等の活動に対する指示を行う等の重要な役割を担っている。

（3） 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備

令和７年４月１日現在、特別防災区域所在市町村の消防機関には、大型化学消防車63台、大型高所放水車46台、泡原液搬送車79台、大型化学高所放水車33台、３％泡消火薬剤3,125kℓ、６％泡消火薬剤216kℓ、消防艇32隻等が整備されているほか、特別防災区域所在都道府県には、泡原液貯蔵設備17基、可搬式泡放水砲１基等が整備されている。

消防庁は、緊急消防援助隊に特殊災害対応に特化した「エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）」の12地域への配備や消防ロボット（スクラムフォース）の配備などにより、特別防災区域所在市町村等の消防力の整備を支援している。

3 特定事業所における防災体制

（1） 自衛防災組織等の設置

石油コンビナート等災害防止法では、特定事業者に対し、自衛防災組織の設置、防災資機材等の整備、防災管理者の選任、防災規程の策定等を義務付けている。また、共同防災組織*3、広域共同防災組織*4及び石油コンビナート等特別防災区域協議会*5（以下、本節において「区域協議会」という。）の設置について規定している。

令和７年４月１日現在、全ての特定事業所（632事業所）に自衛防災組織が置かれ、66の共同防災組織、11の広域共同防災組織及び55の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織には防災要員が配置され、大型化学消防車72台、大型高所放水車31台、泡原液搬送車120台、大型化学高所放水車116台、大容量泡放水砲24基、油回収船20隻等が整備されている（**資料1-3-5**）。

（2） 大容量泡放射システムの配備

大容量泡放射システムは、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災に対応するため、毎分１万ℓ以上の放水能力を有する大容量泡放水砲、送水ポンプ、泡混合装置、ホース等で構成され、大容量泡放水砲１基当たり、従来の３点セット（大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車）の最大10倍程度の



大容量泡放射システム

＊３　共同防災組織：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して自衛防災組織の業務の一部を行うために設置する防災組織
＊４　広域共同防災組織：二以上の特別防災区域にわたる区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動に関する業務を行うために設置する広域的な共同防災組織
＊５　石油コンビナート等特別防災区域協議会：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して災害発生防止等に関する自主基準の作成や共同防災訓練等を実施することを目的に設置する協議会

泡放射を行うことができるものである。

現在、毎分１万ℓから４万ℓの放水能力を有する大容量泡放射システムが、全国で12の広域共同防災組織等に配備されている。

（３）　自衛防災体制の充実

消防庁では、「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」として、防災要員の教育訓練において、視覚的に分かりやすいテキストを作成し、災害発生時の初動対応、公設消防との連携等、防災要員として必要な知識や技術を身につけるに当たり、新任者だけでなく経験者へも活用できる研修モデルを提案し、防災体制の強化を図っている。

4 事業所のレイアウト規制

（１）　レイアウト規制

石油コンビナート等災害防止法では、レイアウト事業所について、敷地内の施設地区の配置や通路の確保等に関する一定の基準を設け、事業所の新設又は施設地区等の配置の変更を行う場合には、計画の届出を義務付けるとともに、その完了後には当該計画に適合しているかどうかについて確認を受けなければならないと規定している。

（２）　新設等届出等の状況

令和６年度におけるレイアウト事業所の新設及び変更届出件数は９件（対前年度比１件増）であり、確認件数は11件（同４件増）となっている（**資料1-3-6**）。

5 その他の災害対策

（１）　災害応急体制の整備

特定事業者は、異常現象*6が発生した場合には消防署又は市町村長の指定する場所へ直ちに通報するとともに、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせることが石油コンビナート等災害防止法において義務付けられている。

（２）　防災緩衝緑地等の整備

特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するために、地方公共団体が特別防災区域の周辺に整備する防災緩衝緑地等については、設置計画の作成、事業者負担金、財政上の特別措置等に関して、石油コンビナート等災害防止法に規定が設けられている。

6 最近の石油コンビナート等における災害対策

（１）　石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議

石油コンビナート保安の所管省庁である消防庁、厚生労働省及び経済産業省で定期的に連絡会議（石油コンビナート等災害防止３省連絡会議）を開催している。

当該会議は、事故に関する情報交換、政策動向の共有、事業者の災害防止に向けた取組の推進、災害発生時の連携した対応などを目的としており、石油コンビナートにおける災害防止に向けて省庁の垣根を越えて連携し、事故防止への取組を進めるとともに、インターネット上で事故情報等を発信している。（石油コンビナート等災害防止３省連絡会議３省共同運営サイト：https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html）

（２）　石油コンビナートの地震・津波対策

南海トラフ地震や首都直下地震による被害の発生が危惧されることから、東日本大震災の被害の状況を踏まえ、「石油コンビナートの防災アセスメント指針」（平成６年３月総務省消防庁）、「自衛防災組織等の防災活動の手引き」の改訂を行うなど、石油コンビナートにおける防災体制の充実強化を図っている。

（３）　石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト

消防庁では、特定事業所における自衛防災組織等の防災要員の技能及び士気の向上を図ることを目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催している。

当該コンテストは、11月５日の「津波防災の日」の前後に、大規模タンク火災への泡放射を想定した訓練をいかに安全・確実・迅速に行うかを競うもので、優秀な成績を収めた自衛防災組織等に総務大臣

＊６　異常現象：特定事業所における出火、爆発、石油等の漏えいその他の異常な現象

表彰及び消防庁長官表彰を授与している。



石油コンビナート等における自衛防災組織の
技能コンテストポスター



石油コンビナート等における自衛防災組織の
技能コンテスト表彰式

（４）　石油コンビナート等防災体制検討会の開催

消防庁では、特別防災区域における防災体制を強化するため、「石油コンビナート等防災体制検討会」を開催している。

石油コンビナートにおける事故件数が近年増加傾向にあることから、令和５年度から令和６年度にかけては、事故データの分析と効果的な対策を調査し、事故を防止する方策と被害を軽減する方策の検討を行った。特定事業者が活用できる資料として、事故を防止する方策について「石油コンビナートにおける事故分析を踏まえた事故防止の手引き」を新たに作成し、また、被害を軽減する方策について「自衛防災組織等の防災活動の手引き」及び「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」を改訂している。

石油コンビナート災害対策の課題

1　特定事業所における防災体制の充実強化

特定事業所における火災、漏えい等の事故の中で、過去には大規模な爆発、火災の延焼等により、当該事業所の敷地外、さらには特別防災区域外にまで影響が及ぶ事案や、収束まで期間を要する事案が発生している。

近年、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が危惧されていることから、今後も引き続き特定事業所における事故防止体制と災害応急体制の充実強化に取り組む必要がある。

また、異常現象の通報については、通報までに時間を要している事案がいまだ多く見られることから、通報の迅速化について特定事業所に助言又は指導を行う必要がある。

2　大容量泡放射システムの効果的な活用

大容量泡放射システムの取扱いには高い専門性が必要とされる。また、遠距離の搬送に時間を要することから、本システムを災害時に効果的に活用するには、広域共同防災組織等における防災訓練、特定事業者と都道府県を中心とした関係防災機関等が一体となった防災訓練を実施し、大規模火災に備える必要がある。

第４節　林野火災対策

林野火災の現況と最近の動向

令和６年中の林野火災の出火件数は831件（対前年比468件減）、焼損面積は1,073ha（同230ha増）、死者数は８人（対前年比同数）、損害額は７億3,653万円（同６億1,134万円増）となっている（**資料1-1-44**）。

林野火災の出火件数を月別にみると、４月に最も多く発生しており、次いで１月、５月と、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹く時期に多くなっている（**第1-1-18図**）。この原因としては、この時期に火入れが行われることや、山菜採りやハイキング等で入山者が増加することによる火の不始末等が考えられる。

規模の大きな林野火災事例としては、令和６年においては、１月に広島県江田島市で発生し243haを焼損した火災、４月に岩手県宮古市で発生し187haを焼損した火災、５月に山形県南陽市で発生し122haを焼損した火災等がある。

また、令和７年*1においては、２月に岩手県大船渡市で発生し約3,370haを焼損した火災、３月に岡山県岡山市で発生し486haを焼損した火災、愛媛県今治市で発生し481.6haを焼損した火災等がある。



令和７年２月岩手県大船渡市で発生した林野火災
（岩手県防災航空隊提供）

林野火災対策の現況と課題

１　林野火災の出火防止対策

林野火災の出火原因は、例年、たき火、火入れ、放火（放火の疑いを含む。）等人的要因によるものが大半を占めており、また、林野火災の消火には多くの困難を伴うことから、林野火災対策は、特に出火防止の徹底が重要となっている。

（１）　林野火災に対する警戒の強化

消防庁では、「林野火災に対する警戒の強化について」（令和７年１月８日消防特第１号）を発出し、次の事項に重点を置いて出火防止対策を推進している。

〔１〕　ハイカー等の入山者及び地域住民等に対し、新聞、テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等を通じ、たき火の火の始末の徹底、たばこの投げ捨て、火遊びの禁止等について広報すること。

〔２〕　火入れの実施者及び作業者に対し、火気取扱いに関する届出等の市町村条例の遵守、初期消火の準備、気象状況等を踏まえた火入れの実施等について指導すること。

〔３〕　林業関係者に対し、日頃からの森林保全管理等の林野火災予防を適切に図るよう注意喚起するとともに、林内作業者に対し、火気管理の徹底について指導すること。

また、毎年、林野庁と共同で、春季全国火災予防運動期間の３月１日から７日までを全国山火事予防運動（詳細は第４章防火防災意識の高揚１.（３）を参照）の統一実施期間としており、令和７年においても統一標語を定め、ポスター、インターネット等の各種広報媒体を用いた広報活動や消火訓練等を通じた山火事予防を呼び掛けている。

＊１　令和７年については速報値であり、今後、変更の可能性がある。

さらに、平成30年から林野火災の優良な予防対策の事例や実災害から得られた知見等を広めることを目的に、都道府県林野関係部局や消防本部等を対象とした「林野火災対策説明会」を開催している。



山火事予防ポスター

（２）　林野火災注意報・林野火災警報の創設・的確な発令

消防庁では、令和７年２月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、林野庁と共同して開催した「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」（以下、本節において「検討会」という。）の報告書を踏まえて火災予防条例（例）（昭和36年11月22日自消甲予発第73号）を改正することにより、林野火災予防の実効性を高めることを目的とした林野火災注意報、林野火災警報及びたき火の届出の位置づけを行った。

市町村においては、これらを火災予防条例に位置づけるとともに、検討会報告書でも言及された林野火災注意報・林野火災警報の的確な発令、たき火の届出及び森林法に基づく火入れの許可制度を通じた消防機関による把握・防火指導、広報・啓発や警戒の実施等を確実に実施していくことにより、林野火災を予防していくことが求められる。

2 林野火災発生時の対応

林野火災は、ひとたび発生すると、貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、家屋等に被害が及び、市町村境、都府県境を越えて拡大することもあるため、覚知後速やかな消火対応が重要となっている。

（１）　林野火災の消火活動のあり方

消防庁では、検討会報告書の内容を踏まえて、林野火災の予防及び消火活動に関する通知について、消火活動に関しては主に以下の事項を新たに盛り込む改正を行った（「林野火災の予防及び消火活動について（通知）」の改正について（令和７年８月29日消防災第130号、消防広第299号、消防予第376号、消防特第157号））。

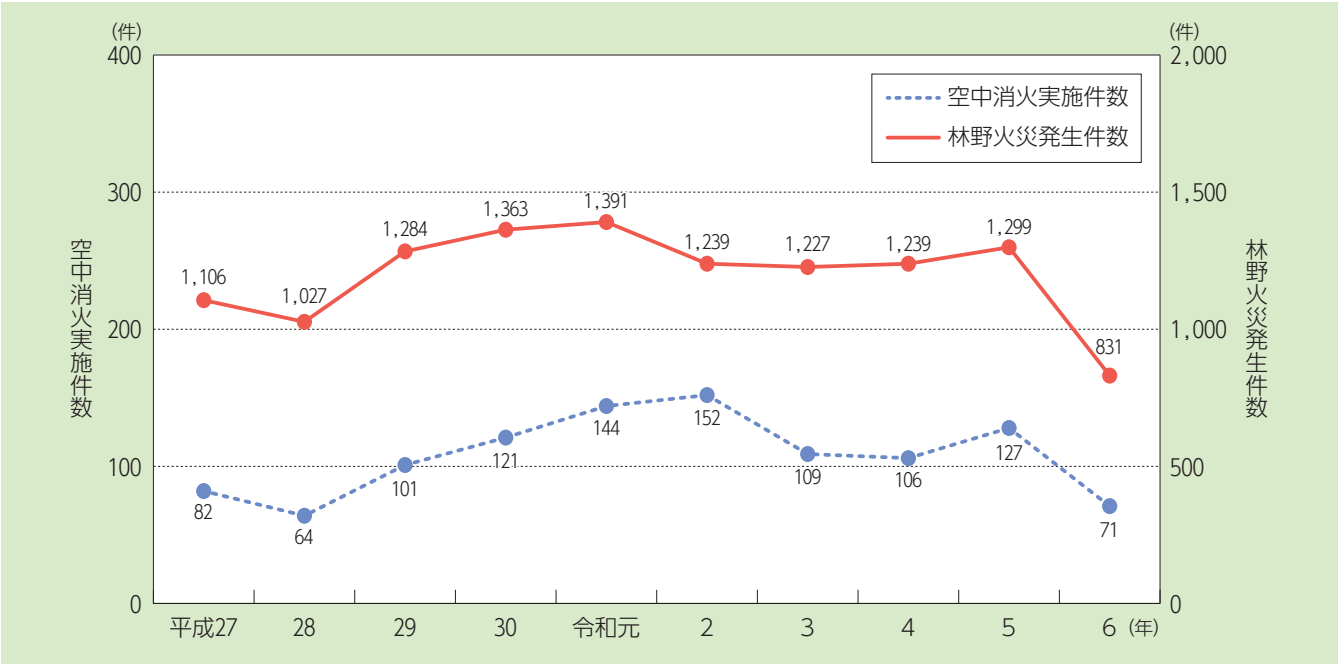
・長期ローテーションでの消火活動のための交代要員を考慮した速やかな消防力の判断
・都道府県内応援部隊の調整を行う消防本部を有する市町村長による火災状況の把握、消防の応援に関する助言・調整を行うなどの積極的な支援
・林野火災に係る応援要請基準の各消防本部の受援計画での明確化
・平時からの消防機関、都道府県及び自衛隊による災害時の円滑な要請と活動のための関係強化
・具体的な災害現場に即した隊員の安全管理の徹底及び早期の長期ローテーションの確立による隊員の活動時間の組織的管理
・消防防災ヘリコプターと自衛隊ヘリコプターの間での活動区域と役割分担の適切な実施
・地元を熟知した地元消防本部及び消防団と都道府県内応援部隊や緊急消防援助隊との密な情報共有、連携強化
・残火処理などの散水場所が限定された場面における消火薬剤の活用

市町村では、これらの内容も踏まえ、林野火災の消火活動において早期消火・延焼拡大防止の観点から、迅速な応急対応や資源の集中的投入等が求められる。

（２）　空中消火の実施状況

林野火災発生時におけるヘリコプターによる情報収集と空中消火は、広域応援や地上の消火活動との連携による迅速かつ効果的な消火活動を実施するために欠かせない消防戦術であり、道県や消防機関が

第1-4-1図　空中消火の実施状況



(備考)　「特殊災害対策の現況」により作成

保有する消防防災ヘリコプターや都道府県知事からの要請を受けて派遣される自衛隊ヘリコプターにより実施されている。過去10年間の空中消火の実施状況は、**第1-4-1図**のとおりである。

(3)　空中消火に係る広域応援・体制の整備

消防庁では、都道府県及び消防機関に対し、以下のとおり空中消火を積極的に活用するよう要請している。

〔1〕　市町村長は、林野火災を覚知した場合、当該都道府県内の消防防災航空隊へ速やかに第一報を入れ、当該航空隊が出動に備えた消火資機材の装着や準備を早期に行えるようにすること。

〔2〕　市町村長は、延焼拡大の危険性、陸上消防部隊の燃焼地点への接近の困難性、人命や家屋への被害拡大の危険性等から、ヘリコプターによる空中消火活動が必要と判断した場合は、当該都道府県内の消防防災ヘリコプターの出動要請を速やかに行うとともに、火災規模等に応じて、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に基づく消防相互応援協定による出動要請、さらに、同法第44条に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援によるヘリコプターの出動要請を都道府県知事に求めること。

〔3〕　都道府県知事は、消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断し、又は困難と見込まれる場合には、時機を逸することなく、自衛隊ヘリコプターの派遣要請を行う等、速やかに災害拡大防止策を講ずること。市町村長は、都道府県知事による当該要請が行えるよう、災害の状況を踏まえ、都道府県知事に対して、迅速的確に要請の求めを行うこと。また、自衛隊が正式な派遣要請を受理した後、速やかに消火活動を実施できるよう、林野火災を覚知した時点から適宜情報提供を行う等、自衛隊と緊密な連携を図ること。

(4)　林野火災用消防施設等の整備

消防庁では、林野火災による被害を軽減するため、林野火災用消防施設等（防火水槽（林野分）及び救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場））の整備を促進し、消防防災施設整備費補助金交付要綱の定めるところにより、経費の一部について助成を行っている。

3　その他の対策

消防庁では、昭和45年度（1970年度）から林野庁と共同で林野火災特別地域対策事業を推進している（昭和45年６月16日45林野保第215号・消防防第344号）。この事業は、林野占有面積が広く林野火災の危険度が高い地域等において、関係市町村が共同で林野火災特別地域対策事業計画を策定し、

〔１〕　防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
〔２〕　火災予防の見地からの林野管理
〔３〕　消防施設等の整備
〔４〕　火災防御訓練等

を総合的に行うものであり、令和７年４月１日現在、238地域（38都道府県、509市町村）において実施されている。

第５節　風水害対策

風水害の現況と最近の動向

１　令和６年中の主な風水害

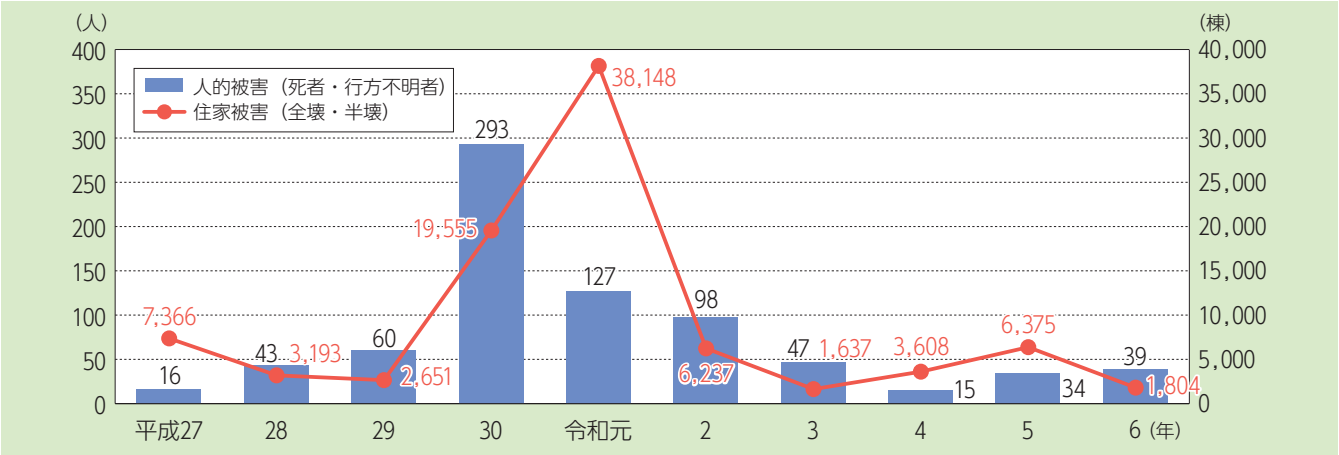
令和６年中の風水害による人的被害は、死者38人、行方不明者１人、重傷者18人及び軽傷者225人、住家被害は、全壊133棟、半壊1,671棟及び一部破損3,492棟となっている（**第1-5-1図**）。

また、令和６年中に発生した台風の数は26個であり、このうち日本列島に上陸した台風は２個であった。

なお、令和６年中の主な風水害による被害状況等については、**第1-5-1表**のとおりである。

第1-5-1図　風水害による過去10年間の被害状況の推移

（各年中）



（備考）「災害年報」により作成

第1-5-1表　令和６年中の主な風水害による被害状況等

（令和７年４月１日現在）

番号	災害名	主な被災地（特別警報が発表された都道府県）	人的被害（人）				住家被害（棟）					消防庁の対応
			死者	うち災害関連死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
1	令和６年５月27日からの大雨（５／27～28頃）	関東甲信、東海、四国	2			2		1	5	3	25	・災害対策室設置（第１次応急体制） ・警戒情報発出
2	令和６年６月17日からの大雨（６／17～19頃）	東海、四国、沖縄						1	6	88	64	・災害対策室設置（第１次応急体制） ・警戒情報発出
3	令和６年６月21日からの大雨（６／21～24頃）	中国							6		9	・災害対策室設置（第１次応急体制） ・警戒情報発出
4	令和６年７月10日からの大雨（７／９～16頃）	中国、四国	3			2	3	52	27	53	184	・災害対策室設置（第１次応急体制） ・警戒情報発出
5	令和６年７月25日からの大雨（７／24～27頃）	東北（大雨特別警報：山形）	5			5	24	576	22	95	1,278	・災害対策本部設置（第３次応急体制） ・警戒情報発出
6	令和６年台風第５号（８／10～14頃）	東北						1	1	1	11	・災害対策室設置（第１次応急体制） ・警戒情報発出
7	令和６年台風第７号（８／15～17頃）	関東				5			8		1	・災害対策室設置（第１次応急体制） ・警戒情報発出
8	令和６年台風第10号（８／26～９／３頃）	東海、四国、九州（暴風特別警報：鹿児島）（波浪特別警報：鹿児島）（高潮特別警報：鹿児島）	8			131	19	234	2,789	249	2,553	・災害対策本部設置（第３次応急体制） ・警戒情報発出
9	令和６年９月20日からの大雨（９／20～23頃）	北陸（大雨特別警報：石川）	17			47	82	653	141	88	1,104	・災害対策本部設置（第３次応急体制） ・警戒情報発出
10	令和６年11月１日からの大雨（11／１～11／６頃）	関東、中部、中国四国、九州			1	3		8	4	152	534	・災害対策室設置（第１次応急体制） ・警戒情報発出
11	令和６年11月９日からの大雨（11／９～11／12頃）	鹿児島、沖縄						11	1	80	38	・災害対策本部設置（第２次応急体制） ・警戒情報発出

（備考）「災害年報」により作成

第1-5-2表　令和７年１月から10月までの主な風水害による被害状況等

（令和７年11月14日現在）

番号	災害名	主な被災地（特別警報が発表された都道府県）	人的被害（人）				住家被害（棟）					消防庁の対応
			死者	うち災害関連死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
1	令和７年７月10日からの大雨（７／10～14頃）	関東甲信				2			4	121	28	・災害対策室設置（第１次応急体制） ・警戒情報発出
2	令和７年７月14日からの大雨（７／14～22頃）	東海				2	1	3	24	6	49	・災害対策室設置（第１次応急体制） ・警戒情報発出
3	令和７年台風第９号（７／31～８／４頃）	―										・災害対策室設置（第１次応急体制） ・警戒情報発出
4	令和７年８月６日からの大雨（８／６～21頃）	北陸、九州（大雨特別警報：熊本、鹿児島）	8		1	40	39	2,698	5,756	1,168	1,712	・災害対策本部設置（第２次応急体制） ・警戒情報発出
5	令和７年台風第12号（８／21～25頃）	九州	1			5		68	10	113	95	・災害対策室設置（第１次応急体制） ・警戒情報発出
6	令和７年９月３日からの大雨（９／３～22頃）	関東甲信、東海	2			95	77	360	1,914	1,627	1,565	・災害対策室設置（第１次応急体制） ・警戒情報発出
7	令和７年台風第22号及び台風第23号（10／８～10／23頃）	伊豆諸島（暴風特別警報：東京）（波浪特別警報：東京）（大雨特別警報：東京）					9	33				・災害対策本部設置（第２次応急体制） ・警戒情報発出

（備考）「消防庁とりまとめ報」により作成

2 令和７年１月から10月までの主な風水害

令和７年１月から10月までの主な風水害による被害状況等については、**第1-5-2表**のとおりである。

風水害対策の現況と課題

1 避難情報の適時適切な発令

避難情報に関し、令和３年５月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が改正され、避難勧告及び避難指示が「避難指示」に一本化されるなど、避難情報の在り方が包括的に見直された。

また、これに伴い各市町村が避難情報の発令基準や伝達方法、防災体制等を検討するに当たって、参考とすべき事項を示した「避難情報に関するガイドライン」（令和３年５月内閣府）が改定された。

市町村においては、同法や内閣府の避難情報に関するガイドラインを踏まえ、避難情報の適切な発令基準の策定、運用が求められる。

消防庁では、「市町村のための水害対応の手引き」が、内閣府において令和７年５月に改訂されたことから、同月に内閣府とともに通知を発出し、避難情報の適切な発令基準の策定、運用等を内容とする同手引きの周知を図った。

また、消防庁では、避難情報の発令を行う市町村長が、リーダーシップを十分発揮し、的確な災害対応を行うことができるよう、「市町村長の災害対応力強化のための研修」を実施している。当該研修は、市町村長と講師が１対１となり、災害の警戒段階から発災後に至る重要な局面ごとに講師が市町村長へ災害に関連して想定される状況を付与し、的確かつ迅速な判断・指示を求める実践的なシミュレーションを行うものとなっており、これまで1,100名以上の市町村長が参加している。

今後も、避難情報の適時適切な発令に関する取組を行っていく。

2 避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保

市町村においては、障害者や高齢者等の避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成すること及び個別避難計画の作成に努めることが求められている。

名簿作成等に当たって留意すべき事項を示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年８月内閣府、令和３年５月改定）等を踏まえ、市町村において避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保に向けた取組が進められているところである。

消防庁では内閣府と連携して避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査を行い、実態を把握するとともに、先進的な取組事例を共有するなど、引き続き市町村の取組を支援していく。

（１）　避難行動要支援者名簿の作成及び更新等

災害対策基本法では、要配慮者のうち自ら避難をすることが困難であり、特に支援を要する避難行動要支援者について名簿を作成することが市町村の義務とされている。内閣府とともに実施した調査結果によると、すべての市町村で避難行動要支援者名簿が作成されている。

名簿の作成後も避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化しうるものであることから、定期的に実態を把握するとともに、名簿情報を最新の状態に保つため、名簿の更新サイクルの見直しや、更新に向けた手続きの改善に係る検討に取り組むことが求められる。また、平常時から避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援体制の構築に努めることが円滑な避難支援、ひいては避難行動要支援者の安全確保に効果的である。そこで、消防庁では、名簿情報の避難支援等関係者への提供に関する本人同意の取得や、本人同意の有無にかかわらず外部提供できる根拠となるよう、条例に特別の定めを置くことについて検討することを、令和７年６月20日に内閣府とともに都道府県を通じて市町村に通知した。

（２）　個別避難計画の作成

災害対策基本法では、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされている。内閣府とともに実施した調査結果によると、1,741市町村のうち、個別避難計画を１件以上作成している市町村の数は、令和７年４月１日現在で、1,691（97.1％）となっている。

個別避難計画の作成に当たっては、地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から着実に作成していくことが求められる。また、優先度の検討と併せて、市町村において、庁内外での連携、福祉専門職の参画、同計画に基づく避難訓練の実施などを進めることが重要である。消防庁では、令和７年６月20日に内閣府とともに都道府県を通じて市町村に通知し、既に個別避難計画を作成している市町村は更に効率的・効果的に取組を進め、未作成の市町村は本年度中に作成できる避難行動要支援者と時期を特定し、直ちに取組を進めるよう要請したところであり、引き続き市町村の取組を支援していく。

第６節　震災対策

地震災害の現況と最近の動向

１　令和６年中の主な地震災害

令６年中に震度５弱以上が観測された地震は、28回であった（**第1-6-1表**）。

なお、令和６年中の主な地震災害による被害状況等については、**第1-6-2表**のとおりである。

第1-6-1表　最大震度別地震発生状況の推移（震度５弱以上）

区分／年	震度５弱	震度５強	震度６弱	震度６強	震度７	計
平成27年	5	5	0	0	0	10
平成28年	18	5	6	2	2	33
平成29年	4	4	0	0	0	8
平成30年	7	2	1	0	1	11
令和元年	6	0	2	1	0	9
令和２年	6	1	0	0	0	7
令和３年	4	5	0	1	0	10
令和４年	7	6	1	1	0	15
令和５年	5	2	0	1	0	8
令和６年	14	9	4	0	1	28
令和７年	9	3	1	0	0	13

（備考）　1　気象庁「震度データベース」により作成
　　2　令和７年は令和７年１月１日から令和７年10月31日までの数値

第1-6-2表　令和６年中の主な地震災害による被害状況等

（令和７年４月１日現在）

番号	発生年月日	発生時刻	震央地名	地震の規模（マグニチュード）	最大震度	最大震度を観測した市町村	主な被害状況	消防庁の対応
1	令和６年１月１日	16時06分	石川県能登地方	5.5	５強	石川県：珠洲市	【人的被害】死者570人 行方不明者２人 重傷416人 軽傷983人 【住家被害】全壊6,405棟 半壊22,953棟 一部破損124,832棟	災害対策本部 （第３次応急体制）
2	令和６年１月１日	16時10分	石川県能登地方	7.6	7	石川県：輪島市、志賀町		
3	令和６年１月１日	16時12分	能登半島沖	5.7	６弱	石川県：志賀町		
4	令和６年１月１日	16時18分	石川県能登地方	6.1	５強	石川県：穴水町		
5	令和６年１月１日	16時56分	石川県能登地方	5.8	５強	石川県：輪島市、穴水町		
6	令和６年１月１日	17時22分	石川県能登地方	4.9	５弱	石川県：珠洲市		
7	令和６年１月１日	18時03分	能登半島沖	5.5	５弱	石川県：珠洲市		
8	令和６年１月１日	18時08分	能登半島沖	5.8	５強	石川県：珠洲市		
9	令和６年１月１日	18時39分	能登半島沖	4.8	５弱	石川県：志賀町		
10	令和６年１月１日	20時35分	石川県能登地方	4.5	５弱	石川県：志賀町		
11	令和６年１月２日	10時17分	石川県能登地方	5.6	５弱	石川県：輪島市、穴水町		
12	令和６年１月２日	17時13分	能登半島沖	4.6	５強	石川県：志賀町		
13	令和６年１月３日	２時21分	石川県能登地方	4.9	５強	石川県：珠洲市		
14	令和６年１月３日	10時54分	石川県能登地方	5.6	５強	石川県：輪島市		
15	令和６年１月６日	５時26分	石川県能登地方	5.4	５強	石川県：穴水町		
16	令和６年１月６日	23時20分	能登半島沖	4.3	６弱	石川県：志賀町		
17	令和６年１月16日	18時42分	石川県能登地方	4.8	５弱	石川県：志賀町		
18	令和６年６月３日	６時31分	石川県能登地方	6.0	５強	石川県：輪島市、珠洲市		
19	令和６年11月26日	22時47分	石川県西方沖	6.6	５弱	石川県：輪島市、志賀町		
20	令和６年１月９日	17時59分	佐渡付近	6.1	５弱	新潟県：長岡市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 （第１次応急体制）
21	令和６年３月15日	０時14分	福島県沖	5.8	５弱	福島県：川俣町、楢葉町	【人的被害】軽傷４人 【住家被害】なし	災害対策室 （第１次応急体制）
22	令和６年３月21日	９時08分	茨城県南部	5.3	５弱	栃木県：下野市 埼玉県：加須市	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損１棟	災害対策室 （第１次応急体制）
23	令和６年４月２日	４時24分	岩手県沿岸北部	6.0	５弱	青森県：八戸市、三沢市、野辺地町、五戸町 岩手県：宮古市、久慈市、軽米町、普代村、野田村	【人的被害】軽傷２人 【住家被害】なし	災害対策室 （第１次応急体制）
24	令和６年４月８日	10時25分	大隅半島東方沖	5.1	５弱	宮崎県：日南市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 （第１次応急体制）
25	令和６年４月17日	23時14分	豊後水道	6.6	６弱	愛媛県：愛南町 高知県：宿毛市	【人的被害】重傷２人 軽傷12人 【住家被害】半壊８棟 一部破損398棟	災害対策本部 （第３次応急体制）
26	令和６年８月８日	16時42分	日向灘	7.1	６弱	宮崎県：日南市	【人的被害】重傷３人 軽傷11人 【住家被害】全壊２棟 半壊４棟 一部破損268棟	災害対策本部 （第３次応急体制）
27	令和６年８月９日	19時57分	神奈川県西部	5.3	５弱	神奈川県：厚木市、中井町、松田町、清川村	【人的被害】軽傷３人 【住家被害】一部破損６棟	災害対策室 （第１次応急体制）
28	令和６年８月19日	０時50分	茨城県北部	5.1	５弱	茨城県：日立市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 （第１次応急体制）

（備考）「災害年報」により作成

2 令和７年１月から10月までの主な地震災害

令和７年１月から10月までの主な地震災害による被害状況等については、**第1-6-3表**のとおりである。

第1-6-3表　令和７年１月から10月までの主な地震災害による被害状況等

（令和７年11月14日現在）

番号	発生年月日	発生時刻	震央地名	地震の規模（マグニチュード）	最大震度	最大震度を観測した市町村	主な被害状況	消防庁の対応
1	令和７年１月13日	21時19分	日向灘	6.6	５弱	宮崎県：宮崎市、高鍋町、新富町	【人的被害】軽傷４人 【住家被害】一部破損２棟	災害対策室（第１次応急体制）
2	令和７年１月23日	２時49分	福島県会津	5.2	５弱	福島県：檜枝岐村	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室（第１次応急体制）
3	令和７年４月18日	20時19分	長野県北部	5.1	５弱	長野県：大町市、筑北村、小川村	【人的被害】軽傷１人 【住家被害】なし	災害対策室（第１次応急体制）
4	令和７年６月30日	18時33分	トカラ列島近海	5.3	５弱	鹿児島県：十島村	【人的被害】なし 【住家被害】一部破損１棟	災害対策本部（第３次応急体制）
5	令和７年７月２日	４時32分	トカラ列島近海	5.1	５弱	鹿児島県：十島村		
6	令和７年７月２日	15時26分	トカラ列島近海	5.6	５弱	鹿児島県：十島村		
7	令和７年７月３日	16時13分	トカラ列島近海	5.5	６弱	鹿児島県：十島村		
8	令和７年７月５日	６時29分	トカラ列島近海	5.4	５強	鹿児島県：十島村		
9	令和７年７月６日	14時01分	トカラ列島近海	4.9	５強	鹿児島県：十島村		
10	令和７年７月６日	14時07分	トカラ列島近海	5.5	５強	鹿児島県：十島村		
11	令和７年７月７日	０時12分	トカラ列島近海	5.1	５弱	鹿児島県：十島村		
12	令和７年９月17日	21時55分	トカラ列島近海	4.7	５弱	鹿児島県：十島村	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室（第１次応急体制）
13	令和７年10月25日	１時40分	根室半島南東沖	5.8	５弱	北海道：根室市	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室（第１次応急体制）

（備考）「消防庁とりまとめ報」により作成

震災対策の現況と課題

1 地震災害の予防

周囲をプレートに囲まれ、多数の活断層を有する我が国において地震災害の被害を最小限に抑制するため、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）のほか、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）では、地域指定の対象とされた地方公共団体による、地震防災上緊急に整備すべき施設や訓練等に関する計画の作成について定められている。

また、令和３年３月に改正され、国の負担又は補助の特例等に係る規定の失効期日が５年延長された地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）に基づき、都道府県においては、管内市町村事業も含む地震防災緊急事業五箇年計画を作成できることとされている（**第1-6-4表**）。

地方公共団体においては、これらの計画に基づき、公共施設の耐震化等の施設整備や、住民参加の防災訓練等の災害予防の取組が求められる。

こうした取組を支援できるよう、施設整備について財政措置を講じるとともに、関係府省庁との連携による緊急地震速報訓練の実施や、きめ細かな地震観測網構築のための震度情報ネットワークの整備な

第1-6-4表　大規模地震対策の概要

項　目	内　容	東海地震 地震防災対策強化地域 ８都県 157市町村	南海トラフ地震 地震防災対策推進地域 30都府県 723市町村	首都直下地震 緊急対策区域 10都県 309市町村	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 地震防災対策推進地域 ８道県 272市町村	
被害想定	想　定　地　震	東海	南海トラフ	都心南部直下	日本海溝沿い	千島海溝沿い
	死　者　数（人）	約9,200	約298,000	約18,000	約199,000	約100,000
	全壊建物数（棟）	約260,000	約2,350,000	約400,000	約220,000	約84,000
	経済的被害（円） （直接・間接被害の合計）	約37兆	約270.3兆	約83兆	約31.3兆	約16.7兆
基本法令	・地震予知に資する観測・測量体制の強化 ・直前予知を前提とした警戒避難態勢	大規模地震対策特別措置法（S53）	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（H25）	首都直下地震対策特別措置法（H25）	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（H16）	
	・観測・測量体制の整備努力 ・防災施設の整備、津波からの円滑な避難計画等					
	・避難地、避難路、消防用施設等の整備推進のための国庫補助率嵩上等	地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（S55）				
		地震防災対策特別措置法（H７）				
大　綱	・大規模地震への防災・減災対策として具体的な施策や今後検討事項となる施策をまとめたもの ・中央防災会議が決定する	大規模地震防災・減災対策大綱 H26.３策定				
基本計画	・各基本法令に基づき作成 ・強化（推進）地域、緊急対策区域の行政機関、民間事業者等が定める応急（対策）計画の基本となるべき事項等を定めたもの ・中央防災会議が決定する （緊急対策推進基本計画は閣議決定）	地震防災基本計画 S55.４策定	推進基本計画 H26.３策定 R３.５変更 R７.７変更	緊急対策推進基本計画 H26.３策定 H27.３変更	推進基本計画 H18.３策定 R４.９変更	
応急対処方針	・大規模地震・津波災害が発生した際に、政府が実施する災害応急対策活動を示すとともに、関係機関の役割について記載したもの ・南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震については別途具体的な応急対策活動に関する計画を定めている ・中央防災会議幹事会が決定する	大規模地震・津波災害応急対策対処方針 H26.３策定 R７.６改定				
			南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画 H27.３策定 R７.６改定	首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画 H28.３策定 R７.６改定	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画 R５.５策定 R７.６改定	
実施計画等	・各基本法令に基づき地方公共団体が作成 ・地方防災会議等が決定する	地震防災強化計画	推進計画	基盤整備等計画	推進計画	

ど、可能な限りの災害予防に向けて引き続き取り組む。

（１）　防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進

大規模地震発生時において災害応急対策を円滑に実施するためには、自治体庁舎や指定避難所等の防災拠点となる公共施設等の耐震化が重要であることから、消防庁では、これらの施設の耐震化を地方公共団体に要請している。

防災拠点となる公共施設等の耐震化の割合は、令和６年４月１日現在で**第1-6-5表**のとおりである。

第1-6-5表　防災拠点となる公共施設等の耐震率

（令和６年４月１日現在）

施設区分	耐震率
社会福祉施設	94.1%
文教施設（校舎・体育館）	99.7%
庁舎	93.6%
県民会館・公民館等	90.9%
体育館	91.7%
診療施設	96.0%
警察本部・警察署等	88.2%
消防本部・消防署所	96.2%
合　計	96.8%

（２）　防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置

地方公共団体の防災拠点となる公共施設等の耐震化について緊急防災・減災事業債の対象としている。さらに、地方公共団体の未耐震の本庁舎の建替に併せて行う災害対策本部員室等の整備についても、同事業債の充当が可能となっている。

（３）　地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく施設整備

地方公共団体は、地震防災対策特別措置法に基づく第６次地震防災緊急事業五箇年計画（令和３年度から令和７年度まで）に基づき施設整備を推進しており、消防庁は、消防庁所管事業に係る計画変更等について助言を行った。

また、同計画等に基づき地方公共団体が整備する耐震性貯水槽について、消防庁では消防防災施設整備費補助金による国庫補助事業を行っており、令和６年度には同補助金により178基の整備が行われた。

（４）　震度情報ネットワークシステムの整備

地震発生時の初動対応を迅速に行うため、地方公共団体が整備した約2,900か所の震度計が計測する震度情報を消防庁や気象庁に即時送信する震度情報ネットワークシステム（**第1-6-1図**）が運用されている。

消防庁では、安定的かつきめ細かな震度観測、観測データの確実な伝達ができるよう、令和３年度補正予算において都道府県に対する補助事業を実施し、震度計を更新するとともに、波形データの保存容量の拡充・伝送の自動化、ネットワークの光回線化による伝送データの大容量化等を行い、ネットワーク全体の機能強化を図った。

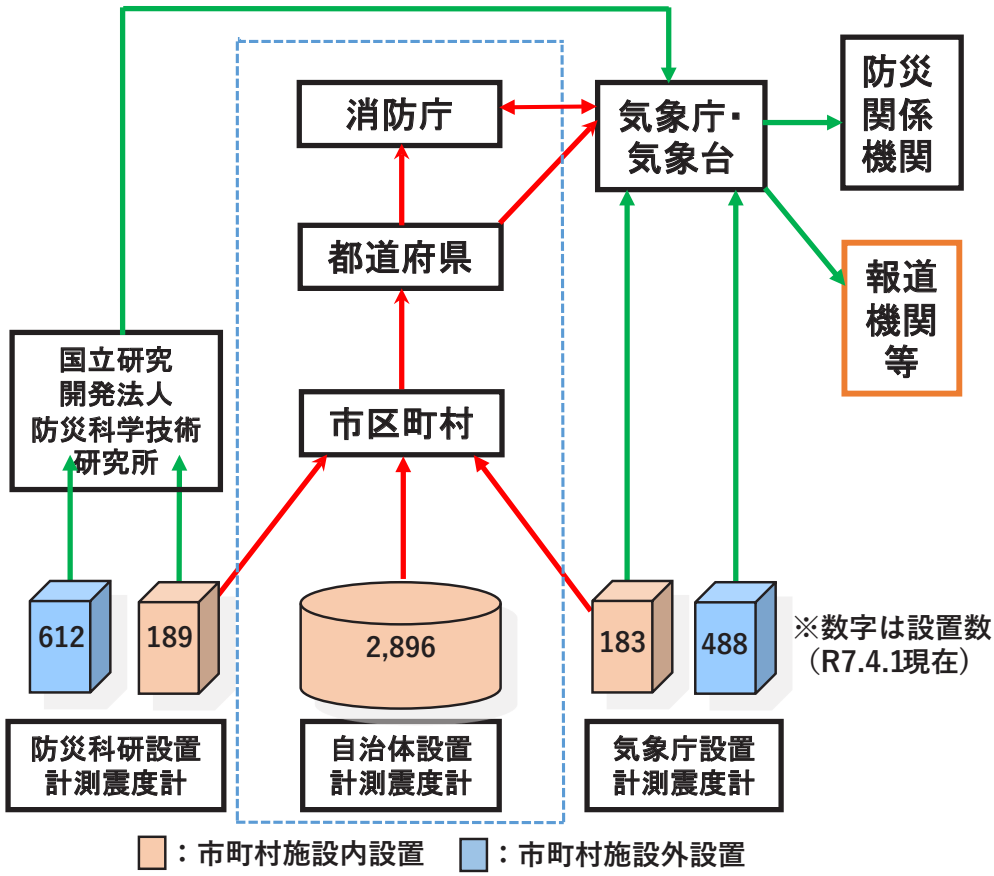
（５）　緊急地震速報訓練の実施

消防庁では、気象庁等と連携し、年２回、緊急地震速報の全国的な訓練を実施している。令和７年度は第１回を６月18日、第２回を11月５日に実施し、地方公共団体では、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）により配信する訓練用の緊急地震速報の受信確認、職員・地域住民参加による地震の揺れから身を守る行動や避難行動の訓練等が行われた。

2　津波避難の実効性の確保

平成23年３月の東日本大震災における津波による甚大な被害を踏まえて同年制定された津波防災地域

第1-6-1図　震度情報ネットワークシステムの概要



づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、市町村においては避難施設の整備等について定めた推進計画を作成できることとされている。

また、同年制定された津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）に基づき、地方公共団体においては、住民等の避難の実効性を確保するための津波避難計画を作成するよう努めることとされている。

地方公共団体においては、これらの計画に基づき、津波避難タワーや避難路・避難階段等の整備、避難訓練の実施等が求められる。

こうした取組を支援できるよう、津波避難計画の作成の要請や地方財政措置を通じて、引き続き津波避難の実効性確保に取り組む。

（１）　津波避難計画の策定の促進

消防庁では、津波による人的被害を軽減するため、避難対象地域の指定、津波情報の収集・伝達や避難指示の発令手順等を津波避難計画として定めるよう関係地方公共団体に要請するとともに、津波避難訓練を実施して課題等の抽出や改善点の検討を行うなど津波避難計画の実効性の確保に努めるよう要請している。

なお、津波避難計画については、全ての策定対象市町村（678団体）で策定済みであることを確認している。

（２）　津波避難施設の整備に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する津波避難タワーや避難路等の整備に係る費用に対しては、緊急防災・減災事業債等による財政措置を講じている。

第７節　原子力災害対策

原子力災害等の現況と最近の動向

1 原子力施設の現況と主な事故

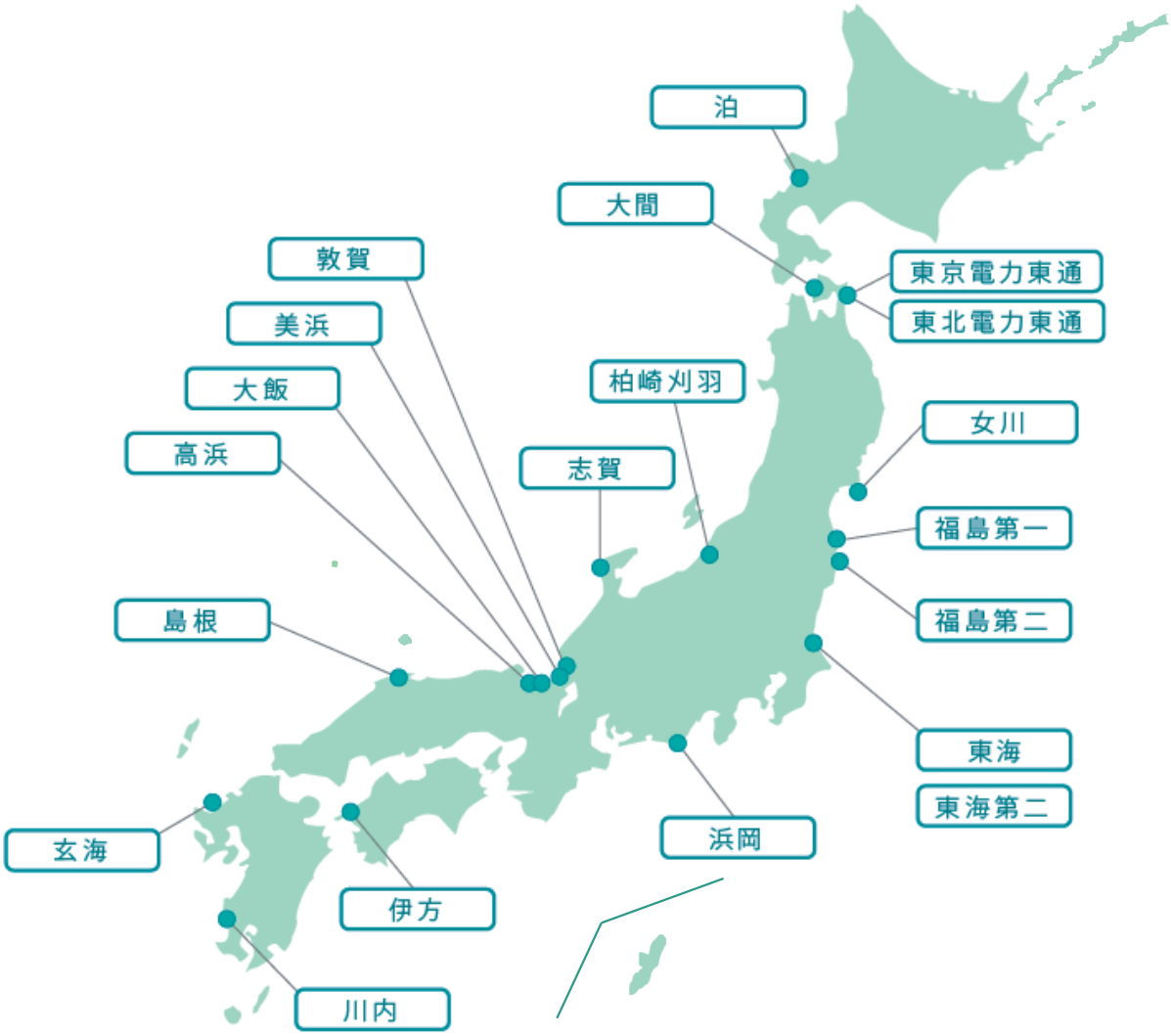
我が国には、原子力施設として、原子力発電所（**第1-7-1図**）、再処理施設、加工施設等が立地している。

平成７年（1995年）以降の原子力施設における主な事故は13件である（火災、放射性物質等の漏えい、被ばく等が発生し、消防機関が出動したもの）（**資料1-7-1**）。

2 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

平成23年３月の東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、本節において「福島原発事故」という。）の発生以降、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下、本節において「原災法」という。）に基づく原子力災害対策本部長の指示により、当該原子力発電所の周辺地域において避難指示区域が設定されている（**第1-7-2図**）。直近では、令和７年３月に飯舘村・葛尾村の帰還困難区域の一部について、土地活用に向けた避難指示解除がされた。

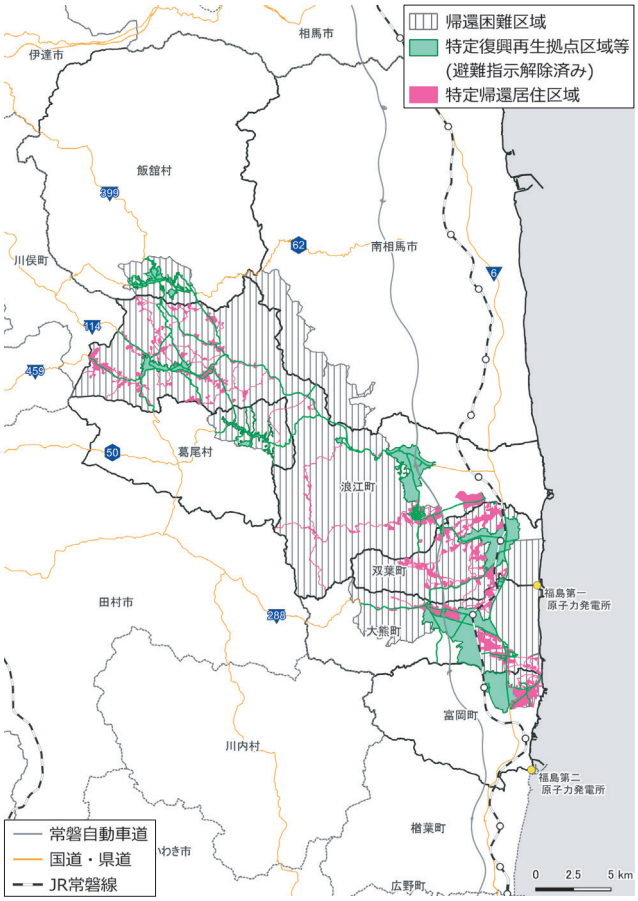
第1-7-1図　我が国の原子力発電所立地地点



（備考）　原子力規制委員会資料を基に作成

第1-7-2図　避難指示区域の概念図（内閣府原子力被災者生活支援チーム作成）

（令和７年10月１日時点）



避難指示区域を管轄する双葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下、本節において「双葉消防本部」という。）は、当該区域内の防火対策のため、定期的な巡回の実施や、簡易型防火水槽といった必要な消防施設の整備を行っている。

また、避難指示区域においては、除草や枝木の伐採等の面で制約があり、火災の早期発見が困難であることから、大規模な火災が発生した場合の備えとして、平成23年11月に福島県内の消防本部による応援体制が確立されるとともに、平成24年３月には原子力災害現地対策本部及び福島県災害対策本部による緊急対策が取りまとめられ、関係機関の連携が強化されている。

消防庁では、「原子力災害避難指示区域消防活動費交付金」により、避難指示区域の管轄消防本部の消防活動を確保するとともに、消防応援活動に要した経費等に対して財政支援を行っている。

さらに、「双葉消防本部支援調整会議」において、双葉消防本部における消防活動上の課題を継続的に把握するとともに、双葉消防本部への支援等について必要な検討・調整を行っている。

原子力災害対策等の現況

1 原子力施設等の原子力災害対策

原子力災害対策は、災害対策基本法及び原災法に基づき、原子力事業者、国、地方公共団体等の防災計画に従って必要な措置が講じられる体系となっている。

原子力施設周辺において、関係地方公共団体は、防災基本計画及び原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会）に基づき、地域防災計画を作成し、当該原子力施設や地域の実情に即した原子力災害対策を推進している。消防庁では、内閣府（原子力防災担当）を中心とした関係省庁と連携し、政府として、関係地方公共団体が作成する地域防災計画・避難計画の具体化・充実化の支援を行っている。

2 消防機関における活動対策

（１） マニュアル、ハンドブック、活動要領等の作成・配布

消防庁では、原災法等における事業者の責務や原子力防災組織の設置等を踏まえ、事故等発生時において消防隊員の安全を確保しながら効果的に消防活動が展開できるよう「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」（平成26年３月。令和４年３月一部改訂）ほか各種マニュアル等を作成し、消防機関等に配布している。

（２） 放射性物質等事故対応資機材の整備等

消防力の整備指針（平成12年１月12日総務省消防庁）では、原子力施設等の立地など地域の実情に応じて、放射性物質等による事故に対応するための資機材を配置するものとされている。

また、消防庁では、個人警報線量計等の放射性物質等事故対応資機材を消防組織法（昭和22年法律第226号）（国有財産等の無償使用）に基づき、緊急消防援助隊登録消防本部に配備している。

（３） 消防職員に対する教育・訓練等

消防職員に対する原子力防災研修等については、消防大学校において、実務講習「緊急消防援助隊教育科NBCコース」を実施している。また、放射性

物質等による事故発生時の消防活動の基本的事項等、全ての消防職員に習得してほしい事項についてまとめた教材「スタート！ RI119～消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識～」（平成23年３月。令和５年３月一部改訂）を作成し、消防機関等に配布している。

このほか、消防庁では、原子力規制庁による消防職員や原子力事業者等を対象とした「原子力施設における火災防護に関する研修」等に講師派遣等を行っている。

原子力災害対策等の課題

1 福島原発事故を踏まえた今後の取組

（1） 避難指示区域の管轄消防本部への支援

避難指示区域の管轄消防本部においては、放射性物質による汚染、消防施設や水利の被災等の厳しい条件の下、消防活動を継続して行っているところであり、各市町村の復旧・復興等と併せて体制の充実強化を図る必要がある。消防庁としては、関係省庁等と連携し、管轄消防本部への支援を引き続き行っていく必要がある。

（2） 関係地方公共団体における地域防災計画の見直し等

関係地方公共団体においては、原子力防災全体の見直しと併せ、地域防災計画・避難計画の見直しが進められているところである。福島原発事故以前における防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の目安は、原子力発電所にあってはおおむね半径８～10kmとされていたが、福島原発事故以後に策定された原子力災害対策指針では、重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域（原子力災害対策重点区域）の範囲の目安としておおむね半径30kmに拡大された。このため、原子力災害対策指針策定後に新たに当該区域の圏内となった地方公共団体の地域防災計画・避難計画において原子力災害対策を定めること、広域での避難体制を確保すること等が求められている。

消防庁では、関係省庁と連携し、地域防災計画・避難計画の充実に向けた必要な支援や、訓練等を通じた防災体制の充実強化を支援しているところであり、今後ともこれらの取組を通じて、原子力防災体制の充実強化を図っていく必要がある。

（3） 福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理

消防庁では、福島原発事故において、国の要請により緊急消防援助隊として３号機の使用済燃料プールへの放水活動等を実施した消防職員に対し、定期追加検査の機会の確保及び長期的経過観察により健康管理の支援を行っており、引き続き支援を実施していく必要がある。

2 放射性物質等事故対応能力の向上

原子力施設、放射性同位元素等取扱施設及び放射性物質輸送時において、放射性物質や放射線の放出を伴う事故が発生した場合、消防機関は、迅速かつ適切に対応を行う必要があることから、引き続き事故に対する消防機関の消防活動能力の向上を図っていく必要がある。

第８節　その他の災害対策

火山災害対策

１　令和６年以降の主な火山活動

令和６年以降の主な火山活動による被害状況等については、**第1-8-1表**のとおりである。

２　火山災害対策の現況と課題

近年、富士山の市街地近くで新たな火口が発見され、想定される火口の範囲が拡大していることや、桜島での大規模噴火の可能性が指摘されていることなど、火山活動が活発化した際の備えが急務となっている。

このような状況に鑑み、噴火災害が発生する前の予防的な観点から活動火山対策の更なる強化を図り、住民や登山者等の生命及び身体の安全を確保することを目的として、以下の内容を盛り込んだ活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の一部改正法が令和６年４月１日に施行された。

・避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等
・登山の期日、経路等の情報の提供を容易にするための配慮等
・火山現象の発生時における住民や登山者等への情報通信技術の活用等を通じた、迅速かつ的確な情報の伝達等
・火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保等
・文部科学省に火山調査研究推進本部を設置
・火山防災の日（８月26日）の制定
・最新の科学的知見等を勘案した、活動火山対策の在り方についての検討等

地方公共団体においては、これらの状況を踏まえ、より具体的な事象を想定した避難の在り方の検討や、噴石から登山者等の身の安全を確保するための安全な強度を持つ退避壕・退避舎等の整備が求められる。

消防庁では、地方公共団体が行う退避壕・退避舎等の新設、改修について消防防災施設整備費補助金や緊急防災・減災事業債の対象としているほか、民間事業者が行う山小屋等を活用した退避施設の整備に係る費用に対して、地方公共団体が補助する場合について財政的な支援を実施している。

第1-8-1表　令和６年以降の主な火山活動

（令和７年11月14日現在）

番号	発生年月日	発生時刻	発生場所	現象	噴火警報	噴火警戒レベル	主な被害状況	消防庁の対応
1	令和６年１月14日	０時22分	諏訪之瀬島	爆発	噴火警報（火口周辺）	３（入山規制）	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 （第１次応急体制）
2	令和６年４月13日	—	口永良部島	火山性地震	噴火警報（火口周辺）	３（入山規制）	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 （第１次応急体制）
3	令和７年３月30日	—	霧島山 （新燃岳）	火山性地震	噴火警報（火口周辺）	３（入山規制）	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 （第１次応急体制）
4	令和７年６月11日	—	口永良部島	火山性地震	噴火警報（火口周辺）	３（入山規制）	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 （第１次応急体制）
5	令和７年６月23日	—	霧島山 （新燃岳）	噴火活動の活発化	噴火警報（火口周辺）	３（入山規制）	【人的被害】なし 【住家被害】なし	災害対策室 （第１次応急体制）

（備考）「消防庁とりまとめ報」により作成

雪害対策

1 雪害の現況と最近の動向

令和６年11月から令和７年４月までの雪害による人的被害は、死者68人（前年22人）、重傷者416人（同107人）及び軽傷者652人（同276人）、住家被害は、全壊８棟（同０棟）、半壊23棟（同０棟）、一部破損415棟（同22棟）、床上浸水１棟（同０棟）及び床下浸水６棟（同０棟）となっており、雪による被害は前年の調査期間に比べ増加した。

2 雪害対策の現況と課題

雪害による死亡要因は、屋根の雪下ろし等除雪作業中の事故が大半を占めており、地方公共団体においては、除雪作業中の事故による死者を減らす取組が求められる。

消防庁では、「市町村のための降雪対応の手引き」が、内閣府において令和７年11月に改訂されたことから、同月に内閣府とともに通知を発出したところであり、このような事故を極力未然に防止できるよう、地方公共団体に対して除雪作業中の事故防止における実践的な留意点について普及啓発・注意喚起を行うなど、引き続き事故防止に向けて取り組んでいく。

トンネル等の災害対策

1 トンネルに係る火災の現況

過去10年間に発生した鉄道トンネル及び道路トンネルに係る車両及び施設の火災件数は、**第1-8-1図**のとおりである。

2 トンネルに係る災害対策の現況と課題

（1） 鉄道トンネル及び道路トンネル

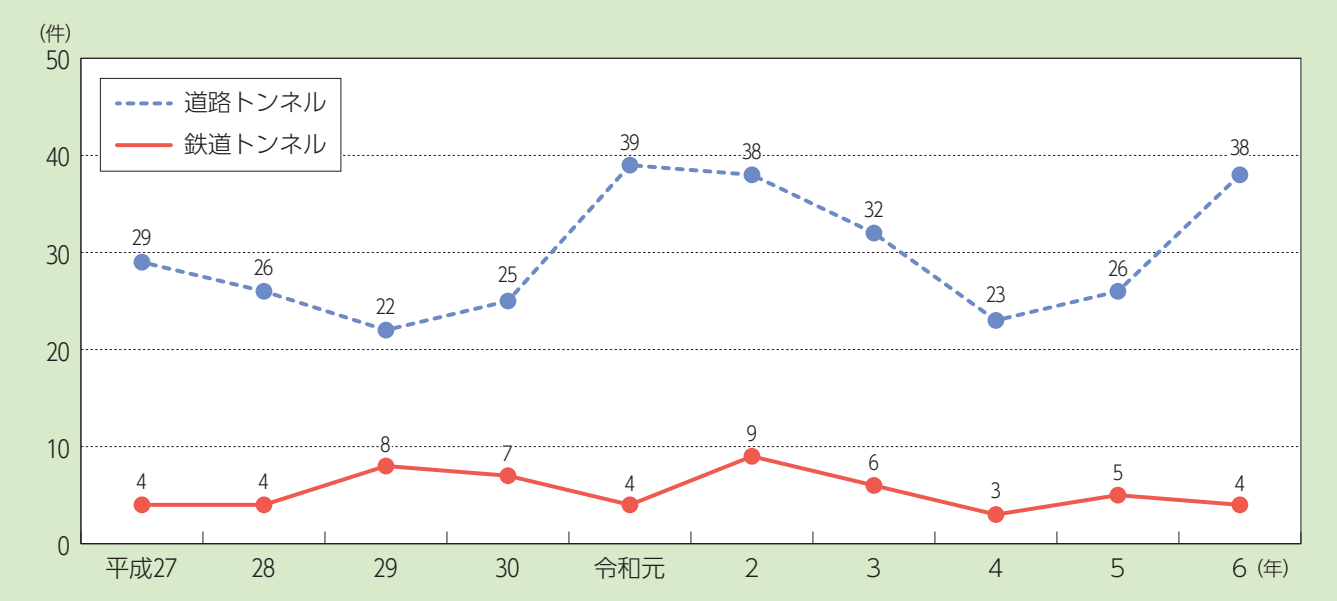
鉄道トンネル（地下鉄道トンネルを含む。）、道路トンネル及び今後開発が予想される大深度地下*1施設は、出入口が限定された閉鎖性の高い場所であり、一旦火災等が発生し、濃煙、熱気が充満した場合には、利用者の避難・誘導、消防隊の消火・救助活動等に種々の制約、困難が伴うことから、適切な防災安全対策を講じていく必要がある。

鉄道トンネルに関しては、国土交通省と連携し、「トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策」を示すことにより、消火、避難設備等の設置の促進及び所在市町村における火災事故防止対策の強化を図っている。

道路トンネルに関しては、国土交通省を中心とした関係省庁と連携し、「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」及び「道路トンネル非常用施

第1-8-1図　トンネルに係る火災件数の推移

（各年中）



（備考）「特殊災害対策の現況」により作成

＊1　大深度地下：地下40m以深又は支持地盤上面から10m以深のいずれか深い方の地下

設設置基準」により火災事故防止対策の充実に努めている。

（２）　大深度地下空間

公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることを目的とした大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）が制定され、同法に定める対象地域である首都圏、中部圏及び近畿圏において、関係省庁及び関係地方公共団体で構成する大深度地下使用協議会が、それぞれ開催されている。

大深度地下空間で災害が発生すると、地下の深部に多数の利用者が取り残されるおそれがあり、従来の施設と比較して消火活動や救助活動がより困難になることが予想されている。

このため、消防庁、国土交通省等関係機関において大深度地下施設の用途、深度、規模等に応じた安全対策について検討を行い、平成16年２月に「大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針」を取りまとめており、これを踏まえ確実に安全対策が講じられるよう、適切な助言等を行っていく必要がある。

また、リニア中央新幹線（品川・名古屋間）は、大都市圏において大深度地下を利用した区間があるため、万一災害等が発生した場合に、迅速かつ安全に乗客を避難させ、的確な消防活動を行えるように対策を講じる必要がある。

このため、消防庁では、リニア中央新幹線の防災対策等について情報共有を図ることを目的に、東海旅客鉄道株式会社及びリニア中央新幹線沿線消防本部等から構成される連絡会議を開催している。

消防活動阻害物質に係る災害対策

火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質（消防活動阻害物質）について、一定数量以上貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、消防機関に届け出なければならないこととされている。

消防活動阻害物質には、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス、無水硫酸、生石灰、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に規定する毒物・劇物のうち一定の物質が指定されており、火災の際に、爆発や有害なガス等を発生させ、消防隊の消火活動に支障を生じさせる危険性を有している（**資料1-8-1**）。

１　消防活動阻害物質に係る災害の現況と最近の動向

消防活動阻害物質に係る火災、漏えい、その他の事故で、消防機関が覚知したもののうち、令和６年中に発生したものの総件数は47件であり、その内訳は、火災事故が９件、漏えい事故が36件、その他の事故が２件である（**資料1-8-2**、**資料1-8-3**、**資料1-8-4**）。

２　消防活動阻害物質に係る災害対策の課題

（１）実態の把握及び指導

消防活動阻害物質については、届出等に基づき的確に実態の把握に努める必要がある。

（２）危険物災害等情報支援体制の充実

消防活動阻害物質に係る災害時においては、消防職員の安全を確保しつつ、迅速かつ効果的な消防活動を展開するために、より早い段階で消防活動阻害物質の危険性及び対応要領等に係る情報を把握することが重要である。このため、災害時に必要な情報（化学物質の性状、対応要領等）を災害活動現場に迅速かつ効果的に消防機関等へ提供できるよう、「危険物災害等情報支援システム」を適切に運用していく必要がある。

海上災害対策

１　海上災害の現況と最近の動向

令和６年中の主要港湾[*2]108港における海上災害で消防機関が出動したものは21件であり、このうち火災によるものが４件（全体の19.0％）、油の流出によるものが６件（全体の28.6％）となっている。

また、事故船舶の規模別では、1,000ｔ未満が８

＊２　主要港湾：１隻の総トン数が1,000ｔ以上のタンカーが１月１日から12月31日までの間に入港した実績を有する港湾

件で全体の38.1％を占めている（**資料1-8-5**）。

2 海上災害対策の現況

港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地方公共団体においては、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるよう事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講じることとしている。

消防機関においては、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等に努め、万一の海上災害に備えている。

なお、船舶火災の消火活動については、港湾所在市町村の消防機関と海上保安部署との間で業務協定が締結されているほか、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）においても、消防機関と海上保安庁との協力義務が規定されている。

3 海上災害対策の課題

タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通の輻そう化等により、海上災害が発生する危険性が高まっている中、消防機関が有効な消火・救急・救助活動等を実施するためには、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等により、万一の海上災害に備えた体制の整備に努めていく必要がある。

平時から海上保安庁とは、事故情報の共有を図るとともに、各省庁が参加する大規模油流出事故を想定した対処訓練に参加し、連携の更なる向上に取り組んでいる。

航空災害対策

1 航空災害の現況と最近の動向

令和６年中に航空災害で消防機関が出動したものは117件であり、このうち消火・救急・救助活動を実施したものは８件で、飛行場内が５件、飛行場外が３件となっている。

また、令和６年１月に東京国際空港（羽田空港）において、日本航空516便（新千歳発羽田行き）と海上保安庁所属JA722A機（令和６年能登半島地震の被災地への支援物資輸送準備中）が衝突し、日本航空機側乗員・乗客379人のうち15人が負傷、海上保安庁機側乗員６人のうち５人が死亡、１人が負傷する事故が発生した。

2 航空災害対策の現況と課題

航空災害は、一旦発生すれば、大惨事となるおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

消防庁では、これまで国土交通省等とともに、空港及び関係市町村に整備すべき消防力の基準や航空機火災の消防戦術等について、空港管理者、地方公共団体等関係機関に共有するとともに、消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するよう助言しており、令和７年４月１日現在、運営中のすべての空港と空港所在市町村の消防機関の間で協定が締結されている。

また、国土交通省東京空港事務所に置かれた救難調整本部（RCC）と消防庁との間に緊急通報管理装置を設置するなど、航空災害に対する消防機関の初動体制の確立に努めてきたところであり、関係省庁間において締結されている航空機の捜索救難に関する協定にも関係機関として参加している。

第２章

消防防災の組織と活動

第１節　消防体制
第２節　消防の広域化の推進
第３節　消防職団員の活動
第４節　教育訓練体制
第５節　救急体制
第６節　救助体制
第７節　航空消防防災体制
第８節　広域消防応援と緊急消防援助隊
第９節　国と地方の防災体制
第10節　消防防災の情報化の推進

第１節　消防体制

１ 消防組織

（１） 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。

令和７年４月１日現在、全国に720消防本部、1,716消防署が設置されている（**資料2-1-1、資料2-1-2、資料2-1-3**）。

消防職員数は16万9,730人（うち女性消防職員数は6,993人）で、このうち消防吏員数は16万8,230人（うち女性消防吏員数は6,386人）であり、年齢階層別の消防吏員数は、36歳から40歳までの階層が２万4,121人（14.3％）と最も大きい割合を占めている（**第2-1-1図、資料2-1-1、資料2-1-2、資料2-1-3、資料2-1-4**）。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔１〕消防本部及び消防署（いわゆる常備消防）と消防団（いわゆる非常備消防）とが併存している市町村（以下、本章において「常備化市町村」という。）と、〔２〕消防団のみが存する町村（以下、本章において「非常備町村」という。）がある。

令和７年４月１日現在、常備化市町村は1,690市町村あり、非常備町村は29町村（７都県）存在する。非常備町村は、地理的な要因から非常備である地域が多く、１都３県の21町村（非常備町村全体の72.4％）は島しょである（**資料2-1-5**）。

一部事務組合又は広域連合により設置されている消防本部は288本部（うち広域連合は22本部）であり、その構成市町村数1,114市町村（372市、601町、141村）は常備化市町村全体の65.9％に相当する。また、事務委託をしている市町村数は144市町村（39市、86町、19村）であり、常備化市町村全体の8.5％に相当する（**第2-1-2図**）。

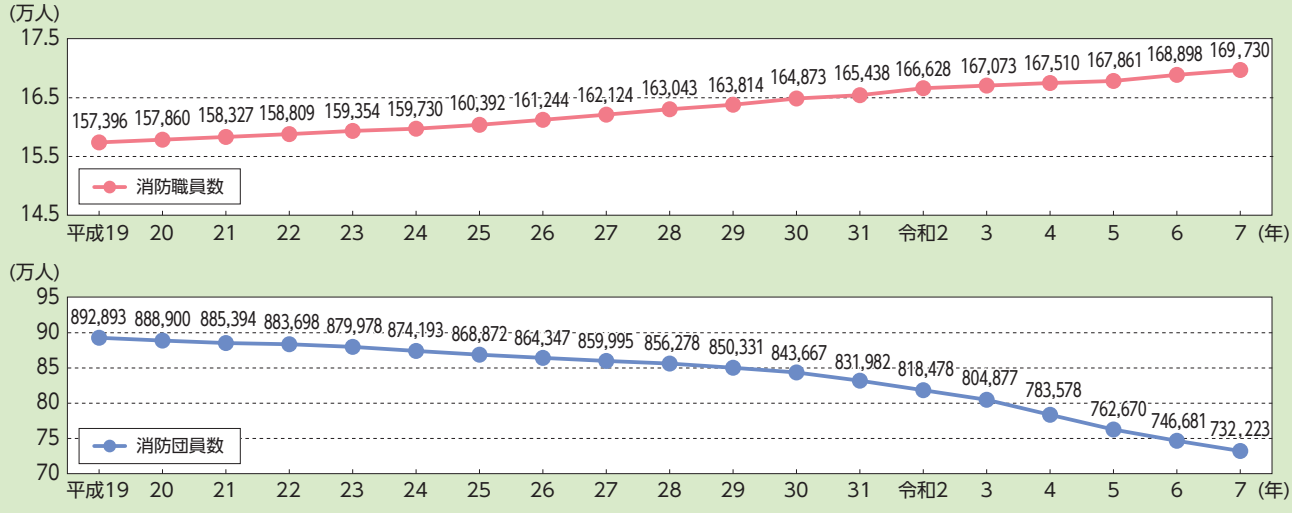
（２） 消防団

令和７年４月１日現在、全国の消防団数は2,169団、消防団員数は73万2,223人であり、消防団は全ての市町村に設置されている（**第2-1-1図、資料2-1-1、資料2-1-2、資料2-1-3**）。

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながら

第2-1-1図　消防職団員数の推移

（各年４月１日現在）



（備考）　１　消防職員数は「消防防災・震災対策現況調査」により作成
２　消防団員数は「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防団の組織概要等に関する調査」により作成
３　東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値（平成22年４月１日現在）により集計している。
４　東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年４月１日現在）により集計している。

第2-1-2図　消防本部の設置方式の内訳

（令和７年４月１日現在）

消防本部数			市町村				常備／非常備	
				市	町	村		
720		1,690市町村	1,690	793	736	161	常備市町村	
単独	432	432市町村	432	382	49	1	単　独	設置方式
一部事務組合等	288	1,114市町村	1,114	372	601	141	一部事務組合等構成	
		144市町村	144	39	86	19	事務委託	
			29	—	7	22	非常備町村	
			1,719	793	743	183	合計	

（備考）　1　「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成
　　2　東京23区は１市として単独消防本部に計上
　　3　広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

も、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っている（消防団の組織体制等については、特集５を参照）。

2 消防防災施設等

（１）　消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要となる消防ポンプ自動車、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む。）、化学消防車、救急自動車、救助工作車等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている（**資料2-1-6**）。

（２）　消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着することが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。

ア　119番通報

令和６年中の119番通報件数は、1,014万1,584件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の72.4％を占めている（**資料2-1-7**）。

近年では携帯電話・IP電話による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、携帯電話が57.8％、IP電話が23.0％となっている（**資料2-1-8**）。

（ア）　119番通報における位置情報通知

119番通報の受信時には、消防本部に通報者の位置情報が通知される。固定電話からの通報では利用者の住所、携帯電話からの通報ではGPS測位や携帯電話基地局の情報から割り出した位置情報がそれぞれ提供される。

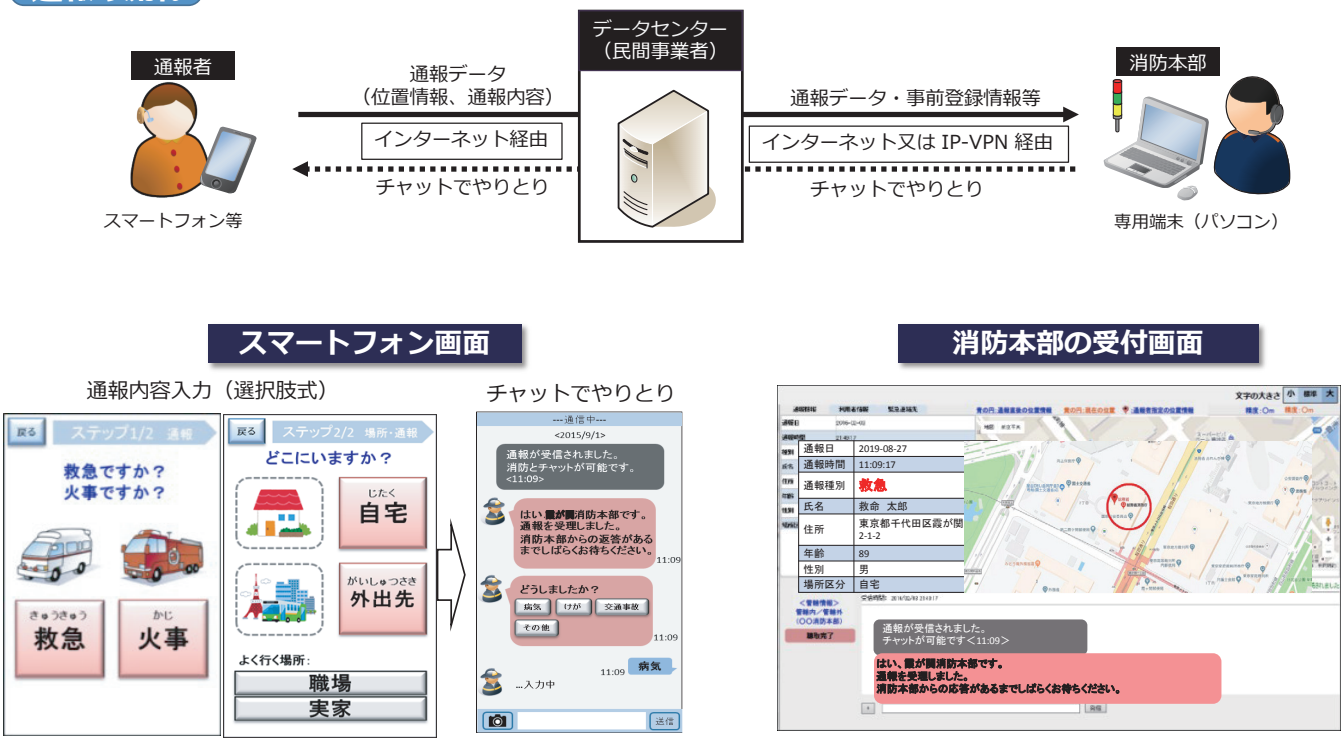
（イ）　音声によらない通報

消防庁では、聴覚・言語障害者がいつでも全国どこからでも緊急通報を行うことができる環境の整備を進めている。

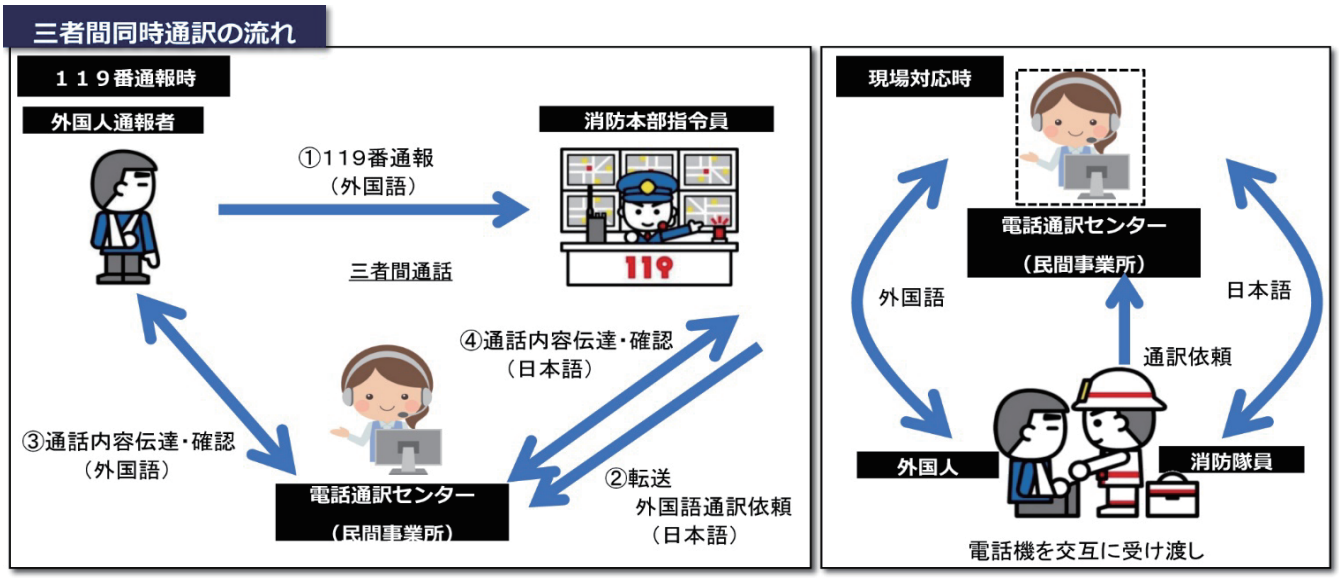
聴覚・言語障害者が電話を利用する手段として、聴覚・言語障害者と健聴者との間をオペレーターが「手話」や「文字」から「音声」に通訳し、即時双方向につなぐ「電話リレーサービス」があり、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和２年法律第53号）に基づく公共インフラとして、令和３年７月から全国でサービスが開始された。119番通報にも対応しており、聴覚・言語障害者が電話リレーサービスを利用して全国どこからでも消防へ通報することが可能である。さらに令和７年１月より電話リレーサービスによる文字表示電話サービス「ヨメテル」が開始され、音声が聞き取りづらいといった状況においても文字により内容を確認することが可能となった。

また、聴覚・言語障害者が音声によらず119番通報を行う手段として、スマートフォンの画面上のボタン操作や文字入力により通報を行うことができる「NET119緊急通報システム」があり、令和７年４月１日現在、720消防本部中659消防本部（91.5％）

第2-1-3図　NET119の流れ



第2-1-4図　三者間同時通訳の流れ



が導入済みである（**第2-1-3図**）。

（ウ）　外国人からの通報

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応は、外国人からの119番通報時、外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、24時間365日主要な言語で対応するものであり、消防庁では、全ての消防本部で導入されることを目標に取り組んでいる（**第2-1-4図**）。

イ　消防指令システム

消防指令システムは、119番通報の受付、災害地点の特定、出動隊の編成、消防署所への出動指令といった、消防指令センターにおける一連の消防指令業務等を支援するためのシステムである。

近年では、情報通信技術（ICT）の急速な進展に伴い消防を取り巻く社会のICT環境が大きく変化しており、消防指令システムについてもこれらの変化に対応するため、消防庁では、外部システムとのデータの出入り口（インターフェイス）に係る標準仕様を策定した。

（３）　消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

全国の消防水利整備数は、258万5,799個であり、うち消火栓は201万4,237個、防火水槽は55万2,081個である（**資料2-1-9**）。

阪神・淡路大震災以降、耐震性を備えた防火水槽等の整備が進められているほか、近年は消防水利の老朽化や木造密集地域における消防水利需要を見込み、各市町村において段階的に数値目標を設け、消防水利の充実を図ることとしている。

3 消防財政

（１）　市町村等の消防費

ア　消防費の決算状況

令和５年度の消防費決算額（東京消防庁を含む。）は２兆1,038億円で、消防施設の整備、消防自動車の購入等に要する経費である普通建設事業費の増加等により、前年度と比べると5.9％増となっている。令和５年度の１世帯当たりの消防費決算額の全国平均額は３万4,614円であり、住民１人当たりでは１万6,846円となっている。市町村の普通会計歳出決算額66兆8,552億円に占める消防費決算額（東京消防庁を除く。）の割合は2.9％となっている（**資料2-1-10**）。

イ　消防費の性質別内訳

令和５年度消防費決算額２兆1,038億円の性質別内訳は、人件費１兆4,344億円（全体の68.2％）、普通建設事業費3,323億円（同15.8％）、物件費2,408億円（同11.4％）となっている（**資料2-1-11**）。

（２）　消防費の財源

ア　財源構成

令和５年度の消防費決算額の財源内訳をみると、一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）が１兆8,006億円（全体の85.6％）、次いで地方債2,130億円（同10.1％）、国庫支出金198億円（同0.9％）となっている（**資料2-1-12**）。

イ　地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定されており（地方債の元利償還金等、他の費目で算定されているものもある。）、令和７年度の単位費用は１万2,300円となっている。

ウ　地方債

消防防災施設等の整備には多額の経費を必要とするが、国庫補助金や一般財源等に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。

このうち、防災対策事業は、地方単独事業として行う防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業等を対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。

また、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等に取り組むため、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備等の事業を緊急防災・減災事業の対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。

このほか、消防防災施設等の整備に係る地方債には、施設整備事業（一般財源化分）、一般事業、辺地対策事業及び過疎対策事業等がある。

エ　国庫補助金

市町村等の消防防災施設等の整備に対する補助金は、国庫補助金と都道府県補助金があり、消防庁所管の国庫補助金には消防防災施設整備費補助金（以下、本節において「施設補助金」という。）や緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下、本節において「緊援隊補助金」という。）等がある（**資料2-1-13**、**資料2-1-14**）。

施設補助金は、市町村等の消防防災施設等の整備に対して、原則として補助基準額の３分の１又は２分の１の補助を行っている。緊援隊補助金については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第49条第２項による法律補助として、緊急消防援助隊のための一定の設備の整備に対して補助基準額の２分の１の補助を行っている。

令和７年度当初予算額については、施設補助金は13.7億円、緊援隊補助金は49.9億円となっている。

オ　その他

前記イ～エのほか、特に消防費に関する財源として、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道等救急業務実施市町村支弁金等がある。

（３）　都道府県の防災費

都道府県の防災費の状況をみると、令和５年度における決算額は1,476億円であり、令和５年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.3％である。

（４）　消防庁予算額

ア　令和７年度当初予算

消防庁の令和７年度の当初予算額は、一般会計分と復興特別会計分を合わせて134.1億円の予算を確保している。このうち、一般会計予算の規模は、126.2億円となっており、人件費を除く事業費ベースでは、109.3億円である。また、令和６年度補正予算で100.3億円措置されている。

主な事業として、能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化58.0億円、消防防災分野のDX・新技術の推進8.4億円、消防団や自主防災組織等の充実強化7.8億円、常備消防等の充実強化16.0億円となっている（**第2-1-5図、資料2-1-15**）。

なお、予算額には、デジタル庁への一括計上予算が含まれている。

イ　復興特別会計予算

東日本大震災で大きな被害を受けた被災地における消防防災施設・設備の復旧や、福島原発事故に伴い設定された避難指示区域における消防活動の確保のため、復興庁の東日本大震災復興特別会計の令和７年度当初予算において、7.9億円の措置を講じている（**第2-1-5図、資料2-1-15**）。

○消防防災施設災害復旧費補助金（4.2億円）
○消防防災設備災害復旧費補助金（0.1億円）
○原子力災害避難指示区域消防活動費交付金（3.6億円）

第2-1-5図　令和７年度消防庁予算の概要

令和７年度　消防庁予算の概要

R７当初　134.1億円

○一般会計　126.2億円（対前年度比0.0億円、0.0%増）

○復興特別会計　7.9億円（対前年度比6.2億円、353.8%増）

（一般会計）
R7当初予算＋R6補正:226.5億円
（20.3億円、9.8%増）
（参考）
R6当初予算＋R5補正:206.2億円

＜主な重点取組事項＞

1．能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化　58.0億円

【緊急消防援助隊の充実強化】

○ 緊急消防援助隊設備整備費補助金　49.9億円
・ 緊急消防援助隊の部隊強化に資するため、車両・資機材等の整備を促進

○ 緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練の実施　1.0億円
・ 緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力を向上させるため、地域ブロック合同訓練を実施（全国6箇所で実施）


【消防ポンプ自動車】


【緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練（令和6年11月　関東ブロック）】

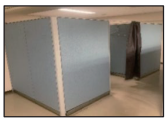
（参考）令和6年度補正予算で措置
【能登半島地震等を踏まえた緊急消防援助隊の体制強化】
・ 小型・軽量化された車両・資機材の整備　26.1億円
・ 無人走行放水ロボット等の整備　5.1億円
・ 大規模災害時に活用する特殊車両等の充実整備　9.5億円
・ 緊急消防援助隊全国合同訓練　1.2億円

【緊急消防援助隊の充実強化】
R7当初予算＋R6補正予算:93.9億円
※消防庁ヘリ(2.2億円)除く（＋23.2億円）
（参考）
R6当初予算＋R5補正予算:70.7億円
※消防庁ヘリ(30.8億円)除く

1. 能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化 （続き）

【消防団の更なる充実強化】


【デジタル技術の活用促進】


【女性の活動環境整備】


【資機材取扱訓練】


【免許等取得環境の整備】

○ 消防団の力向上モデル事業　（拡充）3.8億円（＋0.2億円）
- 能登半島地震等を踏まえた消防団の災害対応能力の向上を図る取組や女性が活動しやすい環境づくりに向けた取組を重点的に支援するほか、デジタル技術の活用促進、準中型免許等の取得環境の整備など、消防団の充実強化につながるモデル事業を推進

（参考）令和6年度補正予算で措置
【能登半島地震等を踏まえた消防団の更なる充実強化】
- 消防団への救助用資機材等搭載型消防車両の無償貸付　20.2億円
- 救助用資機材等の整備に対する補助　2.5億円
- 消防団災害対応高度化推進事業（消防団員に対するドローン講習）　0.7億円

【消防団等の充実強化】
R7当初予算＋R6補正予算：31.2億円（＋1.0億円）
（参考）
R6当初予算＋R5補正予算：30.2億円

2. 消防防災分野のDX・新技術の推進　8.4億円


ドローン
【今後想定される研究開発の例】
消火用ドローン等の消防活動の省力化・無人化のための資機材の研究開発

○ 競争的研究費　（拡充）2.3億円（＋0.9億円）
- 消火用ドローン等の消防活動の省力化・無人化のための資機材などの革新的技術についての官民連携による実用化に向けた研究開発を推進

○ 市街地火災による被害を抑制するための研究開発（火災延焼シミュレーションの高精度化）　0.8億円
- より効果的な消火戦術の検討に向け、出火箇所と気象条件から火災の延焼被害を予測・図示するツールの機能の充実


【火災延焼シミュレーション結果】

○ AI・IoT等の新技術を活用した効果的な危険物保安等のあり方の検討　0.7億円
- 危険物施設におけるデジタル機器等を活用した遠隔監視の実施に向けた基準のあり方を検討


【デジタル機器等の使用範囲の明確化】

○ 災害時の映像共有システムの本格運用　0.2億円
- 消防庁、自治体で災害の映像情報を共有するとともに、内閣府の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）との接続により、映像情報を関係府省庁とも共有



【消防庁映像共有システムの運用イメージ】

（参考）令和6年度補正予算で措置
- ○ マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化の全国展開の推進　20.6億円
- ○ 無人走行放水ロボット等の整備　5.1億円
- ○ 消防研究センターにおける研究の充実強化　1.6億円
- ○ 消防指令・業務システムの標準仕様の更新（能登半島地震を踏まえた耐災害性強化等）　1.0億円
- ○ 消防団災害対応高度化推進事業（消防団員に対するドローン講習）　0.7億円
- ○ 水素等のGX新技術に係る危険物規制のあり方の検討　0.1億円

【消防防災分野のDX・新技術の推進】
R7当初予算＋R6補正予算：37.6億円（＋15.4億円）
（参考）
R6当初予算＋R5補正予算：22.2億円

3. 消防団や自主防災組織等の充実強化　7.8億円

○ 消防団の力向上モデル事業　【再掲】（拡充）3.8億円（＋0.2億円）

○ 消防団加入促進広報の実施　1.4億円
・ 女性や若者をはじめとする幅広い住民の消防団への入団を促進するため、自治体等と連携し、各種広報活動を充実強化





【消防団員募集ポスター】

○ 自主防災組織等活性化推進事業　1.0億円
・ 地域の防災力を一層向上させるため、自主防災組織等の立ち上げ支援、災害対応訓練、防災教育、女性の視点を反映させた取組など自主防災組織等活性化のための取組を実施


【自主防災組織等立ち上げ支援】

【災害対応訓練】

【消防団等の充実強化】
R7当初予算＋R6補正予算：31.2億円（＋1.0億円）
（参考）
R6当初予算＋R5補正予算：30.2億円

4. 常備消防等の充実強化　16.0億円

○ 消防防災施設整備費補助金（耐震性貯水槽など）　13.7億円
・ 耐震性貯水槽や高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備を促進


【耐震性貯水槽】

○ ドローン活用人材育成事業　0.1億円
・ 各消防本部の消防職員及び自治体の防災部局職員に助言等を行うドローン技術指導アドバイザーの育成研修や、消防職員の一等操縦ライセンス取得研修を実施


【アドバイザー育成研修のイメージ】

5. 火災予防対策の推進　3.6億円

○ 住宅防火対策等の推進　0.2億円
・ 感震ブレーカーの普及加速など、住宅防火対策（住宅用火災警報器、住宅用消火器等）を総合的に推進



【住宅防火対策の推進】

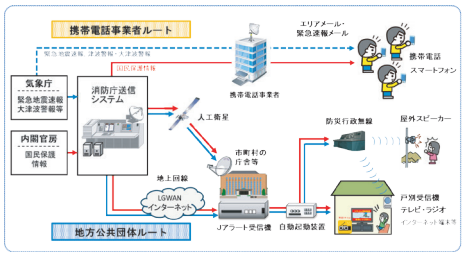
○ 国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進　0.4億円
・ 海外において日本の規格・認証制度及び消防防災製品の普及推進


【消防防災製品の普及推進（国際消防防災フォーラム令和6年2月 カンボジア）】

6. 自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化　12.9億円

○ 広域避難の検討に係る支援　0.1億円
・ 沖縄県及び先島5市町村における広域避難を効果的に支援するため、民間のノウハウも活用しながら関係者間の調整を実施

○ Jアラートの確実な運用と安否情報システムの稼働体制の確保　3.8億円



【Jアラート発信（イメージ）】

7. 消防防災分野における女性や若者の活躍推進　7.5億円

○ 女性消防吏員の更なる活躍推進等　（拡充）0.7億円（＋0.1億円）
・ 女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた取組の検討会を開催するほか、女性消防吏員比率の向上のため、SNS広告等の有効な広報活動を展開

○ 消防団の力向上モデル事業　【再掲】（拡充）3.8億円（＋0.2億円）



【女性消防吏員の採用ポスター】

4 常備消防体制整備の課題

（１） 消防力の整備

「消防力の整備指針」（平成12年１月12日総務省消防庁）は、市町村が消防に関する事務を確実に遂行し、消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について、目標とすべき整備水準を定めたものである。各市町村は本指針に定める内容を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められている。

（２） 消防隊員用個人防火装備

消火活動時における消防隊員の安全性向上のため、「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」を策定している。

対象は消防隊員の防火服、防火手袋、防火靴、防火帽等で、消火活動に必要となる一定の性能等を定めているほか、安全な着装方法やメンテナンスなどの取扱い上の注意事項を明記している。

なお、ISO（国際標準化機構）の人体安全の防護衣及び装置に関する専門委員会の下部組織である分科委員会（ISO／TC94／SC14）において、新たな国際規格が作成されたこと等を受け、令和３年７月から本ガイドラインの見直しに関する検討を行い、令和４年３月に本ガイドラインを改定した。

第２節　消防の広域化の推進

１ 消防の広域化とは

市町村は、その地域における消防の責務を果たしているが、特に小規模な市町村では、複雑・多様化する災害への対応として、高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等に課題を抱えている場合が多い。消防の広域化は、消防本部の規模の拡大により消防体制の整備・確立を図ることを目指すものである。

消防組織法（昭和22年法律第226号）では、消防の広域化とは、「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下、本節において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」と定義され、消防の広域化は「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。」とされている。

２ これまでの経緯等

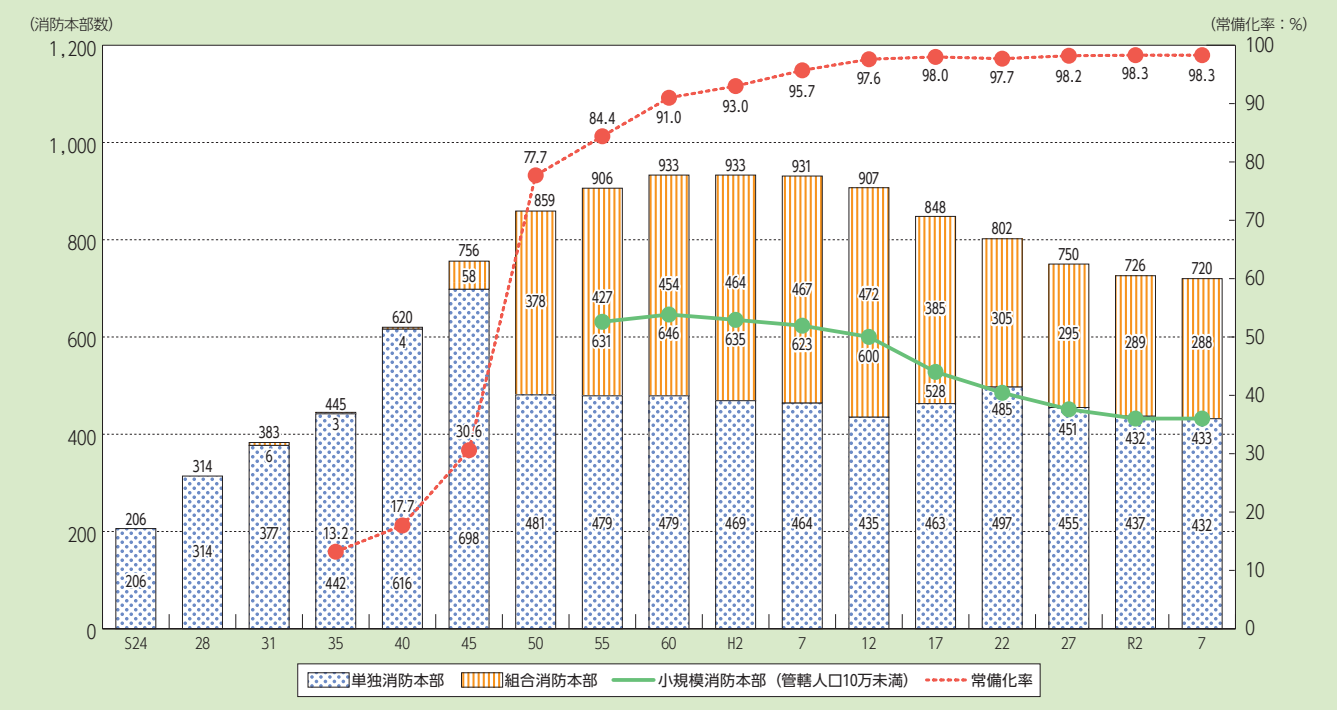
全国の消防本部数は、平成６年（1994年）４月１日現在で931本部であったが、消防の広域化の推進や市町村合併の進展とともに減少し、平成18年４月１日現在で811本部となった。

平成18年の消防組織法の改正以降では、これまでに59地域で広域化が実現し、管轄人口10万未満の小規模な消防本部は、487本部から54本部減少して433本部（全体の約６割）となり、消防本部や消防署を設置していない非常備町村は、40町村のうち11町村が解消された（**資料2-2-1**）。

平成29年には、市町村の消防の連携・協力に関する基本指針（平成29年４月１日総務省消防庁、令和６年４月１日最終改正）を示し、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力することについても推進することとした。

令和７年４月１日現在、消防本部数は720本部となり、56地域（241本部、12非常備町村）で指令の

第2-2-1図　消防本部数と常備化率



（備考）　1　各年４月１日現在の数値。ただし、昭和55、60年の小規模消防本部数については、各年10月１日の数値。
　　2　昭和24、28年は、組合と単独の合計値。

共同運用が行われている（**第2-2-1図**）。

3 消防の広域化の必要性と効果

（１）　広域化の必要性

日本の総人口は、減少が継続しており、地域の消防に係る人的基盤が将来的に弱まっていくおそれがある。

また、近年、大規模な自然災害が激甚化・頻発化していることに加え、近い将来に大規模地震の発生が懸念されている。

さらには、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、救急搬送困難事案が多発し、消防本部内においてもクラスターが発生するなど、消防・救急体制への負担が蓄積した。

これらのことから、消防本部、とりわけ小規模消防本部が中長期的にこれまでと同程度の消防力を確保していくため十分な消防体制を確立する必要があるほか、大規模災害発生時の初動体制の確保や、応援部隊との効果的な連携体制の構築、新たな感染症等に強い消防体制の確保、DXの進展による専門人材の育成・確保に向け、広域化等による体制強化が必要となっている。

（２）　広域化の効果

消防の広域化により、消防本部の規模が拡大することで、複数の部隊による迅速な消防活動が可能となるほか、予防業務等への職員の専任配置による業務の高度化が図られる。また、消防施設・設備等の整備に係る経費削減等の効果が得られる。

大規模災害時においても、要員配置の柔軟化が図られ、即応体制の構築が可能となり、また、組織の一体化による統一指揮下での部隊運用が行われること等により、迅速かつ的確な災害対応につながるなどの効果が得られる。

4 関係機関の取組

（１）　消防庁の取組

ア　検討に対する支援

消防庁では、市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年７月12日総務省消防庁、令和６年３月29日最終改正。以下、本節において「広域化基本指針」という。）の策定と合わせ、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するために、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部を設置して広域化を推進しているところであり、消防用車両出動シミュレーションシステム*1の提供、消防広域化推進アドバイザー*2の派遣などの支援を行っている。

イ　財政措置

消防の広域化及び連携・協力に伴って必要になる経費に対して、その運営に支障の生じることがないよう、必要な財政措置を講じている。

広域化については、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築及び再配置が必要と位置付けられた消防署所等の新築並びに消防署所等の統合による効率化等により機能強化を図る消防用車両等の整備について緊急防災・減災事業債（充当率100％、交付税算入率70％）の対象としている。

連携・協力については、連携・協力実施計画に基づき必要となる消防指令センターの整備、消防用車両等の整備及び訓練施設の整備について、緊急防災・減災事業債の対象としている（**第2-2-2図**）。

＊１　消防用車両出動シミュレーションシステム：消防の広域化や指令の共同運用における高度な運用等により、現場到着時間が短縮する区域や具体的な短縮時間について、地図上に可視化して分析するためのシステム。
＊２　消防広域化推進アドバイザー：既に広域化を実現した消防本部や関係市町村の幹部職員等で、広域化の推進に必要な知識・経験を持つ者の中から、消防庁が選定し登録する。都道府県等の要望に応じて派遣し、支援活動を行う。

第2-2-2図　消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置（令和７年度）

消防の広域化	都道府県	普通交付税	**消防広域化推進経費** ・広域消防運営計画の作成等に関する情報提供若しくは助言、消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要な経費
		特別交付税［※１］	**広域化対象市町村に対する支援に要する経費** ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
	市町村	特別交付税［※１］	**消防広域化準備経費（中心消防本部 措置率 0.7）** ・広域消防運営計画策定経費　・広域化協議会負担金　・協議会委員報酬　・広報誌作成費　等
			消防広域化臨時経費 ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要となるシステム変更、規程の整備等に要する経費　　等
		地方債	**防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債**［※２、※３］ ・消防署所等（消防署、出張所及び高機能消防指令センター［※４］［※５］をいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備［※５］（広域化後５年度以内に完了するもの。）
			一般事業債・一般補助施設整備等事業債 ・消防本部庁舎の整備（充当率引上げ：75%→90%）
		補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮
連携・協力	都道府県	特別交付税［※１］	**連携・協力対象市町村に対する支援に要する経費** ・消防の連携・協力に取り組む市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費
	市町村	特別交付税［※１］	**消防連携・協力準備経費** ・消防指令センターの共同運用に参画するために、当該消防本部の現行システムの更新時期を延長して運用する場合に生じた、通常の保守経費を上回る割増経費（やむを得ない場合の機器更新費用を含む。） ・連携・協力実施計画策定経費、協議会負担金 等
			消防連携・協力臨時経費 ・共同部隊の設置に必要な装備費、現場活動要領の統一に要する経費
	市町村	地方債［※３］	**防災対策事業債** ・高機能消防指令センターの整備［※４］［※５］（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備［※５］（連携・協力実施計画に位置付けてから５年度以内に完了するもの。） ・訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。）
			緊急防災・減災事業債 ・高機能消防指令センターの整備［※４］（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから５年度以内に完了するもの。） ※具体的には、はしご自動車、化学消防車、大型化学消防車等、消防艇、特殊車等 ・訓練施設の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。）
		補助金優先配分	消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮

※１　都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであって、令和11年4月1日までに行われたものに限る。措置率は、特記箇所を除き0.5
※２　消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。
※３　広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部５年度以内）が対象であるが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和７年度までである。
※４　消防指令システム及び機器、指令センター建物及び用地（本部庁舎、消防署所等と同じ建物である場合、指令センター部分を按分）、消防救急デジタル無線の整備を含む。消防庁の標準仕様書に基づくものに限る。既に広域化又は連携・協力を行っている消防本部も対象。また、緊急防災・減災事業債については、これから広域化又は連携・協力に取り組む消防本部も対象（消防庁へ計画提出が必要）
※５　防災対策事業債は措置の引上げ（充当率75%→90%、交付税算入率30%→50%）



ウ　更なる広域化等の推進のための検討

人口減少等の社会環境の変化に加え、甚大な被害をもたらす地震の発生が近い将来にも見込まれているなど、今後の災害リスクの高まりも指摘される状況を踏まえると、国、都道府県及び市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携を図りながら広域化を通じた消防本部の体制強化に取り組んでいく必要がある。こうしたことから、消防庁では、令和６年３月29日に広域化基本指針を改正し、推進期限を令和11年４月１日まで延長することとし、推進方策を以下のように示した。

①　消防組織法において都道府県が定めるよう努めることとされている推進計画に、地域の核として広域化の検討を主導する「中心消防本部」について定めることを可能とした。

②　連携・協力について、多様かつ複数の取組は広域化の実現に繋がることから積極的に推進することとした上で、［１］指令の共同運用、［２］消防用車両、資機材等の共同整備、［３］高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務、［４］特殊な救助等専門部隊の共同設置、［５］専門的な人材育成の推進、［６］訓練の定期的な共同実施、［７］現場活動要領の統一、といった７つの連携・協力の類型を示した。

③　①及び②の方策を踏まえ、広域化及び連携・協力に係る消防本部等の取組に対し、所要の地方財政措置を講ずることとした。

（２）　都道府県の取組

ア　推進計画の概要

都道府県は、消防本部、市町村等と緊密に連携し、検討した上で推進計画の策定を行うよう努めることとされている。

推進計画には、広域化の推進に関する基本的な事項や広域化対象市町村の組合せ等を定めることになる。

イ　都道府県の支援策

広域化を推進していく観点から、［１］広域化の機運醸成や効果についての勉強会等の開催、［２］広域化を具体的に進めるための協議会や協議組織への職員の派遣、［３］独自の広域化推進のための財政支援措置等を実施している都道府県が存在する。

財政支援措置としては、業務の統一に必要となる

システム変更事業を対象とした補助制度や、緊急防災・減災事業債を活用する高機能消防指令センター整備事業を対象として、元利償還金に対する交付税措置の対象となる部分を除いた事業費について補助する制度などがある。

都道府県においては、市町村に対し将来的な人材不足や財政見通し等を踏まえた中長期的な消防力のシミュレーション結果を提示し、他の消防本部と比較整理して説明することなどを通じ、広域化の機運の醸成を図ることや、関係市町村等の協議の場の設置を主導するなど積極的に関与することが期待される。

（３）　市町村の取組

消防組織法により、都道府県の推進計画に定められた広域化対象市町村は、消防の広域化を行う際には、協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成することとされている。

広域化に向けた検討を行う市町村は、市町村長部局、消防本部、市町村議会議員等から構成される協議会等の検討組織を設置し、［１］広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針、［２］消防本部の位置及び名称、［３］市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項のほか、構成市町村の負担金割合方式や職員の任用方式、給与の統一方法など、広域消防運営計画や組合規約等の作成に必要な事項を中心に協議を行うことが考えられる。

都道府県の推進計画に「中心消防本部」が定められる場合、当該中心消防本部においては、広域化に向けた論点整理や消防本部間及び関係市町村間での合意形成について主導することが期待される。

第３節 消防職団員の活動

1 活動状況

令和６年中における全国の消防職団員（消防職員及び消防団員）の出動状況は、**第2-3-1表**のとおりである。

2 公務による死傷者の状況

令和６年中における公務により死亡した消防職団員は６人、同じく負傷した消防職団員は2,027人である（**資料2-3-1、資料2-3-2、資料2-3-3**）。

3 勤務条件等

（１） 消防職員の勤務条件等

消防職員の職務は、火災等の災害出動のため24時間即応体制を維持しなければならないという特殊性を有していることから、勤務時間や休日、休憩等の勤務条件については、一般職員と異なる定めがされている。具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件は、市町村等の条例によって定められている。

ア　給料及び諸手当

消防の組織は、緊急時の部隊活動等に必要な指揮

第2-3-1表　消防職団員の出動及び出向状況

（令和６年中）（単位：回、人）

区分		消防職員	消防団員	計	構成比（%）
火災	回数	45,203	28,506	73,709	0.6
	延人員	997,896	537,356	1,535,252	3.5
救急	回数	7,709,486	1,211	7,710,697	67.6
	延人員	23,651,438	4,598	23,656,036	53.4
救助	回数	120,271	1,555	121,826	1.1
	延人員	1,673,551	7,682	1,681,233	3.8
風水害等の災害	回数	5,224	3,763	8,987	0.1
	延人員	25,948	91,055	117,003	0.3
演習訓練	回数	449,588	230,363	679,951	6.0
	延人員	2,390,562	2,981,836	5,372,398	12.1
広報・指導	回数	305,665	97,894	403,559	3.5
	延人員	1,063,223	718,322	1,781,545	4.0
警防調査	回数	450,794	8,524	459,318	4.0
	延人員	1,500,913	68,044	1,568,957	3.5
火災原因調査	回数	40,414	32	40,446	0.4
	延人員	174,656	268	174,924	0.4
特別警戒	回数	60,416	85,420	145,836	1.3
	延人員	459,234	988,098	1,447,332	3.3
捜索	回数	2,691	1,085	3,776	0.0
	延人員	39,125	28,283	67,408	0.2
予防査察	回数	674,971	1,183	676,154	5.9
	延人員	1,659,703	17,632	1,677,335	3.8
誤報等	回数	59,530	5,262	64,792	0.6
	延人員	610,808	61,673	672,481	1.5
その他	回数	781,119	243,406	1,024,525	9.0
	延人員	3,194,457	1,383,126	4,577,583	10.3
計	回数	10,705,372	708,204	11,413,576	100.0
	延人員	37,441,514	6,887,973	44,329,487	100.0

（備考）　1　「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2　本表では、災害現場における消防活動の実施の有無にかかわらず、出動及び出向回数を計上している。
3　消防団員の救急への出動回数については、救命処置を含む応急手当、傷病者搬送等の回数を計上している。

命令系統を明示し組織の統一性を確保するため、階級制度がある。行政職給料表を適用した場合、各階級に一定の割合の人数が必要となるという特徴を持つ消防組織においては、階級制度を維持しつつ、給料の水準を適正に保つことが難しい。このため消防職員の給料については、その職務の危険度、勤務の態様の特殊性等を踏まえ、一般職員と異なる特別給料表（現在の国の公安職俸給表（一）に相当）を適用することとされている（昭和26年国家消防庁管理局長通知）。

なお、消防職員の平均給料月額は、令和６年４月１日現在の地方公務員給与実態調査によると30万8,642円（平均年齢38.8歳）であり、一般行政職の場合は31万7,951円（平均年齢42.1歳）となっている。

また、消防職員の平均諸手当月額は10万1,637円であり、出動手当等が支給されている。

イ　勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は主に２部制と３部制に分けられる。一部、指令業務に従事する職員などに対し、４部制を用いている消防本部もある。２部制は、職員が２部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務し、一定の期間で週休日を取る制度であり、３部制は、職員が３部に分かれ、当番・非番・日勤を組み合わせて勤務し、一定期間で週休日を取る制度である（**資料2-3-4、資料2-3-5**）。

ウ　消防職員委員会

消防職員委員会は、消防職員からの意見を幅広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくし、これにより消防職員の士気を高め、消防事務を円滑に運営することを目的として、消防組織法（昭和22年法律第226号）第17条の規定により消防本部に置くこととされている。消防職員委員会においては、消防職員から提出された〔１〕消防職員の勤務条件及び厚生福利、〔２〕消防職員の被服及び装備品、〔３〕消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関する意見を審議し、その結果に基づいて消防長に対して意見を述べることにより、消防事務に消防職員の意見を反映しやすくしている。

令和５年度においては、720本部で消防職員委員会が開催され、職員から提出された5,171件の意見について審議された。審議された意見のうち「実施が適当」とされたものは、全体の30.2％を占めた。また、令和４年度において審議された意見のうち「実施が適当」とされたもの（1,420件）は、予算上の制約などにより、実現できていない意見もみられるが、そのうち57.6％が既に実施されている（**資料2-3-6、資料2-3-7、資料2-3-8、資料2-3-9**）。

（２）　消防本部におけるハラスメント等への対応策

消防庁では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント及び消防に関連する不祥事（以下、本節において「ハラスメント等」という。）について、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について」（平成29年７月４日消防消第171号。以下、本節において「７月４日通知」という。）により各消防本部に各種の対応策を示している（**資料2-3-10**）。

また、７月４日通知で示した対応策の取組状況について実態調査（令和７年５月８日現在。以下、本節において「実態調査」という。）を行っている。

ア　各消防本部において実施すべき対応策

（ア）　消防長の意志の明確化等

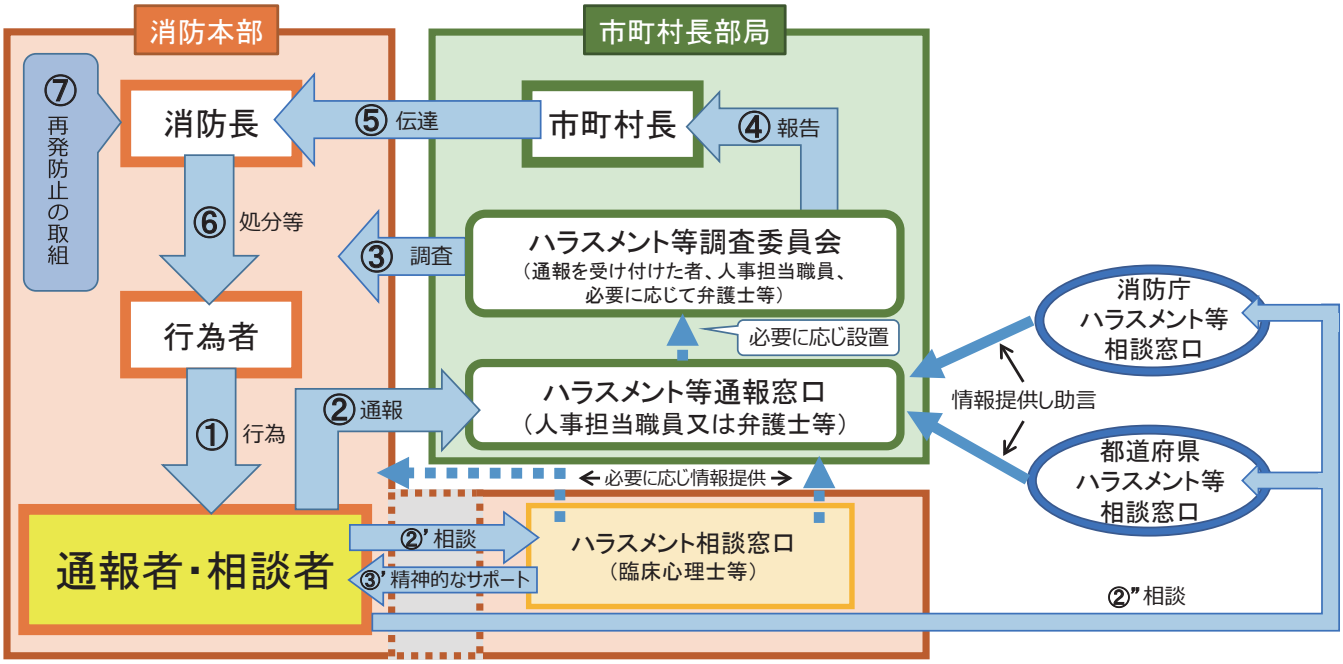
ハラスメント等を撲滅するためには、消防長が宣言等により意志を明確にし、消防職員に周知徹底する必要がある。

また、ハラスメント等の対応策に関する内部規程や、消防長の意志を具体的な取組につなげるための方針を検討の上策定するとともに、定期的に当該取組の進捗状況を管理し、これを踏まえた取組の改善を行うため、消防職員の幹部職員に加え、可能な限り有識者等を構成員とするハラスメント等の撲滅を推進する会議を開催する必要がある。

実態調査では、「消防長の意志の明確化」について、98.5％（709本部）の消防本部から「実施済み」との回答が得られた。また、「内部規程の策定」については、97.9％（705本部）の消防本部から「実施済み」との回答が得られ、「ハラスメント等撲滅推進会議の開催」については、90.6％（652本部）の消防本部から「実施済み」との回答が得られた。

（イ）　ハラスメント等通報制度の確立及びハラスメント相談窓口の設置

第2-3-1図　ハラスメント等通報制度・ハラスメント相談窓口のイメージ（単独消防本部の場合）



ハラスメント等の事案対応を行い、解決を目指す「ハラスメント等通報制度」を確立するとともに、通報にまでは至らなくても、精神的なサポートを受けることができる「ハラスメント相談窓口」を設置する必要がある（**第2-3-1図**）。

実態調査では、「ハラスメント等通報制度の確立」及び「ハラスメント相談窓口の設置」について、それぞれ98.3%（708本部）、99.0%（713本部）の消防本部から「実施済み」との回答が得られた。

（ウ）　懲戒処分の厳格化

ハラスメント等に関して明確に記載した懲戒処分基準を策定し公表すること及び懲戒処分の公表基準を策定し公表することにより、懲戒処分を厳格化する必要がある。

実態調査では、「懲戒処分基準の策定」及び「懲戒処分の公表基準の策定」について、それぞれ92.2%（664本部）、85.7%（617本部）の消防本部から「実施済み」との回答が得られた。

（エ）　職員のセルフチェックアンケート等の実施

ハラスメント等を可能な限り未然に防止するため、自らの行動を振り返るチェックシートの導入、ハラスメント等の実態を調査するためのアンケートの定期的な実施などの職員の気付きを促す取組を行う必要がある。

実態調査では、「職員の気付きを促す取組」について、80.1%（577本部）から「実施済み」との回答が得られた。

（オ）　研修等の充実

事例演習又は職場ミーティングの場を活用し、ハラスメント等の撲滅の必要性、対応策及びコンプライアンスについて話し合うことで、職員の意識向上を図る必要がある。

実態調査では、「研修等の充実」について、82.4%（593本部）から「実施済み」との回答が得られた。

イ　各都道府県において実施すべき対応策

（ア）　ハラスメント等相談窓口の設置

各都道府県において、各消防本部が設けるハラスメント等通報制度では十分な対応ができない場合に備え、相談者の同意を得た上で、関係する消防本部や市町村に対し相談内容の情報提供を行うこと、関係する消防本部や市町村から事案の経緯を聞き取るとともに適切な対応をとるよう助言すること等により、事案の解決を目指す都道府県ハラスメント等相談窓口を設置する必要がある。

実態調査では、「都道府県ハラスメント等相談窓口」を設置し、その旨を都道府県内の消防本部に周知しているかどうかについて、87.2%（41都道府県）から「実施済み」との回答が得られた（令和５年１月１日時点）。

（イ）　講義・研修の充実

消防学校において、ハラスメント等やコンプライアンスに関する講義を実施する必要がある。

また、都道府県の消防防災部局又は人事担当部局において、消防長、消防学校長などの消防関係者に対する研修会を実施する必要がある。

実態調査では、「研修等の充実」について、72.3%（34都道府県（都道府県消防学校を含む。））から「実施済み」との回答が得られた（令和５年１月１日時点）。

ウ　消防庁における対応策

（ア）　消防庁ハラスメント等相談窓口の設置

ハラスメント等の事案の解決を目指すため、市町村や消防本部のハラスメント等通報窓口には通報しにくい、通報したが適切に対応してくれなかったなどの場合に備えて、消防庁ハラスメント等相談窓口を平成29年度に設置した。相談は基本的に専用回線での電話受付としている。

（イ）　ハラスメント等に関するテキスト及びハンドブックの作成

各消防本部等での研修会で活用できるよう、ハラスメント等に関するテキストを職員及び管理監督者向け、相談窓口担当者向けに作成しているほか、相談窓口担当者向けのハンドブックを作成し、消防庁ホームページで公開している。

（ウ）　全国説明会・研修会の開催

ハラスメント等の撲滅のための対応策の実施の徹底を図るため、平成30年度に全国で説明会を行っている。

また、令和元年度から、各消防本部においてハラスメント相談を行う職員等のハラスメントに関する見識及び対応能力等の向上を目指し、専門講師による研修会を全国で53回開催している。

（エ）　ハラスメント等相談窓口担当者向けのメール相談窓口の開設

各消防本部の相談窓口担当者がカウンセリングの専門家に相談できる窓口を令和４年度から開設している。

（３）　女性消防吏員の更なる活躍の推進

ア　女性消防吏員を取り巻く現状

消防本部における女性消防吏員の採用は、昭和44年（1969年）に川崎市で始まった。

消防分野においても女性消防吏員が増加し、活躍することにより、住民サービスの向上及び消防組織の強化につながることが期待される。

住民サービスの向上については、例えば、救急業務においては、女性傷病者に抵抗感を与えずに活動できることなどが挙げられる。

また、消防組織の強化については、男性の視点だけでなく、女性の視点が加わることにより、多様な視点でものごとを捉えることができるようになること、育児・介護などそれぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成されることにより、多様なニーズに対応できる柔軟性が組織に備わっていくことが挙げられる。

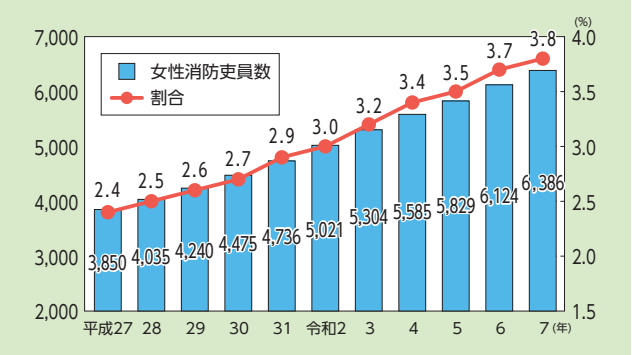
女子労働者については、母体保護のため女子労働基準規則により業務の制限が設けられていたが、平成６年（1994年）に規則の改正により深夜業の規制が解除され、女性消防吏員も24時間体制で消防業務に従事できるようになり、現在、救急業務や警防業務を含む交替制勤務を行っている。

このように、少しずつ女性消防吏員の職域の拡大が図られ、女性消防吏員数が増加してきたところであるが、令和７年４月１日現在、全消防吏員に占める女性消防吏員の割合は3.8%（**第2-3-2図**）であり、警察官12.0%（地方警察官に占める女性警察官の割合）、自衛官9.1%、海上保安庁9.9%といった他分野と比較しても少ない状況である（自衛官は令和６年度末現在）。

女性消防吏員がいない消防本部数は、年々減少しているものの、令和７年４月１日現在、全国720本部中69本部（9.6%）あり、その約８割が消防吏員数100人未満の消防本部である。

第2-3-2図　女性消防吏員数・割合の推移

（各年４月１日現在）



（備考）「消防防災・震災対策現況調査」により作成

イ　女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた市町村及び各消防本部の取組

消防庁は、女性消防吏員の活躍推進に係る取組を平成27年７月29日付け消防消第149号消防庁次長通

知により、要請してきたが、女性消防吏員の更なる活躍推進に向け、令和６年３月29日付け消防消第98号消防・救急課長通知を発出し、市町村及び各消防本部に対し以下の取組を要請している。

（ア）　女性消防吏員の計画的な増員の確保

ａ　数値目標の設定による計画的な増員

消防全体として、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、令和８年度当初までに５％に引き上げることを共通目標としており、この共通目標の達成に向け、各消防本部においては、既に設定している女性消防吏員の割合の数値目標について、再設定を積極的に検討し、目標達成に向けた計画的な増員に取り組むこと。

（イ）　女性の採用の拡大に向けた積極的な取組

ａ　幅広い広報活動の実施

消防本部においては、SNS等の情報発信力の高い媒体の活用、大学、専門学校、高等学校等へのアプローチと採用広報に資する関係の構築、警察、自衛隊等の他機関と連携した広報活動等の取組について検討すること。

ｂ　女性消防吏員の認知度の更なる向上

消防を自らの職業として選択する者を増やすため、女性消防吏員を積極的に広報活動に起用するなど、認知度向上に向けた取組について検討すること。

ｃ　消防業務の幅広さを周知

広報活動に際して、消防業務は多種多様であること、それぞれの能力や個性を活かすことができる場面が多くあることなどを周知するよう留意すること。

ｄ　消防吏員になることへの不安解消

消防吏員志望者が抱える不安を拭えるよう、消防業務に必要となる体力は訓練を通じて身に付けられるものであること、災害現場での活動は安全を最優先とする職場であることなどを丁寧に説明するよう留意すること。

（ウ）　職場環境整備の推進

ａ　女性消防吏員等の活躍支援

職場の人間関係や仕事に対する不安を感じることがないよう、一人ひとりの職員が高い意欲を持って、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備に取り組むこと。

ｂ　女性専用施設の整備

長く安心して働ける職場を作るため、女性消防吏員の職場環境の改善や職域拡大に向けて、女性専用施設の整備に積極的に取り組むこと。

ウ　女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた消防庁の取組

（ア）　女子学生等を対象とした採用説明会等

今後、社会人となる年齢層の女性に、消防の仕事の魅力や消防分野での女性活躍の可能性を知ってもらい、消防を志す女性を増やすことを目的に各消防本部と連携して実施するもので、令和６年度は民間主催の採用説明会やWebセミナーに参加した。

（イ）　ポータルサイト等による幅広いPR

平成28年度から、消防庁ホームページ内に「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」を開設するほか、消防庁公式Facebookページ「総務省消防庁―女性活躍―」を開設するなど、ソーシャルメディアを通じて身近でタイムリーな情報の発信を行っている。

（ウ）　消防庁女性活躍ガイドブックの作成

平成29年度から、その年度に消防本部で行われた先進的な取組事例等をまとめた「消防庁女性活躍ガイドブック」を作成し、全国の消防本部等に提供するとともに、消防庁ホームページにも公開している。

（エ）　女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度

消防庁では、女性消防吏員の採用が進んでいる消防本部の人事担当者や女性活躍に関する有識者を、希望する消防本部等に派遣して、採用促進の具体的取組等について助言する「女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度」を平成29年12月に創設した。これまでに289の消防本部等に派遣し、約１万７千人の消防職員に対し講演を実施している（令和７年４月１日現在）。

エ　女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた消防大学校における取組

消防大学校の教育訓練では、平成28年度から女性消防吏員のキャリア形成の支援を主たる目的とした７日間の女性専用コース「女性活躍推進コース」を実施するとともに、各学科の定員の５％を女性消防吏員の優先枠として設定し、女性の入校を推進している。

また、消防長をはじめとした幹部職員に対して、女性の職域拡大、育児参加への上司の理解・支援を含めた働きやすい環境の整備など、女性活躍推進に

係る意識の改革・醸成等を目的とした講義を実施している。

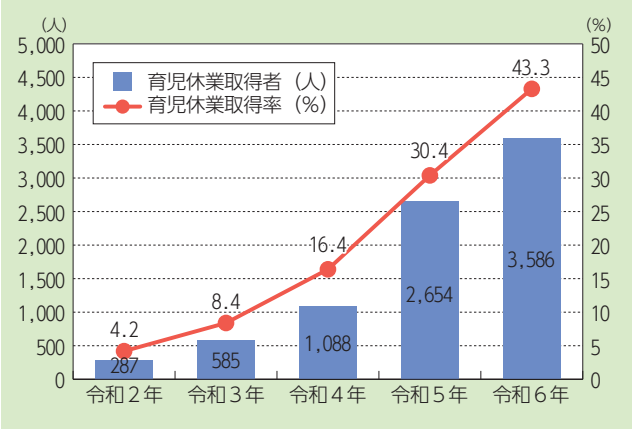
オ　男性消防職員の育児休業の取得促進

「こども未来戦略」（令和５年12月22日閣議決定）において、男性職員の育児休業取得率に関する政府目標が現行（令和７年までに30％）から大幅に引き上げられることとなり、消防職員は、民間の政府目標を踏まえ、令和７年までに50％、令和12年までに85％の取得率目標としている。

男性消防職員の育児休業取得率は、年々増加しているものの、令和６年度においては43.3％（**第2-3-3図**）であり、消防庁では、目標達成に向けて、優良事例を横展開するなどして、男性消防職員の育児休業の取得促進に取り組んでいる。

また、消防庁では「男性消防職員の育児休業等の取得促進に向けた取組の一層の推進について」（令和７年１月29日消防消第24号消防庁消防・救急課長通知）を発出し、各消防本部に対し、いまだ数値目標を設定していない団体において、速やかに政府目標を踏まえた数値目標を設定することや政府目標に満たない数値目標を設定している団体において、速やかに政府目標を踏まえた新たな目標を設定すること、消防庁が作成した優良取組事例集等を参考にして、引き続き、男性消防職員の育児休業等の一層の取得促進に向けて積極的に取り組むことを要請している。

第2-3-3図　男性消防職員の育児休業取得者及び育児休業取得率の推移



（備考）　Ｒ４年度以前の育児休業取得者数及び育児休業取得率は、一部事務組合を除いた数値。

4 安全衛生体制の整備

（１）　安全衛生体制

消防庁においては、公務災害の発生を可能な限り防止するとともに、消防活動を確実かつ効果的に遂行するため、消防本部における安全管理体制の整備について、「消防における安全管理に関する規程」、「訓練時における安全管理に関する要綱」、「訓練時における安全管理マニュアル」及び「警防活動時等における安全管理マニュアル」をそれぞれ示し、体制整備の促進及び事故防止の徹底を図ってきた。

（２）　惨事ストレス対策

消防職団員は、火災等の災害現場などで、悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生するおそれがある。このような問題に対して、消防機関においても対策を講じる必要があり、消防庁では、消防職団員への強い心理的影響が危惧される大規模災害等が発生した場合、現地の消防本部等の求めに応じて、臨床心理士等の専門家を派遣し、必要な支援を行う「緊急時メンタルサポートチーム」を平成15年に創設した。令和７年度は３件の派遣があり、創設からこれまでに98件の派遣実績がある（令和７年12月１日現在）。

なお、派遣の最も多い災害は東日本大震災であった（21件）。

5 消防表彰等

消防関係者等に対して、現在、国が行っている表彰等は以下のとおりである（**資料2-3-11**）。

（１）　国の栄典

日本国憲法（昭和21年憲法）に基づく国の栄典としては、叙位、叙勲及び褒章がある。

ア　叙位

国家又は公共に対して功労のある者を位に叙し、栄誉を称えるものであり、死亡者にのみ運用されている。

消防関係者については、消防吏員、消防団員等が対象となっている。

イ　叙勲

国家又は公共に対して功労のある者に対して勲章を授与し、栄誉を称える。

消防関係者については、消防吏員、消防団員等が対象となっている（**資料2-3-12**）。

ウ　褒章

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した者、業務に精励し衆民の模範である者、公衆の利益を興し成績著明である者や公同の事務に勤勉し労効が顕著である者、その他公益のため私財を寄附し功績が顕著である者等に対して褒章を授与して栄誉を称える。

消防関係者については、消防団員、女性防火クラブ役員等が対象となっている（**資料2-3-13**）。

（2）　内閣総理大臣表彰

閣議了解に基づき実施されるもので、消防関係では昭和35年（1960年）５月の閣議了解に基づく安全功労者表彰と昭和57年（1982年）５月の閣議了解に基づく防災功労者表彰がある。総務大臣が行う安全功労者表彰等の受賞者及び消防庁長官が行う防災功労者表彰等の受賞者のうち、特に功労が顕著な個人又は団体について内閣総理大臣が表彰する。また、自らの危険を顧みずに人命救助に尽力した者に対して感謝状が授与される（**資料2-3-14**）。

（3）　総務大臣表彰

安全思想の普及徹底又は安全水準の向上のため、各種安全運動等に尽力し、貢献した個人又は団体について総務大臣表彰が授与される（**資料2-3-15**）。

（4）　総務大臣感謝状

災害現場に派遣され功労のあった団体等に対して、総務大臣感謝状が授与される。

（5）　消防庁長官表彰

消防表彰規程（昭和37年消防庁告示第１号）に基づき、消防業務に従事し、その功績等が顕著な消防職員、消防団員等に対し消防庁長官が表彰する。その表彰の種類により定例表彰と随時表彰に大別される。

ア　定例表彰

３月７日の消防記念日にちなみ、原則として、毎年３月上旬に実施される（**資料2-3-16**）。

イ　随時表彰

災害現場等における人命救助等、現場功労を対象に事案発生の都度、実施される（**資料2-3-17**）。

（6）　賞じゅつ金及び報賞金

賞じゅつ金とは、災害に際し、危険な状況下であるにもかかわらず身の危険を顧みず敢然と職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡又は障害を負った消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員に対し、消防庁長官表彰（特別功労章、顕功章又は功績章）の授与と併せて支給される。

報賞金とは、災害現場等において顕著な功労を挙げた消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員で、賞じゅつ金が支給されるに至らない場合及び消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員以外の部外者が消防作業に協力して顕著な功績を挙げた場合に支給される。

（7）　退職消防団員報償

永年勤続した消防団員の功労に報いるため、退職消防団員報償規程（昭和36年消防庁告示第３号）に基づき、その勤続年数に応じて消防庁長官から賞状と記念品が授与される。

（8）　消防庁長官感謝状

消防の発展に貢献し、その功績顕著な部外の個人又は団体に対して、消防庁長官感謝状授与内規に基づき消防庁長官感謝状が授与される。

（9）　その他

このほか、消防関係の各分野において功労のあった者に対し消防庁長官が表彰するものがある（**資料2-3-18**）。

第４節　教育訓練体制

１ 消防職団員の教育訓練

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であり、消防職団員に対する教育訓練は極めて重要である。

消防職団員の教育訓練は、各消防本部、消防署、消防団のほか、国においては消防大学校、都道府県等においては消防学校において実施されている。これらのほか、全国の救急隊員を対象に救急救命士の国家資格を取得させるための教育を行う救急救命研修所などがある。

このように、消防職団員に対する教育訓練は、国、都道府県、市町村等がそれぞれ機能を分担しながら、相互に連携して実施している。

２ 職場教育

各消防機関においては、平素からそれぞれの地域特性を踏まえながら、計画的な教養訓練（職場教育）が行われている。特に、常に危険が潜む災害現場において、指揮命令に基づく厳格な部隊活動が求められる消防職員には、職務遂行にかける使命感と旺盛な気力が不可欠であることから、様々な教養訓練を通じて、知識・技術の向上と士気の高揚に努めている。

なお、消防庁においては職場教育における基準として、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第１号）、消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第２号）、消防救助操法の基準（昭和53年消防庁告示第４号）や、訓練時と警防活動時等それぞれにおける安全管理マニュアルを定めている。

３ 消防学校における教育訓練

（１） 消防学校の設置状況

都道府県は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第51条の規定により、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して消防学校を設置しなければならず、また、指定都市は、単独に又は都道府県と共同して消防学校を設置することができるとされている。

令和７年４月１日現在、消防学校は、全国47都道府県、指定都市である札幌市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市及び福岡市の７市並びに東京消防庁に設置されており、全国に55校設置されている（東京都では、東京都消防訓練所及び東京消防庁消防学校の２校が併設されている。）。

消防庁は、消防学校において教育訓練の水準が確保されるよう、消防学校の施設や運営の努力目標として消防学校の施設、人員及び運営の基準（昭和46年消防庁告示第１号）を定めている。

（２） 教育訓練の種類

消防学校における教育訓練の基準として、消防庁では消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第３号）を定めている。各消防学校では、本基準に定める「到達目標」を尊重した上で、「標準的な教科目及び時間数」を参考指針として活用し、具体的なカリキュラムを定めている。

また、災害の激甚化・頻発化等により高度な消防活動が求められているほか、消防法令の改正等に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでおり、消防学校における教育訓練の充実強化を図るため、標準的に備えるべき施設の充実、教育科目及び時間配分の見直しを行っている。教育訓練の種類には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と、消防団員に対する基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

４ 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、消防職団員等に幹部として必要な高度な教育訓練を行うとともに、全国の消防学校の教育訓練に必要な技術的援助を行っている。

（１） 教育訓練の実施状況

令和６年度は、年間に12学科20回と９実務講習12

回、計32回を実施し、1,427人が卒業した。

卒業生数は、創設以来、令和６年度までで延べ７万842人となった。

また、令和７年度の定員は、令和６年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症等の感染対策として施設のゾーニング（下記イで後述）等を行うため、コロナ禍以前に比べ約16.7％減の1,596人とした（**資料2-4-1**）。

ア　社会情勢の変化に伴う教育訓練内容の充実

各課程の教育訓練内容（授業科目）については、社会情勢の変化に伴う新しい課題に対応するため、各学科等の目的に応じて、ハラスメント対策、メンタルヘルス、惨事ストレス対策、CRM（Crew Resource Management）、危機管理、広報、訴訟対応、LGBTQ及び定年引上げといった消防本部が直面する課題に関する講義を取り入れている。

また、情報システムを活用した火災時指揮シミュレーションや、大規模地震の際の受援シミュレーションなどの訓練、実火災体験型訓練施設を活用した実火災に近い環境下での消防活動訓練（ホットトレーニング）や土砂に埋もれた模擬家屋を活用した土砂災害対応訓練を実施するとともに、消防用ドローンに関する講義や安全管理等に関する講義を設けるなど、カリキュラムの充実を図っている。

上記のカリキュラムの中で、問題認識、論理的思考及び表現力等、指導者として必要なプレゼンテーション能力の向上を図るための課題研究発表や、訓練企画力、安全管理能力、検証力及び指導能力の向上を図るために学生が主体となって企画した訓練を実施する機会を設けるなどしている。

そのほか、女性消防吏員の研修機会拡大のため、各学科の定員の５％を女性の優先枠としているほか、キャリア形成の支援等を目的とした実務講習である女性活躍推進コースを実施している。

教育手段としては、一部の課程において、オンデマンド式のｅラーニングによる事前学習、ライブ形式によるリモート授業を取り入れ、現場の活動への影響等を考慮し入寮期間を短縮するなど効率性を考慮している。

イ　消防大学校における新型コロナウイルス感染症等の感染対策

入寮期間中は、感染状況に応じ教職員及び学生の検温・体調確認、マスク着用、消毒、換気等を行うほか、座学講義では講師と学生の距離の確保、衝立の活用、寮生活における学科ごとのゾーニング（学科を越えた感染の抑制）等により接触を減らす等の感染防止対策を講じている。

令和７年度は、食堂の座席や入浴時間の制限等を緩和しつつ、引き続き前述の感染防止対策を行っている。

（２）　施設・設備

高度な教育訓練を行う施設として、様々な災害現場を模擬体験して指揮能力を向上させる災害対応訓練室、火災現場同様の環境変化を体験する実火災体験型訓練施設、木造密集地域など活動困難地域等を想定した街区形成集合住宅型ユニット等を設けている。

また、実践的な訓練を行うため、指揮隊車、消防ポンプ自動車、救助工作車、特殊災害車、高規格救急自動車等の訓練用車両も保有している。

女性受講者のため、人数に応じて寄宿舎において女性専用エリア（居室、浴室、トイレ、更衣室、談話室）を定めることにしている。



実火災体験型訓練（ホットトレーニング）



実火災体験型訓練（危険物火災）



多数傷病者対応訓練

（３）　消防学校に対する技術的援助

消防学校に対しては、新任消防長・学校長科、新任教官科及び現任教官科において、教育技法の修得をはじめとした教育指導者養成を行っているほか、消防学校の教育内容の充実のため、要請により消防大学校から講師の派遣を行い、令和６年度は、42の消防学校に延べ126回の講師派遣を実施した。

また、消防学校において初任者用に使用する教科書を編集するとともに、専門分野の知識・技術が担保された講師等の確保に資するよう、消防大学校卒業生名簿及び講師情報等を提供している。

第５節　救急体制

１ 救急業務の実施状況

（１） 救急出動の状況

令和６年中の救急自動車による全国の救急出動件数は、771万8,380件（対前年比７万9,822件増、1.0％増）となっている。これは１日平均では約２万1,088件（対前年比約160件増）で、約4.1秒（前年同秒）に１回の割合で救急隊が出動したことになる。

また、救急自動車による搬送人員は、676万9,172人（対前年比12万7,752人増、1.9％増）となっている。

救急自動車による搬送の原因となった事故種別をみると、急病が455万7,993人（67.3％）、一般負傷が110万1,897人（16.3％）、交通事故が35万5,772人（5.3％）などとなっている（**資料2-5-1、資料2-5-2、資料2-5-3、資料2-5-4**）。

なお、消防防災ヘリコプターによる救急出動件数は、2,360件（対前年比69件減）、搬送人員は2,021人（対前年比62人増）となっている。

（２） 傷病程度別搬送人員の状況

令和６年中の救急自動車による搬送人員676万9,172人のうち、46.9％が入院加療を必要としない軽症（外来診療）傷病者及びその他（医師の診断がないもの等）となっている（**資料2-5-5**）。

（３） 年齢区分別事故種別搬送人員の状況

令和６年中の救急自動車による搬送人員676万9,172人の内訳を年齢区分別にみると、新生児が１万2,294人（0.2％）、乳幼児が27万5,562人（4.1％）、少年が22万6,932人（3.4％）、成人が196万9,431人（29.1％）、高齢者が428万4,953人（63.3％）となっており、少子高齢化の進展等により高齢者の占める割合が高い傾向にある（**資料2-5-6、資料2-5-7**）。

また、急病では高齢者（294万7,083人、64.7％）、交通事故では成人（20万8,576人、58.6％）、一般負傷では高齢者（80万3,484人、72.9％）が最も高い割合で搬送されている（**資料2-5-7**）。

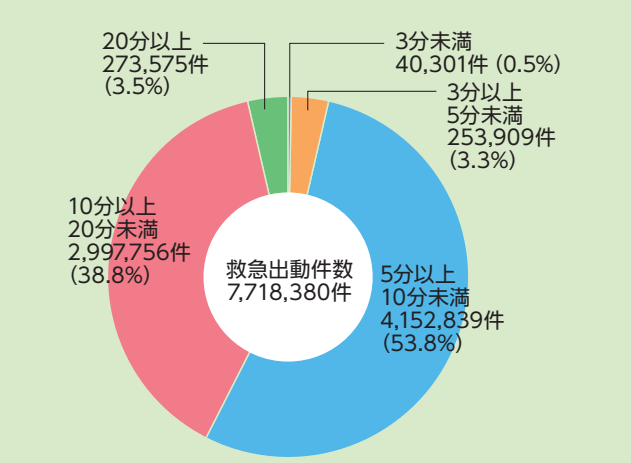
（４） 現場到着所要時間の状況

令和６年中の救急自動車による出動件数771万8,380件の内訳を現場到着所要時間（119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間）別にみると、５分以上10分未満が415万2,839件で最も多く、全体の53.8％となっている（**第2-5-1図**）。

また、現場到着所要時間の平均は約9.8分（前年約10.0分）となっており、新型コロナウイルス感染症禍（以下、本節において「新型コロナ禍」という。）前の令和元年と比べ、約1.1分延伸している（**第2-5-3図**）。

第2-5-1図　救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況

（令和６年中）



（備考）　1　「救急年報報告」により作成
2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

（５） 病院収容所要時間の状況

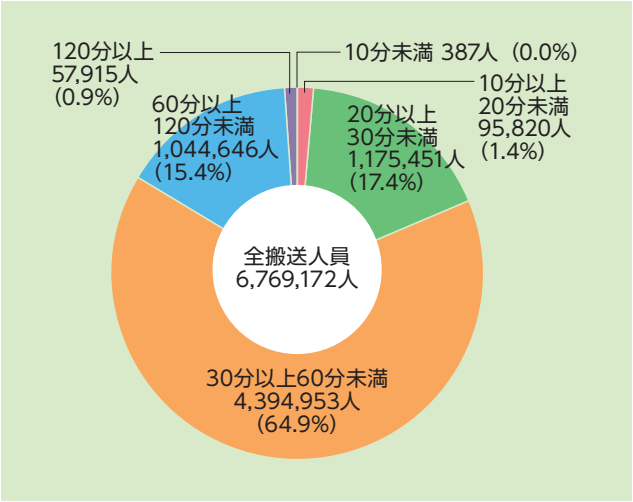
令和６年中の救急自動車による搬送人員676万9,172人の内訳を病院収容所要時間（119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間）別にみると、30分以上60分未満が439万4,953人で最も多く、全体の64.9％となっている（**第2-5-2図**）。

また、病院収容所要時間の平均は約44.6分（前年約45.6分）となっており、新型コロナ禍前の令和元

年と比べ、約5.1分延伸している（**第2-5-3図**）。

第2-5-2図　救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況

（令和６年中）



（備考）　1　「救急年報報告」により作成
2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

（６）救急隊員の行った応急処置等の状況

令和６年中の救急自動車による搬送人員676万9,172人のうち、救急隊員が応急処置等を行った傷病者は667万4,368人（98.6%）となっており、救急隊員が行った応急処置等の総件数は2,674万7,114件である（**資料2-5-8**）。

また、平成３年（1991年）以降に拡大された救急隊員が行った応急処置等（**資料2-5-8**における※の項目）の総件数は、1,903万2,139件（対前年比3.3%増）となっている。

2 救急業務の実施体制

（１）救急業務実施市町村数

救急業務実施市町村数は、令和７年４月１日現在、1,690市町村（793市、736町、161村）となっている（東京都特別区は、１市として計上している。以下、本節において同じ。）。

98.3%（前年同率）の市町村で救急業務が実施され、全人口の99.9%（前年同率）がカバーされている（人口は、令和２年の国勢調査人口による。以下、本節において同じ。）こととなり、ほぼ全ての地域で救急業務サービスが受けられる状態となっている（**資料2-5-9**、**資料2-5-10**）。

なお、救急業務実施形態別にみると、単独が432市町村、委託が144市町村、一部事務組合及び広域連合が1,114市町村となっている。

（２）救急隊数、救急隊員数及び准救急隊員数

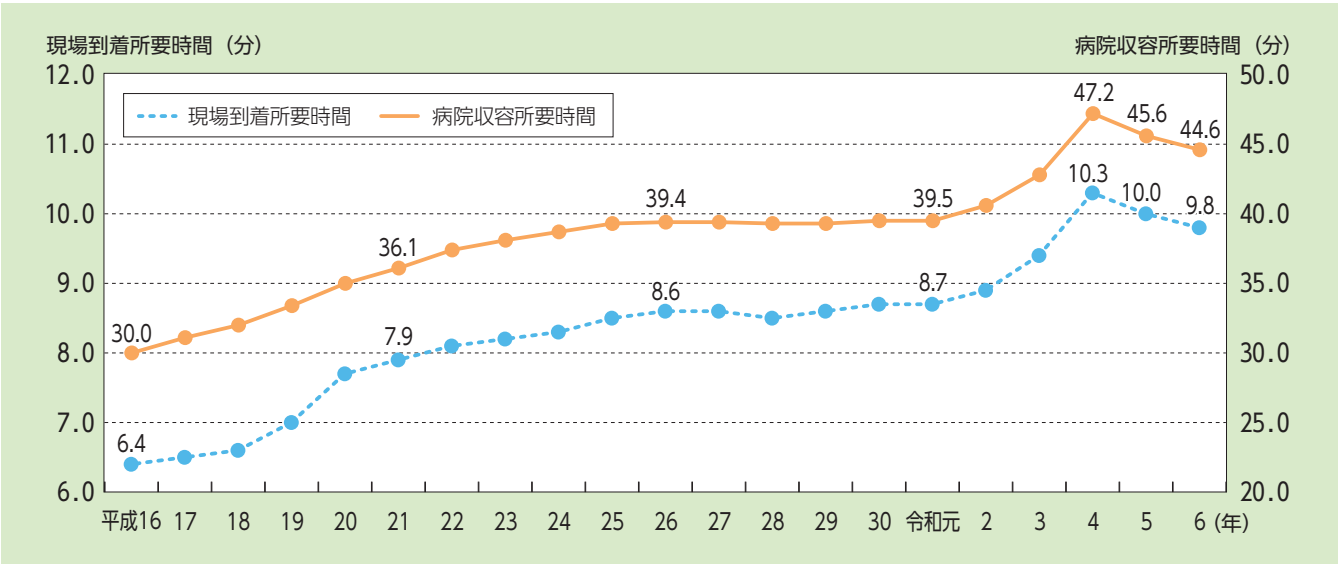
救急隊は、令和７年４月１日現在、5,485隊（対前年比70隊増）設置されている（**第2-5-4図**）。

救急隊員は、人命を救うという重要な任務に従事することから、最低135時間の救急業務に関する講習（旧救急Ⅰ課程）を修了した者等とされている。

令和７年４月１日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で13万9,045人（対前年比5,022人増）となっており、このうち６万7,688人が、救急隊員

第2-5-3図　救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移

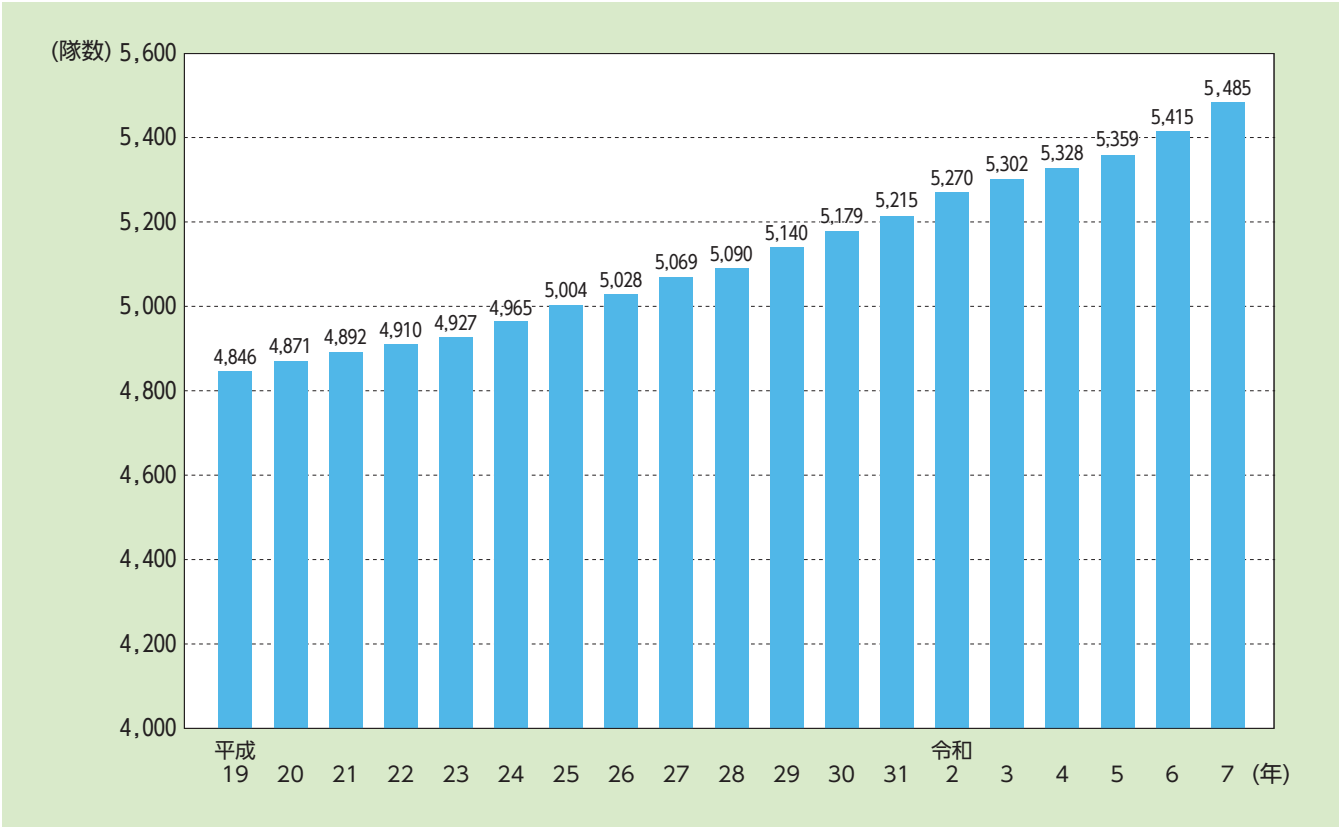
（各年中）



（備考）　1　「救急年報報告」により作成
2　東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。

第2-5-4図　救急隊数の推移

（各年４月１日現在）



（備考）「救急年報報告」により作成

（専任の救急隊員だけでなく、救急隊員としての辞令が発せられているが、ポンプ自動車等他の消防用自動車と乗換運用している兼任の救急隊員も含む。）として救急業務に従事している（**第2-5-5図**）。

また、救急隊員の資格要件を満たす消防職員のうち、より高度な応急処置が実施できる250時間の救急科（旧救急標準課程及び旧救急Ⅱ課程を含む。）を修了した消防職員は、令和７年４月１日現在、全国で９万1,621人（対前年比4,244人増）となっており、このうち３万3,433人が救急隊員として救急業務に従事している。また、准救急隊員[*1]については、令和７年４月１日現在、全国で16人が救急業務に従事している。

（3）救急救命士及び救急救命士運用隊の推移

消防庁では、救急業務の高度化に伴い、全ての救急隊に救急救命士が少なくとも１人配置される体制を目標に、救急救命士の養成と運用体制の整備を推進している。

令和７年４月１日現在、全消防本部で救急救命士を運用している。

救急救命士を運用している救急隊数は、全国の救急隊5,485隊のうち、99.8％（対前年比0.2ポイント増）に当たる5,472隊（対前年比76隊増）となっており、年々増加している。また、救急救命士の資格を有する消防職員は４万6,126人（対前年比1,207人増）となっているが、このうち３万1,753人（対前年比739人増）が救急救命士として運用されており、年々着実に増加している（**第2-5-6図、第2-5-7図**）。

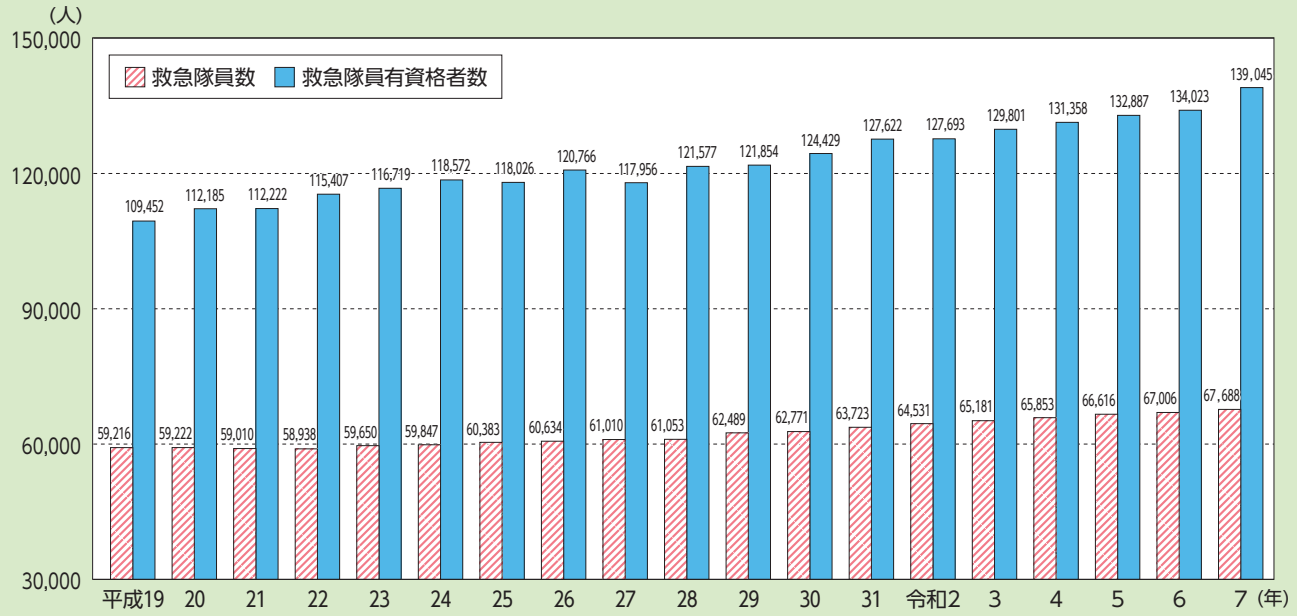
（4）救急自動車数

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、非常用を含め、令和７年４月１日現在、6,727台（対前年比87台増）となっている。このうち高規格救急自動車数は全体の98.9％に当たる6,651台（対前年比90台増）となっている。

＊１　准救急隊員：消防法施行令に基づき、過疎地域及び離島において、市町村が適切な救急業務の実施を図るための措置として実施計画を定めたときには、救急隊員２人と准救急隊員１人による救急隊の編成が可能である。准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した常勤の消防職員等とされている。

第2-5-5図　救急隊員数の推移

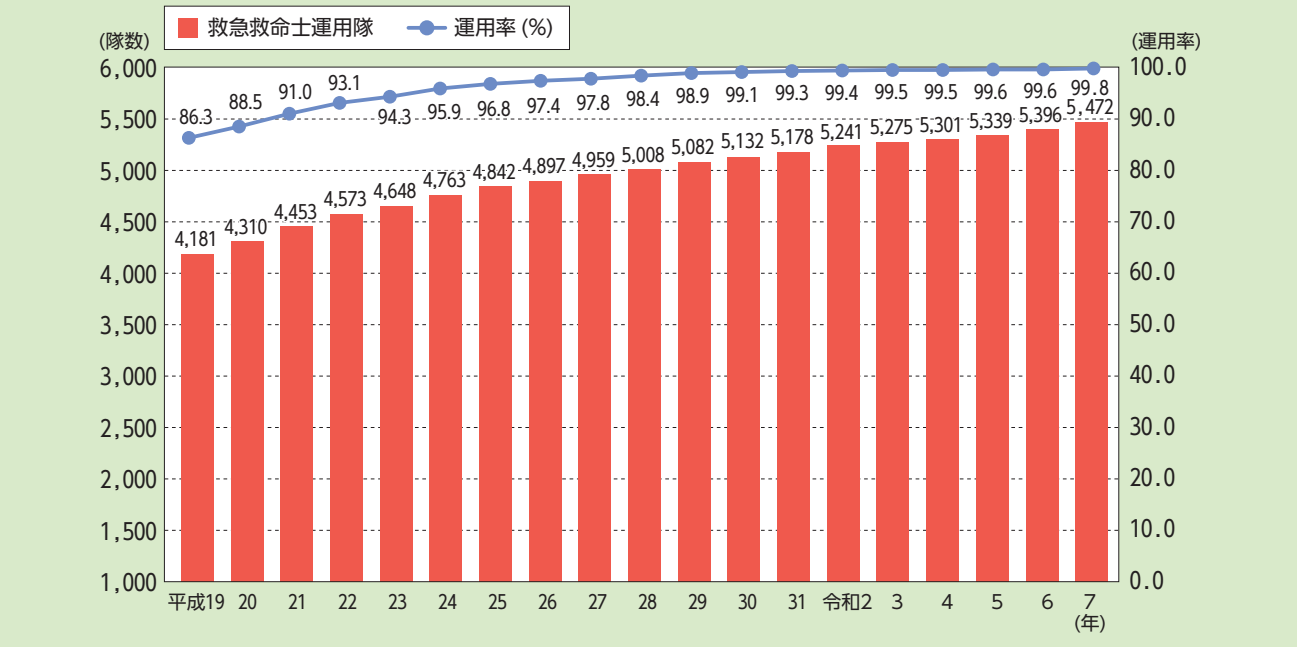
（各年４月１日現在）



（備考）「救急年報報告」により作成

第2-5-6図　救急救命士運用隊数の推移

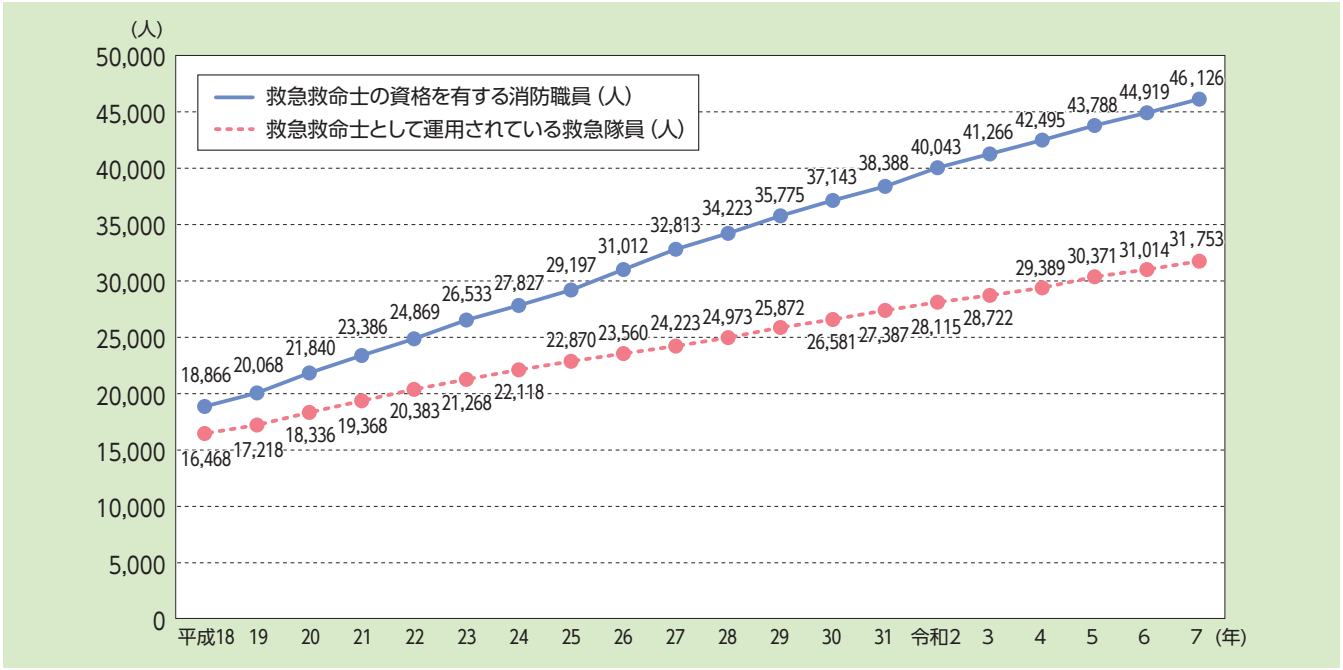
（各年４月１日現在）



（備考）「救急年報報告」により作成

第2-5-7図　救急救命士数の推移

（各年４月１日現在）



（備考）「救急年報報告」により作成

（５）高速自動車国道等における救急業務

高速自動車国道、瀬戸中央自動車道及び神戸淡路鳴門自動車道（以下、本節において「高速自動車国道等」という。）における救急業務については、高速道路救急業務に関する調査研究委員会最終答申（昭和49年３月20日）において、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下、本節において「高速道路株式会社等」という。）が道路交通管理業務と一元的に自主救急として処理する責任を有するとともに、沿線市町村としても消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく処理責任を有するものであり、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護に万全を期すべきものとされている。

高速自動車国道等における救急業務は、令和７年４月１日現在、供用延長9,346kmの全ての区間について市町村の消防機関により実施されており、高速道路株式会社等においては、救急業務実施市町村に対し、一定の財政負担を行っている。

3 消防と医療の連携

（１）　傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準

傷病者の搬送及び受入れの円滑な実施を図るため、消防法では、都道府県における「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」（以下、本節において「実施基準」という。）の策定、実施基準に関する協議会（以下、本節において「法定協議会」という。）の設置が義務付けられている。各都道府県は、法定協議会において実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況を調査・検証した上で、その結果を実施基準の改善等に結び付けていくことが望まれる。

消防庁としては、各都道府県の取組状況や課題を把握するとともに、効果的な運用を図っている地域の取組事例等を広く把握するなどして、フォローアップに取り組んでいる。

また、実施基準に基づく救急搬送が実施されることとなったことを踏まえ、地域における救急医療体制の強化のため、地方公共団体が行う私的二次救急医療機関＊２への助成に係る経費について、特別交付税措置を講じている。

（２）　救急搬送における医療機関の受入れ状況

消防庁では、重症以上傷病者、産科・周産期傷病者、小児傷病者及び救命救急センターへの搬送傷病者を対象として、救急搬送における医療機関の受入れ状況等について、調査を実施している。

＊２　私的二次救急医療機関：二次救急医療機関のうち、国公立医療機関及び公的医療機関等以外の救急告示医療機関のこと。

「令和６年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」では、令和５年中の同調査と比較し、照会回数４回以上の事案及び現場滞在時間30分以上の事案のいずれも、全ての項目において件数及び割合が減少した（**資料2-5-11**、**資料2-5-12**）。

4 救急業務高度化の推進

（１）救急業務に携わる職員の教育の推進

平成３年（1991年）に救急救命士法（平成３年法律第36号）が施行され、現場に到着した救急隊員が傷病者を病院又は診療所に搬送するまでの間、医師の指示の下に一定の救急救命処置を行うことを業務とする救急救命士の資格制度が創設された。

救急救命士の資格は、消防職員の場合、救急業務に関する講習を修了し、５年又は2,000時間以上救急業務に従事したのち、６か月以上の救急救命士養成課程を修了し、国家試験に合格することにより取得することができる。資格取得後、消防機関に所属する救急救命士は、救急業務に従事するに当たり160時間以上の病院実習を受け、その後も２年ごとに128時間以上（うち、病院実習は48時間以上）の再教育を受けることとされている。

消防機関の救急救命士の養成については、その内容に高度かつ専門的なものが含まれていること、教育訓練の効率性を考慮する必要があること等から、救急救命士法の成立を受け、全国47都道府県の出資により平成３年（1991年）に設立された一般財団法人救急振興財団において行われているほか、指定都市等の消防機関が所管する救急救命士養成所や、消防学校における救急救命士養成課程においても行われている。令和６年度には、一般財団法人救急振興財団の救急救命士養成所を修了した763人、指定都市等における救急救命士養成所や消防学校における救急救命士養成課程を修了した410人の消防職員が国家試験を受験した。

また、救急救命士を含む救急隊員は、「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針Ver.１」（平成26年３月総務省消防庁）に基づき、新任救急隊員、現任救急隊員、救急隊長等の各役割に応じた教育を受けることとされている。こうした教育体制の構築のため、所属職員に対する教育・指導や、関係機関との教育体制に関する調整等の役割を担う指導的立場の救急救命士を「指導救命士」として位置づけており、令和７年４月１日現在、全国で3,620人の指導救命士が認定されている。

このほか、全国救急隊員シンポジウム等の機会を通じて、救急隊員の全国的な交流の促進や、救急活動に必要な知識・技能の向上が図られている。

（２） 救急救命士の処置範囲の拡大

救急救命士が医師の具体的な指示を受けて行う救急救命処置（特定行為）は、平成３年（1991年）の制度創設当時は、半自動式除細動器による除細動、乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液、食道閉鎖式エアウェイ又はラリンゲアルマスクによる気道確保のみとされていたが、厚生労働省において順次拡大されてきた。

令和７年４月１日現在、救急救命士の資格を有する救急隊員のうち、拡大された処置範囲で気管挿管を実施できる者は１万7,103人（そのうちビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用できる者は１万126人）、薬剤投与（アドレナリン）を実施できる者は３万1,484人、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液を実施できる者は３万775人、血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与を実施できる者は３万630人となっている。

（３） メディカルコントロール体制の充実

救急業務におけるメディカルコントロール体制とは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保障する仕組みをいう。具体的には、消防機関と医療機関との連携によって、①医学的根拠に基づく、地域の特性に応じた各種プロトコルを作成し、②救急隊が救急現場等から常時、迅速に医師に指示、指導・助言を要請することができ、③実施した救急活動について、医師により医学的・客観的な事後検証が行われるとともに、④その結果がフィードバックされること等を通じて、救急救命士を含む救急隊員の再教育等が行われる体制をいう。消防機関と医療機関等との協議の場であるメディカルコントロール協議会は、都道府県単位及び地域単位で設置されており、令和７年８月１日現在、全国に47の都道府県メディカルコントロール協議会及び251の地域メディカルコントロール協議会が設置されている。救急業務におけるメディカルコントロール体制の役割は、当該体制の基本であり土台である「救急救命士等の観察・処置を医学的観点から保障する役割」から、「傷病者の搬送及び受入

れの実施に関する基準の策定を通じて地域の救急搬送・救急医療リソースの適切な運用を図る役割」へと拡大し、さらに「地域包括ケアにおける医療・介護の連携において、消防救急・救急医療として協働する役割」も視野に入れるなど、各地域の実情に即した多様なものへと発展している。

「令和２年度救急業務のあり方に関する検討会」においては、こうしたメディカルコントロール体制の現状の課題と解決策を検討し、検討結果をもとに、関係機関が緊密に連携してメディカルコントロール体制の一層の充実強化に努めることや、客観的な評価指標を用いて、PDCAサイクルを通じた継続的な体制の構築・改善を図ること等について、消防庁より「救急業務におけるメディカルコントロール体制の更なる充実強化について」（令和３年３月26日消防救第97号）を発出した。また、「令和３年度救急業務のあり方に関する検討会」においては、通知後における各地域の評価指標の活用状況や先進的な取組事例を把握することを通じて、PDCAサイクルの取組の更なる推進や、評価指標の充実等に向けて、引き続きの検討を行った。

昨今のメディカルコントロール協議会に求められる役割の多様化に関しては、「傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生」といった観点からもうかがうことができる。高齢者の救急要請が増加する中、救急隊が傷病者の家族等から傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられ、心肺蘇生の中止を求められる事案が生じている。こういった背景を踏まえ、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会」の検討部会において、有識者から、救急現場等で傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案について、「本人の生き方・逝き方は尊重されていくもの」という基本認識が示された。そして、救急現場等は、千差万別な状況であることに加え、緊急の場面であり、多くの場合医師の臨場はなく、通常救急隊には事前に傷病者の意思は共有されていないなど時間や情報に制約があるため、今後、事案の実態を明らかにしていくとともに、各地域での検証を通じた事案の集積による救急隊の対応についての知見の蓄積が必要であると結論付けた。

これらの検討結果について、「「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について」（令和元年11月８日消防救第205号）を各都道府県消防防災主管部長に対して発出した。この通知においては、今後、消防機関に求められることとして、①消防機関においても、地域における地域包括ケアシステム*3やACP（アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」）*4に関する議論の場に、在宅医療や介護等の関係者とともに適切に参画し、意見交換等を積極的に行っていくよう努めること、②救急隊の対応を検討する際は、①に加え、メディカルコントロール協議会等において、在宅医療や介護に関わる関係者の参画も得るなど、地域における人生の最終段階における医療・ケアの取組の状況、在宅医療や高齢者施設での対応の状況等も勘案しながら十分に議論するよう努めること、③メディカルコントロール協議会において事後検証の対象とすることを検討すること等を周知した。

（４）　救急蘇生統計（ウツタインデータ）の活用

我が国では、平成17年１月から全国の消防本部で一斉にウツタイン様式*5を導入している。消防庁では、ウツタイン様式による調査結果をオンラインで集計・分析するためのシステムも運用しており、平成17年から令和６年までの20年分のデータが蓄積されている。このデータの蓄積が適切かつ有効に活用されるよう、申請に基づき、関係学会等にデータを提供しており、救命率向上のための方策や体制の構築等に活用されている。

5 救急業務を取り巻く課題

（１）　救急車の適時・適切な利用の推進

令和６年中の救急自動車による救急出動件数は、771万8,380件であり、対前年比で増加した。令和７

＊３　地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。
＊４　ACP（アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」）：人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのこと。
＊５　ウツタイン様式：心肺機能停止症例をその原因別に分類するとともに、目撃の有無、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による心肺蘇生の実施の有無等に分類し、それぞれの分類における傷病者の予後（１か月後の生存率等）を記録するための調査統計様式であり、1990年にノルウェーの「ウツタイン修道院」で開催された国際会議において提唱され、世界的に推奨されているものである。

年に行った令和12年までの将来推計（５年単位の推計）（**第2-5-8図**）によると、救急需要は増加することが見込まれており、救急活動時間の延伸を防ぐとともに、これに伴う救命率の低下を防ぐための対策が必要である。

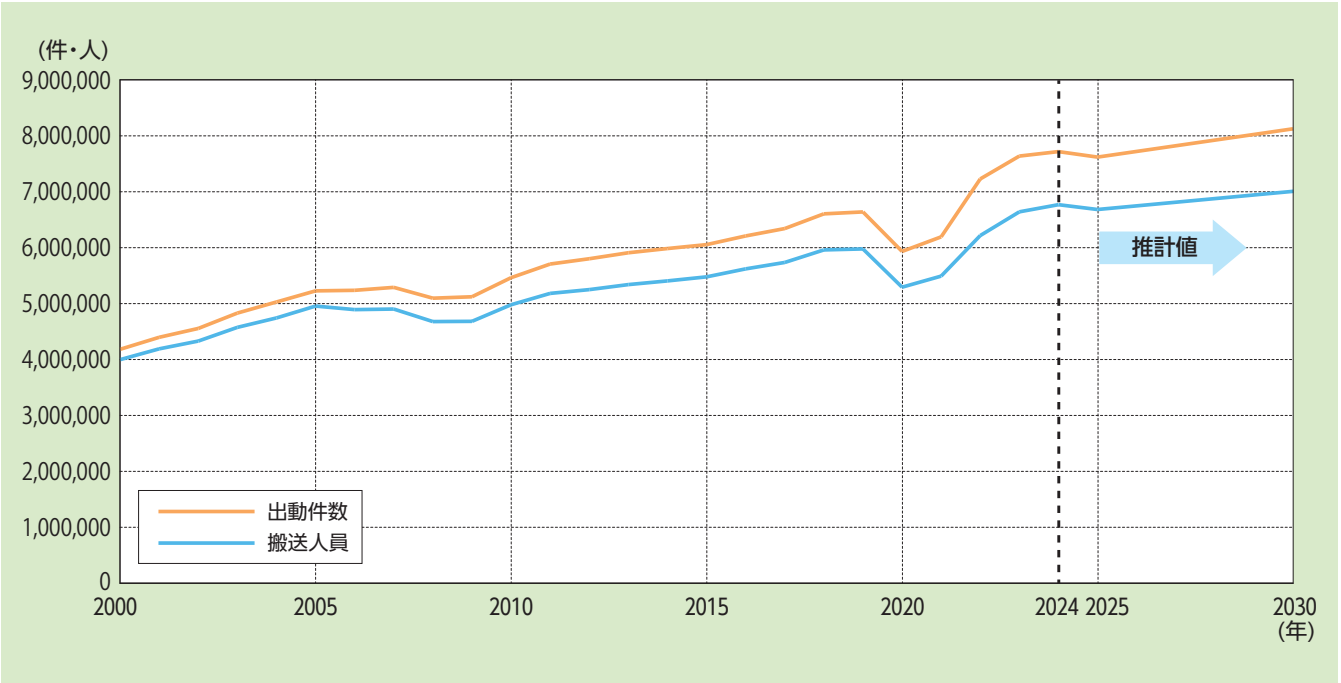
消防庁では、救急車の適時・適切な利用の観点から、電話相談「救急安心センター事業（＃7119）」の更なる展開拡大を推進するとともに、全国版救急受診アプリ「Q助（きゅーすけ）」を提供している。

「Q助」は、病気やけがの際に、住民自らが行う緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するWEB版・スマートフォン版アプリであり、画面上に表示される選択肢から、傷病者に該当する症状を選択していくことで、緊急度に応じた対応が、緊急性をイメージした色とともに表示される仕組みとなっている。スマートフォン版では、最も緊急度の高い赤の場合には、そのまま119番通報ができる。また、自力で受診する場合には、医療機関の検索（「医療情報ネット（ナビイ）」https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize）、受診手段の検索（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会の「全国タクシーガイド」http://www.taxi-guide.jp/）が行えるようになっている（参照URL：https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate003.html）。

また、全救急出動件数のうち一定の割合を占める転院搬送については、「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（平成28年３月31日消防救第34号医政発0331第48号。以下、本節において「平成28年通知」という。）を厚生労働省医政局長と連名で発出し、その中で、転院搬送における救急車の適正利用に係るガイドラインを示し、各地域における、救急業務として転院搬送を行う場合のルール化に向けた合意形成を促進してきた。令和７年には、平成28年通知を改訂し、「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（令和７年６月30日消防救第217号医政発0630第６号）を厚生労働省医政局長と連名で発出し、医療機関は令和６年度に新設された診療報酬上の評価（救急患者連携搬送料）も活用するなど、転院搬送における病院救急車の活用を進めること、消防機関で運用を終えた救急車を医療機関に引渡し、病院救急車として活用すること、地域の患者等搬送事業者に関する情報を関係者で適切に共有すること等を追加した。

さらに、救急車の適時・適切な利用には国民全体への「緊急度判定体系」の普及が欠かせないことから、消防庁ホームページに「救急お役立ちポータルサイト」を作成し、救急車の適時・適切な利用に係るツールや救急事故防止に役立つ様々な情報を提供している。

第2-5-8図　救急出動件数・救急搬送人員の推移とその将来推移（2000年～2030年）



（備考）「救急年報報告」により作成。2024年までは確定値。2025年、2030年が推計値。

（２）　一般市民に対する応急手当の普及

令和６年中の救急搬送人員のうち、心肺機能停止傷病者は14万88人であり、うち心原性（心臓に原因があるもの）は９万1,094人（Ａ）であった。

（Ａ）のうち、心肺機能停止の時点を一般市民により目撃された傷病者は２万7,769人（Ｂ）であり、このうち１か月後生存率は12.4％、１か月後社会復帰率は7.7％となっている（**第2-5-9図、資料2-5-13**）。

（Ｂ）のうち、一般市民により応急手当が行われた*6傷病者は１万6,728人（Ｃ）であり、このうち１か月後生存率は15.3％となっており、応急手当が行われなかった場合（7.9％）と比べて約1.9倍高い。また、１か月後社会復帰率についても応急手当が行われた場合には10.4％となっており、応急手当が行われなかった場合（3.7％）と比べて約2.8倍高くなっている（**資料2-5-13**）。

（Ｃ）のうち、一般市民により自動体外式除細動器（以下、本節において「AED」という。）を使用した除細動が実施された傷病者は1,449人であり、１か月後生存率は53.6％、１か月後社会復帰率は44.4％となっている（**第2-5-10図**）。

一般市民による応急手当が行われた場合の１か月後生存率及び１か月後社会復帰率は高くなる傾向にあり、一般市民による応急手当の実施は生存率及び社会復帰率の向上において重要であることから、一層の推進を図る必要があり、住民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう、今後とも取り組んでいくことが重要である。

現在、特に心肺機能停止状態に陥った傷病者を救命するために必要な心肺蘇生法とAEDの使用の技術習得を目的として、住民体験型の普及啓発活動が推進されている。

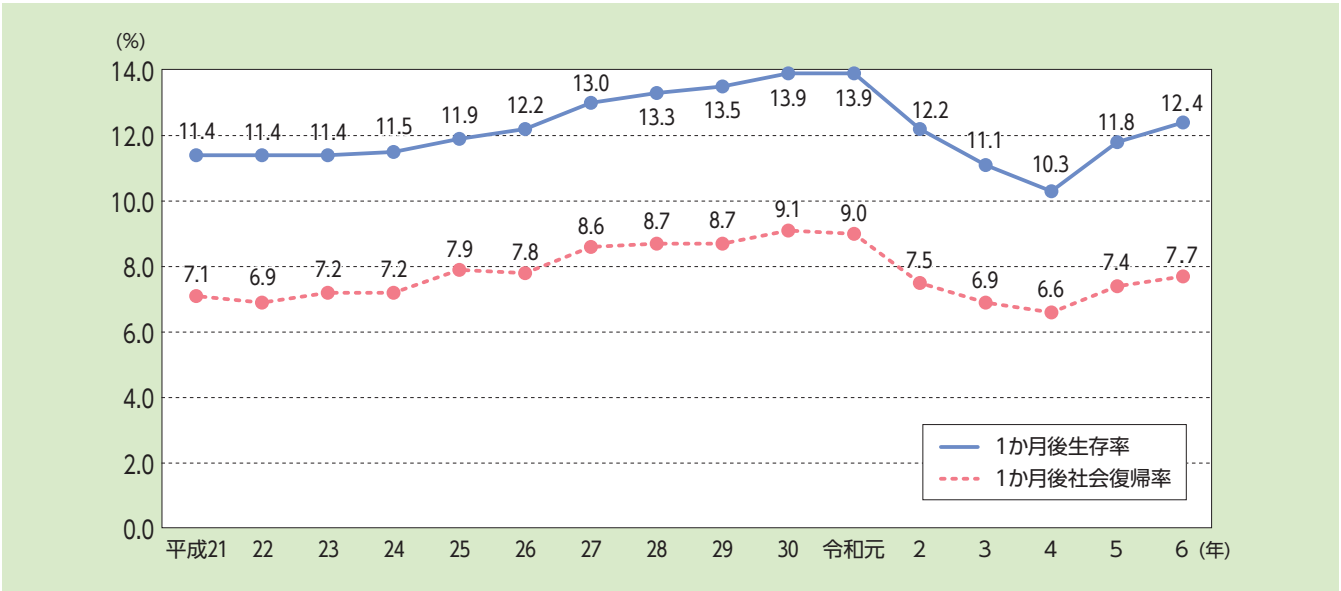
心肺蘇生法等の実技指導を中心とした住民に対する応急手当講習の普及啓発、公衆の出入りする場所や事業所に勤務する従業員等に対する普及啓発及び学校教育の現場における普及啓発等の推進については、消防庁が示す「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、全国の消防本部において取り組まれており、年間を通じた講習の実施や、応急手当指導員の養成のほか、「救急の日」（９月９日）や「救急医療週間」等の機会を捉えて、応急手当の重要性を伝える広報活動等も行われている。

令和６年中の応急手当講習受講者数は156万1,405人で、心肺機能停止傷病者への一般市民による応急手当の実施率は51.9％となるなど、消防機関は応急手当普及啓発の担い手としての主要な役割を果たしている。

また、消防庁においては、より専門性を高めつつ受講機会の拡大等を図るため、継続的に応急手当の

第2-5-9図　心原性かつ一般市民による目撃のあった症例の１か月後の生存率及び社会復帰率

(各年中)

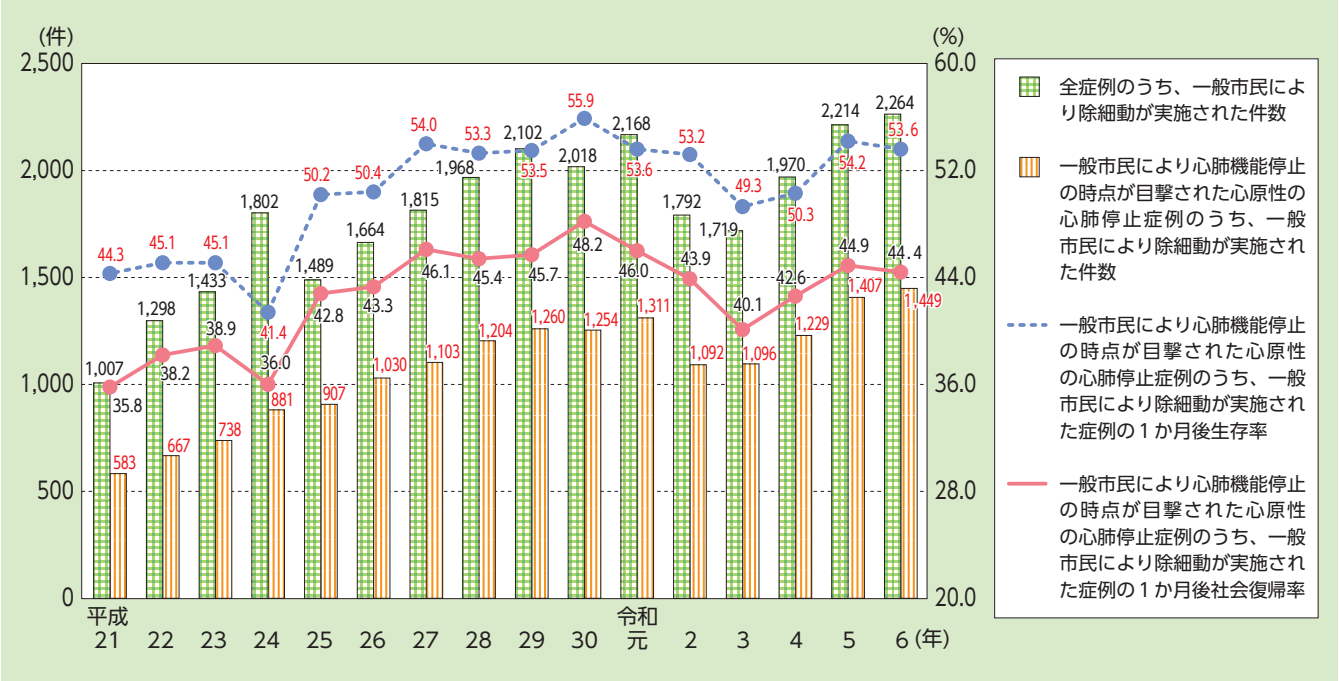


(備考)　1　「救急年報報告」により作成
2　東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

＊6　ここでは、胸骨圧迫・人工呼吸・自動体外式除細動器（AED）による除細動のいずれか１つでも行われた場合をいう。

第2-5-10図　一般市民により除細動が実施された件数の推移

（各年中）



（備考）　1　「救急年報報告」により作成
2　東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

普及啓発体制の見直しを行っており、小児・乳児・新生児に対する心肺蘇生法を学ぶ普通救命講習Ⅲ、応急手当の導入講習に位置づけられる救命入門コースといった講習カリキュラムの追加や、WEB講習（e-ラーニング）を用いた分割型講習の導入など、体制の拡大が図られている。

平成28年度には、教員職にある者の応急手当普及員養成講習について、講習時間を短縮し実施することを可能としたほか、他の地域で応急手当普及員講習等を修了した者の取扱いについて、取得地域以外で指導できない不利益がないように当該消防本部でも認定したものとみなしても差し支えないこととするなど、住民のニーズに合わせた取組も進めている。

令和３年度には、一般財団法人日本救急医療財団心肺蘇生法委員会から「救急蘇生法の指針2020（市民用）」が示されたことを受け、「令和３年度救急業務のあり方に関する検討会」において検討を行い、e-ラーニングの充実により、対面での講習時間の更なる短縮を可能としたほか、応急手当実施者の心的ストレス等に対して、消防本部がサポート体制の構築に努めることとするなど、応急手当の実施率向上に資するための取組も進めている。

（３）　熱中症への対応

消防庁は平成20年から全国の消防本部に対し、夏期における熱中症による救急搬送人員の調査を実施している。

調査結果は、速報値として週ごとに消防庁ホームページ上に公表するとともに、月ごとの集計結果についても確定値として公表している。

令和７年５月から９月までにおける全国の熱中症による救急搬送人員は10万510人となっており、調査開始以降で最多となった。また、令和６年調査（５月～９月）と比較すると3.0%増加した。

年齢区分別にみると、高齢者（満65歳以上）が５万7,433人（57.1%）で最も多く、次いで成人（満18歳以上満65歳未満）が３万4,096人（33.9%）、少年（満７歳以上満18歳未満）が8,447人（8.4%）となっている。初診時における傷病程度別にみると、軽症（外来診療）が６万3,447人（63.1%）で最も多く、次いで中等症（入院診療）が３万4,399人（34.2%）、重症（長期入院）が2,217人（2.2%）、死亡が117人（0.1%）となっている（**資料2-5-14**）。

発生場所別にみると、住居が３万8,292人（38.1%）で最も多く、次いで道路が１万9,773人（19.7%）、公衆（屋外）が１万2,175人（12.1%）となっている（**資料2-5-14**）。

熱中症に関する取組としては、令和５年５月に「熱中症対策実行計画」を閣議決定した。また、改正気候変動適応法が令和６年４月に全面施行され、「熱中症警戒アラート」を「熱中症警戒情報」としたうえで、より深刻な被害が発生し得る場合に備え「熱中症特別警戒情報」を発表する新たな制度を創設した。

消防庁では、全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防啓発ポスター・ビデオ・イラスト、熱中症対策リーフレット、全国の消防本部が独自で行っている熱中症予防啓発の取組をまとめた熱中症予防啓発取組事例集等の予防啓発用コンテンツをホームページに掲載するとともに、X（旧Twitter）でも、喉の渇きを感じる前のこまめな水分補給や適切なエアコンの使用といった、基本的な熱中症予防対策の実施を呼びかけた（参照URL：https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke01）。

（４）　外国人傷病者への救急対応

消防庁では、日本語に不慣れな外国人も緊急時に安心して救急車を利用できるよう「救急車利用ガイド」を作成し、全国での活用を促進しているほか、119番通報の段階から電話通訳センターを介して多言語でのやりとりが可能となる三者間同時通訳や、救急活動現場においてタブレット端末等を用いて傷病者との会話が可能となる多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の導入を推進している。

ア　多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」

救急ボイストラは、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下、本節において「NICT」という。）が開発した多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra®（ボイストラ）」をベースに、消防研究センターとNICTが、救急隊の現場活動において、傷病者との直接的なコミュニケーションを図るために開発した多言語音声翻訳アプリである。

対応言語は、日本語のほか、英語、中国語（繁・簡）、韓国語、タイ語、フランス語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、ロシア語、マレー語、ドイツ語、ネパール語及びブラジルポルトガル語の15種類となっている。

平成29年４月から各消防本部への提供を開始し、全ての消防本部で導入されることを目標に取り組んでおり、令和７年１月１日現在、全国720消防本部のうち690消防本部（95.8%）が使用している。

イ　救急車利用ガイド

消防庁では、日本での救急車の利用方法等を外国人に周知するため、「救急車利用ガイド（英語版）」を作成し、消防庁ホームページに掲載している。

救急車利用ガイドには、①救急車の利用方法、119番通報時に通信指令員に伝えるべきこと、②すぐに119番通報すべき重大な病気やけが、③熱中症予防や応急手当のポイント、④救急車を利用する際のポイントなどが掲載されている。

平成29年３月からは、英語に加えて中国語（繁・簡）、韓国語、タイ語、フランス語、イタリア語に対応するとともに、令和３年３月には、新たに９言語（ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、ビルマ語、クメール語及びモンゴル語）を追加し、合計16言語への対応を可能とした。それぞれのガイドに日本語を併記しているため、日本人から外国人に説明を行う際にも活用が可能である。

消防庁では、都道府県及び消防本部に対し、各種広報媒体でのリンク掲載等によって住民や観光客に積極的に周知するよう依頼しているほか、外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」及び出入国在留管理庁監修の「生活・就労ガイドブック」に掲載し、幅広く周知を図っている。

第６節　救助体制

１　救助活動の実施状況

（１）　救助活動件数及び救助人員の状況

消防機関が行う人命の救助とは、火災、交通事故、水難事故、自然災害、機械による事故等から、人力や機械力等を用いてその危険状態を排除し、被災者等を安全な場所に搬送する活動をいう。

令和６年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数７万2,017件（対前年比310件増、0.4%増）、救助人員（救助活動により救助された人員をいう。）６万7,894人（同1,079人増、1.6%増）である（**資料2-6-1、資料2-6-2**）。

救助活動件数及び救助人員の増加の主な要因は「建物等による事故」*1が増加したことである（**第2-6-1図、第2-6-2図**）。

（２）　事故種別ごとの救助活動の状況

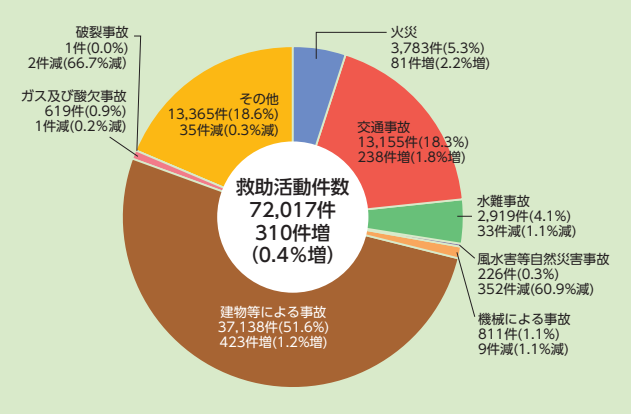
事故種別ごとの救助活動状況をみると、救助活動件数及び救助人員ともに「建物等による事故」と「交通事故」が大きな割合を占め、特に「建物等による事故」は増加を続けている。

救助出動人員（救助活動を行うために出動した全ての人員をいう。）は、消防職員と消防団員との合計で延べ173万4,656人である。このうち、消防職員の救助出動人員は「建物等による事故」による出動が最も多く、次いで「交通事故」となっている。一方、消防団員の救助出動人員は、「火災」による出動が最も多い。

救助活動人員（救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。）は、消防職員と消防団員との合計で延べ65万9,178人であり、事故種別ごとの救助活動１件当たりの救助活動人員は、「火災」が最も多く、次いで「水難事故」となっている（**資料2-6-3**）。

第2-6-1図　事故種別救助活動件数の状況

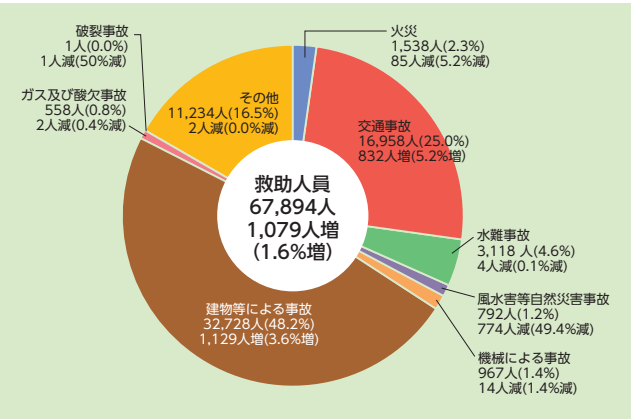
（令和６年中）



（備考）　１　「救助年報報告」により作成
　　２　割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、合計が100%にならない場合がある。

第2-6-2図　事故種別救助人員の状況

（令和６年中）



（備考）　１　「救助年報報告」により作成
　　２　割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、合計が100%にならない場合がある。

２　救助活動の実施体制

（１）　救助隊数及び救助隊員数

救助隊は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号）に基づき、消防本部及び消防署を置く市町村等に設置されている。人命の救助に関する専門的な教育（140時間）を受けた隊員、救助活動に必要な救助器具及びこれらを積載した救助工作車等によって構成され、救助

＊１　「建物等による事故」とは、建物、門、柵、へい等の建物に付帯する施設又はこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故等をいう（意識障害等により建物内で身動きがとれず、ドアに鍵がかかっているため室内に入れないものも含む）。

隊、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊*2の４つに区分される。

令和７年４月現在、703消防本部に1,414隊設置されており、救助隊員は２万4,616人（対前年比209人増）となっている。

（２）　救助活動のための救助器具等の保有状況

救助活動のための救助器具等には、油圧スプレッダー等の重量物排除用器具、油圧切断機等の切断用器具、可燃性ガス測定器等の検知・測定用器具等があり、発生が懸念されている大規模地震災害やNBC災害*3に備えて、より高度かつ専門的な機能が必要とされているため、緊急消防援助隊設備整備費補助金により、その整備促進を図っている（**資料2-6-4**）。

3 全国消防救助技術大会

救助活動に必要な体力、精神力及び技術力を養うとともに、全国の救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じて他の模範となる救助隊員を育成することを目的に、毎年開催されている（主催：一般財団法人全国消防協会、後援：消防庁ほか）。

本大会は、陸上の部と水上の部に分かれており、それぞれで、隊員個人が基本的な技能を練磨する「基礎訓練」、隊員個人の技能とともに隊員間の連携を練磨する「連携訓練」、出場隊員の創意工夫のもと訓練想定から救助方法までを披露する「技術訓練」が行われる。

令和７年は、第53回大会として８月30日に兵庫県三木市で開催され、陸上の部には684人、水上の部には231人の隊員が参加した。令和８年は新潟県新潟市で開催される予定である。

4 救助の課題と対応

（１）　体制の整備

近年の救助活動は、火災、交通事故及び水難事故だけでなく、激甚化・頻発化する自然災害やNBC災害といった特殊災害への対応も求められている。これらの災害に対して適切な救助活動が実施できるよう、東京消防庁及び指定都市等消防本部に特別高度救助隊、中核市等消防本部に高度救助隊を設置し、全国的に救助体制の強化を進めている。

これらは消防大学校や各都道府県、各指定都市の消防学校などで人命救助に関する専門的かつ高度な教育訓練を受けた隊員を中心に構成され、通常の救助器具に加えて、要救助者の捜索が困難な場合に活用される画像探索機や地中音響探知機等の高度な救助器具を備えている。

（２）　車両及び資機材の整備

近年増加している土砂災害や浸水等の風水害に対応すべく、救助隊の装備の充実を図るため、国有財産等の無償使用制度を活用し、重機*4及び重機搬送車、高機能救命ボート*5、建物崩壊・土砂監視センサー*6、特別高度工作車*7等を配備するとともに、令和７年度には、ヘリ等による初動の現場進出が可能な救助先行車及び携行型救助資機材等*8の配備を予定している。また、テロの発生が危惧される中、サリンなどの化学剤や細菌などの生物剤又は放射線が存在する災害現場における迅速かつ安全な救助活動を行うため、特殊災害対応自動車*9、大型除染システム搭載車*10や、小型遠隔化学剤検知器*11などの各種NBC災害対応資機材を全国の主要な消防本部及びNBC災害即応部隊*12を中心に配備している。

＊２　特別救助隊・高度救助隊・特別高度救助隊：救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令に基づき、人口10万人以上の消防常備市町村には特別救助隊が設置され、中核市等では１以上の特別救助隊を高度救助隊とし、また、東京消防庁及び指定都市では１以上の高度救助隊を特別高度救助隊（特殊災害対応自動車を保有し、ウォーターカッター等の特殊な器具を活用することができる専門性の高い部隊）とすることとされている。
＊３　NBC災害：核（Nuclear）等、生物（Biological）剤及び化学（Chemical）剤によって発生した災害をいう。
＊４　重機：がれき、土砂などの障害物を除去することにより、救助隊等と連携した効果的な救助活動や道路の啓開等を行う機械
＊５　高機能救命ボート：大規模風水害に伴う浸水区域において、がれき等がある場面でも多数の要救助者を一度に救出することができ、船首パネルを開閉することで車椅子等をそのまま乗船させることが可能な膨張式ボート
＊６　建物崩壊・土砂監視センサー：遠隔監視により、不安定な建物、土砂再崩落等の兆候をいち早く感知し、音響警報を発する装置
＊７　特別高度工作車：排煙消火機能を有する大型ブロアー装置と水力で切断可能なウォーターカッター装置を搭載し、トンネル火災や倉庫火災などの大規模災害時に対応可能な車両
＊８　救助先行車及び携行型救助資機材等：道路寸断等による進出困難な大規模災害への初動体制を強化できる固定翼機及び回転翼機に積載可能な小型軽量化した車両・資機材
＊９　特殊災害対応自動車：NBC災害に対応するため各種検知器や防護服などを積載することができる構造を有する車両
＊10　大型除染システム搭載車：NBC災害において隊員及び被災者などを除染するために、１時間に200人以上除染できる大型除染システムを積載した車両
＊11　小型遠隔化学剤検知器：化学災害現場で液体・固体・粉体状の試料を遠隔から検知することができる装置
＊12　NBC災害即応部隊：NBC災害に対し、高度かつ専門的な救助活動を迅速かつ的確に行うことを任務としている部隊



重機及び重機搬送車



特別高度工作車



高機能救命ボート



特殊災害対応自動車



建物崩壊・土砂監視センサー



大型除染システム搭載車



小型遠隔化学剤検知器

このように、消防庁では緊急消防援助隊に必要な装備について継続的な充実強化を図っており、各消防本部では、これらの資機材等を活用した訓練が実施されている。

（３）　救助技術の高度化等

多様化する救助事案に全国の消防本部が的確に対応し、救助技術の高度化を推進することを目的に、消防庁では、有識者や消防機関関係者などにより構成される検討会を実施しているほか、全国の救助隊員などの意見交流の場として、全国消防救助シンポジウムを毎年度開催している。

令和６年度の検討会では、近年の自然災害による経験や教訓等を踏まえ、大規模土砂災害時における救助活動能力を更に高度化させることを目的に、「大規模土砂災害時における救助能力の高度化に関する検討会」を開催した。大規模な土砂災害は、救命のため迅速な活動が求められる一方、活動が広範囲に渡ることや二次災害の発生危険もあり、大きな困難性が伴う。特に令和３年静岡県熱海市土石流災害では大雨による大規模な土石流が、令和６年能登半島地震では地震による大規模な土砂崩壊が発生し、甚大な被害とともに多くの人命や財産が犠牲となった。これらの災害では、通常と異なるメカニズムの土石流であったこと、土砂に埋もれた倒壊建物での活動が求められたこと、余震や降雨、積雪等に伴う二次災害危険等があり、困難な活動となった。このような過去の土砂災害における教訓や消防機関の課題、また、新たな知見や先進的な活動技術等をもとに要救助者をより安全・確実・迅速に救助するための手法や日頃の実戦的な教育訓練、関係機関との効果的な連携などについて検討し、令和２年３月に改正した「土砂災害時における消防機関の救助活動要領」の更なる充実等を図り、実践的なマニュアルへ改正した。

令和７年度は、近年、道路陥没事案や下水道管工事中に作業員が流される事案が発生している中、地下閉鎖空間における消防機関の対応能力を向上することを目的として、「地下閉鎖空間における救助技術の高度化」について検討を進めている。地下閉鎖空間における事案は、崩落、有毒ガスなどの危険要因が多く、また、被害が進行拡大する可能性もあることが特徴として挙げられ、更には狭所空間により活動が制約されることから、救助活動の困難性が高い。このような事案に対応していくために、教訓や課題、新たな知見や先進的な技術等をもとに安全・確実・迅速に救助するための手法や、他機関との連携、情報連絡先などの共有方法について検討し、救助技術の高度化を図ることとしている。

全国消防救助シンポジウムは、全国の消防本部の経験、知見及び技術を共有することにより、我が国における救助体制の一層の充実を図ることを目的としている。

令和６年度は、「複雑多様化する大規模自然災害における救助能力の向上」をテーマとして、未曽有の災害が発生した場合であっても、臨機応変かつ確実に対応するため、全国の救助隊員が過去の災害での多様な救助事案や平時からの効果的な取組を発表し、専門家による講演、それらを踏まえた総合討論を行った。

令和７年度は、「火災時における救助活動対応能力の向上」をテーマとして、建物構造に見合った「破壊」「進入」「検索」「救出」の方法について、各消防本部の効果的な取組や専門家による講演等を行った。

第７節　航空消防防災体制

１　航空消防防災体制の現況

消防機関及び都道府県が保有する消防防災ヘリコプターは、救急搬送や救助、林野火災における空中消火等の活動で大きな成果を上げている。特に、大地震、台風、豪雨に伴う水害又は土砂災害の発生により、陸上交通路が途絶するような事態では、ヘリコプターの高速性・機動性を活用した消防活動は、重要な役割を果たしている。

令和７年４月１日現在、消防防災ヘリコプターは、沖縄県を除く46都道府県域に配備されており、その内訳は消防庁保有が５機、消防機関保有が30機、道県保有が42機、計77機である（**第2-7-1図**）。

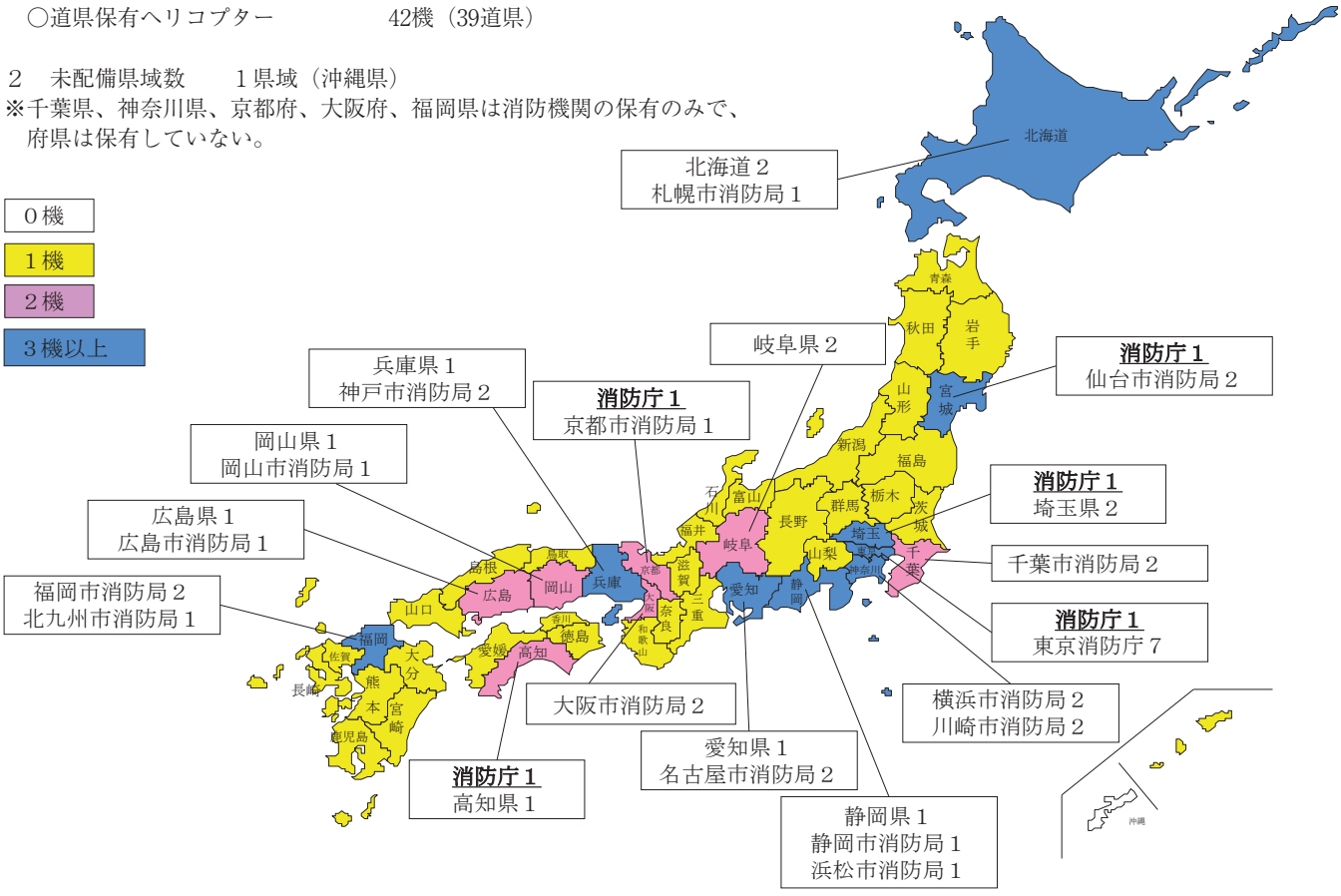


消防庁ヘリコプター「おとめ」（高知県）

第2-7-1図　消防防災ヘリコプターの配備状況

１　令和７年４月１日現在配備状況　77機（46都道府県、55運航団体）
　○消防庁保有ヘリコプター　５機（東京消防庁、京都市消防局、埼玉県、宮城県及び高知県が無償使用）
　○消防機関保有ヘリコプター　30機（東京消防庁、15政令指定都市）
　○道県保有ヘリコプター　42機（39道県）

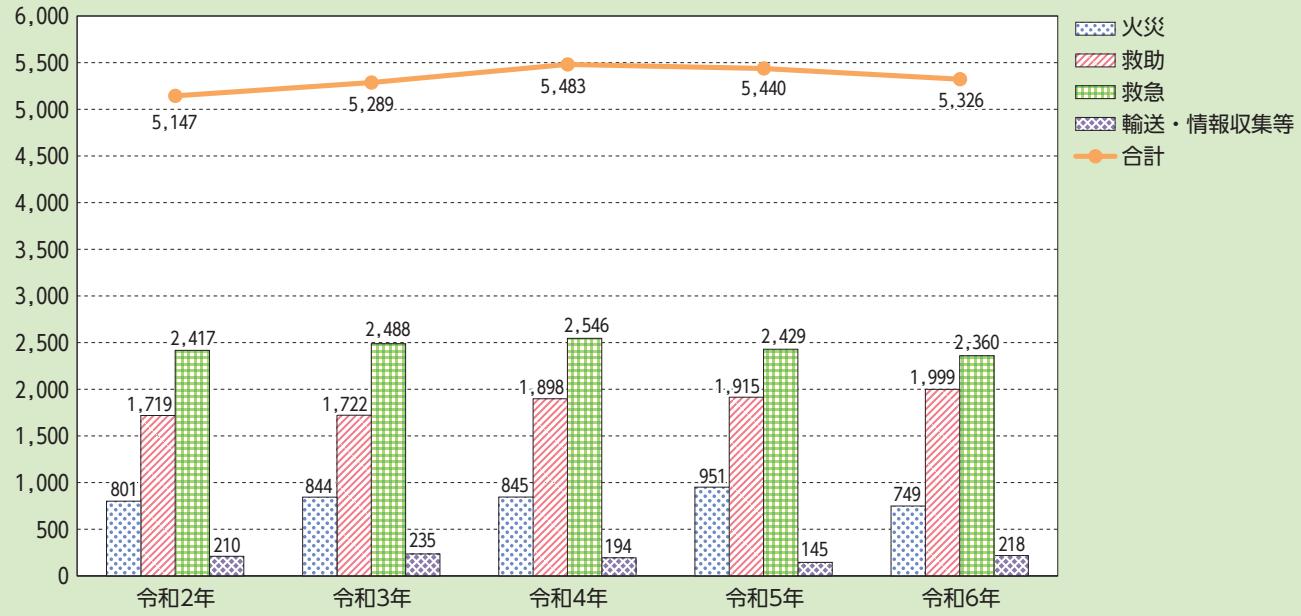
２　未配備県域数　１県域（沖縄県）
※千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、福岡県は消防機関の保有のみで、府県は保有していない。



（備考）「令和７年度航空隊データベース」により作成

第2-7-2図　消防防災ヘリコプターによる災害出動状況（過去５年間）

単位：件



（備考）「令和６年消防防災ヘリコプターの活用状況調査」により作成

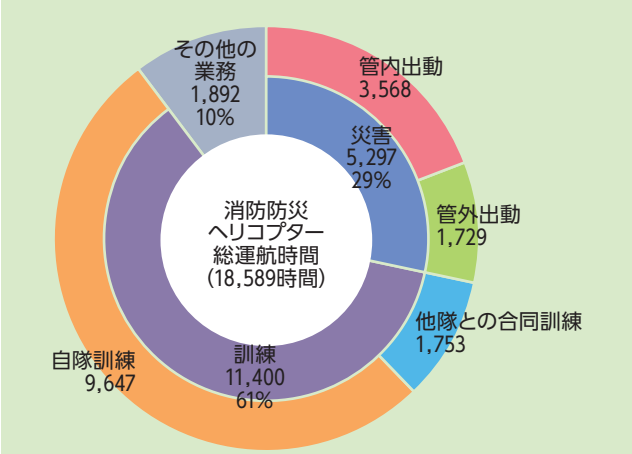
消防防災ヘリコプターは、多様な消防活動でその能力を発揮しており、令和６年中の全国の出動実績は5,326件である（**第2-7-2図**、**資料2-7-1**）。

また、令和６年中の消防防災ヘリコプターの総運航時間は１万8,589時間で、その内訳は、災害出動が5,297時間（28.5％）、訓練出動が１万1,400時間（61.3％）、その他の業務が1,892時間（10.2％）となっている（**第2-7-3図**）。

なお、大規模災害時には、緊急消防援助隊としての出動や、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく、都道府県域を越えた応援活動が展開されている。令和６年中は、緊急消防援助隊としての出動が271件（**資料2-7-2**）、広域航空消防応援としての出動が５件実施された（**資料2-7-3**）。

第2-7-3図　消防防災ヘリコプターの運航時間の内訳（令和６年）

単位：時間



（備考）
1　「令和６年消防防災ヘリコプターの活用状況調査」により作成
2　「他隊との合同訓練」とは、相互応援協定及び緊急消防援助隊等に基づく出動を想定した訓練及び管轄区域内の地上部隊等との連携訓練等をいう。
3　「自隊訓練」とは、操縦士の操縦訓練及び航空救助隊員を対象とした通信・救助訓練等をいう。
4　「その他の業務」とは、試験・検査のための飛行、調査・撮影業務及び行政業務等をいう。

2 今後の取組

（１）　消防防災ヘリコプターの機能強化

消防庁では、緊急消防援助隊の機能強化のため、消防防災ヘリコプター、ヘリコプターテレビ電送システム、赤外線カメラ等の高度化資機材、消火用タンク及びヘリコプター用衛星電話の整備に対して補助金を交付し、大規模災害時等における航空消防防

災体制の充実強化を図っている。

また、消防庁ヘリコプターには、人工衛星へ直接映像情報を伝送するヘリサットシステムを搭載し、全国どこからでもリアルタイムの映像伝送が可能となる情報伝送体制の強化を図り、大規模災害発生時における被害情報把握と緊急消防援助隊派遣の迅速化に取り組んでいる。

これらに合わせて、ヘリコプター動態管理システムの整備を進めることにより、活動現場における消防防災ヘリコプターの位置、動態情報をリアルタイムで把握し、大規模災害時の消防庁、現地災害対策本部等におけるオペレーションが効果的なものとなるよう機能強化を図っている。

ヘリコプター動態管理システムについては、安全・効率的な部隊運用や調整のため、国の関係機関が航空機情報を共有できる航空機運用総合調整システム（FOCS）との連携を行っている。

（２）　消防防災ヘリコプターの安全な活動の確保に向けて

平成21年以降、４件の消防防災ヘリコプター墜落事故が相次いで発生し、消防職員ら計26名が殉職するという極めて憂慮すべき事態となったことを受け、消防防災ヘリコプターの運航の安全性の向上等を図るため、令和元年９月、消防庁では、運航団体が取り組むべき項目を「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（以下、本節において「基準」という。）として取りまとめ、助言より高い規範力を持つ消防組織法第37条の規定に基づく消防庁長官の勧告として発出した。

基準では、機長に不測の事態が生じた場合の安全性の確保等を目的とした二人操縦士体制や、消防防災ヘリコプターの運航管理を担う運航責任者及び専門的な知見を有する運航安全管理者の配置、緊急時の対応技量の習得に向けた教育訓練の在り方など、消防防災ヘリコプターの安全運航に関する基本的事項を定めている。

また、消防防災ヘリコプターの安全性の向上を図るため、基準に基づき、運航団体が取り組む安全運航確保に資するための装備品等の整備に要する経費、二人操縦士体制導入に向けた操縦士養成に必要な経費、運航安全管理者の配置のための人件費、シミュレーターを用いた緊急操作訓練に必要な経費などについて、所要の地方財政措置を講じている。

令和４年４月には、二人操縦士体制導入を含め、基準の全ての規定が施行された。消防庁では、各運航団体へのヒアリング調査を通じ、引き続き取組のフォローアップを進めている。

（３）　消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保に向けて

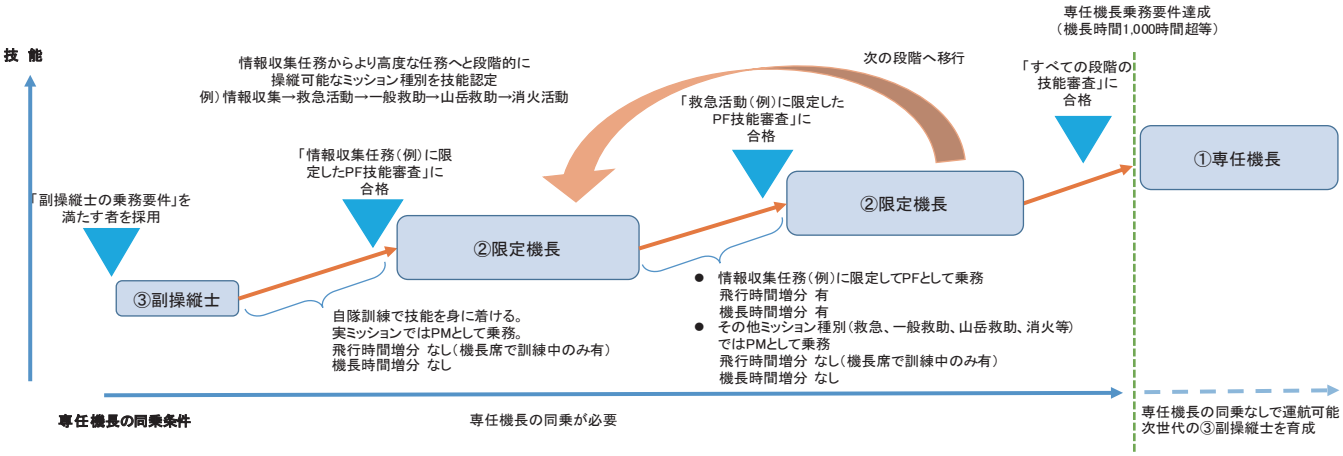
消防防災ヘリコプターの操縦士は、山岳地域でのホバリングなど高度な技術を求められるが、そのような技術を有したベテラン操縦士の大量退職が見込まれていることから、操縦士の養成・確保が重要な課題となっている。

技量ある操縦士の育成・確保及び安全運航に努めていく必要があることから、消防庁では、運航団体が消防防災ヘリコプターの操縦士の要件及び操縦士の養成訓練に係る計画を策定し、実施するための指針として、令和２年３月に「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラム」を定めた。

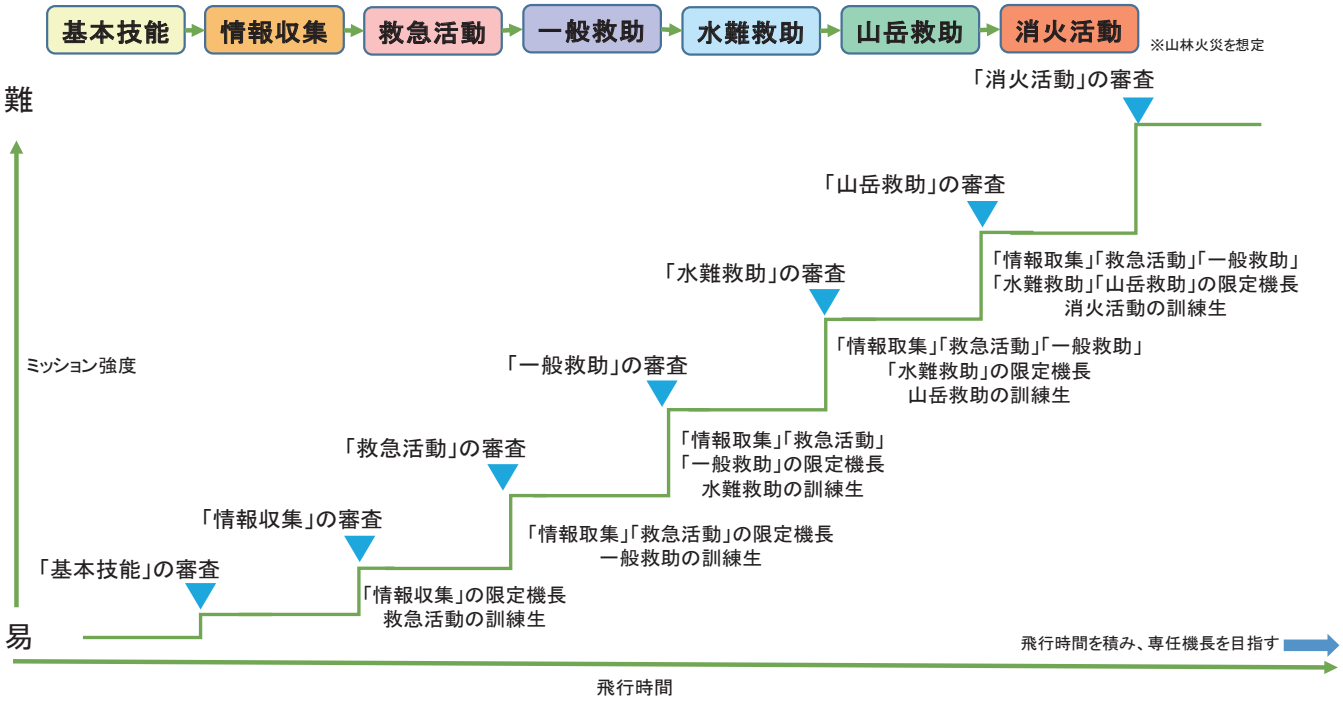
乗務要件においては、操縦士を飛行時間・運航技能により「専任機長」「限定機長」「副操縦士」の３段階に分け、それぞれの要件を定めるとともに、訓練審査プログラムにおいては、ミッションごとに求められる技術の難易度に差があることや経験のある操縦士の確保が難しい状況を踏まえ、ミッション別の段階的な訓練審査プログラムを定めた（**第2-7-4図、第2-7-5図**）。

また、消防防災ヘリコプター操縦士等の確保・養成に向け、防衛省及び自衛隊と連携し、若年定年退職自衛官を消防防災ヘリコプター操縦士や運航安全管理者として活用を図るとともに（令和２～６年度に９名を運航団体において採用）、自衛隊操縦士養成施設における消防防災ヘリコプター操縦士の養成（令和７年11月までに２名養成済み）などを行っている。

第2-7-4図　段階的審査のイメージ



第2-7-5図　段階的な訓練イメージ



（備考）「令和６年度航空隊データベース」により作成

第８節　広域消防応援と緊急消防援助隊

１　消防の広域応援体制

（１）　消防の相互応援協定

市町村は、消防に関し必要に応じて相互に応援すべき努力義務があるため、消防の相互応援に関して協定を締結するなどにより、大規模災害や特殊災害などに適切に対応できるようにしている。

現在、全ての都道府県において、各都道府県内の全市町村、消防の一部事務組合等が参加した消防相互応援協定（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）が締結されている。

（２）　広域消防応援体制の整備

大規模災害や特殊災害などに対応するためには、市町村又は都道府県の区域を越えて消防力の広域的な運用を図る必要がある。このため、消防庁では、２に述べる緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、大規模・特殊災害や林野火災等において、空中消火、救助活動、救急活動、情報収集、緊急輸送等の消防防災活動全般にわたりヘリコプターの活用が極めて有効であることから、効率的な運用を実施するため、昭和61年（1986年）に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定して、消防機関及び都道府県の保有する消防防災ヘリコプターによる広域応援の積極的な活用を推進している。

２　緊急消防援助隊

（１）　緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化

ア　緊急消防援助隊の創設

緊急消防援助隊は、平成７年（1995年）１月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時に人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、同年６月に創設された。

この緊急消防援助隊は、平常時には、それぞれの地域における消防責任の遂行に全力を挙げる一方、国内のどこかで大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施する体制である。

発足当初、緊急消防援助隊の規模は、救助部隊、救急部隊等からなる全国的な消防の応援を実施する消防庁登録部隊が376隊、消火部隊等からなる近隣都道府県間において活動する県外応援部隊が891隊、合計で1,267隊であった。平成13年１月には、緊急消防援助隊の出動体制及び各種災害への対応能力の強化を行うため、消火部隊についても登録制を導入した。

さらに、複雑・多様化する災害に対応するため、石油・化学災害、毒劇物・放射性物質災害等の特殊災害への対応能力を有する特殊災害部隊、消防防災ヘリコプターによる航空部隊及び消防艇による水上部隊を新設したことから、1,785隊となった。

イ　平成15年消防組織法改正による法制化

東海地震をはじめとして、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性やNBCテロ災害等の危険性が指摘され、こうした災害に対しては、被災地の市町村はもとより当該都道府県内の消防力のみでは、迅速・的確な対応が困難な場合が想定される。そこで、全国的な観点から緊急対応体制の充実強化を図るため、消防庁長官に所要の権限を付与することとし、併せて、国の財政措置を規定すること等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が、平成15年に成立し、平成16年から施行された。

（ア）　法改正の主な内容

法改正の主な内容は、緊急消防援助隊の法律上の明確な位置付けと消防庁長官の出動の指示権の創設、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（以下、本節において「基本計画」という。）の策定及び国の財政措置となっている。

（イ）　法律上の位置付けと消防庁長官の出動指示

創設以来、要綱に基づき運用がなされてきた緊急

消防援助隊は、この法改正により、消防組織法上明確に位置付けられた。また、東海地震等の大規模な災害で２以上の都道府県に及ぶもの、NBC災害等の発生時には、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を「指示」することができるものとされた。国家的な見地から対応すべき大規模災害等に対し、緊急消防援助隊の出動指示という形で、被災地への消防力の投入を国が主導で行おうとするものであり、東日本大震災に際し初めて行われた。

（ウ）　緊急消防援助隊に係る基本計画の策定等

法律上、総務大臣は基本計画を策定することとされている。

この基本計画は、平成16年２月に策定され、緊急消防援助隊を構成する部隊の編成と装備の基準、出動計画、必要な施設の整備目標等を定め、策定当初は緊急消防援助隊の部隊を平成20年度までに3,000隊登録することを目標としていた。

（エ）　緊急消防援助隊に係る国の財政措置

消防庁長官の指示を受けた場合には、緊急消防援助隊の出動が法律上義務付けられることから、出動に伴い新たに必要となる経費については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第10条の国庫負担金として、国が負担することとしている。

また、基本計画に基づいて整備される施設の整備については、「国が補助するものとする」と消防組織法上明記されるとともに、対象施設及び補助率（２分の１）については政令で規定されている。

（オ）　緊急消防援助隊用装備等の無償使用

緊急消防援助隊の活動上必要な車両・資機材等の装備等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面から非効率なものについては、国庫補助をしても整備の進展を期待することは難しい。大規模・特殊災害時における国の責任を果たすためには、その速やかな整備が必要な装備等もある。こうした装備等については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとした。

ウ　平成20年消防組織法改正による機動力の強化

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、緊急消防援助隊の機動力の強化等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が平成20年に成立し、施行された。

（ア）　法改正の主な内容

法改正の主な内容は、災害発生市町村において既に活動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動指示権の創設、消防応援活動調整本部の設置及び消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示要件の見直しとなっている。

（イ）　都道府県知事の出動指示権の創設

都道府県の区域内に災害発生市町村が２以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるとき、都道府県知事は、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができるものとされた。これは、平成16年新潟・福島豪雨災害や平成16年新潟県中越地震において、県内において市町村境界を越える部隊の移動が行われたことなどを踏まえ、制度を整備したものである。

なお、都道府県境界を越える場合は、２以上の都道府県に及ぶ調整となることから、消防庁長官が行うこととされた。

（ウ）　消防応援活動調整本部の設置

（イ）の都道府県知事の指示が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動したときは、都道府県知事は、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部（以下、本節において「調整本部」という。）を設置するものとされた。調整本部は、都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する消防の応援等のための措置の総合調整に関する事務及びこの総合調整の事務を円滑に実施するための自衛隊、警察等の関係機関との連絡に関する事務をつかさどることとされた。

（エ）　消防庁長官による緊急消防援助隊出動指示要件の見直し

緊急消防援助隊の指示対象災害は、従前は大規模な災害で２以上の都道府県の区域に及ぶもの又はNBC災害等に限られていたが、１つの都道府県のみで大規模な災害が発生した場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められるときには、消防庁長官は、災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができるも

のとされた。

また、平成31年３月には基本計画を改定し、指示の対象となる大規模な災害の判断要素について、災害の状況、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等と規定した。

（２）　緊急消防援助隊の編成及び出動計画等

緊急消防援助隊の編成、出動計画等については、基本計画に定められているが、その概要は以下のとおりである（**第2-8-1図**）。

ア　緊急消防援助隊の編成

（ア）　指揮支援部隊

指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官、関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長による緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務としている。指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、情報統括支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊により編成される。

（イ）　都道府県大隊

都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成される。

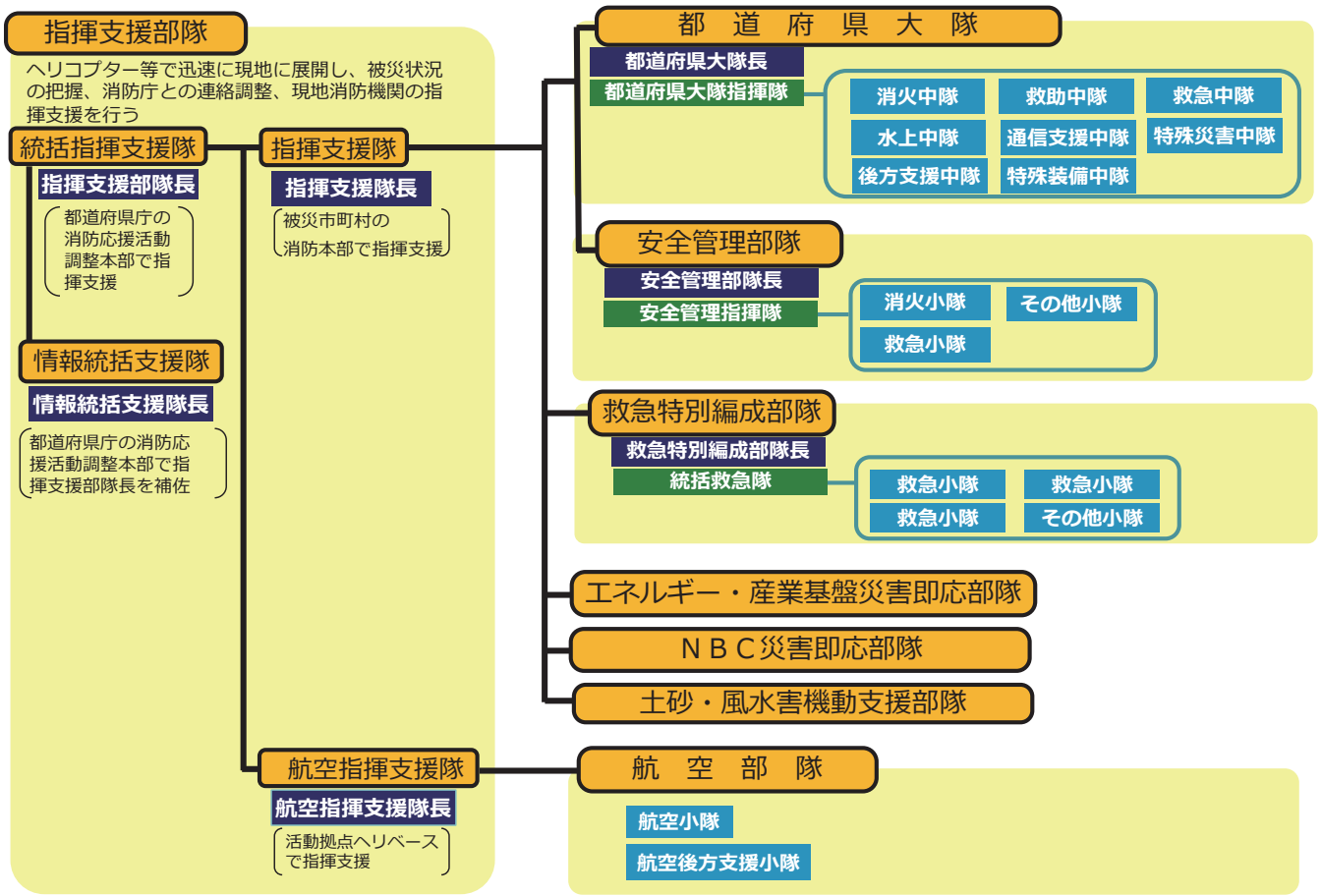
（ウ）　航空部隊

航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とし、航空小隊及び必要に応じて航空後方支援小隊により編成される。

（エ）　特別な部隊

様々な隊からなる都道府県大隊とは別に、特別な任務を行う部隊として、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊があり、令和７年度より新たに安全管理部隊と救急特別編成部隊が追加された（**第2-8-1表**）。

第2-8-1図　緊急消防援助隊の部隊編成



第2-8-1表　特別な任務を行う部隊

部隊名	目　的	部隊の任務	部隊を構成する隊
統合機動部隊	より迅速な部隊投入体制の構築のため、第３期基本計画の際に新設。	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うこと。	統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心とし、対応する災害の種別や、迅速な出動や情報収集等の目的に応じて、柔軟な編成、運用により対応する。
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	東日本大震災の教訓から石油コンビナート災害等への応急対応能力の強化を図るため、第３期基本計画の際に新設。	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うこと。	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊（大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの）、消火中隊（化学消防ポンプ自動車を備えたもの）を中心とし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加える。
NBC災害即応部隊	諸外国においてテロが発生していることやオリンピック・パラリンピックが予定されていたことを踏まえ、NBCテロ災害に迅速に出動する体制を構築するため、第４期基本計画の際に新設。	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うこと。	NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心とし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加える。
土砂・風水害機動支援部隊	近年、激甚化、頻発化している風水害時における救助体制を強化するため、被災地に機動的に投入する部隊として第４期基本計画の際に新設。	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うこと。	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊（津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの）、特殊装備小隊（重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの）、後方支援小隊を中心とし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加える。
安全管理部隊	複雑化・多様化する緊急消防援助隊の活動の安全管理体制を強化する部隊として第５期基本計画の際に新設。	緊急消防援助隊における安全管理体制を強化するため、これまで主に都道府県大隊指揮隊が担っていた安全管理活動を、専任の部隊として行うこと。	安全管理部隊指揮隊、消火小隊、救急小隊を中心とし地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
救急特別編成部隊	病院の機能亡失等により、救急部隊の一時的な増隊が必要な場合に編成する部隊として第５期基本計画の際に新設。	多数の傷病者の発生その他の事情により特に集中的に救急活動を必要とする災害に対し、迅速かつ的確な救急活動を行うこと。	救急特別編成部隊統括救急隊及び緊急消防援助隊として出動している救急中隊又はその一部をもって編成するものとし、地域の実情に応じて必要な小隊を加える。

イ　出動計画

（ア）　基本的な出動計画

大規模災害等の発災に際し、消防庁長官は情報収集に努めるとともに、被災都道府県知事等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の要否を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、出動の求め又は指示の措置をとることとされている。この場合において的確かつ迅速な出動が可能となるよう、あらかじめ出動計画が定められている。

具体的には、災害発生都道府県ごとに、第一次的に応援出動する都道府県大隊を「第一次出動都道府県大隊」とし、大規模災害等が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県大隊を「出動準備都道府県大隊」として事前に指定している。ただ、災害の状況等によっては、災害発生都道府県までの距離その他の事情を考慮して「出動準備都道府県大隊」以外の都道府県大隊が応援出動の準備を行うこととしている。

また、都道府県大隊が被災地に出動した場合において、当該被災地以外の他の被災地の応援のために必要があるときは、既に出動中の都道府県大隊を構成する中隊又は小隊の一部により新たに別の都道府県大隊を編成し、当該他の被災地に出動することを可能としている。

（イ）　緊急消防援助隊の迅速出動

消防庁長官による緊急消防援助隊の出動の求めについては、原則として、発災後、消防庁長官から被災都道府県以外の都道府県の知事等に電話等により連絡し、行うこととなるが、大規模地震においては、通信インフラ等に様々な障害が発生する可能性があり、緊急消防援助隊の出動に支障が生じることが考えられる。このため、一定震度以上の大規模地震等が発生した場合に効力が発生するという条件を付して、震度等に応じてその内容が異なる「消防組

織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動の求め」の準備行為を、消防庁長官が全国の都道府県知事及び市町村長に対してあらかじめ行っておき、大規模地震の発生と同時に緊急消防援助隊が迅速に出動し、消火・救助・救急活動等の人命救助活動を一層効果的に行うための体制をとっている。

また、風水害等の災害に対し、消防庁は災害等が発生するおそれがある段階で都道府県及び消防本部に対し出動準備を依頼し、出動可能隊数の報告を受けることがあるが、急激な河川氾濫、土砂災害等の突発的な事案に際しては、緊急消防援助隊の迅速な出動のため、出動準備依頼を経ることなく、速やかに消防庁長官による出動の求め又は指示を行うこととしている。

発災直後の緊急消防援助隊の出動においては、情報収集、後続する部隊の活動円滑化等のため、指揮支援部隊、統合機動部隊を速やかに出動させることとしている（**第2-8-2図**）。

（ウ）　南海トラフ地震等における出動計画

南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震その他の大規模地震については、複数の都道府県に及ぶ著しい地震被害が想定され、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、別に当該地震ごとに緊急消防援助隊アクションプランを策定し、各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国規模で応援可能な全ての緊急消防援助隊が出動することとしている（**第2-8-3図**）。

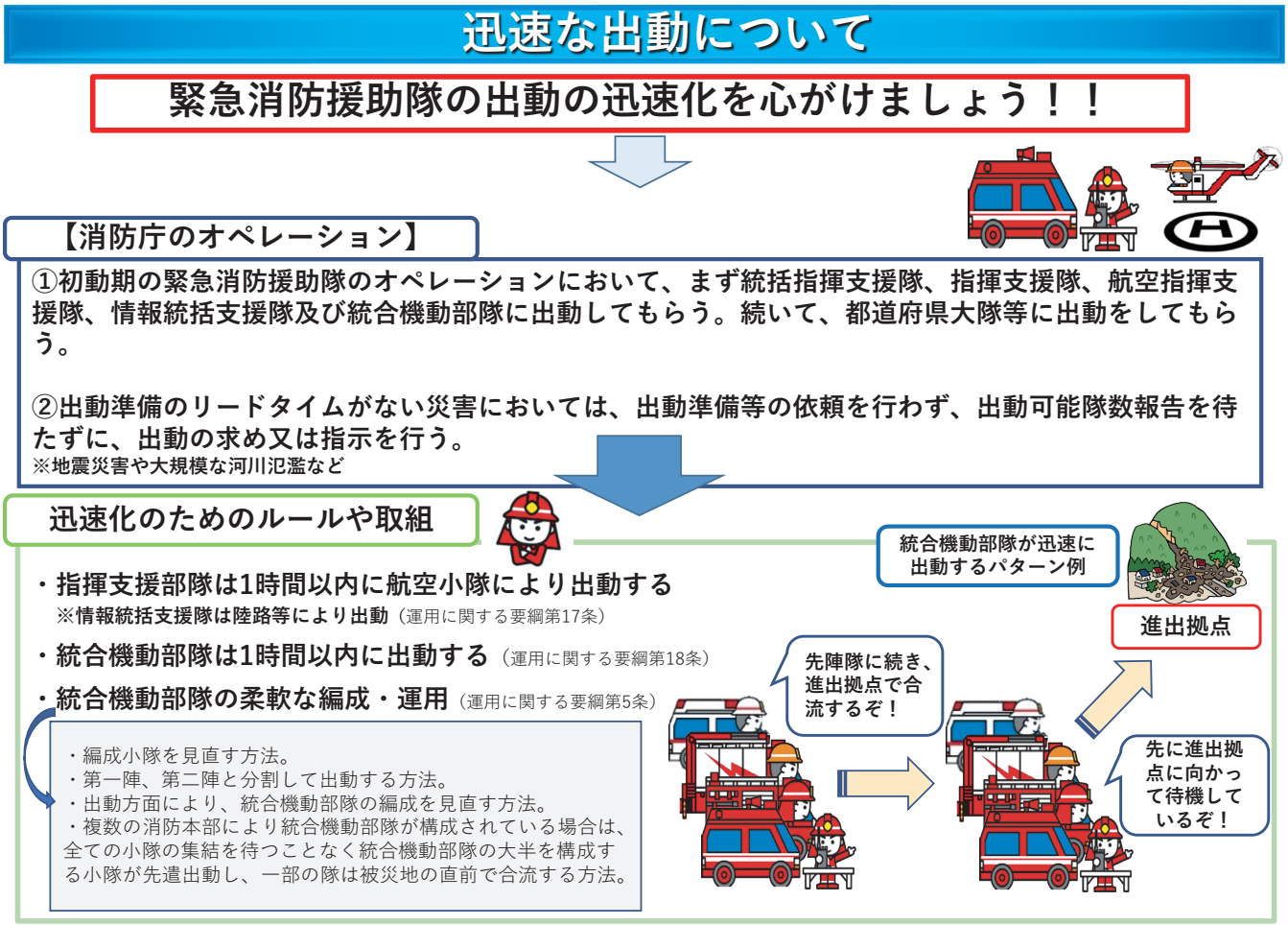
（エ）　NBC災害における出動計画

NBC災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う必要性があることから、別に運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速にNBC災害即応部隊等が出動することとしている。

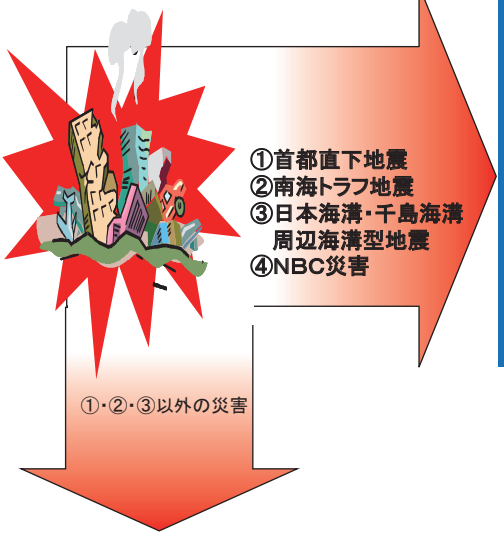
（オ）　都道府県における応援計画

各都道府県は、緊急消防援助隊が参集し、被災地に迅速に出動するため、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況を踏まえて、消防機関と協議の上、都道府県大隊等の編成、集結場所、情報連絡体

第2-8-2図　迅速な出動について



第2-8-3図　緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン



～ 適用基準 ～

①首都直下地震
1　東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合
2　上記1の条件を満たす地震が発生した場合の他、表1に示す首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合

②南海トラフ地震
1　発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。
⑴　発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合
⑵　発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合
（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）
2　上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合に適用する。

③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
1　次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。
（1）地震発生時の震央地名の区域が、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報が発表された場合。
（2）地震発生時の震央地名の区域が、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源断層域と重なる区域であり、北海道においても震度6強以上の震度が観測され、かつ1道6県のいずれの地域においても、大津波警報が発表された場合。
2　上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合に適用する。

④NBC災害
NBC災害又はNBCの発散が疑われる災害が発生し、多数の負傷者が見込まれ、NBC災害の対処能力や迅速性の観点から消防庁長官がNBC災害即応部隊の出動が必要と認めた場合

基本的な出動計画

【指揮支援部隊】
1　被災想定都道府県に対し、統括指揮支援隊1隊・指揮支援隊5隊を指定
2　災害発生地、災害規模等考慮し、必要な指揮支援隊に出動要請等を行う

【第1次出動都道府県大隊】
1　被災想定都道府県に対し、近隣の4都道府県を指定
2　災害発生地及び災害規模等を考慮し、必要な都道府県に対し出動要請を行う

【出動準備都道府県大隊】
1　被災想定都道府県に対し、近隣の12都道府県を指定
2　第1次出動都道府県大隊で不足する場合、必要に応じ出動要請を行う

【第1次出動航空小隊】
1　被災想定都道府県に対し、10航空隊を指定
2　災害発生地及び運航可能機体等を考慮し、必要な航空隊に対し出動要請等を行う

【出動準備航空小隊】
1　被災想定都道府県に対し、12航空隊を指定
2　第1次出動航空部隊で不足する場合、必要に応じ出動要請等を行う

制等、必要な事項について定めた「緊急消防援助隊応援等実施計画」を策定することとしている。

ウ　受援計画

各都道府県は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合を想定して、消防機関と協議の上、調整本部及び航空運用調整班の運営方法をはじめ、早期受入れに係る関係機関との連絡調整、進出拠点、宿営場所、燃料補給、物資補給等の後方支援体制等、必要な事項について定めた「緊急消防援助隊受援計画」を策定することとしている。

また、各消防本部についても同様に、自らの地域が被災し、当該都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の応援等を受ける場合を想定して、都道府県が策定する緊急消防援助隊受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図りつつ、受援計画を策定しておく必要がある。

（3）　緊急消防援助隊の登録隊数及び装備等

ア　登録隊数

緊急消防援助隊は、消防組織法の定めにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、消防庁長官が登録することとされている。

令和７年３月に、東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠であることから、基本計画を改定し、令和10年度末までの登録目標隊数を、おおむね6,600隊からおおむね7,200隊へと増隊することとした。

平成７年（1995年）９月に1,267隊で発足した緊急消防援助隊は、災害時における活動の重要性がますます認識され、令和７年４月１日現在では全国718消防本部（全国の消防本部の約99％）等から6,731隊の登録となり、発足当初の約５倍まで増加した（**資料2-8-1**、**資料2-8-2**）。

イ　装備等

緊急消防援助隊の装備等については、発足当初から、消防庁において基準を策定するとともに、平成15年の法制化以降は、基本計画でこれを定め、その充実を図ってきた。

平成18年からは緊急消防援助隊設備整備費補助金により、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車等及び活動部隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な支援車並びに高機能エアーテント等の緊急消防援助隊用支援資機材等の整備を推進している。

さらに、平成25年度から新たに「緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等」の整備及び「緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設」の整備も緊急防災・減災事業債（充当率100％、交付税算入率70％）の対象とされた。

また、国有財産等の無償使用制度を活用し、エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム、津波・大規模風水害対策車等、近年では、都道府県単位での後方支援体制の確立及び関係機関の間での迅速な情報収集・共有体制の強化を図るため、拠点機能形成車、ハイスペックドローン、映像伝送装置及び緊急消防援助隊の部隊活動に必要な装備等を消防本部等に配備するとともに、老朽化した無償使用車両の計画的な更新を実施している（**資料2-8-3**）。

消防庁では、緊急消防援助隊の効果的な活動を実施するため、引き続き計画的な装備等の充実強化を図ることとしている。

（４）　緊急消防援助隊の活動

ア　平成７年（1995年）から令和７年８月末までの出動状況

緊急消防援助隊は、平成８年（1996年）12月に新潟県・長野県の県境付近で発生した蒲原沢土石流災害への出動を皮切りに、平成16年４月の改正消防組織法施行までの間、合計10回出動した。

以降、平成16年新潟県中越地震、平成17年JR西日本福知山線列車事故、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年７月豪雨、令和元年東日本台風による災害、令和２年７月豪雨、静岡県熱海市土石流災害、令和６年能登半島地震、岩手県大船渡市林野火災等、平成７年の創設から令和７年８月末までの30年間で合計47回出動し、多くの人命救助を行った（**資料2-8-4**）。

イ　直近の活動状況

（ア）　令和６年能登半島地震

令和６年１月１日16時10分、石川県能登地方を震源とする地震（マグニチュード7.6、最大震度７）により、津波、火災、土石流等が発生。21都府県の緊急消防援助隊が出動し52日間にわたって捜索・救助活動等を行った。

（イ）　令和６年９月奥能登豪雨

令和６年９月21日、記録的な大雨により石川県能登地方を中心に、河川の氾濫、浸水、複数の土砂災害が発生。10府県の緊急消防援助隊が出動し13日間にわたって捜索・救助活動を行った。

（ウ）　岩手県大船渡市林野火災

令和７年２月26日、岩手県大船渡市赤崎町合足地内で林野火災が発生。15都道県の緊急消防援助隊が出動し、海水利用型消防水利システム等により自然水利を確保するとともに、陸上隊と航空小隊が連携を図りながら、41日間にわたって消火活動及び残火処理を行った。

（エ）　愛媛県今治市林野火災

令和７年３月23日、愛媛県今治市長沢地内で林野火災が発生。８府県の緊急消防援助隊が出動し、ドローンや消防防災ヘリのカメラを活用した上空からの情報収集活動や熱源探査により陸上隊と航空小隊が連携を図りながら、17日間にわたって消火活動及び残火処理を行った。

（５）　緊急消防援助隊の訓練及び広報

ア　全国合同訓練

全国から参集する緊急消防援助隊が、大規模な災害等の発生時に的確かつ迅速な出動及び活動を行うためには、実践的な訓練を実施し、部隊全体の技術や機能を向上させることが重要である。

緊急消防援助隊が発足した平成７年（1995年）には、東京都江東区豊洲において、天皇陛下（現上皇陛下）の行幸を賜り、98消防本部、1,500人が参加した全国合同訓練が初めて行われ、現在までに６回実施されている。

第７回全国合同訓練（令和８年）は、宮城県及び北海道において、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における緊急消防援助隊アクションプラン」（令和７年３月25日策定）の実効性の検証をするとともに、北海道への進出方法や上陸後の部隊輸送方法、宿営を含めた積雪寒冷地対策等の実効性につい

て検証する。

イ　地域ブロック合同訓練

技術向上と部隊間の連携強化を目的に、平成８年度（1996年度）から毎年、全国を６つのブロックに区分して訓練を実施している。

消防庁としては、訓練実施経費の一部を国費として負担するとともに、ブロックごとに設置される実行委員会等と協力し、各消防本部等の参加を得て訓練を実施しており、消防大学校における教育訓練と併せて、緊急消防援助隊のより実践的な教育訓練の充実を図ることとしている（**資料2-8-5**）。

ウ　緊急消防援助隊の広報

地域住民の安全安心を守る消防組織として、緊急消防援助隊を国民により身近に感じてもらうため、緊急消防援助隊の訓練の様子やPR動画をＸ（エックス）の消防庁公式アカウントやYouTubeの消防庁動画チャンネルで発信するほか、令和７年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練において、訓練会場を一般に開放し車両展示を行うなど、全国で緊急消防援助隊の広報を実施している。

（６）　今後の取組

東日本大震災を上回る被害の発生が懸念されている南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に備え、長期に及ぶ消防応援活動への対応及び大規模かつ迅速な部隊投入のための体制等の整備が不可欠であり、緊急消防援助隊の役割は一層重要性を増している。東日本大震災をはじめ令和６年能登半島地震等の様々な災害における部隊展開の経験等を貴重な教訓とし、以下の取組を積極的に進め、ハード・ソフトの両面において緊急消防援助隊の活動能力の向上を図ることとしている。

ア　消防庁のオペレーション能力向上

緊急消防援助隊を的確に運用することは、消防庁の重要な任務であり、緊急消防援助隊の出動の要否、派遣地域、必要な部隊規模・種類の判断など、消防庁自体の初動対応が重要である。

ヘリコプター、ドローン等を活用し、被害状況や部隊の活動などあらゆる情報を迅速に収集・分析し、現場にフィードバックできるよう、消防庁としてのオペレーション能力の向上を引き続き図っていく。

イ　部隊機能の充実

南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害に対応するため、隊種ごとの各都道府県の目標登録隊数を設け、登録推進に取り組んでいる。引き続き、緊急消防援助隊設備整備費補助金及び国有財産等の無償使用制度等を活用し、緊急消防援助隊登録部隊における車両・資機材の充実強化を進めていく。

さらに、車両・資機材の有効活用を図り、多発する林野火災や大規模地震に対する広域的な消防救助体制の運用強化や情報統括支援隊を整備し、指揮支援部隊の機能向上を図るなど、部隊機能の一層の充実に取り組んでいく。

ウ　受援能力の向上

近年の大規模災害の教訓を踏まえると、災害時には、被災都道府県や消防本部が緊急消防援助隊の要請判断を迅速・的確に行い、早期に受け入れ体制を整えるとともにその指揮を執り、効果的な運用に繋げることが非常に重要となる。こうした各自治体における緊急消防援助隊の受援能力の向上のため、消防庁では、受援計画の策定例や受援図上訓練マニュアル・教養動画の作成等の取組を行っている。

緊急消防援助隊の受援分野については、ほとんどの都道府県及び消防本部が大規模災害の被災経験がなく、訓練を行う際に具体的なイメージを持ちづらいという実態があるため、引き続き、都道府県及び消防本部への受援に関するノウハウの提供等、個別の取組をサポートし、その実効性を高めることで、全国の緊急消防援助隊の受援体制の更なる強化を図る。

エ　後方支援体制の充実強化

大規模災害における緊急消防援助隊の活動は長期に及ぶ。そのため、後方支援体制の強化は、被災地での活動能力の向上や派遣期間中の応援側消防本部の消防力の維持、緊急消防援助隊の活動を効果的かつ継続的に実施するために必要不可欠である。

これまで、消防庁ではLED照明装置や可搬式空調設備などの後方支援に必要な装備品を積載した拠点機能形成車を国費により配備するとともに、救助

活動等拠点施設を財政措置の対象とするなど、後方支援体制の強化を行っている。また、ソフト面でも、食料の調達や食事メニューの統一、無償使用車両の共同使用、都道府県による民間事業者との業務委託等、各都道府県で行われている緊急消防援助隊の後方支援体制の強化に有効な取組事例をまとめ「緊急消防援助隊後方支援活動要領作成例」を策定した。

今後も、後方支援車両及び資機材等の充実を図るとともに、訓練や実災害の経験を踏まえた改善策の検討など、後方支援体制の一層の充実強化に取り組んでいく。

第９節　国と地方の防災体制

1 国と地方の防災組織等

（１）　防災組織

地震・風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県及び市町村に地方防災会議を設置することとしている。これらの防災会議は、日本赤十字社等関係公共機関の参加も得て、災害予防、災害応急及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することを目的としている。中央防災会議においては我が国の防災の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画を、それぞれ作成することとされている。

（２）　消防庁の防災体制

消防庁は、実動部隊となる消防機関を所管し、地方公共団体から国への情報連絡の窓口として、災害発生時には、地方公共団体から報告を受けた被害情報等を政府全体に共有するとともに、被災した地方公共団体からの要請に応じた広域的な消防応援体制の構築や職員の現地派遣を行う等、国を挙げた災害対応に取り組んでいる。

（３）　地域防災計画の修正

地域における防災の総合的な計画である地域防災計画については、災害対策基本法において、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。

消防庁では、令和６年能登半島地震や令和７年２月26日に発生した大船渡市林野火災に係る検証などを踏まえて修正された防災基本計画などに基づき、地方公共団体における地域防災計画の作成の基準等を定めた消防庁防災業務計画を、令和７年８月に修正するとともに、地域防災計画について必要な見直しを行うよう地方公共団体に要請した。

2 防災に係る体制の整備

（１）　業務継続性の確保

平成23年３月の東日本大震災や平成28年４月の熊本地震では、庁舎・職員が被災した市町村において一時的に行政機能が失われる事態に陥ったほか、令和６年能登半島地震の被災地では、応援職員の執務スペースやネットワーク環境などの整備が課題となった。これらを踏まえ、地方公共団体においては、非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、必要となる人員や資機材等を事前に定める業務継続計画や、他機関から応援職員を迅速・的確に受け入れるための受援計画について、実効性の向上を図るため、非常用電源の整備、食糧・飲料水等の備蓄、広域防災応援協定の締結、応援職員等の執務スペースの確保や宿泊施設等のリスト化等が求められる。

こうした取組を支援できるよう、それぞれの計画の作成に関する研修機会を確保するとともに、地方財政措置を通じて、引き続き業務継続性の確保に取り組む。

ア　業務継続計画、受援計画の策定の促進

大規模災害が発生した際でも優先的に実施すべき業務を的確に実施するとともに、不足する人的・物的支援を有効に活用することができるよう、業務継続計画及び受援計画の策定等により、業務継続性を確保しておく必要がある。

消防庁では、地方公共団体に対して業務継続計画及び受援計画の策定を要請している。

地方公共団体の業務継続計画等の策定状況は、令和６年４月１日現在で**第2-9-1表**のとおりである。

第2-9-1表　地方公共団体における業務継続計画、受援計画の策定率

（令和６年４月１日現在）

	業務継続計画	受援計画
都道府県	100%	100%
市町村	100%	78.5%
合計	100%	79.1%

イ　業務継続計画重要６要素策定説明会等の実施

地方公共団体における業務継続計画に定めるべき特に重要な６要素及び受援計画の策定を促進するため、内閣府と連携して研修会等を開催している。

ウ　災害マネジメント総括支援員等研修の実施

大規模災害発生時において、被災市町村の職員だけでは的確な災害対応を行うことが困難な場合もあることから、総務省では、地方公共団体等と協力し、被災市町村が行う災害マネジメント及び災害対応業務の支援を目的とした応急対策職員派遣制度を運用している。

同制度により派遣され、被害状況の把握や災害対応についての市町村長への助言等を行う「災害マネジメント総括支援員」等の育成を目的とした研修を実施している。

エ　非常用電源の整備に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する自治体庁舎等における非常用電源の設置、既存の非常用電源の機能強化（水害対策、地震対策等）に係る費用に対し、緊急防災・減災事業債による財政措置を講じている。

オ　備蓄物資の確保

災害に備えて、地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材を備蓄している。

なお、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和７年法律第51号）により、地方公共団体は、毎年１回、物資の備蓄状況の公表が義務付けられた。また、令和７年７月の第45回中央防災会議の決定により、防災基本計画が修正され、地方公共団体が備蓄すべき物資の具体的な品目や量等について改めて明記がなされた。消防庁では、当該法律の施行に合わせて、これらの内容について、内閣府とともに地方公共団体に対して周知を行った。

カ　相互応援協定等の締結

大規模・広域的な災害に適切に対応するためには、地方公共団体の区域を越えて対処することが必要であることから、地方公共団体においては、相互応援協定等を締結している。

消防庁では、内閣府と連携して、地方公共団体に対して地方公共団体間の相互応援協定や地方公共団体と民間機関等との応援協定の締結を要請している。

（２）災害対応力の強化

短時間の間に刻々と変化していく災害の警戒段階から発災後初動対応段階に至る局面に応じ、適切に対応するためには、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、避難情報の発令など重要な判断・指示を的確に行うことや、危機管理担当幹部が市町村長を確実に補佐することが求められる。

こうした取組、特に小規模市町村における取組を支援できるよう、市町村長及び危機管理担当幹部等を対象とした研修の機会を確保するとともに、インターネットを活用した防災学習コンテンツの開発・提供等、災害対応力の強化に向けて取り組んでいる。

ア　全国防災・危機管理トップセミナー

内閣府及び消防庁では、市町村長を対象として、被災経験のある市町村長や有識者による講演等を行う「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催している。

イ　市町村長の災害対応力強化のための研修

災害発生時には、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な災害対応を行う必要があることから、消防庁では「市町村長の災害対応力強化のための研修」を実施している。当該研修は、市町村長と講師が１対１となり、災害の警戒段階から発災後に至る重要な局面ごとに講師が市町村長へ災害に関連して想定される状況を付与し、的確かつ迅速な判断・指示を求める実践的なシミュレーションを行うものであり、これまで1,100名以上の市町村長が参加している。

ウ　防災・危機管理特別研修

大規模災害時には、国及び全国の地方公共団体が連携して被災団体の支援を行うことから、関係機関間の連携を強化するとともに、全国を通じて災害対

応力の向上を図る必要がある。

内閣官房、内閣府及び消防庁では、各都道府県及び政令市の危機管理監、防災担当局長、被災者支援担当部局長等を対象として、内閣危機管理監による講話や、消防防災力・地域防災力の充実強化等についての講義を行う「防災・危機管理特別研修」を開催している。

エ　自治体危機管理・防災責任者研修

市町村の危機管理・防災責任者においては、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を深めるとともに、平時から「顔の見える関係」を構築して関係機関間の連携を強化し、災害対応力の向上を図る必要がある。

内閣官房、内閣府及び消防庁では、市町村の危機管理・防災責任者を対象として、内閣危機管理監等による講義を直接聴講する機会や、災害対応全体のタイムラインを踏まえつつ、必要な知識・技術を習得する機会を提供する「自治体危機管理・防災責任者研修」を開催している。

オ　防災訓練の実施

大規模災害時に迅速に初動体制を確立し、的確な応急対策をとることは、被害を最小限にするために重要であり、そのためには日ごろから実践的な対応力を身に付けておく必要がある。

消防庁では、各地方公共団体に対し、防災関係機関が相互に連携して防災訓練を総合的かつ計画的に実施する際の指針である総合防災訓練大綱（中央防災会議決定）を踏まえ、多様な主体との連携や地域の実情に応じた訓練、避難指示等の発令・伝達を含めた訓練などを積極的に実施するよう要請している。

令和６年度においては、都道府県主催で延べ863回、市町村主催で延べ7,267回の防災訓練が実施された。訓練に際しての災害想定は、都道府県、市町村ともに地震に対応するものが多く、訓練形態は実動訓練が最も多い。

カ　小規模市町村及び都道府県の災害時初動対応力向上のための連携訓練

消防庁では、災害が頻発化、激甚化する中で、専任の防災担当職員がいない又は少数であるなど、大規模災害発生時の対応能力に課題を有している全国の市町村を対象に、災害対応に係る実践的な訓練の実施を支援している。

キ　防災・危機管理ｅ-カレッジ

消防庁では、防災・危機管理に関する学びの場を提供するため、消防庁ホームページにおいて防災・危機管理ｅ-カレッジを開設している。

令和６年度においては、同ｅ-カレッジのサイトを改修し、「学校と地域が連携した防災力向上に関する取組」のカテゴリーを新たに設けた上で、カテゴリーごとに動画を公開している。

（３）　外国人に対する災害時の情報発信

消防庁では、外国人傷病者への救急対応のほか、市町村等による外国人住民等に対する円滑な情報提供を可能とするため、一般財団法人自治体国際化協会が作成する、災害時に避難所等で掲示する文字情報をあらかじめ多言語に翻訳した多言語表示シートの活用を促進している。

また、多数の外国人旅行者等の利用が想定される駅・空港や競技場、旅館・ホテルなどの施設において外国人旅行者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、取り組むことが望ましい事項を定めた「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」（令和７年１月総務省消防庁）の周知を通じて、外国人旅行者等に配慮した情報伝達及び避難誘導の普及を促進している。

このほか、総務省及び消防庁では、令和６年７月17日に、災害発生時における外国人の避難支援等に関する諸施策や、各地方公共団体における優良事例をとりまとめた通知を発出した。当該通知では、防災情報の情報発信ツール（観光庁監修の災害時情報提供アプリ「Safety tips[*1]」や地方公共団体等が独自で提供する防災・気象情報等の情報発信ツール等の伝達手段など）の在留外国人への周知を積極的に図ることや、各都道府県消防学校等において、多言語翻訳サービスをはじめとする災害時の外国人の避難支援等に活用可能な各種ツールの使用上の留意点等について理解を深めるための教育の実施に努めること、地方公共団体において、外国人が参加する防

＊１　Safety tips：平成26年10月に提供を開始。現在15言語に対応。

災訓練を行う際に外国人対応について助言を行う専門家の派遣に係る相談などを受け付ける窓口を総務省及び消防庁に設置したことなどについて、助言や情報提供を行っている。

　引き続き、関係省庁との連携を図りつつ、外国人に対する適切な情報発信に取り組んでいく。

第10節 消防防災の情報化の推進

1 被害状況等に係る情報の収集・伝達体制の確立

大規模災害時には、地方公共団体が把握した災害の規模や被害の概況を国が迅速かつ的確に把握し、広域的な応援部隊の出動調整その他の災害応急対策を適切に講じることが重要である。

消防庁は、地方公共団体から迅速かつ的確に収集した災害情報を総理大臣官邸に設置される官邸対策室等へ速やかに報告する役割を担っており、このことは政府全体としての災害対応に不可欠な業務となっている。

また、地方公共団体からの各種災害情報を基に、緊急消防援助隊の運用調整等を実施し、被災地における効果的な消防応援の実施を図っている。

災害時の情報収集及び伝達を円滑に実施するためには、平素から確実な連絡体制を構築し、連絡手段を確立しておくことが極めて重要である。

消防庁では、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、災害の種別や規模に応じた報告の形式及び方法について「火災・災害等即報要領」を定め、速やかな報告が行われるよう努めている。

なお、市町村及び消防機関からの報告については、都道府県を経由して報告する「即報基準」と、より迅速な報告を必要とする場合の「直接即報基準」がある（**第2-10-1図**）。

2 災害に強い消防防災通信ネットワークの整備

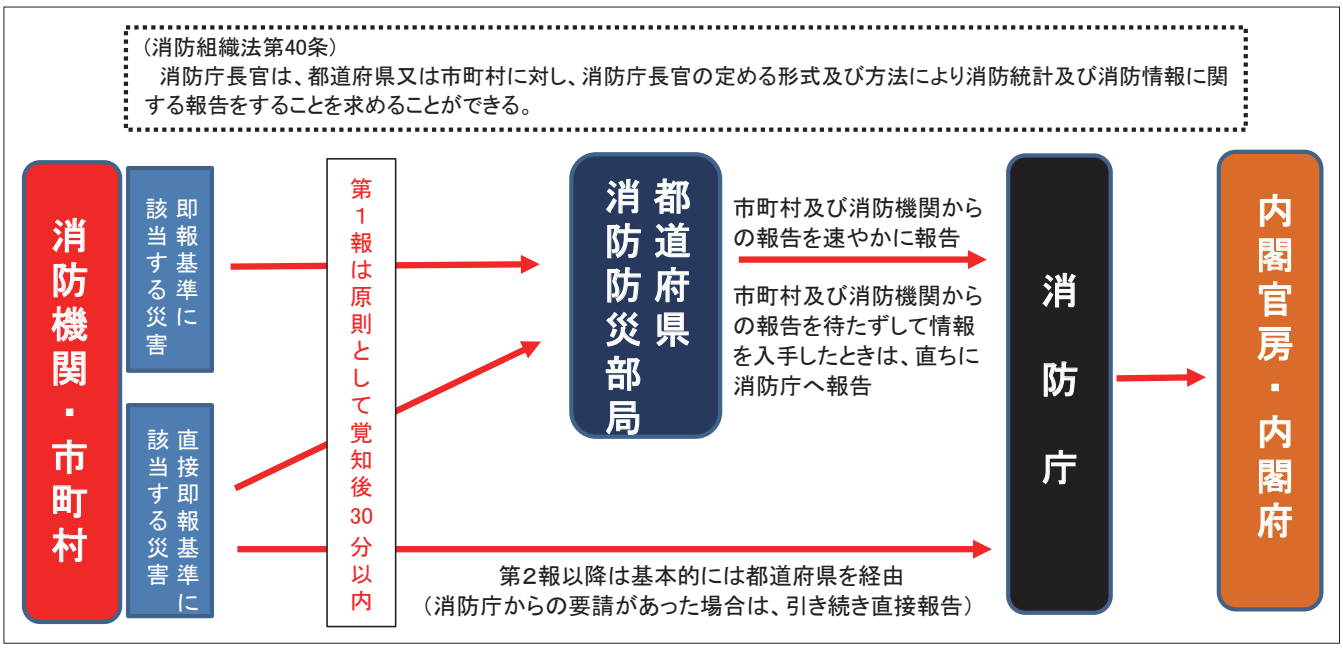
災害発生時においても関係機関間で通信が確実に確保されるよう国、都道府県、市町村等においては、災害に強い自営通信網である消防防災通信ネットワーク、非常用電源等の整備を行っている。現在、国、消防庁、地方公共団体、住民等を結ぶ消防防災通信ネットワークを構成する主要な通信網として、①政府内の情報収集・伝達を行う中央防災無線網、②消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線、③都道府県と市町村等を結ぶ都道府県防災行政無線、④市町村と住民等を結ぶ市町村防災行政無線、⑤国と地方公共団体及び地方公共団体間を結ぶ衛星通信ネットワーク等が構築されている（**第2-10-2図**）。

（1） 消防防災通信ネットワークの概要

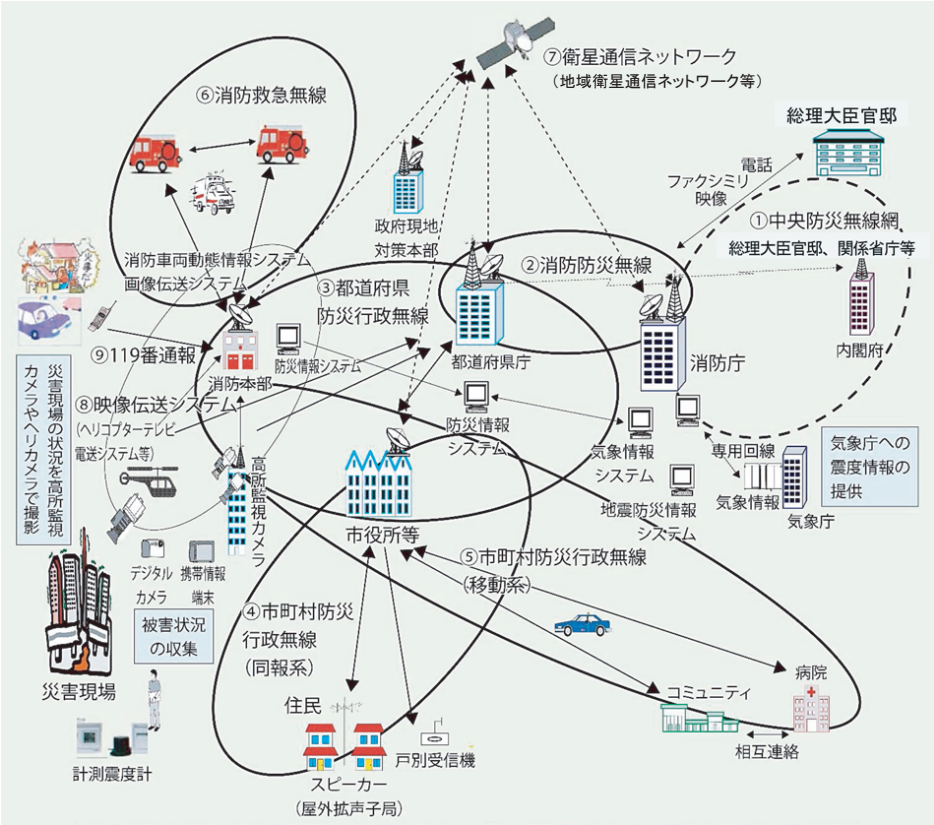
ア 消防防災無線

消防庁と全都道府県とを結ぶ無線通信網であり、

第2-10-1図　火災・災害等即報の概要



第2-10-2図　消防防災通信ネットワークの概要



①中央防災無線網
政府内の情報収集・伝達（内閣府整備）

②消防防災無線
消防庁と都道府県の間の情報収集・伝達

③都道府県防災行政無線
市町村、消防本部等と都道府県の間の情報収集・伝達

④市町村防災行政無線（同報系）
市町村から住民への災害情報の伝達

⑤市町村防災行政無線（移動系）
市町村と車両、防災関係機関、生活関係機関との連絡

⑥消防救急無線
消防本部と消防救急隊及び消防救急隊同士の指令・報告等

⑦衛星通信ネットワーク
国、都道府県、市町村、防災関係機関の間の情報収集・伝達

⑧映像伝送システム
ヘリコプター搭載テレビカメラ、高所監視カメラ等からの映像情報の伝達

⑨１１９番通報
住民からの緊急通報及び位置特定

電話やデータの相互通信のほか、消防庁からの一斉伝達が可能である。また、バックアップとして衛星系の通信網も運用している。

イ　都道府県防災行政無線

地上系や衛星系により、都道府県庁とその出先機関、市町村、消防本部、指定地方行政機関、指定地方公共機関等とを結ぶ無線網であり、電話やデータの相互通信により相互の情報収集・伝達に使用されている。

ウ　市町村防災行政無線（同報系）

市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網であり、公園や学校等に設置されたスピーカー（屋外拡声子局）や各世帯に設置された戸別受信機を活用し、災害時には地域住民に対して気象警報や避難指示、国民保護情報等を一斉伝達している。また、災害時等における住民への情報伝達の方法については、他の設備を市町村防災行政無線（同報系）の代替設備[*1]として利用する方法もある。整備率（整備している市町村の割合。代替設備を含む。）は97.0％（令和７年３月末現在）となっている。

エ　市町村防災行政無線（移動系）

市町村庁舎と市町村の車両、市町村内の防災関係機関等（病院、電気、ガス、通信事業者等）、自主防災組織等とを結ぶ通信網で、災害時においては、交通・通信の途絶した孤立地域や防災関係機関等からの情報収集・伝達、広報車との連絡等に利用される。整備率（整備している市町村の割合）は69.9％（令和７年３月末現在）となっている。

オ　消防救急無線

消防本部（消防指令センター）と消防署、消防隊・救急隊とを結ぶ通信網である。消防本部から消防隊・救急隊への指令、消防隊・救急隊から消防本部への報告、火災現場における隊員への指令等に利用されており、消防活動の指揮命令を支え、消防活動の遂行に必要不可欠なものである。全国の全ての消防本部において運用されている。

＊１　代替設備：MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャー、地上デジタル放送波を活用した情報伝達システム、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及びIP告知システムを市町村防災行政無線（同報系）の代替設備として利用している市町村がある。

カ　衛星通信ネットワーク

地域衛星通信ネットワーク等の衛星通信ネットワークは、消防防災無線や都道府県防災行政無線の衛星系として整備されている。

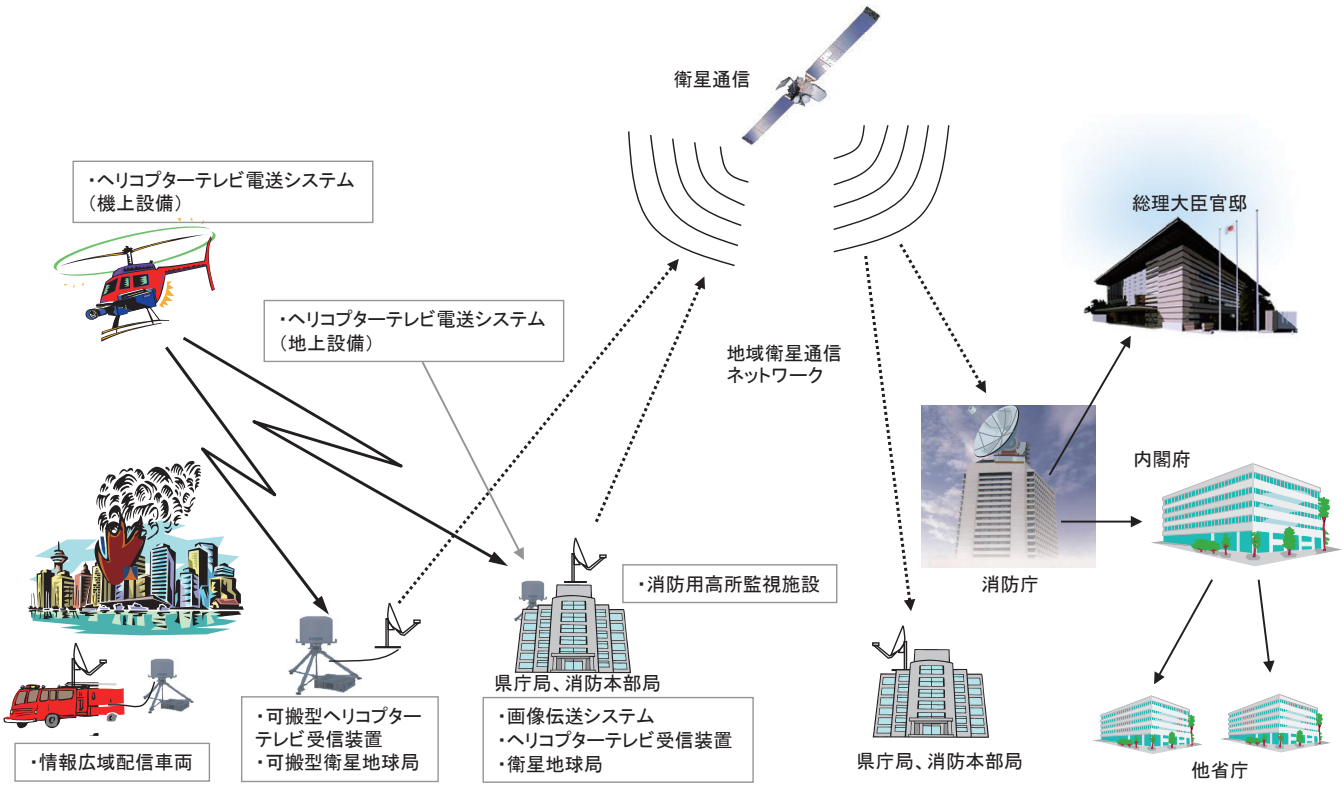
現在、地域衛星通信ネットワークについては次世代システムへの移行を進めている。次世代システムは、従来システムと比べて整備コストを大きく削減できるほか、性能面についても、①大雨による通信障害が発生しにくい、②災害現場で柔軟に設置・運用できる、③高画質な映像を送受信できる等のメリットがある。令和２年度までに実施したモデル事業の結果等を都道府県に情報提供することで、各都道府県における次世代システムの整備を支援している。

キ　映像伝送システム

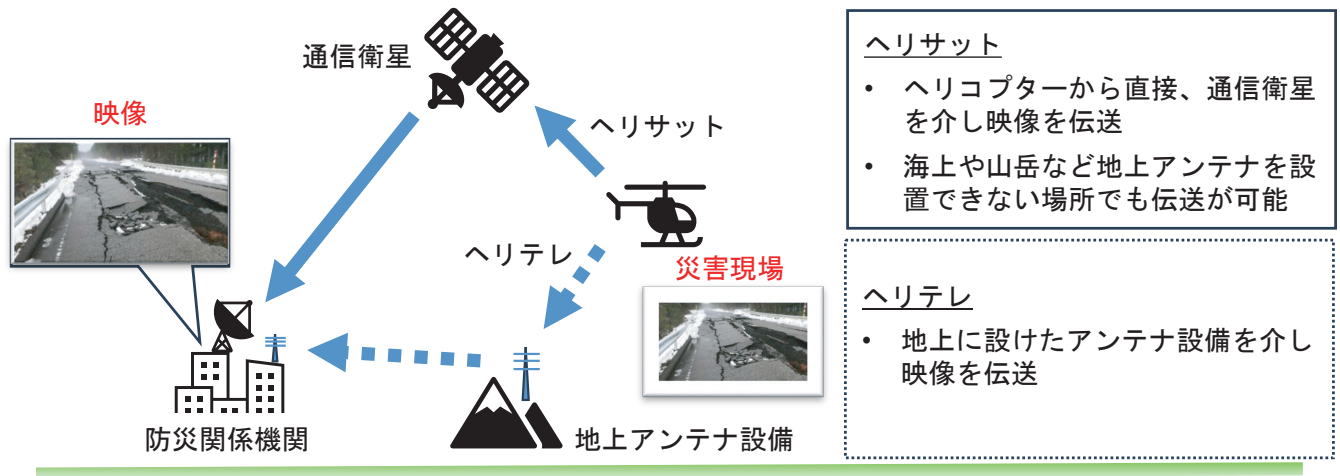
高所監視カメラや消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラで撮影された映像は、都道府県や消防本部（消防指令センター等）、消防庁等へ伝送され、被害の概況の把握や、広域的な支援体制の早期確立などに活用されている（**第2-10-3図**）。

ヘリコプターからの映像は、ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）又はヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）のいずれかによって伝送されている（**第2-10-4図**）。

第2-10-3図　映像伝送システムの概要



第2-10-4図　ヘリコプターからの映像伝送の概要



（２）　耐災害性の向上及びバックアップ機能の整備

ア　通信設備の耐災害性の向上等

東日本大震災では、防災行政無線が地震や津波により破損し、又は長時間の停電により、一部地域で不通となる事態が生じた。

災害時における通信設備の機能確保は極めて重要であり、これまでの経験を踏まえ、消防庁では、災害時に重要な情報伝達を担う防災行政無線が確実に機能確保されるように、

・非常用電源設備の整備
・保守点検の実施と的確な操作の徹底
・総合防災訓練時等における防災行政無線を使用した通信訓練の実施（非常用電源設備を用いた訓練を含む。）
・防災行政無線設備の耐震性のある堅固な場所への設置
・防災行政無線施設に対する浸水防止措置の状況の確認

等を都道府県及び市町村に対して要請している。

なお、非常通信協議会*2において、「無線設備の停電・耐震対策のための指針」（平成29年３月非常通信協議会）や通知が示されており、地方公共団体においては、無線設備の停電対策、非常用電源設備、管理運用対策、耐震対策等について、自ら点検を徹底することが必要とされている。

イ　通信のバックアップ機能の確保

消防庁では、国と地方公共団体間の相互通信を行うための消防庁の通信施設が大地震等により使用不能となった場合に備え、予備の衛星通信施設を整備しているほか、機動性のある衛星車載局車や可搬型衛星地球局を整備している。

また、非常通信協議会では、公衆網や前述の消防防災通信網が不通となった場合に備え、防災関係機関等が管理している自営通信網を活用した市町村、都道府県及び国の間の通信ルートを策定し、非常通信訓練を定期的に実施することで、非常時における通信の確保に努めている。

3　災害情報伝達手段の充実強化

豪雨、津波などの災害時における住民への情報伝達において、各災害情報伝達手段を強靱化するとともに、一つの手段に頼ることなく、市町村防災行政無線（同報系）や、その代替設備、緊急速報メール等、複数の災害情報伝達手段を組み合わせて確実に情報を伝達するため、災害情報伝達手段の多重化を促進している。

災害情報伝達手段の多重化に当たっては、地方公共団体に対して、災害情報伝達手段の整備・運用に関して留意すべき事項についての周知等を実施するとともに、各自治体が地域の実情に応じた最適な災害情報伝達手段を選択できるよう、災害情報伝達手段の整備に関する技術面・運用面での助言を行うことを目的として、災害情報伝達手段に関する専門的知見を有するアドバイザーをそれぞれの自治体へ派遣する事業を実施している。

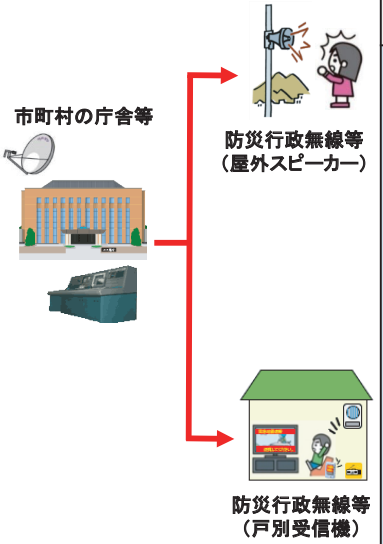
あわせて、市町村防災行政無線（同報系）のほかにも、MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャー、地上デジタル放送波を活用した情報伝達システム、携帯電話網を活用した情報伝達システム等の代替設備を主たる災害情報伝達手段（防災行政無線等）として位置づけ、屋外スピーカー等により地域住民に一斉に情報伝達を行える手段の整備を促進してきた（**第2-10-5図**）。また、屋外スピーカーの高機能化、大型表示盤の設置、バッテリーの長時間化などの機能強化を行う場合には、地方財政措置の対象となるなど、住民への防災情報の確実な伝達を推進している。

さらに、大雨等の際に屋外スピーカーからの音声が聞こえにくい場合の情報伝達や、高齢者などの地域住民にきめ細かく情報を行き渡らせるための手段として、戸別受信機が非常に有効であることから、その配備に要する経費について地方財政措置の対象とされている。

加えて、従来の屋外スピーカーを用いた防災行政無線等の放送は、沿岸部で広範囲に災害情報伝達を行うには多数の設備が必要であること、山間部などにおいて地理的条件によっては設備設置のハードル

＊２　非常通信協議会：自然災害等の非常時における必要な通信の円滑な運用を図ることを目的として設立。総務省が中心となり、国、自治体、主要な電気通信事業者、無線局の免許人等の約2,300機関によって構成。

第2-10-5図　主たる災害情報伝達手段の概要



	情報伝達手段の例	自営網	商用網	備考
防災行政無線等（主たる災害情報伝達手段）	① 市町村防災行政無線（同報系）	○	–	・市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網により、地域住民に一斉伝達可能。
	② MCA陸上移動通信システムを活用した同報系システム	–	○	・タクシー会社や運送会社等の民間企業等が利用する無線網を活用。 ・2029年（令和11年）5月31日をもってデジタルMCA システムの通信サービス が終了することから、導入市町村においては他の手段の活用に係る検討に着手が必要である。
	③ 市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム	○	–	・市町村が設置した基地局と車両等に設置した移動局等を同報利用するもの。
	④ FM放送を活用した同報系システム	–	○	・既存のFMラジオ局を活用。 ・屋内受信機は平常時にラジオとして活用可能。
	⑤ 280MHz帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム	–	○	・無線呼出し（ポケットベル）の技術を利用した情報伝達手段。
	⑥地上デジタル放送波を活用した情報伝達システム（IPDC）	–	○	・既存のテレビ放送網を活用。 ・屋内受信機の設置にあたっては、テレビ端子に接続するためアンテナ工事が不要
	⑦ 携帯電話網を活用した情報伝達システム	–	○	・携帯電話網を活用。 ・屋外スピーカー、屋内受信機への情報伝達に加え、住民所有のスマートフォンにアプリとの連携も可能。
	⑧ ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム	–	○	・既存のケーブルテレビネットワークを活用。 ・テレビ画面でテロップ等の文字情報を伝達可能。
	⑨ IP告知システム	–	○	・光ケーブル等を使用したIPネットワークを活用。

第2-10-6図　消防庁映像共有システムの運用例（令和６年能登半島地震での活用）



消防庁（現地広報員等）
緊急消防援助隊が撮影

消防庁映像共有システムへの情報共有

活動・被災状況の把握
（消防庁・緊急消防援助隊で共有）

が高い場合があることなどを踏まえ、災害情報伝達手段としてドローンを活用することの可能性について検討を実施している。

4 情報システムの活用

（1） 災害時の映像情報共有手段の充実

災害現場の映像情報を消防機関内、地方自治体、消防庁と速やかに共有し、被害の早期把握、広域的な支援体制の早期確立に繋げるため、令和６年から「消防庁映像共有システム」の運用を行っている（**第2-10-6図**）。消防庁映像共有システムを通じて消防職員、団員により共有された映像情報は、消防庁応急対策業務や報道機関への映像提供などに活用される。加えて、消防庁映像共有システムが令和７年３月に内閣府の新総合防災情報システムと連携されたことから、映像情報を関係府省庁と共有することも可能となっている。

（2） 統計調査系システム

行政事務の情報化に対応し、統計事務の効率化・迅速化を図るため、ハードウェア等の管理を一元化した「統計調査系システム」により次の調査を行っている。

・火災報告等調査
・防火対象物実態等調査
・救急・ウツタイン様式調査
・救助調査
・危険物規制事務調査
・危険物に係る事故及びコンビナート特別防災区域における事故報告調査
・石油コンビナート等実態調査
・消防防災・震災対策現況調査
・緊急消防援助隊登録管理
・防災・危機管理セルフチェック

消防庁では、これらのデータを迅速かつ的確に収

集・整理することにより、都道府県及び消防本部への情報提供を行い、各種施策への反映を支援している。

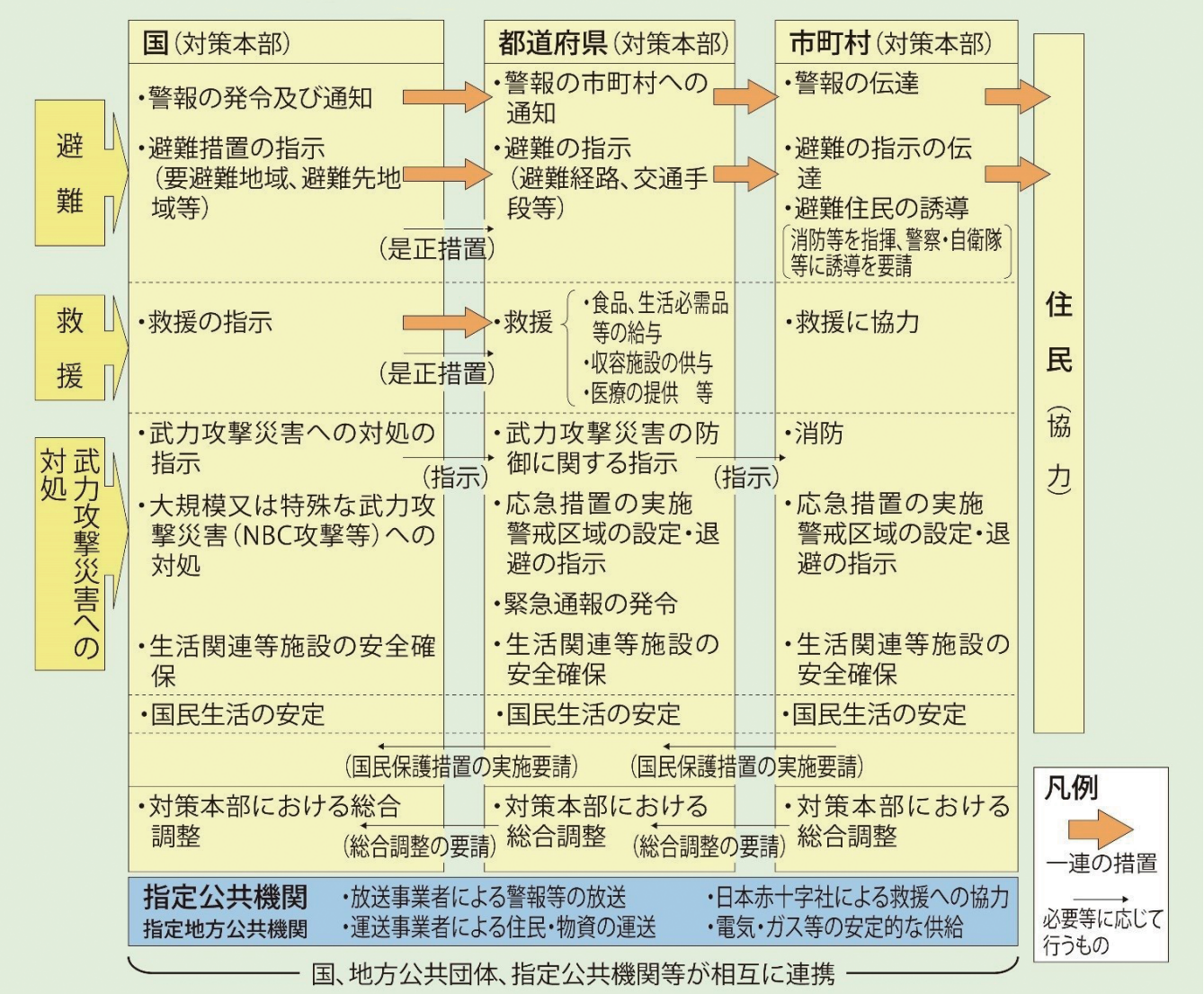
第３章
国民保護への対応

第１節　国民保護への取組
第２節　北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

第１節　国民保護への取組

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律112号）（以下、本節において「国民保護法」という。）においては、武力攻撃事態等*1及び緊急対処事態*2が発生した場合には、国は、その組織及び機能の全てを挙げて自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民保護措置を的確かつ迅速に支援すること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有するとされている。また、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならないとされている（**第3-1-1図**）。

第3-1-1図　国民の保護のための措置の仕組み



＊1　武力攻撃事態等：武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のこと。武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

＊2　緊急対処事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民保護措置に関して、消防庁は、国民保護法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整のほか、安否情報の提供、武力攻撃災害が発生した場合等の消防の応援等について必要な措置を講ずるという重要な役割を担っている。

1 地方公共団体における国民保護計画の作成等の推進

国民保護法では、地方公共団体は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に至った場合に備えて国民保護計画を定めることとされており、令和５年７月までに全団体で作成済みである。

消防庁としては、各都道府県及び市町村の国民保護計画について、「国民の保護に関する基本指針」（平成17年３月25日閣議決定。以下、本節において「基本指針」という。）の変更（直近では、平成29年度に①全国瞬時警報システム*3（以下、本章において「Jアラート」という。）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動の周知、②避難施設の指定促進、③実践的な訓練の実施等について変更）に対応した変更が行われ、最新の情勢に適応した計画となるよう、国民保護に関する地方公共団体との会議の場等において要請している。

2 Ｊアラートによる迅速な情報伝達

（１） Ｊアラートの概要

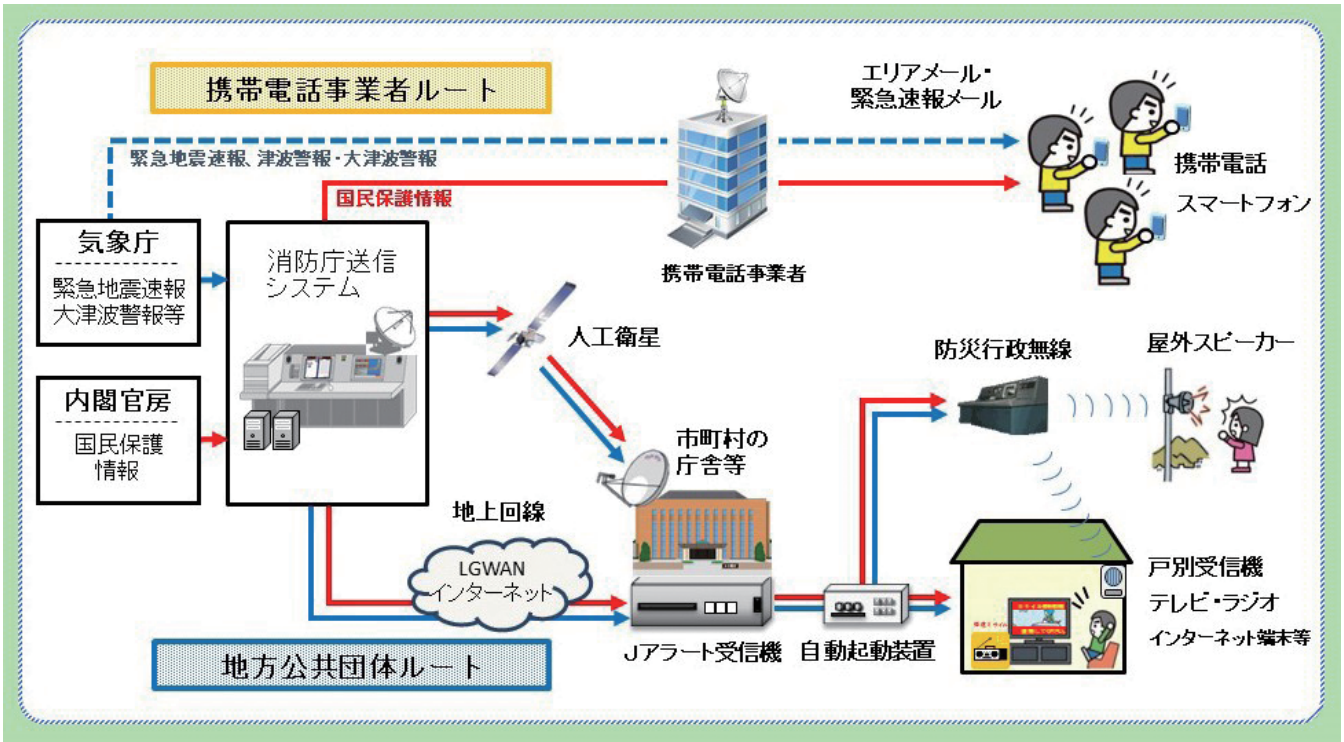
武力攻撃等の際に住民が適切な避難を速やかに行うためには、住民に正確な情報を迅速に伝達することが重要であり、消防庁では、地方公共団体及び携帯電話事業者と連携してＪアラート（**第3-1-2図**）を整備している。

地方公共団体との連携については、人工衛星及び地上回線を通じて市町村防災行政無線（同報系）を自動起動することにより、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、大津波警報等の緊急情報を、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することができる。

なお、弾道ミサイル攻撃等の国民保護に関する情報は内閣官房から、緊急地震速報、津波警報、気象警報等の防災気象情報は気象庁から、消防庁の送信設備を経由して全国の都道府県、市町村等に送信される。

Ｊアラートは、平成19年２月に４市町で運用を開始し、以降、平成26年に気象等の特別警報を、平成

第3-1-2図　Jアラートの概要



＊３　全国瞬時警報システム：内閣官房から発出される弾道ミサイル攻撃など国民保護に関する情報や気象庁から発出される緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステムをいう。

28年に噴火速報を配信対象に追加するなど、システムの改修・高度化を行っている。

携帯電話事業者との連携については、携帯電話事業者が提供するエリアメール・緊急速報メールと連携し、弾道ミサイル攻撃等の国民保護に関する情報について配信することができる。これによりＪアラートの情報は、地方公共団体ルート及び携帯電話事業者ルートの両方から国民に伝達される。

（２）　Ｊアラートの整備状況

各市町村のＪアラートの整備状況については、Ｊアラート受信機及びＪアラートによる自動起動装置が全ての市町村で整備されている。今後は、一人でも多くの住民に必要な情報が瞬時に伝達できるよう、地域の特性等に応じ、Ｊアラートと連携する情報伝達手段の多重化を図ることが一層重要な課題となる。

なお、国民に緊急情報を提供するために、全国の自治体から収集した災害情報等を放送局・アプリ事業者等に一斉に配信するシステムである「Ｌアラート」に対し、Ｊアラートで配信される弾道ミサイル情報等を配信することとしている。これにより、放送局・アプリ事業者等が、テレビやラジオ、スマートフォンアプリ等を通じてＪアラートの弾道ミサイル情報等を提供することができる。

また、外国人旅行者に対しては、観光庁監修の情報提供アプリ「Safety tips」により、ミサイル発射等の国民保護情報についても多言語での配信を実施している。

（３）　Ｊアラートの試験

消防庁では、Ｊアラートによる住民への情報伝達に万全を期すため、関係省庁と連携しながら、全てのＪアラート情報受信機関を対象とした導通試験を毎月実施している。あわせて、Ｊアラートを運用する全ての地方公共団体を対象とした全国一斉情報伝達試験を四半期ごとに実施している。また、地方公共団体が任意で訓練用の緊急地震速報を自動放送することができる機会を年２回設けている。

令和７年11月12日に実施した全国一斉情報伝達試験では、各地方公共団体のＪアラートの運用状況に応じて情報伝達手段を起動させる等の試験を実施し、1,684市町村が参加した。

消防庁においては、試験で支障のあった団体（令和７年11月実施の試験では５団体）に対し、その都度その原因を調査し早急に改善を図るよう助言するとともに、過去の支障事例を整理して地方公共団体に対し注意喚起を実施することなどにより、Ｊアラートによる情報伝達が確実に実施されるよう取り組んでいる。

3　国民保護事案における住民の避難に関する体制の整備

（１）　市町村における避難実施要領のパターンの作成

国民保護法において、住民の避難に関して国から避難措置の指示が出され、それを受けて都道府県知事から避難の指示が発出された場合、市町村長は避難実施要領を定め、住民の避難誘導を行う必要がある。この避難実施要領は、避難の経路、避難の手段等を定めるものであり、極めて迅速に作成しなければならないものであることから、その作成を容易にするため、基本指針では、市町村は複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めることとされている。

消防庁において「避難実施要領のパターンの作成に関する研修会」の実施などにより作成支援の取組を進めた結果、令和７年４月１日時点において、全国全ての市町村で少なくとも一つのパターンを作成済みとなった。

一方、複数のパターンを作成している市町村の割合は同日現在で77.0％であり、一層の作成促進に取り組む必要がある。

消防庁においては、市町村における避難実施要領のパターン作成を支援するための素材として、「「避難実施要領のパターン」作成の手引き」、「避難実施要領パターンのつくり方」及び「避難実施要領のパターン事例集」を作成し、地方公共団体に周知したところである。また、令和元年度より、都道府県と連携しながら、市町村職員等を対象とした「避難実施要領のパターンの作成に関する研修会」を開催し、作成の支援を行っている。さらに令和６年度から、パターンの複数化・高度化への支援を希望する市町村に対して、知見を有する地方公共団体の職員等を「避難実施要領パターン作成支援アドバイザー」として派遣し、地域の実情などを踏まえてアドバイスを行う取組を実施している。

（２）　避難施設の指定

武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、住民が避難するため、又は避難住民等の救援を行うための施設が必要になる。国民保護法上の避難施設は、都道府県知事及び指定都市の長が指定することとなっており、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき自然災害における指定緊急避難場所又は指定避難所に指定されている学校、公民館、総合体育館、公園、広場等を中心に、令和７年４月１日現在、10万2,141か所が指定されている。

消防庁としては、域内の住民が速やかに避難できる範囲に避難施設を確保しておくことが重要であることから、公共施設のほか、民間企業が管理主体である施設の指定を促進している。特に、ミサイル攻撃等の際に発生する爆風や破片からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として有効と考えられるコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設（緊急一時避難施設）について、都道府県知事等による指定を重点的に促進している。

4 安否情報システムの運用

「1949年（昭和24年）８月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）」（以下、本節において「ジュネーヴ諸条約の追加議定書」という。）の規定を踏まえ、国民保護法には、武力攻撃事態等における避難住民等の安否に関する情報（以下、本節において「安否情報」という。）の収集・提供の事務が規定されている。

このため、消防庁では、地方公共団体の職員等が避難所や病院などで収集した安否情報を、パソコンを使って入力でき、さらに全国データとして検索可能な「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」（以下、本節において「安否情報システム」という。）を構築し、平成20年４月から運用を開始した（**第3-1-3図**）。これまで、武力攻撃事態等のみならず自然災害にも対応できるようシステム改修を行うなど、利便性の向上に努めている。また、地方公共団体職員の安否情報システムに対する理解促進・操作習熟を目的に、定期的な訓練を実施している。

安否情報システムが使用された事例として、平成23年の東日本大震災において、安否情報が約16万3,000件登録され、現実の災害で使用された初の事例となった。

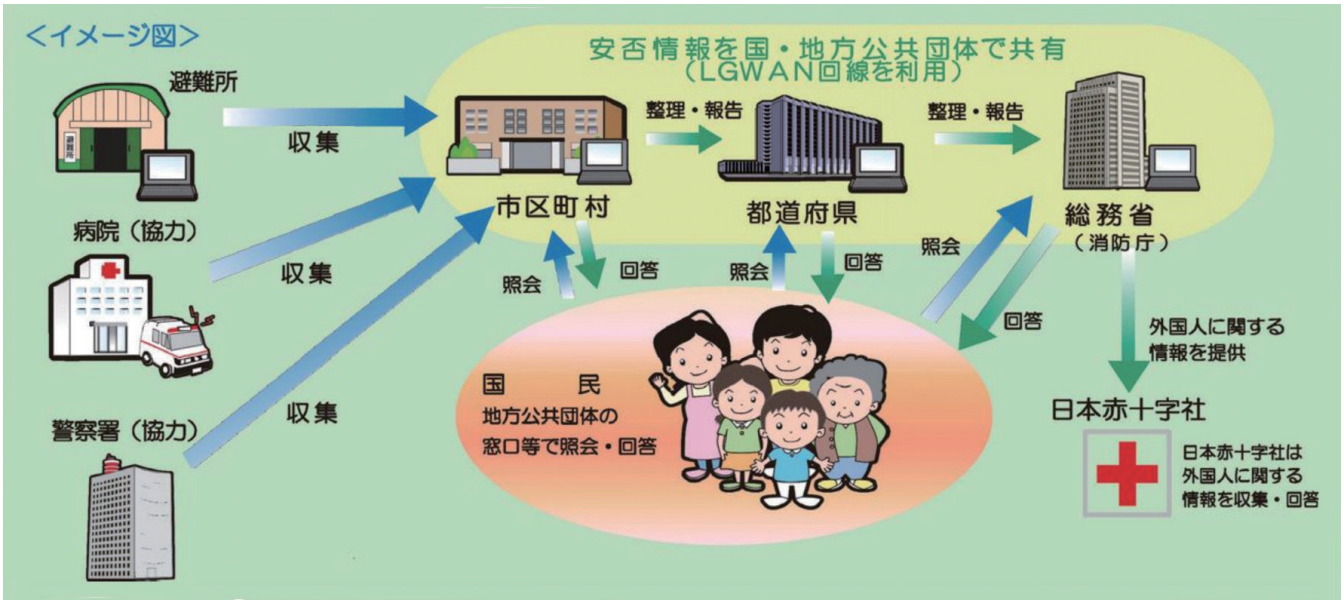
5 国民保護事案への対応力の強化

（１）　国民保護共同訓練

国民保護計画等を実効性のあるものとするためには、平素から様々な事態を想定した実践的な訓練を行い、国民保護措置に関する対処能力の向上や関係機関との連携強化を図ることが重要である。

このため、消防庁では、内閣官房等の関係機関と連携し、国と地方公共団体が共同で行う国民保護共同訓練の実施を促進するとともに、訓練を通じて国民保護法等に基づく対応を確認し、その実効性の向上に努めている。

第3-1-3図　安否情報の流れ（関係機関相関イメージ）



令和７年度の国民保護共同訓練は、30都道府県36件の実動訓練及び図上訓練を実施予定（令和７年４月25日現在）であり、各種テロ事案等を想定した訓練を実施し、様々な事態への対処能力の向上・関係機関との連携の強化を図ることとしている。今後も新たな要素を加味するなど、訓練の充実強化に努めていく。

また、令和４年に入り北朝鮮から弾道ミサイル等が高い頻度で発射されたこと等を踏まえ、国と地方公共団体が共同で実施する弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を令和４年９月から再開し、令和７年度は23道府県27件実施予定（令和７年８月26日現在）である（詳細は特集６及び本章第２節を参照）。全国において、より効果的・実践的な訓練が実施されるよう取り組んでいく。

（２）　地方公共団体職員の研修・普及啓発

地方公共団体は、国民保護措置のうち、警報の通知・伝達、避難の指示、避難住民の誘導や救援等住民の安全を直接確保する重要な措置を実施する責務を有している。これらの措置は関係機関との密接な連携の下で行う必要があり、職員には、制度全般を十分理解していることが求められる。

このため、職員に対する適切な研修等が重要であり、消防大学校においては、地方公共団体の一般行政職員や消防職員が危機管理や国民保護に関する専門的な知識を修得するためのカリキュラムとして危機管理・国民保護コースを設けている。また、消防庁においては、地方公共団体のＪアラート担当職員を対象とした国民保護・Ｊアラート研修会を開催し、参加者が国民保護を含めた危機管理やＪアラートの基礎知識等を適切に習得できるよう取り組んでいる。都道府県の自治研修所や消防学校においても、国民保護に関するカリキュラムの創設等に積極的に取り組むことが望まれる。

また、国民保護措置を円滑に行うためには、消防団や自主防災組織をはじめとして、住民に対しても国民保護法の仕組みや国民保護措置の内容、避難方法等について、広く普及啓発し、理解を深めていただくことが大切である。

このため消防庁では、啓発資料等として、これまでに地方公共団体の担当職員や消防団・自主防災組織のリーダー向けに国民保護の基本的な仕組み・消防の役割・訓練の在り方等について、分かりやすく示した冊子等を作成し、地方公共団体が行う普及啓発活動に活用できるようにしている。

（３）　地方公共団体における体制整備

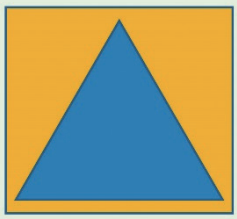
都道府県知事及び市町村長は、国民保護計画で定めるところにより、それぞれの区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、夜間・休日等を問わずに起きる事案に対応可能な体制を備えた組織を整備することが求められる。一方、地震等の自然災害や新たな感染症など、住民の安心・安全を脅かす様々な危機管理事案に対しても、同様の対応が強く求められている。

このため消防庁では、令和７年度も引き続き、国民保護対策に要する経費に対して地方財政措置を講じるなど、地方公共団体の体制強化の支援に当たっている。

（４）　特殊標章等

国民保護法の規定により、指定行政機関の長、地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、指定行政機関や地方公共団体の職員で国民保護措置に係る職務を行う者又は国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、ジュネーヴ諸条約の追加議定書第66条３に規定する国際的な特殊標章及び身分証明書（以下、本節において「特殊標章等」という。）を交付し、又は使用させることができる。これは、国民保護措置に係る職務を行う者等や、国民保護措置に係る職務のために使用される場所等を識別させるためのものである（**第3-1-4図**）。この特殊標章等については、国民保護法上、みだりに使用してはならないこととされており、各交付権者においては、それぞれ交付対象者に特殊標章等を交付する際の要綱を定め、交付台帳を作成すること等により、特殊標章等の適正使用を担保する

第3-1-4図　特殊標章



特殊標章（識別対象）
- **国民保護措置に係る職務等を行う者**
- **国民保護措置のために使用される場所、車両、船舶、航空機など**

ことが必要である。

消防庁においては、平成17年10月に消防庁特殊標章交付要綱を作成するとともに、地方公共団体や消防機関に対して、各交付権者が作成することとなっている交付要綱の例を通知したほか、定期的に特殊標章等の作成状況の調査を行い、特殊標章等が適正に取り扱われるよう取り組んでいる。

6 NBCテロ対策

（１） NBCテロ災害に対応するための体制の整備

NBCテロ災害発生時に適切な応急対応処置を講じるため、NBCテロ対策会議幹事会（事務局：内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）において取りまとめられている「NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」や消防庁策定の「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」等を踏まえて、消防分野においてもテロ災害に対する体制を整備している。

現場での対応力を強化するため、車両・資機材の整備も進めており、大型除染システム搭載車、化学剤検知器、生物剤検知器、放射線測定器、化学剤同定装置等の車両・資機材を全国の主要な消防本部及び緊急消防援助隊NBC災害即応部隊54部隊を中心に配備しているが、老朽化を踏まえ、令和３年度から最新の知見に基づいた化学剤検知器などのNBC災害対応資機材の配備を計画的に進めている。

（２） 訓練・教育

各都道府県との国民保護共同訓練においてNBCテロ災害を想定した訓練を実施しており、消防機関、警察機関、自衛隊等の関係機関との連携強化を図るとともに、様々な想定の下での危機管理体制の整備に努めている。

NBCテロに起因する災害に対応するには、現場で対応する各隊員や指揮する隊長が専門的な知識、技術を身につけることが必要である。このため、消防大学校において、NBCテロ災害発生時における適切な消防活動の実施を目的として、緊急消防援助隊教育科にNBCコースを設置し、危機管理教育訓練の充実強化を図っている。

また、警察庁及び防衛省に依頼し、消防本部職員、都道府県消防学校職員等を対象とした、NBC災害活動に関する実技講習を行っている。

（３） テロ災害に対応するための救急活動に係る教育の推進

テロ災害発生時においても、適切な救急活動が行われることが重要である。特に、爆発が原因の外傷



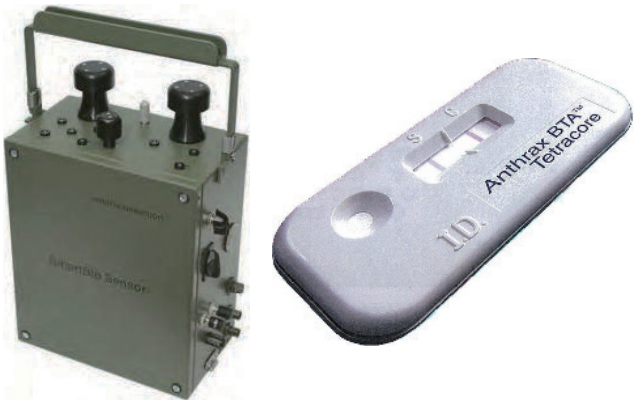
大型除染システム搭載車



化学剤同定装置



化学剤検知器



生物剤検知器

による四肢の切断などで生じる大量出血には、速やかな止血処置が必要であるため、消防庁では救命止血帯（ターニケット）を用いた止血に関する教育カリキュラムと指導者用及び受講者用のテキストを平成30年３月に策定し、救急隊員のみならず、現場で警戒に当たる消防隊員等が、ためらうことなく適切な止血処置を行えるよう、指導救命士等による教育を推進している。

第２節　北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

１ 北朝鮮の情勢

北朝鮮は、平成28年２月の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射以降、平成29年11月の発射事案まで、頻繁にミサイル発射を繰り返していた。この間、平成29年８月には、米国領グアムに向けて、我が国上空を通過する弾道ミサイル発射計画が表明されたことで緊張が高まる中、同月29日及び９月15日には、弾道ミサイルが北海道上空を通過して太平洋に落下する事案が発生した。

同年11月以来、北朝鮮は弾道ミサイルを発射していなかったが、令和元年５月以降、再び発射を繰り返している。特に令和４年に入ってからは、かつてない高い頻度での発射を強行し、これまでに変則的な軌道で飛翔する弾道ミサイル、大陸間弾道ミサイル（ICBM）級の弾道ミサイル、新型の潜水艦発射弾道ミサイルなどを立て続けに発射しており、そのうち我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下したものも複数回あった。それ以降も、高い頻度で弾道ミサイル等の発射を繰り返しており、令和６年の発数は少なくとも22発である。近年では令和５年４月13日の大陸間弾道ミサイル（ICBM）級の弾道ミサイルの発射並びに同年５月31日、８月24日、11月21日及び令和６年５月27日の衛星打ち上げを目的とする弾道ミサイル技術を使用した発射においては、Ｊアラートの送信が行われている。

国際社会に背を向けて核・弾道ミサイル開発を継続する姿勢を崩していない北朝鮮が、今後、いかなる行動をとっていくのか、その動向を注視していく。

２ 消防庁の対応

弾道ミサイル飛翔地域の住民の安全を確保するためには、国と連携した地方公共団体の的確な対応が求められることから、地方公共団体との連絡調整を担う消防庁では、北朝鮮の動向とそれに伴う緊張の高まりに応じて、都道府県担当者向け会議の開催や通知の発出を通じて、住民への情報伝達や被害情報の収集・報告、ミサイル発射に伴う落下物への対応等について助言を行い、国・地方を通じた適切な体制の確保に努めている。

また、ミサイルが発射された際には、消防庁は直ちに情報連絡室あるいは消防庁長官を長とする緊急事態調整本部などの応急体制を整え、被害情報や119番入電情報を収集するとともに、必要な情報を地方公共団体に提供するなど、関係府省及び地方公共団体と連携して対応に努めている。

３ Jアラートによる情報伝達

弾道ミサイル発射情報等、対処に時間的余裕のない事態における住民への情報伝達については、携帯電話等に配信されるエリアメール・緊急速報メール、市町村防災行政無線等を介し瞬時に情報伝達ができるＪアラートが重要な役割を果たすことになる。

Ｊアラートによる弾道ミサイル発射情報等は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する又は領土・領海の上空を通過する可能性がある場合に伝達することとされており、令和５年４月には北海道、同年５月、８月、11月及び令和６年５月には沖縄県に対し、Ｊアラートを通じてミサイル発射情報等が伝達された。

４ 普及啓発

Ｊアラートによる情報伝達の方法とともに、弾道ミサイル飛来時の行動について国民へ周知することも重要な課題である。国では、「屋外にいる場合は近くの建物の中か地下に避難、建物がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る、屋内にいる場合は窓から離れるか窓のない部屋に移動する」などの弾道ミサイル飛来時の行動を周知するための広報リーフレットを作成し、都道府県及び市町村に対し、周知を依頼した。また、インターネット広告や内閣官房国民保護ポータルサイト等により継続的に広報を実施している（**第3-2-1図**）。

5 地方公共団体による訓練の実施等

弾道ミサイルが飛来する可能性がある場合には、地方公共団体が適切に対処すること及び国民が適切に行動できることが重要である。そのため、地方公共団体の職員や実際に住民が参加する住民避難訓練等を全国各地で実施している。

第3-2-1図　弾道ミサイル飛来時の行動について



〈弾道ミサイル飛来時にとっていただきたい行動の例（避難訓練の場面から）〉



建物の中に避難する住民



用水路の橋の下に避難する住民



地下施設に避難する住民



屋内で窓から離れて避難する住民

第４章

自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

防火防災意識の高揚

令和６年中の火災を出火経過別にみた場合に、全体の75.4％を失火が占めており、また、危険物施設における火災事故の55.1％が人的要因によって発生している。自然災害についても、地震や風水害発生時における避難及び二次災害の防止は、住民の日頃の備えや災害時の適切な行動が基本となることは言うまでもない。災害に強い安全な地域社会の構築には、国民の防火防災意識の高揚が非常に重要となる。このような観点から、消防庁では、「防災とボランティア週間」（１月15日～21日）、「全国火災予防運動」（春季：３月１日～７日、秋季：11月９日～15日）、「危険物安全週間」（６月第２週）、「防災週間」（８月30日～９月５日）、「119番の日」（11月９日）などの機会を捉えて、啓発活動等を行っている。また、安全功労者に対して総務大臣表彰（毎年７月上旬）、防災功労者に対して消防庁長官表彰（随時実施）、特に功労が顕著な個人又は団体について、内閣総理大臣表彰（それぞれ毎年７月上旬、９月上旬）が行われている。

今後とも、国民の防火防災に関する関心を喚起し、意識の高揚を図っていく必要がある。

1 全国火災予防運動等

（1） 全国火災予防運動

（春季　令和７年３月１日～３月７日
秋季　令和７年11月９日～11月15日）

近年、都市構造や建築構造、生活様式の変化等に伴い、火災等の災害要因が多様化している。このような状況において、火災をはじめとする災害の発生を未然に防止し、また、その被害を最小限にするためには、国民の一人一人が日頃から防火防災の重要性を深く認識するとともに、防火防災に対して十分な備えをすることが最も重要である。このことから、消防庁では、春と秋の毎年２回、火災が発生しやすい時季に先立って火災予防運動を実施している。本運動においては、毎年、全国統一防火標語を掲げ、国民に対し防火防災意識の高揚及び火災予防対策の実践を呼び掛けている。

令和７年春季全国火災予防運動は、各省庁、各都道府県及び関係団体の協力の下に、「地震火災対策の推進」、「住宅防火対策の推進」、「林野火災予防対策の推進」を重点推進項目、「防火対象物等における防火安全対策の徹底」、「製品火災の発生防止に向けた取組みの推進」、「多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底」、「乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進」、「木造飲食店等が密集する地域に対する火災予防指導等の徹底」、「放火火災防止対策の推進」等を推進項目として、各種広報媒体を通じて広報活動を実施した。これと併せて、各地の消防機関においても、予防運動の趣旨に基づき、各種イベントや消防訓練の実施、住宅防火診断等様々な行事が行われた。

また、令和７年秋季全国火災予防運動は、岩手県大船渡市で発生した林野火災を踏まえ、秋季としては初めて「林野火災予防対策の推進」を重点推進項目に加え、冬季から春季にかけて増加する林野火災に備え、各種広報媒体を通じた広報活動等を実施した。



火災予防運動ポスター

（２）　文化財防火デー（１月26日）

昭和24年（1949年）１月26日の法隆寺金堂火災を契機として、昭和30年（1955年）以降、消防庁と文化庁の共同主唱により、毎年１月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

また、この日を中心として、文化財の所有者及び管理者により、管轄する消防本部の指導の下、重要物件の搬出、消火、通報及び避難のための訓練などが積極的に実施され、文化財の防火・防災対策が講じられている。

消防庁では、文化財等における訓練の実施方法を具体化した「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」を作成しており、文化財防火デー等の機会を捉え、文化財等の関係者における実践的な訓練の実施を促進している。



文化財防火デーポスター

（３）　全国山火事予防運動（令和７年３月１日～３月７日）

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的なものとするため、消防庁と林野庁が共同し、春季全国火災予防運動と併せて同期間に実施している。

令和７年の全国山火事予防運動では、「ふるさとの　山を守ろう　火の手から」を統一標語として、ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校の児童・生徒等を対象とした啓発活動、駅、市町村の庁舎、登山口等への警報旗の設置やポスター等の掲示、報道機関等を通じた山火事予防思想の普及啓発、消防訓練の実施や研修会の開催、地域住民、農林業関係者等による山火事予防組織と女性防火クラブ等民間防火組織が連携した予防活動等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

（４）　車両火災予防運動（令和７年３月１日～３月７日）

車両火災予防運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省が共同し、春季全国火災予防運動と併せて同期間に実施している。

令和７年車両火災予防運動において、消防庁では、放火火災防止対策を図るため、防炎製品のボディカバーの使用について普及促進を図るとともに、駐車場等の防火安全対策を徹底するため、初期消火、通報及び避難訓練の実施について推進した。

（５）　消防記念日（３月７日）

昭和23年（1948年）３月７日に消防組織法（昭和23年法律第186号）が施行され、我が国の消防は、市町村消防を原則とする今日の「自治体消防」として誕生した。そして、同法が施行されて２周年を迎えた昭和25年（1950年）、広く消防関係職員及び住民の方々に「自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守る」ということへの理解と認識を深めていただくため「消防記念日」が制定された。

消防記念日である３月７日は、例年春季全国火災予防運動（毎年３月１日～３月７日）の最終日となっており、全国の消防本部等において、消防訓練、記念式典や消防防災功労者に対する表彰など、様々な行事が行われている。

2　危険物安全週間

危険物に係る火災及び流出事故の件数は、近年高い水準で推移しており、それらの事故原因をみると、人的要因については、維持管理不十分や操作確認不十分が多くなっている。

こうした事故を未然に防止するために、消防庁では、毎年６月の第２週を「危険物安全週間」とし、危険物の取扱いに対する安全意識の高揚及び啓発を図っている。令和７年度の危険物安全週間（６月８

日～14日）では、「危険物無事故へ挑むゴング鳴る」を推進標語として推進ポスターの作成を行い、各都道府県、関係団体等と協力して、全国的な広報・啓発運動を展開したほか、危険物の安全管理の推進や危険物の保安に功績のあった個人及び事業所を表彰した。

また、各地域においては、危険物関係事業所の従業員や消防職員を対象とした講演会や研修会が開催されたほか、消防機関による危険物施設を対象とした立入検査や自衛消防組織等と連携した火災等を想定した訓練が行われた。



危険物安全週間推進ポスター

住民等の自主防災活動

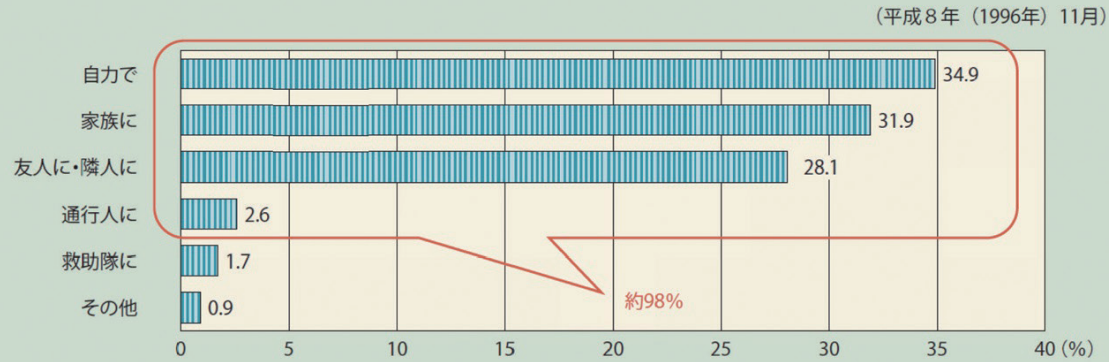
地域防災力の充実強化に当たっては、その中核となる消防団の充実強化だけでなく、地域住民一人一人が「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識に基づき、コミュニティにおける自主的な防災活動を実施し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要である。

阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って、初期消火により延焼を防止した事例や、救助活動により人命を救った事例等が数多くみられた（**第4-1図**）。また、東日本大震災においても、地域における自主的な防災活動の重要性が改めて認識され、自主防災組織の結成の促進やその活動の活性化に向けた取組が各地で行われている。その後の大規模災害においても、自主防災組織が地域住民の中心となって日頃から地域防災力の向上に努めていた結果、地域住民の避難が適切に行われ、被害の軽減につながった事例もある。令和６年能登半島地震では、継続してきた防災訓練が功を奏し、地区の住民全員が避難し津波から逃れられた事例があった。

自主防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時の情報の収集伝達体制・警戒避難体制を確立し、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定した防災訓練を積み重ねていくことが必要である。

また、地域の防火防災意識の高揚を図る上で、自主防災組織の育成とともに、女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成強化を図ることも重要である。

第4-1図　阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助の状況



（出典）　社団法人　日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」（標本調査、神戸市内）
（備考）　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

1 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民の連帯意識に基づく自発的な防災組織であり、令和７年４月１日現在で、全国1,741市区町村のうち1,697市区町村で16万7,722の自主防災組織が設置され、自主防災組織による活動カバー率（全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合）は増加傾向にある（**第4-2図、資料4-1**）。また、自主防災組織を育成するため、令和６年度には、1,040市区町村において資機材の購入費及び運営費等に対する補助が、174市区町村において資機材等の現物支給が、それぞれ行われている。これらに要した経費は令和６年度で合計77億4,840万円となっている。

なお、防災訓練においては住民の事故が起こらないように、細心の注意が払われているが、事故が起きてしまった場合には、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度等の対象となり得る。

2 女性防火クラブ

女性防火クラブは、家庭での火災の予防に関する知識の習得、地域全体の防火防災意識の高揚等を目的とした組織をいう。その数は令和７年４月１日現在で5,508団体であり、クラブ員の数は約83万人となっている。

また、女性防火クラブの相互交流や活動に関する情報交換、研修等を通じて同クラブの充実強化につなげるため、令和７年４月１日現在で43道府県において、道府県単位の連絡協議会が設置されている。

東日本大震災においても、避難所での炊き出し支援や、被災地への義援金・支援物資の提供等の活動が行われた。また、令和６年能登半島地震においても避難所での炊き出し等の支援が行われた。

3 少年消防クラブ

少年消防クラブは、10歳以上18歳以下の少年・少女が防火及び防災について学習するための組織をいう。その数は令和７年５月１日現在で3,930団体であり、クラブ員の数は約37万人となっている。

消防庁では、優良な少年消防クラブ・指導者への表彰を行うほか、消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員との親交を深めるとともに、消防団員等から被災経験、災害教訓、災害への備え等について学ぶ「全国少年消防クラブ交流大会」を平成24年度から開催している。

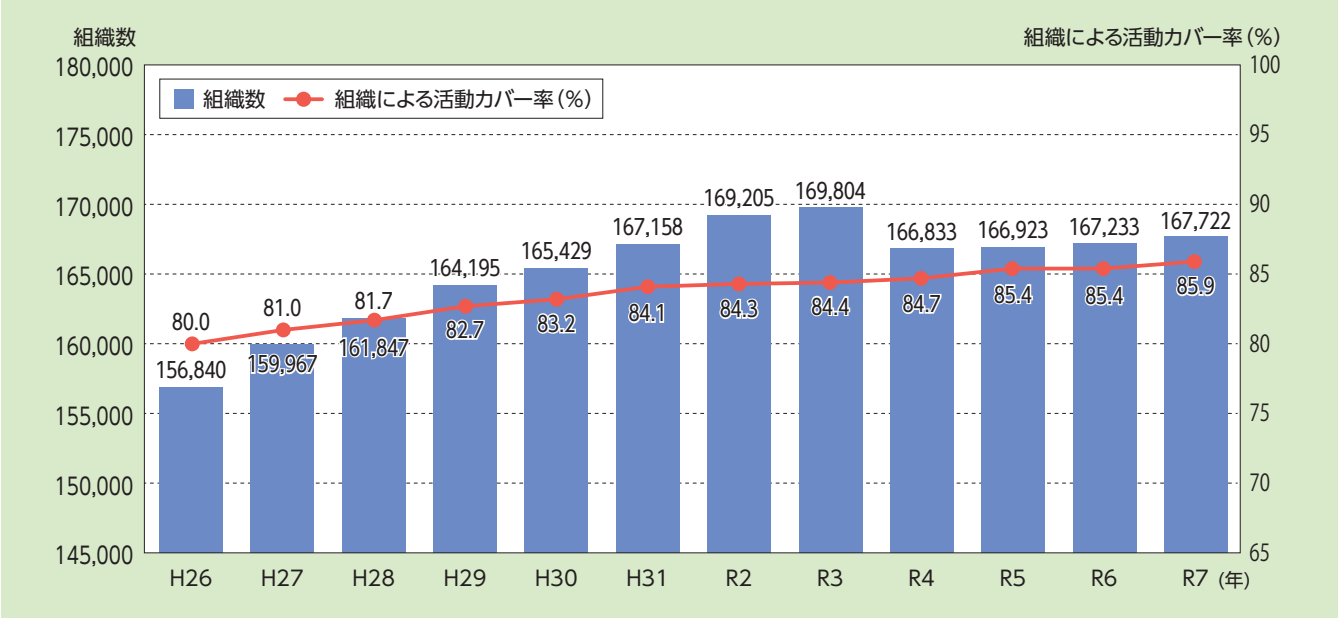
令和７年度は、全国から50クラブ350名（指導者を含む。）が参加し、広島県広島市で同大会を開催した。

4 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期に、正しい火の取扱いについて学び、消防の仕事を理解することにより、火遊び等による火災発生の減少を図ろうとするため

第4-2図　自主防災組織の推移

（各年４月１日現在）



（備考）「消防防災・震災対策現況調査」により作成

の組織をいう。近い将来、少年・少女を中心とした防災活動に参加できる素地をつくるため、９歳以下の児童（主に幼稚園、保育園の園児等）を対象として、消防機関等の指導の下に同クラブの育成が進められている。その数は令和７年５月１日現在で１万3,021団体であり、クラブ員の数は約94万人となっている。

5 自主防災組織等の活動の活性化

自主防災組織等の活動の活性化が地域防災力の更なる充実強化に当たり重要であるとの認識から、消防庁では、「自主防災組織の手引」の作成、防災・減災・防火対策等の優れた取組を表彰する「防災まちづくり大賞」を実施するほか、自主防災組織等のリーダー育成を目的とした教材作成や研修を行っている。

さらに、「自主防災組織等活性化推進事業」により、組織の立ち上げや災害対応訓練など、自主防災組織等の活性化のための取組を支援している。

6 防災知識の普及啓発

地域防災力の充実強化に当たっては、地域住民一人一人が防災の担い手として防災知識を持つことも重要である。消防庁は、消防庁ホームページにおいて、こども向けの防災啓発冊子を掲載しているほか、防災の知識や災害時の危機管理について学習できる「防災・危機管理ｅ-カレッジ」を運用している。また、SNS等の広報媒体を通じ、防災知識の普及啓発を行っている。

このほか、大規模災害（地震、風水害等）での活動経験者や防災まちづくり大賞受賞団体の代表者等を語り部として派遣することで、市町村の災害対応能力の強化や住民の防災意識の向上を支援している。

第５章

国際的課題への対応

国際的課題への対応

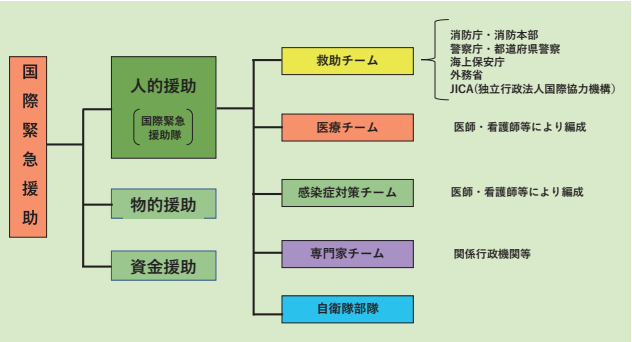
国際緊急援助

1 国際消防救助隊の派遣体制

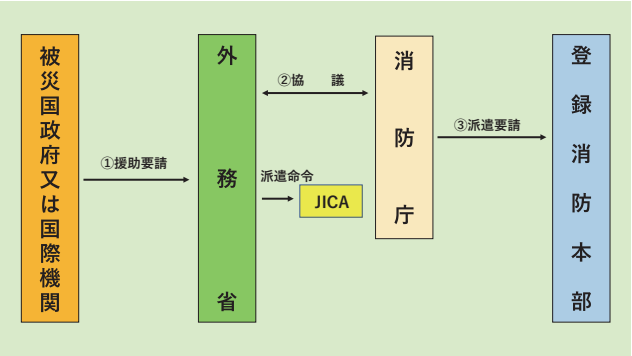
国際消防救助隊は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号）に基づく国際緊急援助隊・救助チーム等の一員として派遣され、我が国の消防が培ってきた高度な救助技術と能力を海外の被災地で発揮し、国際緊急援助に貢献している。

同法に基づき、海外における大規模災害発生時に、被災国政府等からの要請に応じて我が国が実施する国際緊急援助の概要と救助チーム等の派遣（要請）までの流れは、**第5-1図**及び**第5-2図**のとおりである。

第5-1図　国際緊急援助の概要



第5-2図　救助チーム等の派遣（要請）までの流れ



2 教育訓練

消防庁では、あらかじめ登録された国際消防救助隊員に対して、海外被災地での捜索救助活動に必要とされる知識及び技術の共有並びに登録消防本部間や関係機関との連携強化を図るため、「国際消防救助隊の連携訓練」を実施しており、令和６年度は、東京消防庁及び福岡市消防局で開催した。

また、海外での捜索救助に関する国際的なルールの理解や訓練計画立案能力の強化等を目的として、登録消防本部において指導的な立場にある国際消防救助隊員を対象に「国際消防救助隊セミナー」を実施している。

さらに、国際消防救助隊に長年携わった者などを指導員として選出し、各種訓練での指導体制を整えるとともに、指導員間で指導方法等を共有する場として、「国際消防救助隊指導員会議」を開催している（**資料5-1**）。

なお、日本の国際緊急援助隊・救助チームは、救助活動に関する国際的な能力評価（IEC*1）及び更新評価（IER*2）において、最高分類である「Heavy（ヘビー）」の評価を受けている。



IER Heavy級評価　認証式
（令和４年11月）

＊1　IEC：INSARAG（国際捜索・救助諮問グループ）による救助チームの評価制度で、Light（ライト）・Medium（ミディアム）・Heavy（ヘビー）といった分類がなされる。被災地において海外からの救助チームの活動現場等を能力に応じ効率的に調整するための指標となる。
＊2　IER：INSARAG外部再評価。INSARAGでは、IECの評価有効期間を５年と定めており、評価を更新するためには再受検する必要がある。日本の国際緊急援助隊・救助チームは、直近、令和４年11月に再受検し、Heavy（ヘビー）の再評価を受けた。

３ 派遣実績

国際消防救助隊の海外災害派遣は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律施行前の２回を含め、これまでに22回の実績がある（**資料5-2**）。



トラルパンでの捜索救助活動
メキシコ地震災害（平成29年９月派遣）
（JICA提供）



カフラマンマラシュでの捜索救助活動
トルコ共和国地震災害（令和５年２月派遣）
（JICA提供）



カフラマンマラシュでの捜索救助活動
トルコ共和国地震災害（令和５年２月派遣）

国際協力・国際交流

１ 国際消防防災フォーラムの開催

アジア諸国では、経済発展・都市化が進む中、これまで以上に高度な消防防災体制の構築が必要とされている。このため、人命救助、消火及び火災予防の技術や制度に関しても、これらの国々からの我が国の国際協力への期待は大きい。

このことを踏まえ、消防庁では主にアジア圏内の国において、「国際消防防災フォーラム」（以下、本章において「フォーラム」という。）を開催しており、我が国の消防防災制度、技術等を広く紹介し、開催国の消防防災能力の向上に貢献している。フォーラムは、開催国で広く消防防災関係者を集めて開催され、その内容は開催国の状況を勘案して決められる。



国際消防防災フォーラム
（令和６年度　インドネシア）



正木駐インドネシア大使によるオープニングスピーチ
（令和６年度　インドネシア）



消防庁によるプレゼンテーション
（令和６年度　インドネシア）

また、フォーラムを我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する場としても活用すべく、会場では、消防防災製品を扱う日系企業が、プレゼンテーションや展示によって開催国の消防防災関係者に対して自社製品のPRを行っている。



日系企業によるプレゼンテーション
（令和６年度　インドネシア）



展示ブースにおける日系企業の自社製品PR
（令和６年度　インドネシア）

令和４年度は、従前のように特定の国を対象とせず、複数のASEAN諸国（カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ラオスの７か国）の消防防災関係者約90人の参加を得て、我が国の消防防災制度や製品をより幅広く周知すべく、シンガポールにて「マルチ形式」で開催した。

令和５年度は、令和４年度のフォーラムの成果を生かしながら、特定の国のニーズに即した内容で我が国の消防防災制度や製品をより幅広く周知すべく、カンボジアにて「バイ形式」で開催した。消防・救助を担当する内務省のみならず、カンボジアの様々な機関から約250人が参加し、日本からは、消防庁以外に在カンボジア日本国大使館、13の消防防災関連企業等が参加した。

令和６年度のフォーラムは、前年度に引き続き、インドネシアにて「バイ形式」で開催した。インドネシア側からは、国家捜索救助庁をはじめ、国家防災庁、ジャカルタ市消防局、消防防災関連企業など約250名が参加した。

日本からは、16の企業も参加し、プレゼンテーションや製品等の展示を行った。

2 開発途上国からの研修員受入れ等

（1） 課題別研修・国別研修の実施

消防庁では、JICAと連携し、開発途上国の消防防災機関職員を対象に「救急救助技術」研修及び「消防・防災」研修の２コースの課題別研修を、消防本部の協力の下で実施している。

現在、「救急救助技術」研修は大阪市消防局、「消防・防災」研修は北九州市消防局において技術指導を実施しており、「救急救助技術」研修は、昭和62年の研修開始以来314人、「消防・防災」研修は、昭和63年の研修開始以来312人が教育訓練を受けている。



「救急救助技術」研修
（令和６年度　大阪）

それぞれの研修では、訓練礼式等の基礎訓練から、実災害を想定した消火訓練や救助訓練まで幅広い分野の訓練を約２か月間、実施している。

各コースの研修員は、研修を通じて身に付けた我が国の消防防災に関する知識や技術を自国の消防防災能力の向上のために活用している。

また、消防庁では、課題別研修のほか、開発途上国の個別の要請に基づき国別研修も実施している。



「消防・防災」研修
（令和６年度　北九州）

（２）　諸外国への情報提供等

消防庁では、このような研修のほかにも駐日大使館、JICA、外務省等の協力依頼に基づき、諸外国からの消防防災、危機管理分野等の関係者の訪問を受け入れ、それぞれの要望に応じた情報提供、関連施設の視察等を実施している。

3 技術協力等

消防分野の国際協力は、消防本部において独自に実施されているものもあり、外国の消防隊員を受け入れて研修を提供している消防本部もある。

加えて、消防本部や消防団の中には、開発途上国の消防機関からの要請に応じて、不用となった消防車両等を無償で寄贈しているところもあり、令和６年度は28の国へ128台が寄贈された。また、消防車両等の寄贈に併せて、車両のメンテナンスや資機材の使用要領に関して技術指導が行われているケースもある。

このような寄贈は、開発途上国の災害対応能力向上に寄与するだけでなく、我が国の「顔の見える国際協力」として効果が大きく、消防庁では関係省庁等とも連携しながら、これを推進している。



車両寄贈に併せて行われた技術指導
（令和６年度　カンボジア）
（日本消防協会提供）

4 国際交流

消防庁では、平成14年の日韓共同開催によるサッカーワールドカップ大会、「日韓国民交流年」を契機として、「日韓消防行政セミナー」を開催している。これは、両国の消防防災の課題等について情報共有、意見交換等を積極的に行うことにより、日韓消防の交流、連携及び協力の推進を図ることを目的としており、両国で相互に開催することとしている。



日韓消防行政セミナー
（令和５年度　東京）

基準・認証制度の国際化への対応

1 消防用機械器具等の国際規格の現況

人、物、情報等の国際交流を進めていくには、国又は地域により異なる技術規格を統一していく必要がある。このため、ISO（国際標準化機構）等の国

際標準化機関では、国際交流の促進を技術面から支える国際規格の策定を行っている。

消防用機械器具等の分野については、ISO/TC21*3において国際規格の策定作業が行われており、我が国としても積極的に活動に参加している。

なお、ISO/TC21の活動により、令和７年３月31日現在、91の国際規格が定められているほか、ISO/TC94/SC14*4においても36の国際規格が定められている。

2 規格の国際化への対応

WTO（世界貿易機関）等における非関税障壁低減に関する包括的な取組の中で、WTO加盟国は原則として、WTO/TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）を踏まえ、国際規格に基づいた規制をすることとされている。

今後も、ISO規格を通して技術の交流を円滑にし、消防器具の技術発展を促すために、各国との連携を図りつつ、引き続きISO規格の策定に参画していくことが必要である。

日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開

日本で製造・販売される消防用機器等は、消防庁が策定する規格・基準に基づき、第三者機関による厳格な検定等の認証を得ることで、性能の確保やその確実な作動の担保がなされていることに加え、長期の耐用年数といった優れた品質が保たれている。経済発展を遂げている東南アジア諸国等において日本の消防用機器等を普及させるためには、日本製品の品質・信頼性の高さだけでなく、日本の規格と認証制度を一体で導入することにより火災件数や火災による死傷者の大幅な削減が可能となること等を理解してもらうことが必要である。その結果として、日本市場向けの消防用機器等をそのまま輸出することによりコストを抑制する効果が期待でき、日本の消防用機器等の競争力強化にもつながるものと考えられる。

1 日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の発信

消防庁では、消防法（昭和23年法律第186号）や消防用機器等の認証等、制度に係る事項のほか、検定対象機械器具等や、自主表示対象機械器具等を含む19品目の規格・基準の英訳を、消防庁ホームページ上で公開している。

また、国際会議や各国の消防防災展などのイベント、政府間協議等の場で日本の消防用機器等の優位性をPRするためのリーフレット等や、機器ごとの特徴を詳細に示した資料を、業界団体等と共同で作成し、配布している。

2 国内の連携体制・日本企業へのサポート

日本の消防用機器等を輸出する際に日本規格に適合する旨の英訳の証明書を要求されるケースがあることから、日本企業の要望に応じて、個々の消防用機器等の日本規格への適合性について、消防庁又は日本消防検定協会から英訳の証明書を発出している。

3 個別の国に対する日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の浸透への取組

政府において、個別の国の消防・防災関係者に対し、日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度を紹介する等、日本規格の浸透に向けて取組を行っている。

特に、日本の消防用機器等に関する規格・認証制度に高い関心を示しているベトナムとは、平成30年10月８日に「日本国総務省とベトナム社会主義共和国公安省との消防分野における協力覚書」を結び、当該覚書に基づき、予防政策や消防用機器等の基準等についての意見交換や研修、日本の消防・防災機器関連企業による製品のプレゼンテーション等を行うことで、日本の消防用機器等の品質の高さをPRしてきた。

令和７年８月には、ベトナム・ホーチミン市で開催された公安省主催の消防防災展「Fire Safety & Rescue VIETNAM 2025」に複数の日本の民間事業者が合同で出展し、また、同時に開催されたセミ

＊３　ISO/TC21：TC（Technical Committee）とは、ISOの専門委員会を示す。TC21は、消防器具の専門委員会であり、消火器や感知器等の国際規格について審議している。
＊４　ISO/TC94/SC14：TC94は個人用安全防護衣及び保護具の専門委員会であり、SC14はその分科会として消防隊員用個人防護装備の国際規格について審議している。

ナーにおいて、消防庁職員が日本の消防救助分野における新技術の研究開発の実施状況について発表を行うなど、官民一体となった働き掛けを行った。

引き続き、ベトナムをはじめ幅広く東南アジア諸国等に対し働き掛けていくことで、日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開を推進していくこととしている。

地球環境の保全（ハロン消火剤等の放出抑制等）

1 ハロン消火剤等の放出抑制について

ハロンはオゾン層を破壊する物質であることから、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づき、モントリオール議定書において、生産等が全廃されることとなった。

しかしながら、ハロン消火剤*5（ハロン2402、1211及び1301）は、消火性能に優れた安全な消火剤として、建築物、危険物施設、船舶、航空機等に設置される消火設備・機器等に幅広く用いられている（令和７年３月31日現在、約１万7,000ｔ）。

このため、消防庁では、ハロン消火剤の放出抑制等に関する取組を推進しており、これを受けて、特定非営利活動法人消防環境ネットワーク*6を中心とした、一般社団法人日本消火装置工業会や消防機関等の国内関係者の継続的な取組により、世界でも例のない厳格な管理体制が整備されている。

一方、ハロン消火剤の代替となる消火剤を用いた消火設備や、不活性ガスである窒素、IG-55（窒素とアルゴンの混合物）及びIG-541（窒素とアルゴンと二酸化炭素の混合物）を用いた消火設備も設置が認められた。

ハロン消火剤の代替となる消火剤のうちHFC（ハイドロフルオロカーボン）については、「地球温暖化対策計画」（令和７年２月18日閣議決定）において、温室効果ガスとして排出抑制・削減の対象となっている。消防庁では、当該消火剤の回収・再利用等により排出抑制に努めるよう要請している。

今後も、国際会議等における地球環境保護の動向等に留意しながら、引き続きハロン消火剤等を適切な管理の下に使用していくとともに、建築物等の防火安全性を確保しつつ、回収・リサイクルを推進することにより、不要な放出を抑えていく必要がある。

2 環境規制を踏まえた泡消火薬剤の排出抑制について

泡消火設備は、駐車場や危険物施設等において用いられている消火設備である。しかしながら、一部の泡消火薬剤に用いられている有機フッ素化合物の一種であるPFOS、PFOA等が、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的とした「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（POPs*7条約）において、製造及び使用の廃絶・制限等の対象となっている。

これを受け、我が国においても、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）等により、その製造、輸入等が原則として禁止されるとともに、業として泡消火薬剤等を取り扱う際には、厳格な管理や保管容器への表示等の義務が課されている。なお、現在、我が国において、一部の泡消火薬剤に用いられている有機フッ素化合物のうち、規制の対象となっているのはPFOS等*8、PFOA等*9、PFOA関連物質*10、PFHxS等*11であり、規制対象物質は順次拡大されてきた。

消防庁としては、PFOS等含有泡消火薬剤を保有する消防機関に対して、令和４年度末までに全て廃棄する更新計画の策定を依頼し、その更新に要する経費については令和２年度から令和４年度まで特別交付税措置を講じてきた。また、関係省庁やメーカー団体等と連携し、上記法令の周知徹底を図るとともに、令和３年５月に泡消火設備の点検基準を改正し、泡放射によらない方法により点検を実施する

＊５　ハロン消火剤：ハロゲン化物消火剤のうち、フロンの一種で臭素を含有する物質を消火剤とするもの。
＊６　特定非営利活動法人消防環境ネットワーク：ハロン消火剤の回収・リサイクルのため、ハロン消火剤を使用するガス系消火設備等のデータベースを作成・管理する団体であり、平成18年１月に業務を開始した。「ハロンバンク推進協議会」（平成５年（1993年）７月設立）の業務を継承している。
＊７　POPs：Persistent Organic Pollutants（残留性有機汚染物質）の略称である。
＊８　PFOS等：ペルフルオロオクタンスルホン酸又はその塩
＊９　PFOA等：ペルフルオロオクタン酸若しくはその異性体又はこれらの塩
＊10　PFOA関連物質：ペルフルオロオクタン酸関連物質
＊11　PFHxS等：ペルフルオロヘキサンスルホン酸若しくはその異性体又はこれらの塩

ことを認める等の排出抑制を推進するための対策を講じた。さらに、このような状況を踏まえ、駐車場等において設置を義務付けている泡消火設備の技術基準について検討を進めてきたところであり、令和６年度の「消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会」において、PFOS等を含有しない泡消火薬剤の普及に向け、駐車場の泡消火設備として必要な性能を確保しつつ、PFOS等を含有しない泡消火薬剤への切替えに当たって、配管、ポンプ等の泡消火設備全体の大規模な改修を不要とするなど、設置者の負担をなるべく小さくできるよう、技術的な要件を整理したところである。

第６章

消防防災の科学技術の研究・開発

消防防災の科学技術の研究・開発

研究・開発の推進

消防庁では、安心・安全な社会の実現に向けて、消防分野における社会システムの高度化に貢献するため、消防研究センターを中心に消防機関をはじめ大学等の研究機関や関係企業等の関係者との連携を図り、消防の現場への社会実装や実用化を目的とした科学技術の研究・開発を重点的に推進している。

1 消防研究センター

消防庁における消防防災分野に関する科学技術の研究・開発は、消防研究センターを中心として実施しており、消防研究センターでは消防行政及び消防職団員の活動を科学技術の面から支えることを目的とした研究・開発を行っている。

2 消防技術戦略会議

消防庁では、消防分野におけるDXや新技術の活用を推進していくため、科学技術の進展を踏まえつつ、中長期的な視点に立って消防技術戦略のあり方を検討することを目的として、令和７年６月より「消防技術戦略会議」を開催している。本会議での議論を踏まえ、消防分野におけるDXや新技術の活用の推進のために必要な事業を展開していくこととしている（詳細は**特集７**参照）。

3 消防機関における研究・開発

消防機関の研究部門等においては、消防活動や防火安全対策等を実施する上で生じた課題の解決や火災原因の調査に係る調査・分析等に資する研究・開発を積極的に実施している。

4 研究・開発の担い手の育成

消防庁では、消防活動を支える研究・開発の実用化を推進することを目的として、消防分野のロボット競技会を共催・後援するなど、若い世代の技術向上の促進を図っている。

消防研究センターにおける研究開発等

消防研究センターでは、消防防災分野における科学技術に関する様々な研究開発のほか、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく消防庁長官による火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査を行っている。

また、これらの研究開発及び調査により蓄積してきた知見を活用して、消防機関に対する技術的助言や消防活動支援にも積極的に取り組んでいる。

1 消防防災に関する研究

消防研究センターでは、土砂災害、南海トラフ巨大地震等の大規模地震及び大津波といった大規模災害に備えるとともに、火災や危険物の事故の防止、消防活動時の安全確保のため、以下に掲げる８つの課題について研究開発を行っている（**第6-1表**）。これに加えて、令和７年度からは、グリーントランスフォーメーション（GX）関連物質及び石油類が石油タンクの腐食劣化へ及ぼす影響に関する研究や大規模林野火災への対応に資する課題解決についての研究を開始した。

（１） 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発

ア 自然災害時の現場対応型情報収集システムと情報分析・評価手法の開発

（ア） 背景・目的

災害時の救助活動においては、速やかに被害の全容を把握するとともに、時間の経過により変化する状況を適切に評価して隊員の安全を確保することが必要であり、それに資する情報の収集及び分析は重要である。本研究では、土砂災害現場を主な対象として、詳細な地形データを用いた二次災害危険場所の抽出と評価方法の開発、新技術を用いた情報収集システムの開発及び人員・通信手段等に制約がある現場環境で運用できる情報分析・評価手法の研究を

第6-1表　消防研究センターにおける研究開発課題

（１）　災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発（Ｒ３～Ｒ７）
大規模自然災害時においてより多くの国民の生命を守るため、要救助者の迅速かつ安全な救助等に資する研究開発を行う。 ア　自然災害時の現場対応型情報収集システムと情報分析・評価手法の開発 イ　自力避難困難者の避難に関する研究
（２）　市街地火災による被害を抑制するための研究開発（Ｒ３～Ｒ７）
首都直下地震のような大規模地震後の市街地同時多発火災や、糸魚川市大規模火災のような平常時の市街地火災による被害拡大を抑えるために、火災の将来予測と超高齢社会に適した初期火災対応技術、火災延焼シミュレーションに基づく消防力・消防水利の評価手法、火災旋風の発生予測方法の研究開発を行う。 ア　超高齢・人口減少社会の火災発生予測と対策 イ　消防力と消防水利の変化が延焼被害等に及ぼす影響の評価 ウ　火災旋風の発生予測
（３）　火災原因調査と火災避難の高度化に関する研究開発（Ｒ３～Ｒ７）
火災現場残さ物の同定及び液体衝突帯電とミスト爆発の解明による火災原因調査の高度化並びに高層建築物の順次避難における避難順序算定方法に関する研究開発を行う。 ア　火災原因調査の高度化に関する研究 (ア)　現場残さ物の同定に関する研究 (イ)　引火性液体の燃焼性状に関する研究 イ　高層建築物の順次避難における避難順序算定方法
（４）　消防職員の消火活動時における殉職・受傷事故を防止するための研究開発（Ｒ２～Ｒ７）
消火活動時における殉職・受傷事故の防止を目的として、火災シミュレーション技術及び消防隊の放水方法の研究開発を行う。 ア　放水や建物構造を考慮した火災シミュレーション技術 イ　火災状況に応じた消防隊の放水方法
（５）　危険物施設における火災等事故・地震災害を抑止するための研究（Ｒ３～Ｒ７）
危険物施設における火災等の事故及び地震等による災害を抑止するための研究を行う。 ア　石油タンクの地震被害予測高精度化のための研究 イ　化学物質等の製造・貯蔵工程における火災危険性の評価方法の研究
（６）　地下タンクの健全性診断に係る研究開発（Ｒ１～Ｒ６）
防食ライニングが施工された危険物の地下タンクの経年劣化について、タンクが将来継続して使用可能か否か（健全性）を適切に判断するため、ライニング鋼板の腐食劣化の定量的評価及び各種分析を行い、地下タンクの健全性診断手法を研究開発する。
（７）　消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発（Ｒ３～Ｒ７）
大規模倉庫等で火災が発生した場合、可燃物の量によっては急速な延焼拡大や大量の濃煙熱気が発生し、また、外壁に開口部が少なく、出火場所が外部の開口部から離れている場合、消防隊が内部進入し直接消火することが極めて困難になる。このため、消防隊員が内部進入することなく安全に、建物外部から消火を可能とする手法の開発を行う。
（８）　救急搬送における感染症対応に関する研究開発（Ｒ３～Ｒ７）
無症状者を含む新型コロナウイルス感染者を救急搬送する際の感染拡大防止対策及び感染拡大期を含む救急出場要請件数増大期における救急搬送時間短縮手法の研究開発を行う。

行う。

（イ）　令和６年度の主な研究開発成果

レーザースキャナを搭載したドローンを用いた夜間でも地形を計測できる仕組み及び飛行中のドローンの画像から写真地図を作成する仕組みについて、運用試験を行うとともに、データ検証を行い、いずれの仕組みについても一定の精度を持った地図ができることを確認した。

令和７年１月28日埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故の救助活動現場において、安全性等に関する技術的助言を行うとともにドローン空撮を実施した。**第6-1図**は同年２月３日にドローン空撮画像から作成したオルソ画像と、翌２月４日に撮影した空撮画像（斜め写真）である。研究成果の社会実装へ向けた取組として、令和６年度救助技術の高度化等検討会において、「土砂災害時における消防機関の救助活動マニュアル」作成のための資料提供等を行った。

イ　自力避難困難者の避難に関する研究

（ア）　背景・目的

地震、津波、水害等の災害が発生し、迅速な避難が必要となる場合、人口減少や高齢化の進展に伴い、自力避難困難者の安全を確保する重要性が高まっている。また、平成23年の東日本大震災では281人の消防団員及び消防職員が犠牲となったが、ここで得られた教訓を救助業務に当たる職員の被害防止に活かすことが重要である。

そこで本研究では、自力避難困難者による避難開始時間や避難行動時間の予測高精度化を行うとともに、避難困難区域図の作成に必要な基礎資料の提供を行うことを目的としている。

（イ）　令和６年度の主な研究開発成果

a　地域住民による津波避難訓練を計測することによって、屋内及び屋外の避難行動を一連として捉え直すことによる避難行動時間の予測高精度化に資する時間及び速度データを取得した。特に、近年計測した夜間訓練及び昼間訓練のデータについて分析している。地震発生から津波到達までの時間が短い地域において、津波避難ダイヤグラムを作成することにより、避難行動の時間経過を明らかにするとともに、当該訓練条件下での避難成否を判断する材料とした（**第6-2図**）。

b　車椅子等の避難支援器具について、避難時間の短縮化及び救助者の高齢化を見据えた省力化の検討を行うため、地域における日常的な保管方法及び平面、傾斜、垂直（階段）の避難経路における活用の実態を把握した。その結果、急勾配避難路における支援者交替時に困難性が見られたことから、既存製品にはなかった、津波避難と日常生活に併用できる、後退防止切替機能付き電動車椅子を開発している（**第6-3図**）。

第6-1図　八潮市道路陥没事故におけるドローンの利活用事例

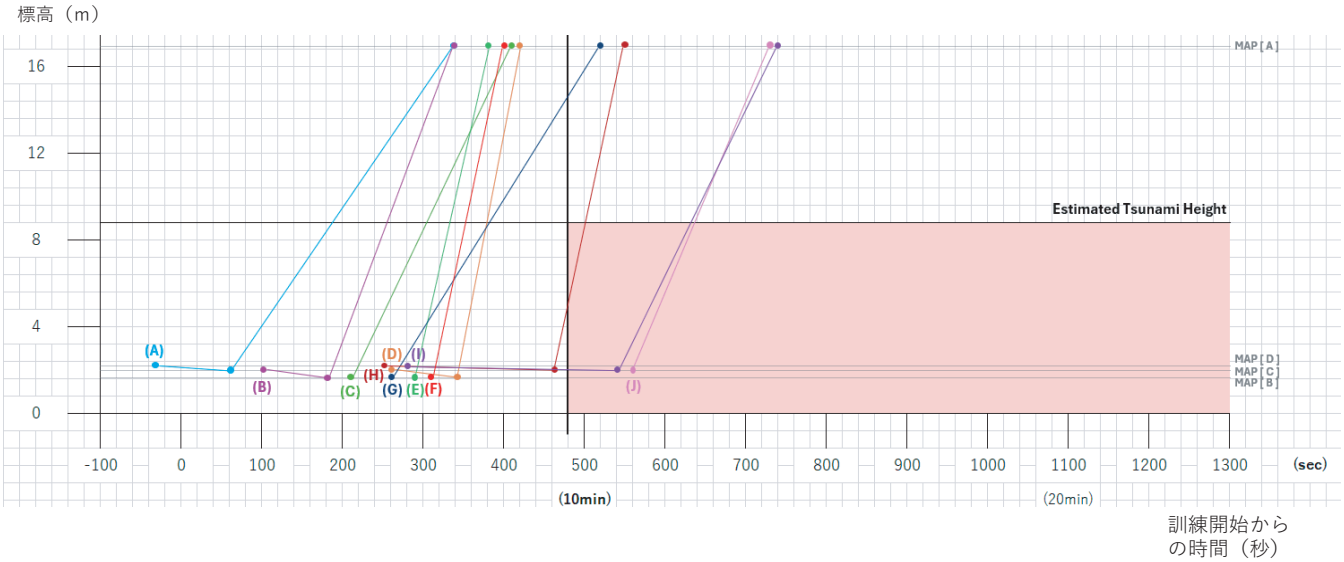


ドローン空撮画像より作成したオルソ画像
（作成日：令和７年２月３日）



ドローン空撮画像（斜め写真）
（撮影日：令和７年２月４日）

第6-2図　津波避難ダイヤグラム



（備考）　地震後８分、９ｍの津波が想定される地域での計測結果から、３人の避難者の行動が、第一波を表す桃色の領域と重なるため、安全に避難完了しない可能性があることが明らかになった。

第6-3図　開発中の後退防止切替機能付き電動車椅子



（２）　市街地火災による被害を抑制するための研究開発

ア　超高齢・人口減少社会の火災発生予測と対策

（ア）　背景・目的

今後想定される更なる高齢化と人口減少は、同時に空き家の増加やダウンサイジング、日中ほぼ高齢者のみとなる地域や自力避難困難者の増加などの社会変化をもたらし、火災の発生や被害の様相も変化することが懸念される。そこで、本研究では、火災の変化を予測するとともに、社会変化に適した初期火災対応技術の開発を行い、消防機関や地域住民が自ら考え、備えるのに役立つ情報と技術を提供することを目的としている。

（イ）　令和６年度の主な研究開発成果

都道府県を４つのグループに分類し、火災発生件数の将来推計モデルの構築を行った。また、住宅火災死者数の将来推計をより詳細な地域区分で示すため、住宅火災死者の発生状況の特徴から市町村をグループ化した。

初期火災対応技術の開発のため、ウルトラファインバブルの有無による水の消火効果の差違を把握することを目的として、小型火災模型に少量の消火用水を散布する消火実験を行った。

イ　消防力と消防水利の変化が延焼被害等に及ぼす影響の評価

（ア）　背景・目的

消防本部が管轄内で発生する火災に十分に対応するためには、火災予防の推進によって火災の発生と拡大を抑制するとともに、地域の状況に合わせて十分な消防力と消防水利を確保しておくことが重要である。

本研究では、消防本部による消防力と消防水利の整備に資することができるよう、市街地火災の延焼阻止に必要な消防水利の評価手法を開発するとともに、消防力運用シミュレーションに基づく火災被害推定手法の開発を行う。

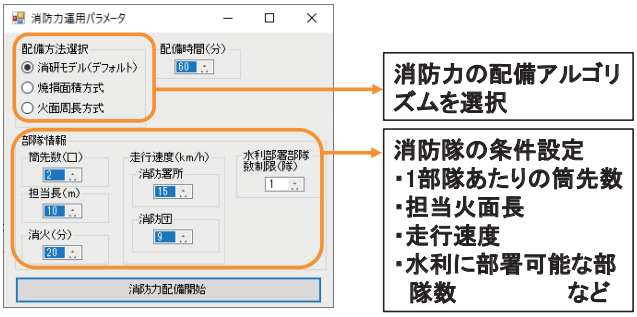
（イ）　令和６年度の主な研究開発成果

消火に必要な水量を推定する手法を開発するため、放水量データの回帰分析を行った。その結果、説明変数として焼損床面積の合計と筒先口数の合計

を用いた場合に、重相関係数、重決定係数が比較的大きくなることが判った。

また、令和５年度に開発した消防力運用シミュレーションに対して、消防力運用シミュレーションを行う際に、消防隊を火災付近の消防水利に配置するアルゴリズムや、１部隊あたりの筒先数など消防隊の活動に関する条件を任意に変更できる機能などを追加した（**第6-4図**）。

第6-4図　改良した消防力運用シミュレーションのパラメータ設定画面



さらに、既開発のネットワーク対応型市街地火災延焼シミュレーションシステムに対して、アニメーション表示の描画速度を向上するとともに風向風速の時間変化に対応できるよう改良を施した。

その他、消防本部等24機関に対してシミュレーションソフトウェアや延焼経路データを新たに提供したほか、２機関に対して更新したソフトウェアを提供し、２機関に対して更新データの提供を行った（令和７年３月現在、合計143機関へ提供済み）。

ウ　火災旋風の発生予測

（ア）　背景・目的

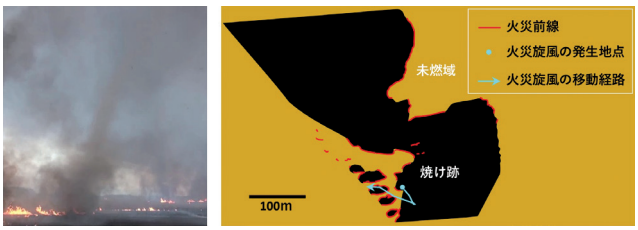
市街地で同時多発火災が発生すると猛烈な風を伴う火災旋風が発生して被害を格段に大きくする可能性がある。一旦火災旋風が発生してしまうと被害を防ぐことは極めて難しい。しかし、同時多発火災発生時に消防力が不足して全火災を消せない場合でも、死傷者を出すほどの強風を伴う火災旋風が今後どの火災で発生する可能性があるかを特定できれば、その火災が小さいうちに優先的に消すことでこのような火災旋風の発生が防げる。本研究の目的は、火災の規模がどれくらい大きくなれば死傷者を出すほどの強風を伴う火災旋風が発生し、その強風域がどれくらいの範囲に及ぶかということを予測するモデルを開発することである。

（イ）　令和６年度の主な研究開発成果

火災旋風発生予測モデル構築のためには、火災旋風内の速度場が高さ方向にどのように変化するかを知る必要がある。そこで、実験で再現した火災旋風内の複数の高さにおける水平面内速度場を解析し、高さごとの渦の性質を調べた。その結果、渦の強さを示す循環という量と渦の半径は、床面から離れるにしたがって増加し、ある高さの範囲である程度一定の値となり、さらにその上方では上に行くほど減少することが分かった。

モデルを実規模の火災旋風向けに拡張するためには、自然界で発生する大規模な火災旋風の性質と発生時の状況を知る必要がある。そのため、野焼きの機会を利用して大規模な火災旋風の観測を行っている。観測で得られたデータの分析を行い、直径16m、高さが90m以上ある大規模な火災旋風の発生から消滅までの様子や、火災旋風発生前・発生時の延焼状況などを明らかにした（**第6-5図**）。

第6-5図　野焼き時に発生した火災旋風（左）・火災旋風の移動経路と発生時の延焼状況（右）



（３）　火災原因調査と火災避難の高度化に関する研究開発

ア　火災原因調査の高度化に関する研究

（ア）　背景・目的

火災を減らすためには、火災原因を明らかにし適切な予防対策を講じることが必要である。信頼性の高い原因判定には、現場残さ物の分析手法と同定手法、噴出した油類のミスト爆発の性状などの専門性の高い分野での現場で使える情報やデータを提示する必要がある。このため、本研究では、現場残さ物の物質同定手法を開発することや引火性液体に着目し着火と爆発に関する現象を明らかにすることを目的とした研究を行っている。

（イ）　令和６年度の主な研究開発成果

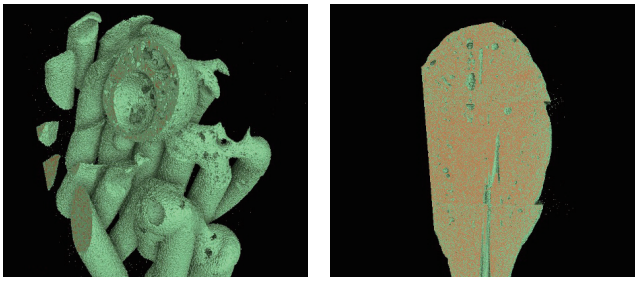
a　現場残さ物の同定に関する研究

火災現場残さ物の材質同定を目的に、光劣化をした綿とポリエステルの混紡布を加熱劣化さ

せた後に熱分解ガスクロマトグラフィ（GC）分析（試料を熱的に分解して生成する揮発成分を分析する手法）を行った。光劣化による新たなピークは見られず、通常の試料との直接的な比較により材質同定が可能であるが、光劣化をした試料では成分によっては熱分解温度の低下がみられるため、熱分解GC分析では誤判断の可能性が高まることが確認できた。このことから、熱分解GCだけではなく、複数の分析機器による多角的な分析が必要であると示唆される。

火災現場で見つかる電気配線・電気部品等の溶融痕の生成が出火原因に関係するものか、出火後の熱影響等によるものかを判別する方法の確立を目的として、電流や電線被覆の有無の条件を変えて溶融痕試料を作成し、Ｘ線CT（Ｘ線を用いたコンピューター断層撮像）で内部形状を観察した。電線被覆がある状態で作成した溶融痕試料には、大型のボイド（溶融痕中の空洞部分）の生成が確認できた。また、銅線間の隙間に由来すると考えられる直線的に並ぶボイドが確認できた（**第6-6図**）。このことは、溶融痕のボイド解析による溶融痕の生成要因の判別においては、まずこれらの内部形状の判別が必須であることを示している。ただし、生成要因の判別は今後の課題として残された。

第6-6図　溶融痕中のボイド



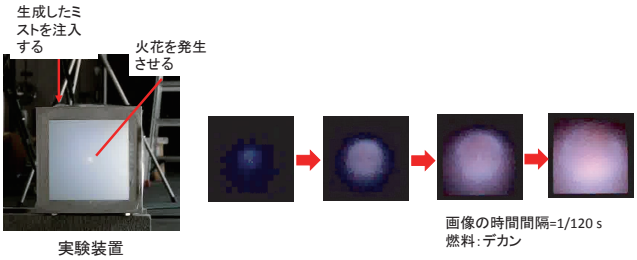
大型のボイド　　直線的に並ぶボイド

b　引火性液体の燃焼性状に関する研究

接地を取っていない金属板に電気を通しやすい水道水と電気を通しにくい灯油を衝突させ、液体に発生する電荷量を計測する実験を行った。液体を金属板に衝突させる際に用いるノズルの径は1.2～2.0㎜の範囲で変化させ、液体の流速は、水道水では約３～4.5m/s、灯油では約2.4～6.5m/sの範囲で変化させた。その結果、流速が同じであれば、ノズル径が大きくなるほど電荷発生量が増加することなど、液体の電気の通しやすさやノズルの径の違いによる、液体の金属板衝突時の液体の帯電状況の違いを把握することができた。

引火性液体のミスト爆発の観察を目的に、密閉容器内においてミストの生成と電気火花による着火が可能な実験装置を製作した。内容積８Lの密閉容器において、デカンのミストを注入し、容器中央付近の電気火花で着火したところ、球状の火炎ができ、時間とともに大きくなる様子が観察できた（**第6-7図**）。ミストを容器中に分散、浮遊させた場合の火炎伝ぱの挙動は、可燃性気体中を伝ぱする火炎と同様であった。

第6-7図　ミストの着火の様子



イ　高層建築物の順次避難における避難順序算定方法

（ア）　背景・目的

消防法に基づき、防火管理者は消防計画の提出と避難訓練の実施が義務付けられている。一般的に、設計時における火災安全のための避難計画では各階から流入する避難者による階段室内での合流と混雑は考慮されていない。火災時における避難時間の長期化、逃げ遅れ等を防ぐためには、階段室内の混雑緩和とリスクの高い階からの優先的避難を目的とした順次避難を行う必要がある。本研究は順次避難における具体的な避難方法を明らかにすることを目的としている。

（イ）　令和６年度の主な研究開発成果

令和５年度に実施した階段において異なる階の群集が合流する状況を把握する実験では、開口部と上階それぞれから階段踊り場に流入する群集の流入順序等、実験条件の組み合わせにより合流状況を変化させ、この際の被験者群集の階段降下状況を記録した。令和６年度は、この記録映像をもとに、階段を降下する群集の歩行データを収集し、階段室内にお

ける通過人数を計測するとともに、通過人数をもとに流動量の算出を行った。加えて、各計測箇所において得られた流動量に基づき、階段室内で合流する降下群集の流動性状として、流入順序が流動に与える影響や滞留が伝ぱする状況を分析した。その結果、踊り場において上階からの流入が開口部からの流入よりも優位となる傾向、及び複数階から一斉に階段室に流入する場合における両群集の合流率を確認し、順次避難方法の作成に活用するための群集の流動性状を把握することができた。

（4） 消防職員の消火活動時における殉職・受傷事故を防止するための研究開発

ア 放水や建物構造を考慮した火災シミュレーション技術

（ア） 背景・目的

建物の構造や用途の多様化による火災現象の複雑化に対応するための現場経験が消防隊員には必要だが、出火件数の減少とともに消火活動を経験する場面が少なくなってきている。

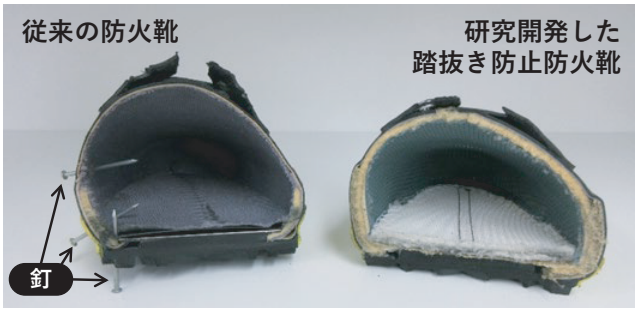
そこで、本研究では、現場経験を補い消防隊員の消火活動時における状況認識能力と予測能力の向上を目的として、実験及びシミュレーションを通して消火活動を検証する技術を研究開発する。この検証技術により、どのような消火活動が最適であったかを消火条件を変えることにより消火活動後に確認することができる。

（イ） 令和６年度の主な研究開発成果

a 受傷・殉職事故の実態調査と分析

受傷事故について分析した結果、過去30年間で踏抜き事故が137件発生していたことが明らかになった。靴底の踏抜き防止板の保護範囲の外側から斜めに鋭利な突起物が貫通することが原因であったため、その対策として踏抜き防止材を靴底だけではなく足首より下の全面に施した防火靴の試作を行った（**第6-8図**）。

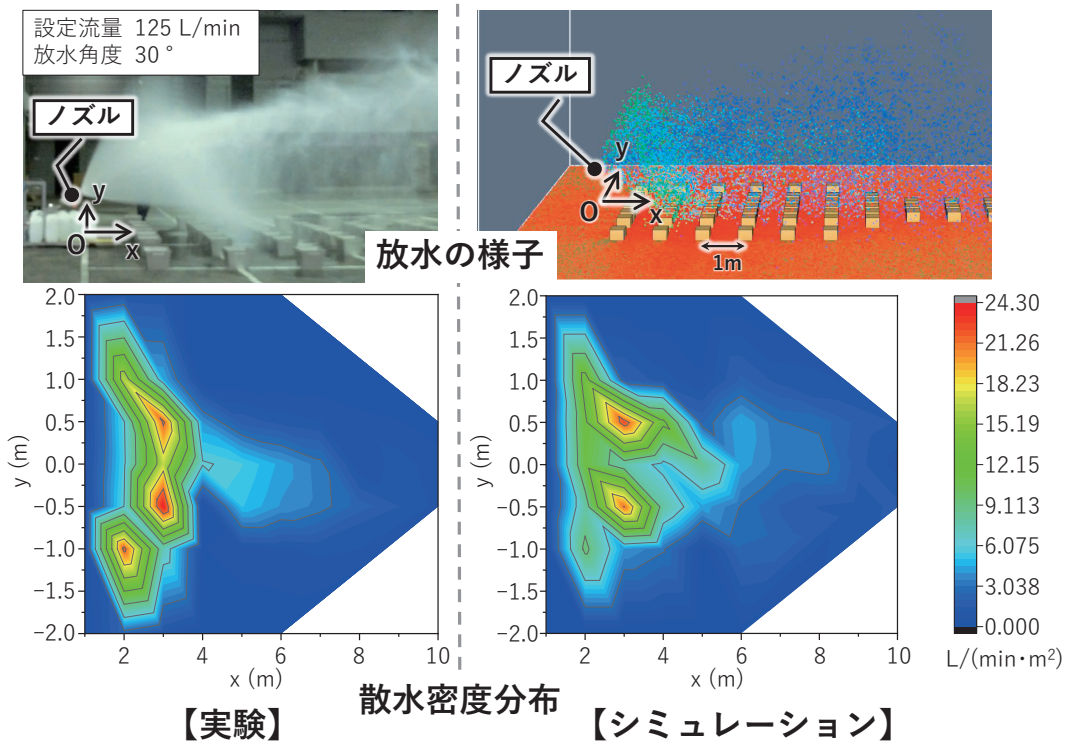
第6-8図 防火靴の試作品（カットモデル）



従来品は踏抜き防止板が底面に入っているが、その範囲を外れた外力（釘）には穿孔が認められた（左）。それに対して、研究開発した踏抜き防止繊維を全面に施した踏抜き防止防火靴の場合は、全方向からの外力（釘）に耐性を示した（右）。

b 火災シミュレーションを用いた消火活動検証技術の研究開発

第6-9図 消防用ガンタイプノズルを用いた噴霧放水時の放水の様子と床面の散水密度分布（実験とシミュレーションの比較）



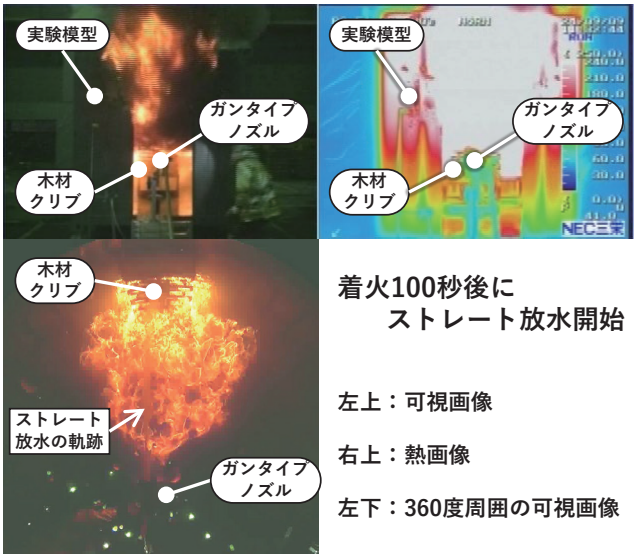
消防用ガンタイプノズルを用いたストレート放水実験で実測された散水密度分布について、実験に比べ放水シミュレーションでは過大評価していたが、放水モデルの設定パラメータのうち、水滴を代表する大きさ、噴霧角度、放水速度に対してパラメータスタディを実施し、加えてノズル先端から一定の距離までは水滴に空気抵抗を作用させない工夫をすることによって、放水シミュレーション結果の散水密度分布を実験結果とおおむね一致させることができた。

消防用ガンタイプノズルを用いた噴霧放水実験の散水密度分布について、放水モデルのストレート放水の設定パラメータから噴霧角度を大きくし、ノズル近傍の空気抵抗を作用させることによって、噴霧放水の場合についても、放水シミュレーション結果の散水密度分布を実験結果とおおむね一致させることができた（**第6-9図**）。

c　消火実験による消火活動時の危険回避に資する技術

12フィートコンテナを改造した実大規模の実験模型における火災実験に対して、公設消防機関で使用されている大手のメーカー２社の消防用ガンタイプノズルを使用して、その放水に関する性状と放水の効果を定量的に調べ比較した。実験では、温度と熱放射を測定するとともに、熱画像と360度周囲の可視画像を撮影した（**第6-10図**）。その結果、実験模型内で燃焼する木材クリブに噴霧放水した場合とストレート放水した場合では、噴霧放水した場合のほうが区画内の温度低下が大きかった。放水開始前は、模型内部の上方にあった煙の層が、噴霧放水を行った場合は、煙の層が降下し、煙が床面近くまで降りてきたことにより、模型内部の様子が見えなくなったのに対し、ストレート放水を行った場合は、そのような現象は観察されなかった。このように、放水方法の違いによる火災状況の違った変化を映像でも記録することができ、消防職員の消火活動の経験不足を補うことに資するデータ・情報を取得することができた。

第6-10図　熱画像と360度周囲の可視画像



イ　火災状況に応じた消防隊の放水方法

（ア）　背景・目的

消防活動の放水技能には教育訓練の内容や消火活動経験が影響すると考えられる。火災件数は全国的に減少傾向であり、このことは活動経験の減少につながるため、それを補う教育訓練の内容は重要なものとなる。消防職員に火災状況に応じた放水方法に関する情報及び放水による火災室の環境変化に関する情報を共有することは適切で安全な活動のために必要である。

そこで、本研究では火災状況に応じた適切な放水方法を明らかにするため、実験的な検証を行い整理し、それらを教育資料として役立てることを目的としている。

（イ）　令和６年度の主な研究開発成果

先進的と呼ばれる新たな放水技術について消防本部の取組と実状を把握するため、複数の消防本部等へ聞き取りを行った。少量の水を間欠的に繰り返し放水する技術を消防本部として活動に取り入れたり、消防職員が自発的に新たな放水技術の活用を検討したりする等の取組が見られた。

実験等で得られた成果を活用して火災性状に関する消防職員向け資料を作成し、消防大学校警防科及び予防科の学生に対して講義を行った。牛乳パックを用いた簡易な燃焼実験から木造建築と耐火建築での火災状況の違いを示し、長さ約12mの実大燃焼区画での実験からストレート放水と噴霧放水による冷却効果の違いを説明した。また、令和５年度に試作した講義資料を改良し、消防大学校警防科の学生に対し、これを用いて熱画像直視装置の活用に関する

講義を行った。

（5） 危険物施設における火災等事故・地震災害を抑止するための研究

ア 石油タンクの地震被害予測高精度化のための研究

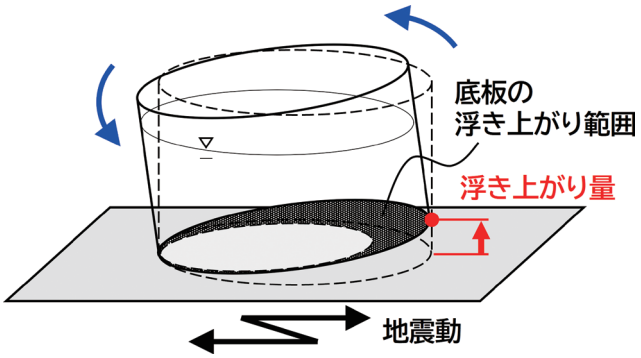
（ア） 背景・目的

危険物施設における地震災害を抑止する上で、石油類の貯蔵・取扱量が多く、危険性が他の施設よりも大きな大型石油タンクの地震時の被害予測を高い精度で行うことは重要である。石油タンクの地震被害を高精度に予測する上での課題には、入力地震動の予測精度向上と、石油タンクの地震動応答評価精度向上の２つがある。本研究では、入力地震動については、石油タンク上部からの油の流出やタンク火災につながるタンク内の液面揺動の原因となる周期数秒から十数秒の長周期地震動の予測の高精度化に向けて、石油タンクサイトに対する経験的長周期地震動予測式の改良に取り組んでいる。また、石油タンクの地震動応答評価については、タンク底部からの大量の油の流出につながる短周期地震動によるタンク底部の浮き上がり現象（**第6-11図**）につき、浮き上がり量計算法の改良に取り組んでいる。

（イ） 令和６年度の主な研究開発成果

石油タンクサイトに対する経験的長周期地震動予測式の改良版の考案のため、令和３年度までに収集・整理した岩盤上で観測された長周期成分を含んでいる地震動の観測記録を用いて、震源における長周期地震動の励起の強さと震源深さの関係の分析を引き続き行った。その結果、経験的長周期地震動予測式は、長周期の地震波の射出強度の震源深さ依存性を考慮するような見直しを行うことにより、予測精度が向上する可能性があることが分かった。タンク浮き上がり量計算法の改良については、タンクの浮き上がりに抵抗する内容液の質量の評価のしかたを見直すことにより、計算精度をある程度向上させることができた。また、タンクの浮き上がりに抵抗する内容液の質量の評価は、底板の浮き上がり範囲の形状を表現したモデルに基づいて行われるが、このモデルをより適切なものにすることにより、さらに計算精度が高まる可能性があることも分かった。

第6-11図 地震動によるタンク底部の浮き上がり現象の模式図



イ 化学物質等の製造・貯蔵工程における火災危険性の評価方法の研究

（ア） 背景・目的

現代社会において、科学技術の発達及び社会環境の変化に伴って、膨大な種類の火災危険性を有する化学物質等が製造・使用されている。さらに、化学物質等の火災危険性は取扱い方法によって異なる。化学物質等を取り扱う施設等が、一旦、火災となると多大な人的被害、経済的損失及び環境破壊をもたらすことから、化学物質等の火災予防が特に重要である。

本研究では、化学物質等の製造・貯蔵中における火災危険性に焦点を当て、取扱い方法に即した火災危険性を評価するための方法を提言することを目的としている。本研究成果は火災に対する予防・被害軽減対策に役立てることができる。また、火災原因調査においても化学物質等が火災となる温度条件等を検討することにより火災原因を特定する手法として有効である。

（イ） 令和６年度の主な研究開発成果

製造・貯蔵中に濃縮によって反応暴走を起こす有機過酸化物について、試料からの発熱を熱損失がない状態で測定可能な断熱型熱量計を用いて濃度と発熱速度の関係を測定することによって、火災危険性が評価できることを示した。有機過酸化物の一つである過酸化ジ-tert-ブチル（DTBP）をトルエンに溶かした溶液を試料として、DTBP濃度と分解の激しさに関する測定結果から、DTBP濃度が80wt%以上になると最大発熱速度が急激に上昇し、分解の激しさが増加することが分かった。また、貯蔵中に発酵により自然発火を起こす木質ペレットについて、混合によって発生する熱を測定可能な反応熱量計を用いて水を添加した試料から発生する湿潤熱（水が

固体に接触したときに発生する熱）及び発酵熱を測定することによって、火災危険性が評価できることを示した。木質ペレットの30℃における測定結果において、水を添加した直後に湿潤熱が測定され、約50時間後に自然発火を起こす可能性が高い発熱量を有する発酵熱が観測された。

（６）　地下タンクの健全性診断に係る研究開発

ア　背景・目的

ガソリンスタンド等で用いられている鋼製一重殻地下タンクで老朽化の進んだものに対しては、腐食防止のため、内面にガラス繊維強化プラスチックを施工する（ライニング）事例が増加しているが、ライニングは長期間の使用により防食性を損なうおそれがあることから、その経年劣化の状況（健全性）を点検により確認することが危険物流出事故防止のために重要である。しかし、現状のライニングの点検方法は主に目視による定性的なものであり、健全性を詳細に把握することができない。こうしたことから、本研究では、長期間使用された鋼製一重殻地下タンクの内面ライニング鋼板（ライニングが施工された鋼板）の健全性の定量的診断手法の確立を目指して、ライニング鋼板に対する非破壊計測により得た測定値と防食性の観点から見た劣化・腐食状態との関係を明らかにする研究開発に取り組んだ。

イ　令和６年度の主な研究開発成果

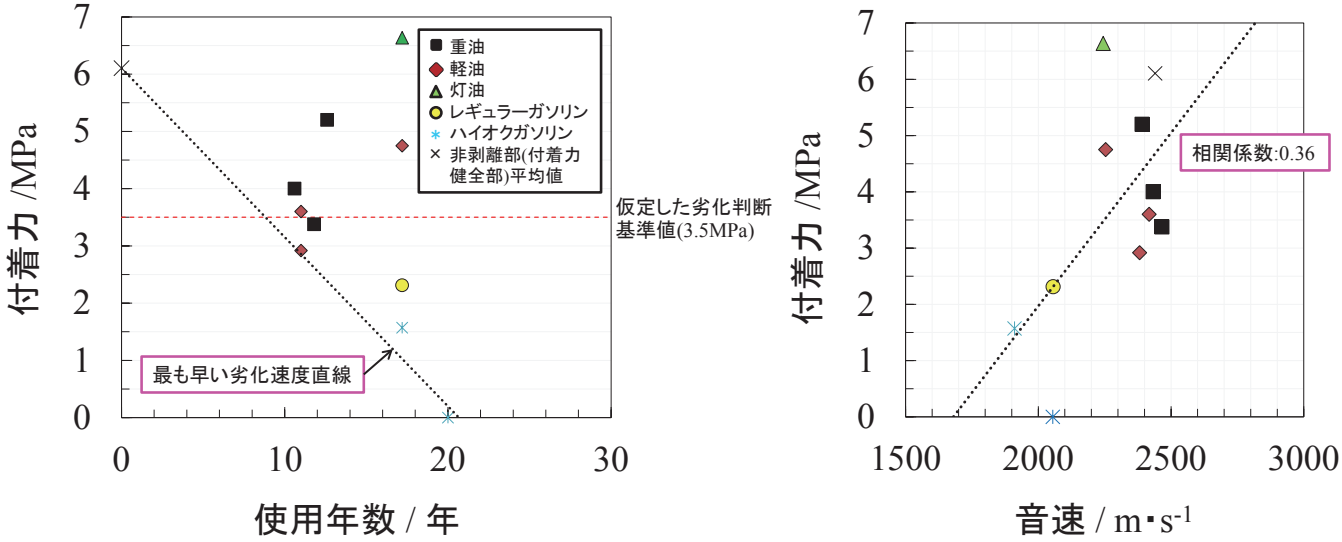
様々な石油燃料を貯蔵した実機の地下タンクから、ライニング鋼板サンプルを複数入手し、それらに対する付着性試験（ライニングの表面に固定した治具を強制的に引き剥がした際の破断状況・付着力（引き剥がしに要した力）から防食性能を評価する破壊検査）とライニング内部を伝わる超音波の速さ（音速）の非破壊計測を行った。まず、付着力と使用年数の関係を整理することで、防食性の劣化速度の推定を試みた。その結果、ライニングの付着力が一般に不良とされる数値に至るまでの時間は早いもので約10年、すなわち、内面ライニングの平均寿命は安全側にみると約10年であることを示した（**第6-12図**左）。さらに、付着力と音速値の関係を整理した結果、音速は非破壊かつ比較的簡易なライニングの防食性劣化度の定量的な指標になる可能性を示した（**第6-12図**右）。つまり、音速を用いることで、将来的に定量的なライニング鋼板の健全性診断が行える可能性を見いだした。

（７）　消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発

ア　背景・目的

大規模倉庫等の施設で火災が発生した場合、現行の消防用設備等を用い適切に消火又は延焼阻止できるように消防訓練等が行われているが、倉庫等の特徴である高い火災荷重（単位面積当たりの可燃物の重量）や各物品の可燃性の違い等が要因で初期消火に失敗した場合、急速な延焼拡大により大量の濃煙熱気が発生する。また、倉庫の構造上、外壁開口部が少ないため、外部からの消火活動及び消防隊が内部進入できない等により消火活動は極めて困難とな

第6-12図　平均付着力に対する使用年数（左図）と音速（右図）の関係



る。

本研究は、近年多発している消火活動困難性が極めて高い倉庫火災等に対し、安全で有効な消火手法及び消火戦術の検討を行うことを目的としている。

イ　令和６年度の主な研究開発成果

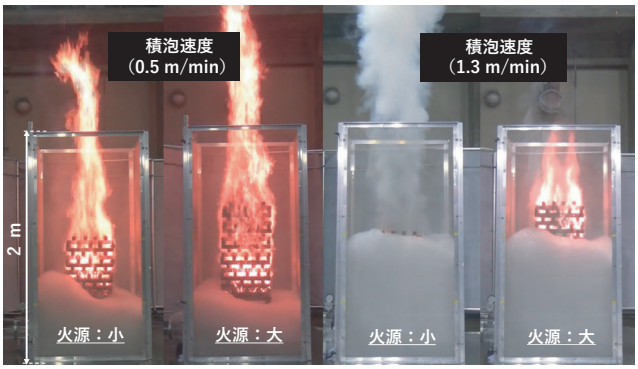
（ア）　倉庫模型を用いた水蒸気消火手法の検討

倉庫火災に対する新たな消火手法として、水蒸気の活用可能性について検証を行った。昨年度までのラボレベルの小規模実験において、水蒸気は、他のガス系消火剤（窒素、二酸化炭素）と同等の消火性能を有することが示された。令和６年度は、容積62㎥の倉庫模型を用いた中規模実験（**第6-13図**）を行い、ｎ-ヘプタン火炎に対し、水蒸気により消炎可能であることを実験的に示した。スケールアップした中規模実験でも水蒸気消火手法の活用可能性を示すことができた。

（イ）　冠泡消火手法の性能評価に関する検討

倉庫等の障害物が多い区画火災に有効である、高い膨張率*1の泡（膨張率250倍）を用いた冠泡消火手法について、積泡速度*2及び火源の規模を変化させた実験を実施した。その結果、積泡速度が速い場合（1.3m/min）には、火源の規模にかかわらず消火が可能であった。一方、積泡速度が遅い場合（0.5m/min）は、火源の規模が大きい条件下では消火が困難となった。これにより、大きな火源を消火するには、積泡速度を大きくしなければならないことが確認された（**第6-14図**）。

第6-14図　高膨張率（250倍）の泡を用いた冠泡消火実験の様子



（８）　救急搬送における感染症対応に関する研究開発

ア　背景・目的

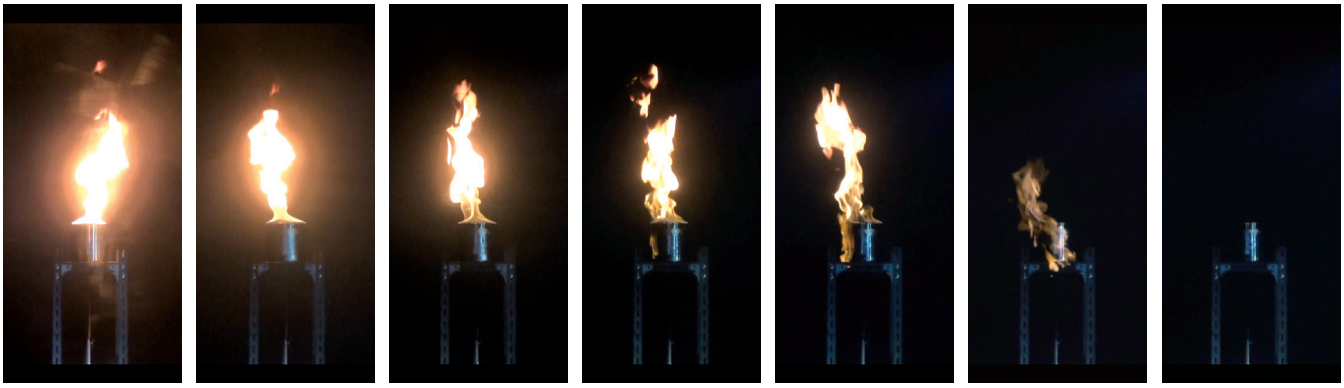
救急隊員は、基本的に全ての傷病者に対して感染防止策を講じているが、常に感染リスクにさらされている。また、救急出場件数に関しては感染症拡大期や今後の高齢化に伴い増加する可能性があり、救急業務の効率化が求められる。

そこで、救急隊員の感染リスクをより下げるために救急隊員が暴露されるウイルス量を低減する気流制御方法の研究及び変化する救急需要に応じて望ましい位置に救急隊の待機場所を変更することにより平均現場到着所要時間を短縮する手法の研究を行う。

イ　令和６年度の主な研究開発成果

救急隊員が暴露されるウイルス量を低減する研究では、開発した気流制御装置（**第6-15図**）の除去性

第6-13図　倉庫模型内で実施した水蒸気によるｎ-ヘプタン火炎の消炎時の様子

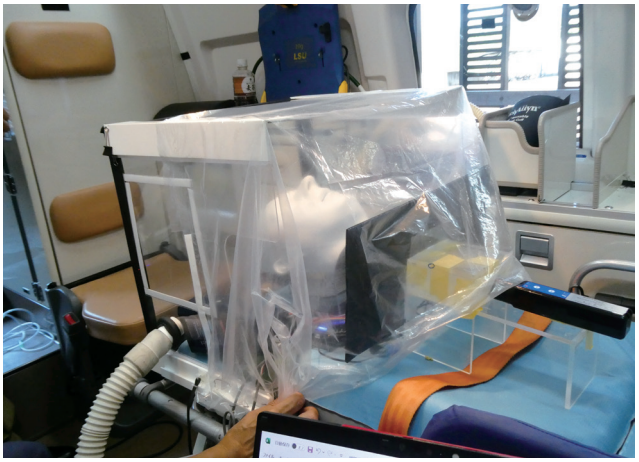


0分（水蒸気注入）　4分　5分　6分　7分　8分　8分36秒（消炎）

＊1　泡の密度に対する泡水溶液の密度の比
＊2　泡が可燃物を覆う際の単位時間当たりの積み上がる距離

能実験を行い、気流制御装置内の横たわった傷病者の口元から発したスモーク濃度を100％とした時、気流制御装置外では５％未満になることを明らかにした。

第6-15図　気流制御装置



現場到着所要時間の平均を短縮する手法では、実用化を見据えた汎用性の高い手法とするために、これまでの平坦な地形の地区に加え山間地や入江を含む地区での検証を行い、北九州市消防局において現場到着所要時間の平均が0.25分短縮する（救急隊0.66隊の増隊に相当する効果と考えられる）こと等を明らかにした。また、研究成果の消防機関における利活用を推進するためのオンライン説明会を開催し308の消防機関が参加した。現在、複数の消防機関において今後の導入を検討中である。

2 火災原因調査等及び災害・事故への対応

（１）　火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等

ア　火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等の実施

消防研究センターでは、大規模あるいは特異な火災・危険物流出等の事故を中心に、全国各地においてその原因調査を実施している。また、消防本部に対する技術支援として、消防本部から依頼を受け、原因究明のための鑑識*3、鑑定*4及び現地調査を実施している。

令和６年度から令和７年度（９月30日現在）までに実施した主な火災原因調査は**第6-2表**のとおりである。また、令和６年度に行った鑑識は103件、鑑定は55件、令和７年度（９月30日現在）に行った鑑識は54件、鑑定は17件である。

イ　火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査の高度化に向けた取組

消防研究センターでは、走査型電子顕微鏡、デジタルマイクロスコープ、Ｘ線CT撮影装置、ガスクロマトグラフ質量分析計、フーリエ変換赤外分光光度計、Ｘ線回折装置等の調査用の分析機器をはじめとして、研究用の分析機器も含めて、観察する試料や状況に応じて使用する機器を選択し、火災や危険物流出等事故の原因調査を行っている。また、従来の研究や調査から得られた知見を取り入れ、更なる原因調査の高度化に向けた取組も行っている。

さらに、高度な分析機器を積載した機動鑑識車

第6-2表　火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査の現地調査実施事案一覧（令和６年度から令和７年度（９月30日現在）までの調査実施分）

No.	調査区分	出火日（発災日）	場　所	施設等名称等	概　要	現地出向者数（延べ人数）
1	依頼調査	Ｒ６.３.27	鹿児島県伊佐市	蓄電池設備	大規模太陽光発電所の蓄電池設備建屋で爆発・火災が発生し、消防隊員４人が負傷し、建物130㎡及び隣接する変電設備を焼損したもの。	５人
2	依頼調査	Ｒ６.10.29	長野県上田市	工場	きのこ工場の内部から出火し、約7,000㎡を焼損したもの。	５人
3	長官調査（主体調査）	Ｒ７.２.26	岩手県大船渡市	林野	大船渡市赤崎町地内から出火し、短時間に広範囲に延焼拡大したもの。約3,370haの範囲に延焼し、１人が死亡、226棟が焼損。	15人
4	依頼調査	Ｒ７.６.17	埼玉県比企郡滑川町	工場	接着剤工場から出火し、１人が負傷、約20㎡を焼損したもの。	７人

＊３　鑑識：火災の原因判定のため具体的な事実関係を明らかにすること。
＊４　鑑定：科学的手法により、必要な試験及び実験を行い、火災の原因判定のための資料を得ること。

（**第6-16図**）を整備しており、火災や危険物流出等事故の現場において迅速に高度な調査活動を可能とするとともに、消防本部で実施する鑑識・鑑定の支援においても活用している。

第6-16図　機動鑑識車



外観　　内部

（2）　災害・事故への対応

消防研究センターでは、火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査に加え、災害・事故における消防活動において専門的知識が必要となった場合には、職員を現地に派遣し、必要に応じて助言を行う等の消防活動に対する技術的支援を行っている。また、消防分野の施策や研究開発の実施・推進にとって重要な災害・事故が発生した際にも、現地に職員を派遣し、被害調査や情報収集等を行っている。

災害・事故における消防活動に対する主な技術的支援としては、令和７年１月28日に発生した埼玉県八潮市における道路陥没事故について、職員を現地に派遣して、救助活動の安全確保等に関する技術的支援を行った。また、令和７年２月26日に発生した岩手県大船渡市における林野火災について、職員を現地に派遣して、損害調査の方法に関する技術的支援を行った。

研究開発に係る災害・事故の調査としては、令和６年８月８日の日向灘の地震により鹿児島県内の石油貯蔵施設で発生した被害につき、石油タンク等の危険物施設の地震被害予測高精度化を目的とした現地調査を行った。また、奈良県下北山村（令和５年12月23日発生）、愛媛県松山市（令和６年７月12日発生）、愛知県蒲郡市（令和６年８月27日発生）における土砂災害につき、救助活動における安全管理及び情報分析のための技術開発を目的とした現地調査を行った。

3　研究成果をより広く役立てるために

消防研究センターでは、研究開発によって得られた成果がより広く利活用されるように次の活動を行っている。

（1）　一般公開

毎年４月の「科学技術週間」に合わせて消防研究センターを一般に公開し、実験施設等の公開、展示や実演を通じた研究開発等の紹介を行っている。令和７年度は、前年度同様、施設を公開しての実開催とするとともにオンライン開催も行った。実開催では31項目を公開し、来場者数は436人であった。また、オンライン開催は令和６年度と同じ11日間ではあったが動画数を２増やして87とした。一般公開ページへのアクセス数は約5,030件となった。

（2）　全国消防技術者会議

消防に関わる全国の技術者が消防分野における科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、他の発表者や聴講者と討論を行う場として、昭和28年度（1953年度）から「全国消防技術者会議」を毎年度開催している。72回目となる令和６年度の会議では、特別講演及び「令和６年度消防防災科学技術賞」の受賞作品の発表を行った。11月21日及び22日の２日間の来場者数は延べ850人を超える方々の参加があった。

（3）　消防防災研究講演会

消防研究センターの研究成果の発表及び消防関係者、消防防災分野の技術者・研究者等との意見交換のため、平成９年度（1997年度）から「消防防災研究講演会」を毎年度開催している。令和６年度は全国消防技術者会議に合わせて会場開催とし、11月21日に第27回消防防災研究講演会「令和６年能登半島地震における輪島市大規模火災」を開催し、これまでの研究成果、得られた知見及び課題について議論した。

（4）　調査技術会議

消防研究センターでは、消防本部が行った火災及び危険物流出等事故に関する調査事例や、最新の調査技術を互いに発表する「調査技術会議」を開催している。この会議は、調査技術や調査結果の行政反映方策に関する情報を共有して、消防本部の火災調査及び危険物流出等事故調査に関する実務能力を全国的に向上させることを目的としており、会議で発表された調査事例は、年度末に取りまとめて消防本

部に配布し、情報共有を図っている。令和６年度は、東京、名古屋、仙台、札幌、神戸及び熊本の６都市で開催し、火災事例発表が36件、危険物流出等事故事例発表が６件行われた。

（５）　消防防災科学技術賞

消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、消防職団員や一般の方による消防防災機器等の開発・改良及び消防防災科学に関する論文並びに消防職員による原因調査事例報告のうち、特に優れたものを消防庁長官が表彰する制度を平成９年度（1997年度）から実施している。

令和６年度は68編の応募があり、選考委員会による選考の結果、30編の受賞作品（優秀賞27編、奨励賞３編）が決定され、11月22日に表彰式を実施するとともに、同日の全国消防技術者会議の中で受賞作品の発表が行われた。

（６）　施設見学

消防研究センターの実験施設や研究成果等の見学については、令和６年度は消防大学校入校者を中心に計522人を受け入れた。

（７）　消防防災等に関する研究開発等動画の配信

令和３年度から、一般公開及び全国消防技術者会議において配信した動画の多くについてイベント終了後、消防研究センターホームページ（ライブラリー）に、消防研究センターの研究開発等の動画及び消防機関等の発表動画を配信している。

消防の技術戦略に関する事業

消防庁では、「消防技術戦略会議」における議論を踏まえ、次の事業を実施していくこととしている。

１「消防防災科学技術研究推進制度」（競争的研究費）

「消防防災科学技術研究推進制度」は、消防庁の重要施策等の推進のため、消防庁の調査検討事業等に資する研究・開発を委託する事業である。本制度では、広く研究開発課題を募り、提案された課題の中から、学識経験者等からなる「消防防災科学技術研究推進評価会」の審議結果に基づき、政府方針や消防行政における重要施策等を踏まえ、採択する研究開発課題を決定している。

令和７年度は、新規研究課題として17件、令和６年度からの継続研究課題として５件を採択し、研究開発を実施している（**資料6-1**、**資料6-2**）。本制度では、令和６年度までに183件の研究・開発を終了しており、これにより消防防災分野に有用な多くの知見が得られるとともに、資機材等の社会実装や施策への反映などその成果が活用されている。

２消防分野における最新技術活用検証事業

消防庁では、令和７年度より、関係省庁（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、内閣府防災、文部科学省、経済産業省）や研究機関等（国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構）、消防機関と連携し、「消防分野における最新技術活用検証事業」を実施している（詳細は**特集７**参照）。

消防機関の研究等

消防機関の研究部門等においては、消防分野における科学技術に関する研究・開発として、主に、資機材等の開発・改良、消防隊員の安全対策に関する研究、救急及び救助の研究、火災性状に関する研究等、災害現場に密着した技術開発や応用研究を行うとともに、火災原因調査に係る原因究明のための研究（調査、分析、試験等）、危険物に関する研究が行われている。また、東京消防庁をはじめ、札幌市消防局、川崎市消防局、横浜市消防局、名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局及び北九州市消防局の９消防機関においては、毎年度「大都市消防防災研究機関連絡会議」を開催するなど、消防防災科学技術についての情報交換・意見交換等を行っている（**資料6-3**）。

消防分野における科学技術の研究に関する取組

消防分野における課題解決のため、消防機関のニーズ把握に取り組むとともに、危機管理産業展（RISCON TOKYO）に参加する等により周知活動

に取り組んでいる。



危機管理産業展2025（RISCON TOKYO）における出展の様子

図表索引

第１章

第１節
第１－１－１図　火災の推移と傾向図…… 3
第１－１－２図　火災覚知方法別出火件数…… 4
第１－１－３図　火災による死傷者数の推移…… 5
第１－１－４図　火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）…… 6
第１－１－５図　火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）…… 7
第１－１－６図　建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況…… 7
第１－１－７図　建物用途別の死者発生状況…… 8
第１－１－８図　建物火災の死因別死者発生状況…… 8
第１－１－９図　住宅火災の件数及び死者数の推移（放火自殺者等を除く。）…… 8
第１－１－10図　住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）…… 9
第１－１－11図　住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）…… 9
第１－１－12図　住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）……10
第１－１－13図　時間帯別住宅火災の死者発生状況（放火自殺者等を除く。）……10
第１－１－14図　住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）……11
第１－１－15図　主な出火原因別の出火件数……11
第１－１－16図　放火及び放火の疑いによる火災件数の推移……12
第１－１－17図　建物火災の火元建物用途別の状況……12
第１－１－18図　林野火災の月別出火件数……13
第１－１－１表　防火対象物数……15
第１－１－２表　近年の消防庁長官による火災原因調査の結果を踏まえた火災予防上の措置の概要……19
第１－１－19図　最近５年間の製品火災及び原因の特定に至らなかった火災の調査結果の推移……20
第２節
第１－２－１図　危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移……22
第１－２－２図　危険物取扱者試験実施状況……23
第３節
第１－３－１図　石油コンビナート事故発生件数の推移……26
第１－３－２図　原因別の一般事故件数……27
第１－３－３図　石油コンビナート等特別防災区域の指定状況……28
第４節
第１－４－１図　空中消火の実施状況……34
第５節
第１－５－１図　風水害による過去10年間の被害状況の推移……36
第１－５－１表　令和６年中の主な風水害による被害状況等……36
第１－５－２表　令和７年１月から10月までの主な風水害による被害状況等……37
第６節
第１－６－１表　最大震度別地震発生状況の推移（震度５弱以上）……39
第１－６－２表　令和６年中の主な地震災害による被害状況等……40
第１－６－３表　令和７年１月から10月までの主な地震災害による被害状況等……41
第１－６－４表　大規模地震対策の概要……42
第１－６－５表　防災拠点となる公共施設等の耐震率……42
第１－６－１図　震度情報ネットワークシステムの概要……43
第７節
第１－７－１図　我が国の原子力発電所立地地点……45
第１－７－２図　避難指示区域の概念図……46
第８節
第１－８－１表　令和６年以降の主な火山活動……48
第１－８－１図　トンネルに係る火災件数の推移……49

第２章

第１節
第２－１－１図　消防職団員数の推移……55

第２－１－２図　消防本部の設置方式の内訳……56
第２－１－３図　NET119の流れ……57
第２－１－４図　三者間同時通訳の流れ……57
第２－１－５図　令和７年度消防庁予算の概要……59
第２節　第２－２－１図　消防本部数と常備化率……63
第２－２－２図　消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置（令和７年度）……65
第３節　第２－３－１表　消防職団員の出動及び出向状況……67
第２－３－１図　ハラスメント等通報制度・ハラスメント相談窓口のイメージ（単独消防本部の場合）……69
第２－３－２図　女性消防吏員数・割合の推移……70
第２－３－３図　男性消防職員の育児休業取得者及び育児休業取得率の推移……72
第５節　第２－５－１図　救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況……77
第２－５－２図　救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況……78
第２－５－３図　救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移……78
第２－５－４図　救急隊数の推移……79
第２－５－５図　救急隊員数の推移……80
第２－５－６図　救急救命士運用隊数の推移……80
第２－５－７図　救急救命士数の推移……81
第２－５－８図　救急出動件数・救急搬送人員の推移とその将来推移（2000年～2030年）……84
第２－５－９図　心原性かつ一般市民による目撃のあった症例の１か月後の生存率及び社会復帰率……85
第２－５－10図　一般市民により除細動が実施された件数の推移……86
第６節　第２－６－１図　事故種別救助活動件数の状況……88
第２－６－２図　事故種別救助人員の状況……88
第７節　第２－７－１図　消防防災ヘリコプターの配備状況……92
第２－７－２図　消防防災ヘリコプターによる災害出動状況（過去５年間）……93
第２－７－３図　消防防災ヘリコプターの運航時間の内訳（令和６年）……93
第２－７－４図　段階的審査のイメージ……95
第２－７－５図　段階的な訓練イメージ……95
第８節　第２－８－１図　緊急消防援助隊の部隊編成……98
第２－８－１表　特別な任務を行う部隊……99
第２－８－２図　迅速な出動について……100
第２－８－３図　緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン……100
第９節　第２－９－１表　地方公共団体における業務継続計画、受援計画の策定率……106
第10節　第２－10－１図　火災・災害等即報の概要……109
第２－10－２図　消防防災通信ネットワークの概要……110
第２－10－３図　映像伝送システムの概要……111
第２－10－４図　ヘリコプターからの映像伝送の概要……111
第２－10－５図　主たる災害情報伝達手段の概要……113
第２－10－６図　消防庁映像共有システムの運用例（令和６年能登半島地震での活用）……113

第３章

第１節　第３－１－１図　国民の保護のための措置の仕組み……117
第３－１－２図　Ｊアラートの概要……118
第３－１－３図　安否情報の流れ（関係機関相関イメージ）……120

第３－１－４図　特殊標章…… 121
第２節　第３－２－１図　弾道ミサイル飛来時の行動について…… 125
第４章
第４－１図　阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助の状況…… 131
第４－２図　自主防災組織の推移…… 132
第５章
第５－１図　国際緊急援助の概要…… 137
第５－２図　救助チーム等の派遣（要請）までの流れ…… 137
第６章
第６－１表　消防研究センターにおける研究開発課題…… 148
第６－１図　八潮市道路陥没事故におけるドローンの利活用事例…… 149
第６－２図　津波避難ダイヤグラム…… 150
第６－３図　開発中の後退防止切替機能付き電動車椅子…… 150
第６－４図　改良した消防力運用シミュレーションのパラメータ設定画面…… 151
第６－５図　野焼き時に発生した火災旋風（左）・火災旋風の移動経路と発生時の延焼状況（右）… 151
第６－６図　溶融痕中のボイド…… 152
第６－７図　ミストの着火の様子…… 152
第６－８図　防火靴の試作品（カットモデル）…… 153
第６－９図　消防用ガンタイプノズルを用いた噴霧放水時の放水の様子と床面の散水密度分布（実験とシミュレーションの比較）…… 153
第６－10図　熱画像と360度周囲の可視画像 …… 154
第６－11図　地震動によるタンク底部の浮き上がり現象の模式図…… 155
第６－12図　平均付着力に対する使用年数（左図）と音速（右図）の関係…… 156
第６－13図　倉庫模型内で実施した水蒸気によるn-ヘプタン火炎の消炎時の様子 …… 157
第６－14図　高膨張率（250倍）の泡を用いた冠泡消火実験の様子 …… 157
第６－15図　気流制御装置…… 158
第６－２表　火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査の現地調査実施事案一覧（令和６年度から令和７年度（９月30日現在）までの調査実施分）…… 158
第６－16図　機動鑑識車…… 159

資料

資料目次

資料Ⅰ　東日本大震災における都道府県別死者数等及び住家被害等（令和７年３月１日現在）……資１
資料Ⅱ　消防防災施設災害復旧費補助金　対象施設……資２
資料Ⅲ　消防防災設備災害復旧費補助金　対象設備……資２
資料Ⅵ　令和６年度及び令和７年度における法令の制定（消防庁所管分のうち主なもの）……資３
資料１－１－１　令和６年中の主な火災……資４
資料１－１－２　都道府県別火災損害状況……資５
資料１－１－３　月別火災損害状況……資８
資料１－１－４　出火原因別火災損害状況……資９
資料１－１－５　主な出火原因の推移（上位10位）……資10
資料１－１－６　昭和21年以降の火災損害状況……資11
資料１－１－７　昭和21年以降の大火記録……資13
資料１－１－８　昭和21年以降の火災損害比較……資14
資料１－１－９　火災の状況……資15
資料１－１－10　出火件数の構成比率……資16
資料１－１－11　四季別出火状況……資16
資料１－１－12　出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化……資16
資料１－１－13　都道府県別出火率……資17
資料１－１－14　初期消火における消防用設備等の使用状況……資17
資料１－１－15　都道府県別の火災による死者の状況……資18
資料１－１－16　月別の火災による死者発生状況……資18
資料１－１－17　月別の火災による死傷者発生状況……資19
資料１－１－18　時間帯別火災100件当たりの死者発生状況……資19
資料１－１－19　時間帯別の出火件数及び死者数……資19
資料１－１－20　火災による死因別死者発生状況の推移……資19
資料１－１－21　死亡に至った経過と年齢別の死者発生状況……資20
資料１－１－22　年齢別・性別放火自殺者等発生状況……資21
資料１－１－23　火災による年齢別・性別死者発生状況……資21
資料１－１－24　用途別の主な火災事例……資22
資料１－１－25　火災による死傷者の発生状況……資24
資料１－１－26　火災種別ごとの死者発生状況……資24
資料１－１－27　建物用途別及び階層別の死者の発生状況……資25
資料１－１－28　建物構造別・死因別死者発生状況……資26
資料１－１－29　時間帯別の住宅火災による死者発生状況（放火自殺者等を除く。）……資26
資料１－１－30　火災による損害額の推移……資26
資料１－１－31　主な出火原因別の火災による損害額……資27
資料１－１－32　失火等による出火件数……資27
資料１－１－33　主な着火物別出火件数……資28
資料１－１－34　たばこによる火災の損害状況……資28
資料１－１－35　放火及び放火の疑いによる火災の損害状況……資29
資料１－１－36　放火及び放火の疑いによる時間帯別火災１件あたりの損害額……資29
資料１－１－37　放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別出火件数及び損害額……資29

資料１－１－38　こんろによる火災の損害状況……資30
資料１－１－39　建物火災の火元建物用途別の損害状況……資31
資料１－１－40　建物火災の主な出火原因と経過……資32
資料１－１－41　建物火災の月別火災件数……資33
資料１－１－42　火元建物の構造別損害状況……資33
資料１－１－43　建物火災の損害額及び焼損床面積の段階別出火件数……資33
資料１－１－44　林野火災の状況……資34
資料１－１－45　林野火災の焼損面積別損害状況……資34
資料１－１－46　林野火災の主な出火原因と経過……資34
資料１－１－47　車両火災の状況……資34
資料１－１－48　車両火災の主な出火原因と経過……資34
資料１－１－49　船舶火災の状況……資35
資料１－１－50　航空機火災の状況……資35
資料１－１－51　住宅用火災警報器の都道府県別設置率及び条例適合率……資35
資料１－１－52　全国の防火管理実施状況……資36
資料１－１－53　全国の統括防火管理実施状況……資37
資料１－１－54　全国の防災管理等実施状況……資38
資料１－１－55　全国の統括防災管理実施状況……資39
資料１－１－56　立入検査実施状況……資40
資料１－１－57　命令の状況……資40
資料１－１－58　防火対象物に関する命令等（消防法第５条、第５条の２及び第５条の３）の状況……資41
資料１－１－59　防火管理に関する命令等（消防法第８条及び第８条の２）の状況……資41
資料１－１－60　消防用設備等に関する措置命令等（消防法第17条の４）の状況……資42
資料１－１－61　重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果……資43
資料１－１－62　消防同意処理状況……資43
資料１－１－63　全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況……資44
資料１－１－64　消防設備士の数……資44
資料１－１－65　防炎防火対象物数及び防炎物品の使用状況……資45
資料１－１－66　検定申請状況及び型式適合検定合格数……資45
資料１－１－67　特殊消防用設備等の認定件数……資46
資料１－２－１　危険物施設における火災事故発生件数と被害状況……資47
資料１－２－２　危険物施設別火災事故発生件数……資47
資料１－２－３　危険物施設における出火原因物質別火災事故発生件数……資48
資料１－２－４　危険物施設における発生要因別火災事故発生件数……資48
資料１－２－５　危険物施設における着火原因別火災事故発生件数……資49
資料１－２－６　危険物施設における流出事故発生件数と被害状況……資49
資料１－２－７　危険物施設別流出事故発生件数……資50
資料１－２－８　危険物施設における流出物質別流出事故発生件数……資50
資料１－２－９　危険物施設における発生要因別流出事故発生件数……資51
資料１－２－10　危険物施設数の推移……資52
資料１－２－11　容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数（完成検査済証交付施設）……資53
資料１－２－12　危険物施設の規模別構成比……資54
資料１－２－13　危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳……資54

資料１－２－14　危険物施設等に関する措置命令等の推移……資55
資料１－３－１　死傷者の発生した一般事故件数及び死傷者の推移……資56
資料１－３－２　事故種別ごとの一般事故件数の推移……資56
資料１－３－３　特定事業所種別ごとの一般事故発生件数……資57
資料１－３－４　特定事業所業態別の一般事故件数……資57
資料１－３－５　石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況……資58
資料１－３－６　レイアウト事業所の新設等の届出……資61
資料１－３－７　主な石油コンビナート災害……資62
資料１－５－１　昭和23年以降の主な風水害等（死者及び行方不明者の合計が100人以上のもの）……資63
資料１－５－２　令和６年１月１日から12月31日までの間に発生した自然災害等による都道府県別被害状況……資64
資料１－６－１　関東地震以降の主な地震災害……資66
資料１－６－２　過去５年間に発生した最大震度６弱以上を観測した地震による都道府県別被害状況……資67
資料１－７－１　平成７年（1995年）以降の原子力施設における主な事故……資68
資料１－８－１　消防活動阻害物質に係る届出施設の状況……資68
資料１－８－２　消防活動阻害物質に係る事故件数……資69
資料１－８－３　消防活動阻害物質に係る火災事故の内訳……資69
資料１－８－４　消防活動阻害物質に係る漏えい事故の内訳……資70
資料１－８－５　主要港湾における消防機関の出動状況……資70
資料２－１－１　市町村の消防組織の現況……資71
資料２－１－２　都道府県別市町村消防組織一覧……資71
資料２－１－３　消防機関数と消防職団員数の推移……資72
資料２－１－４　消防吏員の年齢層別構成……資73
資料２－１－５　非常備町村一覧……資73
資料２－１－６　消防車両等の保有数……資74
資料２－１－７　119番通報件数（通報内訳別）……資74
資料２－１－８　119番通報件数（回線区分別）……資75
資料２－１－９　消防水利（主な人工水利）の整備数……資75
資料２－１－10　普通会計歳出決算額と消防費決算額との比較並びに１世帯当たり及び住民１人当たり消防費の推移……資75
資料２－１－11　消防費の性質別歳出決算額の推移……資76
資料２－１－12　消防費決算額の財源内訳……資76
資料２－１－13　国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況……資77
資料２－１－14　国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況……資78
資料２－１－15　令和７年度　消防庁予算の内訳……資79
資料２－２－１　平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和７年４月１日現在）……資80
資料２－３－１　消防職団員の公務による死傷者数……資81
資料２－３－２　消防職団員の公務による死者数の推移……資81
資料２－３－３　消防職団員の公務による負傷者数の推移……資81
資料２－３－４　消防本部における交替制勤務体制……資82
資料２－３－５　勤務体制別消防吏員数……資82
資料２－３－６　消防職員委員会の審議結果……資82
資料２－３－７　令和４年度に消防職員委員会において審議された意見の実現状況……資82
資料２－３－８　各年度の消防職員委員会開催状況……資83

資料２－３－９　各年度の消防職員委員会審議件数及び審議結果……資83
資料２－３－10「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を踏まえた対応策……資84
資料２－３－11　消防関係表彰の種類、表彰時期等一覧……資85
資料２－３－12　叙勲……資86
資料２－３－13　褒章……資86
資料２－３－14　内閣総理大臣表彰……資86
資料２－３－15　総務大臣表彰……資86
資料２－３－16　消防庁長官の定例表彰……資86
資料２－３－17　消防庁長官の随時表彰……資87
資料２－３－18　消防関係の各分野における表彰……資87
資料２－４－１　教育訓練実施状況……資88
資料２－５－１　救急出動件数及び搬送人員の推移……資89
資料２－５－２　救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員……資89
資料２－５－３　救急自動車による都道府県別事故種別救急出動件数……資90
資料２－５－４　救急自動車による都道府県別事故種別救急搬送人員……資91
資料２－５－５　救急自動車による事故種別傷病程度別搬送人員の状況……資92
資料２－５－６　救急自動車による年齢区分別搬送人員構成比の推移……資92
資料２－５－７　救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況……資93
資料２－５－８　救急隊員が行った応急処置等の状況……資94
資料２－５－９　救急業務実施市町村数の推移……資95
資料２－５－10　都道府県別救急業務実施状況……資96
資料２－５－11　医療機関への受入照会回数４回以上の事案の推移……資97
資料２－５－12　現場滞在時間30分以上の事案の推移……資97
資料２－５－13　一般市民による応急手当の実施の有無……資97
資料２－５－14　熱中症による救急搬送状況の年別推移……資98
資料２－６－１　救助活動件数及び救助人員の推移……資99
資料２－６－２　都道府県別救助活動件数及び救助人員……資99
資料２－６－３　事故種別救助出動及び活動の状況……資100
資料２－６－４　救助隊等が保有する主な救助器具及び搭乗する車両……資100
資料２－７－１　消防防災ヘリコプターの災害出動件数の内訳（過去５年間）……資101
資料２－７－２　緊急消防援助隊が出動した災害に係る航空小隊の出動件数及び救助・救急搬送人員数（過去５年間）……資101
資料２－７－３「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の出動実績（過去20年間）……資102
資料２－８－１　緊急消防援助隊登録状況……資103
資料２－８－２　緊急消防援助隊の部隊数の推移……資104
資料２－８－３　消防組織法第50条の無償使用制度による主な配備車両等……資105
資料２－８－４　緊急消防援助隊の出動実績……資106
資料２－８－５　緊急消防援助隊全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練の実施状況……資112
資料２－10－１　衛星通信ネットワーク地球局整備状況……資113
資料２－10－２　市町村防災行政無線通信施設整備状況……資114
資料２－10－３　過去５年間の防災行政無線等の整備率の推移等……資115
資料４－１　自主防災組織の都道府県別結成状況……資116

資料５－１　国際消防救助隊の連携訓練等の概要…… 資117
資料５－２　国際消防救助隊の派遣状況…… 資118
資料６－１　採択研究テーマの一覧…… 資119
資料６－２　応募件数、採択件数等の推移…… 資120
資料６－３　消防機関の研究部門等の概要…… 資121

資料Ⅰ　東日本大震災における都道府県別死者数等及び住家被害等（令和７年３月１日現在）

都道府県名	人的被害						住家被害					非住家被害		火災
	死者	行方不明	負傷者				全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	
				重傷	軽傷	程度不明								
	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	件
北海道	1		3		3			4	7	329	545	17	452	4
青森	3	1	110	25	85		308	701	1,005				1,402	11
岩手	5,147	1,107	213	4	50	159	19,508	6,571	19,068		6	529	4,179	33
宮城	10,571	1,215	4,148	502	3,618	28	83,005	155,131	224,202		7,796	9,948	16,848	137
秋田			11	4	7				5					1
山形	3		45	10	35			14	1,249			8	124	2
福島	3,948	224	183	20	163		15,483	83,698	141,065	1,061	351	1,010	36,882	38
茨城	66	1	714	34	680		2,637	25,054	190,537	33	610	1,763	22,644	31
栃木	4		133	7	126		261	2,118	74,173			718	9,706	
群馬	1		42	14	28			7	17,679					2
埼玉	1		104	10	94		24	199	16,511			95		12
千葉	22	2	268	31	237		807	10,313	57,505	61	455	12	827	18
東京	8		119	22	97		20	223	6,570			419	786	35
神奈川	7		137	17	120			41	459				13	6
新潟			3		3				17			4	5	
山梨			2		2				4			1	1	
長野			1		1									
静岡			3	1	2				13		5			
三重			1		1					2				
大阪			1		1							3		
徳島										2	9			
高知			1		1					2	8			
合　計	19,782	2,550	6,242	701	5,354	187	122,053	284,074	750,069	1,490	9,785	14,527	93,869	330

（備考）　1　被害状況には、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の余震による被害（別に被害状況のとりまとめを行っている令和３年２月13日に発生した福島県沖を震源とする地震及び令和３年３月20日に発生した宮城県沖を震源とする地震による被害を除く。）を含むほか、平成23年３月11日以降に発生した余震域外の被害の区別が不可能な地震による被害を含む。
2　不明箇所については、現時点で調査しているものも含む。
3　福島県の死者・行方不明者数については、他県の計上方法と異なるため、可能な範囲において重複計上や計上漏れを排除し、一部他県との整合を図り計上し直したもの。よって、消防庁と福島県の公表数に違いがある。
4　宮城県の非住家被害について、公共建物とその他の区分が整理できていない市町村の数値は、公共建物に計上している。

資料Ⅱ　消防防災施設災害復旧費補助金　対象施設

	補助対象施設
1	消防庁舎（訓練施設及び仮設の消防庁舎を含む。）
2	消防団拠点施設等整備事業（仮設の消防団拠点施設を含む。）
3	耐震性貯水槽
4	備蓄倉庫（仮設の備蓄倉庫を含む。）
5	防火水槽
6	林野火災用活動拠点広場
7	画像伝送システム（施設分）
8	消防救急無線施設
9	防災行政無線施設
10	消防指令センター整備事業
11	ヘリコプター離着陸場
12	その他の消防の用に供する施設

資料Ⅲ　消防防災設備災害復旧費補助金　対象設備

	補助対象設備
1	消防ポンプ自動車
2	水槽付消防ポンプ自動車
3	化学消防ポンプ自動車
4	救助工作車
5	救急自動車
6	はしご付消防ポンプ自動車
7	屈折はしご付消防ポンプ自動車
8	高発泡車
9	屈折放水塔車
10	大型高所放水車
11	泡原液搬送車
12	特殊災害対応自動車
13	支援車
14	海水利用型消防水利システム
15	自然水利活用遠距離送水システム
16	自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システム
17	小型動力ポンプ付水槽車
18	小型動力ポンプ付水槽車（林野火災対策用）
19	林野火災工作車
20	指揮車
21	電源車
22	給水車
23	起震車
24	震災工作車
25	消防艇
26	救助用資機材
27	高度救助用資機材
28	高度探査装置
29	テロ対策用特殊救助資機材
30	救急用資機材
31	震災初動対応資機材
32	林野火災対策用資機材
33	消防団設備総合整備事業
34	自主防災組織資機材等整備事業
35	消防救急無線設備
36	防災行政無線設備
37	全国瞬時警報システム（J-ALERT）
38	震度情報ネットワークシステム
39	ヘリコプターテレビ電送システム（地上設備）
40	その他の消防の用に供する設備

資料Ⅳ　令和６年度及び令和７年度における法令の制定（消防庁所管分のうち主なもの）

（令和７年10月31日現在）

法令名	公布年月日	施行年月日	要　旨
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令 （令和６年政令第359号）	令和６年12月６日	令和６年12月７日	石油コンビナート等特別防災区域のうち、酒田地区についてその指定を解除すること等の改正を行った。
消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令 （令和６年政令第394号）	令和６年12月27日	令和７年４月１日	非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の支払額の引き上げを行った。
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令 （令和７年政令第37号）	令和７年２月21日	令和７年４月１日	非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改定を行った。
危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令 （令和７年政令第191号）	令和７年５月14日	令和７年５月15日	リチウムイオン蓄電池の取扱い等に係る規制の見直し、製造所及び屋外タンク貯蔵所の基準に関する見直し、航空機に給油する場合の危険物の取扱いの技術上の基準の見直し並びに指定講習機関が実施する危険物の取扱作業の保安に関する講習の手数料の見直しを行った。
災害対策基本法等の一部を改正する法律 （令和７年法律第51号）	令和７年６月４日	令和７年６月４日 令和６年７月１日	令和６年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等に関する改正を行った。

資料1-1-1　令和６年中の主な火災

月	日	出火した市町村等	出火場所	死　者	負傷者	建物焼損床面積（㎡）	林野焼損面積（ａ）	損害額（千円）
1	1	石川県輪島市	併用住宅	16	0	29,339	0	1,714,952
1	2	東京都大田区	（航空機火災）	0	16	0	0	12,654,681
1	3	愛知県弥富市	共同住宅	3	1	189	0	2,809
1	3	福岡県北九州市小倉北区	飲食店	0	0	2,730	0	324,949
1	4	東京都新宿区	非特定複合用途	0	11	61	0	19,334
1	10	広島県広島市西区	一般住宅	3	3	75	0	12,352
1	13	広島県江田島市	（林野火災）	0	0	0	24,260	6,878
1	31	徳島県阿南市	工場・作業場	0	0	1,973	0	320,389
1	31	愛知県武豊町	事務所等	0	0	0	0	2,459,320
2	1	鹿児島県南さつま市	一般住宅	4	0	204	0	12,024
2	16	福島県相馬市	工場・作業場	0	0	3,925	2	146,884
2	19	兵庫県神戸市須磨区	旅館・ホテル等	1	0	1,225	2	555,755
3	2	兵庫県西宮市	一般住宅	3	0	190	0	6,178
3	4	静岡県袋井市	工場・作業場	0	0	0	0	397,273
3	8	長崎県南島原市	一般住宅	3	0	309	0	5,160
3	9	東京都瑞穂町	倉庫	0	0	7,500	0	898,321
3	11	島根県雲南市	一般住宅	3	0	264	0	3,758
3	21	静岡県富士市	工場・作業場	0	5	350	0	337,021
3	26	鹿児島県さつま町	事務所等	0	0	1,550	0	392,537
4	11	福井県福井市	一般住宅	3	1	170	0	26,054
4	11	神奈川県横浜市中区	旅館・ホテル等	0	10	50	0	642
4	19	新潟県長岡市	事務所等	0	0	248	0	358,019
4	20	岩手県宮古市	（林野火災）	0	0	373	18,660	346,700
5	17	三重県松阪市	工場・作業場	0	0	2,640	0	333,416
5	19	岐阜県下呂市	飲食店	0	0	1,422	0	310,948
5	23	山形県大江町	一般住宅	4	0	303	0	19,786
5	25	愛知県田原市	（その他火災）	0	0	0	0	763,743
6	21	千葉県東金市	事務所等	0	1	379	0	639,200
7	4	茨城県土浦市	工場・作業場	0	0	365	0	313,564
7	10	岩手県奥州市	工場・作業場	0	0	8,846	0	720,877
9	1	神奈川県厚木市	倉庫	0	0	519	0	357,282
10	3	滋賀県米原市	倉庫	0	1	2,258	0	465,965
10	5	大阪府門真市	倉庫	0	0	3,344	0	1,198,856
10	18	大阪府大東市	一般住宅	3	0	311	0	17,852
10	27	千葉県成田市	工場・作業場	0	0	654	0	612,516
10	29	長野県上田市	工場・作業場	0	0	6,983	0	74,587
11	5	山形県酒田市	一般住宅	0	0	411	0	405,241
11	6	香川県高松市	工場・作業場	0	0	1,980	0	474,073
11	10	福岡県宗像市	（船舶火災）	1	1	0	0	540,000
11	28	岡山県岡山市南区	非特定複合用途	0	0	3,003	0	827,937
11	30	島根県出雲市	一般住宅	3	1	443	0	17,710
12	5	愛知県瀬戸市	一般住宅	3	0	191	0	6,911
12	11	鹿児島県曽於市	事務所等	0	2	4,832	0	431,898
12	21	秋田県能代市	一般住宅	3	1	173	0	3,258
12	26	東京都江戸川区	工場・作業場	0	24	0	0	3
12	27	千葉県印西市	事務所等	0	0	1,414	0	380,885
12	28	新潟県長岡市	非特定複合用途	3	2	204	0	33,861

（注）　死者３人以上、負傷者10人以上、建物焼損床面積3,000㎡以上、林野焼損面積15,000ａ以上又は損害額３億円以上のものを掲げた。

資料1-1-2　都道府県別火災損害状況

（令和６年中）

区分	出火件数							焼損棟数				
都道府県	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
北海道	1,674	1,050	11	271	6	0	336	1,329	307	91	387	544
青　森	558	252	21	47	2	0	236	449	149	19	135	146
岩　手	375	194	34	41	0	0	106	416	205	20	123	68
宮　城	631	343	22	75	1	0	190	528	136	18	124	250
秋　田	349	178	25	31	1	0	114	326	119	11	121	75
山　形	297	148	28	33	0	0	88	242	88	17	66	71
福　島	627	292	51	76	0	0	208	498	171	27	142	158
茨　城	1,357	585	24	159	1	0	588	958	337	48	258	315
栃　木	725	380	31	77	0	0	237	611	216	43	152	200
群　馬	691	350	15	79	0	0	247	541	168	25	152	196
埼　玉	1,928	1,090	9	186	0	0	643	1,642	351	64	425	802
千　葉	2,040	977	65	151	2	1	844	1,438	395	74	350	619
東　京	4,548	3,302	6	230	2	1	1,007	3,706	128	73	565	2,940
神奈川	1,950	1,241	6	184	1	0	518	1,579	197	60	333	989
新　潟	509	322	16	48	0	0	123	545	141	32	138	234
富　山	192	148	0	24	1	0	19	219	49	15	60	95
石　川	245	149	7	28	0	0	61	497	303	20	80	94
福　井	159	94	3	28	2	0	32	135	27	10	45	53
山　梨	344	148	11	33	0	0	152	224	81	5	60	78
長　野	691	365	16	61	0	0	249	576	211	39	159	167
岐　阜	677	369	12	68	1	0	227	544	129	31	165	219
静　岡	973	502	11	134	0	0	326	741	183	30	196	332
愛　知	1,929	1,063	17	196	0	0	653	1,377	244	56	384	693
三　重	659	300	17	73	0	0	269	438	126	18	128	166
滋　賀	390	212	4	54	2	0	118	299	57	12	65	165
京　都	573	382	7	53	1	0	130	547	97	27	132	291
大　阪	1,965	1,443	6	163	1	0	352	1,791	134	103	502	1,052
兵　庫	1,432	790	31	141	3	0	467	1,027	172	57	242	556
奈　良	360	179	3	32	0	0	146	283	86	10	84	103
和歌山	296	154	7	17	0	0	118	214	54	13	51	96
鳥　取	165	75	3	12	0	0	75	127	38	8	44	37
島　根	252	108	27	12	1	0	104	175	69	11	27	68
岡　山	657	352	35	56	2	0	212	523	154	36	119	214
広　島	780	414	30	72	4	0	260	596	137	21	153	285
山　口	454	198	13	46	1	0	196	324	110	11	94	109
徳　島	236	110	9	25	0	0	92	161	51	12	55	43
香　川	384	178	16	31	5	0	154	269	68	18	84	99
愛　媛	371	218	6	38	2	0	107	404	122	36	101	145
高　知	266	129	8	25	2	0	102	193	51	11	64	67
福　岡	1,232	720	11	132	4	1	364	1,038	218	42	270	508
佐　賀	248	115	5	28	0	0	100	188	55	10	55	68
長　崎	375	178	5	28	6	0	158	305	100	11	85	109
熊　本	627	296	42	74	1	0	214	418	104	22	98	194
大　分	458	169	43	36	2	0	208	259	90	10	70	89
宮　崎	421	188	25	35	0	0	173	289	103	13	95	78
鹿児島	591	298	23	51	1	0	218	463	164	22	98	179
沖　縄	480	224	14	52	4	0	186	240	26	22	57	135
都道府県計	37,141	20,972	831	3,546	62	3	11,727	29,692	6,721	1,384	7,393	14,194
札幌市	420	308	0	54	0	0	58	336	17	17	95	207
仙台市	247	158	1	23	0	0	65	217	26	6	45	140
さいたま市	354	219	0	31	0	0	104	289	30	6	81	172
千葉市	259	155	5	26	0	0	73	191	35	10	56	90
特別区	3,339	2,561	0	144	1	1	632	2,833	53	50	424	2,306
横浜市	678	457	0	59	0	0	162	565	49	24	128	364
川崎市	398	282	0	21	1	0	94	345	22	10	74	239
相模原市	153	92	2	18	0	0	41	127	25	5	21	76
新潟市	143	91	0	14	0	0	38	141	30	12	27	72
静岡市	131	88	0	16	0	0	27	129	26	5	37	61
浜松市	210	110	3	23	0	0	74	161	41	6	40	74
名古屋市	510	328	0	45	0	0	137	368	24	12	98	234
京都市	267	210	5	18	0	0	34	267	22	17	67	161
大阪市	721	578	0	47	1	0	95	649	15	27	202	405
堺　市	181	137	1	21	0	0	22	174	13	6	50	105
神戸市	386	236	8	44	0	0	98	299	33	15	60	191
岡山市	173	106	5	15	1	0	46	152	30	9	33	80
広島市	242	155	3	26	0	0	58	222	27	11	57	127
北九州市	220	140	1	20	0	0	59	245	69	7	56	113
福岡市	279	187	0	23	0	0	69	234	19	7	53	155
熊本市	167	100	2	19	0	0	46	144	23	8	30	83
21都市計	9,478	6,698	36	707	4	1	2,032	8,088	629	270	1,734	5,455

（注）　21都市計については都道府県計の内数。

資料1-1-2　都道府県別火災損害状況（つづき）

（令和６年中）

区分	焼損面積			死傷者数		り災世帯数				り災人員数
都道府県	建物床面積(㎡)	建物表面積(㎡)	林野(ａ)	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
北海道	52,192	7,636	1,108	75	247	713	139	65	509	1,312
青　森	20,371	2,106	1,146	28	73	261	77	15	169	537
岩　手	36,069	1,593	19,999	24	63	179	82	7	90	366
宮　城	14,188	1,493	302	20	117	299	67	8	224	624
秋　田	20,632	2,229	2,317	28	72	182	66	10	106	434
山　形	12,943	954	18,853	17	50	108	38	6	64	269
福　島	30,021	1,854	2,160	29	102	255	95	14	146	577
茨　城	40,138	2,565	1,232	46	146	462	153	30	279	1,040
栃　木	24,010	1,743	1,118	29	70	335	82	25	228	745
群　馬	19,148	1,625	6,366	22	107	278	80	14	184	597
埼　玉	40,062	5,837	173	65	308	1,217	233	77	907	2,571
千　葉	44,774	6,706	615	70	293	942	242	62	638	1,916
東　京	26,995	7,621	7,335	96	797	2,613	259	136	2,218	4,942
神奈川	30,962	5,496	54	72	332	1,202	184	59	959	2,454
新　潟	34,788	2,426	718	32	99	318	87	21	210	735
富　山	10,447	1,831	0	18	51	110	27	10	73	264
石　川	42,590	1,150	41	32	44	292	171	8	113	644
福　井	4,621	434	126	10	22	70	15	6	49	156
山　梨	8,984	579	2,323	15	37	113	41	7	65	219
長　野	33,465	2,066	2,165	44	136	322	96	20	206	731
岐　阜	21,070	1,617	101	37	128	333	88	18	227	758
静　岡	25,022	2,367	70	28	132	449	106	25	318	986
愛　知	36,902	5,947	80	76	318	861	185	55	621	1,863
三　重	18,603	1,305	188	20	65	213	68	11	134	437
滋　賀	9,280	895	22	4	60	180	37	7	136	395
京　都	14,232	1,913	67	16	122	355	61	24	270	700
大　阪	34,842	5,832	345	80	445	1,635	216	105	1,314	3,135
兵　庫	24,808	2,292	226	39	206	656	103	44	509	1,413
奈　良	11,815	2,193	95	16	45	187	48	6	133	358
和歌山	12,610	440	585	13	44	126	33	7	86	239
鳥　取	5,418	347	168	6	25	69	20	7	42	162
島　根	9,151	885	154	21	41	95	41	2	52	187
岡　山	24,870	1,158	457	30	105	284	83	17	184	602
広　島	17,169	1,413	25,538	35	110	330	64	20	246	690
山　口	14,850	1,115	3,724	26	47	198	62	7	129	372
徳　島	8,345	777	26	7	44	99	35	8	56	185
香　川	12,009	1,063	110	19	51	141	29	8	104	277
愛　媛	18,322	1,401	373	14	67	264	71	20	173	538
高　知	4,236	1,213	281	7	27	105	26	7	72	196
福　岡	29,376	5,023	83	53	176	643	125	31	487	1,400
佐　賀	9,550	779	227	13	33	98	32	9	57	247
長　崎	13,749	1,273	19	22	63	189	65	8	116	414
熊　本	13,947	678	1,383	21	71	224	67	8	149	514
大　分	11,339	805	954	18	50	125	47	4	74	267
宮　崎	12,475	1,729	381	11	39	150	55	3	92	295
鹿児島	24,848	631	3,399	35	77	256	91	6	159	521
沖　縄	5,371	528	139	12	48	130	21	15	94	271
都道府県計	991,609	103,563	107,346	1,451	5,805	18,666	4,113	1,082	13,471	38,555
札幌市	4,449	1,402	0	19	86	237	9	15	213	402
仙台市	2,177	587	29	9	50	152	16	3	133	285
さいたま市	3,844	981	0	18	46	219	33	8	178	485
千葉市	4,785	526	7	13	60	161	33	10	118	277
特別区	12,703	5,566	0	66	586	1,886	181	93	1,612	3,564
横浜市	6,846	2,018	0	25	108	451	57	26	368	868
川崎市	4,236	1,200	0	14	72	276	42	9	225	562
相模原市	3,050	246	6	4	32	88	12	3	73	179
新潟市	8,257	391	1	6	38	88	22	7	59	207
静岡市	3,824	420	4	4	21	99	21	4	74	178
浜松市	5,432	619	18	7	28	91	23	1	67	200
名古屋市	4,287	1,315	0	10	105	287	29	22	236	553
京都市	3,469	578	29	8	55	191	19	15	157	353
大阪市	5,194	2,440	0	26	162	669	61	44	564	1,135
堺　市	1,768	929	1	11	35	130	14	3	113	249
神戸市	5,489	481	41	8	49	181	22	11	148	346
岡山市	6,920	235	41	8	27	96	20	7	69	189
広島市	2,974	797	8	15	46	153	23	12	118	317
北九州市	8,380	2,126	2	17	33	133	30	5	98	274
福岡市	1,616	869	0	8	52	165	13	9	143	337
熊本市	2,760	146	2	7	24	99	23	3	73	226
21都市計	102,460	23,872	189	303	1,715	5,852	703	310	4,839	11,186

（注）　21都市計については都道府県計の内数。

資料1-1-2　都道府県別火災損害状況（つづき）

（令和６年中）（単位：千円）

区分	損害額									
	計	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
都道府県		小計	建物	収容物						
北海道	3,332,053	2,900,025	1,937,159	962,866	0	196,909	6,507	0	217,459	11,153
青　森	999,253	864,672	640,652	224,020	2,066	49,085	6,015	0	76,970	445
岩　手	2,156,205	1,731,134	996,550	734,584	360,078	43,016	0	0	21,977	0
宮　城	866,391	770,085	575,002	195,083	19,073	54,881	198	0	21,659	495
秋　田	1,055,492	990,335	656,643	333,692	1,607	28,613	0	0	34,937	0
山　形	1,279,859	970,569	859,158	111,411	261,608	25,055	0	0	14,640	7,987
福　島	1,556,498	1,441,974	1,129,721	312,253	4,558	62,950	0	0	46,856	160
茨　城	3,390,627	3,119,474	2,092,112	1,027,362	2,258	73,193	171	0	190,866	4,665
栃　木	1,777,441	1,647,843	1,262,716	385,127	23,663	78,308	0	0	25,207	2,420
群　馬	1,414,673	1,300,177	1,028,302	271,875	11,464	65,218	0	0	34,437	3,377
埼　玉	4,249,432	3,907,072	2,906,644	1,000,428	2,362	215,264	9	0	98,442	26,283
千　葉	6,108,069	5,585,754	3,883,083	1,702,671	1,085	117,114	5,453	194,350	203,686	627
東　京	18,121,174	5,239,093	3,615,758	1,623,335	375	156,704	53	12,654,681	59,425	10,843
神奈川	3,086,029	2,977,874	1,991,661	986,213	51	61,019	7,000	0	31,405	8,680
新　潟	2,399,107	2,257,361	1,861,026	396,335	80	31,450	50	0	107,236	2,930
富　山	755,824	729,092	585,794	143,298	0	7,928	3,105	0	15,599	100
石　川	2,535,550	2,518,493	1,111,236	1,407,257	104	9,765	0	0	7,188	0
福　井	375,345	251,253	223,024	28,229	136	61,147	1,633	0	14,492	46,684
山　梨	613,920	447,451	370,570	76,881	1,171	35,178	0	0	120,586	9,534
長　野	1,484,164	1,294,195	936,270	357,925	6,282	122,615	0	0	61,000	72
岐　阜	1,980,276	1,867,937	1,379,635	488,302	68	36,260	150	0	67,760	8,101
静　岡	3,238,056	2,813,929	1,637,161	1,176,768	0	221,343	0	0	202,393	391
愛　知	6,927,595	3,689,503	2,780,550	908,953	16	180,163	70	0	2,273,944	783,899
三　重	1,307,798	1,141,149	808,943	332,206	86	76,634	0	0	89,929	0
滋　賀	1,483,798	1,422,786	485,025	937,761	0	30,584	13,750	0	16,640	38
京　都	945,769	916,180	756,697	159,483	634	11,425	1,030	0	16,368	132
大　阪	4,319,116	4,156,541	2,732,653	1,423,888	95	103,031	10	0	52,308	7,131
兵　庫	2,986,807	2,791,427	2,130,216	661,211	76	116,706	1,205	0	76,108	1,285
奈　良	1,126,060	1,057,036	621,677	435,359	0	29,941	0	0	38,956	127
和歌山	666,797	581,923	472,546	109,377	0	15,661	0	0	69,152	61
鳥　取	252,196	238,675	182,882	55,793	453	10,834	0	0	2,234	0
島　根	366,210	345,103	278,261	66,842	152	17,487	1	0	3,449	18
岡　山	2,086,759	1,986,955	856,538	1,130,417	532	39,651	2,570	0	43,951	13,100
広　島	1,377,310	1,293,728	679,129	614,599	0	32,055	3,571	0	47,798	158
山　口	674,620	567,743	461,111	106,632	3	87,377	430	0	16,529	2,538
徳　島	774,479	732,231	549,745	182,486	6	13,850	0	0	28,392	0
香　川	1,184,129	1,152,236	747,763	404,473	0	23,189	1,942	0	6,759	3
愛　媛	959,727	868,184	619,097	249,087	164	17,483	1,123	0	72,773	0
高　知	245,735	224,722	196,547	28,175	0	16,777	2,576	0	1,660	0
福　岡	3,189,751	2,415,269	1,581,587	833,682	55	83,879	544,323	4,000	139,390	2,835
佐　賀	519,655	483,115	365,846	117,269	0	15,768	0	0	20,772	0
長　崎	602,175	575,668	459,001	116,667	0	12,317	10,342	0	3,814	34
熊　本	1,035,033	896,967	485,439	411,528	4,065	47,318	1	0	75,035	11,647
大　分	590,825	452,231	345,932	106,299	7,378	28,050	2,891	0	100,275	0
宮　崎	804,167	725,815	549,044	176,771	2,267	25,863	0	0	50,030	192
鹿児島	2,240,372	2,125,529	772,661	1,352,868	22,460	34,503	36,000	0	21,783	97
沖　縄	434,014	408,702	286,383	122,319	0	16,855	100	0	7,697	660
都道府県計	99,876,335	76,875,210	51,885,150	24,990,060	736,531	2,840,416	652,279	12,853,031	4,949,966	968,902
札幌市	517,370	496,353	411,373	84,980	0	15,523	0	0	5,040	454
仙台市	228,072	196,333	123,549	72,784	0	25,931	0	0	5,796	12
さいたま市	334,765	310,029	241,150	68,879	0	16,473	9	0	8,254	0
千葉市	481,745	450,181	378,750	71,431	36	10,642	0	0	20,286	600
特別区	16,024,815	3,210,397	2,189,312	1,021,085	0	100,384	53	12,654,681	48,868	10,432
横浜市	623,132	603,921	477,649	126,272	0	14,169	0	0	5,035	7
川崎市	348,194	327,724	154,808	172,916	0	8,471	7,000	0	4,999	0
相模原市	313,888	295,327	236,626	58,701	0	10,812	0	0	7,692	57
新潟市	459,521	452,096	307,511	144,585	0	5,919	0	0	1,506	0
静岡市	382,518	350,372	230,661	119,711	0	19,954	0	0	12,192	0
浜松市	455,022	441,301	375,258	66,043	0	9,720	0	0	4,001	0
名古屋市	408,998	396,651	253,533	143,118	0	10,770	0	0	426	1,151
京都市	306,616	301,754	223,560	78,194	631	3,975	0	0	124	132
大阪市	599,239	556,935	435,443	121,492	0	41,048	10	0	1,048	198
堺　市	170,926	155,662	116,254	39,408	15	10,555	0	0	4,694	0
神戸市	1,127,159	1,043,496	745,120	298,376	0	62,024	0	0	21,639	0
岡山市	1,113,836	1,100,895	203,973	896,922	0	10,030	570	0	2,341	0
広島市	302,493	294,598	179,166	115,432	0	6,947	0	0	797	151
北九州市	829,026	705,087	418,400	286,687	0	36,264	0	0	87,675	0
福岡市	148,460	136,995	58,627	78,368	0	6,775	0	0	1,898	2,792
熊本市	384,723	374,989	109,384	265,605	0	7,443	0	0	2,270	21
21都市計	25,560,518	12,201,096	7,870,107	4,330,989	682	433,829	7,642	12,654,681	246,581	16,007

（注）　21都市計については都道府県計の内数。

資料1-1-3　月別火災損害状況

（令和６年中）

区分	出火件数							焼損棟数				
月	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや
１月	3,761	2,133	115	266	4	1	1,242	3,354	1,005	139	804	1,406
２月	3,277	1,801	86	269	1	0	1,120	2,581	578	140	726	1,137
３月	3,634	2,009	98	274	8	0	1,245	2,950	693	156	783	1,318
４月	3,289	1,696	158	273	3	0	1,159	2,404	582	101	568	1,153
５月	3,261	1,719	103	318	5	0	1,116	2,486	578	125	652	1,131
６月	2,585	1,510	34	280	4	1	756	2,101	449	74	493	1,085
７月	2,618	1,589	26	320	10	1	672	2,152	382	105	538	1,127
８月	3,248	1,651	55	344	6	0	1,192	2,269	483	102	567	1,117
９月	2,605	1,418	39	335	9	0	804	1,846	327	70	445	1,004
10月	2,512	1,503	28	293	4	0	684	1,984	401	94	454	1,035
11月	2,579	1,684	24	269	2	0	600	2,258	457	111	557	1,133
12月	3,772	2,259	65	305	6	0	1,137	3,307	786	167	806	1,548
計	37,141	20,972	831	3,546	62	3	11,727	29,692	6,721	1,384	7,393	14,194

（令和６年中）

区分	焼損面積			死傷者数		り災世帯数				り災人員数
月	建物床面積(㎡)	建物表面積(㎡)	林野(ａ)	死者	負傷者	計	全損	半損	小損	
１月	136,307	12,878	27,516	215	632	2,240	634	112	1,494	4,509
２月	88,556	8,545	3,419	184	519	1,784	442	107	1,235	3,558
３月	108,239	11,022	6,687	174	583	1,892	441	128	1,323	3,903
４月	71,327	7,809	38,000	108	458	1,453	300	86	1,067	3,028
５月	83,197	8,173	23,301	107	511	1,474	312	94	1,068	3,045
６月	58,039	7,544	228	75	406	1,263	250	71	942	2,559
７月	66,018	7,130	158	65	452	1,380	224	82	1,074	2,941
８月	73,920	9,122	561	71	452	1,297	254	57	986	2,900
９月	51,436	6,687	3,881	54	367	1,127	193	56	878	2,348
10月	65,062	6,052	39	76	366	1,156	228	61	867	2,473
11月	71,450	6,597	94	112	460	1,456	328	86	1,042	2,997
12月	118,058	12,004	3,462	210	599	2,144	507	142	1,495	4,294
計	991,609	103,563	107,346	1,451	5,805	18,666	4,113	1,082	13,471	38,555

（令和６年中）（単位：千円）

区分	損害額									
	計	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
月		小計	建物	収容物						
１月	24,429,067	9,069,901	5,541,348	3,528,553	21,653	160,895	3,206	12,654,681	2,507,250	11,481
２月	6,874,471	6,411,587	4,873,632	1,537,955	3,672	209,509	550	0	244,909	4,244
３月	9,093,277	8,608,002	5,715,817	2,892,185	39,546	224,024	16,612	0	199,581	5,512
４月	6,225,456	5,364,324	4,138,166	1,226,158	438,725	246,442	2,520	0	156,340	17,105
５月	7,887,942	6,378,147	4,647,500	1,730,647	222,864	234,121	3,361	0	283,846	765,603
６月	4,960,184	4,462,627	3,085,046	1,377,581	875	166,143	14,656	194,350	114,801	6,732
７月	6,467,380	5,732,232	3,602,051	2,130,181	204	260,417	43,056	4,000	406,681	20,790
８月	5,739,984	5,100,004	3,388,213	1,711,791	540	308,290	15,587	0	310,220	5,343
９月	4,167,914	3,765,515	2,397,290	1,368,225	999	241,324	6,541	0	145,743	7,792
10月	6,861,398	6,551,101	3,573,761	2,977,340	155	201,337	1,893	0	84,567	22,345
11月	7,823,166	6,806,068	4,675,363	2,130,705	254	284,541	540,005	0	152,452	39,846
12月	9,346,096	8,625,702	6,246,963	2,378,739	7,044	303,373	4,292	0	343,576	62,109
計	99,876,335	76,875,210	51,885,150	24,990,060	736,531	2,840,416	652,279	12,853,031	4,949,966	968,902

資料1-1-4　出火原因別火災損害状況

（令和６年中）

区分	出火件数							焼損面積			焼損棟数	り災世帯数	損害額（千円）
出火原因	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	建物床面積（㎡）	建物表面積（㎡）	林野（a）			
たばこ	3,058	1,721	33	138	1	0	1,165	44,962	6,934	752	2,174	2,000	3,366,911
たき火	2,781	379	245	36	0	0	2,121	26,242	3,436	30,550	735	168	1,222,003
こんろ	2,718	2,654	1	26	0	0	37	39,759	7,146	31	3,033	2,419	2,992,883
電気機器	2,577	2,051	0	316	4	0	206	33,958	5,616	0	2,300	1,348	6,083,322
放火	2,377	1,083	30	124	1	0	1,139	25,218	3,339	443	1,283	936	1,941,897
火入れ	1,804	179	153	18	0	0	1,454	9,097	569	10,771	271	52	342,738
電灯電話等の配線	1,701	1,133	11	28	7	0	522	80,052	8,124	57	1,758	1,108	6,147,157
配線器具	1,636	1,461	0	71	5	0	99	44,089	4,918	14	1,834	1,188	4,445,833
放火の疑い	1,527	560	43	54	1	0	869	25,925	3,572	5,475	847	462	2,056,823
ストーブ	1,016	973	0	7	2	0	34	66,925	5,535	138	1,626	1,336	4,522,841
排気管	735	42	1	636	5	0	51	1,653	324	374	72	22	489,658
電気装置	719	463	0	129	2	0	125	9,530	1,555	0	530	153	904,974
マッチ・ライター	536	245	25	72	0	0	194	5,698	677	2,026	290	315	437,243
灯火	399	383	2	1	0	0	13	13,621	2,424	7	543	522	937,987
火あそび	386	127	9	4	0	0	246	3,388	289	57	151	107	225,892
交通機関内配線	364	42	0	311	5	1	5	86	83	0	54	4	234,336
溶接機・切断機	348	191	6	11	5	0	135	8,089	1,450	42	238	22	513,782
焼却炉	277	122	10	11	0	0	134	12,809	754	1,523	229	56	466,734
取灰	227	131	10	13	0	0	73	9,164	587	65	227	108	425,640
内燃機関	151	12	0	130	0	1	8	350	794	0	23	6	12,793,128
煙突・煙道	149	138	0	0	0	0	11	10,734	1,814	6	199	93	558,670
炉	115	99	0	5	0	0	11	1,205	261	0	99	5	420,346
風呂かまど	109	102	0	0	0	0	7	9,103	479	1	186	110	379,672
衝突の火花	102	0	1	93	0	0	8	0	0	12	0	0	189,125
ボイラー	46	43	0	0	0	0	3	1,953	373	0	53	33	277,666
かまど	44	36	0	1	0	0	7	1,553	102	0	54	14	93,112
こたつ	40	40	0	0	0	0	0	3,255	383	0	80	73	228,811
その他	7,066	3,939	154	860	10	1	2,102	136,236	13,837	23,484	5,061	2,320	15,115,950
不明・調査中	4,133	2,623	97	451	14	0	948	366,955	28,188	31,518	5,742	3,686	32,061,201
合計	37,141	20,972	831	3,546	62	3	11,727	991,609	103,563	107,346	29,692	18,666	99,876,335

資料1-1-5　主な出火原因の推移（上位10位）

順位	令和元年			令和２年			令和３年		
	出火原因	出火件数	構成割合(%)	出火原因	出火件数	構成割合(%)	出火原因	出火件数	構成割合(%)
1	たばこ	3,581	9.5	たばこ	3,104	8.9	たばこ	3,042	8.6
2	たき火	2,930	7.8	たき火	2,824	8.1	たき火	2,764	7.8
3	こんろ	2,918	7.7	こんろ	2,792	8.0	こんろ	2,678	7.6
4	放火	2,757	7.3	放火	2,497	7.2	放火	2,333	6.6
5	放火の疑い	1,810	4.8	火入れ	1,684	4.9	電気機器	1,816	5.2
6	火入れ	1,758	4.7	電気機器	1,611	4.6	火入れ	1,640	4.7
7	電気機器	1,633	4.3	放火の疑い	1,555	4.5	放火の疑い	1,555	4.4
8	電灯電話等の配線	1,576	4.2	電灯電話等の配線	1,398	4.0	電灯電話等の配線	1,473	4.2
9	配線器具	1,352	3.6	配線器具	1,206	3.5	配線器具	1,354	3.8
10	ストーブ	1,144	3.0	ストーブ	1,076	3.1	ストーブ	1,091	3.1
	出火総件数	37,683		出火総件数	34,691		出火総件数	35,222	

順位	令和４年			令和５年			令和６年		
	出火原因	出火件数	構成割合(%)	出火原因	出火件数	構成割合(%)	出火原因	出火件数	構成割合(%)
1	たばこ	3,209	8.8	たばこ	3,498	9.0	たばこ	3,058	8.2
2	たき火	3,105	8.6	たき火	3,473	9.0	たき火	2,781	7.5
3	こんろ	2,771	7.6	こんろ	2,838	7.3	こんろ	2,718	7.3
4	放火	2,242	6.2	放火	2,495	6.5	電気機器	2,577	6.9
5	電気機器	1,960	5.4	電気機器	2,205	5.7	放火	2,377	6.4
6	火入れ	1,889	5.2	火入れ	2,175	5.6	火入れ	1,804	4.9
7	電灯電話等の配線	1,494	4.1	放火の疑い	1,616	4.2	電灯電話等の配線	1,701	4.6
8	配線器具	1,470	4.0	電灯電話等の配線	1,520	3.9	配線器具	1,636	4.4
9	放火の疑い	1,468	4.0	配線器具	1,481	3.8	放火の疑い	1,527	4.1
10	ストーブ	1,115	3.1	ストーブ	997	2.6	ストーブ	1,016	2.7
	出火総件数	36,314		出火総件数	38,672		出火総件数	37,141	

資料1-1-6　昭和21年以降の火災損害状況

区分	出火件数							焼損棟数					焼損面積			死傷者数	
年	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物床面積（㎡）	建物表面積（㎡）	林野（a）	死者	負傷者
昭和21年（1946）	14,460	14,460	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	3,533,924	−	−	420	1,695
22	18,806	15,888	2,918	−	−	−	−	−	−	−	−	−	3,891,485	−	3,909,947	485	2,695
23	17,022	15,099	1,923	−	−	−	−	−	−	−	−	−	2,551,689	−	3,065,084	407	2,046
24	18,484	16,346	1,334	261	111	432		−	−	−	−	−	3,032,367	−	2,236,649	425	4,333
25（1950）	19,243	16,663	1,161	470	102	847		−	−	−	−	−	2,286,742	−	3,271,516	423	4,269
26	21,263	18,130	1,582			1,551		−	−	−	−	−	2,368,582	−	1,637,308	678	6,475
27	22,075	18,350	1,501	974	150	1,100		−	−	−	−	−	2,353,260	−	6,054,526	471	7,844
28	25,677	21,214	1,726	1,299	167	1,271		−	−	−			2,167,810	−	5,289,788	499	4,392
29	27,870	22,618	1,579	1,674	179	1,820		35,083	21,161	5,135	8,787		2,301,493	−	1,112,726	525	6,523
30（1955）	29,947	23,769	1,840	2,054	192	2,092		36,231	20,300	5,798	10,133		2,211,096	−	555,849	694	6,764
31	33,312	25,814	2,109	2,531	251	2,607		41,418	25,368	5,709	10,341		2,650,923	−	1,515,085	640	7,511
32	34,650	26,170	2,844	2,408	257	2,971		37,705	20,909	5,552	11,244		2,094,371	−	1,638,211	626	7,313
33	36,178	27,861	2,229	2,637	257	3,194		39,196	20,860	5,828	12,508		1,984,887	−	614,885	583	7,584
34	36,913	28,218	2,093	2,883	321	3,398		41,446	17,073	5,484	18,889		1,812,226	−	1,144,534	655	7,937
35（1960）	43,679	31,187	3,941	3,411	347	4,793		41,014	19,765	6,251	14,998		2,056,123	−	1,253,790	780	8,113
36	47,106	32,573	4,209	3,801	364	6,159		46,265	23,877	6,632	15,756		2,472,998	−	18,266,307	806	8,774
37	49,644	33,532	5,049	3,981	342	6,740		44,867	21,433	7,038	16,396		2,409,001	−	1,274,708	861	8,610
38	50,478	33,546	5,443	4,120	330	7,039		42,930	19,881	6,793	16,256		2,334,986	−	1,945,517	853	8,622
39	49,020	33,647	4,572	4,107	354	6,340		43,688	19,717	6,711	17,260		2,530,362	−	821,496	940	9,145
40（1965）	54,157	34,614	7,842	3,888	357	7,456		45,116	20,882	7,092	17,142		2,490,196	−	2,099,485	965	9,308
41	48,057	32,983	4,336	3,924	337	6,477		41,103	18,041	6,230	16,832		2,318,555	−	890,964	1,111	8,210
42	54,506	35,687	6,833	3,732	330	7,924		45,840	19,383	6,790	19,667		2,436,970	−	1,129,115	1,106	9,370
43	53,654	34,453	6,628	3,784	261	8,528		43,864	17,579	6,450	19,835		2,245,673	−	1,270,689	1,160	8,807
44	56,797	37,653	5,348	4,176	300	7	9,313	51,328	18,680	5,589	27,059		2,555,551	−	1,508,517	1,334	9,302
45（1970）	63,905	39,845	7,033	4,182	317	6	12,522	55,266	19,278	5,627	30,361		2,705,789	−	1,462,299	1,595	9,725
46	64,019	39,549	7,101	4,057	306	5	13,001	53,810	17,604	5,350	30,856		2,514,028	−	1,247,049	1,483	9,208
47	58,291	38,868	4,541	3,774	313	8	10,787	51,900	15,896	5,230	30,774		2,434,485	−	471,847	1,672	9,692
48	73,072	42,551	8,311	3,986	301	7	17,916	57,243	17,736	5,800	33,707		2,571,700	−	840,278	1,870	9,789
49	67,712	39,143	8,351	3,420	303	4	16,491	52,539	15,842	5,150	31,547		2,289,580	−	1,093,723	1,646	9,070
50（1975）	62,212	38,455	5,517	3,078	248	4	14,910	50,275	14,423	4,980	30,872		2,082,624	−	698,419	1,674	8,232
51	62,304	38,796	5,549	3,099	233	5	14,622	52,956	16,441	5,113	31,402		2,267,147	−	567,919	1,648	9,365
52	63,974	39,302	5,227	3,392	215	2	15,836	51,828	14,387	5,090	32,351		2,124,268	−	555,642	1,909	8,506
53	70,423	39,912	7,208	3,590	254	5	19,454	53,552	15,317	5,155	33,080		2,209,124	−	773,054	1,854	8,718
54	63,794	38,291	5,534	3,639	244	4	16,082	51,925	14,291	4,917	32,717		2,043,066	−	395,933	2,070	8,157
55（1980）	59,885	38,014	4,120	3,773	155	2	13,821	51,317	13,890	4,954	32,473		2,128,326	−	530,685	1,947	8,049
56	60,788	38,882	3,709	4,050	157	7	13,983	53,239	14,441	5,166	33,632		2,094,854	−	196,866	1,971	8,004
57	60,568	36,996	4,579	4,417	173	2	14,401	49,331	12,832	4,692	31,807		1,932,409	−	313,606	1,849	8,112
58	59,740	37,395	3,918	4,638	179	4	13,606	50,615	13,563	4,686	32,366		1,954,917	−	766,602	1,828	7,407
59	63,789	38,254	4,786	4,758	147	2	15,842	51,949	13,767	5,025	33,157		2,031,409	−	372,739	2,089	7,858
60（1985）	59,865	36,879	4,155	4,988	160	7	13,676	49,717	12,927	4,582	32,208		1,977,347	−	492,389	1,747	7,550
61	63,272	38,121	4,838	5,179	173	3	14,958	51,026	12,879	4,696	33,451		1,944,033	−	489,257	2,061	7,731
62	58,833	36,515	4,120	5,272	111	5	12,810	49,255	12,552	4,261	32,442		1,854,633	−	488,983	1,857	7,681
63	59,674	37,090	3,589	5,591	134	5	13,265	50,336	12,621	4,428	33,287		1,859,535	−	317,623	2,116	7,703
平成元年	55,763	35,186	2,894	5,744	138	4	11,797	47,437	11,452	4,074	31,911		1,734,055	−	211,699	1,747	7,292
2（1990）	56,505	34,768	2,858	6,173	148	4	12,554	47,536	11,782	4,063	31,691		1,674,064	−	133,325	1,828	7,097
3	54,879	34,263	2,535	6,207	123	3	11,748	46,043	11,053	3,848	31,142		1,656,447	−	273,890	1,817	6,948
4	54,762	33,532	2,262	6,281	139	1	12,547	45,783	11,373	3,770	30,640		1,691,124	−	232,316	1,882	6,896
5	56,700	33,608	3,191	6,498	121	2	13,280	46,124	11,269	3,934	30,921		1,668,483	−	326,001	1,841	6,895
6	63,015	34,315	4,534	6,765	136	3	17,262	47,980	12,185	4,111	31,684		1,795,118	−	277,582	1,898	7,007
7（1995）	62,913	34,539	4,072	6,971	125	2	17,204	57,957	18,820	4,263	16,915	17,959	2,574,330	181,210	201,614	2,356	7,279
8	64,066	34,756	4,339	7,164	143	4	17,660	51,046	11,861	4,027	16,772	18,386	1,709,736	177,323	241,990	1,978	8,044
9	61,889	34,519	3,766	7,434	124	5	16,041	51,476	11,506	4,234	16,621	19,115	1,818,807	165,664	312,373	2,095	7,618
10	54,514	32,519	1,913	7,459	133	3	12,487	43,782	9,711	3,470	14,358	16,243	1,553,153	159,613	80,820	2,062	7,309
11	58,526	33,330	2,661	7,860	143	3	14,529	45,405	10,597	3,780	14,642	16,386	1,612,347	172,561	100,875	2,122	7,576
12（2000）	62,454	34,028	2,805	8,303	128	4	17,186	46,516	10,746	3,564	14,757	17,449	1,594,049	172,355	145,451	2,034	8,281
13	63,591	34,130	3,007	8,454	126	5	17,869	46,186	10,426	3,555	14,587	17,618	1,598,642	170,945	177,288	2,195	8,244
14	63,651	34,171	3,343	7,785	113	4	18,235	47,460	10,809	3,988	14,849	17,814	1,649,751	196,454	263,353	2,235	8,786
15	56,333	32,534	1,810	7,366	136	3	14,484	44,031	9,686	3,230	13,597	17,518	1,571,921	168,235	72,565	2,248	8,605
16	60,387	33,325	2,592	7,077	132	10	17,251	46,018	10,609	3,517	13,754	18,138	1,574,582	158,292	156,779	2,004	8,641
17（2005）	57,460	33,049	2,215	6,630	124	6	15,436	46,188	10,602	3,335	13,762	18,489	1,502,781	155,299	111,585	2,195	8,850
18	53,276	31,506	1,576	6,243	102	1	13,848	42,612	8,867	3,092	12,921	17,732	1,386,092	143,185	82,925	2,067	8,541
19	54,582	31,248	2,157	5,798	123	6	15,250	43,168	9,483	2,867	12,443	18,375	1,387,149	152,984	71,714	2,005	8,490
20	52,394	30,053	1,891	5,358	101	3	14,988	40,588	8,628	2,761	11,548	17,651	1,317,231	148,018	83,916	1,969	7,998
21	51,139	28,372	2,084	5,326	109	4	15,244	38,800	8,433	2,537	11,034	16,796	1,224,884	123,176	106,400	1,877	7,654
22（2010）	46,620	27,137	1,392	5,042	85	3	12,961	37,210	7,853	2,444	10,317	16,596	1,187,415	134,345	75,549	1,738	7,305
23	50,006	26,795	2,093	5,129	90	4	15,895	38,406	9,288	2,443	10,466	16,209	1,395,112	126,480	207,093	1,766	7,286
24	44,189	25,583	1,178	4,549	87	1	12,791	35,427	7,577	2,260	9,803	15,787	1,138,178	118,599	37,187	1,721	6,826
25	48,095	25,053	2,020	4,586	91	3	16,342	35,031	8,036	2,113	9,564	15,318	1,183,724	120,615	97,079	1,625	6,858
26	43,741	23,641	1,494	4,467	86	1	14,052	33,380	7,411	2,021	9,019	14,929	1,108,150	118,684	106,182	1,678	6,560
27（2015）	39,111	22,197	1,106	4,188	97	7	11,516	31,780	7,131	1,834	8,538	14,277	1,035,581	112,797	53,844	1,563	6,309
28	36,831	20,991	1,027	4,053	72	3	10,685	30,032	6,722	1,728	7,968	13,614	1,026,481	112,652	38,411	1,452	5,899
29	39,373	21,365	1,284	3,863	72	6	12,783	30,824	6,967	1,677	8,063	14,117	1,069,932	111,304	93,808	1,456	6,052
30	37,981	20,764	1,363	3,660	69	1	12,124	29,962	7,138	1,658	7,833	13,333	1,063,583	117,981	60,624	1,427	6,114
令和元年	37,683	21,003	1,391	3,585	69	1	11,634	30,653	7,404	1,631	7,853	13,765	1,102,687	111,123	83,651	1,486	5,865
2（2020）	34,691	19,365	1,239	3,466	78	−	10,543	27,476	6,270	1,414	7,118	12,674	1,015,053	108,593	44,885	1,326	5,583
3	35,222	19,549	1,227	3,512	63	−	10,871	28,448	6,481	1,457	7,231	13,279	992,353	120,480	78,947	1,417	5,433
4	36,314	20,167	1,239	3,409	78	2	11,419	28,795	6,672	1,434	7,068	13,621	1,064,873	96,153	60,517	1,452	5,750
5	38,672	20,974	1,299	3,521	58	1	12,819	29,656	6,692	1,484	7,494	13,986	1,022,440	124,871	84,379	1,503	5,766
6	37,141	20,972	831	3,546	62	3	11,727	29,692	6,721	1,384	7,393	14,194	991,609	103,563	107,346	1,451	5,805

（備考）　1　「火災報告」により作成
2　火災報告取扱要領の改正に伴う昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災の取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。
（1）　航空機火災をその他の火災から分離した。
（2）　建物の焼損程度の区分の基準を、延べ床面積に対する焼損床面積の割合から建物の評価額に対する当該建物の焼き損害額の割合によることとした。
（3）　り災世帯の焼損程度の区分を改めた。
3　火災報告取扱要領の改正に伴う平成７年以降の火災と平成６年以前の火災の取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。
（1）　建物焼損面積の区分に建物焼損表面積を加えた。
（2）　焼損棟数の区分にぼやを加えた。
（3）　火災の定義に爆発現象を加えた。

資料1-1-6　昭和21年以降の火災損害状況（つづき）

り災世帯数				り災人員数	損害額（千円）									
						建物								
計	全損	半損	小損		計	小計	建物	収容物	林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
23,954	21,193	2,761	−	−	3,333,057	−	−	−	−	−	−	−	−	−
34,283	30,162	4,121	−	−	10,864,194	−	−	−	202,730	−	−	−	−	−
22,561	18,664	3,897	−	−	13,323,769	−	−	−	280,845	−	−	−	−	−
25,908	21,597	4,311	−	−	26,997,306	26,153,038	−	−	198,128	68,676	365,300	212,164		−
20,589	16,694	3,895	−	−	21,812,185	21,206,878	−	−	343,607	77,845	123,847	60,008		−
20,234	16,121	4,113	−	−	22,228,151	21,847,986	−	−	152,172		227,993			−
21,368	17,998	3,370	−	−	38,613,883	37,704,725	−	−	731,901	79,564	64,708	32,985		−
17,585	13,853	3,732	−	−	24,255,833	23,394,394	−	−	655,216	83,846	104,084	18,293		−
27,567	16,829	10,738	−	133,668	32,859,786	32,329,667	13,976,474	18,353,193	386,375	64,657	55,805	23,282		−
29,234	16,717	12,517	−	139,117	31,859,417	31,301,021	12,644,431	18,656,590	212,575	227,786	87,232	30,803		−
31,250	18,417	12,833	−	150,795	37,128,320	35,566,526	16,631,028	18,935,498	890,006	110,097	106,733	454,958		−
28,385	15,116	13,269	−	138,397	26,251,287	23,522,522	9,689,987	13,832,535	1,693,325	85,290	200,244	749,906		−
30,942	16,109	14,833	−	144,247	21,749,898	21,198,296	8,960,668	12,237,628	305,388	128,664	69,774	47,776		−
35,067	12,868	22,199	−	167,710	20,803,401	20,307,075	8,211,205	12,095,870	127,555	110,263	104,990	153,518		−
34,220	14,961	19,259	−	156,564	24,433,611	23,410,593	9,139,485	14,271,108	528,606	153,553	107,769	233,090		−
37,804	17,757	20,047	−	171,272	43,020,927	36,092,254	13,184,610	22,907,644	5,826,308	187,777	165,125	749,463		−
37,070	16,580	20,490	−	166,802	40,199,998	38,174,597	15,268,732	22,905,865	954,962	210,625	134,348	725,466		−
35,624	15,210	20,414	−	158,978	39,020,771	36,481,762	14,239,854	22,241,908	1,103,613	254,215	169,223	1,011,958		−
35,387	15,363	20,024	−	152,363	52,908,641	46,876,331	17,307,802	29,568,529	431,906	299,906	181,801	5,118,697		−
35,935	16,290	19,645	−	151,258	51,203,175	44,807,241	17,598,957	27,208,284	3,393,137	312,592	296,844	2,393,361		−
33,764	15,152	18,612	−	138,364	48,865,228	43,964,947	17,096,026	26,868,921	499,555	281,577	152,188	3,966,961		−
36,440	15,533	20,907	−	143,827	53,294,553	49,792,014	19,342,703	30,449,311	1,842,062	423,371	348,586	888,520		−
34,164	14,113	20,051	−	143,195	54,252,470	50,061,631	19,026,977	31,034,654	2,709,421	502,821	240,714	737,883		−
39,533	15,506	4,502	19,525	145,372	70,171,860	64,988,676	26,964,044	38,024,632	2,652,718	531,654	779,980	503,170	715,662	−
41,782	15,697	4,820	21,265	151,103	83,387,083	77,142,149	31,674,117	45,468,032	2,496,673	618,796	702,362	679,465	1,747,638	−
42,636	15,158	4,588	22,890	148,152	78,569,529	73,759,751	29,321,666	44,438,085	2,680,367	700,125	416,660	283,343	729,283	−
40,176	13,291	4,266	22,619	137,966	84,106,133	80,955,770	29,783,453	51,172,317	843,362	746,547	487,230	152,782	920,442	−
43,464	14,458	4,507	24,499	147,650	113,795,975	105,831,401	41,414,311	64,417,090	2,324,963	970,063	659,786	126,580	3,883,182	−
40,153	12,305	4,371	23,477	135,595	112,305,713	104,960,973	40,271,212	64,689,761	3,400,455	978,744	1,389,356	133,520	1,442,665	−
39,030	11,976	3,921	23,133	128,561	110,148,495	106,427,660	44,816,523	61,611,137	879,275	913,124	447,877	462,140	1,018,419	−
40,716	13,034	4,002	23,680	134,604	160,953,944	152,946,191	68,017,902	84,928,289	2,393,271	1,002,986	1,185,988	238,959	3,186,549	−
39,693	11,614	4,023	24,056	129,990	129,393,052	122,063,870	53,465,524	68,598,346	4,858,170	1,053,960	436,940	−	980,112	−
39,789	11,770	3,933	24,086	131,927	130,538,604	123,666,835	56,796,244	66,870,591	3,059,104	1,263,886	494,794	868,025	1,185,960	−
37,801	10,617	3,701	23,483	123,051	136,827,438	131,130,601	58,688,581	72,442,020	1,471,970	1,780,214	610,374	5,106	1,829,173	−
37,948	10,595	3,640	23,713	123,467	150,707,250	144,991,002	67,330,883	77,660,119	2,080,916	1,419,022	761,926	209	1,454,175	−
38,385	10,885	3,523	23,977	124,120	150,302,972	145,473,914	71,314,250	74,159,664	741,897	1,441,273	1,075,687	223,633	1,346,568	−
37,717	9,507	3,376	24,834	120,562	149,072,798	141,786,203	69,176,236	72,609,967	991,007	1,443,246	590,823	2,772,800	1,488,719	−
36,794	10,052	3,378	23,364	117,678	150,579,160	141,093,424	72,574,122	68,519,302	4,752,124	1,564,401	761,853	1,061,362	1,345,996	−
37,764	10,295	3,383	24,086	119,822	146,210,317	141,603,366	72,706,336	68,897,030	1,187,462	1,668,440	394,225	−	1,356,824	−
35,833	9,563	3,288	22,982	112,016	154,927,483	149,982,230	74,683,599	75,298,631	1,229,278	1,973,958	511,965	280,553	949,499	−
36,887	9,741	3,348	23,798	114,839	149,766,240	143,770,906	72,779,256	70,991,650	1,512,371	2,290,169	525,723	386,049	1,281,022	−
35,813	9,548	3,027	23,238	110,700	146,153,576	136,867,233	69,290,933	67,576,300	3,581,546	2,893,178	498,821	46,267	2,266,531	−
36,336	9,830	3,093	23,413	111,292	144,021,140	137,833,941	71,832,142	66,001,799	1,440,295	2,688,676	548,860	25,826	1,483,542	−
33,564	8,427	2,971	22,166	102,147	140,494,183	134,576,632	68,230,344	66,346,288	520,945	2,630,105	638,028	30,160	2,098,313	−
32,853	8,164	2,960	21,729	98,878	148,457,654	142,087,731	74,650,398	67,437,333	466,584	3,290,996	577,727	70,167	1,964,449	−
32,317	8,098	2,703	21,516	96,882	161,419,745	149,928,061	78,617,785	71,310,276	634,535	5,413,856	1,456,104	1,210,000	2,777,189	−
32,171	8,272	2,770	21,129	93,513	156,874,370	149,628,622	82,566,724	67,061,898	321,235	4,052,611	1,044,327	−	1,827,575	−
32,045	8,300	2,825	20,920	91,825	163,493,706	154,334,244	84,385,395	69,948,849	2,863,772	4,004,689	351,113	201,648	1,738,240	−
32,560	8,519	2,881	21,160	92,768	172,691,685	162,848,847	89,071,457	73,777,390	1,594,563	3,679,601	715,375	45,958	3,807,341	−
40,372	16,328	3,082	20,962	105,335	193,758,945	184,763,331	108,578,685	76,184,646	677,278	3,667,842	339,993	−	2,036,544	2,273,957
32,300	8,157	2,960	21,183	91,303	171,299,723	151,543,002	87,443,489	64,099,513	1,514,845	3,784,397	352,436	959,807	3,910,075	9,235,161
31,956	7,885	2,803	21,268	88,815	176,855,391	162,207,160	92,826,821	69,380,339	3,567,800	3,682,944	267,822	51,271	4,673,688	2,404,706
29,558	7,081	2,556	19,921	80,745	146,049,398	136,972,771	83,054,981	53,917,790	492,764	3,830,957	997,146	55,100	2,209,116	1,491,544
31,172	7,741	2,776	20,655	83,563	151,158,888	143,619,796	86,301,734	57,318,062	520,948	3,720,425	293,713	19,517	2,018,821	965,668
30,999	7,371	2,628	21,000	83,209	150,425,935	139,987,641	86,631,100	53,356,541	708,499	4,031,988	449,188	68,350	2,435,404	2,744,865
30,775	7,276	2,541	20,958	81,372	147,355,425	138,087,449	82,899,770	55,187,679	1,120,216	4,258,702	557,863	150,672	2,476,692	703,831
31,268	7,481	2,701	21,086	81,460	167,373,016	136,474,382	83,422,401	53,051,981	1,447,154	3,701,311	22,540,356	23,589	2,736,063	450,161
29,564	6,830	2,515	20,219	76,925	133,098,765	124,542,510	78,579,594	45,962,916	292,108	3,562,659	479,176	515,955	2,606,821	1,099,536
29,793	7,021	2,461	20,311	76,960	135,327,444	126,528,584	79,532,153	46,996,431	809,156	3,376,246	627,149	141,190	2,746,010	1,099,109
29,952	6,834	2,550	20,568	76,633	130,098,605	122,375,455	77,887,364	44,488,091	868,161	3,627,777	364,272	4,404	2,016,299	842,237
29,144	6,533	2,466	20,145	73,898	114,228,906	107,699,323	71,484,295	36,215,028	134,209	2,895,398	342,081	1,855	2,239,489	916,551
28,686	6,256	2,233	20,197	71,704	126,161,916	109,323,318	67,895,837	41,427,481	236,585	2,613,117	301,799	9,976,263	2,654,208	1,056,626
26,805	5,923	2,139	18,743	66,533	108,416,810	99,840,936	65,737,074	34,103,862	606,089	2,818,580	171,207	1,191,750	3,371,029	417,219
25,487	5,554	2,085	17,848	61,517	93,128,879	87,365,201	59,251,918	28,113,283	521,194	2,336,259	720,796	73,601	1,431,992	679,836
23,865	5,245	1,875	16,745	57,623	101,762,173	94,195,036	61,190,303	33,004,733	70,975	3,532,739	197,575	267,024	2,800,361	698,463
24,491	6,026	1,778	16,687	57,776	112,835,173	103,491,287	67,942,355	35,548,932	1,017,060	2,561,797	332,497	226,923	2,359,982	2,845,627
22,422	4,934	1,665	15,823	52,487	89,698,625	82,405,623	53,494,238	28,911,385	190,288	2,432,932	417,451	113	2,086,379	2,165,839
21,369	4,863	1,559	14,947	49,676	90,782,394	82,319,743	55,385,817	26,933,926	232,619	3,667,836	298,751	5,455	2,209,375	2,048,615
20,788	4,569	1,425	14,794	47,726	85,318,835	77,655,975	52,791,435	24,864,540	1,369,015	2,625,128	240,941	−	2,820,181	607,595
19,701	4,416	1,439	13,846	44,443	82,520,479	75,753,867	47,365,877	28,387,990	255,021	2,164,786	578,765	496,192	3,079,227	192,621
18,335	4,064	1,253	13,018	40,970	75,233,396	68,914,304	45,821,498	23,092,806	157,183	2,293,084	488,418	920,332	2,048,416	411,659
18,853	4,163	1,305	13,385	41,518	89,322,667	81,598,991	54,597,871	27,001,120	900,361	2,283,124	619,226	43,092	3,105,487	772,386
18,180	3,978	1,233	12,969	39,758	84,627,241	76,352,539	48,261,902	28,090,637	202,367	2,227,265	858,900	730,000	3,171,885	1,084,285
18,364	4,173	1,206	12,985	39,983	90,800,192	84,185,989	53,830,137	30,355,852	268,705	2,259,208	254,474	3,000	3,285,510	543,306
17,931	3,944	1,073	12,914	37,754	103,739,390	97,378,277	58,351,534	39,026,743	201,473	2,134,428	412,707	−	2,248,414	1,364,091
17,844	3,932	1,016	12,896	38,196	104,212,628	97,986,697	52,981,730	45,004,967	176,415	2,607,262	687,155	−	2,436,871	318,228
18,415	4,029	1,107	13,279	38,458	101,742,714	95,328,147	63,962,780	31,365,367	344,678	2,425,549	1,022,018	3,725	2,395,765	222,832
18,882	3,994	1,152	13,736	39,147	94,208,470	82,040,342	54,804,901	27,235,441	125,187	2,824,247	855,049	5,643	7,978,258	379,744
18,666	4,113	1,082	13,471	38,555	99,876,335	76,875,210	51,885,150	24,990,060	736,531	2,840,416	652,279	12,853,031	4,949,966	968,902

資料1-1-7　昭和21年以降の大火記録

番号	出火場所	出火年月日及び時刻	死者数	負傷者数	り災世帯数	り災人員数	焼損棟数	焼損面積(㎡)	損害額(千円)	出火原因	気象状況				
											天気	風向	平均風速(m/s)	最大風速(m/s)	相対湿度(%)
1	新潟県村松町	昭和21年(1946年) 5月8日18時30分	2	59	1,208	4,000	1,337	135,231	16,541	煙突の火の粉	晴	SE	8.0	15.0	50
2	福島県田島町	21年 5月20日1時30分	−	31	455	2,412	515	44,781	56,990	マッチの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
3	長野県飯田市	21年 7月15日12時15分	−	4	185	850	198	33,500	20,000	台所の煙突の過熱	晴	SE	4.0	12.0	39
4	青森県五所川原町	21年 11月23日19時40分	−	9	716	4,654	594	76,303	81,433	たばこの吸がら	曇後霙	NW	10.0	15.0	49
5	新潟県両津町	22年(1947年) 4月17日15時40分	−	−	435	1,868	315	57,806	100,000	煙突の過熱	晴	SW	4.0	15.0	−
6	長野県飯田市	22年 4月20日11時48分	−	−	4,010	17,771	3,742	481,985	1,500,000	煙突の火の粉	晴	W	5.5	13.0	33
7	茨城県那珂湊町	22年 4月29日17時20分	−	6	1,210	6,080	1,508	80,451	150,000	煙突の火の粉	晴	NW	4.3	11.7	64
8	北海道三笠町	22年 5月16日10時20分	2	4	977	5,081	488	40,260	1,060,891	煙突の過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
9	宮崎県宮崎市	22年 12月7日5時10分	−	−	130	684	65	33,000	108,900	煙突の過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
10	北海道喜茂別村	23年(1948年) 5月11日2時05分	1	2	317	969	180	35,805	300,000	ストーブの不始末	晴	ESE	3.0	12.0	64
11	秋田県能代市	24年(1949年) 2月20日0時30分	3	874	2,239	8,790	2,238	210,411	3,025,590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
12	北海道古平町	24年 5月10日11時30分	2	52	521	−	721	103,274	1,119,050	ストーブの不始末	…	SW	15.0	30.0	30
13	山梨県谷村町	24年 5月13日2時30分	−	17	339	1,586	334	60,222	558,420	モーターの過熱	薄曇	WSW	13.0	14.3	54
14	静岡県熱海市	25年(1950年) 4月13日17時23分	−	3,277	979	5,808	1,461	141,900	5,467,169	たばこ	曇	SE	15.0	30.3	55
15	長野県上松町	25年 5月13日23時50分	18	153	619	2,797	615	85,000	801,870	ストーブの残火の不始末	晴	NW	10.0	15.0	26
16	秋田県鷹巣町	25年 6月1日21時40分	−	242	705	3,400	599	61,727	899,563	取灰の不始末	晴	NE	10.0	10.0	74
17	山形県温海町	26年(1951年) 4月24日23時頃	−	225	513	1,583	376	45,124	1,517,492	不明	晴	W	13.0	15.0	66
18	三重県松阪市	26年 12月16日23時30分	−	195	874	3,565	1,155	52,315	2,180,000	たばこの吸がら	晴	WNW	7.1	12.0	48
19	鳥取県鳥取市	27年(1952年) 4月17日15時頃	3	3,963	5,714	20,451	7,240	449,295	19,324,390	機関車の飛火	薄曇	SSW	10.8	22.5	28
20	北海道岩内町	29年(1954年) 9月26日20時20分	33	551	3,398	17,223	3,299	321,311	3,914,110	火鉢の残火	曇	SSE	21.7	33.0	82
21	秋田県大館市	30年(1955年) 5月3日13時25分	1	20	264	1,226	345	38,211	710,572	不明	晴	ENE	13.0	13.0	39
22	新潟県新潟市	30年 10月1日2時50分	1	275	1,193	5,901	892	214,447	6,987,069	漏電	曇	WSW	20.2	33.6	59
23	鹿児島県名瀬市	30年 12月3日4時30分	−	−	1,452	5,845	1,361	65,997	1,512,050	たばこの吸がら	晴	N	5.4	8.0	52
24	秋田県能代市	31年(1956年) 3月20日22時50分	−	19	1,263	6,087	1,475	178,933	2,016,380	七りんこんろ	曇	NNE	14.5	21.7	61
25	福井県芦原町	31年 4月23日6時40分	1	349	348	1,653	737	建物 72,498 林野 32ha	建物5,088,259 林野 143,000	こたつ	曇	SSE	14.8	25.0	50
26	秋田県大館市	31年 8月18日23時45分	−	16	770	4,323	1,344	156,984	4,022,041	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
27	富山県魚津市	31年 9月10日19時45分	5	170	1,597	7,078	1,677	175,966	1,590,140	不明	晴	SSW	9.3	17.0	53
28	新潟県分水町	32年(1957年) 4月2日1時00分	−	176	304	1,315	378	36,274	360,000	煙突	曇小雪	SW	7.4	−	82
29	鹿児島県瀬戸内町	33年(1958年) 12月27日23時30分	−	48	1,357	5,311	1,628	建物 66,314 林野 600ha	建物1,000,000 林野 980	七りんこんろの不始末	曇	NNW	10.0	15.0	47
30	岩手県新里村（三陸大火）	36年(1961年) 5月29日13時39分	5	97	1,078	4,310	1,062	建物 53,047 林野40,366ha	建物2,155,350 林野3,784,596	かまど	晴	WSW	30.0	−	−
31	青森県八戸市	36年 5月29日23時40分	−	−	664	3,627	720	51,752	774,317	放火	晴	SW	14.2	−	60
32	北海道森町	36年 10月23日23時30分	−	80	506	2,238	554	44,664	2,221,191	たばこ	晴	W	5.5	−	72
33	長崎県福江市	37年(1962年) 9月26日2時10分	−	28	811	3,936	486	64,698	3,975,200	マッチ	晴	NNE	7.5	15.0	66
34	新潟県新潟市（昭和石油KK）	39年(1964年) 6月16日18時00分	−	−	348	1,407	346	57,282	3,174,136	不明	晴	W	5.2	−	60
35	岐阜県各務原市（川崎航空KK工場火災）	39年 10月1日1時50分	−	1	−	−	6	34,116	300,000	不明	晴	NE	1.0	−	96
36	東京都大島町	40年(1965年) 1月11日23時10分	−	−	408	1,273	585	37,453	2,069,455	たばこ	晴	WSW	22.0	−	40
37	青森県三沢市	41年(1966年) 1月11日14時15分	−	26	817	2,132	282	53,537	1,565,605	ガスこんろ	晴	W	22.0	25.0	53
38	秋田県大館市	43年(1968年) 10月12日11時16分	−	1	248	917	281	37,790	1,203,268	たき火	曇	WSW	5.7	−	52
39	石川県加賀市	44年(1969年) 5月18日13時10分	−	16	115	270	68	33,846	2,321,732	不明	晴	S	8.0	−	44
40	山形県酒田市	51年(1976年) 10月29日17時40分	1	1,003	1,023	3,300	1,774	152,105	40,500,000	不明	雨	WSW	12.2	26.3	68
41	滋賀県甲西町（東洋ガラスKK倉庫火災）	55年(1980年) 1月12日20時50分	−	−	−	−	2	47,871	2,199,457	不明	曇	E	0.0	−	83
42	兵庫県神戸市長田区	平成7年(1995年) 1月17日5時47分	8	−	474	861	441	75,840	2,308,787	不明	曇	NW	5.0	−	54
43	兵庫県神戸市長田区	7年 1月17日5時47分	60	−	685	539	750	57,459	872,253	不明	曇	NNE	1.0	−	70
44	兵庫県神戸市長田区	7年 1月17日5時47分	73	−	765	805	996	89,099	1,279,608	不明	曇	NE	5.0	−	54
45	兵庫県神戸市兵庫区	7年 1月17日5時50分	40	−	1,021	764	699	94,787	1,494,081	不明	曇	NE	5.0	−	54
46	兵庫県神戸市長田区	7年 1月17日9時頃	48	−	1,453	3,326	1,130	142,945	2,700,061	不明	曇	NNE	1.0	−	70
47	兵庫県神戸市長田区	7年 1月17日10時頃	5	−	434	908	404	72,295	2,284,388	不明	晴	NNE	4.0	−	58
48	栃木県黒磯市	15年(2003年) 9月8日12時頃	−	−	−	−	1	39,581	4,393,703	不明	曇	S	3.0	−	81
49	岩手県山田町	23年(2011年) 3月11日15時30分	−	−	268	686	270	35,910	2,810,487	不明	曇	SSW	1.0	−	38
50	岩手県山田町	23年 3月11日15時30分	−	−	239	717	223	33,082	2,179,687	不明	曇	SSW	1.0	−	38
51	埼玉県三芳町（埼玉県三芳町倉庫火災）	29年(2017年) 2月16日9時05分	−	2	−	−	1	43,981	10,736,707	排気管	晴	SSE	1.0	−	60
52	宮城県岩沼市（宮城県岩沼市倉庫火災）	令和2年(2020年) 4月30日11時40分	−	−	−	−	1	43,836	5,593,285	不明・調査中	晴	SSE	4.0	−	45
53	大阪府大阪市此花区（大阪市此花区倉庫火災）	3年(2021年) 11月29日8時35分	−	1	−	−	1	35,071	24,169,664	放火の疑い	晴	NNW	1.0	−	67

（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　大火とは、建物の焼損面積が3万3,000㎡（1万坪）以上の火災をいう。

資料1-1-8　昭和21年以降の火災損害比較

区分 / 年	総出火件数指数	出火率	死者指数	負傷者指数	損害額指数	出火件数構成比（%） 建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	火災損害額構成比（%） 建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
昭和21年 (1946)	100	1.9	100	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22年 (1947)	130	2.4	115	159	326	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23年 (1948)	118	2.2	97	121	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24年 (1949)	128	2.4	101	256	810	88.4	7.2	1.4	0.6	2.3		96.9	0.7	0.3	1.4	0.8		0
25年 (1950)	133	2.3	101	252	654	86.6	6.0	2.4	0.5	4.4	0	97.2	1.6	0.4	0.6	0.3		0
26年 (1951)	147	2.5	161	382	667	85.3	7.4	7.3				98.3	0.7	1.0				0
27年 (1952)	153	2.6	112	463	1,159	83.1	6.8	4.4	0.7	5.0		97.6	1.9	0.2	0.2	0.1		0
28年 (1953)	178	3.1	119	259	728	82.6	6.7	5.1	0.7	4.9		96.4	2.7	0.3	0.4	0.1		0
29年 (1954)	193	3.3	125	385	986	81.2	5.7	6.0	0.6	6.5		98.4	1.2	0.2	0.2	0.1		0
30年 (1955)	207	3.4	165	399	956	79.4	6.1	6.9	0.6	7.0		98.2	0.7	0.7	0.3	0.1		0
31年 (1956)	230	3.7	152	443	1,114	77.5	6.3	7.6	0.8	7.8		95.8	2.4	0.3	0.3	1.2		0
32年 (1957)	240	3.8	149	431	788	75.5	8.2	6.9	0.7	8.6		89.6	6.5	0.3	0.8	2.9		0
33年 (1958)	250	3.9	139	447	653	77.0	6.2	7.3	0.7	8.8		97.5	1.4	0.6	0.3	0.2		0
34年 (1959)	255	4.0	156	468	624	76.4	5.7	7.8	0.9	9.2		97.6	0.6	0.5	0.5	0.7		0
35年 (1960)	302	4.7	186	479	733	71.4	9.0	7.8	0.8	11.0		95.8	2.2	0.6	0.4	1.0		0
36年 (1961)	326	5.0	192	518	1,291	69.1	8.9	8.1	0.8	13.1		83.9	13.5	0.4	0.4	1.7		0
37年 (1962)	343	5.2	205	508	1,206	67.5	10.2	8.0	0.7	13.6		95.0	2.4	0.5	0.3	1.8		0
38年 (1963)	349	5.2	203	509	1,171	66.5	10.8	8.2	0.7	13.9		93.5	2.8	0.7	0.4	2.6		0
39年 (1964)	339	5.0	224	540	1,587	68.6	9.3	8.4	0.7	12.9		88.6	0.8	0.6	0.3	9.7		0
40年 (1965)	375	5.5	230	549	1,536	63.9	14.5	7.2	0.7	13.8		87.5	6.6	0.6	0.6	4.7		0
41年 (1966)	332	4.8	265	484	1,466	68.6	9.0	8.2	0.7	13.5		90.0	1.0	0.6	0.3	8.1		0
42年 (1967)	377	5.5	263	553	1,599	65.5	12.5	6.8	0.6	14.5		93.4	3.5	0.8	0.7	1.7		0
43年 (1968)	371	5.3	276	520	1,628	64.2	12.4	7.1	0.5	15.9		92.3	5.0	0.9	0.4	1.4		0
44年 (1969)	393	5.5	318	549	2,105	66.3	9.4	7.4	0.5	0.0	16.4	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0	0
45年 (1970)	442	6.2	380	574	2,502	62.4	11.0	6.5	0.5	0.0	19.6	92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1	0
46年 (1971)	443	6.0	353	543	2,357	61.8	11.1	6.3	0.5	0.0	20.3	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9	0
47年 (1972)	403	5.5	398	572	2,523	66.7	7.8	6.5	0.5	0.0	18.5	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1	0
48年 (1973)	505	6.8	445	578	3,414	58.2	11.4	5.5	0.4	0.0	24.5	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4	0
49年 (1974)	468	6.2	392	535	3,369	57.8	12.3	5.1	0.4	0.0	24.4	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3	0
50年 (1975)	430	5.6	399	486	3,305	61.8	8.9	4.9	0.4	0.0	24.0	96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9	0
51年 (1976)	431	5.6	392	553	4,829	62.3	8.9	5.0	0.4	0.0	23.5	95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0	0
52年 (1977)	442	5.7	455	502	3,882	61.4	8.2	5.3	0.3	0.0	24.8	94.3	3.8	0.8	0.3	0	0.8	0
53年 (1978)	487	6.2	441	514	3,916	56.7	10.2	5.1	0.4	0.0	27.6	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9	0
54年 (1979)	441	5.5	493	481	4,105	60.0	8.7	5.7	0.4	0.0	25.2	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3	0
55年 (1980)	414	5.1	464	475	4,522	63.5	6.9	6.3	0.3	0.0	23.1	96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0	0
56年 (1981)	420	5.2	469	472	4,509	64.0	6.1	6.7	0.3	0.0	23.0	96.8	0.5	1.0	0.7	0.1	0.9	0
57年 (1982)	419	5.1	440	479	4,473	61.1	7.6	7.3	0.3	0.0	23.8	95.1	0.7	1.0	0.4	1.9	1.0	0
58年 (1983)	413	5.0	435	437	4,518	62.6	6.6	7.8	0.3	0.0	22.8	93.7	3.2	1.0	0.5	0.7	0.9	0
59年 (1984)	441	5.3	497	464	4,387	60.0	7.5	7.5	0.2	0.0	24.8	96.8	0.8	1.1	0.3	0	0.9	0
60年 (1985)	414	5.0	416	445	4,648	61.6	6.9	8.3	0.3	0.0	22.8	96.8	0.8	1.3	0.3	0.2	0.6	0
61年 (1986)	438	5.2	491	456	4,493	60.2	7.6	8.2	0.3	0.0	23.6	96.0	1.0	1.5	0.4	0.3	0.9	0
62年 (1987)	407	4.8	442	453	4,385	62.1	7.0	9.0	0.2	0.0	21.8	93.6	2.5	2.0	0.3	0.0	1.6	0
63年 (1988)	413	4.9	504	454	4,321	62.2	6.0	9.4	0.2	0.0	22.2	95.7	1.0	1.9	0.4	0.0	1.0	0
平成元年 (1989)	386	4.6	416	430	4,215	63.1	5.2	10.3	0.2	0.0	21.2	95.8	0.4	1.9	0.5	0.0	1.5	0
2年 (1990)	391	4.6	435	419	4,454	61.5	5.1	10.9	0.3	0.0	22.2	95.7	0.3	2.2	0.4	0.0	1.3	0
3年 (1991)	380	4.5	433	410	4,843	62.4	4.6	11.3	0.2	0.0	21.4	92.9	0.4	3.4	0.9	0.7	1.7	0
4年 (1992)	379	4.4	448	407	4,707	61.2	4.1	11.5	0.3	0.0	22.9	95.4	0.2	2.6	0.7	0	1.2	0
5年 (1993)	392	4.6	438	407	4,905	59.3	5.6	11.5	0.2	0.0	23.4	94.4	1.8	2.4	0.2	0.1	1.1	0
6年 (1994)	436	5.1	452	413	5,181	54.5	7.2	10.7	0.2	0.0	27.4	94.3	0.9	2.1	0.4	0.0	2.2	0
7年 (1995)	435	5.0	561	429	5,813	54.9	6.5	11.1	0.2	0.0	27.3	95.4	0.3	1.9	0.2	0	1.1	1.2
8年 (1996)	443	5.1	471	475	5,139	54.3	6.8	11.2	0.2	0.0	27.6	88.5	0.9	2.2	0.2	0.6	2.3	5.4
9年 (1997)	428	4.9	499	449	5,306	55.8	6.1	12.0	0.2	0.0	25.9	91.7	2.0	2.1	0.2	0.0	2.6	1.4
10年 (1998)	377	4.3	491	431	4,382	59.7	3.5	13.7	0.2	0.0	22.9	93.8	0.3	2.6	0.7	0.0	1.5	1.0
11年 (1999)	405	4.7	505	447	4,535	56.9	4.5	13.4	0.2	0.0	24.8	95.0	0.3	2.5	0.2	0.0	1.3	0.6
12年 (2000)	432	5.0	484	489	4,513	54.5	4.5	13.3	0.2	0.0	27.5	93.1	0.5	2.7	0.3	0.0	1.6	1.8
13年 (2001)	440	5.0	523	486	4,421	53.7	4.7	13.3	0.2	0.0	28.1	93.7	0.8	2.9	0.4	0.1	1.7	0.5
14年 (2002)	440	5.0	532	518	5,022	53.7	5.3	12.2	0.2	0.0	28.6	81.5	0.9	2.2	13.5	0.0	1.6	0.3
15年 (2003)	390	4.4	535	508	3,993	57.8	3.2	13.1	0.2	0.0	25.7	93.6	0.2	2.7	0.4	0.4	2.0	0.8
16年 (2004)	418	4.8	477	510	4,060	55.2	4.3	11.7	0.2	0.0	28.6	93.5	0.6	2.5	0.5	0.1	2.0	0.8
17年 (2005)	397	4.5	523	522	3,903	57.5	3.9	11.5	0.2	0.0	26.9	94.1	0.7	2.8	0.3	0.0	1.5	0.6
18年 (2006)	368	4.2	492	504	3,427	59.1	3.0	11.7	0.2	0.0	26.0	94.3	0.1	2.5	0.3	0.0	2.0	0.8
19年 (2007)	377	4.3	477	501	3,785	57.2	4.0	10.6	0.2	0.0	27.9	86.7	0.2	2.1	0.2	7.9	2.1	0.8
20年 (2008)	362	4.1	469	472	3,253	57.4	3.6	10.2	0.2	0.0	28.6	92.1	0.6	2.6	0.2	1.1	3.1	0.4
21年 (2009)	354	4.0	447	452	2,794	55.5	4.1	10.4	0.2	0.0	29.8	93.8	0.6	2.5	0.8	0.1	1.5	0.7
22年 (2010)	322	3.7	414	431	3,053	58.2	3.0	10.8	0.2	0.0	27.8	92.6	0.1	3.5	0.2	0.3	2.8	0.7
23年 (2011)	346	3.9	420	430	3,385	53.6	4.2	10.3	0.2	0.0	31.8	91.7	0.9	2.3	0.3	0.2	2.1	2.5
24年 (2012)	306	3.5	410	403	2,691	57.9	2.7	10.3	0.2	0.0	28.9	91.9	0.2	2.7	0.5	0.0	2.3	2.4
25年 (2013)	333	3.7	387	405	2,724	52.1	4.2	9.5	0.2	0.0	34.0	90.7	0.3	4.0	0.3	0.0	2.4	2.3
26年 (2014)	302	3.4	400	387	2,560	54.0	3.4	10.2	0.2	0.0	32.1	91.0	1.6	3.1	0.3	0.0	3.3	0.7
27年 (2015)	270	3.1	372	372	2,473	56.8	2.8	10.7	0.2	0.0	29.4	91.9	0.3	2.6	0.7	0.6	3.6	0.2
28年 (2016)	255	2.9	346	348	2,257	57.0	2.8	11.0	0.2	0.0	29.0	91.6	0.2	3.0	0.6	1.2	2.7	0.5
29年 (2017)	272	3.1	347	357	2,680	54.3	3.3	9.8	0.2	0.0	32.5	91.4	1.0	2.6	0.7	0.0	3.5	0.9
30年 (2018)	263	3.0	340	361	2,539	54.7	3.6	9.6	0.2	0.0	31.9	90.2	0.2	2.6	1.0	0.9	3.7	1.3
令和元年 (2019)	261	3.0	354	346	2,724	55.7	3.7	9.5	0.2	0.0	30.9	92.7	0.3	2.5	0.3	0.0	3.6	0.6
2年 (2020)	240	2.7	316	329	3,112	55.8	3.6	10.0	0.2	0.0	30.4	93.9	0.2	2.1	0.4	0.0	2.2	1.3
3年 (2021)	244	2.8	337	321	3,127	55.5	3.5	10.0	0.2	0.0	30.9	94.0	0.2	2.5	0.7	0.0	2.3	0.3
4年 (2022)	251	2.9	346	339	3,053	55.5	3.4	9.4	0.2	0.0	31.4	93.7	0.3	2.4	1.0	0.0	2.4	0.2
5年 (2023)	267	3.1	358	340	2,826	54.2	3.4	9.1	0.1	0.0	33.1	87.1	0.1	3.0	0.9	0.0	8.5	0.4
6年 (2024)	257	3.0	345	342	2,997	56.5	2.2	9.5	0.2	0.0	31.6	77.0	0.7	2.8	0.7	12.9	5.0	1.0

(注)　出火率とは、人口１万人当たりの出火件数をいう。

資料1-1-9　火災の状況

（各年中）

区　　分	平成26年	令和５年（A）	令和６年（B）	増　減（B）－（A）（C）	増減率（C）／（A）×100（%）
出火件数（件）	43,741	38,672	37,141	△ 1,531	△ 4.0
建物火災	23,641	20,974	20,972	△ 2	△ 0.0
林野火災	1,494	1,299	831	△ 468	△ 36.0
車両火災	4,467	3,521	3,546	25	0.7
船舶火災	86	58	62	4	6.9
航空機火災	1	1	3	2	200.0
その他の火災	14,052	12,819	11,727	△ 1,092	△ 8.5
焼損棟数（棟）	33,380	29,656	29,692	36	0.1
全　　焼	7,411	6,692	6,721	29	0.4
半　　焼	2,021	1,484	1,384	△ 100	△ 6.7
部分焼	9,019	7,494	7,393	△ 101	△ 1.3
ぼ　　や	14,929	13,986	14,194	208	1.5
建物焼損床面積（㎡）	1,108,150	1,022,440	991,609	△ 30,831	△ 3.0
建物焼損表面積（㎡）	118,684	124,871	103,563	△ 21,308	△ 17.1
林野焼損面積（a）	106,182	84,379	107,346	22,967	27.2
死　　者（人）	1,678	1,503	1,451	△ 52	△ 3.5
負傷者（人）	6,560	5,766	5,805	39	0.7
り災世帯数（世帯）	20,788	18,882	18,666	△ 216	△ 1.1
全　　損	4,569	3,994	4,113	119	3.0
半　　損	1,425	1,152	1,082	△ 70	△ 6.1
小　　損	14,794	13,736	13,471	△ 265	△ 1.9
り災人員（人）	47,726	39,147	38,555	△ 592	△ 1.5
損害額（百万円）	85,319	94,208	99,876	5,668	6.0
建物火災	77,656	82,040	76,875	△ 5,165	△ 6.3
林野火災	1,369	125	737	611	488.8
車両火災	2,625	2,824	2,840	16	0.6
船舶火災	241	855	652	△ 203	△ 23.7
航空機火災	0	6	12,853	12,847	—
その他の火災	2,820	7,978	4,950	△ 3,028	△ 38.0
爆　　発	608	380	969	589	155.1
出火率（件／万人）	3.4	3.1	3.0	△ 0.1	—

（備考）
1　「火災報告」により作成
2　各年の数値は、１月～12月に発生した火災を集計したもの。以下資料において、断りのない限り同じ。
3　「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。以下資料において、断りのない限り同じ。
4　「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。以下資料において、断りのない限り同じ。
5　「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。以下資料において、断りのない限り同じ。
6　「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。以下資料において、断りのない限り同じ。
7　「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。以下資料において、断りのない限り同じ。
8　「その他の火災」とは、建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災及び航空機火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積所、軌道敷、電柱類等の火災）をいう。以下資料において、断りのない限り同じ。
9　死者には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下資料において、断りのない限り同じ。
10　出火率とは、人口１万人当たりの出火件数をいう。以下資料において、断りのない限り同じ。
11　損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。以下資料において、断りのない限り同じ。
12　△は負数を表す。以下資料において、断りのない限り同じ。
13　増減率は、表示単位未満を四捨五入した。以下資料において、断りのない限り同じ。
14　人口は、平成26年については３月31日現在の住民基本台帳、令和５年、令和６年については１月１日現在の住民基本台帳による。
15　火災が２種以上にわたった場合、火災件数は損害額の大きい方で計上し、損害額は、火災による損害を受けたものの火災種別（建物、林野、車両、船舶、航空機、その他の別）ごとに計上している。以下資料において、断りのない限り同じ。
16　「爆発」による損害額については、火災種別にかかわらず、「損害額」中の「爆発」に計上している。
17　合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料1-1-10　出火件数の構成比率

（各年中）（単位：％）

火災種別	令和５年	令和６年
建物火災	54.2	56.5
車両火災	9.1	9.5
林野火災	3.4	2.2
船舶火災	0.1	0.2
航空機火災	0.0	0.0
その他の火災	33.1	31.6
合　計	100.0	100.0

（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

その他の火災の内訳（出火箇所で分類）＊１　（単位：％）

出火箇所		令和６年
建物、林野、車両、船舶、航空機以外のもの＊２		9.8
道路、空地等	田畑	23.8
	敷地内	20.2
	空地	9.1
	河川敷等	6.4
	道路	5.9
	その他	22.5
出火箇所不明		0.4
その他		1.9
合　計		100.0

＊１　出火件数の構成比率中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、更に詳細に調べたもの。
＊２　電柱類、門、さく、郵便ポスト、さん橋等をいう。

資料1-1-11　四季別出火状況

（各年中）

年別／季別	令和５年				令和６年			
	出火件数（件）	構成比（％）	損害額（百万円）	構成比（％）	出火件数（件）	構成比（％）	損害額（百万円）	構成比（％）
春季（３月～５月）	11,244	29.1	26,794	28.4	10,184	27.4	23,207	23.2
夏季（６月～８月）	8,119	21.0	23,713	25.2	8,451	22.8	17,168	17.2
秋季（９月～11月）	8,523	22.0	18,522	19.7	7,696	20.7	18,852	18.9
冬季（12月～２月）	10,786	27.9	25,179	26.7	10,810	29.1	40,650	40.7
合　計	38,672	100.0	94,208	100.0	37,141	100.0	99,876	100.0

（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　冬季の１月及び２月は、当該年のものである。
　　3　合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料1-1-12　出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

（各年中）

区　　分	平成26年	令和６年	増減率（％）
出 火 率　（件／万人）	3.4	3.0	―――
出火件数　（件）	43,741	37,141	△ 15.1
建物火災　（件）	23,641	20,972	△ 11.3
人　　口　（人）	128,130,722	124,885,175	△ 2.5
世 帯 数　（世帯）	55,638,174	60,779,141	9.2

（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　人口及び世帯数は、平成26年については３月31日現在（現況調査）の住民基本台帳、令和６年については１月１日現在の住民基本台帳による。

資料1-1-13　都道府県別出火率

（令和６年中）

都道府県	出火件数（件）	人口（万人）	出火率（件／万人）	順位	都道府県	出火件数（件）	人口（万人）	出火率（件／万人）	順位
1　北海道	1,674	509	3.3	21	25　滋　賀	390	141	2.8	34
2　青　森	558	121	4.6	2	26　京　都	573	249	2.3	42
3　岩　手	375	117	3.2	26	27　大　阪	1,965	878	2.2	43
4　宮　城	631	224	2.8	33	28　兵　庫	1,432	543	2.6	37
5　秋　田	349	92	3.8	10	29　奈　良	360	132	2.7	35
6　山　形	297	103	2.9	30	30　和歌山	296	91	3.2	23
7　福　島	627	180	3.5	16	31　鳥　取	165	54	3.1	28
8　茨　城	1,357	287	4.7	1	32　島　根	252	65	3.9	8
9　栃　木	725	192	3.8	9	33　岡　山	657	185	3.5	15
10　群　馬	691	192	3.6	14	34　広　島	780	275	2.8	31
11　埼　玉	1,928	738	2.6	38	35　山　口	454	131	3.5	17
12　千　葉	2,040	631	3.2	24	36　徳　島	236	71	3.3	20
13　東　京	4,548	1,391	3.3	22	37　香　川	384	95	4.0	5
14　神奈川	1,950	921	2.1	45	38　愛　媛	371	131	2.8	32
15　新　潟	509	214	2.4	41	39　高　知	266	68	3.9	7
16　富　山	192	102	1.9	47	40　福　岡	1,232	510	2.4	40
17　石　川	245	111	2.2	44	41　佐　賀	248	80	3.1	27
18　福　井	159	75	2.1	46	42　長　崎	375	129	2.9	29
19　山　梨	344	81	4.3	3	43　熊　本	627	173	3.6	13
20　長　野	691	203	3.4	19	44　大　分	458	111	4.1	4
21　岐　阜	677	197	3.4	18	45　宮　崎	421	106	4.0	6
22　静　岡	973	361	2.7	36	46　鹿児島	591	158	3.7	12
23　愛　知	1,929	750	2.6	39	47　沖　縄	480	149	3.2	25
24　三　重	659	176	3.7	11	合　計	37,141	12,489	3.0	

（備考）　1　「火災報告」により作成
2　順位は出火率が高い都道府県から順に、１位、２位・・・47位としている。
3　人口は、令和６年１月１日現在の住民基本台帳による。

資料1-1-14　初期消火における消防用設備等の使用状況

（各年中）

	簡易消火用具		消火器		屋内消火栓設備		固定消火設備		その他		初期消火なし		合　計	
	件数（件）	構成比（%）	件数（件）	構成比（%）	件数（件）	構成比（%）	件数（件）	構成比（%）	件数（件）	構成比（%）	件数（件）	構成比（%）	件数（件）	構成比（%）
平成26年	2,056	4.7	8,606	19.7	133	0.3	348	0.8	16,545	37.8	16,053	36.7	43,741	100.0
令和６年	1,391	3.7	7,021	18.9	112	0.3	286	0.8	14,260	38.4	14,071	37.9	37,141	100.0

（備考）　1　「火災報告」により作成
2　「消防用設備等」とは、消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯等）をいう。
3　「簡易消火用具」とは、水バケツ、水槽、乾燥砂等をいう。
4　「固定消火設備」とは、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、不活性ガス消火設備、泡消火設備等をいう（屋内消火栓設備については、別枠を設けているため除く。）。
5　「その他」とは、「水道、浴槽、汲み置き等の水をかけた」、「寝具、衣類等をかけた」等をいう。
6　合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料1-1-15　都道府県別の火災による死者の状況

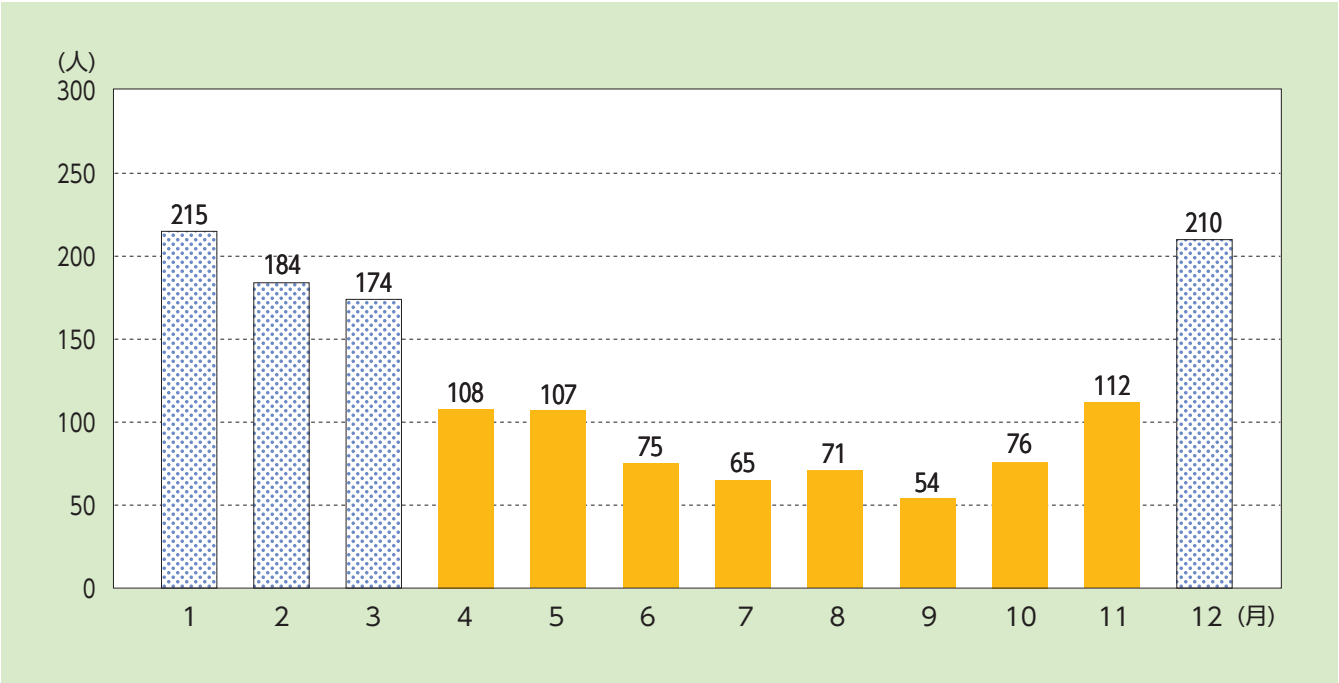
（令和６年中）

都道府県	死者数		人口10万人当たり死者数		都道府県	死者数		人口10万人当たり死者数	
	（人）	順位	（人）	順位		（人）	順位	（人）	順位
1　北海道	75	4	1.5	22	25　滋　賀	4	47	0.3	47
2　青　森	28	20	2.3	4	26　京　都	16	35	0.6	46
3　岩　手	24	24	2.0	7	27　大　阪	80	2	0.9	38
4　宮　城	20	29	0.9	39	28　兵　庫	39	11	0.7	44
5　秋　田	28	20	3.0	2	29　奈　良	16	35	1.2	26
6　山　形	17	34	1.7	14	30　和歌山	13	39	1.4	23
7　福　島	29	18	1.6	18	31　鳥　取	6	46	1.1	30
8　茨　城	46	9	1.6	19	32　島　根	21	27	3.2	1
9　栃　木	29	18	1.5	20	33　岡　山	30	17	1.6	16
10　群　馬	22	25	1.1	28	34　広　島	35	13	1.3	25
11　埼　玉	65	7	0.9	40	35　山　口	26	23	2.0	9
12　千　葉	70	6	1.1	31	36　徳　島	7	44	1.0	37
13　東　京	96	1	0.7	45	37　香　川	19	31	2.0	8
14　神奈川	72	5	0.8	42	38　愛　媛	14	38	1.1	32
15　新　潟	32	15	1.5	21	39　高　知	7	44	1.0	35
16　富　山	18	32	1.8	12	40　福　岡	53	8	1.0	33
17　石　川	32	15	2.9	3	41　佐　賀	13	39	1.6	15
18　福　井	10	43	1.3	24	42　長　崎	22	25	1.7	13
19　山　梨	15	37	1.9	11	43　熊　本	21	27	1.2	27
20　長　野	44	10	2.2	6	44　大　分	18	32	1.6	17
21　岐　阜	37	12	1.9	10	45　宮　崎	11	42	1.0	34
22　静　岡	28	20	0.8	43	46　鹿児島	35	13	2.2	5
23　愛　知	76	3	1.0	36	47　沖　縄	12	41	0.8	41
24　三　重	20	29	1.1	29	合計／平均	1,451		1.2	

（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　「順位」は、死者数及び人口10万人当たり死者数が多い都道府県から順に、１位、２位、・・・47位としている。
　　3　人口は、令和６年１月１日現在の住民基本台帳による。

資料1-1-16　月別の火災による死者発生状況

（令和６年中）



（備考）　「火災報告」により作成

資料1-1-17　月別の火災による死傷者発生状況

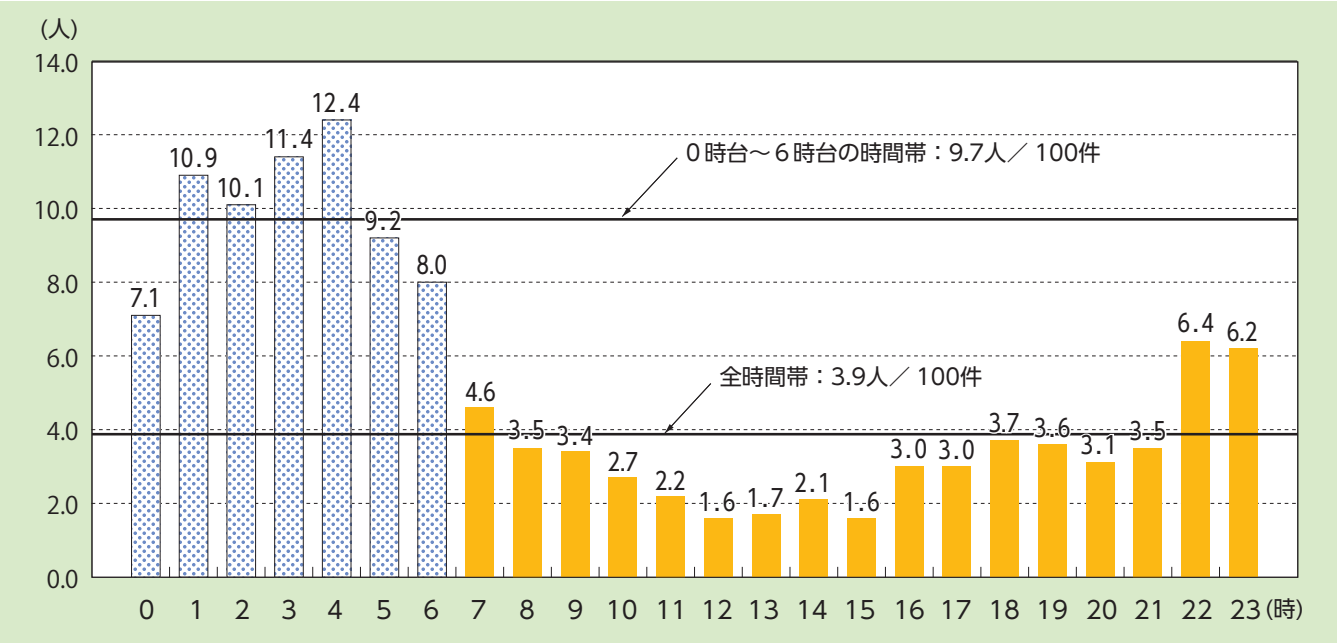
（令和６年中）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
死者数（人）	215	184	174	108	107	75	65	71	54	76	112	210	1,451
放火自殺者等（人）	19	23	20	20	25	12	14	23	13	20	14	20	223
負傷者数（人）	632	519	583	458	511	406	452	452	367	366	460	599	5,805

（備考）「火災報告」により作成

資料1-1-18　時間帯別火災100件当たりの死者発生状況

（令和６年中）



（備考）　1　「火災報告」により作成
2　「各時間帯の数値」は、出火時刻が不明の火災（1,891件）による死者（99人）を除く集計結果。「全時間帯」は、出火時刻が不明である火災による死者を含む数値
3　例えば、時間帯の「０」は、出火時刻が０時０分～０時59分の間であることを示す。

資料1-1-19　時間帯別の出火件数及び死者数

（令和６年中）

	0時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	不明	合計
出火件数（件）	848	670	622	632	655	654	798	957	1,294	1,811	2,336	2,617	2,369	2,598	2,594	2,266	2,114	1,893	1,762	1,461	1,338	1,100	1,016	845	1,891	37,141
死者数（人）	60	73	63	72	81	60	64	44	45	62	62	57	39	44	54	37	64	56	65	53	41	39	65	52	99	1,451
放火自殺者等	4	8	8	9	8	15	15	6	11	9	9	8	3	5	8	9	7	9	5	4	4	5	10	6	38	223

（備考）　1　「火災報告」により作成
2　例えば、時間帯の「０時」は、出火時刻が０時０分～０時59分の間であることを示す。

資料1-1-20　火災による死因別死者発生状況の推移

（各年中）（単位：人、％）

区分／年別	一酸化炭素中毒・窒息	火　傷	打撲・骨折等	自　殺	その他	不　明	総　計
令和２年	404 (30.5)	484 (36.5)	2 (0.2)	226 (17.0)	75 (5.7)	135 (10.2)	1,326 (100.0)
令和３年	439 (31.0)	500 (35.3)	4 (0.3)	243 (17.1)	90 (6.4)	141 (10.0)	1,417 (100.0)
令和４年	446 (30.7)	501 (34.5)	6 (0.4)	251 (17.3)	92 (6.3)	156 (10.7)	1,452 (100.0)
令和５年	452 (30.1)	523 (34.8)	3 (0.2)	267 (17.8)	86 (5.7)	172 (11.4)	1,503 (100.0)
令和６年	432 (29.8)	517 (35.6)	6 (0.4)	218 (15.0)	78 (5.4)	200 (13.8)	1,451 (100.0)

（備考）　1　「火災報告」により作成
2　（　）内は構成比を示す。
3　総計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料1-1-21　死亡に至った経過と年齢別の死者発生状況

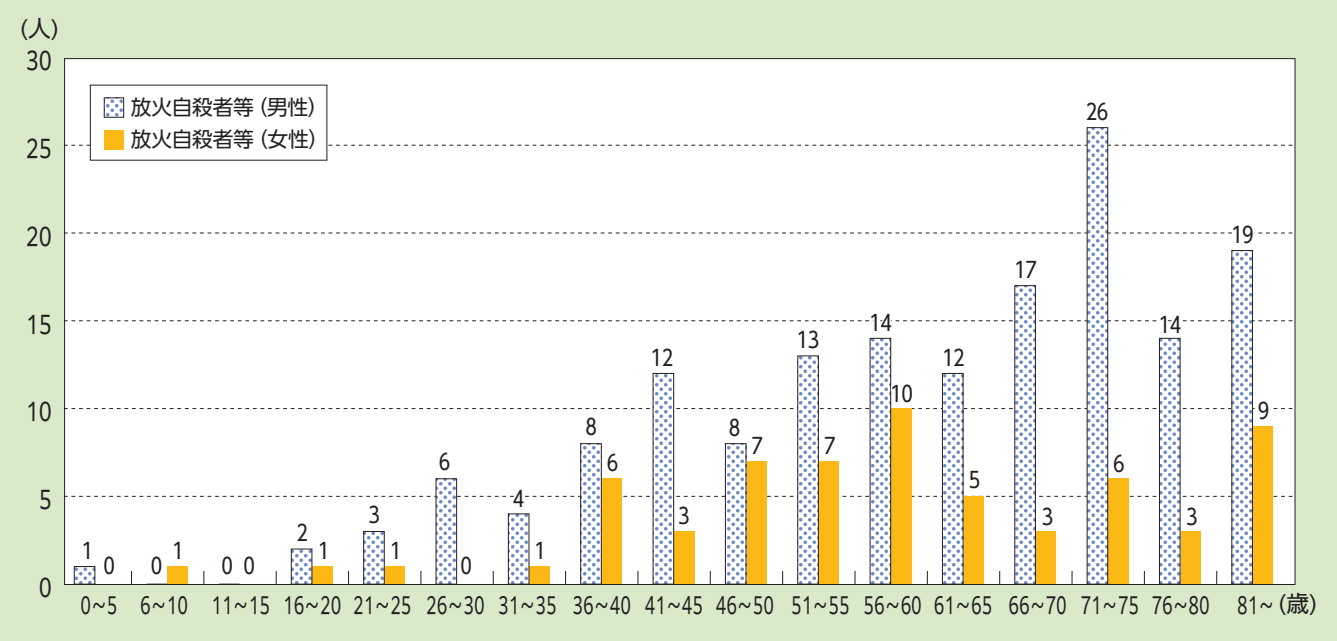
（令和６年中）（単位：人）

年齢区分等	逃げ遅れ																					出火後再進入			着衣着火							その他		小計	放火自殺者等			合計
	発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるもの（全く気付かなかった場合を含む。）。				判断力に欠け、あるいは、体力的条件が悪く、ほとんど避難できなかったと思われるもの。					延焼拡大が早かった等のため、ほとんど避難ができなかったと思われるもの。			逃げれば逃げられたが、逃げる機会を失ったと思われるもの。							避難行動を起こしているが、逃げきれなかったと思われるもの（一応自力避難したが、避難中、火傷、ガス吸引により、病院等で死亡した場合を含む。）。					一旦、屋外へ避難後、再進入したと思われるもの。出火時屋外にいて出火後進入したと思われるもの。			着衣着火した中毒により死亡したと思われるもの。							左記以外の経過等	不明・調査中		放火（自殺（心中の道づれを含む）者）	放火自殺の巻き添え者	放火殺人の犠牲者	
	熟睡	泥酔	病気・身体不自由	その他	乳幼児	泥酔	病気・身体不自由	老衰	その他	ガス爆発のため	危険物燃焼のため	その他	狼狽して	持出品・服装に気をとられ	火災をふれ回っているうちに	消火しようとして	人を救助しようとして	その他	身体不自由のため	延焼拡大が早く	逃げ道を間違えて	出入口施錠のため	その他	救助・物品搬出のため	消火のため	その他	喫煙中	炊事中	採暖中（たき火を除く）	たき火中	火遊び中	その他火気取扱い中	その他						
0～5																																				1	1
6～10																				1														1		1	2
11～15	1																																	1			1
16～20				1																														5	3		8
21～25	3																			2		1	1										3	2	12	4		16
26～30	1												1			1				1													2	6	12	6		18
31～35	2									1		1				1		1					1											3	11	5		16
36～40	2										1							1																10	14	13	1	28
41～45	1	2		2					2			1																						10	18	15		33
46～50	4	1		1			1		2										1	2								2					3	16	33	14		48
51～55	8	1	2	5			1		1	2	1	1				3		1		2				1							1		1	27	58	20		78
56～60	3	2		8			2		1	1						2	2	1	1	2	1		6									1	3	39	75	24		99
61～65	3	2		4		1	1					1		1		3		2	3	7			5		1		1						1	53	89	17		106
66～70	2	2	3	3			1									2	1	2	5	4			7	1	1	2	1	2		1		1		2	51	94	20		114
71～75	23	1	2	10			5		1	1	2	1		2		3			6	7	1	1	2	1	1	1	3			1		2	2	5	81	165	32		197
76～80	13		5	8			7		1		4	2				6		1	10	11	1		7		1	1	1	2		5		7	5		87	185	17		202
81～	29		15	19			8	8	6	1		5	4	2		25	1	5	26	27			23	2	1	1		5	2	14		21	12	5	180	447	27		475
不明																																		8	8	1		9
合　計	95	11	27	61		1	26	8	14	6	8	12	5	5		46	4	14	52	66	3	2	52	5	5	6	6	11	2	21		32	20	26	576	1,228	218	1	4	1,451
(割合%)	194 (15.8)				49 (4.0)					26 (2.1)			74 (6.0)						175 (14.3)					16 (1.3)			92 (7.5)							602 (49.0)		1,228 (100.0)	223 [15.4]			1,451 (100.0)
	518 (42.2)																																				

（備考）　1　「火災報告」により作成
2　（　　）内は構成比を示す。また［　　］は火災による死者総数に対する放火自殺者等の割合を示す。
3　合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料1-1-22　年齢別・性別放火自殺者等発生状況

（令和６年中）



（備考）　1　「火災報告」により作成
2　年齢不明者（男性１人）を除く。
3　「放火自殺者等」とは、放火自殺者、放火自殺による巻き添えとなった者及び放火殺人による死者をいう。以下資料において、断りのない限り同じ。

資料1-1-23　火災による年齢別・性別死者発生状況

（令和６年中）（単位：人）

年齢区分等	男性		女性		性別不明		合　計
		うち放火自殺者等		うち放火自殺者等		うち放火自殺者等	
０～５	1	1					1
６～10			2	1			2
11～15	1						1
16～20	5	2	3	1			8
21～25	11	3	5	1			16
26～30	16	6	2				18
31～35	10	4	6	1			16
36～40	18	8	10	6			28
41～45	24	12	9	3			33
46～50	27	8	21	7			48
51～55	57	13	21	7			78
56～60	70	14	29	10			99
61～65	70	12	36	5			106
66～70	89	17	25	3			114
71～75	131	26	66	6			197
76～80	140	14	62	3			202
81～	252	19	223	9			475
不　明	3	1	2		4		9
65～(参考)	628	77	383	23			1,011
合　計	925	160	522	63	4		1,451

（備考）　「火災報告」により作成

資料1-1-24　用途別の主な火災事例

(百貨店)

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
1	昭和48年９月25日	大阪府高槻市	西武タカツキショッピングセンター	6	14	7,061,300	放火
2	〃　11月29日	熊本県熊本市	大洋デパート	100	124	1,747,396	不明
3	〃　12月７日	千葉県館山市	いとう屋デパート	—	5	192,400	不明
4	昭和49年２月17日	兵庫県神戸市	神戸デパート	1	40	1,086,574	放火の疑い
5	昭和54年６月22日	滋賀県大津市	丸栄百貨店	—	1	213,266	まきかまど
6	〃　11月９日	東京都板橋区	イトーヨーカドー	—	4	356,954	不明
7	昭和56年３月４日	大阪府摂津市	正雀ニューデパート	—	1	353,929	不明
8	平成元年12月23日	三重県四日市市	岡本総本店	—	—	346,434	放火の疑い
9	平成２年３月18日	兵庫県尼崎市	長崎屋尼崎店	15	6	174,047	不明
10	平成15年４月23日	香川県豊中町	メガマート豊中店	—	—	694,645	火遊び
11	平成16年12月13日	埼玉県さいたま市	ドン・キホーテ浦和花月店	3	8	623,442	放火

(旅館・ホテル)

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
1	昭和44年２月５日	福島県郡山市	磐光ホテル	30	41	1,098,261	石油ストーブ
2	〃　５月18日	石川県加賀市	白山荘	—	16	2,321,732	不明
3	昭和46年１月２日	和歌山県和歌山市	寿司由楼	16	15	216,637	不明
4	昭和48年10月11日	兵庫県神戸市	坂口荘	6	5	14,919	たばこの消し忘れ
5	昭和50年３月10日	大阪府大阪市	千成ホテル	4	64	99,477	不明
6	昭和53年６月15日	愛知県半田市	白馬	7	24	60,116	不明
7	昭和55年11月20日	栃木県藤原町	川治プリンスホテル	45	22	533,751	アセチレンガス切断機の火花
8	昭和57年２月８日	東京都千代田区	ホテルニュージャパン	33	34	1,726,126	たばこ
9	〃　11月18日	富山県庄川町	庄川温泉観光ホテル	2	8	472,780	不明
10	昭和58年２月21日	山形県山形市	蔵王観光ホテル	11	2	308,563	不明
11	昭和61年２月11日	静岡県東伊豆町	大東館	24	—	17,120	ガスコンロによる長期低温加熱
12	〃　４月21日	静岡県河津町	菊水館	3	56	112,810	不明
13	昭和63年12月30日	大分県別府市	ホテル望海荘	3	1	3,114	たばこの火の不始末
14	平成６年12月21日	福島県福島市	若喜旅館本店	5	3	1,024,315	不明
15	平成24年５月13日	広島県福山市	ホテルプリンス	7	3	29,090	不明
16	平成27年５月17日	神奈川県川崎市	吉田屋	9	19	101,251	放火

(病　院)

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
1	昭和35年１月６日	神奈川県横須賀市	日本医療伝導会衣笠病院	16	—	19,122	石油ストーブの消し忘れ
2	〃　３月19日	福岡県久留米市	国立療養所	11	—	1,536	不明
3	〃　10月29日	愛知県守山市	精神科香流病院	5	5	2,270	放火
4	昭和39年３月30日	兵庫県伊丹市	常岡病院	9	3	7,015	不明
5	昭和44年11月19日	徳島県阿南市	阿南市精神病院	6	5	10,908	放火
6	昭和45年６月29日	栃木県佐野市	秋山会両毛病院	17	1	2,365	放火
7	〃　８月６日	北海道札幌市	手稲病院	5	1	2,793	放火
8	昭和46年２月２日	宮城県岩沼町	小島病院	6	—	3,782	不明
9	昭和48年３月８日	福岡県北九州市	福岡県済生会八幡病院	13	3	57,593	蚊取線香の不始末
10	昭和52年５月13日	山口県岩国市	岩国病院	7	5	7,178	ローソクの疑い
11	昭和59年２月19日	広島県尾道市	医療法人社団宏知会青山病院	6	1	1,328	不明
12	平成25年10月11日	福岡県福岡市	安部整形外科	10	5	63,279	トラッキング

(社会福祉施設)

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因
1	昭和30年２月17日	神奈川県横浜市	聖母の園養老院	99	9	15,340	かいろの火の不始末
2	昭和43年１月14日	大分県日出町	みのり学園小百合寮	6	—	2,793	アイロンの使用放置
3	昭和45年３月20日	山梨県上野原町	泉老人ホーム	4	—	不明	電気コンロの使用不適切
4	昭和48年３月14日	東京都東村山市	老人ホーム東村山分院	2	—	234	不明
5	昭和61年２月８日	青森県弘前市	島光会草薙園	2	6	5,352	たばこ
6	〃　７月31日	兵庫県神戸市	陽気会陽気寮	8	—	56,702	放火の疑い
7	昭和62年２月11日	静岡県富士市	佛祥院	3	1	14,807	不明
8	〃　６月６日	東京都東村山市	昭青会松寿園	17	25	71,666	放火の疑い
9	平成18年１月８日	長崎県大村市	やすらぎの里さくら館	7	3	34,852	マッチ・ライター
10	平成21年３月19日	群馬県渋川市	静養ホームたまゆら	10	1	20,055	不明
11	平成22年３月13日	北海道札幌市	グループホームみらいとんでん	7	2	16,317	ストーブ
12	平成25年２月８日	長崎県長崎市	グループホームベルハウス東山手	5	7	3,058	加湿器

資料1-1-24　用途別の主な火災事例（つづき）

（複合用途防火対象物（雑居ビル））

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額（千円）	出火原因
1	昭和47年５月13日	大阪府大阪市	千日デパートビル	118	81	1,649,693	たばこの疑い
2	昭和50年３月１日	東京都豊島区	アサヒ会館	5	17	57,789	不明
3	昭和51年12月４日	東京都墨田区	国松ビル（サロンうたまろ）	6	2	7,810	放火
4	〃　12月16日	北海道旭川市	今井ビル（二条プラザ）	3	—	10,270	たばこの不始末
5	〃　12月26日	静岡県沼津市	三沢ビル（大衆サロンらくらく酒場）	15	8	38,781	放火の疑い
6	昭和53年３月10日	新潟県新潟市	今町会館（エル・アドロ）	11	2	10,483	不明
7	〃　11月19日	東京都葛飾区	天狗ビル（和風喫茶古都）	4	3	17,685	たばこの投げ捨て
8	昭和54年11月20日	福岡県岡垣町	パチンコホール（ラッキーホール）	4	2	48,988	不明
9	昭和55年８月16日	静岡県静岡市	ゴールデン街第１ビル	14	223	554,226	爆発
10	昭和56年２月28日	島根県松江市	サンパチンコ	3	2	140,964	不明
11	昭和59年11月15日	愛媛県松山市	三島ビル	8	13	68,954	不明
12	昭和61年６月14日	千葉県船橋市	船橋東武	3	—	1,786,895	不明
13	平成13年９月１日	東京都新宿区	明星56ビル	44	3	23,050	放火の疑い
14	平成19年１月20日	兵庫県宝塚市	カラオケボックス（ビート）	3	5	4,063	ガスコンロによる長期加熱
15	〃　６月19日	東京都渋谷区	シエスパＢ棟	3	8	180,630	天然ガスに引火
16	平成20年10月１日	大阪府大阪市	桧ビル（個室ビデオ店キャッツなんば）	15	10	3,127	放火の疑い
17	平成21年７月５日	大阪府大阪市	パチンコホール（CROSS－ニコニコ）	4	19	44,770	放火
18	〃　11月22日	東京都杉並区	第８東京ビル（居酒屋石狩亭）	4	12	1,896	炉
19	令和３年12月17日	大阪府大阪市	堂島北ビル（西梅田こころとからだのクリニック）	24	4	4,224	放火

（その他）

	出火年月日	出火場所	事業所名	死者数	負傷者数	損害額（千円）	出火原因
1	令和元年７月18日	京都府京都市	京都アニメーション	34	37	181,555	放火

（備考）「火災報告」等により作成

資料1-1-25　火災による死傷者の発生状況

（各年中）

火災種別	死者				負傷者			
	令和５年		令和６年		令和５年		令和６年	
	人数（人）	構成比	人数（人）	構成比	人数（人）	構成比	人数（人）	構成比
建物火災	1,200	79.8%	1,199	82.6%	4,775	82.8%	4,830	83.2%
車両火災	105	7.0%	74	5.1%	218	3.8%	272	4.7%
林野火災	8	0.5%	8	0.6%	117	2.0%	68	1.2%
船舶火災	—	—	2	0.1%	21	0.4%	30	0.5%
航空機火災	—	—	—	—	—	—	16	0.3%
その他の火災	190	12.6%	168	11.6%	635	11.0%	589	10.1%
合　　計	1,503	100.0%	1,451	100.0%	5,766	100.0%	5,805	100.0%

（備考）　1　「火災報告」により作成
2　火災が２種以上にわたった場合は、死者が発生した方の火災種別（建物火災、車両火災、林野火災、船舶火災、航空機火災、その他の火災の別）で計上
3　合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

その他の火災の内訳（出火箇所）＊1

死者　（令和６年中）

出火箇所		人数（人）	構成比
建物、林野、車両、船舶、航空機以外のもの＊2		4	2.4%
道路、空地等	敷地内	54	32.1%
	田畑	44	26.2%
	河川敷等	18	10.7%
	空地	11	6.5%
	道路	7	4.2%
	その他	21	12.5%
出火箇所不明		5	3.0%
その他		4	2.4%
合　計		168	100%

＊１　火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、更に詳細に調べたもの。
＊２　電柱類、門、さく、郵便ポスト、さん橋等をいう。

負傷者　（令和６年中）

出火箇所		人数（人）	構成比
建物、林野、車両、船舶、航空機以外のもの※2		61	10.4%
道路、空地等	田畑	204	34.6%
	敷地内	162	27.5%
	空地	38	6.5%
	道路	25	4.2%
	河川敷等	21	3.6%
	その他	62	10.5%
出火箇所不明		2	0.3%
その他		14	2.4%
合　計		589	100%

＊１　火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、更に詳細に調べたもの。
＊２　電柱類、門、さく、郵便ポスト、さん橋等をいう。

資料1-1-26　火災種別ごとの死者発生状況

（令和６年中）

区　分	建物火災					車両火災	林野火災	船舶火災	航空機火災	その他の火災	合　計
	全　焼	半　焼	部分焼	ぼ　や	その他						
死者数（人）	770	119	248	60	2	74	8	2	—	168	1,451
	1,199										
割　合（%）	82.6%					5.1%	0.6%	0.1%	—	11.6%	100.0%
死者の出た火災件数（件）	659	112	237	60	2	70	8	2	—	168	1,318
	1,070										
割　合（%）	81.2%					5.3%	0.6%	0.2%	—	12.7%	100.0%

（備考）　1　「火災報告」により作成
2　火災が２種類以上にわたった場合、火災報告取扱要領の取扱いにかかわらず、死者が発生した方の火災種別により整理している。
3　合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料1-1-27　建物用途別及び階層別の死者の発生状況

（令和６年中）（単位：人）

防火対象物の区分	専用住宅 一般住宅	(五) ロ 共同住宅等	併用住宅	(一) イ 劇場等	(一) ロ 公会堂等	(二) イ キャバレー等	(二) ロ 遊技場等	(二) ハ 性風俗特殊営業店舗等	(二) ニ カラオケボックス等	(三) イ 料理店等	(三) ロ 飲食店	(四) 物品販売店舗等	(五) イ 旅館・ホテル等	(六) イ 病院等	(六) ロ 特別養護老人ホーム等	(六) ハ 老人デイサービスセンター等	(六) ニ 幼稚園等	(七) 学校	(八) 図書館等	(九) イ 特殊浴場	(九) ロ 一般浴場	(十) 停車場等	(十一) 神社・寺院等	(十二) イ 工場・作業場	(十二) ロ スタジオ	(十三) イ 駐車場等	(十三) ロ 航空機格納庫	(十四) 倉庫	(十五) 事務所等	(十六) イ 特定複合用途防火対象物	(十六) ロ 非特定複合用途防火対象物	(十六の二) 地下街	(十六の三) 準地下街	(十七) 文化財	その他	合計
地下４階																																			
地下３階																																			
地下２階																																			
地下１階	2																												1					3	
１階	701	67	9								1		1			1								6				1	4	2	9				4	806
２階	159	75	4										4																3	7	10				1	263
３階	2	25	1																											3	4					35
４階		17																												3	2					22
５階		5																												2	1					8
６階	1	5																																		6
７階		4																												2						6
８階		2																																		2
９階以上		7																												1	1					9
不　明	21	1	1																																16	39
合　計	886	208	15								1		5			1								6				1	7	21	27				21	1,199
	1,109																																		
割合（%）	92.5										0.1		0.4			0.1								0.5				0.1	0.6	1.8	2.3				1.8	100.0
放火自殺者等を除く	822	194	14								1		5			1								6					5	20	27				20	1,115
	1,030																																		
割合（%）	92.4										0.1		0.4			0.1								0.5					0.4	1.8	2.4				1.8	100.0

（備考）　1　「火災報告」により作成
2　「防火対象物の区分」は、消防法施行令別表第一による区分であり、施設の名称はその例示である（一般住宅、併用住宅及びその他を除く。）。
3　合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料1-1-28　建物構造別・死因別死者発生状況

（令和６年中）（単位：人、％）

構造別＼死因別	一酸化炭素中毒・窒息	火傷	打撲・骨折等	自殺	その他	不明	総計（構成比）
木造	250	275		51	48	152	776（64.7）
防火造	58	70		9	7	3	147（12.3）
準耐火（木造）	6	6		1			13（1.1）
準耐火（非木造）	8	19	1	4	3	2	37（3.1）
耐火造	82	62	1	11	7	15	178（14.8）
その他	18	18		3	4	5	48（4.0）
合計	422	450	2	79	69	177	1,199（100.0）

（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　総計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料1-1-29　時間帯別の住宅火災による死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

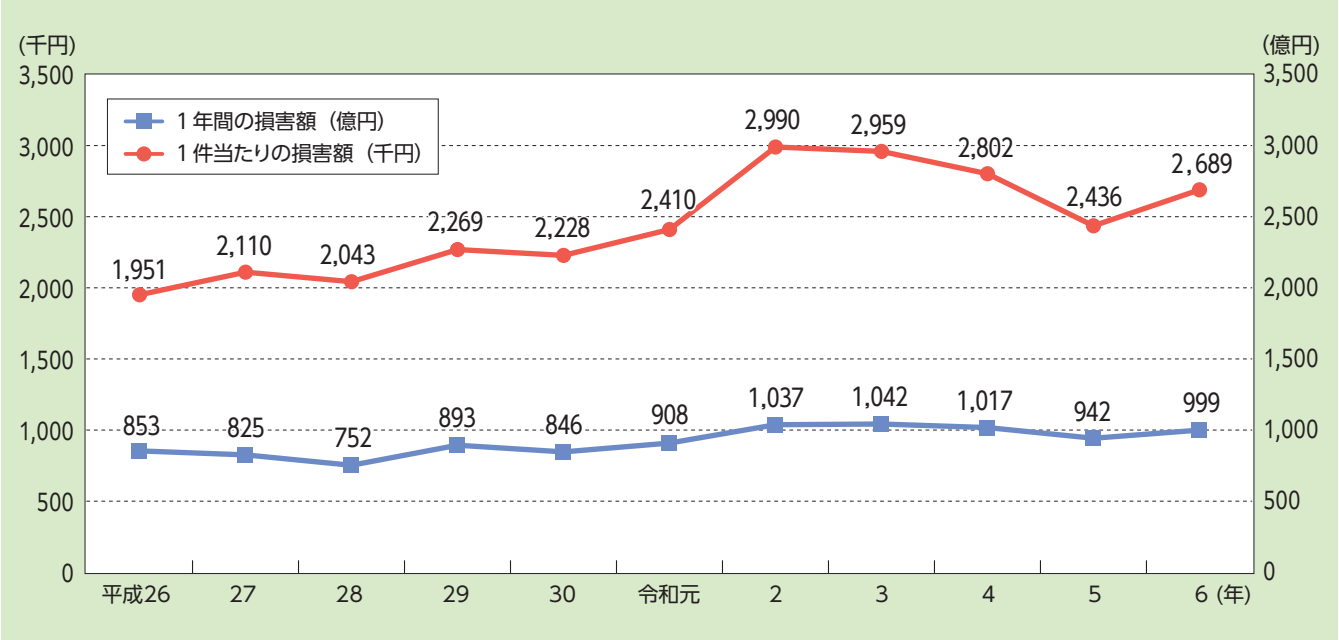
（令和６年中）（単位：人）

	０～２時	２～４時	４～６時	６～８時	８～10時	10～12時	12～14時	14～16時	16～18時	18～20時	20～22時	22～24時	不明	計
65歳未満	27	27	37	21	18	16	16	10	12	17	15	20	11	247
65歳以上	83	79	65	59	58	60	46	39	68	74	49	72	27	779
不明	1	1		1			1							4
合計	111	107	102	81	76	76	63	49	80	91	64	92	38	1,030

（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　例えば、時間帯の「０～２時」は、出火時刻が０時０分～１時59分の間であることを示す。

資料1-1-30　火災による損害額の推移

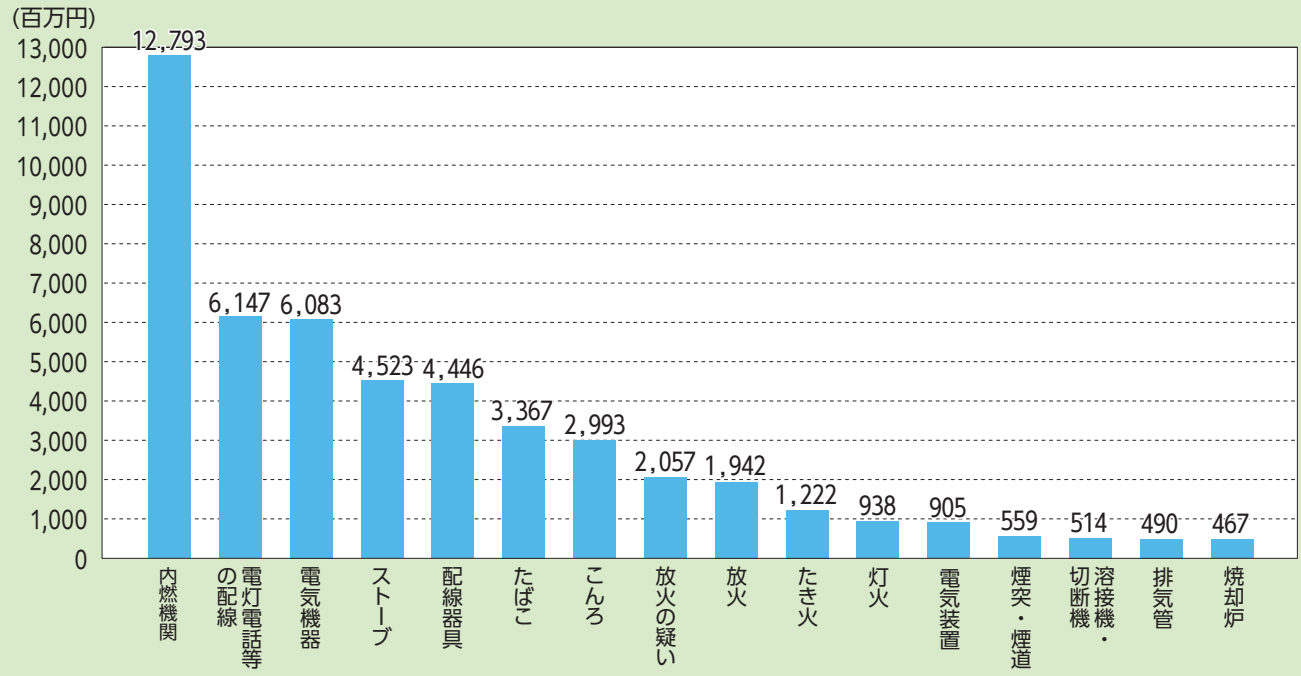
（各年中）



（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　「１件当たりの損害額（千円）」は左軸を、「１年間の損害額（億円）」は右軸を参照

資料1-1-31　主な出火原因別の火災による損害額

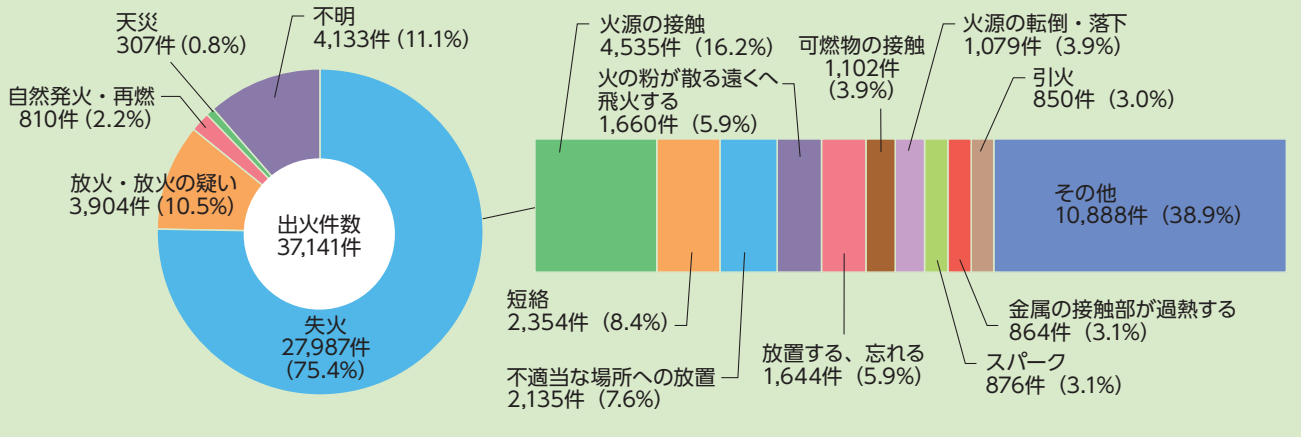
（令和６年中）



（備考）「火災報告」により作成

資料1-1-32　失火等による出火件数

（令和６年中）



（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　小数点第２位以下四捨五入により、合計値が100とならない場合がある。

資料1-1-33　主な着火物別出火件数

（各年中）

着火物	令和５年		令和６年		出火件数の増減数
	出火件数（件）	総出火件数に占める割合（%）	出火件数（件）	総出火件数に占める割合（%）	
枯草	7,369	19.1	6,306	17.0	△1,063
合成樹脂・成型品	3,776	9.8	4,135	11.1	359
ごみ屑（建築物等収容物）	1,652	4.3	1,565	4.2	△87
袋・紙製品	1,372	3.5	1,382	3.7	10
動植物油類	1,410	3.6	1,330	3.6	△80
衣類	1,060	2.7	1,035	2.8	△25
寝具類	992	2.6	975	2.6	△17
ごみ類	963	2.5	945	2.5	△18
繊維製品	941	2.4	936	2.5	△5
電線被類	759	2.0	935	2.5	176

（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　令和６年中の着火物別出火件数の上位10番目までを表示した。

資料1-1-34　たばこによる火災の損害状況

（各年中）

区　分	たばこ		
	令和５年	令和６年	増減数
出火件数（件）	3,498	3,058	△ 440
建物火災	1,925	1,721	△ 204
車両火災	153	138	△ 15
林野火災	49	33	△ 16
船舶火災	2	1	△ 1
航空機火災	—	—	—
その他火災	1,369	1,165	△ 204
主な経過別出火件数（件）			
不適当な場所への放置	2,287	1,903	△ 384
火源の転倒・落下	593	544	△ 49
火源の接触	122	136	14
建物焼損床面積（㎡）	52,525	44,962	△ 7,563
建物焼損表面積（㎡）	8,160	6,934	△ 1,226
林野焼損面積（a）	7,977	752	△ 7,225
損害額（万円）	463,792	336,691	△ 127,101

（備考）　「火災報告」により作成

資料1-1-35　放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

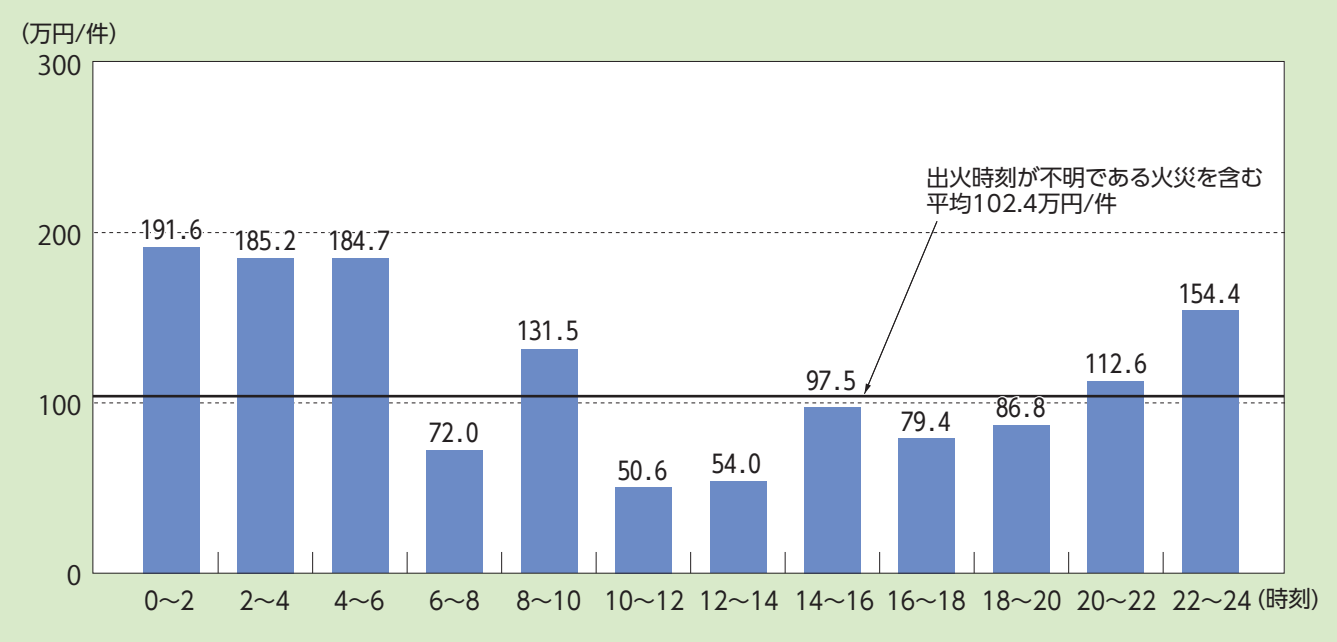
（各年中）

区　分	放　火			放火の疑い			放火と放火の疑いの合計		
	令和５年	令和６年	増減数	令和５年	令和６年	増減数	令和５年	令和６年	増減数
出火件数（件）	2,495	2,377	△ 118	1,616	1,527	△ 89	4,111	3,904	△ 207
建物火災	1,140	1,083	△ 57	556	560	4	1,696	1,643	△ 53
車両火災	140	124	△ 16	60	54	△ 6	200	178	△ 22
林野火災	34	30	△ 4	64	43	△ 21	98	73	△ 25
船舶火災		1	1	3	1	△ 2	3	2	△ 1
航空機火災									
その他火災	1,181	1,139	△ 42	933	869	△ 64	2,114	2,008	△ 106
主な発火源別出火件数（件）									
ライター	917	877	△ 40	199	213	14	1,116	1,090	△ 26
その他のたばことマッチ	144	144		167	156	△ 11	311	300	△ 11
マッチ	134	139	5	22	31	9	156	170	14
建物焼損床面積（㎡）	26,790	25,218	△ 1,572	29,668	25,925	△ 3,743	56,458	51,143	△ 5,315
建物焼損表面積（㎡）	3,834	3,339	△ 495	3,764	3,572	△ 192	7,598	6,911	△ 687
林野焼損面積（a）	216	443	227	944	5,475	4,531	1,160	5,918	4,758
損害額（万円）	226,963	194,190	△ 32,773	213,220	205,682	△ 7,538	440,183	399,872	△ 40,311

（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　「その他のたばこマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判定できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。

資料1-1-36　放火及び放火の疑いによる時間帯別火災１件あたりの損害額

（令和６年中）



（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　「各時間帯の数値」は、出火時刻が不明の火災568件による損害額15,453.8万円を除く集計結果。
　　「全時間帯の平均」は、出火時刻が不明である火災を含む平均。
　　3　例えば、時間帯の「０～２」は、出火時刻が０時０分～１時59分の間であることを示す。

資料1-1-37　放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別出火件数及び損害額

（令和６年中）

	０時	１時	２時	３時	４時	５時	６時	７時	８時	９時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時	21時	22時	23時	不明	合計
出火件数（件）	156	110	118	140	134	100	89	81	101	97	113	109	119	169	159	190	200	191	166	160	184	148	171	131	568	3,904
損害額（万円）	40,682	10,286	21,371	26,419	29,565	13,653	8,144	4,097	9,151	16,886	6,314	4,917	9,264	6,302	12,620	21,398	20,731	10,319	14,406	13,886	26,353	11,039	39,490	7,128	15,454	399,872

（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　例えば、「０時」は出火時刻が０時０分～０時59分の間であることを示す。
　　3　合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料1-1-38　こんろによる火災の損害状況

（各年中）

区　分	こんろ		
	令和５年	令和６年	増減数
出火件数（件）	2,838	2,718	△ 120
建物火災	2,769	2,654	△ 115
車両火災	20	26	6
林野火災	1	1	0
船舶火災	—	—	—
航空機火災	—	—	—
その他の火災	48	37	△ 11
主なこんろ種類別出火件数（件）			
ガスこんろ	2,396	2,346	△ 50
電気こんろ	302	258	△ 44
石油こんろ	30	18	△ 12
まき・炭・石炭こんろ	89	81	△ 8
主な経過別出火件数（件）			
放置する、忘れる	1,169	1,067	△ 102
可燃物の接触	345	318	△ 27
過熱	279	263	△ 16
建物焼損床面積（㎡）	31,404	39,759	8,355
建物焼損表面積（㎡）	5,629	7,146	1,517
損害額（万円）	262,487	299,288	36,801

（備考）「火災報告」により作成

資料1-1-39　建物火災の火元建物用途別の損害状況

（令和６年中）

防火対象物区分＼損害状況			出火件数（件）	焼損床面積（㎡）	損害額（百万円）
一　般　住　宅			7,817	514,034	31,436
併　用　住　宅			256	52,387	2,987
（五）	ロ	共同住宅	3,766	34,755	4,030
		小　計	11,839	601,176	38,453
（一）	イ	劇場等	18	0	20
	ロ	公会堂等	28	516	64
（二）	イ	キャバレー等	7	90	81
	ロ	遊技場等	41	99	18
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	1	894	90
	ニ	カラオケボックス等	8	233	11
（三）	イ	料理店等	13	14	2
	ロ	飲食店	573	14,543	2,026
（四）		物品販売店舗等	306	2,950	570
（五）	イ	旅館・ホテル等	192	6,435	1,081
（六）	イ	病院等	78	1,015	61
	ロ	特別養護老人ホーム等	81	250	23
	ハ	老人デイサービスセンター等	90	1,216	198
	ニ	幼稚園等	21	149	4
（七）		学校	194	1,095	261
（八）		図書館等	10	0	4
（九）	イ	特殊浴場	6	122	50
	ロ	一般浴場	11	244	9
（十）		停車場等	24	1	4
（十一）		神社・寺院等	58	4,689	589
（十二）	イ	工場・作業場	1,866	147,856	14,889
	ロ	スタジオ	3	0	0
（十三）	イ	駐車場等	57	2,203	155
	ロ	航空機格納庫	1	0	0
（十四）		倉庫	513	54,071	5,446
（十五）		事務所等	910	50,392	5,795
（十六）	イ	特定複合用途防火対象物	2,398	21,239	2,493
	ロ	非特定複合用途防火対象物	717	22,267	2,426
（十六の二）		地下街	10	0	0
（十六の三）		準地下街	—	—	—
（十七）		文化財	2	0	4
そ　の　他			896	54,328	1,987
合　計			20,972	988,087	76,813

（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料1-1-40　建物火災の主な出火原因と経過

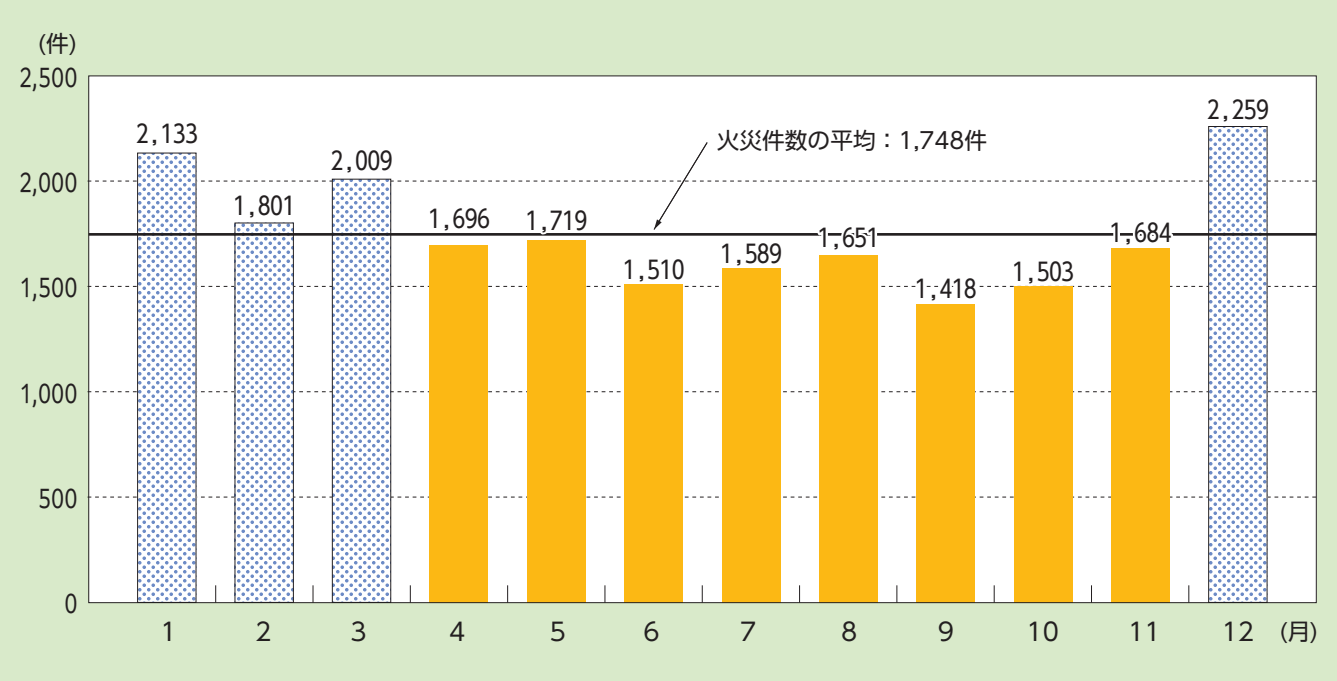
（令和６年中）

主な出火原因	こんろ		電気機器		たばこ		配線器具		電灯電話等の配線		放火		ストーブ		放火の疑い		電気装置		灯火	
	2,654件（12.7%）		2,051件（9.8%）		1,721件（8.2%）		1,461件（7.0%）		1,133件（5.4%）		1,083件（5.2%）		973件(4.6%)		560件（2.7%）		463件（2.2%）		383件（1.8%）	
主な経過又は発火源	放置する、忘れる	1,062	短絡	714	不適当なところに捨て置く	808	金属の接触部が過熱する	504	短絡	561	ライター	433	可燃物が接触・落下	327	ライター	107	絶縁劣化	123	火源が接触・落下	177
	可燃物が接触・落下	338	その他の電気的原因	181	火源が接触・落下	541	スパーク	288	半断線	138	マッチ	63	引火、輻射	219	その他のたばことマッチ	55	短絡	73	可燃物が接触・落下	107
	過熱する	260	スパーク	125	残り火の処置が不充分	93	短絡	254	金属の接触部が過熱する	98	その他のたばことマッチ	55	考え違いにより使用を誤る	56	マッチ	10	スパーク	53	放置する、忘れる	31
	その他	994	その他	1,031	その他	279	その他	415	その他	336	その他	532	その他	371	その他	388	その他	214	その他	68

（備考）　1　「火災報告」により作成
2　（　）内は建物火災件数に対する割合（%）
3　「その他のたばことマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判別できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。
4　「可燃物が接触・落下」については、「可燃物が接触」と「可燃物が落下」を足したものの合計
5　「火源が接触・落下」については、「火源が接触」と「火源が落下」を足したものの合計

資料1-1-41　建物火災の月別火災件数

（令和６年中）



（備考）「火災報告」により作成

資料1-1-42　火元建物の構造別損害状況

（各年中）

年別／構造別	出火件数（件）				令和６年				
	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	出火件数（件）	延焼率（%）	延焼件数（件）	１件当たり焼損床面積（㎡）	１件当たり損害額（千円）
木造	7,358	7,543	7,783	7,762	7,391	29.4	2,172	83.5	4,851
耐火造	5,514	5,450	5,786	6,299	6,644	1.0	69	8.0	1,395
防火造	1,772	1,826	1,677	1,722	1,824	13.7	249	26.7	2,681
準耐火木造	303	260	311	335	323	7.4	24	25.3	2,221
準耐火非木造	2,166	2,209	2,243	2,398	2,403	6.9	165	50.2	6,863
その他・不明	2,252	2,261	2,367	2,458	2,387	37.3	891	58.6	4,018
建物全体	19,365	19,549	20,167	20,974	20,972	17.0	3,570	47.1	3,663

（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　延焼率は、火元建物以外の棟に延焼した火災件数の割合
　　3　延焼件数は、火元建物以外の棟に延焼した火災件数

資料1-1-43　建物火災の損害額及び焼損床面積の段階別出火件数

（令和６年中）

損害額（万円）		出火件数（件）	焼損床面積（㎡）		出火件数（件）
	10未満	12,014		50未満	16,843
10以上	50未満	2,249	50以上	100未満	1,212
50以上	100未満	939	100以上	200未満	1,621
100以上	500未満	2,859	200以上	300未満	616
500以上	1,000未満	1,222	300以上	500未満	420
1,000以上	2,000未満	930	500以上	1,000未満	183
2,000以上	3,000未満	318	1,000以上	2,000未満	49
3,000以上	5,000未満	236	2,000以上	3,000未満	20
5,000以上		205	3,000以上		8
合　計		20,972	合　計		20,972

（備考）「火災報告」により作成

資料1-1-44　林野火災の状況

（各年中）

区　分	令和５年	令和６年	増減数	増減率
出火件数（件）	1,299	831	△ 468	△ 36.0%
焼損面積（a）	84,379	107,346	22,967	27.2%
死者数（人）	8	8	0	0.0%
損害額（万円）	12,519	73,653	61,134	488.3%

（備考）「火災報告」により作成

資料1-1-45　林野火災の焼損面積別損害状況

（令和６年中）

区分＼焼損面積	10ha未満	10ha以上20ha未満	20ha以上30ha未満	30ha以上40ha未満	40ha以上50ha未満	50ha以上	計
出火件数（件）	821	2	1	2	—	5	831
焼損面積（a）	26,081	2,554	2,834	7,620	—	68,257	107,346
損害額（万円）	10,246	1,833	2,153	6,875	—	52,545	73,653

（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　損害額は単位未満を四捨五入しているので、合計の数値と、その内訳を合計した数値とは一致しない場合がある。

資料1-1-46　林野火災の主な出火原因と経過

（令和６年中）

主な出火原因	たき火		火入れ		放火（放火の疑いを含む）		たばこ		マッチ・ライター		左記以外（不明・調査中を含む）	林野火災件数
	245件（29.5%）		153件（18.4%）		73件（8.8%）		33件（4.0%）		25件（3.0%）		302件（36.3%）	
主な経過又は発火源	接触	156	接触	105	ライター	7	投げ捨て	28	接触	11	—	831件
	飛び火	49	飛び火	31	その他のたばこマッチ	7	接触	2	飛び火	8		
	残り火の処置が不充分	23	残り火の処置が不充分	7	マッチ	2	可燃物が転倒・落下する	2	上記以外	6		
	上記以外	17	上記以外	10	上記以外	57	上記以外	1				

（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　（　）内は構成比（%）

資料1-1-47　車両火災の状況

（各年中）

区　分	令和５年	令和６年	増減数
出火件数（件）	3,521	3,546	25
死者数（人）	105	74	△ 31
（うち放火自殺者等）	(63)	(38)	△ 25
負傷者数（人）	218	272	54
損害額（万円）	233,258	245,415	12,157

（備考）「火災報告」により作成

資料1-1-48　車両火災の主な出火原因と経過

（令和６年中）

主な出火原因	排気管		電気機器		交通機関内配線		放火（放火の疑いを含む）		たばこ		左記以外（不明・調査中を含む）	車両火災件数
	636件（17.9%）		316件（8.9%）		311件（8.8%）		178件（5.0%）		138件（3.9%）		1,967件（55.5%）	
主な経過又は発火源	高温物の接触	149	電線が短絡する	133	電線が短絡する	117	ライター	77	投げ捨て	60	—	3,546件
	着火物の漏えい	143	スパーク	55	スパーク	49	その他のたばこマッチ	10	火源の転倒・落下	36		
	可燃物の接触	140	金属の接触部の過熱	17	スパークによる引火	33	マッチ	6	接触	16		
	上記以外	204	上記以外	111	上記以外	112	上記以外	85	上記以外	26		

（備考）　1　「火災報告」により作成
　　2　（　）内は構成比（%）

資料1-1-49　船舶火災の状況

（各年中）

区　分	令和５年	令和６年	増減数
出火件数（件）	58	62	4
死者数（人）	—	2	2
負傷者数（人）	21	30	9
損害額（万円）	84,867	64,918	△ 19,949

（備考）「火災報告」により作成

資料1-1-50　航空機火災の状況

（各年中）

区　分	令和５年	令和６年	増減数
出火件数（件）	1	3	2
死者数（人）	—	—	0
負傷者数（人）	—	16	16
損害額（万円）	564	1,285,303	1,284,739

（備考）「火災報告」により作成

資料1-1-51　住宅用火災警報器の都道府県別設置率及び条例適合率

（令和７年６月１日時点）

都道府県	設置率		条例適合率		都道府県	設置率		条例適合率	
全国	84.9%		65.8%		三重	83.3%	(24)	66.8%	(22)
北海道	84.7%	(16)	68.5%	(16)	滋賀	85.3%	(14)	59.9%	(35)
青森	75.2%	(45)	54.4%	(44)	京都	91.9%	(3)	67.1%	(21)
岩手	86.2%	(12)	66.5%	(26)	大阪	85.7%	(13)	70.5%	(12)
宮城	93.3%	(2)	72.2%	(6)	兵庫	89.4%	(6)	70.9%	(9)
秋田	84.5%	(18)	67.2%	(19)	奈良	77.2%	(43)	58.2%	(37)
山形	82.7%	(27)	67.9%	(18)	和歌山	77.7%	(41)	62.1%	(30)
福島	82.1%	(30)	62.0%	(31)	鳥取	82.5%	(29)	46.4%	(46)
茨城	79.0%	(38)	60.2%	(34)	島根	78.4%	(39)	53.8%	(45)
栃木	84.0%	(22)	71.9%	(7)	岡山	81.2%	(33)	69.8%	(14)
群馬	80.8%	(36)	66.8%	(22)	広島	88.8%	(7)	68.3%	(17)
埼玉	83.8%	(23)	70.9%	(9)	山口	83.3%	(24)	69.7%	(15)
千葉	80.6%	(37)	61.8%	(32)	徳島	81.0%	(35)	66.6%	(25)
東京	87.5%	(10)	55.5%	(42)	香川	77.4%	(42)	55.6%	(41)
神奈川	89.8%	(5)	73.5%	(3)	愛媛	81.2%	(33)	70.6%	(11)
新潟	90.4%	(4)	73.0%	(4)	高知	74.3%	(46)	41.0%	(47)
富山	82.8%	(26)	59.8%	(36)	福岡	84.4%	(19)	70.5%	(12)
石川	88.2%	(9)	72.6%	(5)	佐賀	76.6%	(44)	57.8%	(38)
福井	94.0%	(1)	83.8%	(1)	長崎	82.6%	(28)	57.5%	(39)
山梨	78.4%	(39)	64.5%	(28)	熊本	84.1%	(21)	56.8%	(40)
長野	81.6%	(32)	61.4%	(33)	大分	84.9%	(15)	66.7%	(24)
岐阜	82.0%	(31)	63.1%	(29)	宮崎	84.3%	(20)	67.2%	(19)
静岡	86.7%	(11)	71.0%	(8)	鹿児島	88.6%	(8)	77.9%	(2)
愛知	84.7%	(16)	66.3%	(27)	沖縄	65.4%	(47)	54.6%	(43)

（備考）　1　（　）内は、設置率等が高い都道府県から順に番号を付している。
　　2　標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいる。

資料1-1-52　全国の防火管理実施状況

（令和７年３月31日現在）

防火対象物の区分＼項目			防火管理実施義務防火対象物数	防火管理者を選任している防火対象物数	選任率（%）	防火管理に係る消防計画を作成している防火対象物数	作成率（%）
(一)	イ	劇場等	3,135	2,949	94.1	2,861	91.3
	ロ	公会堂等	59,253	50,804	85.7	48,310	81.5
(二)	イ	キャバレー等	620	410	66.1	363	58.5
	ロ	遊技場等	6,167	5,900	95.7	5,765	93.5
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	105	87	82.9	80	76.2
	ニ	カラオケボックス等	1,876	1,797	95.8	1,741	92.8
(三)	イ	料理店等	1,794	1,604	89.4	1,505	83.9
	ロ	飲食店	72,363	60,438	83.5	57,082	78.9
(四)		百貨店等	106,947	93,919	87.8	89,920	84.1
(五)	イ	旅館等	32,041	29,512	92.1	28,569	89.2
	ロ	共同住宅等	172,388	142,094	82.4	132,826	77.1
(六)	イ	病院等	21,000	19,558	93.1	19,048	90.7
	ロ	特別養護老人ホーム等	45,993	44,096	95.9	43,206	93.9
	ハ	老人デイサービスセンター等	51,879	49,748	95.9	48,655	93.8
	ニ	幼稚園等	8,343	8,182	98.1	8,040	96.4
(七)		学校	40,417	38,763	95.9	37,711	93.3
(八)		図書館等	4,741	4,492	94.7	4,361	92.0
(九)	イ	特殊浴場	1,124	1,044	92.9	1,018	90.6
	ロ	一般浴場	2,064	1,958	94.9	1,866	90.4
(十)		停車場等	497	432	86.9	400	80.5
(十一)		神社・寺院等	23,690	20,455	86.3	19,039	80.4
(十二)	イ	工場等	36,890	32,991	89.4	31,208	84.6
	ロ	スタジオ	229	184	80.3	171	74.7
(十三)	イ	駐車場等	1,309	1,052	80.4	972	74.3
	ロ	航空機格納庫	53	47	88.7	43	81.1
(十四)		倉庫	10,758	8,753	81.4	8,271	76.9
(十五)		事務所等	99,450	83,920	84.4	79,467	79.9
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	211,865	158,151 (28,818)	74.6 (13.6)	145,507 (26,172)	68.7 (12.4)
	ロ	非特定複合用途防火対象物	40,840	30,924 (4,954)	75.7 (12.1)	28,394 (4,463)	69.5 (10.9)
(十六の二)		地下街	56	37	66.1	32	57.1
(十七)		文化財	1,497	1,383	92.4	1,330	88.8
合　　計			1,059,384	895,684	84.5	847,761	80.0

（備考）　1　「防火対象物実態等調査」により作成
　　2　防火対象物の管理権原者が複数であるときは、その全てが防火管理者の選任又は防火管理に係る消防計画の作成をしている場合のみ計上する。（　）内は、部分的に選任又は作成されている防火対象物の数値である。

資料1-1-53　全国の統括防火管理実施状況

（令和７年３月31日現在）

防火対象物の区分＼項目			統括防火管理実施義務防火対象物数	統括防火管理者を選任している防火対象物数	選任率（%）	全体についての消防計画を作成している防火対象物数	作成率（%）
(一)	イ	劇場等	15	12	80.0	12	80.0
	ロ	公会堂等	58	43	74.1	42	72.4
(二)	イ	キャバレー等	50	29	58.0	29	58.0
	ロ	遊技場等	45	35	77.8	33	73.3
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	21	17	81.0	17	81.0
	ニ	カラオケボックス等	19	12	63.2	12	63.2
(三)	イ	料理店等	6	1	16.7	—	—
	ロ	飲食店	1,947	1,215	62.4	1,172	60.2
(四)		百貨店等	567	365	64.4	354	62.4
(五)	イ	旅館等	246	208	84.6	187	76.0
(六)	イ	病院等	190	134	70.5	125	65.8
	ロ	特別養護老人ホーム等	162	121	74.7	113	69.8
	ハ	老人デイサービスセンター等	195	135	69.2	127	65.1
	ニ	幼稚園等	16	10	62.5	10	62.5
(九)	イ	特殊浴場	161	52	32.3	52	32.3
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	53,943	37,759	70.0	36,463	67.6
	ロ	非特定複合用途防火対象物	6,732	4,058	60.3	3,899	57.9
(十六の二)		地下街	40	38	95.0	34	85.0
(十六の三)		準地下街	3	3	100.0	3	100.0
高層建築物			25,943	19,221	74.1	19,034	73.4
合　　計			90,359	63,468	70.2	61,718	68.3

（備考）　1　「防火対象物実態等調査」により作成
2　高層建築物（高さ31メートルを超える建築物）は、消防法施行令別表第一において区分されているものではない。
また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上。

資料1-1-54　全国の防災管理等実施状況

（令和７年３月31日現在）

用途区分＼項目			防災管理実施義務建築物等数	防災管理者を選任している建築物等数	選任率（%）	防災管理に係る消防計画を作成している建築物等数	作成率（%）	自衛消防組織を設置している防火対象物数	届出率（%）
(一)	イ	劇場等	69	67	97.1	64	92.8	60	87.0
	ロ	公会堂等	10	9	90.0	9	90.0	8	80.0
(二)	イ	キャバレー等	—	—	—	—	—	—	—
	ロ	遊技場等	29	29	100.0	27	93.1	28	96.6
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	—	—	—	—	—	—	—
	ニ	カラオケボックス等	—	—	—	—	—	—	—
(三)	イ	料理店等	—	—	—	—	—	—	—
	ロ	飲食店	—	—	—	—	—	—	—
(四)		百貨店等	290	283	97.6	272	93.8	266	91.7
(五)	イ	旅館等	425	413	97.2	407	95.8	401	94.4
	ロ	共同住宅等							
(六)	イ	病院等	797	768	96.4	747	93.7	716	89.8
	ロ	特別養護老人ホーム等	42	38	90.5	36	85.7	32	76.2
	ハ	老人デイサービスセンター等	16	16	100.0	15	93.8	14	87.5
	ニ	幼稚園等	—	—	—	—	—	—	—
(七)		学校	845	812	96.1	782	92.5	744	88.0
(八)		図書館等	11	10	90.9	10	90.9	9	81.8
(九)	イ	特殊浴場	—	—	—	—	—	—	—
	ロ	一般浴場	—	—	—	—	—	—	—
(十)		停車場等	2	2	100.0	2	100.0	2	100.0
(十一)		神社・寺院等	16	14	87.5	13	81.3	11	68.8
(十二)	イ	工場等	1,636	1,557	95.2	1,475	90.2	1,420	86.8
	ロ	スタジオ	7	6	85.7	6	85.7	6	85.7
(十三)	イ	駐車場等	20	13	65.0	12	60.0	8	40.0
	ロ	航空機格納庫							
(十四)		倉庫							
(十五)		事務所等	1,610	1,564	97.1	1,517	94.2	1,495	92.9
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	3,561	2,460 (1,039)	69.1 (29.2)	2,390 (1,049)	67.1 (29.5)	3,312	93.0
	ロ	非特定複合用途防火対象物	725	605 (100)	83.4 (13.8)	573 (111)	79.0 (15.3)	653	90.1
(十六の二)		地下街	58	58	100.0	58	100.0	54	93.1
(十七)		文化財	4	4	100.0	3	75.0	4	100.0
合　計			10,173	8,728	85.8	8,418	82.7	9,243	90.9

（備考）　1　「防火対象物実態等調査」により作成
2　「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」をいう。
3　防災管理を要する建築物等又は自衛消防組織の設置を要する防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成又は自衛消防組織が設置されている場合のみ計上する。（　）内は、部分的に選任又は作成されている建築物等の数値である。

資料1-1-55　全国の統括防災管理実施状況

（令和７年３月31日現在）

用途区分＼項目			統括防災管理実施義務建築物等数	統括防災管理者を選任している建築物等数	選任率（%）	全体についての消防計画を作成している建築物等数	作成率（%）
(一)	イ	劇場等	6	6	100.0	6	100.0
	ロ	公会堂等	—	—	—	—	—
(二)	イ	キャバレー等	—	—	—	—	—
	ロ	遊技場等	2	1	50.0	1	50.0
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	—	—	—	—	—
	ニ	カラオケボックス等	—	—	—	—	—
(三)	イ	料理店等	—	—	—	—	—
	ロ	飲食店	—	—	—	—	—
(四)		百貨店等	41	32	78.0	31	75.6
(五)	イ	旅館等	34	13	38.2	13	38.2
	ロ	共同住宅等					
(六)	イ	病院等	60	41	68.3	41	68.3
	ロ	特別養護老人ホーム等	5	4	80.0	4	80.0
	ハ	老人デイサービスセンター等	3	2	66.7	2	66.7
	ニ	幼稚園等	—	—	—	—	—
(七)		学校	75	51	68.0	51	68.0
(八)		図書館等	3	3	100.0	2	66.7
(九)	イ	特殊浴場	—	—	—	—	—
	ロ	一般浴場	—	—	—	—	—
(十)		停車場等	2	2	100.0	2	100.0
(十一)		神社・寺院等	1	1	100.0	—	—
(十二)	イ	工場等	32	18	56.3	18	56.3
	ロ	スタジオ	3	2	66.7	2	66.7
(十三)	イ	駐車場等	9	—	—	—	—
	ロ	航空機格納庫等					
(十四)		倉庫					
(十五)		事務所等	534	455	85.2	427	80.0
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	2,172	1,897	87.3	1,748	80.5
	ロ	非特定複合用途防火対象物	205	179	87.3	176	85.9
(十六の二)		地下街	39	36	92.3	28	71.8
(十七)		文化財	—	—	—	—	—
合　　計			3,226	2,743	85.0	2,552	79.1

（備考）　1　「防火対象物実態等調査」により作成
　　2　「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」をいう。

資料1-1-56　立入検査実施状況

（令和６年度）

防火対象物の区分	(一)		(二)				(三)		(四)
	イ 劇場等	ロ 公会堂等	イ キャバレー等	ロ 遊技場等	ハ 性風俗特殊営業店舗等	ニ カラオケボックス等	イ 料理店等	ロ 飲食店	百貨店等
立入検査回数	1,950	18,028	194	2,569	56	646	593	31,440	46,061

防火対象物の区分	(五)		(六)				(七)	(八)	(九)
	イ 旅館等	ロ 共同住宅等	イ 病院等	ロ 特別養護老人ホーム等	ハ 老人デイサービスセンター等	ニ 幼稚園等	学　校	図書館等	イ 特殊浴場
立入検査回数	31,169	107,239	17,293	22,796	34,273	4,628	30,331	2,174	618

防火対象物の区分	(九)	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)
	ロ 一般浴場	停車場等	神社・寺院等	イ 工場等	ロ スタジオ	イ 駐車場等	ロ 航空機格納庫等	倉　庫	事務所等
立入検査回数	1,021	943	12,607	80,266	369	11,822	243	61,327	87,188

防火対象物の区分	(十六)		(十六の二)	(十六の三)	(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	合計
	イ 特定複合用途防火対象物	ロ 非特定複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山　林	舟　車	
立入検査回数	103,861	41,789	186	—	5,704	250	—	42	759,676

（備考）「防火対象物実態等調査」により作成

資料1-1-57　命令の状況

（令和６年度）

命令の種類＼件数	命令件数	是正件数
防火対象物に関する命令（消防法第５条、第５条の２及び第５条の３）	208	207
防火管理に関する命令（消防法第８条及び第８条の２）	13	12
消防用設備等に関する措置命令（消防法第17条の４）	220	142
合　　計	441	361

（備考）　1　「防火対象物実態等調査」により作成
2　「是正件数」は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間に発せられた命令に基づき、令和７年３月31日までに是正された件数（令和７年３月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。）である。

資料1-1-58　防火対象物に関する命令等（消防法第５条、第５条の２及び第５条の３）の状況

（令和６年度）

命令の内容等		防火対象物の区分	(一) イ 劇場等	(一) ロ 公会堂等	(二) イ キャバレー等	(二) ロ 遊技場等	(二) ハ 性風俗特殊営業店舗等	(二) ニ カラオケボックス等	(三) イ 料理店等	(三) ロ 飲食店	(四) 百貨店等	(五) イ 旅館	(五) ロ 共同住宅等	(六) イ 病院等	(六) ロ 特別養護老人ホーム等	(六) ハ 老人デイサービスセンター等	(六) ニ 幼稚園等	(七) 学校	(八) 図書館等	(九) イ 特殊浴場	(九) ロ 一般浴場	(十) 停車場等	(十一) 神社・寺院等	(十二) イ 工場等	(十二) ロ スタジオ	(十三) イ 駐車場等	(十三) ロ 航空機格納庫	(十四) 倉庫	(十五) 事務所等	(十六) イ 特定複合用途防火対象物	(十六) ロ 非特定複合用途防火対象物	(十六の二) 地下街	(十六の三) 準地下街	(十七) 文化財	合計
第五条	改修命令	命令件数											1						1										3	1				6
		是正 〃											1						1										2	1				5
	移転命令	命令件数																																
		是正 〃																																
	除去命令	命令件数																											1					1
		是正 〃																											1					1
	工事の停止命令	命令件数																																
		是正 〃																																
	工事の中止命令	命令件数																																
		是正 〃																																
	その他の命令	命令件数																																
		是正 〃																																
	小　計　(A)	命令件数											1						1										4	1				7
		是正 〃											1						1										3	1				6
第五条の二	使用の禁止命令	命令件数																																
		是正 〃																																
	使用の停止命令	命令件数								1																								1
		是正 〃								1																								1
	使用の制限命令	命令件数																																
		是正 〃																																
	小　計　(B)	命令件数								1																								1
		是正 〃								1																								1
第五条の三	行為の禁止命令	命令件数								1	1													2						1				5
		是正 〃								1	1													2						1				5
	始末命令	命令件数																																
		是正 〃																																
	除去命令【可燃物】	命令件数	1		6	1	2			28	10	23	2						1					4				3	4	84	3				172
		是正 〃	1		6	1	2			28	10	23	2						1					4				3	4	84	3				172
	除去命令【物件】	命令件数			2	1						3	1																	15	1				23
		是正 〃			2	1						3	1																	15	1				23
	小　計　(C)	命令件数	1		8	2	2			29	11	26	3						1					6				3	4	99	5				200
		是正 〃	1		8	2	2			29	11	26	3						1					6				3	4	99	5				200
(A)＋(B)＋(C)総　計		命令件数	1		8	2	2			30	11	26	4						2					6				3	4	103	6				208
		是正 〃	1		8	2	2			30	11	26	4						2					6				3	4	102	6				207

（備考）　1　「防火対象物実態等調査」により作成
2　「是正件数」は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までに発せられた命令に基づき、令和７年３月31日までに是正された件数（令和７年３月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。）である。

資料1-1-59　防火管理に関する命令等（消防法第８条及び第８条の２）の状況

（令和６年度）

命令の内容等		防火対象物の区分	(一) イ 劇場等	(一) ロ 公会堂等	(二) イ キャバレー等	(二) ロ 遊技場等	(二) ハ 性風俗特殊営業店舗等	(二) ニ カラオケボックス等	(三) イ 料理店等	(三) ロ 飲食店	(四) 百貨店等	(五) イ 旅館	(五) ロ 共同住宅等	(六) イ 病院等	(六) ロ 特別養護老人ホーム等	(六) ハ 老人デイサービスセンター等	(六) ニ 幼稚園等	(七) 学校	(八) 図書館等	(九) イ 特殊浴場	(九) ロ 一般浴場	(十) 停車場等	(十一) 神社・寺院等	(十二) イ 工場等	(十二) ロ スタジオ	(十三) イ 駐車場等	(十三) ロ 航空機格納庫	(十四) 倉庫	(十五) 事務所等	(十六) イ 特定複合用途防火対象物	(十六) ロ 非特定複合用途防火対象物	(十六の二) 地下街	(十六の三) 準地下街	(十七) 文化財	高層建築物	合計
防火管理者選任命令		命令件数								2																			4	1				7
		是正 〃								1																			4	1				6
防火管理業務適正執行命令		命令件数								2																			3					5
		是正 〃								2																			3					5
統括防火管理者選任命令		命令件数																											1					1
		是正 〃																											1					1
統括防火管理業務適正執行命令		命令件数																																
		是正 〃																																
総　計		命令件数								4																			8	1				13
		是正 〃								3																			8	1				12

（備考）　1　「防火対象物実態等調査」により作成
2　「是正件数」は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までに発せられた命令に基づき、令和７年３月31日までに是正された件数（令和７年３月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。）である。
3　「防火対象物の区分」中、「高層建築物」は消防法施行令別表第一によるものではない。

資料1-1-60　消防用設備等に関する措置命令等（消防法第17条の４）の状況

（令和６年度）

防火対象物の区分 / 命令の内容等			(一)		(二)					(三)		(四)	(五)		(六)				(七)	(八)	(九)		(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	(十六)		(十六の二)	(十六の三)	(十七)	合計
			イ 劇場等	ロ 公会堂等	イ キャバレー等	ロ 遊技場等	ハ 性風俗特殊営業店舗等	ニ カラオケボックス等		イ 料理店等	ロ 飲食店	百貨店等	イ 旅館等	ロ 共同住宅等	イ 病院等	ロ 特別養護老人ホーム等	ハ 老人デイサービスセンター等	ニ 幼稚園等	学校	図書館等	イ 特殊浴場	ロ 一般浴場	停車場等	神社・寺院等	イ 工場等	ロ スタジオ	イ 駐車場等	ロ 航空機格納庫	倉庫	事務所等	イ 特定複合用途防火対象物	ロ 非特定複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	
消火設備	消火器具	命令件数										2			1										1				1		2	2				9
		是正 〃										1			1										1				1		2					6
	屋内消火栓設備	命令件数										4	2	1	1										31	1			19		6	3				68
		是正 〃										4	1	1	1										20	1			18		4	2				52
	スプリンクラー設備	命令件数										2	1			1													1	1	1					7
		是正 〃										2	1			1													1	1						6
	水噴霧消火設備	命令件数																																		
		是正 〃																																		
	泡消火設備	命令件数																													1					1
		是正 〃																																		
	不活性ガス消火設備	命令件数																													3	1				4
		是正 〃																													1	1				2
	ハロゲン化物消火設備	命令件数																																		
		是正 〃																																		
	粉末消火設備	命令件数																													1					1
		是正 〃																													1					1
	屋外消火栓設備	命令件数																							2											2
		是正 〃																																		
	動力消防ポンプ設備	命令件数																																		
		是正 〃																																		
	小　計　（A）	命令件数										8	3	1	2	1									34	1			21	1	14	6				92
		是正 〃										7	2	1	2	1									21	1			20	1	8	3				67
警報設備	自動火災報知設備	命令件数									1	4	1	7	1	4									28				13		27	4			1	91
		是正 〃										3	1	4	1	3									17				11		11	2			1	54
	ガス漏れ火災警報設備	命令件数																																		
		是正 〃																																		
	漏電火災警報器	命令件数																																		
		是正 〃																																		
	消防機関通報設備	命令件数																							1											1
		是正 〃																							1											1
	非常警報設備	命令件数										1																		1	1					3
		是正 〃										1																		1	1					3
	小　計　（B）	命令件数									1	5	1	7	1	4									29				13	1	28	4			1	95
		是正 〃										4	1	4	1	3									18				11	1	12	2			1	58
避難設備	避難器具	命令件数		1																											8					9
		是正 〃		1																											3					4
	誘導灯・誘導標識	命令件数									2	2	1	1											7				1	1	6	1				22
		是正 〃									1	1		1											4				1	1	4					13
	小　計　（C）	命令件数		1							2	2	1	1											7				1	1	14	1				31
		是正 〃		1							1	1		1											4				1	1	7					17
消防用水	消防用水	命令件数																							1											1
		是正 〃																																		
	小　計　（D）	命令件数																							1											1
		是正 〃																																		
消火活動上必要な施設	排煙設備	命令件数																																		
		是正 〃																																		
	連結散水設備	命令件数																																		
		是正 〃																																		
	連結送水管	命令件数																													1					1
		是正 〃																																		
	非常コンセント設備	命令件数																																		
		是正 〃																																		
	小　計　（E）	命令件数																													1					1
		是正 〃																																		
(A)＋(B)＋(C)＋(D)＋(E) 総　計		命令件数		1							3	15	5	9	3	5									71	1			35	3	57	11			1	220
		是正 〃		1							1	12	3	6	3	4									43	1			32	3	27	5			1	142

（備考）　1　「防火対象物実態等調査」により作成
2　「是正件数」は、令和６年４月１日から令和７年３月31日までに発せられた命令に基づき、令和７年３月31日までに是正された件数（令和７年３月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。）である。

資料1-1-61　重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果

＜防火対象物別の概要＞

調査基準日	重大違反対象物数	是正指導・是正措置別対象物数				違反覚知からの経過年数別対象物数				
		警告前段の行政指導	警　告	命　令	告　発	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上
R7.3.31時点	1,364	1,129	180	49	6	641	304	131	190	98
		82.8%	13.2%	3.6%	0.4%	47.0%	22.3%	9.6%	13.9%	7.2%
R6.3.31時点	1,471	1,234	179	49	9	652	314	181	200	124
		83.9%	12.2%	3.3%	0.6%	44.3%	21.3%	12.3%	13.6%	8.4%
R5.3.31時点	1,734	1,442	222	60	10	743	344	351	136	160
		83.2%	12.8%	3.5%	0.6%	42.8%	19.8%	20.2%	7.8%	9.2%

＜消防法令違反の覚知から10年以上の措置状況＞

調査基準日	違反覚知から10年以上の対象物数	是正指導・是正措置別対象物数			
		警告前段の行政指導	警　告	命　令	告　発
R7.3.31時点	98	70	15	10	3
		71.4%	15.3%	10.2%	3.1%
R6.3.31時点	124	88	22	10	4
		71.0%	17.7%	8.1%	3.2%
R5.3.31時点	160	113	27	16	4
		70.6%	16.9%	10.0%	2.5%

＜消防用設備等別の概要＞直近3か年の調査結果の比較

消防用設備等	調査基準日	重大違反対象物数	是正指導・是正措置別対象物数				違反覚知からの経過年数別対象物数				
			警告前段の行政指導	警告	命令	告発	1年未満	1年以上3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上(不明含む)
屋内消火栓設備	R7.3.31時点	359	288	51	19	1	174	92	33	39	21
			80.2%	14.2%	5.3%	0.3%	48.5%	25.6%	9.2%	10.9%	5.8%
	R6.3.31時点	377	291	62	21	3	179	88	37	44	29
			77.2%	16.4%	5.6%	0.8%	47.5%	23.3%	9.8%	11.7%	7.7%
	R5.3.31時点	429	337	65	24	3	205	86	53	50	35
			78.6%	15.2%	5.6%	0.7%	47.8%	20.0%	12.4%	11.7%	8.2%
スプリンクラー設備	R7.3.31時点	119	84	25	9	1	71	33	3	8	4
			70.6%	21.0%	7.6%	0.8%	59.7%	27.7%	2.5%	6.7%	3.4%
	R6.3.31時点	97	76	13	7	1	59	21	5	10	2
			78.4%	13.4%	7.2%	1.0%	60.8%	21.6%	5.2%	10.3%	2.1%
	R5.3.31時点	88	66	18	4	—	53	15	11	8	1
			75.0%	20.5%	4.5%	—	60.2%	17.0%	12.5%	9.1%	1.1%
自動火災報知設備	R7.3.31時点	907	763	108	31	5	432	193	70	129	83
			84.1%	11.9%	3.4%	0.6%	47.6%	21.3%	7.7%	14.2%	9.2%
	R6.3.31時点	1,133	961	132	32	8	480	231	150	165	107
			84.8%	11.7%	2.8%	0.7%	42.4%	20.4%	13.2%	14.6%	9.4%
	R5.3.31時点	1,356	1,130	171	45	10	541	270	302	101	142
			83.3%	12.6%	3.3%	0.7%	39.9%	19.9%	22.3%	7.4%	10.5%

資料1-1-62　消防同意処理状況

(件)

内訳 / 申請要旨	同　意		不同意		合　計	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
新　築	167,318	175,082	6	5	167,324	175,087
増　築	14,618	13,723	1	1	14,619	13,724
改　築	403	411			403	411
移　転	51	68			51	68
修　繕	110	97			110	97
模様替	76	76			76	76
用途変更	1,579	1,653	2	3	1,581	1,656
その他	2,054	1,827			2,054	1,827
合　計	186,209	192,937	9	9	186,218	192,946

(備考)　「防火対象物実態等調査」により作成

資料1-1-63　全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況

（令和７年３月31日現在）

防火対象物の区分 ＼ 設備の種類 ／ 設備の状況			スプリンクラー設備				自動火災報知設備			
			設置必要数	設置数	違反数	設置率（%）	設置必要数	設置数	違反数	設置率（%）
(一)	イ	劇場等	835	835		100.0	3,764	3,761	3	99.9
	ロ	公会堂等	507	506	1	99.8	30,207	30,199	8	100.0
(二)	イ	キャバレー等	6	6		100.0	419	413	6	98.6
	ロ	遊技場等	683	678	5	99.3	6,750	6,743	7	99.9
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	6	5	1	83.3	146	145	1	99.3
	ニ	カラオケボックス等	7	7		100.0	2,077	2,075	2	99.9
(三)	イ	料理店等	2	2		100.0	1,464	1,459	5	99.7
	ロ	飲食店	108	108		100.0	32,990	32,821	169	99.5
(四)	百貨店等		7,561	7,542	19	99.7	85,235	85,082	153	99.8
(五)	イ	旅館等	2,439	2,439		100.0	91,576	91,306	270	99.7
(六)	イ	（1）　避難のために患者の介助が必要な病院	4,178	4,176	2	100.0	5,265	5,262	3	99.9
		（2）　避難のために患者の介助が必要な有床診療所	1,506	1,506		100.0	2,255	2,252	3	99.9
		（3）　病院（（1）に掲げるものを除く）、有床診療所（（2）に掲げるものを除く）、有床助産所	3,633	3,630	3	99.9	8,808	8,801	7	99.9
		（4）　無床診療所、無床助産所	248	248		100.0	22,630	22,606	24	99.9
		小　計	9,565	9,560	5	99.9	38,958	38,921	37	99.9
	ロ	（1）　老人短期入所施設等	46,498	46,473	25	99.9	48,563	48,549	14	100.0
		（2）　救護施設	450	450		100.0	251	251		100.0
		（3）　乳児院	120	120		100.0	135	135		100.0
		（4）　障害児入所施設	447	447		100.0	506	506		100.0
		（5）　障害者支援施設等	8,878	8,864	14	99.8	9,962	9,955	7	99.9
		小　計	56,393	56,354	39	99.9	59,417	59,396	21	100.0
	ハ	（1）　老人デイサービスセンター等	1,256	1,255	1	99.9	15,071	15,050	21	99.9
		（2）　更生施設	28	28		100.0	257	257		100.0
		（3）　保育所等	83	78	5	94.0	33,372	33,364	8	100.0
		（4）　児童発達支援センター等	43	43		100.0	2,083	2,082	1	100.0
		（5）　身体障害者福祉センター等	768	762	6	99.2	24,924	24,907	17	99.9
		小　計	2,178	2,166	12	99.4	75,707	75,660	47	99.9
	ニ	幼稚園等	239	239		100.0	12,848	12,847	1	100.0
(九)	イ	特殊浴場	15	15		100.0	1,320	1,319	1	99.9
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	21,639	21,608	31	99.9	219,799	218,588	1,211	99.4
(十六の二)	地下街		53	53		100.0	54	54		100.0
(十六の三)	準地下街		4	4		100.0	5	5		100.0
合　計			102,240	102,127	113	99.9	662,736	660,794	1,942	99.7

（備考）　1　「防火対象物実態等調査」により作成
　　2　設置率は、小数点第２位を四捨五入している。

資料1-1-64　消防設備士の数

（令和７年３月31日現在）

種別 ＼ 類別	特類	第１類	第２類	第３類	第４類	第５類	第６類	第７類	合　計
	特殊消防用設備等	屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等	泡消火設備	二酸化炭素消火設備等	自動火災報知設備等	金属製避難はしご等	消火器	漏電火災警報器	
甲　種（人）（工事・整備）	5,504	160,153	51,585	46,215	332,118	43,082	—	—	638,657
乙　種（人）（整備）	—	42,709	13,461	12,881	113,260	20,907	320,731	213,517	737,466

（備考）　1　「危険物取扱者消防設備士試験・免状統計表」により作成
　　2　設備士の数は、免状作成件数の累積である。

資料1-1-65　防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

（令和７年３月31日現在）

防災防火対象物の区分		防災防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの	適合率(%)	じゅうたんを使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの	適合率(%)	展示用合板を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの	適合率(%)
(一)	イ　劇場等	4,356	2,696	2,568	95.3%	2,018	1,926	95.4%	512	483	94.3%
	ロ　公会堂等	59,930	41,186	38,030	92.3%	24,759	22,551	91.1%	3,925	3,480	88.7%
(二)	イ　キャバレー等	661	322	234	72.7%	344	283	82.3%	27	20	74.1%
	ロ　遊技場等	7,387	4,009	3,663	91.4%	3,719	3,480	93.6%	520	466	89.6%
	ハ　性風俗特殊営業店舗等	166	112	85	75.9%	72	59	81.9%	11	5	45.5%
	ニ　カラオケボックス等	2,083	1,157	1,034	89.4%	933	864	92.6%	153	146	95.4%
(三)	イ　料理店等	2,073	1,303	1,127	86.5%	1,238	1,110	89.7%	119	104	87.4%
	ロ　飲食店	83,574	41,494	33,983	81.9%	22,877	19,472	85.1%	4,385	3,819	87.1%
(四)	百貨店等	153,882	69,794	64,474	92.4%	34,155	31,244	91.5%	8,105	7,111	87.7%
(五)	イ　旅館等	57,837	44,810	41,594	92.8%	35,649	33,427	93.8%	3,027	2,699	89.2%
(六)	イ　病院等	63,059	47,071	44,366	94.3%	25,761	24,099	93.5%	4,114	3,726	90.6%
	ロ　特別養護老人ホーム等	58,267	47,836	45,668	95.5%	26,177	24,884	95.1%	4,539	4,212	92.8%
	ハ　老人デイサービスセンター等	94,441	69,204	64,854	93.7%	38,552	35,581	92.3%	6,451	5,983	92.7%
	ニ　幼稚園等	14,702	11,550	10,776	93.3%	6,100	5,670	93.0%	988	885	89.6%
(九)	イ　特殊浴場	1,549	1,201	1,074	89.4%	1,166	1,095	93.9%	63	51	81.0%
(十二)	ロ　スタジオ	736	168	155	92.3%	182	176	96.7%	152	146	96.1%
(十六)	イ　特定複合用途防火対象物	384,687	176,572	138,556	78.5%	113,905	91,618	80.4%	22,340	16,323	73.1%
	ロ　非特定複合用途防火対象物	20,737	3,669	2,948	80.3%	2,405	1,988	82.7%	608	434	71.4%
(十六の二)	地下街	56	53	41	77.4%	44	38	86.4%	6	6	100.0%
(十六の三)	準地下街	10	9	7	77.8%	8	7	87.5%			
	高層建築物	81,289	38,072	32,351	85.0%	32,538	28,513	87.6%	7,175	6,038	84.2%
合　計		1,091,482	602,288	527,588	87.6%	372,602	328,085	88.1%	67,220	56,137	83.5%

資料1-1-66　検定申請状況及び型式適合検定合格数

（令和６年度）

種別＼区分		型式試験申請数（件）	型式変更試験申請数（件）	型式適合検定申請数（個）	型式適合検定合格数（個）
①消火器	大型			52,751	51,633
	小型	9		5,934,193	5,884,976
②消火器用消火薬剤	大型用	3		1,253	1,292
	小型用			57,503	61,593
③泡消火薬剤		6		1,931,660	1,817,860
④火災報知設備	感知器	45	3	6,573,124	6,408,577
	発信機	4		295,247	303,588
⑤中継器		11		507,246	489,922
⑥受信機		13	2	586,971	565,913
⑦住宅用防災警報器		2	1	5,081,766	5,184,396
⑧閉鎖型スプリンクラーヘッド		8		1,339,158	1,499,133
⑨流水検知装置		8	4	21,568	22,348
⑩一斉開放弁		1		38,647	40,026
⑪金属製避難はしご		3		160,940	160,342
⑫緩降機				6,343	6,293
合　計		113	10	22,588,370	22,497,892

（備考）　1　「日本消防検定協会」により作成
2　型式試験（型式変更試験）とは、日本消防検定協会又は登録検定機関が、型式承認を受けようとする検定対象機械器具等が技術上の基準に適合しているかどうかについて行う試験
3　型式適合検定合格数には、令和５年度に申請がなされ、令和６年度に合格したものが含まれる。

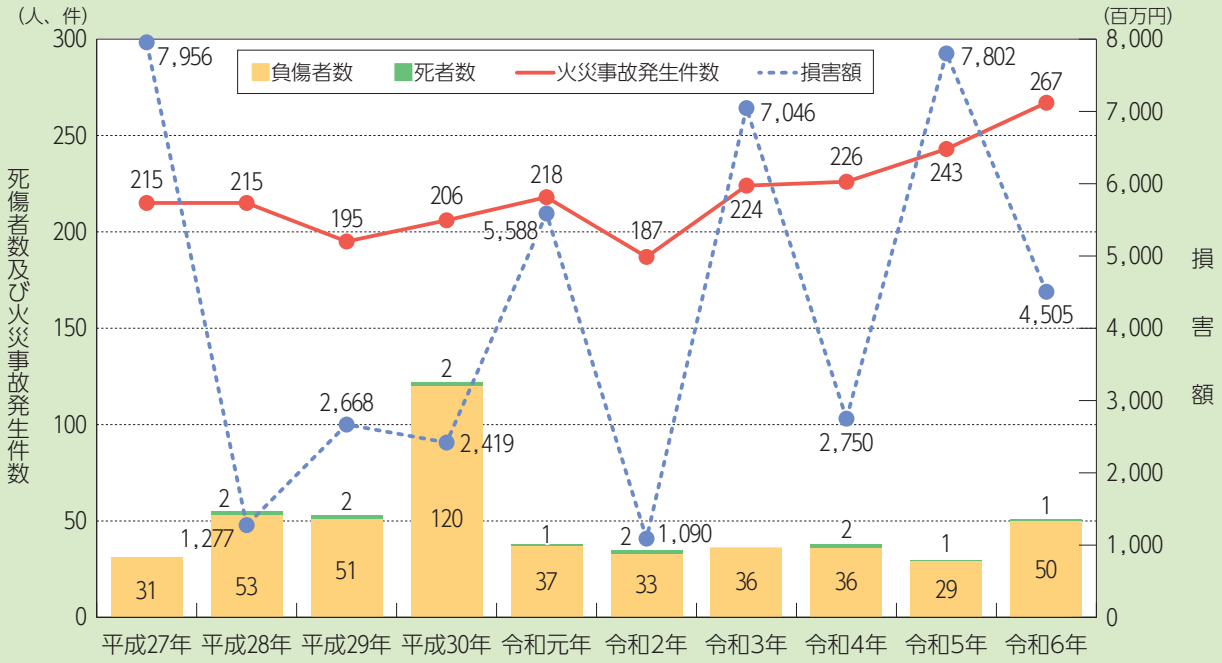
資料1-1-67　特殊消防用設備等の認定件数

（令和７年３月31日現在）

特殊消防用設備等	概　要	代えられる消防用設備等	認定件数
加圧防煙システム	特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の消防活動拠点を給気し加圧することにより、拠点における一定の安全性を確保するとともに、火災室から排煙を行うことにより、火災時において消防隊を煙や熱から防護し、その消防活動を効果的に支援する性能を有する設備である。（平成21年９月15日告示基準を制定）	排煙設備	26件
ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン（FK-5-1-12）を消火剤とする消火設備	新たなガス消火剤であるドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン（FK-5-1-12）を噴射ヘッドから放出する消火設備であり、無人の電算機室等に用いられる。オゾン層破壊係数が０である、地球温暖化係数が小さい、人体に対する安全性が高い等の特徴を有する。（平成22年８月26日消防法施行規則を改正）	ハロゲン化物消火設備	４件
複数の総合操作盤を用いた総合消防防災システム	大規模・高層の防火対象物において、管理区分や建築構造等に応じエリアごとに複数の総合操作盤を設置し、それぞれのエリアごとに消防防災上の分散管理を行うとともに、各総合操作盤の間で情報伝達や連動制御を行い、当該防火対象物全体を有機的に監視・制御するシステムである。	総合操作盤	10件
火災温度上昇速度を監視する機能を付加した防災システム	従来の自動火災報知設備に、火災温度上昇速度を監視する機能を付加し、火災の拡大をより迅速かつ確実に把握することができるシステムである。	自動火災報知設備	４件
閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備	駐車場における火災に対し、近傍の閉鎖型ヘッドが自動的に作動し、当該ヘッドから放射された水系消火剤により効果的に消火する設備である。（平成26年３月28日告示基準を制定）	泡消火設備	10件
インバーター制御ポンプを使用するスプリンクラー設備	従来のポンプ方式に付置したインバーターにより、警戒区域ごとに電動機の回転数を制御することで加圧送水装置の吐出圧力を調整し、建物内すべてのスプリンクラーヘッドにおいて、適正な圧力で放水することができる消火設備である。（平成20年12月26日消防法施行規則を改正）	スプリンクラー設備	１件
空調設備と配管を兼用するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備に必要とされる防火安全性能を確保しつつ、スプリンクラー設備と輻射パネル式空調設備の配管を一部兼用することで、省資源・省コスト等を実現した消火設備である。	スプリンクラー設備	１件
閉鎖型水噴霧ヘッドを使用した消火設備	新たに開発した「閉鎖型水噴霧ヘッド」を使用し、通常の水噴霧消火設備より高い放水圧と効果的な散水パターンを得られるよう工夫されたデフレクターにより、高い消火・延焼抑制効果を発揮することができる消火設備である。	水噴霧消火設備	９件
大空間排煙設備	火災時に煙層を消防活動上支障のない高さで安定させる設備で、仕様規定と同等以上の排煙性能を有する設備である。	排煙設備	８件
放射時間を延長した窒素ガス消火設備	使用する機器は、従来の不活性ガス（窒素）消火設備と同じ機器であるが、消火剤放射時間を延長する代わりに防護区画の耐火性能を高めることで、密閉性能を維持している消火設備である。	不活性ガス消火設備	６件
駐車場排気ダクト兼用排煙設備	排煙ダクトと排気ダクトを兼用することで駐車場内の有効空頭を確保するとともに、消火活動上支障ない駐車場空間を確保する。	排煙設備	１件
合　　計			80件

資料1-2-1　危険物施設における火災事故発生件数と被害状況

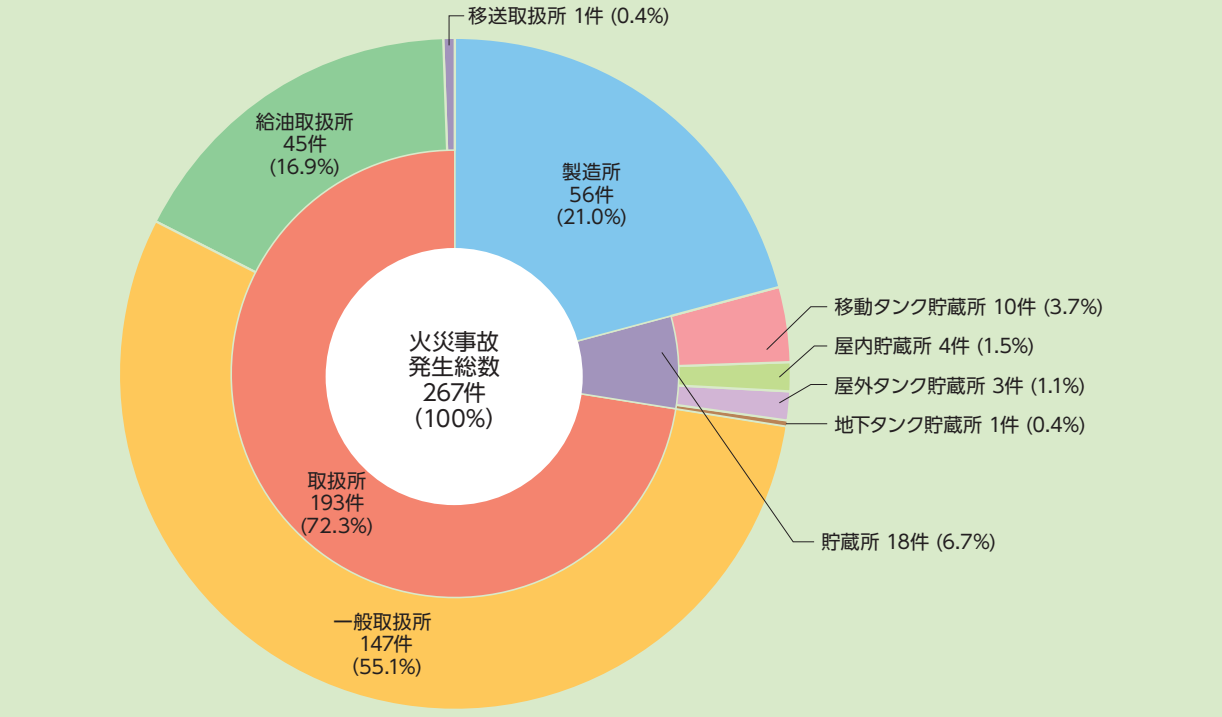
（各年中）



（備考）「危険物に係る事故の概要」により作成

資料1-2-2　危険物施設別火災事故発生件数

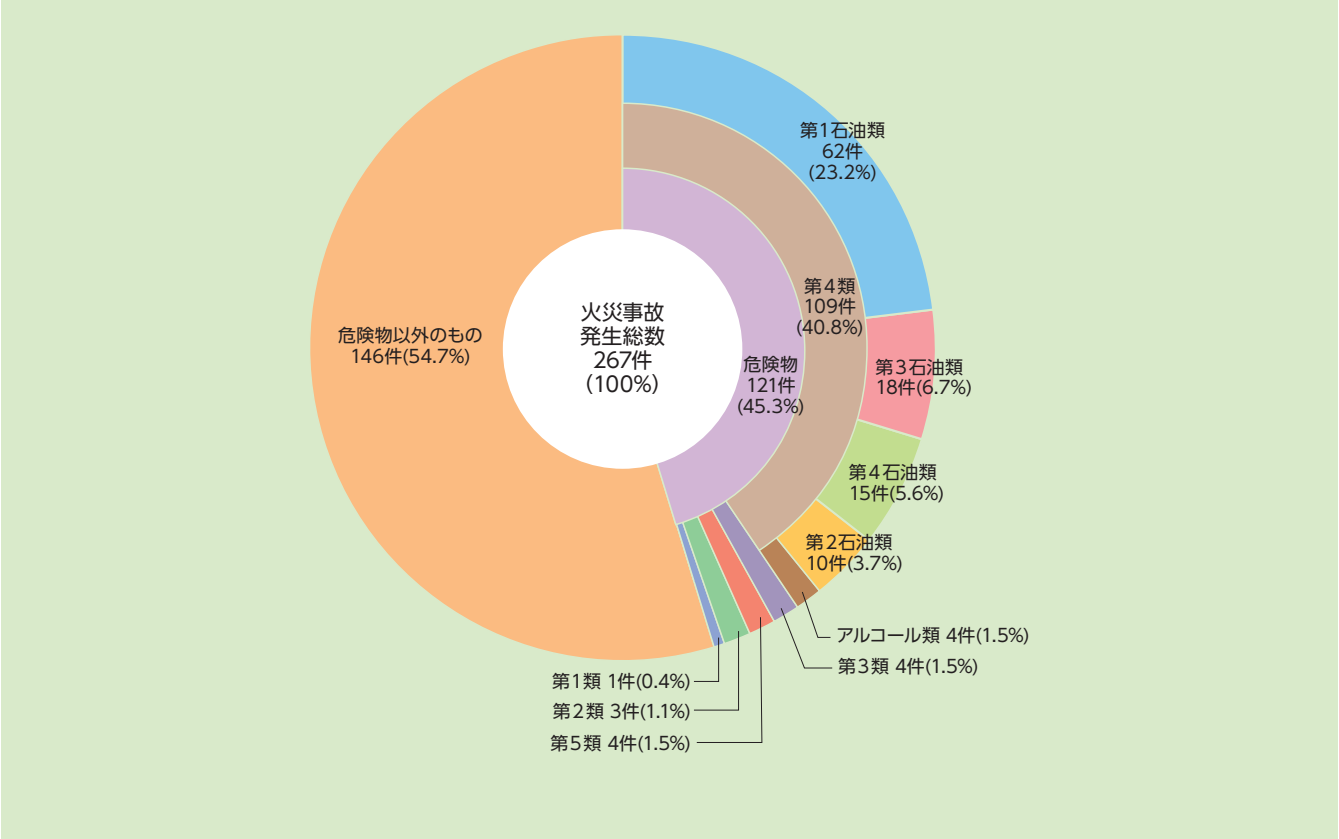
（令和６年中）



（備考）　1　「危険物に係る事故の概要」により作成
　　2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料1-2-3　危険物施設における出火原因物質別火災事故発生件数

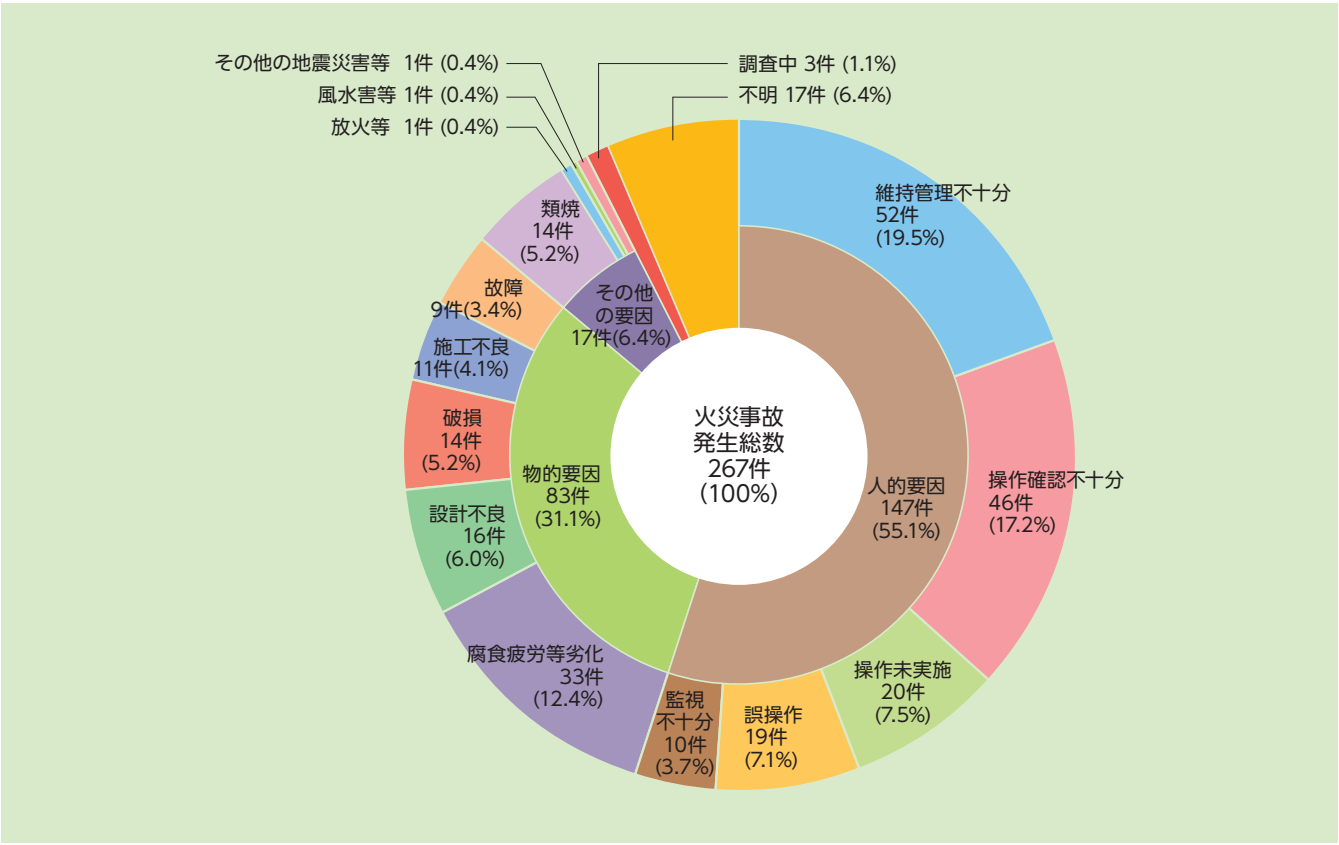
（令和６年中）



（備考）　1　「危険物に係る事故の概要」により作成
　　2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料1-2-4　危険物施設における発生要因別火災事故発生件数

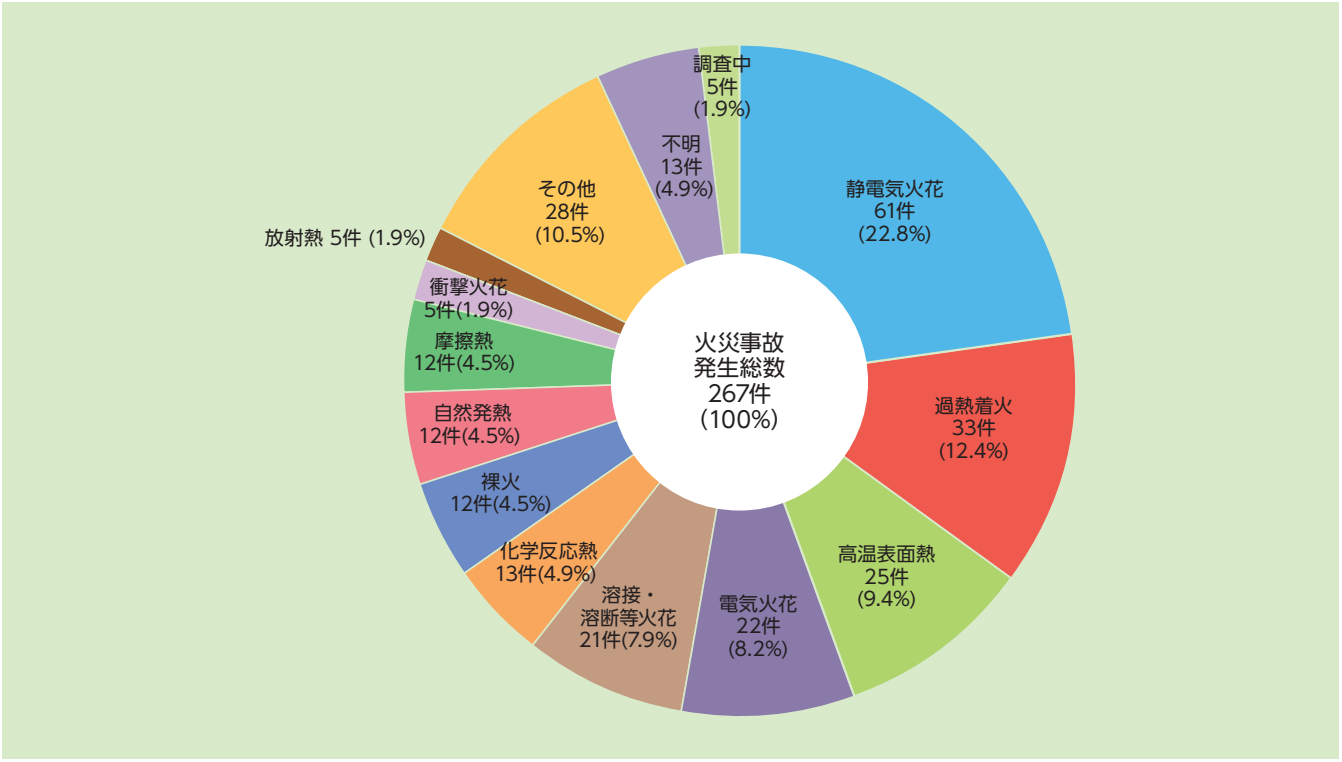
（令和６年中）



（備考）　1　「危険物に係る事故の概要」により作成
　　2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料1-2-5　危険物施設における着火原因別火災事故発生件数

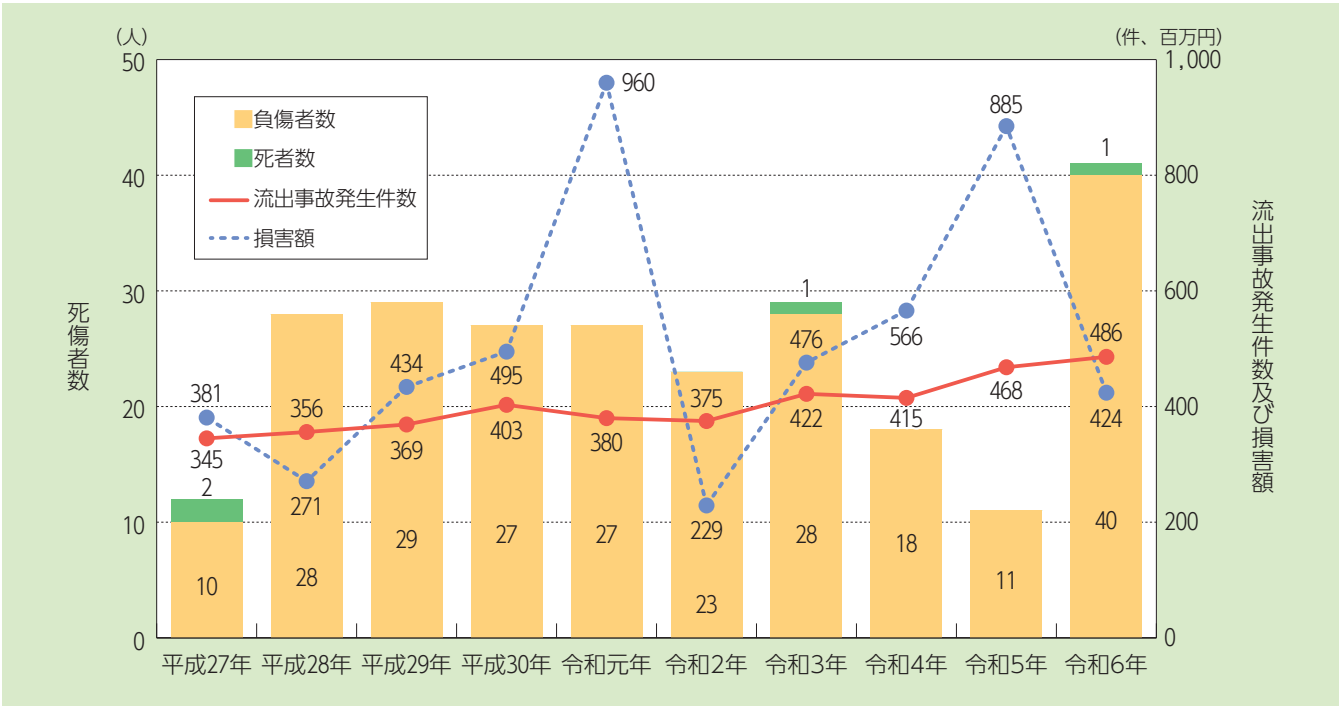
（令和６年中）



（備考）　1　「危険物に係る事故の概要」により作成
　　2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料1-2-6　危険物施設における流出事故発生件数と被害状況

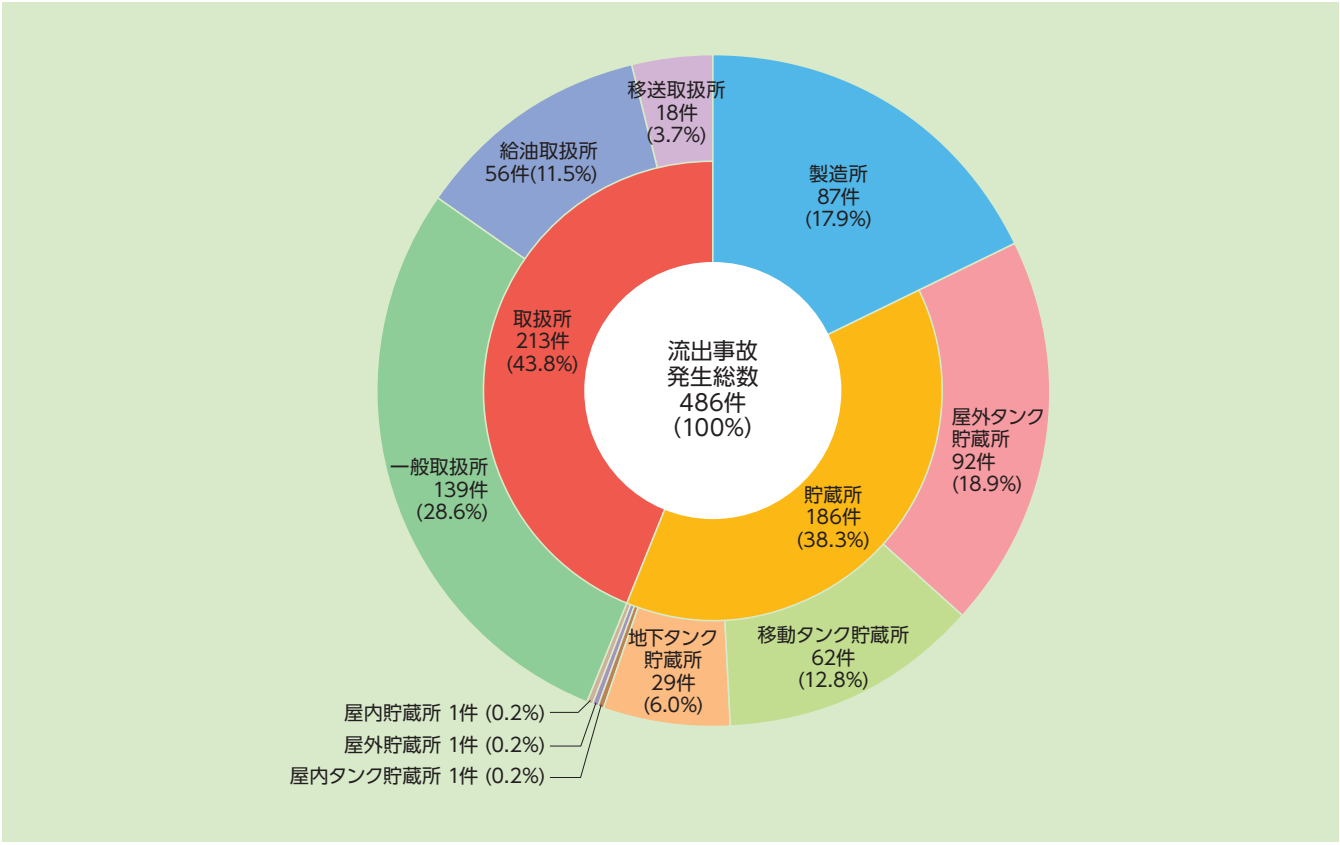
（各年中）



（備考）「危険物に係る事故の概要」により作成

資料1-2-7　危険物施設別流出事故発生件数

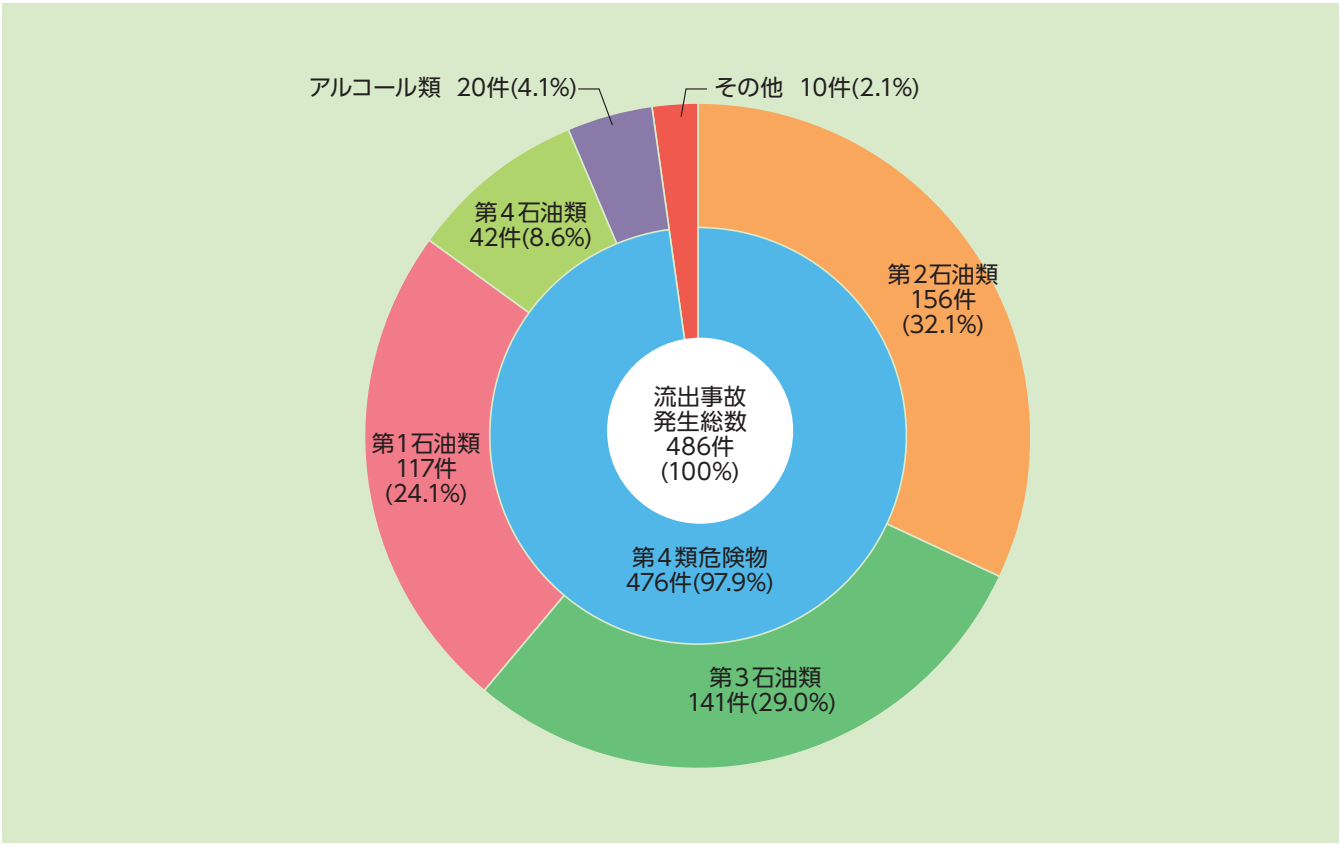
（令和６年中）



（備考）　1　「危険物に係る事故の概要」により作成
　　2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料1-2-8　危険物施設における流出物質別流出事故発生件数

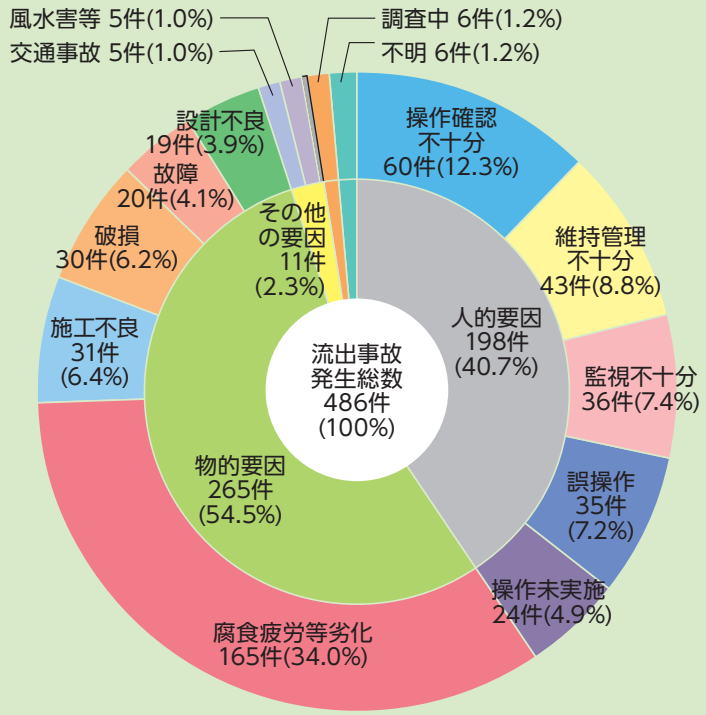
（令和６年中）



（備考）　1　「危険物に係る事故の概要」により作成
　　2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料1-2-9　危険物施設における発生要因別流出事故発生件数

（令和６年中）



（備考）　1　「危険物に係る事故の概要」により作成
2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。
3　その他の要因：悪戯１件（0.2%）

資料1-2-10　危険物施設数の推移

（各年３月31日現在）

製造所等の別 / 年	総計	製造所	貯蔵所								取扱所					
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
昭和34年（1959年）	95,207	2,523	63,303	23,566	19,090	2,048	5,484	7,237	3,527	2,351	29,381	19,937	1,702			7,742
昭和42年（1967年）	213,526	3,008	140,842	34,163	48,975	8,863	23,891	4,648	15,190	5,112	69,676	42,347	2,059			25,270
昭和43年（1968年）	246,767	3,164	157,456	36,523	53,938	9,993	28,243	4,731	17,856	6,172	86,147	49,041	2,478			34,628
昭和44年（1969年）	279,012	3,309	175,150	38,880	59,504	11,172	33,142	4,793	20,556	7,103	100,553	54,060	2,907			43,586
昭和45年（1970年）	308,784	3,459	192,155	40,709	64,693	12,334	38,852	4,767	22,645	8,155	113,170	58,096	3,274			51,800
昭和46年（1971年）	346,113	3,684	213,883	43,254	71,320	13,611	45,880	4,849	25,396	9,573	128,546	62,749	3,553			62,244
昭和47年（1972年）	377,123	3,789	231,972	44,872	76,090	14,667	52,132	4,805	28,484	10,922	141,362	66,638	3,722	91		70,911
昭和48年（1973年）	410,158	3,929	251,372	46,769	81,388	15,575	58,913	4,748	32,139	11,840	154,857	71,049	3,697	163		79,948
昭和49年（1974年）	461,500	4,037	288,771	50,253	91,596	16,840	68,423	4,774	36,049	20,836	168,692	74,697	3,763	258		89,974
昭和50年（1975年）	495,161	3,961	312,009	53,239	97,846	17,534	75,642	4,578	39,364	23,806	179,191	76,879	3,727	319	1,148	97,118
昭和51年（1976年）	512,675	4,035	323,827	55,140	99,401	17,936	80,906	4,540	41,909	23,995	184,813	78,508	3,717	374	1,225	100,989
昭和52年（1977年）	527,118	4,104	333,440	56,772	99,626	18,236	85,874	4,496	44,266	24,170	189,574	79,998	3,675	464	1,229	104,208
昭和53年（1978年）	539,532	4,124	341,341	57,819	99,456	18,632	90,734	4,286	46,333	24,081	194,067	81,288	3,626	513	1,251	107,389
昭和54年（1979年）	552,597	4,184	349,777	58,528	98,984	18,929	95,823	4,194	49,427	23,892	198,636	82,900	3,538	541	1,316	110,341
昭和55年（1980年）	575,376	4,272	366,356	60,165	100,373	19,451	104,193	4,187	52,350	25,637	204,748	84,588	3,462	604	1,357	114,737
昭和56年（1981年）	587,052	4,346	373,465	61,554	97,509	19,923	109,755	4,076	54,986	25,662	209,241	86,056	3,416	647	1,366	117,756
昭和57年（1982年）	596,575	4,393	379,752	62,789	97,007	20,013	113,398	3,953	57,126	25,466	212,430	86,962	3,351	667	1,382	120,068
昭和58年（1983年）	601,905	4,435	382,914	63,440	96,341	19,955	115,724	3,871	58,662	24,921	214,556	87,678	3,284	705	1,380	121,509
昭和59年（1984年）	607,040	4,477	386,406	63,598	96,057	19,878	117,715	3,742	61,019	24,397	216,157	88,143	3,221	729	1,391	122,673
昭和60年（1985年）	613,364	4,560	390,825	63,878	95,685	19,831	119,749	3,638	64,393	23,651	217,979	88,582	3,124	744	1,400	124,129
昭和61年（1986年）	617,540	4,598	393,419	64,081	94,998	19,621	121,254	3,531	66,998	22,936	219,523	88,882	3,040	739	1,402	125,460
昭和62年（1987年）	620,783	4,657	395,877	63,980	94,334	19,465	122,509	3,435	69,976	22,178	220,249	88,890	2,939	758	1,397	126,265
昭和63年（1988年）	574,720	4,677	397,687	63,693	93,497	19,354	123,402	3,361	72,957	21,423	172,356	89,088	2,845	766	1,381	78,276
平成元年（1989年）	578,881	4,722	400,597	63,562	93,105	19,150	124,374	3,288	76,451	20,667	173,562	89,506	2,768	765	1,372	79,151
平成２年（1990年）	582,911	4,775	403,577	63,426	92,778	18,955	125,630	3,199	79,308	20,281	174,559	89,814	2,696	776	1,360	79,913
平成３年（1991年）	561,184	4,774	385,975	61,350	87,950	17,999	125,874	2,354	71,596	18,852	170,435	89,388	2,630	657	1,373	76,387
平成４年（1992年）	562,980	4,917	387,019	61,522	87,550	17,710	126,599	2,266	73,111	18,261	171,044	89,616	2,554	640	1,369	76,865
平成５年（1993年）	562,250	4,975	386,022	61,285	87,038	17,459	126,706	2,212	73,699	17,623	171,253	89,996	2,464	652	1,377	76,764
平成６年（1994年）	560,790	5,013	383,979	60,862	86,272	17,168	126,543	2,169	73,704	17,261	171,798	90,647	2,395	647	1,380	76,729
平成７年（1995年）	561,295	5,046	383,683	60,304	85,764	16,880	126,533	2,089	75,307	16,806	172,566	91,418	2,321	647	1,382	76,798
平成８年（1996年）	561,094	5,071	382,941	59,824	85,114	16,598	126,552	2,040	76,575	16,238	173,082	92,037	2,256	660	1,378	76,751
平成９年（1997年）	560,108	5,126	382,409	59,221	84,553	16,315	126,617	1,965	77,881	15,857	172,573	91,583	2,196	652	1,365	76,777
平成10年（1998年）	556,647	5,159	380,337	58,697	83,902	16,133	126,218	1,906	78,184	15,297	171,151	90,226	2,146	641	1,359	76,779
平成11年（1999年）	551,371	5,156	377,229	58,073	82,877	15,848	125,481	1,828	78,404	14,718	168,986	88,382	2,075	645	1,350	76,534
平成12年（2000年）	546,043	5,145	374,034	57,246	81,646	15,497	124,558	1,768	79,027	14,292	166,864	86,616	2,017	638	1,343	76,250
平成13年	542,068	5,160	371,351	56,722	80,260	15,311	123,964	1,703	79,802	13,589	165,557	85,182	1,963	631	1,331	76,450
平成14年	537,825	5,183	368,561	56,010	79,264	15,022	123,096	1,646	80,356	13,167	164,081	83,869	1,876	625	1,322	76,389
平成15年	530,484	5,085	363,829	55,178	77,631	14,709	121,795	1,586	80,194	12,736	161,570	82,371	1,807	618	1,288	75,486
平成16年	523,341	5,076	358,786	54,577	76,147	14,368	119,988	1,514	79,804	12,388	159,479	80,814	1,737	611	1,262	75,055
平成17年	514,990	5,050	352,872	54,337	74,724	14,086	117,491	1,446	78,683	12,105	157,068	79,104	1,681	600	1,250	74,433
平成18年	506,245	5,058	346,532	53,770	73,428	13,803	114,564	1,384	77,630	11,953	154,655	77,642	1,632	591	1,241	73,549
平成19年	496,789	5,107	339,728	53,720	72,213	13,363	111,204	1,307	76,262	11,659	151,954	76,310	1,584	583	1,226	72,251
平成20年	486,812	5,121	332,859	53,473	70,898	12,965	108,292	1,247	74,513	11,471	148,832	74,388	1,523	567	1,215	71,139
平成21年	475,989	5,154	325,590	53,182	69,756	12,574	105,206	1,204	72,387	11,281	145,245	72,121	1,480	554	1,208	69,882
平成22年	465,685	5,164	318,562	52,637	68,606	12,287	102,417	1,170	70,232	11,213	141,959	70,005	1,428	551	1,190	68,785
平成23年	455,829	5,152	311,996	52,219	67,470	11,923	99,383	1,141	68,746	11,114	138,681	67,990	1,381	542	1,179	67,589
平成24年	447,277	5,150	305,975	51,516	66,294	11,679	96,120	1,114	68,299	10,953	136,152	66,470	1,333	537	1,153	66,659
平成25年	436,918	5,160	299,142	51,245	65,330	11,502	91,255	1,101	67,916	10,793	132,616	64,593	1,293	538	1,151	65,041
平成26年	428,541	5,154	293,544	50,888	64,206	11,296	87,831	1,060	67,665	10,598	129,843	63,222	1,245	529	1,142	63,705
平成27年	422,029	5,106	289,034	50,553	63,093	11,021	85,499	1,019	67,498	10,351	127,889	62,269	1,209	518	1,127	62,766
平成28年	416,234	5,088	284,849	50,201	62,120	10,802	83,341	1,002	67,170	10,213	126,297	61,401	1,178	510	1,111	62,097
平成29年	410,651	5,096	280,863	50,023	61,124	10,586	81,417	986	66,733	9,994	124,692	60,585	1,138	499	1,098	61,372
平成30年	405,238	5,093	276,879	49,811	60,360	10,386	79,723	961	65,806	9,832	123,266	59,715	1,107	493	1,084	60,867
平成31年	400,639	5,098	273,641	49,717	59,699	10,170	77,988	940	65,425	9,702	121,900	58,865	1,078	482	1,077	60,398
令和２年	396,457	5,077	270,722	49,613	59,035	9,988	76,425	933	65,124	9,604	120,658	58,124	1,050	474	1,062	59,948
令和３年	392,619	5,045	268,074	49,590	58,225	9,837	74,938	908	64,965	9,611	119,500	57,497	1,028	469	1,048	59,458
令和４年	388,576	5,051	265,333	49,502	57,525	9,687	73,554	893	64,679	9,493	118,192	56,807	999	462	1,035	58,889
令和５年	385,131	5,046	262,959	49,532	56,893	9,557	72,359	886	64,318	9,414	117,126	56,158	966	458	1,029	58,515
令和６年	381,569	5,047	260,438	49,453	56,312	9,379	71,159	882	63,941	9,312	116,084	55,537	940	453	1,017	58,137
令和７年	377,977	5,010	257,944	49,444	55,606	9,224	70,109	878	63,471	9,212	115,023	54,843	910	447	1,006	57,817

（備考）　1　「危険物規制事務調査」により作成
2　昭和34年（1959年）は９月30日現在である。
3　東日本大震災の影響により、平成23年、平成24年の岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータについては、平成22年３月31日現在の件数で集計している。

資料1-2-11　容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数（完成検査済証交付施設）

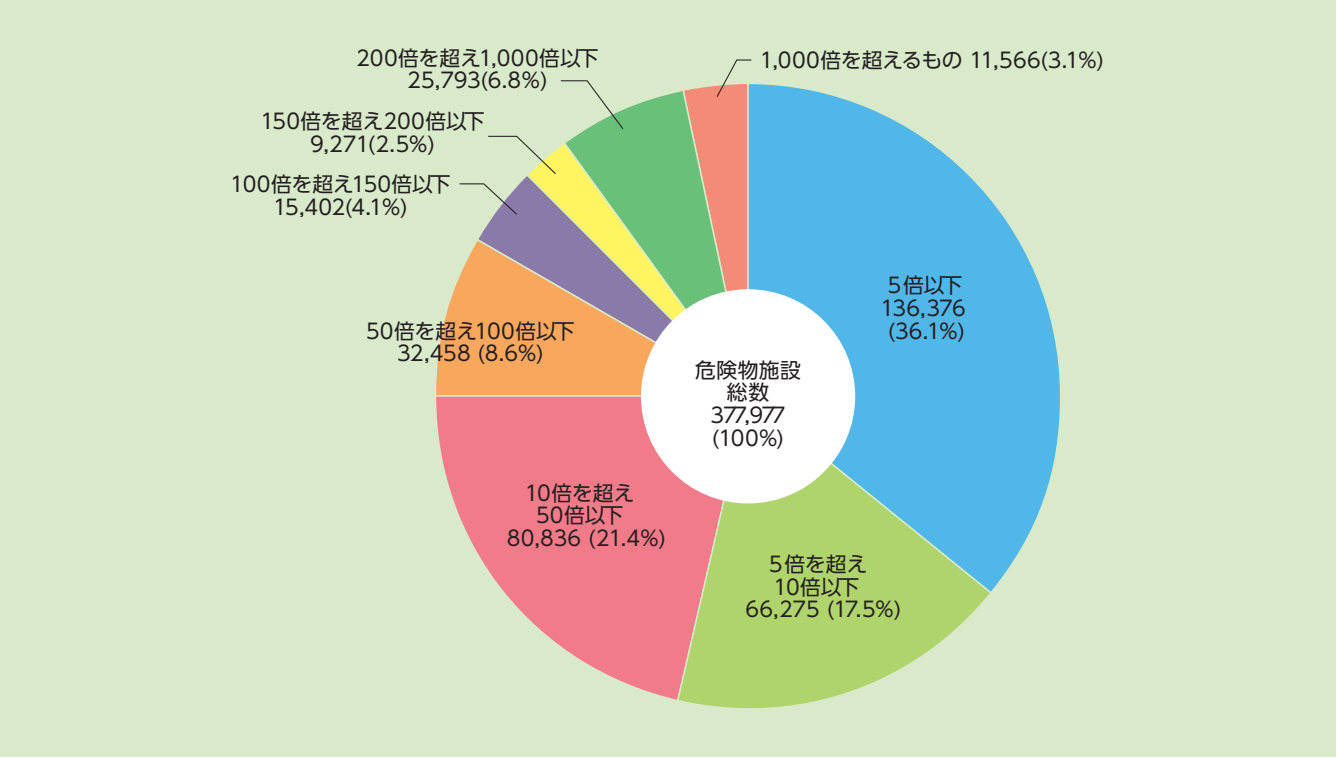
（令和７年３月31日現在）

容量／都道府県	合　計	1000kl未満の屋外タンク貯蔵所	1000kl以上の屋外タンク貯蔵所	左の内訳				
				1000kl以上5000kl未満	5000kl以上１万kl未満	１万kl以上５万kl未満	５万kl以上10万kl未満	10万kl以上
北海道	2,393	1,851	542	222	119	95	16	90
青　森	702	560	142	66	18	7	0	51
岩　手	554	540	14	10	1	0	0	3
宮　城	811	684	127	51	23	36	17	0
秋　田	515	462	53	28	8	1	0	16
山　形	547	530	17	15	2	0	0	0
福　島	1,302	1,209	93	54	3	18	18	0
茨　城	2,663	2,442	221	98	42	52	13	16
栃　木	962	948	14	14	0	0	0	0
群　馬	1,294	1,279	15	15	0	0	0	0
埼　玉	910	903	7	6	1	0	0	0
千　葉	4,283	3,424	859	368	228	163	96	4
東　京	300	265	35	25	10	0	0	0
神奈川	2,888	2,129	759	360	207	182	10	0
新　潟	1,405	1,250	155	99	27	12	13	4
富　山	1,001	943	58	29	7	22	0	0
石　川	611	563	48	35	13	0	0	0
福　井	712	650	62	27	2	0	3	30
山　梨	252	249	3	3	0	0	0	0
長　野	863	844	19	19	0	0	0	0
岐　阜	1,084	1,080	4	4	0	0	0	0
静　岡	2,325	2,220	105	99	6	0	0	0
愛　知	2,820	2,501	319	137	79	65	26	12
三　重	2,407	2,097	310	194	24	64	18	10
滋　賀	705	705	0	0	0	0	0	0
京　都	299	289	10	6	4	0	0	0
大　阪	1,534	1,271	263	122	50	70	17	4
兵　庫	2,331	2,187	144	105	33	6	0	0
奈　良	166	166	0	0	0	0	0	0
和歌山	1,147	969	178	74	56	31	10	7
鳥　取	177	150	27	24	3	0	0	0
島　根	363	357	6	6	0	0	0	0
岡　山	2,344	1,845	499	266	107	96	19	11
広　島	1,280	1,192	88	62	3	16	7	0
山　口	2,386	1,892	494	218	118	111	33	14
徳　島	393	379	14	12	0	2	0	0
香　川	475	396	79	14	44	17	0	4
愛　媛	1,143	925	218	92	80	35	9	2
高　知	312	303	9	9	0	0	0	0
福　岡	1,583	1,420	163	118	36	1	0	8
佐　賀	413	410	3	3	0	0	0	0
長　崎	659	607	52	29	18	0	0	5
熊　本	806	782	24	20	4	0	0	0
大　分	994	828	166	58	53	42	13	0
宮　崎	525	489	36	33	3	0	0	0
鹿児島	1,117	960	157	48	6	1	2	100
沖　縄	582	444	138	23	17	22	24	52
（県別）計	55,338	48,589	6,749	3,320	1,455	1,167	364	443
構成比％	100.0%	87.8%	12.2%	6.0%	2.6%	2.1%	0.7%	0.8%

（備考）　1　「危険物規制事務調査」により作成
　　2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料1-2-12　危険物施設の規模別構成比

（令和７年３月31日現在）



（備考）　1　「危険物規制事務調査」により作成
　　2　倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を危険物の規制に関する政令別表第三で定める指定数量で除して得た数値である。
　　3　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料1-2-13　危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

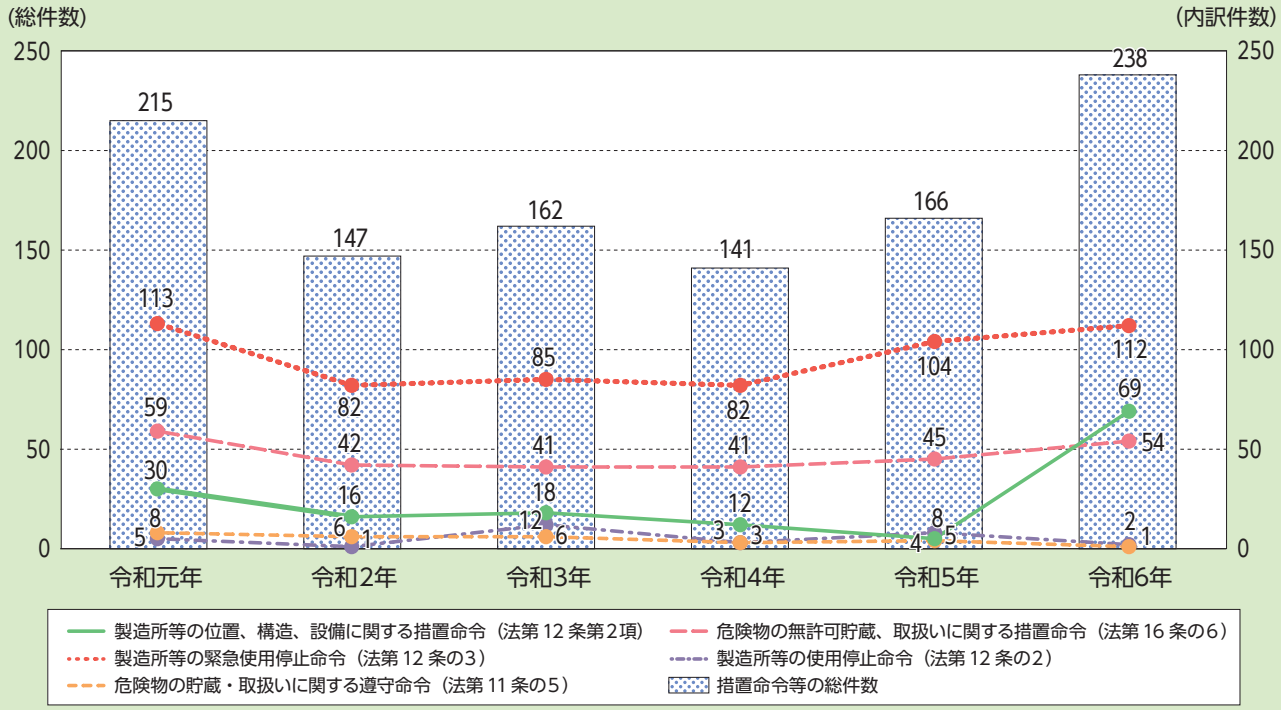
（各年度中）

区分／年度	受講者数	甲　種	乙　種							丙　種	種類別総計	講習回数
			1　類	2　類	3　類	4　類	5　類	6　類	小　計			
R 1	182,537	14,809	11,539	12,558	10,358	155,943	12,078	12,197	214,673	25,452	254,934	1,463
R 2	170,774	13,740	10,667	11,769	9,969	143,669	11,261	11,458	198,793	23,242	235,775	1,811
R 3	187,837	15,572	11,961	13,188	11,256	159,195	13,081	13,217	221,898	25,423	262,893	1,853
R 4	189,249	16,039	12,164	13,510	11,656	160,669	13,726	13,787	225,512	25,696	267,247	1,597
R 5	181,204	15,418	11,685	13,251	11,269	156,868	13,276	13,163	219,512	24,770	259,700	1,541
R 6	184,998	16,182	12,003	13,328	11,650	162,796	13,981	13,319	227,077	23,972	267,231	1,479

（備考）「危険物規制事務調査」により作成

資料1-2-14　危険物施設等に関する措置命令等の推移

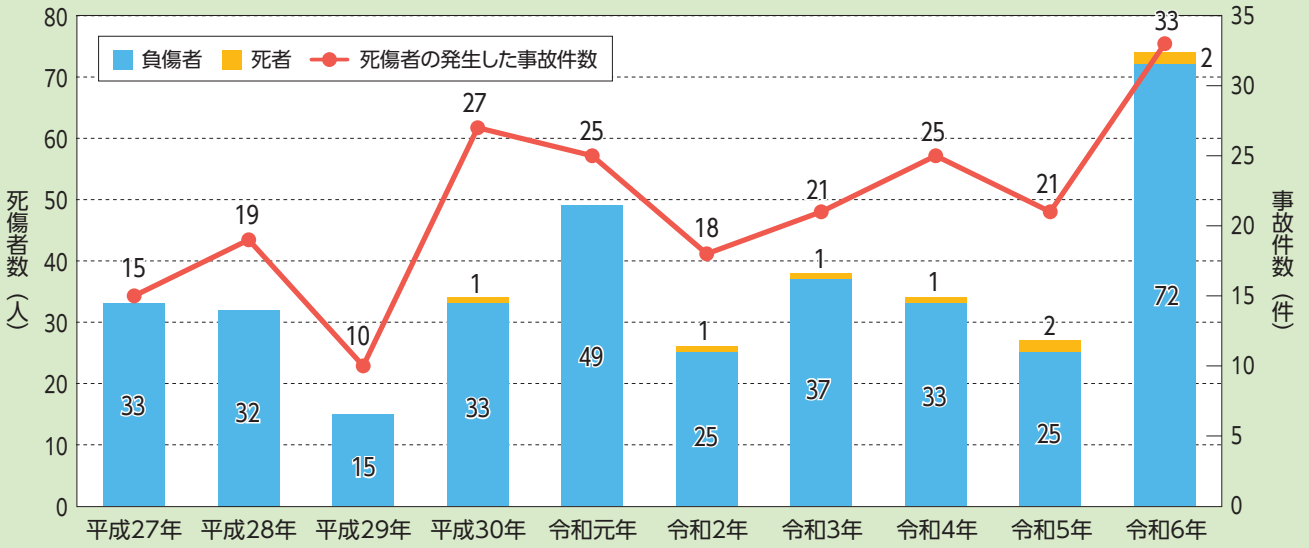
（各年度中）



（備考）「危険物規制事務調査」により作成

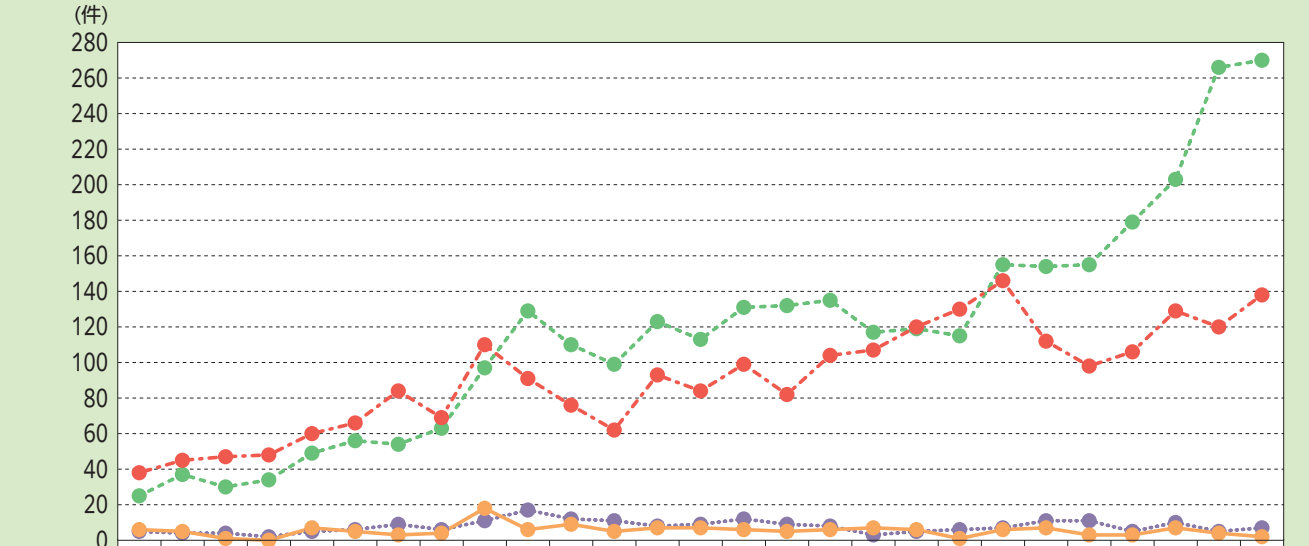
資料1-3-1　死傷者の発生した一般事故件数及び死傷者数の推移

(各年中)



資料1-3-2　事故種別ごとの一般事故件数の推移

(各年中)



	H10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2	3	4	5	6
火災	38	45	47	48	60	66	84	69	110	91	76	62	93	84	99	82	104	107	120	130	146	112	98	106	129	120	138
爆発	6	5	1	0	7	5	3	4	18	6	9	5	7	7	6	5	6	7	6	1	6	7	3	3	7	4	2
漏えい	25	37	30	34	49	56	54	63	97	129	110	99	123	113	131	132	135	117	119	115	155	154	155	179	203	266	270
その他	5	4	4	2	5	6	9	6	11	17	12	11	8	9	12	9	8	3	5	6	7	11	11	5	10	5	7

資料1-3-3　特定事業所種別ごとの一般事故発生件数

（令和６年中）

特定事業所別	特定事業所数（A）	事故件数（B）	事故の総件数に対する割合（%）	一事業所あたりの事故発生件数（B／A）
第一種事業所	318	340	81.5	1.07
レイアウト事業所	144	303	72.7	2.10
上記以外の事業所	174	37	8.9	0.21
第二種事業所	324	77	18.5	0.24
合　計	642	417	100	0.65

（備考）　1　「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（令和６年中）」により作成
2　特定事業所数は、令和６年４月１日現在
3　合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料1-3-4　特定事業所業態別の一般事故件数

（令和６年中）

業　態	内　容				件　数		業態別事故発生件数	
	火　災	爆　発	漏えい	その他	小　計	事故の総件数に対する割合（%）	業態別事業所数	一事業所あたりの事故発生件数
食料品製造業関係							4	
パルプ・紙・紙加工製造業関係			3		3	0.7	3	1.00
化学工業関係	43		84	1	128	30.7	218	0.59
石油製品・石炭製品製造業関係	43		135	2	180	43.2	44	4.09
窯業・土石製品製造業関係	3				3	0.7	9	0.33
鉄鋼業関係	32	1	12	2	47	11.3	29	1.62
非鉄金属製造業関係	4		3		7	1.7	15	0.47
機械器具製造業関係	4		3		7	1.7	8	0.88
電気業関係	5	1	9		15	3.6	55	0.27
ガス業関係	2		5		7	1.7	32	0.22
倉庫業関係	2		15	2	19	4.6	216	0.09
廃棄物処理業関係							5	
その他			1		1	0.2	4	0.25
合　計	138	2	270	7	417	100.0	642	0.65

（備考）　1　「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要（令和６年中）」により作成
2　特定事業所数は、令和６年４月１日現在
3　合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料1-3-5　石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況

（1）　自衛防災組織及び共同防災組織

（令和７年４月１日現在）

都道府県	特別防災区域	区域面積（万㎡）	第１種事業所	うちレイアウト	第２種事業所	石油の貯蔵・取扱量（万kl）	高圧ガスの処理量（万N㎥）	大型化学消防車（台）	大型高所放水車（台）	泡原液搬送車（台）	大型化学高所放水車（台）	その他の消防車（台）	泡消火薬剤３％（kl）	泡消火薬剤６％（kl）	オイルフェンス（m）	オイルフェンス展張船（隻）	油回収船（隻）	油回収装置（基）
北海道	１釧路	37	3	—	1	27	—	—	—	—	1	—	56	—	3,020	1	—	—
	２苫小牧	1,728	9	3	4	1,331	11,523	5	1	4	3	1	149	3	9,780	2	—	3
	２－２石狩	52	1	—	2	23	193	—	—	1	1	1	27	—	1,620	1	—	—
	３室蘭	774	2	2	4	209	376	—	—	2	2	4	61	—	3,700	2	1	1
	４北斗	44	2	—	—	44	—	2	2	2	—	1	54	—	2,200	2	—	—
	４－２知内	32	1	—	—	22	—	—	—	1	1	—	236	—	2,120	1	—	—
青　森	５むつ小川原	251	2	—	—	621	—	—	—	2	2	3	156	—	4,560	1	—	1
	６青森	12	1	—	—	12	—	1	1	1	—	—	42	—	1,620	1	—	—
	７八戸	169	3	—	5	31	189	1	1	—	—	1	96	—	5,180	1	—	—
岩　手	８久慈	132	1	—	—	185	—	—	—	—	—	1	37	—	2,300	6	1	1
宮　城	９塩釜	30	5	1	—	27	88	—	—	—	—	2	70	—	4,000	6	—	—
	10仙台	460	2	1	4	294	9,396	—	—	2	2	3	143	—	5,420	1	—	1
秋　田	11男鹿	161	2	—	—	475	—	1	—	2	1	2	108	—	3,960	2	—	1
	12秋田	175	4	—	4	14	82	1	1	1	—	—	47	—	3,750	2	—	—
福　島	13広野	136	1	—	1	13	—	—	—	1	1	—	41	—	1,900	1	—	—
	14いわき	754	7	1	10	194	816	—	—	3	3	1	208	11	6,840	1	1	—
茨　城	15鹿島臨海	2,410	13	10	18	886	78,666	2	1	4	4	17	215	41	10,220	3	1	1
千　葉	16京葉臨海北部	204	5	—	1	26	632	—	—	1	1	—	101	5	3,410	1	—	—
	17京葉臨海中部	4,519	28	21	34	2,001	241,495	12	3	10	9	26	707	57	29,510	5	2	8
	18京葉臨海南部	1,251	1	1	2	4	1,591	—	—	1	1	2	29	—	1,980	1	—	—
東　京	19東京国際空港	1,402	1	—	—	16	—	—	—	1	—	2	8	—	1,620	1	—	—
神奈川	20京浜臨海	3,500	26	14	41	530	107,171	6	1	7	7	10	516	108	27,364	5	1	—
	21根岸臨海	639	3	2	5	441	49,242	—	—	3	3	6	63	—	3,740	1	1	—
新　潟	22新潟東港	452	11	2	3	215	1,451	1	1	2	1	—	127	15	7,400	1	—	—
	23新潟西港	703	3	1	5	50	4,913	—	—	1	1	1	31	—	2,580	1	—	—
	24直江津	303	2	1	2	10	402	—	—	—	1	3	38	—	2,000	2	—	—
富　山	25富山	72	2	—	2	56	—	—	—	1	1	1	59	5	2,400	2	—	—
	26婦中	57	1	1	—	—	2,085	—	—	—	—	1	14	—	—	—	—	—
	27新湊	86	1	—	—	25	—	—	—	1	1	—	19	—	1,620	1	—	—
	28伏木	17	1	—	—	5	—	—	—	—	1	—	40	—	1,080	2	—	—
石　川	29七尾港三室	37	1	—	—	—	2,418	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
	30金沢港北	34	4	—	4	27	269	1	1	1	—	—	100	—	3,600	1	—	—
福　井	31福井臨海	263	4	—	—	394	—	1	—	2	3	—	154	—	10,650	3	2	3
静　岡	32清水	114	2	—	10	29	187	2	—	—	1	1	87	39	5,820	3	—	—
愛　知	33田原	114	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	34衣浦	1,052	3	2	7	11	1,879	2	1	—	—	6	41	—	2,820	5	—	—
	35名古屋港臨海	2,742	16	4	20	731	36,496	3	1	4	7	12	347	139	16,680	10	1	2
三　重	36四日市臨海	1,101	14	9	18	680	57,857	3	—	4	5	7	240	133	12,180	3	2	1
大　阪	37大阪北港	350	2	—	12	26	46	1	1	1	—	3	41	50	3,440	1	—	—
	38堺泉北臨海	1,801	12	4	21	497	94,510	3	4	5	2	13	181	91	14,520	2	—	1
	39関西国際空港	1,035	1	—	—	20	—	—	—	1	1	—	11	—	1,920	1	—	—

資料1-3-5　石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況（つづき）

（1）　自衛防災組織及び共同防災組織

（令和７年４月１日現在）

都道府県	特別防災区域	区域面積（万㎡）	第１種事業所	うちレイアウト	第２種事業所	石油の貯蔵・取扱量（万kl）	高圧ガスの処理量（万N㎥）	大型化学消防車（台）	大型高所放水車（台）	泡原液搬送車（台）	大型化学高所放水車（台）	その他の消防車（台）	泡消火薬剤３％（kl）	泡消火薬剤６％（kl）	オイルフェンス（m）	オイルフェンス展張船（隻）	油回収船（隻）	油回収装置（基）
兵　庫	40神戸	271	5	1	3	40	2,024	—	—	2	2	3	79	—	7,620	4	—	—
	41東播磨	1,092	4	3	8	18	7,937	1	—	1	1	10	61	—	7,840	6	—	—
	42姫路臨海	1,899	6	5	8	25	9,272	1	1	1	3	7	62	55	9,320	5	—	—
	43赤穂	53	1	—	—	25	—	—	—	1	1	—	17	—	1,620	1	—	—
和歌山	44和歌山北部臨海北部	522	3	2	—	11	1,661	1	—	1	2	2	27	34	5,040	3	—	—
	45和歌山北部臨海中部	116	1	1	1	40	131	2	1	1	—	1	54	—	4,160	2	—	—
	46和歌山北部臨海南部	197	2	1	—	323	3,065	1	1	2	2	1	135	—	4,730	2	1	1
	47御坊	34	1	—	—	36	—	—	—	1	1	—	16	—	1,840	2	—	—
岡　山	48水島臨海	2,535	13	9	11	936	118,244	—	—	8	4	17	180	56	22,510	12	-	1
岡山・広島	49福山・笠岡	1,106	2	1	1	16	7,324	—	—	1	—	5	47	15	2,980	1	—	—
広　島	50江田島	8	1	—	—	9	—	—	—	1	1	—	21	—	2,420	1	—	—
	51能美	39	1	—	—	95	—	—	—	1	1	—	19	5	3,600	4	—	—
広島・山口	52岩国・大竹	542	5	4	4	252	16,491	3	1	3	3	7	184	14	7,912	2	—	1
山　口	53周南	936	10	8	7	423	76,625	6	1	1	4	8	288	10	12,100	7	—	1
	54宇部・小野田	928	5	5	8	488	15,108	2	1	1	2	4	118	11	6,280	4	1	1
	55六連島	5	1	—	—	27	—	—	—	—	—	—	43	—	1,620	1	—	—
徳　島	56阿南	79	1	—	1	7	11	—	—	1	1	—	13	—	2,240	2	—	—
香　川	57番の州	436	3	2	2	243	4,869	—	—	3	3	3	102	—	7,240	4	1	—
愛　媛	58新居浜	435	3	3	6	16	7,483	1	—	1	1	3	90	—	4,390	-	—	—
	59波方	36	1	1	—	36	4,723	—	—	1	1	—	16	—	1,890	2	—	—
	60菊間	82	2	1	—	346	28,851	1	—	2	1	1	42	—	3,480	3	—	1
	61松山	170	1	1	4	96	3,719	—	—	1	1	3	38	9	3,560	2	—	1
福岡県	62北九州	2,277	7	4	7	35	6,018	2	2	3	2	2	77	22	6,700	6	—	—
	63白島	14	1	—	—	26	—	—	—	—	—	1	208	—	2,220	2	1	1
	64福岡	33	5	—	6	27	150	1	—	1	—	2	73	—	4,910	2	—	—
長　崎	65福島	37	1	1	—	—	3,160	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—
	66上五島	26	1	—	—	26	—	—	—	—	—	1	190	—	3,520	1	—	1
熊　本	67八代	16	2	—	1	9	83	1	1	1	—	—	45	—	2,160	1	—	—
大　分	68大分	1,124	7	5	5	297	62,069	1	1	3	4	3	308	19	7,520	4	2	—
鹿児島	69串木野	66	1	—	—	169	—	—	—	—	—	1	43	—	2,320	1	1	4
	70鹿児島	135	3	—	—	17	—	—	—	—	1	—	26	—	4,680	2	—	—
	71喜入	192	1	1	—	882	6	—	1	-	2	-	98	—	8,120	4	—	1
	72志布志	196	1	—	—	537	—	—	—	1	1	2	51	—	2,600	1	—	2
沖　縄	73平安座	419	3	1	—	733	122	—	—	2	2	4	53	—	4,420	1	—	3
	74小那覇	86	1	1	—	177	227	—	—	2	2	—	94	—	2,420	1	—	2
合　計		45,347	309	141	323	16,651	1,083,343	72	31	120	116	224	7,609	945	404,506	182	20	45

（備考）　1　「石油コンビナート等防災体制の現況（令和７年）」により作成
　　2　四捨五入をしているため、各数値の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

資料1-3-5　石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況（つづき）

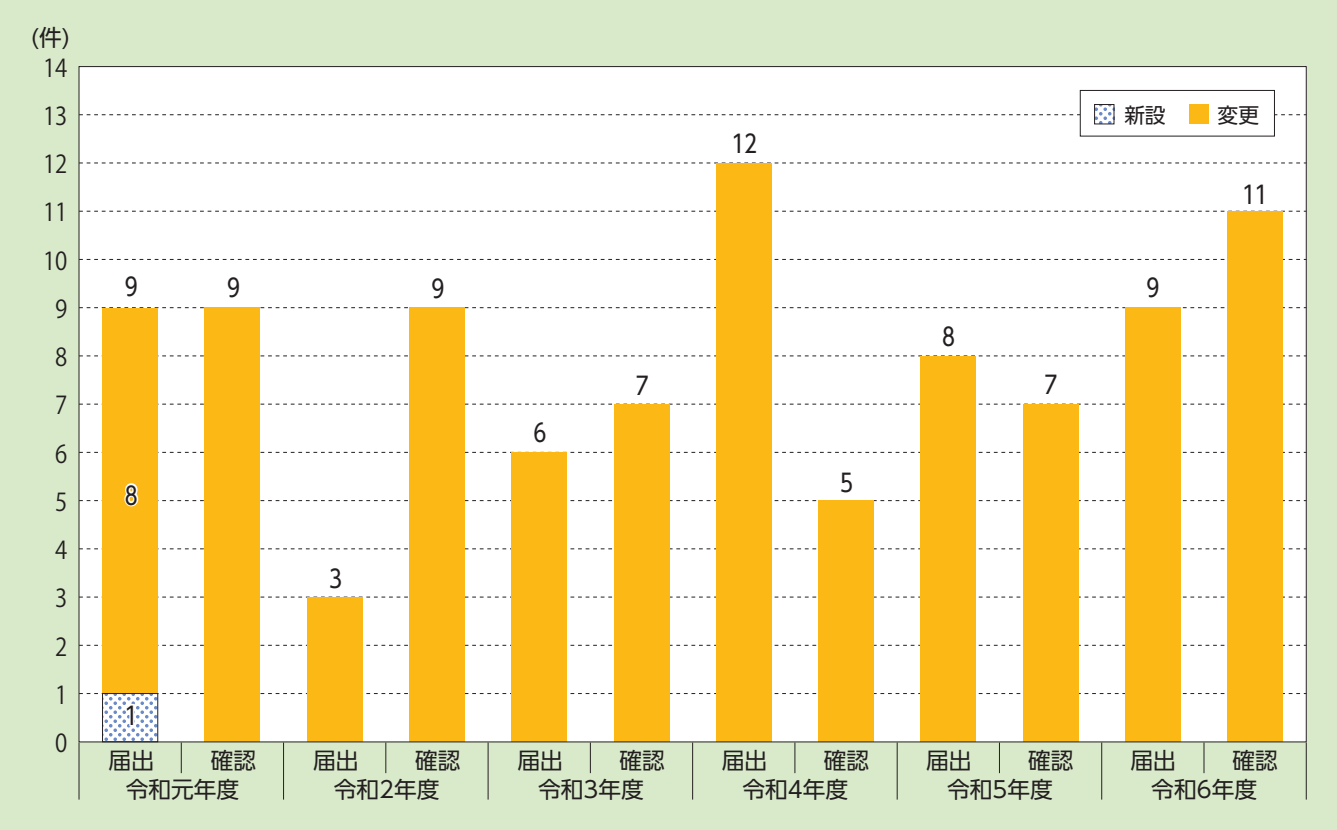
（2）　広域共同防災組織等（大容量泡放射システム関係）　　（令和７年４月１日現在）

令別表第３における区分	共同防災組織・広域共同防災組織名	都道府県名	特別防災区域名	対象タンク基数	合計	大容量泡放水砲（基）	大容量泡放水砲（基）1万以上2万未満	2万以上3万未満	3万以上4万未満	4万以上5万未満	5万以上	大容量泡放水砲用泡消火薬剤（1%）（kl）
第１地区	北海道地区広域共同防災組織	北海道	苫小牧	108	118	2	—	1	1	—	—	60
			室蘭	7								
			知内	3								
第２地区	第二地区（東北）広域共同防災協議会	青森	むつ小川原	55	90	2	—	—	—	2	—	108
		宮城	仙台	19								
		秋田	男鹿	16								
第３地区	常磐地区広域共同防災組織	福島	広野	2	78	2	—	—	2	—	—	115
			いわき	22								
		茨城	鹿島臨海	54								
第４地区	京葉臨海中部地区共同防災協議会	千葉	京葉臨海中部	136	136	2	—	—	2	—	—	76
第５地区	神奈川地区広域共同防災協議会	神奈川	京浜臨海	52	87	2	—	2	—	—	—	66
			根岸臨海	35								
第６地区	北陸地区広域共同防災協議会	新潟	新潟東港	17	55	2	—	2	—	—	—	60
		富山	新湊	5								
		福井	福井臨海	33								
第７地区	中京地区広域共同防災協議会	愛知	名古屋港臨海	51	103	2	—	—	2	—	—	74
		三重	四日市臨海	52								
第８地区	大阪・和歌山広域共同防災協議会	大阪	堺泉北臨海	38	66	2	—	—	2	—	—	72
		和歌山	和歌山北部臨海南部	24								
			御坊	4								
第９地区	瀬戸内地区広域共同防災協議会	兵庫	赤穂	4	113	2	—	—	2	—	—	96
		岡山	水島臨海	64								
		徳島	阿南	2								
		香川	番の州	11								
		愛媛	波方	3								
			菊間	18								
			松山	11								
第10地区	西中国・北部九州地区広域共同防災協議会	広島	江田島	1	119	2	1	—	—	1	—	72
			能美	13								
		広島・山口	岩国・大竹	13								
		山口	周南	35								
			宇部・小野田	32								
		大分	大分	25								
第11地区	南九州広域共同防災協議会	鹿児島	喜入	57	100	2	—	—	—	2	—	96
			志布志	43								
第12地区	沖縄地区広域共同防災組織	沖縄	平安座	63	80	2	—	—	—	2	—	72
			小那覇	17								
合　計				1,145		24	1	5	11	7	—	967

（備考）　1　「石油コンビナート等防災体制の現況（令和７年）」により作成
　　2　第４地区のみ「共同防災組織」であり、他の11の地区は「広域共同防災組織」である。

資料1-3-6　レイアウト事業所の新設等の届出

（各年度中）



（備考）　1　石油コンビナート等災害防止法第５条及び第７条の規定に基づく届出の件数により作成
2　石油コンビナート等災害防止法第11条の規定に基づく確認の件数により作成
3　新設等の届出が行われてから、確認を行うまでに一定の工事期間を要することから、各年度の届出件数と確認件数は合致しない。

資料1-3-7　主な石油コンビナート災害

(単位：人、百万円)

発生年月日	地　区	事　業　所	災害種別	死者	負傷者	損害額	備　考
昭48. 7. 7	徳山・新南陽	出光石油化学(株)徳山工場	プラント火災	1	—	2,500	アセチレン水添塔
48. 10. 8	京葉臨海中部	チッソ石油化学(株)五井工場	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48. 10. 28	直江津	信越化学工業(株)直江津工場	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49. 12. 18	水島臨海	三菱石油(株)水島製油所	タンク漏えい	—	—	50,000	重油漏えい　42,888kl
50. 2. 16	四日市臨海	大協石油(株)四日市製油所	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51. 3. 9	姫路臨海	日本触媒化学工業(株)姫路製造所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53. 6. 12	仙台	東北石油(株)仙台製油所	タンク漏えい	—	—	4,275	宮城県沖地震による重油等漏えい　68,160kl
53. 11. 8	四日市臨海	昭和四日市石油(株)四日市製油所	タンカー漏えい	—	—	770	係留中のタンカー隆洋丸
55. 4. 1	徳山・新南陽	出光興産(株)徳山製油所	プラント破裂	—	—	200	接触水添脱硫装置
56. 1. 6	京浜臨海	東亜燃料工業(株)川崎工場	タンカー爆発火災	3	2	128	係留中のタンカー第５豊和丸
57. 3. 31	鹿島臨海	鹿島石油(株)鹿島製油所	プラント爆発火災	2	6	3,000	重油脱硫装置 〔負傷者６人には事故発生後48時間以上経過して死亡した３人を含む。〕
58. 5. 26	秋田	東北電力(株)秋田火力発電所	タンク火災	—	—	305	日本海中部地震による原油タンク火災
59. 3. 5	岩国・大竹	三井石油化学工業(株)岩国大竹工場	タンク爆発火災	—	—	78	トルエンタンク
60. 12. 17	水島臨海	三菱石油(株)水島製油所	タンカー爆発	2	—	111	係留中のタンカー第６明和丸
62. 5. 26	品川・大井	東京電力(株)大井火力発電所	タンク爆発火災	4	1	60	原油中継タンク
63. 8. 1	尼崎	関西電力(株)尼崎第三発電所	発電設備爆発	2	13	245	ボイラー空気予熱器のホッパー部
平元. 3. 6	水島臨海	日本鉱業(株)水島製油所	プラント爆発火災	—	1	480	重油脱硫装置
元. 7. 10	和歌山北部臨海北部	大岩石油(株)青岸油槽所	タンク爆発火災	—	2	93	アクリル酸エチルエステルタンク
2. 2. 6	阿南	日本電工(株)徳島工場	電気炉ガス漏えい	1	8	—	一酸化炭素による中毒
3. 6. 26	京葉臨海中部	ライオン(株)千葉工場	プラント爆発火災	2	10	850	メタノール精留塔
4. 10. 16	京葉臨海中部	富士石油(株)袖ヶ浦製油所	プラント爆発	9	8	2,800	熱交換器
5. 7. 4	新居浜	住友化学工業(株)愛媛工場	プラント爆発火災	1	3	1,500	ジメチルスルフォキシド溶媒回収ドラム
6. 2. 25	京浜臨海	東燃(株)川崎工場	プラント火災	—	—	1,008	流動接触分解装置に附属する動力回収装置
7. 5. 30	京浜臨海	東燃(株)川崎工場	プラント有害ガス漏えい	1	46	—	定期点検整備中の硫化水素ガス漏えい 〔負傷者46人には事故発生後48時間以上経過して死亡した２人を含む。〕
8. 6. 18	京葉臨海中部	東京電力(株)姉崎火力発電所	発電設備爆発	2	1	7,640	ボイラー
8. 7. 17	堺泉北臨海	日本アルキルアルミ(株)大阪工場	プラント爆発	—	12	218	水素化反応器
9. 1. 6	仙台	東北石油(株)仙台製油所	プラント火災	—	—	35	重油脱硫装置
9. 8. 21	番の州	コスモ石油(株)坂出製油所	タンク火災	—	—	18	開放点検中のナフサタンク
10. 5. 21	姫路臨海	山陽特殊製鋼(株)	タンク漏えい	—	—	26	重油漏えい　80kl
12. 7. 12	堺泉北臨海	興亜石油(株)大阪製油所	プラント爆発	—	—	32	ボイラー
13. 6. 10	徳山・新南陽	日本ポリウレタン工業(株)南陽工場	プラント有毒ガス漏えい	—	7	—	ホスゲンがガス化して拡散
14. 4. 15	苫小牧	出光興産(株)北海道製油所	プラント爆発火災	—	—	173	重油脱硫装置
14. 11. 23	京浜臨海	大東通商（株）横浜油槽所	タンク爆発火災	—	—	1	ガソリンタンク
15. 8. 29	名古屋港臨海	エクソンモービル(有)名古屋油槽所	タンク火災	6	1	1	開放洗浄中のガソリンタンク
15. 9. 26	苫小牧	出光興産(株)北海道製油所	タンク火災	—	—	16	原油タンクリング火災
15. 9. 28	苫小牧	出光興産(株)北海道製油所	タンク火災	—	—	538	ナフサタンク全面火災
16. 10. 16	仙台	新日本石油精製（株）仙台製油所	プラント火災	—	1	2	重油脱硫装置
17. 1. 24	水島臨海	JFEスチール(株)西日本倉敷事業所	プラントガス漏えい	2	1	—	均熱炉立ち上げ中の燃焼ガス漏えい
17. 5. 8	東播磨	(株)神戸製鋼所加古川製鉄所	プラント火災	—	1	100	ボイラー
18. 1. 17	菊間	太陽石油(株)四国事業所	タンク火災	5	2	—	開放前作業中の原油タンク
18. 5. 31	鹿島臨海	日本プチル(株)鹿島工場	プラント有毒ガス漏えい	—	55	—	スタートアップ中の臭素ガス漏えい
19. 3. 20	直江津	信越化学工業(株)直江津工場	プラント爆発火災	—	17	1,912	メチルセルロース製造工場
19. 12. 21	鹿島臨海	三菱化学(株)鹿島事業所	プラント火災	4	—	1,724	エチレンプラント
20. 7. 29	北九州	新日本製鐵(株)八幡製鐵所	プラント火災	—	—	8,163	コークス炉付属設備
21. 4. 15	新居浜	住友化学(株)愛媛工場菊本地区	プラント有毒ガス漏えい	—	32	1	ソーダ工場除害塔設備塩素ガス漏えい
22. 6. 15	京葉臨海中部	京葉モノマー(株)	プラント劇物漏えい	2	6	—	塩酸回収設備スタートアップ中の塩酸漏えい
23. 3. 11	京葉臨海中部	コスモ石油(株)千葉製油所	液化石油ガスタンク火災	—	6	—	東日本大震災による液化石油ガスタンクの火災
23. 11. 13	周南	東ソー(株)南陽事業所	プラント爆発	1	—	—	塩酸塔還流槽の爆発
24. 4. 22	岩国・大竹	三井化学(株)岩国大竹工場	プラント爆発火災	1	21	1,130	プラントの緊急停止中の爆発火災
24. 6. 28	京葉臨海中部	コスモ石油(株)千葉製油所	タンク漏えい	—	—	—	アスファルトの海上漏洩
24. 9. 29	姫路臨海	(株)日本触媒姫路製造所	プラント爆発	1	36	—	プラントの中間タンクの爆発
24. 11. 7	平安座	沖縄ターミナル(株)	タンク漏えい	—	—	—	原油タンクの浮き屋根沈降
26. 1. 9	四日市臨海	三菱マテリアル(株)四日市工場	プラント爆発火災	5	13	—	熱交換器開放洗浄作業時の爆発火災
26. 9. 3	名古屋港臨海	新日鐵住金(株)名古屋製鐵所	プラント火災	—	15	—	コークス炉石炭塔の火災

資料1-5-1　昭和23年以降の主な風水害等（死者及び行方不明者の合計が100人以上のもの）

番号	被害発生年月日	災害種目	被害地域	人的被害（人）			住家被害（棟）			
				死者	行方不明者	負傷者	全壊（流失）	半壊	床上浸水	床下浸水
1	S 23 (1948) . 9.11～12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2,026
2	9.15～17	アイオン台風	関東、甲信、東北、特に岩手	512	326	1,956	5,889	12,127	44,867	75,168
3	S 24 (1949) . 6.18～22	デラ台風	九州から東北南部、特に鹿児島、愛媛	252	216	367	1,410	4,005	4,627	52,926
4	8.13～18	ジュディス台風	九州、四国	154	25	213	569	1,966	33,680	68,314
5	8.31～9.1	キティ台風	東日本、特に関東	135	25	479	3,733	13,470	51,899	92,161
6	S 25 (1950) . 1.10～14	風害	九州、北陸、関東	11	109	—	43	56	—	—
7	9.3～4	ジェーン台風	四国、近畿中部、北日本、特に近畿	398	141	26,062	19,131	101,792	93,116	308,960
8	S 26 (1951) . 7.7～17	水害	中部以西、特に京都	162	144	358	630	727	13,532	89,766
9	10.13～15	ルース台風	東北以西、特に山口	572	371	2,644	24,716	47,948	30,110	108,163
10	S 27 (1952) . 6.22～24	ダイナ台風	関東以西、特に静岡	65	70	28	73	89	4,020	35,692
11	7.10～12	水害	中国、四国、近畿、東海	67	73	101	356	238	20,733	21,456
12	S 28 (1953) . 6.23～30	水害	九州、中国、四国、特に北九州	748	265	2,720	5,699	11,671	199,979	254,664
13	7.16～25	水害	東北以西、特に和歌山	713	411	5,819	7,704	2,125	20,277	66,202
14	8.11～15	水害	東近畿、特に京都	290	140	994	893	765	6,222	18,894
15	9.22～26	台風第13号	全国、特に近畿	393	85	2,559	8,604	17,467	144,300	351,575
16	S 29 (1954) . 5.8～12	風害	北日本、近畿	172	498	59	606	1,471	—	23
17	9.10～14	台風第12号	関東以西、特に南九州	107	37	311	2,162	5,749	45,040	136,756
18	9.24～27	台風第15号（洞爺丸台風）	全国、特に北海道、四国	1,361	400	1,601	8,396	21,771	17,569	85,964
19	S 30 (1955) . 2.19～20	風害	全国	16	104	18	42	100	77	219
20	5.11	霧害（紫雲丸事件）	四国（高松）	166	—	—	—	—	—	—
21	S 31 (1956) . 4.17～18	風水害	東北、関東、北海道	47	53	—	2	10	1,087	1,320
22	S 32 (1957) . 7.25～28	水害（諫早水害）	九州、特に諫早周辺	586	136	3,860	1,564	2,802	24,046	48,519
23	S 33 (1958) . 1.26～27	風浪害（南海丸事件）	西日本	174	83	8	—	—	6	—
24	9.26～28	台風第22号（狩野川台風）	近畿以東、特に静岡	888	381	1,138	2,118	2,175	132,227	389,488
25	S 34 (1959) . 8.12～14	台風第７号	近畿、中部、関東、特に山梨、長野	188	47	1,528	4,089	10,139	32,298	116,309
26	9.26～27	台風第15号（伊勢湾台風）	全国（九州を除く）、特に愛知	4,697	401	38,921	40,838	113,052	157,858	205,753
27	S 35 (1960) . 5.24	浪害（チリ地震津波）	北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島	122	17	872	6,943	2,136	23,322	18,494
28	S 36 (1961) . 6.24～7.5	水害	山陰、四国、近畿、中部、関東	302	55	1,320	1,758	1,908	73,126	341,236
29	9.15～16	台風第18号（第二室戸台風）	全国、特に近畿	194	8	4,972	15,238	46,663	123,103	261,017
30	10.25～28	水害・台風第26号	関東以西、特に大分	78	31	86	234	444	10,435	50,313
31	S 37 (1962) . 7.1～8	水害	関東以西、特に九州	110	17	114	263	285	16,108	92,448
32	S 38 (1963) . 1	雪害	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	228	3	356	753	982	640	6,338
33	S 39 (1964) . 7.17～20	水害	山陰、北陸	114	18	221	669	—	9,360	48,616
34	S 40 (1965) . 9.10～18	台風第23・24・25号	全国、特に徳島、兵庫、福井	153	28	1,206	1,879	3,529	46,183	258,239
35	S 41 (1966) . 9.23～25	台風第24・26号	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	238	79	824	2,422	8,431	8,834	42,792
36	S 42 (1967) . 7.8～9	水害	中部以西、特に長崎、広島、兵庫	102	16	152	163	169	17,213	103,731
37	8.26～29	水害	新潟、東北南部	83	55	155	449	408	26,641	39,542
38	S 43 (1968) . 8.17	水害（飛騨川バス転落）	岐阜、京都	106	13	29	64	79	2,061	13,460
39	S 47 (1972) . 7.3～15	台風第６・７・９号	全国、特に北九州、島根、広島	421	26	1,056	2,977	10,204	55,537	276,291
40	S 49 (1974) . 5.29～8.1	水害・台風第８号	静岡、神奈川、三重、兵庫、香川	145	1	496	657	1,131	77,933	317,623
41	S 51 (1976) . 9.8～14	台風第17号	全国、特に香川、岡山	161	10	537	1,669	3,674	101,103	433,392
42	S 52 (1977) . 1	雪害	東北、近畿北部、北陸	101	—	834	56	83	177	1,367
43	S 54 (1979) . 10.17～20	台風第20号	全国、特に東海、関東、東北	110	5	543	139	1,287	8,156	47,943
44	S 55 (1980) . 12～56.3	雪害	東北、北陸	133	19	2,158	165	301	732	7,365
45	S 57 (1982) . 7～.8	集中豪雨・台風第10号	全国、特に長崎、熊本、三重	427	12	1,175	1,120	1,919	45,367	166,473
46	S 58 (1983) . 7.20～29	集中豪雨	山陰以東、特に島根	112	5	193	1,098	2,040	7,484	11,264
47	12～59.3	雪害	東北、北陸、特に新潟、富山	131	—	1,366	61	128	70	852
48	H 16 (2004) . 6～10	集中豪雨・台風等	全国	220	16	2,925	1,471	16,669	42,537	135,130
49	H 17 (2005) . 12～18.3	雪害	北海道、東北、北陸	152	—	2,145	18	28	12	101
50	H 22 (2010) . 11～23.3	雪害	北海道、秋田、新潟、山形	131	—	1,537	9	14	6	62
51	H 23 (2011) . 7～10	集中豪雨・台風第６・９・12・15号	全国	106	20	519	485	5,735	8,894	30,215
52	11～24.3	雪害	北海道、東北、北陸	133	—	1,990	13	12	3	55
53	H 24 (2012) . 11～25.3	雪害	北海道、東北、北陸	104	—	1,517	5	7	2	23
54	H 29 (2017) . 11～30.3	雪害	北海道、東北、北陸	116	—	1,539	9	18	13	40
55	H 30 (2018) . 6.28～7.29	水害（７月豪雨）・台風第12号	全国	263	8	484	6,783	11,346	6,982	21,637
56	R 1 (2019) . 10.12～26	令和元年東日本台風・水害	全国	107	3	384	3,144	28,836	7,076	22,796
57	R 2 (2020) . 11～3.4	雪害	北海道、東北、北陸	110	—	1,705	17	21	5	34

資料1-5-2　令和６年１月１日から12月31日までの間に発生した自然災害等による都道府県別被害状況

令和７年４月１日現在

区分／都道府県	人的被害（人）					建物被害（棟）							その他			
	死者		行方不明者	負傷者		住家被害					非住家被害		田（ha）		畑（ha）	
		うち災害関連死者		重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他	流失埋没	冠水	流失埋没	冠水
北海道	8			27	111			11	1	25	4	3	55.50	603.47	57.20	1,060.40
青　森	3			22	51			5		5		17	2.10		0.52	
岩　手	1			4	8		1		31	56		1	1.50		0.40	
宮　城				2	8			1								
秋　田	3			27	13	3	55	31	15	277		6	607.25	1,932.92	10.74	910.29
山　形	4		3	9	10	19	521	20	81	1,037	12	291	1,319.30			28.42
福　島				3	8			8	2	46		1				
茨　城					3				2	4		1				
栃　木					10		1	2	11	82	2	8	0.95			
群　馬				2	10			1	12	67						
埼　玉	1			1	13	4	53	165	211	354		1				2.00
千　葉					1			14	7	27		1				
東　京					1			7	220	112		2				
神奈川				1	13	3	59	51	85	1,886		6	0.40		3.10	
新　潟	10	4		37	72	111	4,131	20,603	10	68		77				
富　山	3	3		13	49	258	807	21,737			30	1,211	0.00			
石　川	578	334	2	394	923	6,118	18,655	81,774	71	968	452	40,388				
福　井					9		12	830		6		10		4.90		0.24
山　梨	1			7	5			3	8	5						
長　野				9	15		1	23	11	1			1.14	11.04		16.89
岐　阜				1	3		9	5	6	151		59		33.15	0.24	2.61
静　岡					5	1	37	62	77	207		8	0.84		0.50	
愛　知	3			1	3	1		3	1	20		4		1.00		
三　重					2				1	11	17	8				
滋　賀						2	2			6		2				
京　都								3	1	4	1	17	0.40			0.10
大　阪					5					29			0.23			
兵　庫					6			2,097		1	76		12.47		0.10	
奈　良								7		16			19.17			
和歌山						1				2		2				
鳥　取					1			19		2		9	1.69			
島　根					1		1	5	15	97		3		64.00		5.19
岡　山					1			121		16		1	7.66		0.14	
広　島			1		4			5	4	9		3	17.10		2.69	
山　口					3		50	5	37	64	2	2	13.83	0.74	0.62	
徳　島	1							1		2						
香　川								1	13	97			2.52		2.22	
愛　媛	4				12	3		394	135	441	29	16	4.00			
高　知				2	2		7	23		2		4				
福　岡	2			3	20	3		21	2	29		1	1.44	13.00		
佐　賀	1			1	4					3			267.00			
長　崎				1	8			2	13	80			30.29		11.69	
熊　本	1			1	7	1		11	3	13				40.30		11.70
大　分					2	2	41	49	96	154		28	26.18	920.00	2.64	5.00
宮　崎	2	1		3	42	5	117	2,085	66	55	15	997	2.87	27.54	0.14	1.48
鹿児島	1			4	33	5	65	1,063	15	151	7	393	88.86		97.01	
沖　縄					2		11	3	122	41					0.04	0.05
合　計	627	342	6	575	1,499	6,540	24,636	131,271	1,385	6,729	647	43,581	2,484.69	3,652.06	189.99	2,044.37

（備考）　1　自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象をいう。
2　その他の項目における田及び畑の数値（ha）は、小数点以下第３位を四捨五入しているため、合計の数値とその内訳を合計した数値が一致しない場合がある。

資料1-5-2　令和６年１月１日から12月31日までの間に発生した自然災害等による都道府県別被害状況（つづき）

令和７年４月１日現在

区分 / 都道府県	その他					り災世帯数（世帯）	り災者数（人）	被害総額（千円）	災害対策本部の設置		災害救助法適用市町村（延べ数）	消防職員出動延べ人数（人）	消防団員出動延べ人数（人）
	学校（箇所）	橋りょう（箇所）	河川（箇所）	鉄道不通（箇所）	被害船舶（隻）				都道府県（回）	市町村（延べ数）			
北海道	11	3	320		2	1	1	5,436,082		10		218	137
青　森	1				1			183,008		1		714	136
岩　手	1	2	90			32	41	7,759,264	1	23		318	2,960
宮　城	3		7		31			4,559,736		1		49	5
秋　田	2	1	174	9		73	180	41,178,815	1	10	10	920	2,196
山　形	3	23	551	55		642	1,838	85,788,560	2			509	6,303
福　島	2		1					481,241		16		82	744
茨　城			2	21		3	3	3,883		22		350	459
栃　木	4	2	98			11	14	3,007,464		2		231	276
群　馬			4			16	35	846,254				174	6
埼　玉	73	1	3	20		147	145	151,712		7		509	578
千　葉	5		9			7	14	770,857	1	39		755	2,613
東　京	12		1	3		209	253	119,943	1	29		369	659
神奈川	8	1	42			114	243	1,569,880	1	23	10	2,719	896
新　潟	59	1	42			4,746	10,806	24,793,279	1	18	14	1,009	4,689
富　山	52	7	35	2		992	902	50,730,874	1	15	9	1,033	2,507
石　川	241	361	1,151	2		25,658	39,744	1,588,691,615	2	24	23	5,769	4,618
福　井	11	1	20			12	35	2,758,270	1	10	3	140	354
山　梨		2	7			8	15	2,136,204		1		142	555
長　野	1		16	8		12	19	3,429,569		1		193	80
岐　阜		1	66			14	24	8,228,049	6	6	3	42	215
静　岡	2		65			105	211	7,685,582	1	28	35	497	1,917
愛　知	1		16			1	5	265,362	13	94	20	138	205
三　重	1		2	1		1	1	3,742,877	4	56		157	215
滋　賀	2		1			4	15	1,946,619		4		9	2
京　都			24			1	1	406,794				59	6
大　阪								21,001		4		165	
兵　庫	8							1,777,094		6		569	2,052
奈　良								2,175,984		7		65	176
和歌山			12			1	2	3,109,254	1	2			
鳥　取	1		13					878,302	1	6		33	69
島　根			130	2	5	16	22	5,123,677	1	7	1	139	1,542
岡　山	4		32			2	4	1,227,319		10		84	705
広　島		1	150		1			4,929,150	5	26		418	424
山　口		1	372			86	128	7,482,713		9		366	826
徳　島		1	6					1,862,958	2	6		41	656
香　川			15			13	19	413,547				80	956
愛　媛	13		153			100	175	4,447,119	2	54		731	2,718
高　知	1	1	6			7	14	2,869,996	3	44		265	799
福　岡	3	2	58			5	17	2,003,428	1	18	36	707	2,384
佐　賀	10		15		1			2,613,544		4		109	310
長　崎			31			13	18	5,174,568		10		255	696
熊　本	1		77			4	7	1,479,564		11		18	291
大　分	5	88	448			141	234	36,896,675	1	10	18	989	5,177
宮　崎	53	3	22	3	1	209	356	17,403,857	3	30	10	1,021	8,589
鹿児島	149	1	292			26	38	21,006,372	2	45	1	740	7,217
沖　縄	1		12			134	228	4,198,324	4	56		953	372
合　計	744	504	4,591	126	42	33,566	55,807	1,973,766,239	62	805	193	24,853	69,290

（備考）　1　自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象をいう。

2　その他の項目における田及び畑の数値（ha）は、小数点以下第３位を四捨五入しているため、合計の数値とその内訳を合計した数値が一致しない場合がある。

資料1-6-1　関東地震以降の主な地震災害

発生年月日	地震名等	規模（マグニチュード）	最大震度	人的被害（人）		住家被害（棟）			
				死者	行方不明者	全壊	全焼	流出	計
大正12(1923)．9．1	関東地震（関東大震災）	7.9	6	約105,000		128,266	447,128	868	576,262
〃 13(1924)．1.15	丹沢地震	7.3	6	19	－	1,298	－	－	1,298
〃 14(1925)．5.23	北但馬地震	6.8	6	428	－	1,295	2,180	－	3,475
昭和 2(1927)．3．7	北丹後地震	7.3	6	2,925	－	12,584	3,711	－	16,295
〃 5(1930).11.26	北伊豆地震	7.3	6	272	－	2,165	－	75	2,240
〃 6(1931)．9.21	西埼玉地震	6.9	5	16	－	206	－	－	206
〃 8(1933)．3．3	昭和三陸地震	8.1	5	3,008	－	2,346	216	4,917	7,479
〃 10(1935)．7.11	静岡地震	6.4	6	9	－	814	－	－	814
〃 14(1939)．5．1	男鹿地震	6.8	5	27	－	585	－	－	585
〃 18(1943)．9.10	鳥取地震	7.2	6	1,083	－	7,485	251	－	7,736
〃 19(1944).12．7	東南海地震	7.9	6	998	－	26,130	－	3,059	29,189
〃 20(1945)．1.13	三河地震	6.8	5	2,306	－	12,142	－	－	12,142
〃 21(1946).12.21	南海地震	8.0	5	1,330	113	11,591	2,598	1,451	15,640
〃 23(1948)．6.28	福井地震	7.1	6	3,769	－	36,184	3,851	－	40,035
〃 24(1949).12.26	今市地震	6.4	4	10	－	873	－	－	873
〃 27(1952)．3．4	十勝沖地震	8.2	5	33	－	815	－	91	906
〃 35(1960)．5.23	チリ地震津波	9.5 (Mw)	－	139	－	1,571	－	1,259	2,830
〃 36(1961)．2．2	長岡地震	5.2	4	5	－	220	－	－	220
〃 37(1962)．4.30	宮城県北部地震	6.5	4	3	－	369	－	－	369
〃 39(1964)．6.16	新潟地震	7.5	5	26	－	1,960	290	－	2,250
〃 43(1968)．2.21	えびの地震	6.1	5	3	－	368	－	－	368
〃 43(1968)．5.16	1968年十勝沖地震	7.9	5	52	－	673	18	－	691
〃 49(1974)．5．9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	5	30	－	134	5	－	139
〃 53(1978)．1.14	1978年伊豆大島近海の地震	7.0	5	25	－	94	－	－	94
〃 53(1978)．6.12	1978年宮城県沖地震	7.4	5	28	－	1,383	－	－	1,383
〃 57(1982)．3.21	昭和57年（1982年）浦河沖地震	7.1	6	－	－	13	－	－	13
〃 58(1983)．5.26	昭和58年（1983年）日本海中部地震	7.7	5	104	－	1,584	－	－	1,584
〃 59(1984)．9.14	昭和59年（1984年）長野県西部地震	6.8	4	29	－	14	－	－	14
〃 62(1987)．3.18	日向灘を震源とする地震	6.6	5	1	－	－	－	－	－
〃 62(1987).12.17	千葉県東方沖を震源とする地震	6.7	5	2	－	16	－	－	16
平成 5(1993)．1.15	平成５年（1993年）釧路沖地震	7.5	6	2	－	53	－	－	53
〃 5(1993)．7.12	平成５年（1993年）北海道南西沖地震	7.8	5	202	28	601	－	－	601
〃 5(1993).10.12	東海道はるか沖を震源とする地震	6.9	4	1	－	－	－	－	－
〃 6(1994).10．4	平成６年（1994年）北海道東方沖地震	8.2	6	－	－	61	－	－	61
〃 6(1994).12.28	平成６年（1994年）三陸はるか沖地震	7.6	6	3	－	72	－	－	72
〃 7(1995)．1.17	平成７年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）	7.3	7	6,434	3	104,906	7,036	－	111,942
〃 12(2000)．7．1	新島・神津島近海を震源とする地震	6.5	6弱	1	－	15	－	－	15
〃 12(2000).10．6	平成12年（2000年）鳥取県西部地震	7.3	6強	－	－	435	－	－	435
〃 13(2001)．3.24	平成13年（2001年）芸予地震	6.7	6弱	2	－	70	－	－	70
〃 15(2003)．7.26	宮城県北部を震源とする地震	6.4	6強	－	－	1,276	－	－	1,276
〃 15(2003)．9.26	平成15年（2003年）十勝沖地震	8.0	6弱	－	2	116	－	－	116
〃 16(2004).10.23	平成16年（2004年）新潟県中越地震	6.8	7	68	－	3,175	－	－	3,175
〃 17(2005)．3.20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	6弱	1	－	144	－	－	144
〃 19(2007)．3.25	平成19年（2007年）能登半島地震	6.9	6強	1	－	686	－	－	686
〃 19(2007)．7.16	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震	6.8	6強	15	－	1,331	－	－	1,331
〃 20(2008)．6.14	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	7.2	6強	17	6	30	－	－	30
〃 20(2008)．7.24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	6.8	6弱	1	－	1	－	－	1
〃 21(2009)．8.11	駿河湾を震源とする地震	6.5	6弱	1	－	－	－	－	－
〃 23(2011)．3.11	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）	9.0 (Mw)	7	19,765	2,553	122,039	－	－	122,039
〃 23(2011)．3.12	長野県・新潟県県境付近を震源とする地震	6.7	6強	3	－	73	－	－	73
〃 23(2011)．6.30	長野県中部を震源とする地震	5.4	5強	1	－	－	－	－	－
〃 26(2014).11.22	長野県北部を震源とする地震	6.7	6弱	－	－	81	－	－	81
〃 28(2016)．4.14～	平成28年（2016年）熊本地震	7.3	7	273	－	8,667	－	－	8,667
〃 28(2016).10.21	鳥取県中部を震源とする地震	6.6	6弱	－	－	18	－	－	18
〃 30(2018)．4．9	島根県西部を震源とする地震	6.1	5強	－	－	16	－	－	16
〃 30(2018)．6.18	大阪府北部を震源とする地震	6.1	6弱	6	－	21	－	－	21
〃 30(2018)．9．6	平成30年北海道胆振東部地震	6.7	7	43	－	469	－	－	469
令和 3(2021)．2.13	福島県沖を震源とする地震	7.3	6強	3	－	144	－	－	144
〃 4(2022)．3.16	福島県沖を震源とする地震	7.4	6強	4	－	228	－	－	228
〃 5(2023)．5．5	石川県能登地方を震源とする地震	6.5	6強	1	－	40	－	－	40
〃 6(2024)．1．1	石川県能登地方を震源とする地震	7.6	7	447	3	6,436	－	－	6,436

※Mw：モーメントマグニチュード
（備考）　死者が生じたもの又は住家の全壊（全流出・全埋没・全焼失を含む）被害が10棟以上生じたものを掲載。

資料1-6-2　過去５年間に発生した最大震度６弱以上を観測した地震による都道府県別被害状況

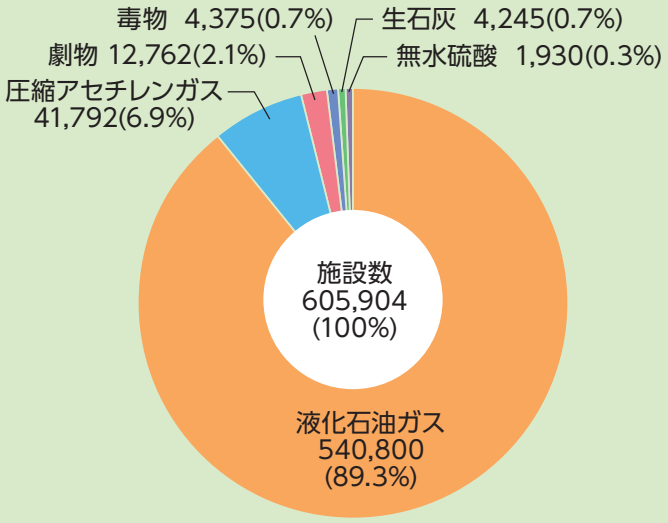
地震／発生日時／マグニチュード／最大震度	都道府県	人的被害（人）			住家被害（棟）			建物火災（件）
		死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	
福島県沖を震源とする地震 令和３年２月13日　23時07分 M7.3　最大震度６強 （令和４年４月１日現在）	岩手	－	－	1	－	－	2	－
	宮城	1	－	64	5	140	14,413	－
	山形	－	－	1	－	－	22	－
	福島	2	－	99	139	2,926	20,804	1
	茨城	－	－	3	－	1	26	－
	栃木	－	－	8	－	1	44	－
	群馬	－	－	1	－	－	－	－
	埼玉	－	－	1	－	2	21	－
	千葉	－	－	2	－	－	23	－
	東京	－	－	－	－	－	4	－
	神奈川	－	－	4	－	－	－	－
	新潟	－	－	－	－	－	2	－
	山梨	－	－	－	－	－	－	－
	合計	3	－	184	144	3,070	35,361	1
福島県沖を震源とする地震 令和４年３月16日　23時36分 M7.4　最大震度６強 （令和５年４月１日現在）	岩手	－	－	5	－	－	－	－
	宮城	2	－	108	53	592	22,254	－
	秋田	－	－	1	－	－	1	－
	山形	－	－	5	－	1	42	－
	福島	1	－	70	175	4,110	31,039	－
	茨城	－	－	8	－	－	5	－
	栃木	－	－	2	－	－	19	－
	群馬	－	－	－	－	－	2	－
	埼玉	－	－	7	－	－	40	－
	千葉	－	－	3	－	－	10	－
	東京	1	－	－	－	－	5	－
	神奈川	－	－	5	－	－	1	－
	新潟	－	－	1	－	－	－	－
	山梨	－	－	2	－	－	－	－
	合計	4	－	217	228	4,703	53,418	－
石川県能登地方を震源とする地震 令和４年６月19日　15時08分 M5.4　最大震度６弱 （令和５年４月１日現在）	石川	－	－	7	－	－	76	－
石川県能登地方を震源とする地震 令和５年５月５日　14時42分 M6.5　最大震度６強 （令和６年４月１日現在）	富山	－	－	1	－	－	4	－
	石川	1	－	51	40	313	3,069	－
	合計	1	－	52	40	313	3,073	－
石川県能登地方を震源とする地震 令和６年１月１日　16時10分 M7.6　最大震度７ （令和７年４月１日現在）	秋田	－	－	－	－	－	1	－
	福島	－	－	－	－	－	1	－
	埼玉	－	－	－	－	－	2	－
	新潟	5	－	54	111	4,131	20,601	－
	富山	3	－	61	258	807	21,737	－
	石川	562	2	1,269	6,036	18,003	81,636	－
	福井	－	－	6	－	12	830	－
	長野	－	－	－	－	－	21	－
	岐阜	－	－	1	－	－	－	－
	愛知	－	－	1	－	－	－	－
	京都	－	－	－	－	－	2	－
	大阪	－	－	5	－	－	－	－
	兵庫	－	－	2	－	－	1	－
	合計	570	2	1,399	6,405	22,953	124,832	－
豊後水道を震源とする地震 令和６年４月17日　23時14分 M6.6　最大震度６弱 （令和７年４月１日現在）	広島	－	－	2	－	－	－	－
	山口	－	－	－	－	－	1	－
	愛媛	－	－	9	－	－	377	－
	高知	－	－	3	－	6	15	－
	大分	－	－	－	－	2	5	－
	合計	－	－	14	－	8	398	－
宮崎県日向灘を震源とする地震 令和６年８月８日　16時42分 M7.1　最大震度６弱 （令和７年４月１日現在）	山口	－	－	－	－	－	1	－
	熊本	－	－	2	－	－	1	－
	宮崎	－	－	8	1	4	256	－
	鹿児島	－	－	4	1	－	10	－
	合計	－	－	14	2	4	268	－
トカラ列島近海を震源とする地震 令和７年７月３日　16時13分 M5.5　最大震度６弱 （令和７年11月14日現在）	鹿児島	－	－	－	－	－	1	－

資料1-7-1　平成７年（1995年）以降の原子力施設における主な事故

発生年月日	施　設　名	事　故　概　要　等	INESによる評価
平成７年12月８日	動力炉・核燃料開発事業団（当時）	使用前検査中の高速増殖炉「もんじゅ」において、冷却材であるナトリウムが漏えいし、火災となった。	1
平成９年３月11日	動力炉・核燃料開発事業団（当時）	東海再処理施設アスファルト固化処理施設において、火災爆発が発生した。	3
平成11年９月30日	株式会社JCO	東海事業所ウラン加工施設において、臨界に達する事故が発生し、従業員３人が重篤の放射線被ばくを受けた（うち２人死亡）ほか、これらの者を救急搬送した救急隊員３人、防災業務関係者、臨界状態停止のための作業に従事した従業員を含む多数の者が被ばくした。	4
平成12年８月17日	北海道電力㈱泊発電所	点検工事中の放射性廃棄物処理建屋サンプタンク内の清掃作業中に、当該タンク内で体調不良となった作業員１人を救出するためタンク内に入った別の２人の作業員のうち１人が、救出に使用した縄ばしごの約１メートルの高さから落下転倒し、死亡した（病院において、全身の放射線測定を改めて行った結果、臀部及び背部に汚染があり、臀部の汚染は当初事業所から説明があったレベルより高いことが判明）。	—
平成13年11月７日	中部電力㈱浜岡原子力発電所	定格熱出力運転中の１号機において、非常用炉心冷却系の一つである高圧注入系の定期手動起動試験を実施したところ、同系統のタービン蒸気配管から分岐する余熱除去系配管が破断し、放射性物質を含む蒸気が原子炉建屋内に漏えいした。	1
平成18年３月22日	関西電力㈱大飯発電所	３、４号機廃棄物処理建屋において、管理区域である同建屋４階の工具等の物置として使用していた場所で火災が発生した。	—
平成19年７月16日	東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所	新潟県中越沖地震（最大震度６強）が発生し、それに伴い３号機所内変圧器において火災が発生した。	—
平成23年３月11日	東京電力㈱福島第一原子力発電所	東北地方太平洋沖地震（最大震度７）の発生に伴い、非常用炉心冷却装置による注水が不能になるなど、原災法に定める原子力緊急事態となった。また、原子炉建屋の水素爆発、火災、汚染水の滞留や放射性物質が外部に放出されるなどの事態となった。	7 ※暫定評価
	東京電力㈱福島第二原子力発電所	東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、圧力抑制機能が喪失するなど、原災法に定める原子力緊急事態となった。	3 ※暫定評価
	東北電力㈱女川原子力発電所	東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、タービン建屋地下１階において、火災が発生した。	—
平成25年５月23日	(独)日本原子力研究開発機構（当時）	大強度陽子加速器施設J-PARCハドロン実験施設において、陽子ビーム取出装置の誤作動により放射性物質が管理区域外に漏えいし、放射線業務従事者34人が被ばくした。	1
平成29年６月６日	(国研)日本原子力研究開発機構	大洗研究開発センター燃料研究棟において、核燃料物質を収納した貯蔵容器の点検作業中、貯蔵容器内のビニルバッグが破裂し、作業員５人が被ばくした。	2
令和３年３月16日	(公財)核物質管理センター（六ヶ所保障措置センター）	六ヶ所保障措置分析所内のグローブボックス内において、廃棄物容器内の内容物の化学反応による火災が発生した（設備等の損傷なし）。初期消火に際し、職員１人に軽微な身体汚染が生じた。	—

資料1-8-1　消防活動阻害物質に係る届出施設の状況

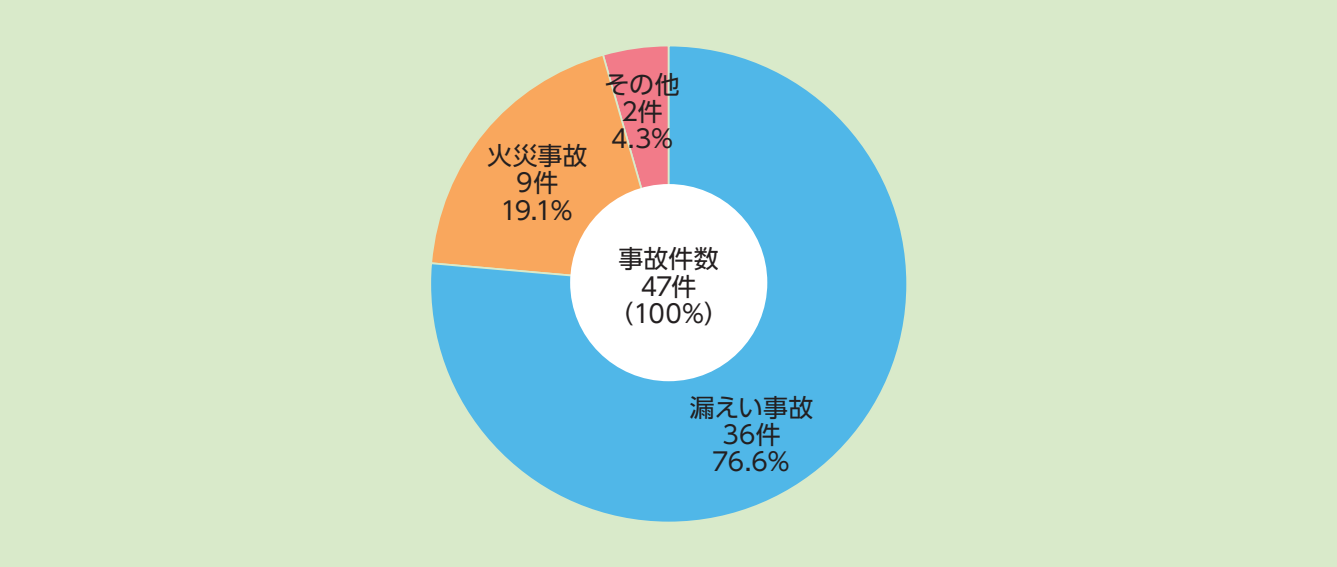
（令和７年３月31日現在）



（備考）　1　「危険物規制事務調査」により作成
　　2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料1-8-2　消防活動阻害物質に係る事故件数

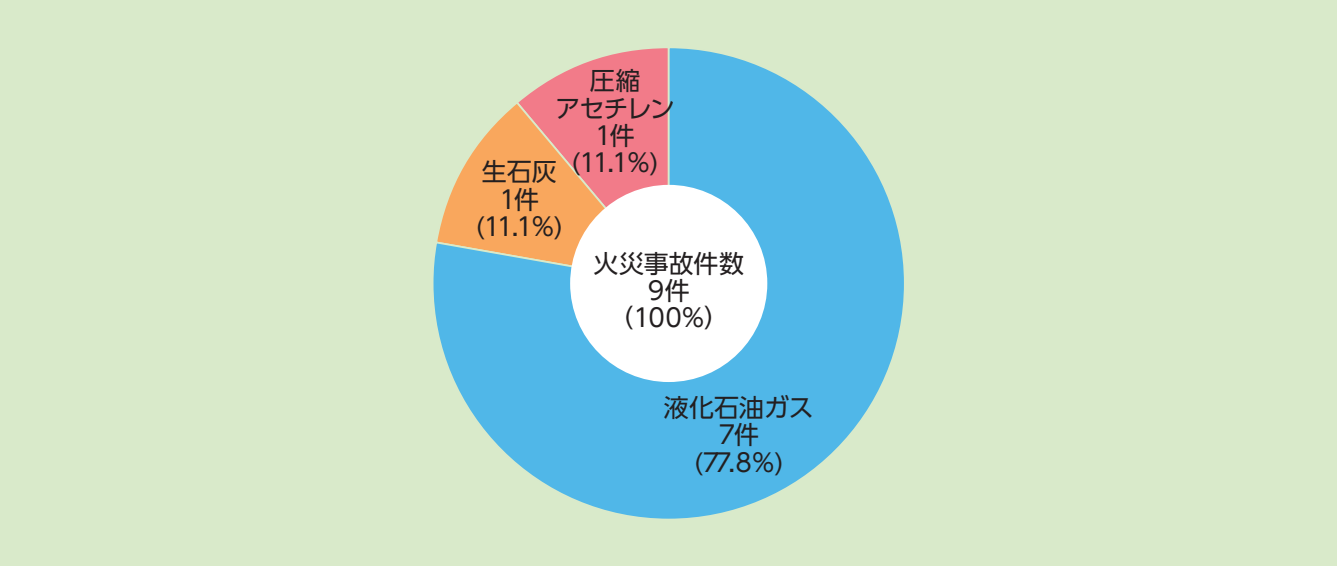
（令和６年中）



（備考）　1　「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の発生状況」により作成
　　2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料1-8-3　消防活動阻害物質に係る火災事故の内訳

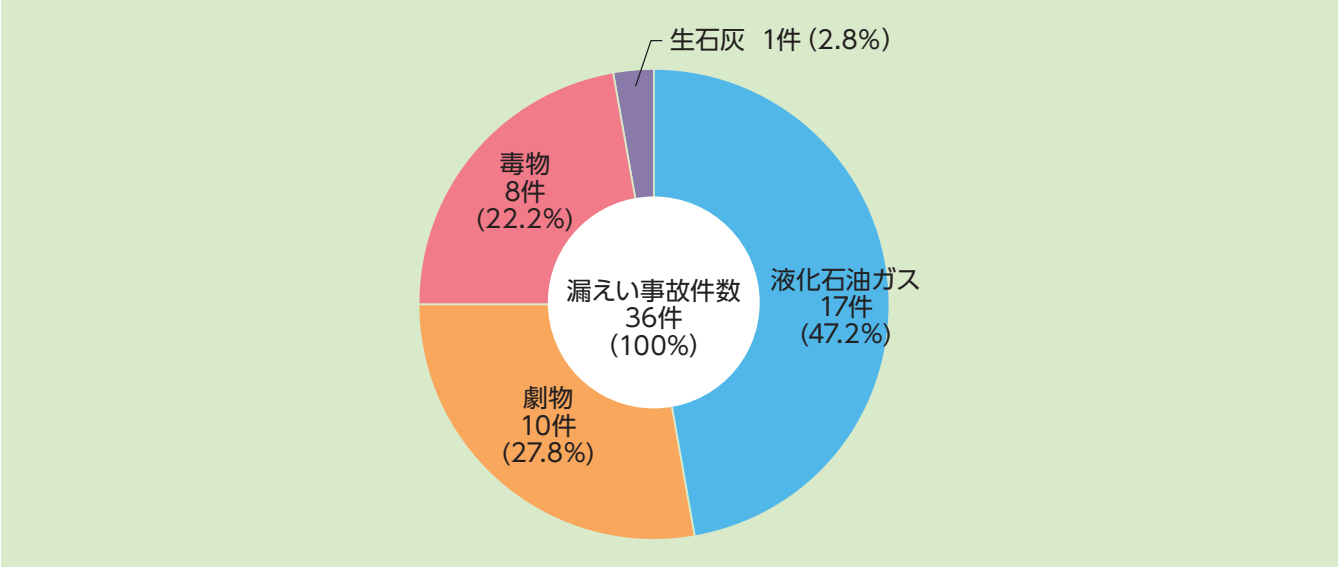
（令和６年中）



（備考）　1　「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の発生状況」により作成
　　2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料1-8-4　消防活動阻害物質に係る漏えい事故の内訳

（令和６年中）



（備考）　1　「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故の発生状況」により作成
　　2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料1-8-5　主要港湾における消防機関の出動状況

（令和６年中）

事故種別件数				事故発生場所別件数				総トン数別事故件数				
火災	爆発	流出	その他	海上	修理・解体中	係留中		1,000ｔ未満	1,000ｔ以上1万ｔ未満	1万ｔ以上10万ｔ未満	10万ｔ以上	不明
						荷役中	その他					
4	—	6	11	7	—	7	7	8	1	2	—	10

（備考）「特殊災害対策の現況」により作成

資料2-1-1　市町村の消防組織の現況

（各年４月１日現在）

区分		令和６年	令和７年	比較 増減数	比較 増減（%）
消防本部	消防本部	720	720	0	0.0
	内訳 単独 市	382	382	0	0.0
	内訳 単独 町・村	50	50	0	0.0
	内訳 一部事務組合等	288	288	0	0.0
	消防署	1,716	1,716	0	0.0
	出張所	3,088	3,081	△ 7	△ 0.2
	消防職員数	168,898	169,730	832	0.5
	うち女性消防職員数	6,705	6,993	288	4.3
消防団	消防団	2,174	2,169	△ 5	△ 0.2
	分団	21,861	21,799	△ 62	△ 0.3
	消防団員数	746,681	732,223	△ 14,458	△ 1.9
	うち女性消防団員数	28,595	29,478	883	3.1

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」、「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」及び「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

資料2-1-2　都道府県別市町村消防組織一覧

（令和７年４月１日現在）

都道府県＼区分	消防本部 計	市	町	村	組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	消防分団	消防団員
北海道	58	17	5		36	130	236	9,240	206	1,048	22,448
青森	11	2			9	36	51	2,696	41	773	15,816
岩手	12	4			8	27	51	2,041	33	427	17,895
宮城	11	4			7	33	59	3,238	42	472	16,373
秋田	13	6	1		6	20	55	2,100	25	326	13,536
山形	12	7			5	16	38	1,600	35	322	19,983
福島	12	2			10	29	72	2,561	59	559	27,707
茨城	24	14	3		7	65	58	4,614	44	961	19,245
栃木	12	7			5	29	42	2,582	28	284	12,861
群馬	11	4			7	36	44	2,631	35	423	10,374
埼玉	26	13			13	63	127	8,786	64	619	13,042
千葉	31	22	1		8	90	114	8,376	48	760	22,230
東京	5	2	2	1		84	220	20,158	98	723	21,288
神奈川	23	17	6			57	208	10,220	57	525	17,522
新潟	19	13	1		5	41	75	3,396	30	538	29,448
富山	7	3	1		3	26	21	1,333	15	317	8,264
石川	11	6	2		3	25	31	1,624	22	254	4,995
福井	9	3	1		5	19	26	1,276	18	236	5,806
山梨	10	5			5	17	32	1,289	27	216	12,806
長野	13	2			11	60	34	2,580	77	587	28,116
岐阜	20	13	1		6	44	65	2,822	44	460	19,630
静岡	16	10			6	45	91	4,723	35	551	16,319
愛知	34	24	2		8	66	150	8,655	344	577	20,719
三重	15	11	1		3	28	62	2,661	29	432	12,111
滋賀	7	3			4	25	24	1,718	19	219	7,275
京都	15	9	2		4	31	67	3,317	36	423	15,466
大阪	24	17	2		5	76	175	10,519	44	402	9,813
兵庫	24	18	1		5	55	117	6,295	62	1,200	37,294
奈良	3	2			1	24	28	1,847	39	301	7,239
和歌山	17	7	6		4	27	21	1,528	30	303	10,863
鳥取	3				3	13	13	772	19	215	4,198
島根	9	5			4	20	30	1,230	19	314	10,198
岡山	14	10			4	24	58	2,556	27	436	24,584
広島	13	9	2		2	39	77	3,686	30	531	18,899
山口	12	8			4	26	34	2,047	19	369	11,270
徳島	13	5	1		7	19	14	1,098	22	412	9,843
香川	9	4	1		4	17	19	1,238	17	236	7,175
愛媛	14	7	3		4	25	37	1,922	20	354	18,362
高知	15	8			7	20	19	1,206	34	264	7,190
福岡	24	10	1		13	45	96	5,098	73	703	22,637
佐賀	5	1			4	15	20	1,123	20	196	15,735
長崎	10	7	1		2	17	65	1,756	21	633	16,666
熊本	12	2			10	28	55	2,505	45	587	27,240
大分	14	12			2	18	37	1,672	18	414	12,976
宮崎	10	7			3	13	21	1,228	26	140	12,991
鹿児島	20	10	1		9	30	65	2,419	43	626	14,111
沖縄	18	10	1		7	23	27	1,748	30	131	1,664
合計	720	382	49	1	288	1,716	3,081	169,730	2,169	21,799	732,223

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」、「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」及び「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

資料2-1-3　消防機関数と消防職団員数の推移

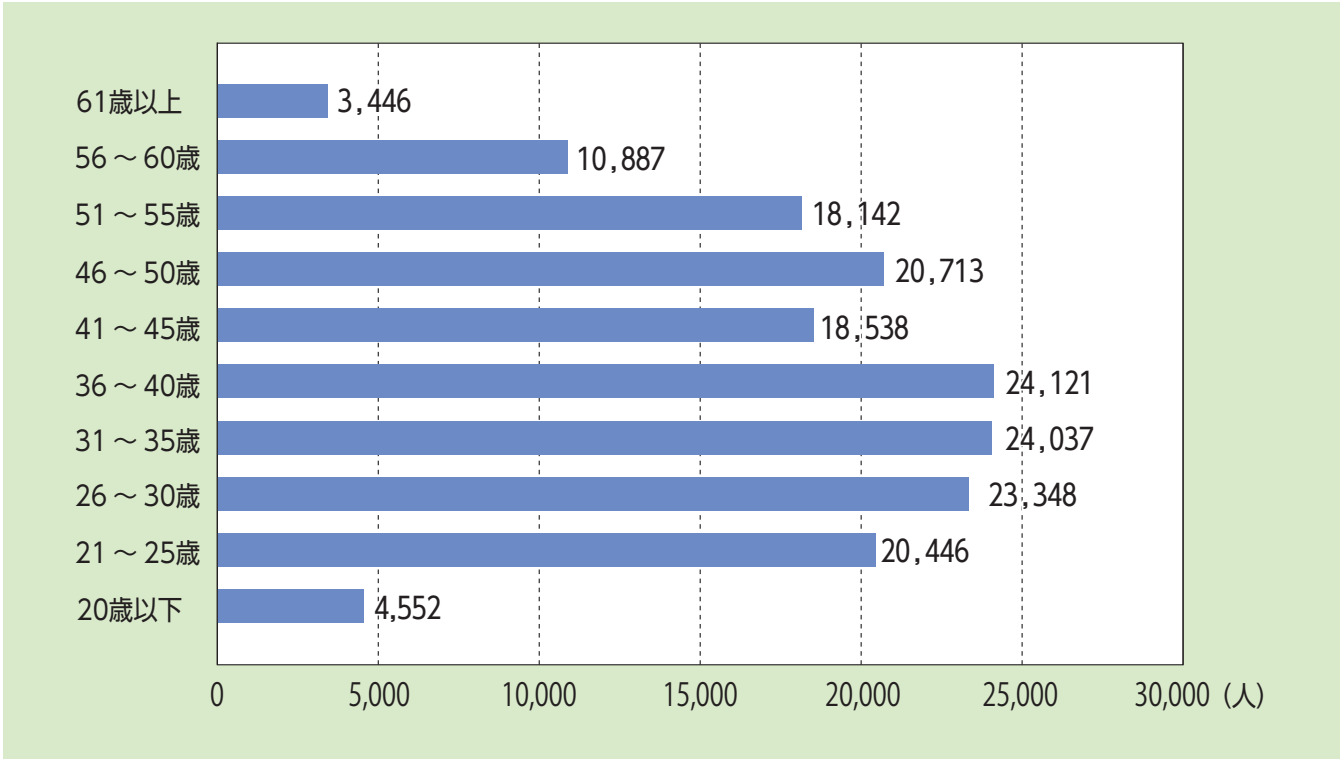
（各年４月１日現在）

区分 / 年	消防本部	うち組合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分　団	消防団常備部	消防団員
	消防本部					消防団			
昭和31年（1956年）	383	6	465	713	31,864	5,332	—	101	1,830,222
32　（1957）	406	6	488	735	32,745	4,484	—	107	1,737,319
33　（1958）	429	6	507	778	33,729	4,304	—	104	1,677,555
34　（1959）	438	6	533	831	35,168	4,153	—	93	1,633,792
35　（1960）	445	3	562	833	36,627	4,016	—	102	1,591,053
36　（1961）	461	3	578	889	38,489	3,957	35,463	96	1,542,406
37　（1962）	484	3	597	919	40,948	3,909	35,377	100	1,488,495
38　（1963）	511	3	617	961	43,169	3,852	34,323	116	1,445,508
39　（1964）	544	4	641	996	45,357	3,835	33,825	117	1,413,285
40　（1965）	620	4	735	1,024	48,075	3,826	31,653	123	1,330,995
41　（1966）	640	4	755	1,072	50,806	3,818	30,940	125	1,301,702
42　（1967）	671	5	817	1,110	53,957	3,764	29,926	107	1,283,003
43　（1968）	700	9	851	1,155	56,681	3,748	29,451	94	1,258,277
44　（1969）	734	26	892	1,242	60,486	3,743	28,998	89	1,234,696
45　（1970）	756	58	937	1,308	64,230	3,699	28,482	71	1,210,839
46　（1971）	782	129	986	1,470	70,077	3,682	27,732	61	1,189,675
47　（1972）	805	221	1,094	1,769	79,092	3,659	27,638	23	1,166,625
48　（1973）	829	304	1,155	2,120	88,754	3,696	27,392	25	1,148,567
49　（1974）	848	359	1,230	2,407	98,329	3,682	27,081	22	1,131,723
50　（1975）	859	378	1,258	2,590	105,005	3,668	26,805	22	1,118,036
51　（1976）	869	387	1,286	2,665	107,632	3,673	26,650	22	1,105,299
52　（1977）	878	398	1,321	2,742	110,618	3,669	26,463	17	1,094,367
53　（1978）	887	408	1,336	2,771	114,249	3,669	26,324	18	1,087,269
54　（1979）	895	419	1,366	2,840	117,657	3,666	26,281	12	1,078,536
55　（1980）	906	427	1,425	2,883	120,460	3,641	26,084	11	1,069,140
56　（1981）	914	435	1,462	2,930	123,204	3,645	25,995	11	1,063,761
57　（1982）	923	441	1,470	3,001	125,335	3,656	26,115	9	1,057,404
58　（1983）	927	445	1,476	3,063	126,959	3,653	26,002	8	1,050,271
59　（1984）	932	451	1,483	3,111	128,087	3,658	25,858	8	1,042,463
60　（1985）	933	454	1,496	3,132	128,914	3,641	25,798	7	1,033,376
61　（1986）	933	454	1,501	3,151	129,610	3,650	25,701	7	1,026,224
62　（1987）	931	455	1,514	3,152	130,463	3,648	25,667	7	1,017,807
63　（1988）	930	456	1,526	3,170	131,407	3,649	25,606	6	1,008,998
平成元年（1989）	931	458	1,535	3,160	132,437	3,649	25,620	6	1,002,371
2　（1990）	933	464	1,554	3,166	133,610	3,654	25,639	6	996,743
3　（1991）	935	468	1,589	3,175	135,157	3,648	25,559	2	991,566
4　（1992）	935	467	1,602	3,181	137,388	3,642	25,574	1	986,996
5　（1993）	932	466	1,618	3,200	141,403	3,642	25,575	1	983,014
6　（1994）	931	465	1,615	3,207	144,885	3,641	25,561	1	979,737
7　（1995）	931	467	1,631	3,207	147,016	3,637	25,506	—	975,512
8　（1996）	925	470	1,636	3,219	148,989	3,636	25,480	—	972,078
9　（1997）	923	471	1,654	3,224	150,626	3,641	25,455	—	968,081
10　（1998）	920	473	1,662	3,232	151,703	3,643	25,393	—	962,625
11　（1999）	911	473	1,670	3,239	152,464	3,641	25,351	—	957,047
12　（2000）	907	472	1,682	3,230	153,439	3,639	25,322	—	951,069
13　（2001）	904	475	1,687	3,225	153,952	3,636	25,268	—	944,134
14　（2002）	900	475	1,690	3,226	154,487	3,627	25,238	—	937,169
15　（2003）	894	472	1,696	3,207	155,016	3,598	25,064	—	928,432
16　（2004）	886	459	1,699	3,207	155,524	3,524	24,852	—	919,105
17　（2005）	848	385	1,704	3,225	156,082	2,963	24,384	—	908,043
18　（2006）	811	329	1,706	3,221	156,758	2,584	23,946	—	900,007
19　（2007）	807	320	1,705	3,230	157,396	2,474	23,605	—	892,893
20　（2008）	807	316	1,706	3,218	157,860	2,380	23,180	—	888,900
21　（2009）	803	312	1,710	3,197	158,327	2,336	22,997	—	885,394
22　（2010）	802	305	1,716	3,180	158,809	2,275	22,926	—	883,698
23　（2011）	798	303	1,711	3,186	159,354	2,263	22,839	—	879,978
24　（2012）	791	305	1,706	3,184	159,730	2,234	22,753	—	874,193
25　（2013）	770	304	1,700	3,162	160,392	2,224	22,578	—	868,872
26　（2014）	752	296	1,703	3,153	161,244	2,221	22,560	—	864,347
27　（2015）	750	295	1,709	3,145	162,124	2,208	22,549	—	859,995
28　（2016）	733	291	1,714	3,130	163,043	2,211	22,484	—	856,278
29　（2017）	732	290	1,718	3,111	163,814	2,209	22,458	—	850,331
30　（2018）	728	289	1,719	3,117	164,873	2,209	22,422	—	843,667
31　（2019）	726	289	1,719	3,113	165,438	2,198	22,388	—	831,982
令和２年（2020）	726	289	1,719	3,106	166,628	2,199	22,309	—	818,478
3　（2021）	724	288	1,718	3,099	167,073	2,198	22,237	—	804,877
4　（2022）	723	288	1,714	3,095	167,510	2,196	22,152	—	783,578
5　（2023）	722	288	1,714	3,093	167,861	2,177	21,963	—	762,670
6　（2024）	720	288	1,716	3,088	168,898	2,174	21,861	—	746,681
7　（2025）	720	288	1,716	3,081	169,730	2,169	21,799	—	732,223

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」、「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」及び「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

資料2-1-4　消防吏員の年齢層別構成

（令和７年４月１日現在）



資料2-1-5　非常備町村一覧

（令和７年４月１日現在）

非常備町村名		非常備町村名	
東京都	○利島村	鹿児島県	○三島村
	○新島村		○十島村
	○神津島村	沖縄県	○伊江村
	○御蔵島村		○渡嘉敷村
	○青ヶ島村		○座間味村
	○小笠原村		○粟国村
和歌山県	太地町		○渡名喜村
徳島県	勝浦町		○南大東村
	上勝町		○北大東村
	佐那河内村		○伊平屋村
香川県	○直島町		○伊是名村
宮崎県	西米良村		○多良間村
	諸塚村		○与那国町
	椎葉村		○竹富町
	美郷町		

（備考）　○は、島を示す（21町村）

資料2-1-6　消防車両等の保有数

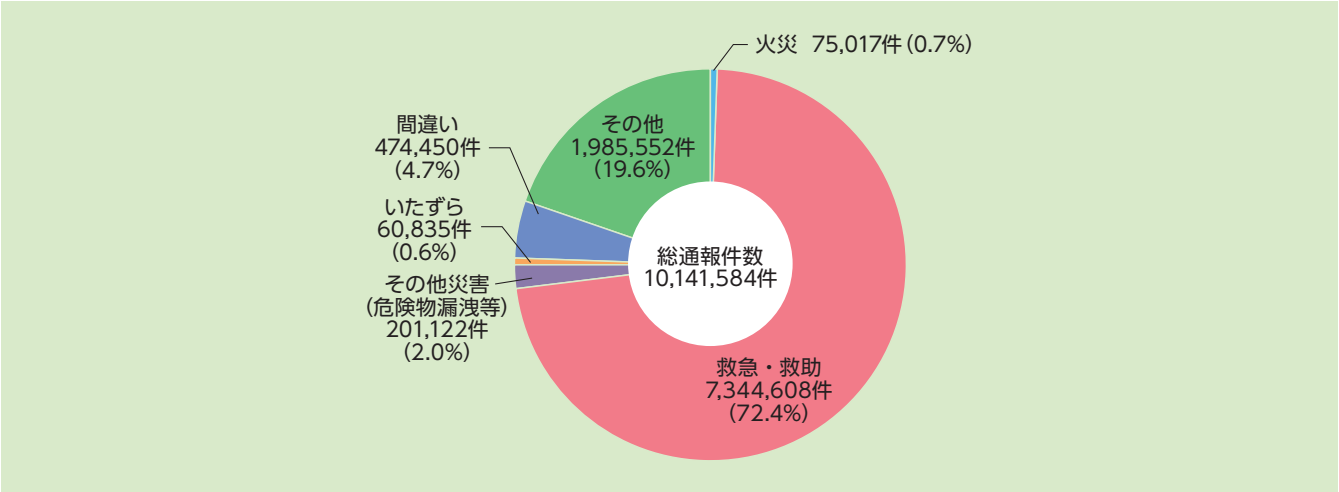
（令和７年４月１日現在）（単位：台、艇、機）

区　分		消防本部	消防団	計
消防ポンプ自動車		7,793	13,692	21,485
はしご自動車		1,066	—	1,066
化学消防車		905	7	912
救急自動車		6,727	—	6,727
指揮車		1,803	1,184	2,987
救助工作車		1,215	—	1,215
その他の消防自動車		9,571	2,442	12,013
小型動力ポンプ		3,446	49,715	53,161
内訳	自動車に積載	352	34,888	35,240
	台車に積載	1,759	4,142	5,901
	上記以外	1,335	10,685	12,020
消防艇		35	27	62
消防防災ヘリコプター		32	—	32

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」、「救急年報報告」、「救助年報報告」、「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

資料2-1-7　119番通報件数（通報内訳別）

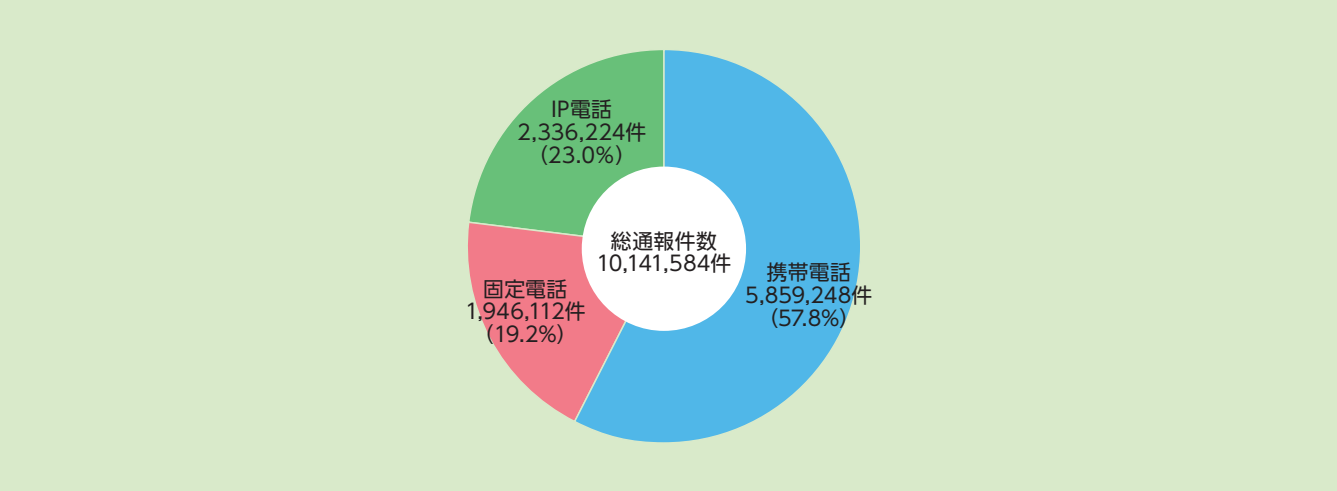
（令和６年中）



（備考）「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料2-1-8　119番通報件数（回線区分別）

（令和６年中）



（備考）「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料2-1-9　消防水利（主な人工水利）の整備数

（各年４月１日現在）

区　分	令和６年	令和７年	比　較	
			増減数	増減率（%）
全国の整備数	2,560,292 (100.0)	2,585,799 (100.0)	25,507	1.0
消火栓	1,991,328 (77.8)	2,014,237 (77.9)	22,909	1.2
防火水槽	549,426 (21.5)	552,081 (21.4)	2,655	0.5
20㎥～40㎥未満	103,407	103,047	△ 360	△ 0.3
40㎥～60㎥未満	397,839	400,476	2,637	0.7
60㎥以上	48,180	48,558	378	0.8
井戸	19,538 (0.8)	19,481 (0.8)	△ 57	△ 0.3

（備考）　1　「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2　（　）は、構成比を示し、単位は％である。
3　端数処理をしているため、合計等が一致しない場合がある。

資料2-1-10　普通会計歳出決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年度	普通会計 歳出決算額 （百万円） （A）	消防費決算額 （百万円） （B）	1世帯当たり 消防費 （円）	住民1人当たり 消防費 （円）	（B）／（A）×100 （%）
R３	67,579,449	1,858,158	33,534	15,914	2.7
R４	66,424,726	1,837,776	32,976	15,846	2.8
R５	66,855,238	1,946,934	34,614	16,846	2.9

（備考）　1　「地方財政の状況」（総務省）及び「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」（総務省）により作成
2　世帯数及び人口は、それぞれの年度の１月１日現在の計数を用いている。
3　各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いている。
4　普通会計歳出決算額は市町村分であり、消防費決算額は東京都の消防費決算額（東京消防庁）を除く。

資料2-1-11　消防費の性質別歳出決算額の推移

（単位：億円，％）

区　分	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	13,773	68.7	14,101	71.0	14,344	68.2
物件費	2,305	11.5	2,319	11.7	2,408	11.4
普通建設事業費	3,042	15.2	2,467	12.4	3,323	15.8
補助事業費	486	2.4	341	1.7	425	2.0
単独事業費	2,554	12.7	2,124	10.7	2,894	13.8
受託事業費	2	0.0	2	0.0	3	0.0
その他	920	4.6	985	5.0	963	4.6
計	20,040	100.0	19,873	100.0	21,038	100.0

（備考）　1　「地方財政統計年報」（総務省）により作成
　　2　単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

資料2-1-12　消防費決算額の財源内訳

（単位：億円，％）

区　分	令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般財源等	17,305	86.4	17,608	88.6	18,006	85.6
特定財源	2,735	13.6	2,265	11.4	3,032	14.4
国庫支出金	256	1.3	180	0.9	198	0.9
地方債	1,885	9.4	1,537	7.7	2,130	10.1
使用料、手数料	31	0.2	31	0.2	31	0.1
その他	563	2.8	517	2.6	674	3.2
計	20,040	100.0	19,873	100.0	21,038	100.0

（備考）　1　「地方財政統計年報」（総務省）により作成
　　2　単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

資料2-1-13　国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況

（単位：千円）

	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		昭和28年度～令和６年度	
	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額
耐震性貯水槽	350	1,003,162	244	736,578	266	784,812	189	549,573	178	761,973	18,820	71,471,267
備蓄倉庫	1	3,320	2	23,904	3	67,790	2	29,091	3	167,696	275	2,224,291
防火水槽	13	24,953	2	3,770	6	11,552	5	9,635	3	5,781	119,112	115,237,327
救助活動等拠点施設等	0	0	4	62,794	0	0	0	0	0	0	7	78,689
活動火山対策避難施設	0	0	2	13,883	3	60,016	1	12,000	2	25,684	22	402,650
画像伝送システム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	6,249,758
広域訓練拠点施設整備事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	565,962
救急安心センター等整備事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高機能消防指令センター総合整備事業	2	67,252	8	696,036	3	226,090	6	519,691	4	293,279	189	14,308,030
林野火災用活動拠点広場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	162,369
訓練塔	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	143	723,991
自然水利利用施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21	21,777
空中消火等補給基地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	116,226
救急用ヘリコプター離着陸場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	50	2,001,029
体力錬成施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	32	380,367
ヘリコプター離着陸用広場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	12,000
消防団拠点施設等整備事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,385	7,031,865
広域消防・無線中継施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	66,101
コミュニティ防災拠点施設整備事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	38	118,061
震度情報ネットワークシステム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	46	4,068,500
自然水利等活用施設整備モデル事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	40,000
消防広域化推進事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	311,191
広域応援対応型消防艇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	647,847
消防艇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	77	2,919,376
消防用ヘリコプター附帯施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	357,173
消防用高所監視施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	308,207
消防車両動態管理・情報システム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	456,049
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	115	1,351,167
合　　計	366	1,098,687	262	1,536,965	281	1,150,260	203	1,119,990	190	1,254,413	140,443	231,631,270

（備考）　1　当該年度には、前年度繰越分を含む。
　　2　令和６年度については、翌年度繰越分を含まない。
　　3　補助金交付調書の集計結果により作成

資料2-1-14　国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況

（単位：千円）

	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		昭和28年度～令和６年度	
	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額	数量	交付額
災害対応特殊消防ポンプ自動車	110	1,446,656	122	1,597,537	89	1,176,834	118	1,557,319	105	1,646,315	2,476	24,087,096
災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	10	226,966	17	328,385	6	131,192	10	192,688	8	180,431	330	5,269,286
災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	9	448,541	10	578,336	5	275,714	8	381,355	4	267,306	360	15,881,755
救助工作車	25	611,474	15	368,884	11	270,119	15	371,667	14	400,447	563	9,439,748
災害対応特殊救急自動車	119	1,123,556	146	1,389,137	126	1,190,592	132	1,248,315	125	1,207,611	5,291	34,870,278
高度救命処置用資機材	103	338,445	128	416,697	101	330,113	111	377,971	53	206,896		
災害対応特殊高発泡車	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	50,726
災害対応特殊大型高所放水車	0	0	0	0	0	0	1	42,752	0	0	3	126,313
災害対応特殊泡原液搬送車	0	0	2	21,240	0	0	1	10,620	0	0	14	145,067
特殊災害対応自動車	0	0	1	52,223	0	0	0	0	0	0	13	601,518
支援車	17	110,073	6	54,197	6	40,317	10	88,669	5	41,963	217	2,404,431
災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車	3	55,548	2	37,032	0	0	5	92,580	0	0	47	652,056
消防活動二輪車	2	2,046	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4,011
救助消防ヘリコプター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	7,200,000
救助消防ヘリコプターテレビ電送システム	1	78,743	1	36,756	0	0	0	0	1	78,743	52	2,567,711
ヘリコプター高度化資機材	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	934,181
ヘリコプター消火用タンク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	166,114
ヘリコプター用衛星電話	0	0	1	7,176	0	0	0	0	0	0	10	59,956
広域応援対応型消防艇	1	49,695	1	74,543	0	0	0	77,919	1	116,879	4	559,036
救助用資機材	23	305,089	19	218,885	15	162,526	17	208,053	13	173,816	580	6,908,883
高度救助用資機材	9	97,365	9	45,882	6	57,888	8	92,032	2	13,762	366	3,205,820
高度探査装置	2	13,640	4	16,966	2	4,418	5	40,670	0	0	50	520,585
緊急消防援助隊用支援資機材等	4	5,624	7	12,230	7	13,398	4	6,508	3	6,150	143	256,794
テロ対策用特殊救助資機材	19	99,719	11	57,705	4	32,986	11	51,148	5	9,058	225	787,412
検知型遠隔探査装置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海水利用型消防水利システム	2	109,327	1	66,615	0	0	0	0	0	0	15	652,230
消防救急無線	0	0	0	0	0	0	0	0	1	64,955	125	12,638,907
搬送用アイソレーター装置	121	74,620	28	19,922	12	7,916	2	369	0	0	163	102,827
災害対応特殊屈折放水塔車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	96,091
消防ポンプ自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39,215	93,252,504
小型動力ポンプ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	47,509	10,646,722
消防専用電話装置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,629	3,859,354
小型動力ポンプ付積載車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17,426	16,256,442
小型動力ポンプ付水槽車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	668	4,401,633
消防団活性化総合整備事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,091	5,566,552
消防団総合整備事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	433	4,050,058
防災無線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,729	45,448,338
高機能防災無線	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	83	4,902,957
受令機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	67	15,918
林野火災工作車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	135	375,349
チェーンソー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	29	16,612
可搬式消火機材	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	670	438,635
可搬式小型動力ポンプ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,232	2,547,459
電源車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	121	947,756
起震車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	302,807
防災指導車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23	163,408
多重情報処理車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	28,908
震災工作車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	62,205
火山噴火災害特殊避難車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	9,961
耐熱装甲型救助活動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	65,200
救護所用資機材	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	133	192,458
給水車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19	85,443
コミュニティ防災資機材等整備事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,194	1,997,052
自主防災組織活性化事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	102	64,156
林野火災対策用資機材	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22	42,354
震災初動対応資機材	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	103	198,490
降雨情報等収集分析装置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3,669
化学消防ポンプ自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,575	8,727,952
はしご付消防ポンプ自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,119	39,775,475
高発泡車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	64	224,979
屈折放水塔車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27	250,691
ヘリコプター	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	78	7,703,731
ヘリコプターテレビ電送システム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22	1,582,659
消防緊急通信指令施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	842	14,290,859
救助資機材等総合整備事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,525	7,874,955
救急高度化推進整備事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	276	1,592,606
大型化学消防ポンプ自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	103	1,453,056
大型高所放水車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	110	2,392,807
泡原液搬送車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	102	449,938
救急業務高度化資機材緊急整備事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,026	15,216,053
ヘリコプター運航管理システム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	11,279
画像伝送システム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	278,499
自然水利活用遠距離送水システム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	73,203
自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システム	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	5,047
放射線防護資機材	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30	46,072
救急指令装置その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,329	2,478,383
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,200	5,409,181
合　　計	580	5,197,127	531	5,400,348	390	3,694,013	458	4,840,635	340	4,414,332	174,338	435,968,657

（備考）　1　当該年度には、前年度繰越分を含む。
　　2　令和６年度については、翌年度繰越分を含まない。
　　3　補助金交付調書の集計結果により作成

資料2-1-15　令和７年度　消防庁予算の内訳

（百万円、％）

事　業　内　容	Ｒ７予算（A）	Ｒ６予算（B）	比較増減（A－B）	増減率（%）
一般会計　①	12,620	12,619	1	0.0
能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化	5,797	5,592	206	3.7
うち緊急消防援助隊設備整備費補助金（車両等）	4,986	4,986	0	0.0
消防防災分野のDX・新技術の推進	837	755	82	10.9
消防団や自主防災組織等の充実強化	775	756	20	2.6
常備消防等の充実強化	1,605	1,665	△ 61	△ 3.7
うち消防防災施設整備費補助金	1,372	1,372	0	0.0
火災予防対策の推進	357	342	14	4.2
自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化	1,288	1,506	△ 218	△ 14.5
消防防災分野における女性や若者の活躍推進	749	732	17	2.3
復興特別会計　②	790	174	616	353.8
消防防災施設災害復旧費補助金・消防防災設備災害復旧費補助金	430	21	409	1956.6
原子力災害避難指示区域消防活動費交付金	360	153	207	134.9
総計（①＋②）	13,410	12,793	617	4.8

※デジタル庁への一括計上予算が含まれている。
※端数処理の関係上、数値が合わない箇所がある。

資料2-2-1　平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和７年４月１日現在）

○59ブロックが広域化し、その中で11町村が非常備を解消

広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等
H21.4.1	1	北海道	富良野広域連合消防本部	広域連合	富良野地区消防組合消防本部
					上川南部消防事務組合消防本部
	2	広島県	東広島市消防局	事務委託	東広島市消防局
					竹原広域消防本部
	3	福岡県	久留米広域消防本部	一部事務組合	久留米市消防本部
					福岡県南広域消防組合消防本部
H22.4.1	4	東京都	東京消防庁	事務委託	東京消防庁
					東久留米市消防本部
H23.4.1	5	富山県	砺波地域消防組合消防本部	一部事務組合	砺波広域圏消防本部
					小矢部市消防本部
	6	兵庫県	北はりま消防本部	一部事務組合	にしたか消防本部
					加東市消防本部
					加西市消防本部
H23.11.28	7	奈良県	五條市消防本部	事務委託	五條市消防本部
					十津川村（非常備）
H23.12.1	8	山形県	山形市消防本部	事務委託	山形市消防本部
					山辺町（非常備）
					中山町（非常備）
H24.4.1	9	北海道	砂川地区広域消防組合消防本部	一部事務組合	上砂川町消防本部
					砂川地区広域消防組合消防本部
	10	山形県	置賜広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	米沢市消防本部
					南陽市消防本部
					高畠町消防本部
					川西町消防本部
	11	茨城県	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	一部事務組合	ひたちなか市消防本部
					東海村消防本部
	12	山口県	宇部・山陽小野田消防局	一部事務組合	宇部市消防本部
					山陽小野田市消防本部
H24.10.1	13	滋賀県	東近江行政組合消防本部	一部事務組合	東近江行政組合消防本部
					愛知郡広域行政組合消防本部
H25.3.30	14	富山県	新川地域消防本部	一部事務組合	黒部市消防本部
					入善町消防本部
					朝日町消防本部
H25.3.31	15	青森県	青森地域広域事務組合消防本部	一部事務組合	青森地域広域消防事務組合消防本部
					平内町（北部上北広域の構成町）
	16	神奈川県	小田原市消防本部	事務委託	小田原市消防本部
					足柄消防組合消防本部
	17	富山県	富山県東部消防組合消防本部	一部事務組合	魚津市消防本部
					滑川市消防本部
					上市町消防本部
					舟橋村（非常備）
	18	静岡県	志太広域事務組合志太消防本部	一部事務組合	焼津市消防本部
					藤枝市消防本部
H25.4.1	19	埼玉県	埼玉東部消防組合消防局	一部事務組合	久喜地区消防組合消防本部
					加須市消防本部
					幸手市消防本部
					白岡市消防本部
					杉戸町消防本部
	20	埼玉県	埼玉西部消防局	一部事務組合	所沢市消防本部
					狭山市消防本部
					入間市消防本部
					埼玉西部広域消防本部
	21	静岡県	下田消防本部	一部事務組合	下田消防本部
					西伊豆広域消防本部
	22	大阪府	泉州南消防組合泉州南広域消防本部	一部事務組合	泉佐野市消防本部
					阪南岬消防組合消防本部
					泉南市消防本部
					熊取町消防本部
	23	兵庫県	西はりま消防本部	一部事務組合	たつの市消防本部
					宍粟市消防本部
					相生市消防本部
					佐用町消防本部
	24	兵庫県	南但消防本部	一部事務組合	朝来市消防本部
					養父市消防本部
	25	佐賀県	佐賀広域消防局	広域連合	佐賀広域消防局
					神埼地区消防事務組合消防本部
	26	鹿児島県	指宿南九州消防組合消防本部	一部事務組合	指宿地区消防組合消防本部
					南九州市の川辺町・知覧町
H25.7.1	27	青森県	弘前地区消防事務組合消防本部	一部事務組合	弘前地区消防事務組合消防本部
					黒石地区消防事務組合消防本部
					平川市消防本部
					板柳町消防本部
H26.4.1	28	北海道	滝川地区広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	滝川地区広域消防事務組合消防本部
					芦別市消防本部
					赤平市消防本部
	29	北海道	旭川市消防本部	事務委託	上川町（上川中部消防組合の構成町）
					鷹栖町（上川中部消防組合の構成町）
					旭川市消防本部
	30	北海道	大雪消防組合消防本部	一部事務組合	比布町（上川中部消防組合の構成町）
					愛別町（上川中部消防組合の構成町）
					当麻町（上川中部消防組合の構成町）
					大雪消防組合
	31	大阪府	大東四條畷消防本部	一部事務組合	大東市消防本部
					四條畷市消防本部
H26.4.1	32	奈良県	奈良県広域消防組合消防本部	一部事務組合	中和広域消防組合消防本部
					西和消防組合消防本部
					山辺広域行政事務組合消防本部
					香芝・広陵消防組合消防本部
					大和郡山市消防本部
					桜井市消防本部
					五條市消防本部
					宇陀広域消防組合消防本部
					葛城市消防本部
					中吉野広域消防組合消防本部
					吉野広域行政組合消防本部
					野迫川村（非常備）
	33	佐賀県	伊万里・有田消防本部	一部事務組合	伊万里市消防本部
					有田町消防本部
	34	熊本県	熊本市消防局	事務委託	熊本市消防局
					高遊原南消防本部
H26.10.1	35	大阪府	富田林市消防本部	事務委託	富田林市消防本部
					河南町消防本部
H27.4.1	36	茨城県	稲敷広域消防本部	一部事務組合	稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部
					阿見町消防本部
	37	長野県	上伊那広域消防本部	広域連合	伊那消防組合消防本部
					伊南行政組合消防本部
	38	大阪府	豊中市消防局	事務委託	豊中市消防本部
					能勢町（非常備）
	39	宮崎県	西臼杵広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	高千穂町（非常備）
					五ヶ瀬町（非常備）
					日之影町（非常備）
H27.10.1	40	栃木県	那須地区消防本部	一部事務組合	大田原地区広域消防組合消防本部
					黒磯那須消防組合消防本部
H28.4.1	41	北海道	とかち広域消防局	一部事務組合	帯広市消防本部
					北十勝消防事務組合消防本部
					西十勝消防組合消防本部
					南十勝消防事務組合消防本部
					東十勝消防事務組合消防本部
					池北三町行政事務組合消防本部
	42	埼玉県	草加八潮消防局	一部事務組合	草加市消防本部
					八潮市消防本部
	43	神奈川県	厚木市消防本部	事務委託	厚木市消防本部
					清川村（非常備）
	44	静岡県	静岡市消防局	事務委託	静岡市消防局
					島田市消防本部
					吉田町牧之原市広域施設組合消防本部
					牧之原市相良消防本部
	45	静岡県	駿東伊豆消防本部	一部事務組合	沼津市消防本部
					田方消防本部
					伊東市消防本部
					清水町消防本部
					東伊豆町消防本部
	46	静岡県	富士山南東消防本部	一部事務組合	三島市消防本部
					裾野市消防本部
					長泉町消防本部
	47	大阪府	箕面市消防本部	事務委託	箕面市消防本部
					豊能町消防本部
	48	和歌山県	新宮市消防本部	事務委託	新宮市消防本部
					北山村（非常備）
H29.4.1	49	神奈川県	横須賀市消防局	事務委託	横須賀市消防局
					三浦市消防本部
	50	石川県	白山野々市広域消防本部	一部事務組合	白山野々市広域消防本部
					川北町（能美広域事務組合消防本部の一部）
H30.4.1	51	岐阜県	岐阜市消防本部	事務委託	岐阜市消防本部
					山県市消防本部
					本巣消防事務組合消防本部
	52	愛知県	尾三消防本部	一部事務組合	尾三消防本部
					長久手市消防本部
					豊明市消防本部
H31.4.1	53	宮城県	あぶくま消防本部	一部事務組合	岩沼市消防本部
					亘理地区行政事務組合消防本部
	54	福岡県	久留米広域消防本部	一部事務組合	久留米広域消防本部
					大川市消防本部
R3.4.1	55	富山県	高岡市消防本部	事務委託	高岡市消防本部
					氷見市消防本部
	56	大阪府	堺市消防局	事務委託	堺市消防局
					大阪狭山市消防本部
R4.4.1	57	神奈川県	茅ヶ崎市消防本部	事務委託	茅ヶ崎市消防本部
					寒川町消防本部
R5.4.1	58	埼玉県	上尾市消防本部	事務委託	上尾市消防本部
					伊奈町消防本部
R6.4.1	59	大阪府	大阪南消防局	一部事務組合	柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部
					富田林市消防本部
					河内長野市消防本部

資料2-3-1　消防職団員の公務による死傷者数

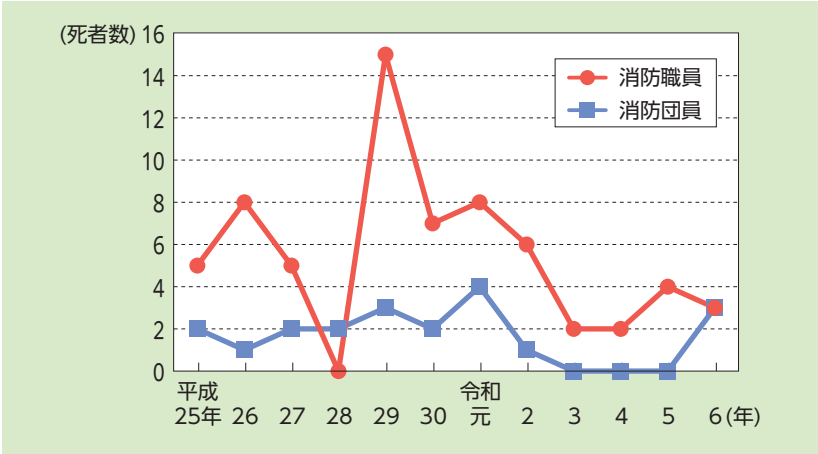
（令和６年中）（単位：人）

区　分		消防職員	消防団員	計	構成比（%）
火災	死　者	0	1	1	16.66666667
	負傷者	181	93	274	13.5
風水害等の災害	死　者	0	1	1	16.7
	負傷者	14	8	22	1.1
救急	死　者	1	0	1	16.7
	負傷者	222	0	222	11.0
演習・訓練等	死　者	2	1	3	50.0
	負傷者	535	466	1,001	49.4
特別警戒	死　者	0	0	0	0.0
	負傷者	7	15	22	1.1
捜索	死　者	0	0	0	0.0
	負傷者	10	6	16	0.8
その他	死　者	0	0	0	0.0
	負傷者	384	86	470	23.2
計	死　者	3	3	6	100.0
	負傷者	1,353	674	2,027	100.0

（備考）　1　「消防防災・震災対策現況調査」により作成
　　2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料2-3-2　消防職団員の公務による死者数の推移

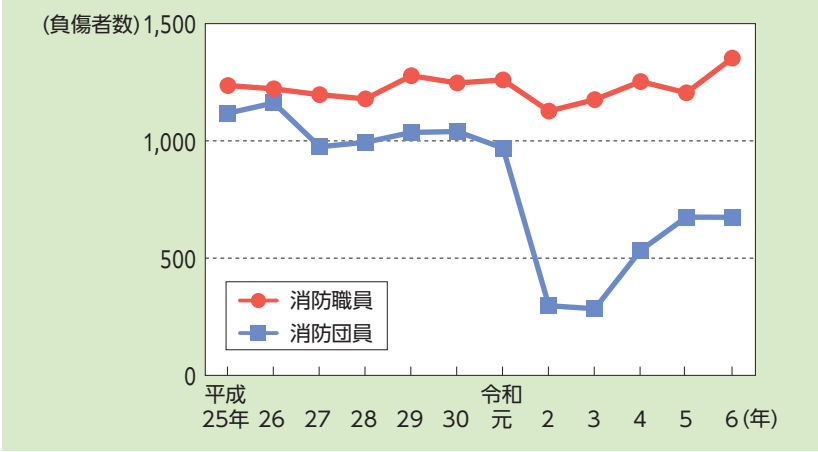
（各年中）



（備考）　「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料2-3-3　消防職団員の公務による負傷者数の推移

（各年中）



（備考）　「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料2-3-4　消防本部における交替制勤務体制

（令和７年４月１日現在）

勤務体制別本部数				
消防本部数	交替制をとっている消防本部数			
	２部制	３部制	併　用	その他
720	421	217	76	6
	58.5%	30.1%	10.6%	0.8%

（備考）　1　「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2　交替制の「その他」とは、指令業務のみ４部制を取り入れている消防本部及び宿直者を３班に分けて変則的な勤務体制をとる消防本部等をいう。
3　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料2-3-5　勤務体制別消防吏員数

（令和７年４月１日現在）

勤務体制別	毎日勤務	２部制	３部制	その他派遣等	計
消防吏員数	33,797	83,456	46,510	4,467	168,230
	20.1%	49.6%	27.6%	2.7%	100.0%

（備考）　1　「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2　勤務体制別の「その他派遣等」とは、首長部局に派遣されている職員及び消防学校など消防本部（署）以外の部署に勤務する職員等をいう。
3　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料2-3-6　消防職員委員会の審議結果

（令和５年度）

審議意見	審議件数	審　議　結　果				
		実施が適当	諸課題を検討	実施は困難	現行どおり	その他
勤務条件・厚生福利	2,732	788	838	146	837	123
	52.8%	15.2%	16.2%	2.8%	16.2%	2.4%
被服・装備品	1,391	486	419	42	418	26
	26.9%	9.4%	8.1%	0.8%	8.1%	0.5%
機械器具・その他の施設等	1,048	288	280	51	334	95
	20.3%	5.6%	5.4%	1.0%	6.5%	1.8%
計	5,171	1,562	1,537	239	1,589	244
	100.0%	30.2%	29.7%	4.6%	30.7%	4.7%

（備考）　1　「令和５年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成
2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料2-3-7　令和４年度に消防職員委員会において審議された意見の実現状況

（令和５年度末現在）

「実施が適当」とされた意見数（A）	既に実施された件数（B）	割合（B）／（A）×100
1,420件	818件	57.6%

（備考）「令和５年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成

資料2-3-8　各年度の消防職員委員会開催状況

開催年度	消防本部数	開催本部数	開催率
平成30年度	728本部	728本部	100.0%
令和元年度	726本部	726本部	100.0%
２年度	726本部	726本部	100.0%
３年度	724本部	724本部	100.0%
４年度	723本部	723本部	100.0%
５年度	722本部	720本部	99.7%

（備考）「令和５年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成

資料2-3-9　各年度の消防職員委員会審議件数及び審議結果

	審議件数	審議結果の区分				
		実施が適当	諸課題を検討	実施は困難	現行どおり	その他
令和元年度	5,201	1,635	1,586	230	1,506	244
		31.4%	30.5%	4.4%	29.0%	4.7%
２年度	5,285	1,765	1,590	235	1,434	261
		33.4%	30.1%	4.4%	27.1%	4.9%
３年度	4,922	1,569	1,550	196	1,404	203
		31.9%	31.5%	4.0%	28.5%	4.1%
４年度	4,690	1,420	1,551	204	1,338	177
		30.3%	33.1%	4.3%	28.5%	3.8%
５年度	5,171	1,562	1,537	239	1,589	244
		30.2%	29.7%	4.6%	30.7%	4.7%
累　計 （平成８年度～令和５年度）	146,782	55,195	42,313	6,921	35,738	6,615
		37.6%	28.8%	4.7%	24.3%	4.5%

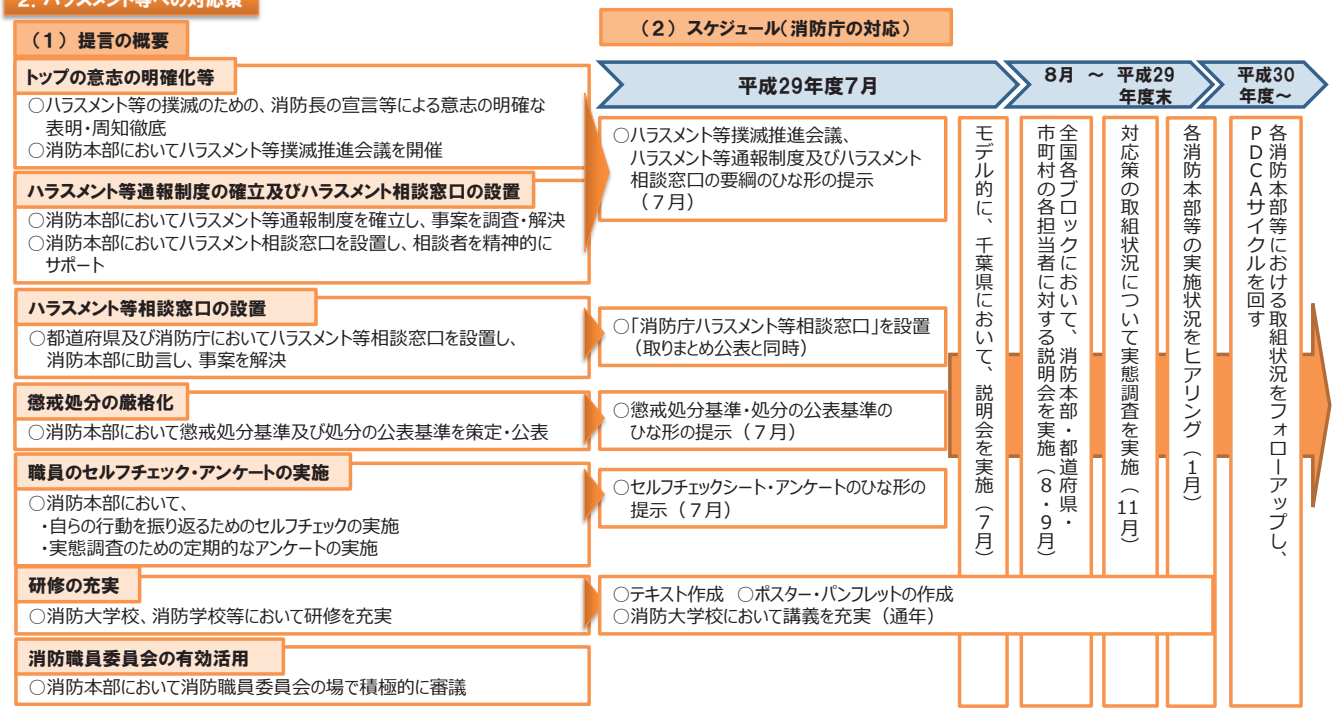
（備考）　1　「令和５年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成
　　2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。
　　3　審議結果のうち、「その他」については平成11年度から設定

資料2-3-10　「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を踏まえた対応策

1. 消防職員・消防本部アンケート結果

○消防現場におけるハラスメント等は、依然として存在（最近１年間に「パワハラを受けた」男性17%、「セクハラを受けた」女性28%）
○通報等の体制整備は一定程度進んでいるが、活用はほとんど進んでいない
（通報等の窓口を設置している本部は74%。窓口に相談した職員はパワハラを受けた男性のうち３%、セクハラを受けた女性のうち４%）

2. ハラスメント等への対応策



資料2-3-11　消防関係表彰の種類、表彰時期等一覧

区分 / 表彰の種類	担当課室	表彰時期	表彰者等				
			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
叙位	総務課	随時	366	401	421	399	441
叙勲							
○春秋叙勲	総務課	毎年春秋	1,241	1,227	1,243	1,220	1,246
○危険業務従事者叙勲	総務課	毎年春秋	1,249	1,252	1,256	1,277	1,262
○高齢者叙勲	総務課	毎月１日付け	131	98	110	105	113
○死亡叙勲、緊急叙勲	総務課	随時	211	209	219	188	214
褒章							
○紅綬褒章	総務課	毎年春秋	4	7	7	4	2
○黄綬褒章	総務課	毎年春秋	13	15	14	14	12
○藍綬褒章	総務課	毎年春秋	195	195	196	185	192
○紺綬褒章	総務課	随時	27	20	12	22	15
内閣総理大臣表彰							
○安全功労者表彰	総務課	７月上旬	7	6	6	6	6
○防災功労者表彰	総務課	９月上旬	40	16	19	13	12
○感謝状（人命救助）	総務課	毎年春秋	4	7	7	4	1
総務大臣表彰							
○安全功労者表彰	総務課	７月上旬	36	44	28	27	36
○消防功労者表彰	総務課	７月上旬	11	8	7	14	13
○救急功労者表彰	救急企画室	９月上旬	16	13	15	16	10
○防災まちづくり大賞	地域防災室	３月上旬	3	3	3	3	3
○優良少年消防クラブ及び優良少年消防クラブ指導者表彰	地域防災室	３月下旬	40	41	34	36	36
○石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	特殊災害室	12月中旬	5	5	5	5	5
○消防団地域貢献表彰	地域防災室	随時	—	—	—	38	37
○感謝状	各課室	随時	47	52	63	17	—
消防庁長官表彰							
○功労章	総務課	３月上旬	174	174	178	175	177
○永年勤続功労章	総務課	３月上旬	2,998	2,992	2,987	2,981	2,983
○表彰旗	総務課	３月上旬	24	22	21	16	15
○竿頭綬	総務課	３月上旬	41	39	37	38	37
○特別功労章	総務課	随時	4	—	—	—	1
○顕功章	総務課	随時	—	—	—	2	—
○功績章	総務課	随時	—	—	—	2	—
○国際協力功労章	総務課	随時	—	—	—	17	—
○顕彰状	総務課	随時	1	—	—	—	1
○防災功労者表彰	総務課、地域防災室	随時	9	12	6	4	22
○表彰状	総務課	随時	1	4	2	3	3
○賞状	各課室	随時	90	303	3	7	2
○賞じゅつ金	総務課	随時	4人	2人	1人	4人	2人
			7,480万円	3,880万円	1360万円	3,700万円	2,570万円
○報賞金	総務課	随時	1人	—	—	—	1人
			100万円	—	—	—	50万円
○退職消防団員報償※							
・１号報償	総務課	年４回	10,016	8,534	9,788	10,339	10,737
・２号報償	総務課	年４回	13,176	11,237	12,559	12,798	12,467
○感謝状	各課室	随時	1	—	—	—	2
○予防業務優良事例表彰	予防課	５月下旬	14	15	15	13	18
○危険物保安功労者表彰	危険物保安室	６月上旬	22	20	21	18	34
○優良危険物関係事業所表彰	危険物保安室	６月上旬	28	27	21	21	30
○危険物安全週間推進標語表彰	危険物保安室	６月上旬	1	1	1	1	1
○危険物事故防止対策論文表彰	危険物保安室	６月上旬	1	1	1	1	1
○救急功労者表彰	救急企画室	９月上旬	17	17	17	18	20
○消防設備保守関係功労者表彰	予防課	11月上旬	30	30	30	30	30
○優良消防用設備等表彰	予防課	11月上旬	6	16	32	14	30
○消防機器開発普及功労者表彰	予防課	11月上旬	30	30	30	30	30
○消防防災科学技術賞	消防研究センター	11月下旬	23	26	27	26	30
○石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	特殊災害室	12月中旬	10	15	11	11	11
○都道府県消防防災関係事務従事職員表彰	総務課	３月上旬	1	4	2	3	2
○防災まちづくり大賞	地域防災室	３月上旬	5	5	5	5	5
○消防団等地域活動表彰	地域防災室	３月上旬	38	32	22	72	71
○優良少年消防クラブ表彰	地域防災室	３月下旬	42	28	30	30	37

※　退職消防団員報償の１号報償は勤続25年以上の者が対象、２号報償は勤続15年以上25年未満の者が対象である。

資料2-3-12　叙勲

種　類	内　容
春秋叙勲	春は４月29日、秋は11月３日付けで授与される。
危険業務従事者叙勲	著しく危険性の高い業務に精励した功労者に対し、春は４月29日、秋は11月３日付けで春秋叙勲とは別に授与される。
高齢者叙勲	春秋叙勲又は危険業務従事者叙勲をいまだ授与されていない功労者のうち、88歳になった者に対し、毎月１日付けで授与される。
死亡叙勲	死亡した功労者に対し、随時授与される（発令の日付は生前最後の日）。
緊急叙勲	殉職者など特別な功績を有する者に対し、随時授与される。

資料2-3-13　褒章

種　類	内　容
紅綬褒章	火災等に際し、自己の危難を顧みず人命救助に尽力した者を対象としている。
黄綬褒章	消防関係業務に精励し衆民の模範である者を対象としている。
藍綬褒章	永年にわたり、消防業務に従事しその功績が顕著な消防団員及び女性防火クラブ役員並びに永年にわたり、消防機器製造業等に従事しその功績が顕著な者を対象としている。
紺綬褒章	消防関係機関等に対し、公益のために一定の金額以上の私財の寄附を行った個人又は団体を対象としている。

資料2-3-14　内閣総理大臣表彰

種　類	内　容
安全功労者表彰	安全功労者総務大臣表彰等の受賞者のうち、国民の安全に対する運動の組織及び運営について顕著な成績を上げ、又は功績があった個人又は団体を毎年「国民安全の日」（７月１日）にちなみ表彰している。
防災功労者表彰	防災功労者消防庁長官表彰等の受賞者のうち、災害時における防災活動について顕著な功績があった者や防災思想の普及又は防災体制の整備について顕著な功績があった個人又は団体を毎年「防災の日」（９月１日）にちなみ表彰している。
感謝状（人命救助）	自らの危険を顧みずに人命救助に尽力した者であって、各府省が紅綬褒章の候補者として内閣府賞勲局に推薦を行い、併せて内閣総理大臣からの賞状等を交付するにふさわしい者として当該府省から推薦があった者に感謝状を授与している。

資料2-3-15　総務大臣表彰

種　類	内　容
安全功労者表彰	安全思想の普及、安全水準の向上等のために顕著な成績を上げ、又は功労があった個人や消防機関以外の団体を表彰している。
消防功労者表彰	広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について功績顕著な消防団員及び女性防火クラブ役員を表彰している。
救急功労者表彰	救急業務の推進に貢献し、国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者等を表彰している。
防災まちづくり大賞	地方公共団体、自主防災組織、教育機関、まちづくり協議会等における防災に関する優れた取組、工夫・アイディア等、防災や住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を推奨し、災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として表彰している。
優良少年消防クラブ及び優良少年消防クラブ指導者表彰	火災予防及び防災に関する思想の普及に貢献している特に優良な少年消防クラブや少年消防クラブ指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的として表彰している。
消防団地域貢献表彰	地域防災力の向上や消防団員の確保等に特に積極的に取り組む消防団及び消防団事務を所管する市町村・消防本部を表彰している。
石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	石油コンビナート等において、自衛防災組織等の技能コンテストを実施し、その技能が特に優良な組織を表彰している。

資料2-3-16　消防庁長官の定例表彰

種　類	内　容
功労章	防災思想の普及、消防施設の整備その他災害の防御に関する対策の実施等について、その成績が特に優秀な消防職員、消防団員等を対象としている。
永年勤続功労章	永年勤続し、その勤務成績が優秀で、他の模範と認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
表彰旗、竿頭綬（かんとうじゅ）	防災思想の普及、消防施設の整備その他災害の防御に関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、他の模範と認められる消防機関を対象としている。

資料2-3-17　消防庁長官の随時表彰

種　類	内　　容
特別功労章	災害に際して消防作業に従事し、功労抜群で他の模範と認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
顕功章	災害に際して消防作業に従事し、特に顕著な功労があると認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
功績章	災害に際して消防作業に従事し、多大な功労があると認められる消防職員、消防団員等を対象としている。
国際協力功労章	「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき派遣され、救急活動等に従事し、功労顕著な消防職員等を対象としている。
顕彰状	職務遂行中に死亡した消防職員、消防団員等を対象としている。
防災功労者表彰	災害における防災活動について顕著な功績がある又は防災思想の普及等についてその成績が特に優秀な個人又は団体を対象としている。
表彰状	災害に際して消防作業に従事し、顕著な功労を上げ又は防災思想の普及等について優秀な成績をおさめた個人又は団体を対象としている。
賞状	災害に際して消防作業に従事し、功労が認められる又は他の模範として推奨されるべき功績が認められる個人又は団体を対象としている。

資料2-3-18　消防関係の各分野における表彰

種　類	内　　容
予防業務優良事例表彰	各消防本部の予防業務の改善や予防業務に従事する消防職員のモチベーションの向上を目的として優れた予防業務に取り組んだ消防本部を表彰している。
危険物保安功労者表彰	危険物の保安に、永年にわたり努められてきた個人、団体を表彰している。
優良危険物関係事業所表彰	危険物の関係法令遵守、危険物の取扱いに係る保安上の措置の自主的かつ積極的な推進等に特に顕著な功績のある危険物関係事業所を表彰している。
危険物安全週間推進標語表彰	危険物の保安に関する行政の推進に協力し、国民の安全保持に顕著な功績があった者として、危険物安全週間推進標語を考えた者を表彰している。
危険物事故防止対策論文表彰	危険物に係る事故防止対策に関する優れた論文を著した者を、危険物事故防止の推進に資することを目的として表彰している。
救急功労者表彰	救急業務の推進に貢献し、国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者等を表彰している。
消防設備保守関係功労者表彰	消防用設備等の設置及び維持管理の適正化等を通じ消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者を表彰している。
優良消防用設備等表彰	高度な消防防災技術の発達、普及を促進し、防火対象物の防火安全性能の向上に資することを目的として、他の模範となる優れた消防用設備等、特殊消防用設備等その他これらに類するものの設置者、設計者、開発者又は施工者を表彰している。
消防機器開発普及功労者表彰	消防機器等の開発普及、業界の発展等を通じ消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者を表彰している。
消防防災科学技術賞	消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報告の分野において、優れた業績をあげた等の個人又は団体を表彰している。
石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト	石油コンビナート等において、自衛防災組織等の技能コンテストを実施し、その技能が特に優良な組織を表彰している。
都道府県消防防災関係事務従事職員表彰	都道府県の消防事務職員の中から永年勤続し、その勤務成績が特に優秀な者を表彰している。
防災まちづくり大賞	地方公共団体、自主防災組織、教育機関、まちづくり協議会等、多様な主体における防災に関する優れた取組、工夫・アイディア等、防災・減災や防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を推奨し、災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として表彰している。
消防団等地域活動表彰	地域に密着し、他の模範となる活動を行っている消防団や、消防団活動への深い理解や協力を示し、地域防災力の向上に寄与している事業所等を表彰している。
優良少年消防クラブ表彰	火災予防及び防災に関する思想の普及に貢献している優良な少年消防クラブの意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的として表彰している。
消防団PRムービーコンテスト	住民の方々に、消防団をより身近なものとして知っていただくため、各都道府県及び市町村から消防団の知名度向上や消防団への入団促進につながる動画作品を募集し、優れた作品を表彰している。

資料2-4-1　教育訓練実施状況

区分			令和６年度（実績）		令和７年度（計画）			
			実施回数（回）	卒業生（人）	実施回数（回）	定員（人）	教育総時間（時間）	教育目的
学科	総合教育	幹部科	4	240	4	240	226	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。
		上級幹部科	1	48	1	48	86	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。
		新任消防長・学校長科	1	32	1	66	60	新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
		消防団長科	2	59	2	60	30	消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。
	専科教育	警防科	2	96	2	96	240	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救助科	2	96	2	96	240	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		救急科	1	48	1	48	177	救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の教育指導者等としての資質を向上させる（指導救命士養成教育を含む。）。
		予防科	2	60	2	60	240	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		危険物科	1	30	1	30	149	危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		火災調査科	2	60	2	96	240	火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。
		新任教官科	1	86	1	72	60	新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。
		現任教官科	1	39	1	48	67	現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、業務運営の企画及び予防業務並びに警防業務を包括的に指導できる能力を向上させる。
	小　計		20	894	20	960		
実務講習	緊急消防援助隊教育科	指揮隊長コース	1	70	1	84	60	緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		高度救助・特別高度救助コース	1	47	1	48	81	高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		NBCコース	1	48	1	48	102	緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		航空隊長コース	1	60	1	60	67	消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
	危機管理・防災教育科	危機管理・国民保護コース	1	38	1	48	39	地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
		自主防災組織育成短期コース	3	142	3	192	10	自主防災組織の育成業務に携わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を修得させる。
		消防団活性化推進コース（行政職員）	1	27	1	30	32	消防団の加入促進や教育訓練等充実強化業務に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。
		消防団上級幹部養成コース（※）	1	5	1	30	18	消防団の幹部に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。
	その他	女性活躍推進コース	1	48	1	48	46	女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。
		査察業務マネジメントコース	1	48	1	48	32	消防本部の予防業務を主管する係長以上の者に対し、違反処理をはじめとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を修得させる。
	小　計		12	533	12	636		
合　計			32	1,427	32	1,596		

（※）　令和７年度から「消防団活性化推進コース（消防団幹部）」に名称変更

資料2-5-1　救急出動件数及び搬送人員の推移

（各年中）

区分／年	救急出動件数					搬送人員					（A）のうち急病による出動件数（B）	（A）に対する（B）の割合（%）
	全出動件数	うち救急自動車による件数（A）	うち消防防災ヘリコプターによる件数	対前年増減数・増減率（%）		全搬送人員	うち救急自動車による搬送人員	うち消防防災ヘリコプターによる搬送人員	対前年増減数・増減率（%）			
平成21年	5,125,936	5,122,226	3,710	25,566	(0.5)	4,686,045	4,682,991	3,054	4,598	(0.1)	3,141,882	61.3
平成22年	5,467,620	5,463,682	3,938	341,684	(6.7)	4,982,512	4,979,537	2,975	296,467	(6.3)	3,389,044	62.0
平成23年	5,711,102	5,707,655	3,447	243,482	(4.5)	5,185,313	5,182,729	2,584	202,801	(4.1)	3,562,208	62.4
平成24年	5,805,701	5,802,455	3,246	94,599	(1.7)	5,252,827	5,250,302	2,525	67,514	(1.3)	3,648,074	62.9
平成25年	5,918,939	5,915,683	3,256	113,238	(2.0)	5,348,623	5,346,087	2,536	95,796	(1.8)	3,732,953	63.1
平成26年	5,988,377	5,984,921	3,456	69,438	(1.2)	5,408,635	5,405,917	2,718	60,012	(1.1)	3,781,249	63.2
平成27年	6,058,190	6,054,815	3,375	69,813	(1.2)	5,481,252	5,478,370	2,882	72,617	(1.3)	3,851,978	63.6
平成28年	6,213,628	6,209,964	3,664	155,438	(2.6)	5,624,034	5,621,218	2,816	142,782	(2.6)	3,975,380	64.0
平成29年	6,345,517	6,342,147	3,370	131,889	(2.1)	5,738,664	5,736,086	2,578	114,630	(2.0)	4,061,989	64.0
平成30年	6,608,341	6,605,213	3,128	262,824	(4.1)	5,962,613	5,960,295	2,318	223,949	(3.9)	4,294,924	65.0
令和元年	6,642,772	6,639,767	3,005	34,431	(0.5)	5,980,258	5,978,008	2,250	17,645	(0.3)	4,335,687	65.3
令和２年	5,935,694	5,933,277	2,417	△707,078	(△10.6)	5,295,727	5,293,830	1,897	△684,531	(△11.4)	3,850,497	64.9
令和３年	6,196,069	6,193,581	2,488	260,375	(4.4)	5,493,658	5,491,744	1,914	197,931	(3.7)	4,054,706	65.5
令和４年	7,232,118	7,229,572	2,546	1,036,049	(16.7)	6,219,299	6,217,283	2,016	725,641	(13.2)	4,884,630	67.6
令和５年	7,640,987	7,638,558	2,429	408,869	(5.7)	6,643,379	6,641,420	1,959	424,080	(6.8)	5,174,494	67.7
令和６年	7,720,740	7,718,380	2,360	79,753	(1.0)	6,771,193	6,769,172	2,021	127,814	(1.9)	5,195,867	67.3

（備考）「救急年報報告」及び「令和６年消防防災ヘリコプターの活用状況調査」により作成

資料2-5-2　救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員

（各年中）

事故種別	令和５年中		令和６年中		対前年比	
	出動件数（搬送人員）	構成比（%）	出動件数（搬送人員）	構成比（%）	増減数	増減率（%）
急病	5,174,494 (4,495,904)	67.7 67.7	5,195,867 (4,557,993)	67.3 67.3	21,373 62,089	0.4 1.4
交通事故	399,577 (360,549)	5.2 5.4	393,941 (355,772)	5.1 5.3	△ 5,636 △ 4,777	△ 1.4 △ 1.3
一般負傷	1,185,397 (1,059,922)	15.5 16.0	1,224,778 (1,101,897)	15.9 16.3	39,381 41,975	3.3 4.0
自損行為	64,146 (42,977)	0.8 0.6	61,731 (42,526)	0.8 0.6	△ 2,415 △ 451	△ 3.8 △ 1.0
労働災害	60,576 (58,752)	0.8 0.9	62,279 (60,530)	0.8 0.9	1,703 1,778	2.8 3.0
加害	27,126 (19,147)	0.4 0.3	27,234 (19,624)	0.4 0.3	108 477	0.4 2.5
運動競技	41,900 (40,766)	0.5 0.6	43,261 (42,112)	0.6 0.6	1,361 1,346	3.2 3.3
火災	24,029 (4,997)	0.3 0.1	24,059 (4,938)	0.3 0.1	30 △ 59	0.1 △ 1.2
水難	4,662 (1,808)	0.1 0.0	4,787 (1,832)	0.1 0.0	125 24	2.7 1.3
自然災害	653 (382)	0.0 0.0	770 (575)	0.0 0.0	117 193	17.9 50.5
転院搬送	556,367 (552,422)	7.3 8.3	581,928 (578,251)	7.5 8.5	25,561 25,829	4.6 4.7
その他（上記以外）	99,631 (3,794)	1.3 0.1	97,745 (3,122)	1.3 0.0	△ 1,886 △ 672	△ 1.9 △ 17.7
合　　計	7,638,558 (6,641,420)	100 100	7,718,380 (6,769,172)	100 100	79,822 127,752	1.0 1.9

（備考）　1　「救急年報報告」により作成
　　2　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料2-5-3　救急自動車による都道府県別事故種別救急出動件数

（令和６年中　単位：件）

区分 / 都道府県	火災	自然災害	水　難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加　害	自損行為	急　病	転院搬送	医師搬送	資器材等輸送	その他	計
北海道	1,112	19	198	10,829	2,637	1,145	47,782	683	3,081	197,728	30,811	146	3	5,690	301,864
青森	402	3	72	2,883	436	287	7,885	125	497	40,098	5,297	58	7	408	58,458
岩手	173	6	49	2,588	600	338	7,382	103	511	39,479	6,284	18	0	394	57,925
宮城	410	10	52	5,397	1,149	811	17,572	441	1,394	87,372	13,472	784	29	1,367	130,260
秋田	200	5	44	2,176	359	215	6,680	76	410	32,900	3,026	7	0	425	46,523
山形	163	9	23	2,291	428	228	7,173	68	383	33,490	4,615	2	0	360	49,233
福島	258	3	49	4,752	943	592	13,172	172	860	65,248	7,908	108	47	754	94,866
茨城	810	3	153	9,886	1,732	1,233	22,013	522	1,456	111,158	11,596	641	10	1,438	162,651
栃木	386	12	40	6,508	984	513	13,001	326	975	65,870	9,613	13	16	1,107	99,364
群馬	450	4	48	6,700	1,089	725	15,548	268	1,008	72,657	10,023	1,059	80	1,045	110,704
埼玉	1,589	31	127	24,400	3,571	2,552	66,541	1,789	4,120	306,685	29,543	156	97	8,236	449,437
千葉	1,729	21	219	20,150	3,264	2,025	60,955	1,794	3,383	269,851	27,804	37	67	7,519	398,818
東京	3,779	18	561	42,062	6,077	5,718	172,740	5,693	7,144	638,332	45,490	149	619	12,888	941,270
神奈川	1,759	41	286	25,756	3,717	3,118	102,690	2,345	4,262	418,165	31,997	1,201	25	7,433	602,795
新潟	316	31	110	5,291	1,333	678	18,205	250	1,070	80,336	12,325	931	0	1,300	122,176
富山	165	23	75	2,494	511	298	8,827	101	367	35,932	4,816	14	61	245	53,929
石川	125	248	56	2,604	567	307	9,244	96	328	40,037	4,940	11	14	471	59,048
福井	82	5	49	2,058	320	259	5,667	61	218	22,320	2,972	2	22	288	34,323
山梨	164	3	39	3,112	723	452	8,168	100	412	31,742	3,035	28	29	273	48,280
長野	344	4	65	5,476	959	687	19,223	255	868	77,451	10,707	119	3	580	116,741
岐阜	360	4	148	6,972	1,213	788	16,916	239	816	68,286	7,773	39	29	637	104,220
静岡	540	28	175	10,681	1,896	1,162	29,637	410	1,501	129,690	20,805	47	11	1,588	198,171
愛知	1,010	13	173	21,777	3,801	2,275	58,861	1,200	3,676	299,280	27,946	118	543	5,174	425,847
三重	314	1	77	6,156	966	578	16,793	236	619	74,468	8,873	18	10	308	109,417
滋賀	216	5	77	5,055	789	491	11,405	170	589	52,284	4,264	4	0	543	75,892
京都	539	4	61	10,389	1,189	927	28,193	539	1,183	116,243	8,218	34	1	1,440	168,960
大阪	1,982	13	201	40,403	4,927	3,151	115,033	3,843	5,548	486,093	38,339	796	7	3,754	704,090
兵庫	768	13	138	18,285	2,676	1,831	58,551	1,081	2,635	226,055	26,477	218	2	6,039	344,769
奈良	235	1	31	4,685	849	511	14,974	205	632	60,716	7,456	1,194	1	342	91,832
和歌山	99	3	72	3,731	529	299	9,612	146	469	39,447	4,284	234	10	581	59,516
鳥取	61	2	36	1,439	296	259	4,462	53	185	20,770	2,740	40	3	152	30,498
島根	88	5	51	1,565	313	234	5,688	67	227	24,681	3,599	66	1	253	36,838
岡山	318	1	74	6,665	965	673	16,530	231	777	67,572	10,732	79	5	692	105,314
広島	392	3	97	9,271	1,239	772	25,202	427	1,169	101,068	16,299	222	2	1,326	157,489
山口	239	17	70	3,716	628	436	12,476	185	569	49,878	9,697	283	2	597	78,793
徳島	61	2	33	2,578	394	246	6,463	92	290	26,638	4,656	6	0	307	41,766
香川	204	1	34	3,455	489	321	8,813	112	400	34,944	6,073	28	0	123	54,997
愛媛	184	17	77	5,021	723	446	12,774	207	579	51,974	10,216	101	11	401	82,731
高知	51	0	53	2,434	360	248	7,618	106	327	30,378	4,563	55	1	163	46,357
福岡	621	35	181	14,325	2,318	1,834	49,787	903	2,645	209,982	24,312	11	203	4,359	311,516
佐賀	194	15	32	2,662	365	419	6,030	96	282	26,942	6,040	7	0	795	43,879
長崎	89	1	90	3,040	505	433	12,830	129	521	50,030	8,747	134	5	427	76,981
熊本	344	2	76	5,774	954	791	16,794	245	812	69,127	9,188	45	3	1,027	105,182
大分	151	7	58	3,461	494	451	10,855	157	422	41,701	7,829	255	2	529	66,372
宮崎	141	54	52	2,909	549	364	7,878	154	519	37,115	6,906	18	1	212	56,872
鹿児島	166	19	113	5,080	960	640	14,576	258	770	64,385	13,059	44	2	921	100,993
沖縄	276	5	192	4,999	493	500	15,559	475	822	69,269	6,563	21	6	1,243	100,423
計	24,059	770	4,787	393,941	62,279	43,261	1,224,778	27,234	61,731	5,195,867	581,928	9,601	1,990	86,154	7,718,380

（備考）「救急年報報告」により作成

資料2-5-4　救急自動車による都道府県別事故種別救急搬送人員

（令和６年中　単位：人）

区分 / 都道府県	火　災	自然災害	水　難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加　害	自損行為	急　病	転院搬送	その他（左記以外）	計
北海道	238	14	78	9,935	2,553	1,110	43,824	534	2,234	175,375	30,545	395	266,835
青森	72	3	30	2,545	429	277	7,406	101	356	36,887	5,273	11	53,390
岩手	55	2	21	2,412	585	329	6,930	79	337	36,344	6,237	6	53,337
宮城	95	10	16	4,799	1,098	775	15,890	325	1,005	76,915	13,428	5	114,361
秋田	46	3	20	1,958	351	213	6,340	61	268	30,751	3,007	4	43,022
山形	40	5	10	2,150	424	219	6,757	56	255	30,998	4,603	10	45,527
福島	83	2	18	4,448	918	581	12,254	127	578	59,216	7,882	81	86,188
茨城	126	2	43	9,541	1,692	1,190	20,378	400	994	99,284	11,514	23	145,187
栃木	64	10	11	5,709	941	472	11,491	219	629	56,864	9,563	11	85,984
群馬	95	0	12	5,938	1,048	688	14,111	207	692	64,469	9,946	34	97,240
埼玉	255	14	23	21,355	3,423	2,463	58,244	1,157	2,700	257,808	29,369	66	376,877
千葉	283	12	72	18,283	3,154	2,002	54,144	1,135	2,181	225,508	27,668	339	334,781
東京	615	11	247	37,477	5,945	5,619	152,458	4,178	5,106	546,583	44,863	1	803,103
神奈川	310	39	88	22,951	3,589	3,016	90,590	1,709	3,021	351,515	31,818	156	508,802
新潟	81	29	39	5,040	1,293	661	16,948	187	743	73,207	12,240	24	110,492
富山	44	22	38	2,441	509	290	8,469	92	252	33,868	4,829	13	50,867
石川	41	193	28	2,332	556	295	8,349	75	218	35,809	4,933	77	52,906
福井	20	5	17	2,085	314	257	5,339	52	135	20,633	2,961	29	31,847
山梨	33	1	10	2,965	690	435	7,668	85	288	29,287	3,024	8	44,494
長野	122	0	18	5,403	947	666	18,561	226	614	72,425	10,665	20	109,667
岐阜	107	3	56	6,820	1,197	788	16,139	186	595	63,914	7,731	21	97,557
静岡	105	3	69	9,641	1,808	1,117	26,842	290	1,064	114,523	20,669	89	176,220
愛知	285	10	60	20,226	3,718	2,229	55,041	911	2,654	272,869	27,840	45	385,888
三重	51	0	28	5,822	940	568	15,514	191	422	68,111	8,848	10	100,505
滋賀	35	3	13	4,881	780	490	10,630	130	388	48,396	4,221	2	69,969
京都	125	4	26	9,560	1,167	910	25,773	420	840	103,005	8,168	37	150,035
大阪	426	10	66	35,190	4,916	3,142	97,842	2,555	3,679	421,070	38,216	143	607,255
兵庫	170	13	56	16,245	2,576	1,774	51,931	796	1,778	198,904	26,364	97	300,704
奈良	44	0	8	4,419	819	505	13,987	167	448	55,517	7,413	0	83,327
和歌山	38	2	35	3,489	516	298	9,050	118	343	36,358	4,257	14	54,518
鳥取	18	1	11	1,360	293	265	4,309	43	126	19,603	2,718	3	28,750
島根	25	2	21	1,434	306	233	5,482	58	156	23,394	3,583	3	34,697
岡山	88	1	36	6,219	941	668	15,418	167	558	61,395	10,697	157	96,345
広島	98	2	40	7,620	1,179	737	22,157	274	782	86,255	16,062	34	135,240
山口	37	15	28	3,115	598	385	11,047	121	337	42,868	9,644	23	68,218
徳島	32	2	18	2,454	383	235	5,959	73	202	23,885	4,621	15	37,879
香川	45	2	12	3,093	491	322	7,931	84	253	30,369	6,066	10	48,678
愛媛	50	8	34	4,704	697	440	11,895	181	394	47,364	10,146	15	75,928
高知	18	1	23	2,176	363	239	7,230	85	239	27,069	4,535	24	42,002
福岡	136	34	65	13,115	2,217	1,754	45,460	699	1,845	187,598	24,187	539	277,649
佐賀	17	13	12	2,497	362	430	5,803	83	206	24,796	6,020	287	40,526
長崎	49	2	50	2,608	480	409	11,501	87	334	42,810	8,626	136	67,092
熊本	55	2	31	5,108	922	755	15,484	178	567	60,993	9,125	10	93,230
大分	40	8	28	3,030	479	422	10,083	118	270	36,823	7,787	16	59,104
宮崎	23	43	23	2,424	545	350	6,878	99	354	30,021	6,876	12	47,648
鹿児島	55	14	53	4,542	910	619	13,459	200	516	57,693	12,939	12	91,012
沖縄	48	0	91	4,213	468	470	12,901	305	570	58,644	6,524	55	84,289
計	4,938	575	1,832	355,772	60,530	42,112	1,101,897	19,624	42,526	4,557,993	578,251	3,122	6,769,172

（備考）「救急年報報告」により作成

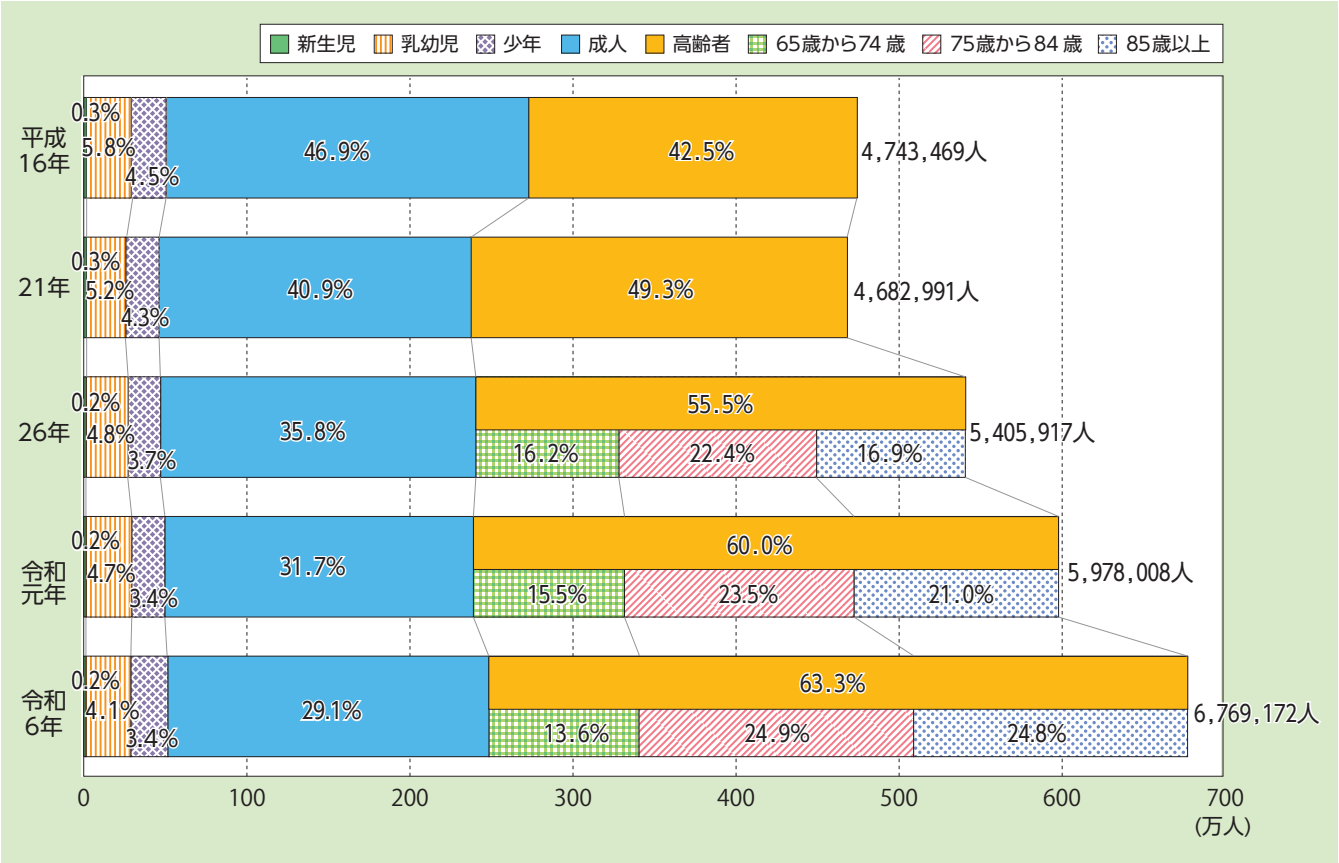
資料2-5-5　救急自動車による事故種別傷病程度別搬送人員の状況

（令和６年中）

区分 / 事故種別	死　亡	重　症（長期入院）	中等症（入院診療）	軽　症（外来診療）	その他	計
急　病	72,228 (1.6)	312,410 (6.9)	2,039,511 (44.7)	2,132,687 (46.8)	1,157 (0.0)	4,557,993 (100)
交通事故	1,529 (0.4)	13,507 (3.8)	80,169 (22.5)	260,466 (73.2)	101 (0.0)	355,772 (100)
一般負傷	5,952 (0.5)	58,129 (5.3)	402,360 (36.5)	635,184 (57.6)	272 (0.0)	1,101,897 (100)
その他（上記以外）	6,490 (0.9)	107,425 (14.3)	495,872 (65.8)	143,013 (19.0)	710 (0.1)	753,510 (100)
計	86,199 (1.3)	491,471 (7.3)	3,017,912 (44.6)	3,171,350 (46.8)	2,240 (0.0)	6,769,172 (100)

（備考）　1　「救急年報報告」により作成
2　初診時における傷病程度は次によっている。
（1）　死　亡　　初診時において死亡が確認されたもの
（2）　重　症（長期入院）　傷病程度が３週間以上の入院加療を必要とするもの
（3）　中等症（入院診療）　傷病程度が重症又は軽症以外のもの
（4）　軽　症（外来診療）　傷病程度が入院加療を必要としないもの
（5）　その他　　医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、その他の場所へ搬送したもの
※　なお、傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だったものや、通院による治療が必要だったものも含まれる。
3　（　）内は構成比を示し、単位は％である。
4　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料2-5-6　救急自動車による年齢区分別搬送人員構成比の推移



（備考）　1　「救急年報報告」により作成
2　年齢区分は次によっている。
（1）　新生児　生後28日未満の者
（2）　乳幼児　生後28日以上満７歳未満の者
（3）　少　年　満７歳以上満18歳未満の者
（4）　成　人　満18歳以上満65歳未満の者
（5）　高齢者　満65歳以上の者
3　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料2-5-7　救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況

（令和６年中）

事故種別／年齢区分	急　病	交通事故	一般負傷	その他（左記以外）	合　計	（参考）令和２年国勢調査人口（構成比）
新生児（構成比：%）	2,104（0.0）	28（0.0）	308（0.0）	9,854（1.3）	12,294（0.2）	6,511,322（5.3）
乳幼児（構成比：%）	190,287（4.2）	7,901（2.2）	62,438（5.7）	14,936（2.0）	275,562（4.1）	
少　年（構成比：%）	117,425（2.6）	34,486（9.7）	36,498（3.3）	38,523（5.1）	226,932（3.4）	11,751,136（9.5）
成　人（構成比：%）	1,301,094（28.5）	208,576（58.6）	199,169（18.1）	260,592（34.6）	1,969,431（29.1）	69,615,998（56.5）
高齢者（構成比：%）	2,947,083（64.7）	104,781（29.5）	803,484（72.9）	429,605（57.0）	4,284,953（63.3）	35,335,805（28.7）
うち、65歳から74歳（構成比：%）	626,021（13.7）	43,776（12.3）	142,872（13.0）	106,907（14.2）	919,576（13.6）	17,087,063（13.9）
うち、75歳から84歳（構成比：%）	1,166,225（25.6）	45,491（12.8）	302,962（27.5）	170,221（22.6）	1,684,899（24.9）	12,227,656（9.9）
うち、85歳以上（構成比：%）	1,154,837（25.3）	15,514（4.4）	357,650（32.5）	152,477（20.2）	1,680,478（24.8）	6,021,086（4.9）
合　計（構成比：%）	4,557,993（100）	355,772（100）	1,101,897（100）	753,510（100）	6,769,172（100）	123,214,261（100）

（備考）　1　「救急年報報告」により作成
2　年齢区分は次によっている。
（1）　新生児　生後28日未満の者
（2）　乳幼児　生後28日以上満７歳未満の者
（3）　少　年　満７歳以上満18歳未満の者
（4）　成　人　満18歳以上満65歳未満の者
（5）　高齢者　満65歳以上の者
3　令和２年国勢調査人口中の年齢不詳2,931,838人は含まれていない。

資料2-5-8　救急隊員が行った応急処置等の状況

事故種別		急病	交通事故	一般負傷	その他(左記以外)	合計
応急処置等対象搬送人員		4,501,492	347,582	1,081,858	743,436	6,674,368
応急処置等項目	止血	18,797 (0.1)	16,721 (1.2)	84,850 (2.1)	15,066 (0.5)	135,434 (0.5)
	被覆	19,476 (0.1)	60,087 (4.3)	209,985 (5.1)	31,869 (1.1)	321,417 (1.2)
	固定	25,264 (0.1)	117,310 (8.3)	132,309 (3.2)	35,399 (1.2)	310,282 (1.2)
	保温	899,478 (4.9)	51,081 (3.6)	199,558 (4.9)	135,881 (4.7)	1,285,998 (4.8)
	酸素吸入	845,723 (4.6)	21,951 (1.6)	52,379 (1.3)	184,558 (6.4)	1,104,611 (4.1)
	人工呼吸	34,518 (0.2)	619 (0.0)	3,099 (0.1)	4,099 (0.1)	42,335 (0.2)
	胸骨圧迫	14,051 (0.1)	296 (0.0)	1,324 (0.0)	1,246 (0.0)	16,917 (0.1)
	※うち自動式心マッサージ器	6,752	86	659	484	7,981
	心肺蘇生	110,349 (0.6)	2,223 (0.2)	10,501 (0.3)	9,179 (0.3)	132,252 (0.5)
	※うち自動式心マッサージ器	41,039	542	3,799	3,090	48,470
	※在宅療法継続	63,913 (0.3)	433 (0.0)	6,231 (0.2)	6,279 (0.2)	76,856 (0.3)
	※ショックパンツ	29 (0.0)	6 (0.0)	12 (0.0)	12 (0.0)	59 (0.0)
	※血圧測定	4,199,917 (22.9)	337,014 (23.9)	1,022,835 (24.9)	697,524 (24.1)	6,257,290 (23.4)
	※心音・呼吸音聴取	1,454,873 (7.9)	105,531 (7.5)	195,451 (4.8)	149,786 (5.2)	1,905,641 (7.1)
	※血中酸素飽和度測定	4,364,229 (23.8)	342,188 (24.2)	1,060,902 (25.8)	723,282 (24.9)	6,490,601 (24.3)
	※心電図測定	2,967,986 (16.2)	123,557 (8.7)	422,975 (10.3)	399,150 (13.8)	3,913,668 (14.6)
	気道確保	165,069 (0.9)	3,406 (0.2)	15,349 (0.4)	14,804 (0.5)	198,628 (0.7)
	※うち経鼻エアウェイ	5,896	74	443	704	7,117
	※うち喉頭鏡、鉗子等	3,618	67	2,421	224	6,330
	※うちラリンゲアルマスク等	42,251	638	2,928	2,399	48,216
	※うち気管挿管	7,517	114	2,183	697	10,511
	※除細動	11,790 (0.1)	156 (0.0)	405 (0.0)	570 (0.0)	12,921 (0.0)
	※静脈路確保	84,267 (0.5)	2,120 (0.2)	7,051 (0.2)	4,954 (0.2)	98,392 (0.4)
	※うちCPA前	34,697	1,325	1,937	1,554	39,513
	※うちCPA後	49,570	795	5,114	3,400	58,879
	※薬剤投与	39,030 (0.2)	701 (0.0)	3,972 (0.1)	2,727 (0.1)	46,430 (0.2)
	※血糖測定	85,721 (0.5)	660 (0.0)	2,722 (0.1)	1,442 (0.0)	90,545 (0.3)
	※ブドウ糖投与	10,627 (0.1)	29 (0.0)	40 (0.0)	50 (0.0)	10,746 (0.0)
	※自己注射が可能なアドレナリン製剤	283 (0.0)	11 (0.0)	46 (0.0)	25 (0.0)	365 (0.0)
	その他の処置	2,910,285 (15.9)	226,106 (16.0)	677,428 (16.5)	481,907 (16.6)	4,295,726 (16.1)
合計		18,325,675 (100)	1,412,206 (100)	4,109,424 (100)	2,899,809 (100)	26,747,114 (100)
拡大された応急処置等		13,389,738	913,927	2,735,075	1,993,399	19,032,139

(備考)　1　「救急年報報告」により作成
2　1人につき複数の応急処置等を行うこともあるため、応急処置等対象搬送人員と事故種別ごとの応急処置等の項目の計は一致しない。
3　(　) 内は構成比を示し、単位は%である。
4　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。
5　※は平成3年以降に拡大された応急処置等の項目である。
6　救急自動車により搬送された傷病者に行った応急処置等の状況を示す。

資料2-5-9　救急業務実施市町村数の推移

（各年４月１日現在）

区分＼年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
市町村数	1,742	1,692	1,689	1,685	1,685	1,686	1,689	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690	1,690
市町村実施率（%）	98.0	97.9	97.9	98.0	98.0	98.0	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3	98.3
人口カバー率（%）	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

（備考）「救急年報報告」により作成

資料2-5-10　都道府県別救急業務実施状況

（令和７年４月１日現在）

都道府県名	市町村数	人口 R２国勢調査 確定値	救急業務実施市町村A		実施率		出動件数		対前年 増減率 C－B／B ×100（%）	A内における人口１万人当たりの救急出動件数（件）
			市町村数	人　口	市町村数 (%)	人　口 (%)	令和５年中 B (件)	令和６年中 C (件)		
北海道	179	5,224,614	179	5,224,614	100.0%	100.0%	312,477	301,864	△3.4%	578
青森	40	1,237,984	40	1,237,984	100.0%	100.0%	60,197	58,458	△2.9%	472
岩手	33	1,210,534	33	1,210,534	100.0%	100.0%	59,272	57,925	△2.3%	479
宮城	35	2,301,996	35	2,301,996	100.0%	100.0%	130,226	130,260	0.0%	566
秋田	25	959,502	25	959,502	100.0%	100.0%	48,413	46,523	△3.9%	485
山形	35	1,068,027	35	1,068,027	100.0%	100.0%	50,228	49,233	△2.0%	461
福島	59	1,833,152	59	1,833,152	100.0%	100.0%	94,290	94,866	0.6%	518
茨城	44	2,867,009	44	2,867,009	100.0%	100.0%	163,049	162,651	△0.2%	567
栃木	25	1,933,146	25	1,933,146	100.0%	100.0%	98,776	99,364	0.6%	514
群馬	35	1,939,110	35	1,939,110	100.0%	100.0%	108,191	110,704	2.3%	571
埼玉	63	7,344,765	63	7,344,765	100.0%	100.0%	438,761	449,437	2.4%	612
千葉	54	6,284,480	54	6,284,480	100.0%	100.0%	399,659	398,818	△0.2%	635
東京	40	14,047,594	34	14,039,550	85.0%	99.9%	924,100	941,270	1.9%	670
神奈川	33	9,237,337	33	9,237,337	100.0%	100.0%	594,883	602,795	1.3%	653
新潟	30	2,201,272	30	2,201,272	100.0%	100.0%	120,057	122,176	1.8%	555
富山	15	1,034,814	15	1,034,814	100.0%	100.0%	52,970	53,929	1.8%	521
石川	19	1,132,526	19	1,132,526	100.0%	100.0%	55,982	59,048	5.5%	521
福井	17	766,863	17	766,863	100.0%	100.0%	34,379	34,323	△0.2%	448
山梨	27	809,974	27	809,974	100.0%	100.0%	46,989	48,280	2.7%	596
長野	77	2,048,011	77	2,048,011	100.0%	100.0%	112,958	116,741	3.3%	570
岐阜	42	1,978,742	42	1,978,742	100.0%	100.0%	104,083	104,220	0.1%	527
静岡	35	3,633,202	35	3,633,202	100.0%	100.0%	195,785	198,171	1.2%	545
愛知	54	7,542,415	54	7,542,415	100.0%	100.0%	419,704	425,847	1.5%	565
三重	29	1,770,254	29	1,770,254	100.0%	100.0%	112,538	109,417	△2.8%	618
滋賀	19	1,413,610	19	1,413,610	100.0%	100.0%	75,766	75,892	0.2%	537
京都	26	2,578,087	26	2,578,087	100.0%	100.0%	166,500	168,960	1.5%	655
大阪	43	8,837,685	43	8,837,685	100.0%	100.0%	690,073	704,090	2.0%	797
兵庫	41	5,465,002	41	5,465,002	100.0%	100.0%	340,738	344,769	1.2%	631
奈良	39	1,324,473	39	1,324,473	100.0%	100.0%	90,390	91,832	1.6%	693
和歌山	30	922,584	29	919,793	96.7%	99.7%	58,884	59,516	1.1%	647
鳥取	19	553,407	19	553,407	100.0%	100.0%	30,887	30,498	△1.3%	551
島根	19	671,126	19	671,126	100.0%	100.0%	36,554	36,838	0.8%	549
岡山	27	1,888,432	27	1,888,432	100.0%	100.0%	104,564	105,314	0.7%	558
広島	23	2,799,702	23	2,799,702	100.0%	100.0%	156,805	157,489	0.4%	563
山口	19	1,342,059	19	1,342,059	100.0%	100.0%	78,419	78,793	0.5%	587
徳島	24	719,559	21	711,284	87.5%	98.8%	40,753	41,766	2.5%	587
香川	17	950,244	16	947,141	94.1%	99.7%	54,385	54,997	1.1%	581
愛媛	20	1,334,841	20	1,334,841	100.0%	100.0%	79,305	82,731	4.3%	620
高知	34	691,527	34	691,527	100.0%	100.0%	46,822	46,357	△1.0%	670
福岡	60	5,135,214	60	5,135,214	100.0%	100.0%	309,439	311,516	0.7%	607
佐賀	20	811,442	20	811,442	100.0%	100.0%	43,880	43,879	△0.0%	541
長崎	21	1,312,317	21	1,312,317	100.0%	100.0%	76,134	76,981	1.1%	587
熊本	45	1,738,301	45	1,738,301	100.0%	100.0%	103,745	105,182	1.4%	605
大分	18	1,123,852	18	1,123,852	100.0%	100.0%	64,204	66,372	3.4%	591
宮崎	26	1,069,576	22	1,059,761	84.6%	99.1%	55,111	56,872	3.2%	537
鹿児島	43	1,588,256	41	1,587,111	95.3%	99.9%	99,484	100,993	1.5%	636
沖縄	41	1,467,480	29	1,449,724	70.7%	98.8%	97,749	100,423	2.7%	693
計	1,719	126,146,099	1,690	126,095,170	98.3%	99.9%	7,638,558	7,718,380	1.0%	612

（備考）「救急年報報告」により作成

資料2-5-11　医療機関への受入照会回数４回以上の事案の推移

（各年中）

	令和２年		令和３年		令和４年		令和５年		令和６年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
重症以上傷病者搬送事案	12,998	3.0%	19,174	4.3%	34,580	7.2%	30,069	6.3%	26,020	5.4%
産科・周産期傷病者搬送事案	525	3.8%	572	4.6%	982	6.7%	860	5.9%	806	5.8%
小児傷病者搬送事案	4,977	1.9%	7,088	2.4%	15,347	3.9%	16,260	3.5%	13,426	3.3%
救命救急センター搬送事案	24,253	3.0%	33,454	4.0%	66,783	7.0%	62,028	6.2%	55,379	5.5%

（備考）　1　「救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」により作成
2　重複あり
3　割合については、それぞれの類型の総搬送人員に対する割合
4　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料2-5-12　現場滞在時間30分以上の事案の推移

（各年中）

	令和２年		令和３年		令和４年		令和５年		令和６年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
重症以上傷病者搬送事案	26,807	6.1%	34,709	7.7%	50,615	10.6%	50,287	10.5%	50,072	10.4%
産科・周産期傷病者搬送事案	1,171	8.5%	1,366	11.0%	2,215	15.2%	1,865	12.8%	1,744	12.4%
小児傷病者搬送事案	9,680	3.7%	13,340	4.5%	33,678	8.6%	28,917	6.2%	24,666	6.1%
救命救急センター搬送事案	50,988	6.4%	62,089	7.5%	104,720	11.0%	100,317	10.0%	96,556	9.6%

（備考）　1　「救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」により作成
2　重複あり
3　割合については、それぞれの類型の総搬送人員に対する割合
4　小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料2-5-13　一般市民による応急手当の実施の有無

（各年中）

	救急隊が搬送した心肺機能停止傷病者総数	心原性でかつ心肺停止の時点が一般市民により目撃された傷病者数										
			うち、一般市民による応急手当あり	１か月後生存者数		1か月後社会復帰者数		うち、一般市民による応急手当なし	１か月後生存者数		1か月後社会復帰者数	
					１か月後生存率		１か月後社会復帰率			１か月後生存率		１か月後社会復帰率
平成21年	115,250	21,112	10,834	1,495	13.8%	991	9.1%	10,278	922	9.0%	504	4.9%
平成22年	123,095	22,463	11,195	1,572	14.0%	1,065	9.5%	11,268	989	8.8%	478	4.2%
平成23年	127,109	23,296	11,536	1,642	14.2%	1,142	9.9%	11,760	1013	8.6%	535	4.5%
平成24年	127,866	23,797	12,248	1,741	14.2%	1,193	9.7%	11,549	995	8.6%	517	4.5%
平成25年	123,987	25,469	13,015	1,932	14.8%	1,392	10.7%	12,454	1,103	8.9%	619	5.0%
平成26年	125,951	25,255	13,679	2,106	15.4%	1,476	10.8%	11,576	976	8.4%	496	4.3%
平成27年	123,421	24,496	13,672	2,195	16.1%	1,594	11.7%	10,824	991	9.2%	509	4.7%
平成28年	123,554	25,569	14,354	2,359	16.4%	1,681	11.7%	11,215	1,041	9.3%	545	4.9%
平成29年	127,018	25,538	14,448	2,404	16.6%	1,724	11.9%	11,090	1,040	9.4%	508	4.6%
平成30年	127,718	25,756	14,965	2,618	17.5%	1,873	12.5%	10,791	966	9.0%	482	4.5%
令和元年	126,271	25,560	14,789	2,561	17.3%	1,820	12.3%	10,771	998	9.3%	471	4.4%
令和２年	125,928	25,790	14,974	2,273	15.2%	1,530	10.2%	10,816	882	8.2%	412	3.8%
令和３年	129,144	26,500	15,225	2,153	14.1%	1,477	9.7%	11,275	791	7.0%	361	3.2%
令和４年	142,728	28,834	17,068	2,190	12.8%	1,508	8.8%	11,766	781	6.6%	386	3.3%
令和５年	140,575	28,354	16,927	2,511	14.8%	1,697	10.0%	11,427	837	7.3%	393	3.4%
令和６年	140,088	27,769	16,728	2,561	15.3%	1,745	10.4%	11,041	873	7.9%	405	3.7%

（備考）　1　「救急年報報告」により作成
2　東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

資料2-5-14　熱中症による救急搬送状況の年別推移

（各年中）

	年齢区分別（人）						初診時における傷病程度別（人）						発生場所別（人）								
	新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計	住居	仕事場①	仕事場②	教育機関	公衆(屋内)	公衆(屋外)	道路	その他	合計
令和２年	3	329	5,253	21,756	37,528	64,869	112	1,783	23,662	39,037	275	64,869	28,121	7,065	1,599	2,901	4,340	6,130	11,276	3,437	64,869
	0.0%	0.5%	8.1%	33.5%	57.9%		0.2%	2.7%	36.5%	60.2%	0.4%		43.4%	10.9%	2.5%	4.5%	6.7%	9.4%	17.4%	5.3%	
令和３年	7	359	4,610	15,959	26,942	47,877	80	1,143	16,463	29,758	433	47,877	18,882	5,369	1,421	2,404	3,172	5,298	8,378	2,953	47,877
	0.0%	0.7%	9.6%	33.3%	56.3%		0.2%	2.4%	34.4%	62.2%	0.9%		39.4%	11.2%	3.0%	5.0%	6.6%	11.1%	17.5%	6.2%	
令和４年	2	566	7,636	24,100	38,725	71,029	80	1,633	22,586	46,411	319	71,029	28,064	8,127	1,690	3,975	5,248	8,368	11,807	3,750	71,029
	0.0%	0.8%	10.8%	33.9%	54.5%		0.1%	2.3%	31.8%	65.3%	0.4%		39.5%	11.4%	2.4%	5.6%	7.4%	11.8%	16.6%	5.3%	
令和５年	5	796	9,583	30,910	50,173	91,467	107	1,889	27,545	61,456	470	91,467	36,541	9,324	2,013	4,310	7,497	11,742	15,186	4,854	91,467
	0.0%	0.9%	10.5%	33.8%	54.9%		0.1%	2.1%	30.1%	67.2%	0.5%		39.9%	10.2%	2.2%	4.7%	8.2%	12.8%	16.6%	5.3%	
令和６年	2	601	8,787	32,222	55,966	97,578	120	2,178	31,194	63,718	368	97,578	37,116	9,870	2,332	3,885	7,644	12,727	18,576	5,428	97,578
	0.0%	0.6%	9.0%	33.0%	57.4%		0.1%	2.2%	32.0%	65.3%	0.4%		38.0%	10.1%	2.4%	4.0%	7.8%	13.0%	19.0%	5.6%	
令和７年	3	531	8,447	34,096	57,433	100,510	117	2,217	34,399	63,447	330	100,510	38,292	10,559	2,226	3,553	8,462	12,175	19,773	5,470	100,510
	0.0%	0.5%	8.4%	33.9%	57.1%		0.1%	2.2%	34.2%	63.1%	0.3%		38.1%	10.5%	2.2%	3.5%	8.4%	12.1%	19.7%	5.4%	

（備考）　1　令和２年は６月～９月、令和３年～７年は５月～９月の搬送人員

2　年齢区分は次によっている。

（1）　新生児　生後28日未満の者
（2）　乳幼児　生後28日以上満７歳未満の者
（3）　少　年　満７歳以上満18歳未満の者
（4）　成　人　満18歳以上満65歳未満の者
（5）　高齢者　満65歳以上の者

3　初診時における傷病程度は次によっている。

（1）　死　亡　　初診時において死亡が確認されたもの
（2）　重　症（長期入院）　傷病程度が３週間以上の入院加療を必要とするもの
（3）　中等症（入院診療）　傷病程度が重症又は軽症以外のもの
（4）　軽　症（外来診療）　傷病程度が入院加療を必要としないもの
（5）　その他　　医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所へ搬送したもの

※なお、傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だったものや通院による治療が必要だったものも含まれる。

4　発生場所は次によっている。

（1）　住　居　　敷地内全ての場所を含む。
（2）　仕事場①　　道路工事現場、工場、作業所等
（3）　仕事場②　　田畑、森林、海、川等　（農・畜・水産作業を行っている場合のみ）
（4）　教育機関　　幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等
（5）　公衆（屋内）　不特定者が出入りする場所の屋内部分（劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅（地下ホーム）等）
（6）　公衆（屋外）　不特定者が出入りする場所の屋外部分（競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅（屋外ホーム）等）
（7）　道　路　　一般道路、歩道、有料道路、高速道路等
（8）　その他　　上記に該当しない項目

資料2-6-1　救助活動件数及び救助人員の推移

（各年中）

区分 / 年	救助活動件数		救助人員	
	件　数	対前年増減比（%）	人　員	対前年増減比（%）
令和２年	59,977	△ 2.2	57,952	△ 9.0
令和３年	63,198	5.4	59,861	3.3
令和４年	68,123	7.8	62,679	4.7
令和５年	71,707	5.3	66,815	6.6
令和６年	72,017	0.4	67,894	1.6

（備考）　1　「救助年報報告」により作成
　　2　消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等も含めている。本節の以下のデータにおいても同じ。

資料2-6-2　都道府県別救助活動件数及び救助人員

（令和６年中）

区分 / 都道府名	火災		交通事故		水難事故		風水害等自然災害事故		機械による事故		建物等による事故		ガス及び酸欠事故		破裂事故		その他		合計	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	113	69	563	840	144	206	6	4	31	27	1,325	633	24	9			739	545	2,945	2,333
青森	46	12	144	186	41	39			7	23	101	84	9	6			82	80	430	430
岩手	10	8	126	148	28	29	4	12	17	26	85	82	3	3			94	98	367	406
宮城	56	30	180	204	41	43			14	17	247	249	12	14			131	130	681	687
秋田	47	17	119	168	31	31	5	28	8	9	53	50	1	1			63	74	327	378
山形	20	9	116	147	17	20	11	132	5	5	60	62	5	5			90	95	324	475
福島	29	8	187	279	39	57			16	16	102	99	8	15			106	209	487	683
茨城	202	92	370	465	108	106			26	25	396	381	20	15			219	242	1,341	1,326
栃木	67	22	212	245	31	27	1	3	10	10	233	209	3	2			222	209	779	727
群馬	56	15	200	240	37	37	3	58	16	22	127	133	10	11			259	256	708	772
埼玉	617	99	426	450	103	84	19	18	37	43	2,643	1,742	38	24			895	434	4,778	2,894
千葉	322	87	430	466	139	125	4	5	34	46	2,573	1,941	17	11			970	400	4,489	3,081
東京	123	169	3,581	5,107	190	216	3	4	49	67	11,270	11,492	82	97			937	1,027	16,235	18,179
神奈川	287	117	238	264	124	121	9	9	27	31	2,027	1,952	42	34			874	518	3,628	3,046
新潟	19	11	181	228	88	62	3	5	30	30	124	111	11	10			201	192	657	649
富山	7	11	141	165	57	54	1	3	8	8	88	82					61	60	363	383
石川	28	19	88	107	37	50	84	208	13	17	65	75	5	3			76	77	396	556
福井	9	4	120	153	29	28			4	6	64	57	2	4			71	71	299	323
山梨	35	3	97	113	27	26	2	2	15	15	82	61	8	6			152	144	418	370
長野	39	11	238	266	71	79			20	17	164	151	6	7			265	249	803	780
岐阜	113	21	240	288	91	93	2	3	8	9	206	203	12	10			219	226	891	853
静岡	164	37	288	326	106	98	6	203	36	53	378	354					337	325	1,315	1,396
愛知	118	78	495	566	130	144	2	5	36	38	2,574	2,381	52	41			584	501	3,991	3,754
三重	20	18	241	279	46	44	1	3	17	28	215	194	3	5			186	190	729	761
滋賀	4	4	138	156	41	43	3	8	9	9	206	208	6	5			165	176	572	609
京都	40	21	188	222	42	31	1	1	14	27	1,305	765	15	11	1	1	324	297	1,930	1,376
大阪	364	174	470	489	142	135	2	1	44	55	3,942	3,139	51	38			871	484	5,886	4,515
兵庫	191	72	488	585	105	103	2	2	38	41	2,885	2,675	64	55			1,092	500	4,865	4,033
奈良	13	10	115	134	18	21			4	4	373	370	12	12			198	164	733	715
和歌山	9	8	137	158	33	34			8	8	181	182	6	9			191	241	565	640
鳥取	24	7	87	104	25	23			6	6	36	33					82	83	260	256
島根	14	19	124	154	40	39	4	5	10	10	45	43	3	2			96	94	336	366
岡山	87	19	229	289	50	53	1	1	23	23	119	112	6	6			158	151	673	654
広島	70	41	252	320	65	105	1	3	12	12	546	487	14	21			317	335	1,277	1,324
山口	67	11	168	193	44	43	2	1	6	7	78	78	7	5			108	108	480	446
徳島	14	10	97	176	21	23			9	8	53	50	1	1			86	116	281	384
香川	20	16	112	202	31	33			20	26	65	56	4	4			71	95	323	432
愛媛	22	14	148	192	33	30	2	3	14	14	137	104	2	1			184	184	542	542
高知	3	2	94	172	28	30			4	6	21	23	1	1			75	102	226	336
福岡	94	37	352	476	127	117			17	17	1,295	1,044	39	41			466	485	2,390	2,217
佐賀	14	9	94	95	26	19	1		5	5	74	69	2	2			166	154	382	353
長崎	15	6	142	157	50	46			10	12	89	77	1	1			94	85	401	384
熊本	114	67	190	265	46	85			15	11	194	149	4	4			169	207	732	788
大分	8	5	140	205	37	36	10	16	9	17	129	122	3	2			171	174	507	577
宮崎	25	5	91	106	31	36	10	14	6	6	22	24	1				116	134	302	325
鹿児島	20	10	193	251	45	42	5	5	30	31	56	58	3	3			149	155	501	555
沖縄	4	4	85	157	84	172	16	27	14	24	85	82	1	1			183	358	472	825
合　計	3,783	1,538	13,155	16,958	2,919	3,118	226	792	811	967	37,138	32,728	619	558	1	1	13,365	11,234	72,017	67,894

資料2-6-3　事故種別救助出動及び活動の状況

（令和６年中）

区分＼事故種別		火　災	交通事故	水難事故	風水害等自然災害事故	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	その他	計
救助活動件数		3,783 (5.3)	13,155 (18.3)	2,919 (4.1)	226 (0.3)	811 (1.1)	37,138 (51.6)	619 (0.9)	1 (0.0)	13,365 (18.6)	72,017 (100.0)
救助人員		1,538 (2.3)	16,958 (25.0)	3,118 (4.6)	792 (1.2)	967 (1.4)	32,728 (48.2)	558 (0.8)	1 (0.0)	11,234 (16.5)	67,894 (100.0)
消防職員	救助出動人員	132,299 (7.8)	312,120 (18.5)	81,147 (4.8)	4,545 (0.3)	17,895 (1.1)	699,160 (41.4)	17,809 (1.1)	23 (0.0)	425,035 (25.1)	1,690,033 (100.0)
	救助活動人員	59,285 (9.1)	124,432 (19.1)	40,139 (6.2)	2,554 (0.4)	7,998 (1.2)	295,151 (45.4)	6,833 (1.0)	1 (0.0)	114,401 (17.6)	650,794 (100.0)
消防団員	救助出動人員	31,170 (69.9)	743 (1.7)	1,433 (3.2)	403 (0.9)	69 (0.2)	1,108 (2.5)	124 (0.3)	0 (0.0)	9,573 (21.5)	44,623 (100.0)
	救助活動人員	5,191 (61.9)	88 (1.0)	754 (9.0)	346 (4.1)	16 (0.2)	8 (0.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	1,981 (23.6)	8,384 (100.0)
１件当たりの救助活動人員		17.0	9.5	14.0	12.8	9.9	7.9	11.0	1.0	8.7	9.2

（備考）　1　「救助年報報告」により作成
2　（　　）内は構成比（%）。単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。
3　「救助出動人員」とは、救助活動を行うために出動した全ての人員をいう。
4　「救助活動人員」とは、救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。
5　「建物等による事故」とは、建物、門、柵、へい等建物に付帯する施設又はこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故等をいう。
6　「その他」とは、上記事故種別以外の事故で、消防機関による救助を必要としたものをいう。

資料2-6-4　救助隊等が保有する主な救助器具及び搭乗する車両

（令和７年４月１日現在）

主な救助器具	省令別表第１	三連はしご	油　圧スプレッダー	油圧切断機	可　搬ウィンチ	エンジンカッター	チェーンソー	ガス溶断器	可燃性ガス測定器	空気呼吸器	陽圧式化学防護服
		8,613	2,033	2,312	4,434	7,081	7,739	1,113	6,245	51,350	5,408
	省令別表第２	マット型空気ジャッキ	大型油圧スプレッダー	大型油圧切断機	削岩機	空気鋸	ハンマドリル	送排風機	酸素呼吸器		
		2,680	2,214	2,195	1,719	1,839	1,808	2,573	3,003		
	省令別表第３	画像探索機	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	地震警報器	電磁波探査装置	二酸化炭素探査装置	水　中探査装置		
		652	331	3,368	382	269	125	68	110		
搭乗車両		救助工作車	はしご車	屈折はしご車	消防ポンプ車	水槽付ポンプ車	化学車	特殊災害対応自動車	その他	計	
		1,215	352	131	234	397	100	33	521	2,983	

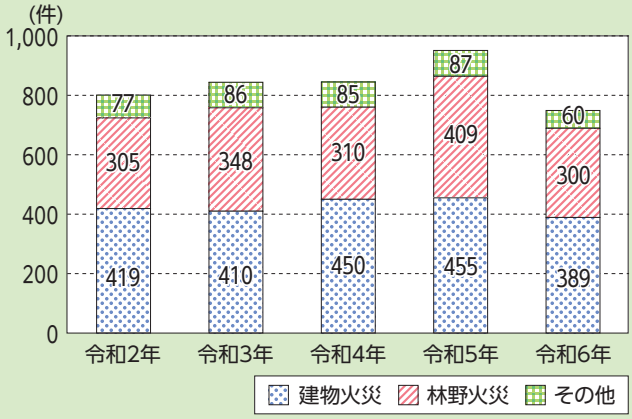
（備考）　「救助年報報告」により作成

資料2-7-1　消防防災ヘリコプターの災害出動件数の内訳（過去５年間）

（各年中）（単位：件）

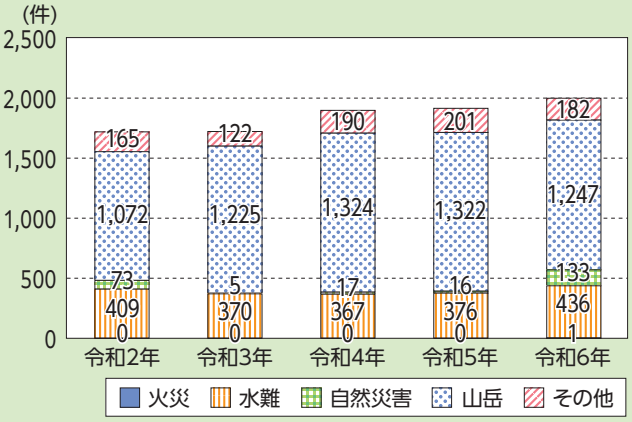
火災出動件数内訳

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
建物火災	419	410	450	455	389
林野火災	305	348	310	409	300
その他	77	86	85	87	60
合計	801	844	845	951	749



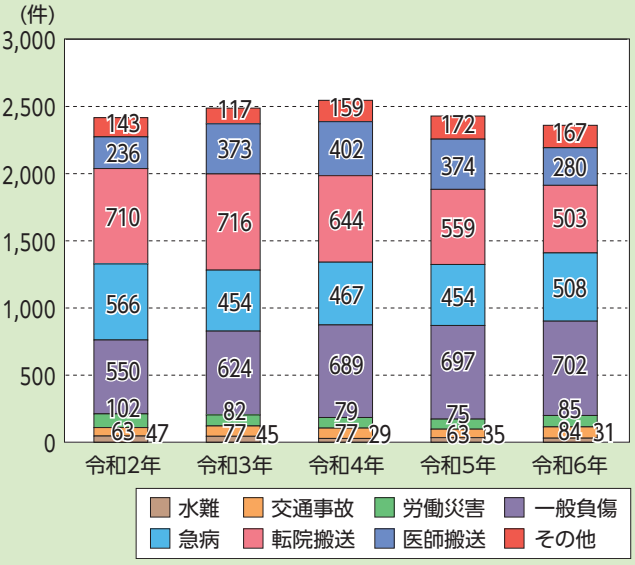
救助出動件数内訳

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
火災	0	0	0	0	1
水難	409	370	367	376	436
自然災害	73	5	17	16	133
山岳	1,072	1,225	1,324	1,322	1,247
その他	165	122	190	201	182
合計	1,719	1,722	1,898	1,915	1,999



救急出動件数内訳

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
水難	47	45	29	35	31
交通事故	63	77	77	63	84
労働災害	102	82	79	75	85
一般負傷	550	624	689	697	702
急病	566	454	467	454	508
転院搬送	710	716	644	559	503
医師搬送	236	373	402	374	280
その他	143	117	159	172	167
合計	2,417	2,488	2,546	2,429	2,360



資料2-7-2　緊急消防援助隊が出動した災害に係る航空小隊の出動件数及び救助・救急搬送人員数（過去5年間）

（各年中）
出動件数（件）　救助・救急搬送人員（人）

年・災害名 ＼ 区分		緊急消防援助隊航空小隊出動件数	計	緊急消防援助隊航空小隊による救助・救急搬送人員	計
令和２年	令和２年７月豪雨	73	73	236	236
令和３年	令和３年栃木県足利市林野火災	59	59	0	0
令和４年	—	0	0	0	0
令和５年	—	0	0	0	0
令和６年	令和６年能登半島地震	204	271	296	376
	令和６年９月奥能登豪雨	67		80	

資料2-7-3　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の出動実績（過去20年間）

（各年中）
令和７年４月１日現在　　単位：件

年	出動実績	出動種別							
		林野火災	林野火災以外の火災	風水害	爆発災害	地震災害	火山災害	航空機事故	その他の災害
平成18	8	6	2						
19	13	12		1					
20	10	10							
21	21	18		2					1
22	16	12		2				1	1
23	28	23		5					
24	7	5		2					
25	20	17		2		1			
26	36	19							17
27	10	10							
28	5	3		1		1			
29	6	4		1				1	
30	13	12						1	
令和元	9	9							
2	4	4							
3	4	4							
4	1	1							
5	6	6							
6	5	5							
7	4	4							
計	226	184	2	16	0	2	0	3	19

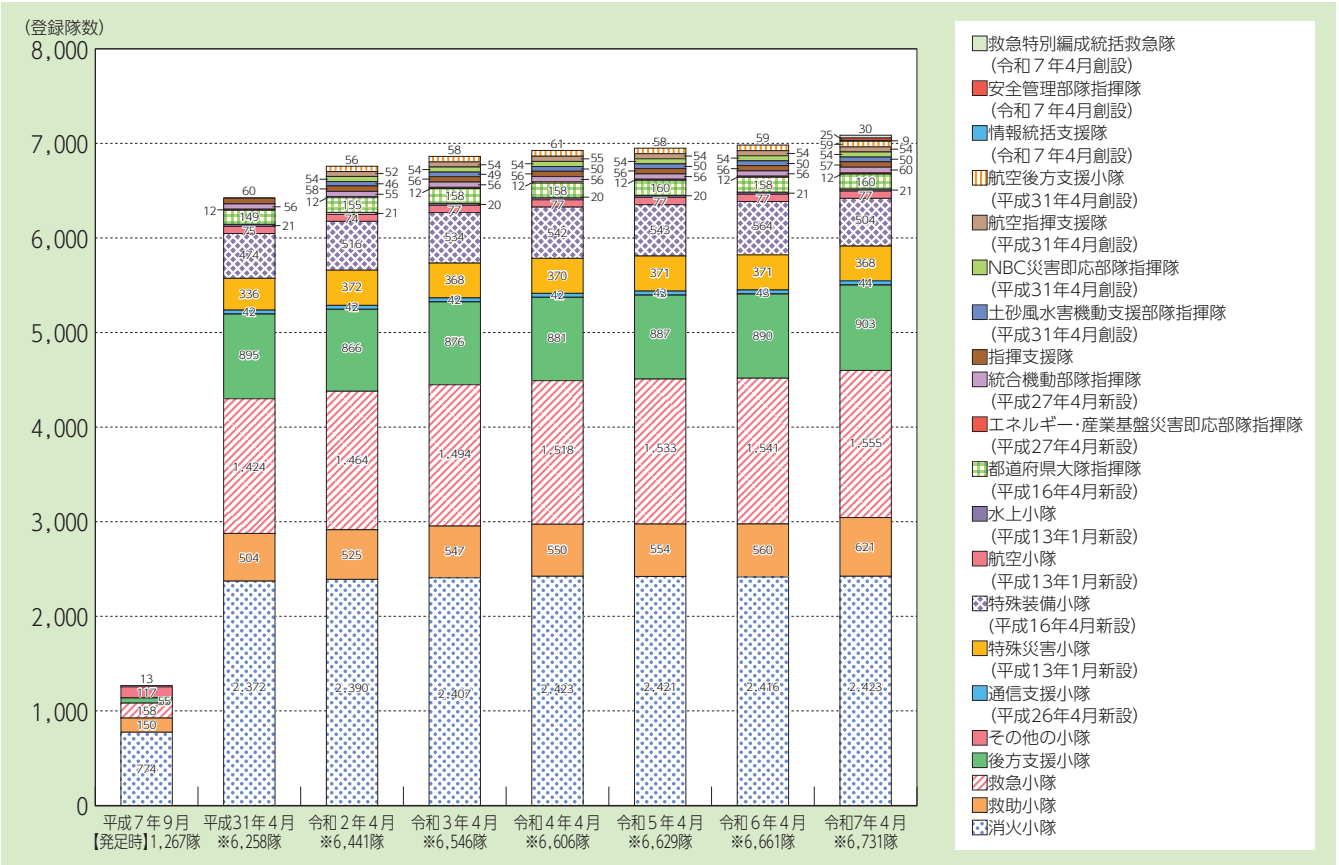
資料2-8-1　緊急消防援助隊登録状況

令和７年４月１日現在

都道府県	指揮支援隊	情報統括支援隊	航空指揮支援隊	都道府県大隊指揮隊	統合機動部隊指揮隊	エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	ＮＢＣ災害即応部隊指揮隊	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	安全管理部隊指揮隊	救急特別編成統括救急隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊				水上小隊	航空小隊	航空後方支援小隊	合計	重複を除く合計
																毒劇物等対応小隊	火災等対応小隊	大規模危険物対応小隊	密閉空間火災等送水小隊	遠距離大量消防活動二輪小隊	震災対応特殊車両小隊	その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊					
北海道	3	1	2	7	1	1	3	1			156	30	93	37	1	10	21	1	1		1	23		3	2	398	383
青森県			1	4	1		1	1	2	1	44	8	27	20	1	2	9				1	4		1	1	129	125
岩手県			1	4	1		1	1	1	1	42	7	23	17	1	1					1	3		1	1	107	101
宮城県	3	1	2	4	1		1	2		1	52	12	26	18	2	4	3	1	2		1	7		3	2	148	140
秋田県			1	3	1		1	1			40	10	20	11		1	5				1	3		1	1	100	95
山形県			1	3	1		1	1	1	1	30	8	18	15		1					1	2		1	1	86	81
福島県			1	5	1		1	2	1	1	50	9	34	21	1	5	2		1		1	9		1	2	148	137
茨城県			1	3	3		1	1			64	16	53	30	1	7	3				2	17	1	1	1	205	195
栃木県			1	3	1		1	1			38	12	30	18		6					1	9		1	1	123	114
群馬県			1	4	2		1	1	1	1	40	9	26	16	1	4					1	4		1	1	114	106
埼玉県	3		1	5	1		1	1			108	27	60	43		11					3	19		3	1	287	279
千葉県	3		1	3	2	1	1	1	1	2	102	25	69	50	1	15	8		1		1	19	2	2	1	311	291
東京都	3	1	1	3	1		1	1			175	17	70	37	1	3	6	2	2	4	4	18	4	8	1	363	360
神奈川県	8	1	2	3	1	1	3	1	1	1	97	33	71	33	2	12	11	3	5		7	21	2	4	2	325	316
新潟県	3		1	3	1	1	1	1	1		63	16	41	22	2	2	9		2		1	5	1	1	1	178	173
富山県			1	3	1		1	1	1	1	29	11	19	11	1	2	1				1	6		1	1	92	86
石川県			1	3	1		1	1	1	1	30	6	17	17	1	3	3					9		1	1	97	89
福井県			1	3	1		1	1			29	7	13	12	1	2	3				1	2		1	1	79	74
山梨県			1	3	1		1	1			21	6	15	15	1	2					1	3		1	1	73	68
長野県			1	3	2		1	1			51	16	39	18	3	3					1	14		1	1	155	148
岐阜県			1	4	3		1	1			58	15	38	16	1	2					1	6		2	1	150	142
静岡県	5		3	2	1	1	2	1	3	3	55	22	46	29		4	5		2	2	4	14		3	3	210	202
愛知県	3	1	1	3	1	1	1	1	1	1	116	29	77	41	1	14	5	3		2	2	26	1	3	2	336	322
三重県			1	3	1	1	1	1			46	7	32	15		1	4				1	5		1	1	121	117
滋賀県			1	3	1		1	1	1	1	25	7	16	12	1	3					1	4	1	1	1	81	73
京都府	3	1	1	4	1		1	1	1	1	46	16	23	14	1	4		1	1		3	6		2	1	132	125
大阪府	5	1	1	5	1	1	2	1	1	5	133	28	64	32	2	9	11	1	3		1	22	2	2	1	334	319
兵庫県	2		1	4	1	1	1	1	1	1	97	22	66	31	2	10	5		2		2	18	2	3	1	274	263
奈良県			1	3	2		1	2	1	1	28	9	19	13	2	3					1	5		1	2	94	84
和歌山県			1	3	1		1	1	1	1	30	10	18	11	1	6	2				1	1		1	1	91	80
鳥取県			1	3	2		1	1			19	5	8	8	1	4					1	2		1	2	59	50
島根県			1	3	1		1	1			23	7	23	8		1					1	4		1	1	76	71
岡山県	2		2	3	1	1	1	1			44	13	28	12	1	4	5				2	9		2	2	133	129
広島県	3	1	2	3	1		1	1			69	14	39	24	1	4	3		1	2	1	11	2	2	2	187	182
山口県			1	3	1		1	1			39	9	24	17		5					2	6		1	1	111	105
徳島県			1	3	1		1	1			20	11	17	6	1	2	3				1	5		1	2	76	71
香川県			1	3	1		1	1			21	8	13	8		2					1	8		1	1	70	65
愛媛県			1	3	1		1	1			30	12	22	14	1	2	3		2		1	6	1	1	1	103	98
高知県			1	3	2		1	1	1	1	19	10	18	7	1	2					1	2		2	1	73	67
福岡県	6	1	2	6	2	1	2	1		1	55	22	50	34	1	10	7	1			1	14	2	3	2	224	215
佐賀県			1	2	1		1	1			17	6	13	9		1					1	3		1	1	58	57
長崎県			1	3	1		1	1			35	8	25	13		2	2				1	2		1	1	97	91
熊本県	2		1	4	1		1	1	1	1	33	14	30	15	1	5				2	3	9		1	1	126	120
大分県			1	3	2		1	1	1	1	28	10	16	12	1	4					1	5		1	1	89	80
宮崎県			1	3	1		1	1			18	5	16	12	1	2						2		1	1	65	59
鹿児島県			1	3	2	1	1	1	1	1	33	11	30	14	1	4	5				1	4		1	1	116	106
沖縄県				3	1		1	1			25	6	20	15	1	4	1				1	3				82	77
合計	57	9	54	160	60	12	54	50	25	30	2,423	621	1,555	903	44	210	145	13	25	12	68	399	21	77	59	7,086	6,731

資料2-8-2　緊急消防援助隊の部隊数の推移

	平成７年９月【発足時】1,267隊	平成26年４月※4,694隊	平成27年４月※4,984隊	平成28年４月※5,301隊	平成29年４月※5,658隊	平成30年４月※5,978隊	平成31年４月※6,258隊	令和２年４月※6,441隊	令和３年４月※6,546隊	令和４年４月※6,606隊	令和５年４月※6,629隊	令和６年４月※6,661隊	令和７年４月※6,731隊
消火小隊	774	1,649	1,755	1,904	2,088	2,260	2,372	2,390	2,407	2,423	2,421	2,416	2,423
救助小隊	150	423	441	462	476	487	504	525	547	550	554	560	621
救急小隊	158	1,057	1,147	1,232	1,310	1,361	1,424	1,464	1,494	1,518	1,533	1,541	1,555
後方支援小隊	55	761	792	810	835	873	895	866	876	881	887	890	903
その他の小隊	117												
通信支援小隊（平成26年４月新設）		21	23	33	39	41	42	42	42	42	43	43	44
特殊災害小隊（平成13年１月新設）		272	278	284	299	319	336	372	368	370	371	371	368
特殊装備小隊（平成16年４月新設）	—	376	396	412	435	444	474	516	534	542	543	564	504
航空小隊（平成13年１月新設）	—	75	76	76	75	75	75	74	77	77	77	77	77
水上小隊（平成13年１月新設）	—	18	19	19	19	20	21	21	20	20	20	21	21
都道府県大隊指揮隊（平成16年４月新設）	0	112	117	124	137	144	149	155	158	158	160	158	160
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊（平成27年４月新設）			2	4	6	8	12	12	12	12	12	12	12
統合機動部隊指揮隊（平成27年４月新設）			15	43	54	54	56	55	56	56	56	56	60
指揮支援隊	13	42	48	48	53	57	60	58	56	56	56	56	57
土砂風水害機動支援部隊指揮隊（平成31年４月創設）	—	—	—	—	—	—	—	46	49	50	50	50	50
NBC災害即応部隊指揮隊（平成31年４月創設）	—	—	—	—	—	—	—	54	54	54	54	54	54
航空指揮支援隊（平成31年４月創設）	—	—	—	—	—	—	—	52	54	55	54	54	54
航空後方支援小隊（平成31年４月創設）	—	—	—	—	—	—	—	56	58	61	58	59	59
情報統括支援隊（令和７年４月創設）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9
安全管理部隊指揮隊（令和７年４月創設）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25
救急特別編成統括救急隊（令和７年４月創設）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30



（備考）　※の数字は重複登録隊数を除く隊数。

資料2-8-3　消防組織法第50条の無償使用制度による主な配備車両等

配備年度	配備車両等	配備数
平成17年	ヘリコプター	1機
19年	大型除染システム搭載車	5台
20年	燃料補給車	6台
	特別高度工作車	5台
21年	燃料補給車	2台
	海水利用型消防水利システム	2式
	大型除染システム搭載車	8台
	特殊災害対応自動車	10台
	特別高度工作車	9台
22年	支援車Ⅰ型	47台
	海水利用型消防水利システム	3式
23年	ヘリコプター	2機
24年	人員輸送車	47台
	資機材搬送車	46台
	大型水陸両用車	1台
	無線中継車	21台
	都道府県指揮隊車	45台
	燃料補給車	30台
	支援車Ⅰ型	17台
	海水利用型消防水利システム	1式
	大型除染システム搭載車	4台
	特殊災害対応自動車	1台
	重機及び重機搬送車	19台
	大規模震災用高度救助車	3式
	特殊災害工作車	2台
25年	拠点機能形成車	6台
	津波・大規模風水害対策車	15台
	機動連絡車	33台
	ヘリコプター	2機
26年	拠点機能形成車	4台
	津波・大規模風水害対策車	2台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
27年	拠点機能形成車	2台
	津波・大規模風水害対策車	2台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	大型除染システム搭載車	1台
	重機及び重機搬送車	3台
28年	拠点機能形成車	2台
	津波・大規模風水害対策車	3台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	大型除染システム搭載車	1台
29年	拠点機能形成車	2台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	2式
	無線中継車	3台
	燃料補給車	9台
	大型除染システム搭載車	1台
30年	拠点機能形成車	6台
	津波・大規模風水害対策車	6台
	エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム	4式
令和元年	津波・大規模風水害対策車	6台
	中型水陸両用車及び搬送車	5台
	拠点機能形成車	1台
	重機及び重機搬送車	19台
2年	津波・大規模風水害対策車	13台
	中型水陸両用車及び搬送車	1台
	拠点機能形成車	1台
	ヘリコプター	1機
	重機及び重機搬送車	9台
3年	大型水陸両用車及び搬送車	1台
	拠点機能形成車	1台
5年	拠点機能形成車	5台
	特別高度工作車	6台
	小型救助車	18台
6年	拠点機能形成車	2台
	特別高度工作車	6台
	小型救助車	7台
7年 ※	拠点機能形成車	2台
	海水利用型消防水利システム	2台
	燃料補給車	8台
	情報統括支援車	9台
	機動前進指揮車	27台
	無人走行放水ロボット搭載車	3式
	救助先行車	29式
	特別高度工作車	4台
	小型救助車	4台

（備考）　※については、令和７年度中に配備予定

資料2-8-4　緊急消防援助隊の出動実績

令和７年11月１日現在

年	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
平成8	12.6~12.12（７日間）	蒲原沢土石流災害	東京都、愛知県（１都１県）	72隊382人	長野・新潟の県境付近で発生した土石流災害において、東京消防庁及び名古屋市消防局の救助部隊による高度救助用資機材を用いた検索・救助活動を行った。
平成10	9.4（１日間）	岩手県内陸北部を震源とする地震	宮城県、東京都（１都１県）	２隊７人	岩手県内陸北部で発生した最大震度６弱の地震に際し、仙台市消防局及び東京消防庁の指揮支援部隊による情報収集活動を行った。
平成12	3.29～5.10（40日間）	有珠山噴火災害	宮城県、東京都、神奈川県（１都２県）	14隊65人	北海道有珠山の噴火災害に対して、札幌市消防局及び仙台市消防局から指揮支援部隊、東京消防庁、横浜市消防局及び川崎市消防局から救助部隊、消火部隊が出動し、地元消防本部の応援活動を行った。
	10.6（１日間）	平成12年（2000年）鳥取県西部地震	兵庫県、広島県（２県）	４隊15人	鳥取県西部で発生した最大震度６強の地震に際し、広島市消防局及び神戸市消防局の指揮支援部隊がヘリコプターによる情報収集活動を行った。
平成13	3.24～3.26（３日間）	平成13年（2001年）芸予地震	大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、鳥取県（１府４県）	９隊37人	安芸灘を震源とする最大震度６弱の地震の発生に際し、大阪市消防局、神戸市消防局及び福岡市消防局の指揮支援部隊が出動するとともに、鳥取県、岡山市消防局及び北九州市消防局が情報収集活動を行った。
平成15	7.26～7.28（３日間）	宮城県北部を震源とする地震	北海道、茨城県（１道１県）	３隊16人	宮城県北部を震源とする地震（最大震度６弱、６強、６弱が１日連続して発生）に際し、札幌市消防局の指揮支援部隊、航空部隊及び茨城県の航空部隊が情報収集活動を行った。
	8.22～8.25（４日間）	三重県ごみ固形燃料発電所火災	愛知県（１県）	23隊56人	三重県多度町にあるごみ固形燃料発電所火災に際し、名古屋市消防局の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し消火活動を行った。
	9.8～9.9（２日間）	栃木県黒磯市ブリヂストン栃木工場火災	東京都（１都）	30隊135人	栃木県黒磯市タイヤ工場火災に際し、東京消防庁の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し消火活動を行った。
	9.26（１日間）	平成15年（2003年）十勝沖地震	青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県（１都２府７県）	381隊1,417人	北海道十勝沖を震源とする地震で（最大震度６弱が２回発生）に際し、札幌市消防局及び仙台市消防局の指揮支援部隊、航空部隊及び青森県の航空部隊が情報収集活動を実施。 また、この地震により損傷した出光興産株式会社北海道製油所のオイルタンクから発生した火災の消火活動及び鎮火後の火災警戒活動のため、札幌市消防局の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し応援活動を実施。さらに、消火に必要な泡消火剤確保のため全国的な広域応援を実施し、自衛隊航空機による輸送支援及び在日米軍からの泡消火剤の提供を受けた。
	9.28～10.21（24日間）	出光興産北海道製油所ナフサ貯蔵タンク火災			
平成16	7.13～7.15（３日間）	平成16年７月新潟・福島豪雨	宮城県、山形県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県（１都11県）	指揮隊 17隊 救助隊 76隊 消火隊 ４隊 救急隊 10隊 後方支援隊 55隊 航空隊 ９隊 171隊693人	大規模な堤防決壊により浸水した地域及び道路寸断等により孤立した山間部等で救助活動を実施。３日間の活動で救命ボート（66隻）及びヘリコプター（９機）により、三条市1,652人、見附市106人、中之島町（現長岡市）97人の計1,855人を救助した。（うち、ヘリコプターによる救助92人）
	7.18～7.19（２日間）	平成16年７月福井豪雨	神奈川県、富山県、石川県、長野県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県（２府10県）	指揮隊 16隊 救助隊 69隊 消火隊 19隊 救急隊 19隊 後方支援隊 27隊 航空隊 ９隊 159隊679人	河川の決壊により住宅等に孤立した住民を救助。救命ボート（80隻）及びヘリコプター（９機）を活用して、福井市266人、鯖江市45人及び美山町77人の計388人を救助した。（うち、ヘリコプターによる救助187人）
	10.21～10.22（２日間）	平成16年台風第23号兵庫県豊岡市水害	大阪府、岡山県、滋賀県、愛知県（１府３県）	指揮隊 ５隊 救助隊 44隊 救急隊 ３隊 後方支援隊 16隊 航空隊 ２隊 70隊284人	台風第23号の集中豪雨により、河川堤防が決壊、豊岡市において住宅等に孤立した住民の救助活動を実施。住民127人を救命ボート（42隻）等により救助するとともに、2,000世帯を超える浸水家屋の戸別調査を行った。
	10.23～11.1（10日間）	平成16年（2004年）新潟県中越地震	宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県（１都14県）	指揮隊 23隊 救助隊 83隊 消火隊 99隊 救急隊 80隊 後方支援隊 148隊 航空部隊 39隊 その他 ８隊 480隊2,121人	新潟県中越地方を中心に最大震度７の地震が発生。最初の地震発生後も短時間に最大震度６強の地震が頻発し、新潟県の内陸部・山間部に家屋倒壊、土砂崩れ等の被害をもたらした。緊急消防援助隊は、主に小千谷市、長岡市及び山古志村（現長岡市）において孤立住民等の安否確認、救助・救出、救急搬送を行うとともに、10月25日に全村避難指示が出された山古志村からのヘリコプターによる救助活動を、自衛隊、警察及び海上保安庁と連携して行った。さらに27日には、長岡市妙見堰の土砂崩れによる車両転落現場において、長岡市、新潟県内応援隊及び東京消防庁ハイパーレスキュー隊等により２歳男児とその母親を地震発生以来４日ぶりに救助（母親は病院搬送後死亡確認）するなど、10日間で453人を救助した。
平成17	3.20（１日）	福岡県西方沖を震源とする地震	大阪府、熊本県（１府１県）	指揮隊 １隊 航空隊 ２隊 ３隊12人	福岡県西方沖を震源とする最大震度６弱の地震が発生。大阪府及び熊本県から指揮支援部隊、航空部隊が出動し情報収集活動を行った。

資料2-8-4　緊急消防援助隊の出動実績（つづき）

令和７年11月１日現在

年	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
平成17	4.25～4.28（４日間）	平成17年ＪＲ西日本福知山線列車事故	大阪府、京都府、岡山県（２府１県）	指揮隊 8隊 救助隊 19隊 消火隊 3隊 救急隊 20隊 後方支援隊 20隊 航空隊 4隊 74隊270人	兵庫県尼崎市において、ＪＲ西日本の７両編成の快速列車が脱線、沿線のマンションに衝突し１階の駐車場にくい込む事故が発生。狭隘な空間の上、駐車場の自動車からのガソリン漏れがあり、エンジンカッター等の火花が発生する救助資機材が使用できないことから救助活動に時間を要した。緊急消防援助隊は、尼崎市消防本部及び兵庫県内応援隊と協力し４日間にわたり救助、救急活動を実施し240人を救助（うち緊急消防援助隊の救助人員42人）した。
平成19	1.30（１日）	奈良県吉野郡上北山村土砂崩れによる車両埋没事故	京都府、大阪府、和歌山県、三重県（２府２県）	指揮隊 1隊 救助隊 1隊 航空隊 5隊 ７隊30人	奈良県吉野郡上北山村の国道169号沿いの崖の崩落により走行中の乗用車が埋没し３人が生き埋めになる事故が発生。情報収集活動を実施するとともに、救助活動及びヘリコプターによる救急搬送を行った。
	3.25～3.26（２日間）	平成19年（2007年）能登半島地震	東京都、京都府、大阪府、兵庫県、富山県、福井県、滋賀県（１都２府４県）	指揮支援隊 4隊 指揮隊 4隊 救助隊 13隊 消火隊 25隊 救急隊 21隊 後方支援隊 13隊 航空隊 5隊 その他 2隊 87隊349人	能登半島で最大震度６強の地震が発生、平成16年新潟県中越地震以来の大規模な出動となり、２日間にわたり倒壊建物等における検索活動、情報収集活動を行った。
	4.15（１日）	三重県中部を震源とする地震	愛知県（１県）	指揮隊 1隊 航空隊 2隊 ３隊12人	三重県中部で最大震度５強の地震の発生に際し、航空部隊等が出動し情報収集活動を行った。
	7.16～7.23（８日間）	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震	宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、京都府（１都１府８県）	指揮隊 2隊 後方支援隊 4隊 航空隊 9隊 15隊110人	新潟県中越沖を震源とする最大震度６強の地震が発生し、家屋倒壊、土砂崩れ等により甚大な被害をもたらした。１都１府８県から緊急消防援助隊が出動して情報収集、救急及び人員搬送等の活動を行った。
平成20	岩手県 6.14～6.17（４日間） 宮城県 6.14～6.19（６日間）	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県（１都１道15県）	指揮支援隊 7隊 指揮隊 9隊 救助隊 27隊 消火隊 48隊 救急隊 33隊 後方支援隊 71隊 航空隊 16隊 211隊1,025人	岩手県内陸南部で最大震度６強の地震が発生し、岩手、宮城両県の内陸部・山間部で家屋倒壊、土砂崩れ等の甚大な被害をもたらした。当初岩手県知事から要請を受けて岩手県の被災地へ出動していた部隊を、宮城県知事からも要請を受けたことから、３県隊（山形県、千葉県、埼玉県）の応援先を変更した。さらに、15日には、岩手県内で活動していた１都２県隊（東京都、秋田県、福島県）について宮城県栗原市への部隊移動を行った。緊急消防援助隊は、発足後、初めて２つの県に及ぶ活動となり、６日間にわたり救助活動、情報収集活動等を行った。
	7.24（１日）	岩手県沿岸北部を震源とする地震	宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都（１都７県）	指揮支援隊 3隊 指揮隊 7隊 救助隊 7隊 消火隊 33隊 救急隊 10隊 後方支援隊 33隊 航空隊 5隊 その他 1隊 99隊379人	岩手県北部で最大震度６弱の地震が発生。当初の発表が最大震度６強であったことから「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」に基づき、地震発生と同時に指揮支援部隊長（仙台市消防局）及び航空部隊（茨城県、栃木県）に出動要請。その後、岩手県知事からの要請を受け１都７県から出動し、情報収集活動等を行った。
平成21	8.11（１日）	駿河湾を震源とする地震	東京都、山梨県、愛知県（１都２県）	指揮支援隊 3隊 航空隊 3隊 ６隊29人	平成21年８月11日午前５時７分、駿河湾を震源とするマグニチュード6.5、最大震度６弱の地震が発生した。静岡県知事の要請に基づき、指揮支援部隊（東京消防庁、名古屋市消防局）及び航空部隊（山梨県及び愛知県）に出動を求め、１都２県（東京都、山梨県、愛知県）から６隊29人が出動し、情報収集活動及び指揮支援活動を行った。
平成23	3.11～6.6（88日間）	東日本大震災	北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（１都１道２府40県）	指揮支援隊 159隊 指揮隊 414隊 救助隊 854隊 消火隊 1,853隊 救急隊 1,734隊 後方支援隊 3,441隊 航空隊 244隊 その他 155隊 8,854隊30,684人	平成23年３月11日午後２時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0、最大震度７の地震が発生、大きな揺れに加えて津波による被害、原子力発電所事故及び石油コンビナート火災等、広範囲にわたり大きな被害が発生した。緊急消防援助隊法制化後初めてとなる、消防組織法第44条第５項に基づく消防庁長官の指示等により、全国44都道府県から緊急消防援助隊が出動し、消火・救助・救急活動を88日間にわたり行った。
平成25	10.16～10.31（16日間）	平成25年台風第26号による伊豆大島の災害	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県（１都４県）	指揮支援隊 7隊 指揮隊 4隊 救助隊 65隊 救急隊 2隊 後方支援隊 21隊 特殊装備隊 9隊 航空隊 9隊 117隊518人	台風第26号の記録的大雨（24時間824ミリ）により、伊豆大島（東京都大島町）で大規模な土石流が発生した。東京都知事の要請に基づき１都４県から緊急消防援助隊が出動して多数の倒壊家屋や土砂からの救助活動を行った。今回の派遣は、離島における大規模災害に緊急消防援助隊が出動した初めての事例であり、部隊や車両の輸送に大きな困難があったが、自衛隊と連携し、航空機による緊急輸送（隊員57人、車両13台）を行った。

資料2-8-4　緊急消防援助隊の出動実績（つづき）

令和７年11月１日現在

年	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
平成26	8.20～9.5（17日間）	平成26年８月豪雨による広島市土砂災害	大阪府、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県（１府６県）	指揮支援隊 15隊 指揮隊 28隊 消火小隊 6隊 救助小隊 102隊 後方支援小隊 212隊 特殊装備小隊 32隊 航空小隊 4隊 399隊1,296人	平成26年８月20日未明、広島市安佐北区、安佐南区において、複数箇所で大規模な土砂崩れが発生した。広島県知事の要請に基づき、１府６県から緊急消防援助隊が出動した。津波・大規模風水害対策車や重機等の特殊車両を活用し、高度救助隊等による救助活動や道路啓開活動を17日間にわたり行った。
	9.27～10.17（21日間）	御嶽山噴火災害	東京都、富山県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県（１都５県）	指揮支援隊 19隊 指揮隊 47隊 消火小隊 24隊 救助小隊 221隊 後方支援小隊 215隊 特殊装備小隊 19隊 航空小隊 2隊 547隊2,171人	平成26年９月27日午前11時52分頃、御嶽山で噴火が発生した。長野県知事の要請に基づき、火山ガス検知等の資機材を保有する１都５県の高度救助隊及び山岳救助隊が出動した。登山道が急峻な上、粘土質となった火山灰等は足場が悪く、火山性ガスが発生した場合には緊急退避を余儀なくされる等、標高3,000メートルの厳しい活動環境のもとで21日間にわたり救助活動を行った。
	11.23（１日）	長野県北部を震源とする地震	東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、富山県、新潟県（１都５県）	指揮支援隊 2隊 指揮隊 3隊 消火小隊 3隊 救助小隊 3隊 救急小隊 3隊 後方支援小隊 4隊 航空小隊 4隊 22隊104人	平成26年11月22日午後10時８分頃、長野県北部を震源とするマグニチュード6.7、最大震度６弱の地震が発生した。長野県知事の要請に基づき、１都５県の緊急消防援助隊が直ちに出動し、情報収集活動、倒壊家屋が発生した地域において安否確認活動等を実施した。
平成27	5.29（１日）	口永良部島噴火災害	福岡県、高知県、宮崎県（３県）	指揮支援隊 １隊 航空小隊 ３隊 ４隊　22人	平成27年５月29日午前９時59分頃、口永良部島で噴火が発生した。鹿児島県知事の要請に基づき、３県の緊急消防援助隊が直ちに出動し、航空隊を中心とした島民の避難支援をはじめ、情報収集活動及び避難状況の確認等を実施した。
	9.10～9.17（８日間）	平成27年９月関東・東北豪雨	東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、千葉県、新潟県（１都５県）	指揮支援隊 ７隊 指揮隊 19隊 消火小隊 41隊 救助小隊 50隊 救急小隊 24隊 後方支援小隊 83隊 通信支援小隊 12隊 特殊装備小隊 2隊 航空小隊 17隊 255隊　1,001人	台風18号から変わった低気圧に向けて南から流れ込む湿った風と、日本の東海上を北上していた台風17号から流れ込む湿った風の影響により、関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。大雨特別警報が発令された茨城県では、鬼怒川の堤防が決壊するなど広い範囲で浸水した。茨城県知事からの要請に基づき、１都５県の緊急消防援助隊が出動し、水陸両用バギーや救命ボート等により、住宅に孤立した住民等の救助活動を実施した。さらに、消防防災ヘリコプターにより上空から救助活動を実施した。８日間にわたる活動により、茨城県では、786人を救助した。（うちヘリコプターによる救助272人）
平成28	4.14～4.27（14日間）	平成28年熊本地震	東京都、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県（１都２府17県）	指揮支援隊 31隊 指揮隊 117隊 消火小隊 291隊 救助小隊 226隊 救急小隊 433隊 後方支援小隊 451隊 通信支援小隊 29隊 特殊災害小隊 1隊 特殊装備小隊 24隊 航空小隊 41隊 1,644隊5,497人	平成28年４月14日午後９時26分頃、熊本県熊本地方を震源とする地震（前震：マグニチュード6.5、最大震度７）及び同月16日午前１時25分頃、熊本県熊本地方を震源とする地震（本震：マグニチュード7.3、最大震度７）が発生した。 熊本県知事からの要請に基づき、１都２府17県の緊急消防援助隊が出動し、余震が頻発するなか、14日間にわたり捜索救助を中心とする活動を実施し、熊本県内において86人を救助した。
	8.31～9.9（10日間）	平成28年台風第10号による災害	青森県、宮城県、秋田県、福島県、東京都、神奈川県（１都５県）	指揮支援隊 ７隊 指揮隊 13隊 消火小隊 50隊 救助小隊 29隊 救急小隊 40隊 後方支援小隊 79隊 通信支援小隊 2隊 特殊装備小隊 6隊 航空小隊 31隊 257隊1,044人	平成28年８月30日に岩手県大船渡市付近に上陸し、東北地方を通過した台風第10号により岩手県宮古市、久慈市では１時間に80ミリの猛烈な雨となった。この台風の影響で土砂崩落、路面冠水、倒木等により多数の孤立地域が発生した。 岩手県知事からの要請により１都５県の緊急消防援助隊が出動し、重機や水陸両用バギーを活用し、孤立地域の検索活動を実施するとともに、消防防災ヘリコプターにより上空から救助活動を実施した。10日間にわたる活動により、岩手県において43人※を救助した。（※広域航空消防応援による救助者２人を含む。）
平成29	3.27～3.28（２日間）	栃木県那須町雪崩事故	埼玉県（１県）	指揮隊 １隊 後方支援小隊 ２隊 ３隊10人	平成29年３月27日に栃木県那須町のスキー場において、春山安全登山講習会に参加していた高校生等が雪崩に巻き込まれる事故が発生した。 栃木県知事からの要請により緊急消防援助隊が出動し、消防活動用ドローンによる上空からの事故現場全体の状況把握や活動現場の確認等を実施した。
	7.5～7.25（21日間）	平成29年７月九州北部豪雨	愛知県、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県（１府14県）	指揮支援隊 30隊 指揮隊 93隊 消火小隊 272隊 救助小隊 179隊 救急小隊 156隊 後方支援小隊 376隊 通信支援小隊 14隊 特殊装備小隊 6隊 航空小隊 53隊 1,179隊4,203人	平成29年７月５日頃、梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響等により、九州北部で、記録的な大雨となった。福岡県、大分県では、河川の氾濫、土砂崩れ等により甚大な被害が生じた。 ７月５日に大分県知事、７月６日に福岡県知事からの要請に基づき、両県に合わせて１府14県の緊急消防援助隊が出動、陸上では重機や水陸両用バギー、全地形対応車を活用し、捜索救助活動を実施した。また、消防防災ヘリコプターにより、孤立地域からの救助活動を実施した。 21日間にわたる活動により、福岡県内において30人、大分県において29人を救助した。

資料2-8-4　緊急消防援助隊の出動実績（つづき）

令和７年11月１日現在

年	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
平成30	4.11～4.14（４日間）	大分県中津市土砂災害	福岡県、熊本県（２県）	指揮支援隊　４隊 指揮隊　５隊 救助小隊　６隊 後方支援小隊　８隊 特殊装備小隊　６隊 航空小隊　２隊 31隊135人	４月11日、大分県中津市の山腹で土砂崩れが発生し、６人の安否が不明となった。同日、大分県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求めを受けた福岡県及び熊本県の緊急消防援助隊が出動した。 陸上隊は、地元消防機関、警察、自衛隊、国土交通省等と連携し、重機を活用し土砂を排除しながら捜索・救助活動を行った。また、航空小隊は、ヘリコプターテレビ電送システムを活用して情報収集を行った。
	6.18（１日）	大阪府北部を震源とする地震	京都府、兵庫県（２府県）	航空小隊　２隊 ２隊11人	６月18日、大阪府北部を震源とする地震により、大阪府北部を中心に広い範囲で建物倒壊等による人的、物的被害が発生した。 消防庁長官の求めを受けた京都市消防航空隊及び兵庫県消防防災航空隊が緊急消防援助隊として大阪府に出動し、ヘリコプターテレビ電送システムを活用し、大阪府北部を中心に被害状況を把握するなど、情報収集活動を行った。
	7.6～7.31（26日間）	平成30年７月豪雨	栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県（１都２府20県）	指揮支援隊　52隊 指揮隊　86隊 消火小隊　426隊 救助小隊　231隊 救急小隊　127隊 後方支援小隊　392隊 通信支援小隊　10隊 特殊災害小隊　３隊 特殊装備小隊　28隊 航空小隊　28隊 1,383隊5,385人	７月６日、梅雨前線に台風第７号からの湿った空気が流れ込んだ影響等により、西日本を中心に全国的に広い範囲で長期間にわたる記録的な大雨となり、多くの地域で河川の氾濫による浸水、土砂災害が発生した。 発災後、岡山県、広島県、愛媛県及び高知県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求め又は指示を受けた23都府県の緊急消防援助隊が出動した。なお、広範囲に及ぶ災害となり、多数の死者、行方不明者が見込まれたこと、７月８日に政府の非常災害対策本部が設置されたことを踏まえ、同日17時00分に平成30年７月豪雨における緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。 陸上隊は、河川氾濫による浸水地域や土砂が堆積した住宅地等で救命ボート、重機等を活用し、孤立者の救出や行方不明者の捜索を行った。また、航空小隊は、ヘリサットシステム等を活用した情報収集及び孤立地域からの救助活動を行った。 緊急消防援助隊の26日間にわたる活動により、397人を救助した。
	9.6～9.10（５日間）	平成30年北海道胆振東部地震	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県（１都１道10県）	指揮支援隊　７隊 指揮隊　10隊 消火小隊　41隊 救助小隊　25隊 救急小隊　17隊 後方支援小隊　63隊 通信支援小隊　５隊 特殊装備小隊　11隊 航空小隊　18隊 197隊827人	９月６日、北海道胆振地方中東部を震源とする地震が発生した。 消防庁長官の求めを受けた12都道県の緊急消防援助隊は、本州からは、陸路による出動ができないため、民間フェリー等を活用し被災地へ向けて出動した。また、防衛省に協力依頼し、航空自衛隊輸送機により、神奈川県大隊の消防車両と人員の輸送を行った。 陸上隊は、厚真町で人力及び重機による土砂等の排除を行いながら、行方不明者の捜索・救助活動を昼夜を通し行った。 また、航空小隊は、ホイスト等による人命救助の実施、ヘリコプターテレビ電送システム等を活用した情報収集を行った。 緊急消防援助隊の５日間にわたる活動により、24人を救助した。
令和元	8.28～8.31（４日間）	令和元年８月の前線に伴う大雨による災害	熊本県（１県）	指揮隊　４隊 消火小隊　８隊 救助小隊　８隊 救急小隊　４隊 後方支援小隊　16隊 通信支援小隊　１隊 特殊装備小隊　１隊 航空小隊　１隊 43隊146人	８月28日、前線と湿った空気の影響で、九州北部地方を中心に記録的な大雨となり、河川の氾濫による浸水害が発生した。同日、佐賀県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求めを受けた熊本県の緊急消防援助隊が出動した。 陸上隊は、地元消防機関、警察、自衛隊と連携し、浸水地域の安否確認及び孤立者の救助活動を行い、11人を救助した。また、浸水地域の排水活動の妨げになっていた鉄工所から流出した焼き入れ油の除去活動を実施した。航空小隊は、上空から被災状況の情報収集活動を実施するとともに、ヘリサットシステムを活用して消防庁等に最新の情報を提供した。
	10.13～10.18（６日間）	令和元年東日本台風（台風第19号）による災害	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、静岡県、愛知県（１都１道12県）	統括指揮支援隊・指揮支援隊　８隊 指揮隊　12隊 消火小隊　71隊 救助小隊　33隊 救急小隊　33隊 後方支援小隊　92隊 通信支援小隊　３隊 特殊装備小隊　３隊 航空小隊　18隊 航空後方支援小隊３隊 276隊1,038人	10月13日、令和元年東日本台風（台風第19号）の影響等による大雨で、各地で複数の河川が氾濫、決壊し、多くの地域で浸水害、土砂崩れが発生した。 発災後、宮城県、福島県及び長野県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求め又は指示を受けた、14都道県の緊急消防援助隊が出動した。 なお、平成31年３月に改定した基本計画を踏まえ、災害の状況、10月13日の政府の非常災害対策本部の設置、応援の必要性等を考慮し、10月15日に緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。 陸上隊は、河川氾濫による浸水地域や土砂崩れによって押し流された住宅地等で救命ボート、重機等を活用し、孤立者の救助や行方不明者の捜索を行った。また、航空小隊は、情報収集及び孤立地域等からの救助活動を行った。 緊急消防援助隊の６日間にわたる活動により、171人を救助した。

資料2-8-4　緊急消防援助隊の出動実績（つづき）

令和７年11月１日現在

年	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
令和2	7.4～7.15（12日間）	令和２年７月豪雨	埼玉県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県（14県）	統括指揮支援隊・指揮支援隊 18隊 指揮隊 40隊 消火小隊 113隊 救助小隊 73隊 救急小隊 62隊 後方支援小隊 182隊 通信支援小隊 10隊 特殊災害小隊 3隊 特殊装備小隊 8隊 航空指揮支援隊 2隊 航空小隊 21隊 532隊1,999人	７月３日から７月８日までにかけて、梅雨前線が同じような場所に停滞し、温かく湿った空気が流れ込み続けたため、西日本から東日本にかけての広い範囲で大雨となり、各地で河川が氾濫、決壊し、多くの地域で浸水害、土砂崩れが発生した。 発災後、熊本県、長野県、宮崎県及び島根県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求め又は指示を受けた、14県の緊急消防援助隊が出動した。 なお、基本計画の規定を踏まえ、災害の状況、７月５日の政府の非常災害対策本部の設置、応援の必要性等を考慮し、同日に緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。 陸上隊は、ドローンや水陸両用バギー、重機を活用しながら、捜索・救助活動及び浸水した地域での安否確認等を行った。また、航空小隊は、情報収集及び孤立地域等からの救助活動を行った。 緊急消防援助隊の12日間にわたる活動により、369人を救助した。
令和3	2.25～3.3（７日間）	栃木県足利市林野火災	宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県（１都６県）	統括指揮支援隊 1隊 航空指揮支援隊 3隊 航空小隊 20隊 24隊145人	令和３年２月21日栃木県足利市西宮町地内（両崖山山頂から南西200m付近）で火災が発生した。２月25日、栃木県知事からの要請に基づき、１都６県の緊急消防援助隊が直ちに出動し、空中消火活動や活動隊の指揮支援活動を実施した。
	7.3～7.26（24日間）	静岡県熱海市土石流災害	茨城県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県（１都９県）	統括指揮支援隊・指揮支援隊 16隊 指揮隊 44隊 消火小隊 169隊 救助小隊 230隊 救急小隊 54隊 後方支援小隊 246隊 通信支援小隊 17隊 特殊装備小隊 39隊 815隊3,099人	令和３年７月３日静岡県熱海市伊豆山地区において土石流が発生した。 発災後、静岡県知事からの要請に基づき、１都９県の緊急消防援助隊が直ちに出動した。 なお、基本計画の規定を踏まえ、災害の状況、７月５日の政府の特定災害対策本部から非常災害対策本部に改組、応援の必要性等を考慮し、同日に緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。 重機等を活用し、広範囲に堆積した土石流による泥や倒壊家屋のがれき等を除去しながら、安否不明者の救助活動を実施。ドローンや映像伝送装置を活用し、情報収集や消防応援活動調整本部等と情報共有を行った。 県内応援隊や警察・自衛隊等と連携の下、緊急消防援助隊の24日間にわたる活動により、49人を救助した。
令和6	1.1～2.21（52日間）	令和６年能登半島地震	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県（１都２府18県）	統括指揮支援隊・指揮支援隊 61隊 指揮隊 277隊 消火小隊 983隊 救助小隊 680隊 救急小隊 836隊 後方支援小隊 1,781隊 通信支援小隊 64隊 特殊装備小隊 336隊 特殊災害小隊 42隊 水上小隊 2隊 航空指揮支援隊 10隊 航空後方支援小隊９隊 航空小隊 57隊 5,138隊17,484人	令和６年１月１日石川県能登半島地方を震源とする地震が発生した。災害の規模等に照らし緊急を要し要請を待ついとまがないと判断し、消防組織法第44条第２項に基づき、被災県知事からの要請を待たずに消防庁長官の「出動の求め」を行った。その後、同日中に災害の状況（甚大性）等を踏まえ、この災害の緊急消防援助隊の出動を消防組織法第44条第５項に基づく消防庁長官の「出動の指示」に切り替え、指示を受けた１都２府18県の緊急消防援助隊が出動した。 陸上隊は、ドローンや映像伝送装置を活用し、情報収集や消防応援活動調整本部等と情報共有するとともに、重機等を活用し、倒壊家屋のがれき等を除去しながら広範囲における安否不明者の救助活動を行った。また、医療関係者と連携した避難所からの救急搬送や、病院や高齢者福祉施設からの転院搬送を行った。航空小隊は、消防防災ヘリによる救助活動や孤立集落への物資搬送を行った。 県内応援隊や警察・自衛隊等と連携の下、緊急消防援助隊の52日間にわたる活動により、295人を救助した。
	9.21～10.3（13日間）	令和６年９月奥能登豪雨	埼玉県、新潟県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府（２府８県）	統括指揮支援隊・指揮支援隊 16隊 指揮隊 32隊 消火小隊 60隊 救助小隊 125隊 救急小隊 44隊 後方支援小隊 196隊 通信支援小隊 5隊 特殊装備小隊 54隊 航空指揮支援隊 2隊 航空小隊 10隊 544隊1,853人	令和６年９月21日石川県能登半島で線状降水帯が発生、奥能登地方を中心に記録的な豪雨となり、輪島市、珠洲市及び能登町では、河川氾濫、浸水、がけ崩れ等複数の土砂災害が発生した。 石川県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求めを受けた２府８県の緊急消防援助隊が出動した。 陸上隊は、ドローンや映像伝送装置を活用し、情報収集や消防応援活動調整本部等と情報共有するとともに、重機等を活用し、倒壊家屋のがれき等を除去しながら広範囲における安否不明者の救助活動を行った。航空小隊は、消防防災ヘリによる上空からの捜索活動、孤立集落での救助活動や物資搬送を行った。 県内応援隊や警察・自衛隊等と連携の下、緊急消防援助隊の13日間にわたる活動により、149人を救助した。
令和7	2.26～4.7（41日間）	岩手県大船渡市林野火災	北海道、青森県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県（１都14県）	統括指揮支援隊・指揮支援隊 26隊 指揮隊 148隊 消火小隊 1,048隊 救助小隊 95隊 救急小隊 51隊 後方支援小隊 861隊 通信支援小隊 23隊 特殊装備小隊 127隊 特殊災害小隊 10隊 航空指揮支援隊 1隊 航空後方支援小隊２隊 航空小隊 62隊 2,454隊9,136人	令和７年２月26日岩手県大船渡市赤崎町合足地内で林野火災が発生。岩手県内では各地で林野火災が立て続けに発生しており、岩手県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求めを受けた１都14県の緊急消防援助隊が出動した。 陸上隊は、市街地への延焼阻止を主目的にローテーションを組んで消火活動を実施。海水利用型消防水利システム等により自然水利を確保するとともに、安全を確保しながら林野内での消火活動を行った。航空小隊は、消防防災ヘリによる連続的な空中消火を行った。また、ドローンや消防防災ヘリのカメラを活用した上空からの情報収集活動や熱源探査により陸上隊と航空小隊が連携し、消火活動及び残火処理を行った。 県内応援隊や自衛隊等と連携の下、緊急消防援助隊の活動は41日間にわたった。

資料2-8-4　緊急消防援助隊の出動実績（つづき）

令和７年11月１日現在

年	活動期間	災害名	出動都道府県	出動隊・出動人員	活動概要
令和７	3.25～4.10（17日間）	愛媛県今治市林野火災	長野県、滋賀県、大阪府、広島県、山口県、徳島県、香川県、大分県（１府７県）	統括指揮支援隊・指揮支援隊　２隊 指揮隊　14隊 消火小隊　70隊 救助小隊　13隊 救急小隊　12隊 後方支援小隊　56隊 特殊装備小隊　15隊 航空指揮支援隊　１隊 航空後方支援小隊１隊 航空小隊　25隊 209隊768人	令和７年３月23日愛媛県今治市長沢地内で林野火災が発生。３月25日、愛媛県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求めを受けた１府７県の緊急消防援助隊が出動した。 陸上隊は、市街地への延焼阻止を主目的にローテーションを組んで消火活動や巡回・警戒活動を行った。航空小隊は、消防防災ヘリによる連続的な空中消火を行った。また、ドローンや消防防災ヘリのカメラを活用した上空からの情報収集活動や熱源探査により陸上隊と航空小隊が連携し、消火活動及び残火処理を行った。 県内応援隊や自衛隊等と連携の下、緊急消防援助隊の活動は17日間にわたった。

※岩手県大船渡市林野火災及び愛媛県今治市林野火災の「出動隊・出動人員」は変動する可能性があります。

資料2-8-5　緊急消防援助隊全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練の実施状況

1　全国訓練

（令和７年４月１日現在）

訓練名称	訓練種別	開催年度	開催日	開催地	参加隊数等
第１回全国合同訓練	図上訓練、部隊運用訓練	平成７年度	H7.11／28.29	東京都	参加本部数等：98本部　135隊　1,500名
第２回全国合同訓練	図上訓練、部隊運用訓練	平成12年度	H12.10／23.24	東京都	参加本部数等：148本部　206隊　1,922名
第３回全国合同訓練	図上訓練、部隊運用訓練	平成17年度	H17.6／10.11	静岡県	参加本部数等：206本部　386隊　1,953名
第４回全国合同訓練	図上訓練	平成21年度	H22.1／28.29	愛知県、和歌山県、徳島県	参加本部数等：81本部　370名
	部隊運用訓練	平成22年度	H22.6／4.5	愛知県	参加本部数等：223本部　411隊　2,138名
第５回全国合同訓練	図上訓練、部隊運用訓練	平成27年度	H27.11／13.14	千葉県	参加本部数等：280本部　582隊　2,361名
第６回全国合同訓練	図上訓練	令和４年度	R4.7.27	静岡県、和歌山県、高知県、宮崎県	参加本部数等：19本部　1,394名
	部隊運用訓練		R4.11／12.13	静岡県	参加本部数等：335本部　678隊　2,776名

2　地域ブロック合同訓練（過去10年間）

ブロック等＼年度		H27	H28	H29	H30	R１	R２	R３	R４	R５	R６
北海道東北（１道・７県）	開催日	10/28.29	10/12.13	10/6.7	11/17.18	10/28.29	10/3	11/13	10/7.8	11/18.19	11/2.3
	開催地	岩手県 北上市	秋田県 能代市	山形県 米沢市	福島県 いわき市 楢葉町	新潟県 上越市	宮城県 大崎市 仙台市	北海道 釧路市	青森県 青森市	岩手県 宮古市	秋田県 秋田市
	隊数等	195隊 703名	202隊 764名	194隊 747人	179隊 656人	令和元年東日本台風（台風第19号）により中止	62隊 218人	32隊 123人	184隊 722人	223隊 848人	210隊 772人
関東（１都・９県）	開催日	11/4.5	10/17.18	10/24.25	11/30.12/1	11/17.18	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催予定年であったため、実施予定なし	10/11	11/29.30	11/14.15	(図上)7/25 (実動)11/13.14
	開催地	茨城県 東茨城郡 茨城町 神栖市	栃木県 小山市 栃木市 上三川町 那須町	群馬県 太田市 桐生市 高崎市	神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市 厚木市	千葉県 市原市		長野県	埼玉県 さいたま市	山梨県 山中湖村	静岡県 伊豆市
	隊数等	平成27年９月関東・東北豪雨により中止	305隊 1,188名	291隊 1,173人	235隊 852人	令和元年東日本台風（台風第19号）により中止		図上訓練のみ 51人	322隊 1,253人	247隊 939人	317隊 1230人
中部（７県）	開催日	10/23.24	9/23.24	11/17.18	11/4.5	11/1.2	9/1	緊急消防援助隊全国合同訓練に伴い実施なし	9/1	11/11.12	12/21.22
	開催地	三重県 桑名市 四日市市 鈴鹿市	富山県 滑川市 富山市	岐阜県 中津川市 恵那市 瑞浪市	静岡県 浜松市 菊川市 牧之原市 島田市	福井県 大野市 勝山市	愛知県		愛知県 名古屋市 豊橋市	石川県 能登町	三重県 鈴鹿市
	隊数等	152隊 582名	134隊 514名	125隊 510人	106隊 424人	121隊 469人	図上訓練のみ 21人		図上訓練のみ 22人	158隊 580人	154隊 577人
近畿（２府・７県）	開催日	10/17.18	10/22.23	11/4.5	11/9.10	10/26.27	11/8	12/4.5	10/15.16	11/3.4	10/26.27
	開催地	京都府 城陽市 宇治市 久御山市	奈良県 五條市 橿原市	大阪府 大阪市 堺市 豊中市	福井県 福井市 坂井市 永平寺町	三重県 松阪市 津市 伊賀市	徳島県 阿南市 海陽町	兵庫県 淡路市 洲本市 三木市 宝塚市	滋賀県 長浜市	和歌山県 海南市	京都府 福知山市
	隊数等	127隊 585名	154隊 605名	194隊 765人	153隊 586人	196隊 753人	11隊 46人	169隊 755人	182隊 710人	170隊 1,001人	172隊 658人
中国・四国（９県）	開催日	10/31.11/1	10/29.30	10/20.21	10/20.21	11/30.12/1	11/14	11/6.7	10/29.30	10/28.29	11/9.10
	開催地	香川県 高松市 坂出市 小豆島町	鳥取県 倉吉市	島根県 安来市 松江市	愛媛県 宇和島市 新居浜市 西予市 鬼北町	高知県 須崎市 高知市 土佐市	山口県 下関市	広島県 三次市 庄原市 安芸高田市	徳島県 阿南市	岡山県 津山市	香川県 さぬき市
	隊数等	153隊 588名	平成28年10月鳥取県中部を震源とする地震により中止	142隊 559人	平成30年７月豪雨により中止	108隊 439人	33隊 139人	110隊 443人	54隊 508人	137隊 554人	135隊 513人
九　州（８県）	開催日	11/7.8	11/5.6	11/11.12	11/10.11	11/9.10	10/31		11/26.27	11/25.26	11/16.17
	開催地	大分県 佐伯市 大分市	長崎県 雲仙市 島原市 大村市	佐賀県 武雄市 佐賀市	鹿児島県 鹿屋市 志布志市 東串良町	宮崎県 高原町 都城市 宮崎市	熊本県	沖縄県	沖縄県 与那原町	福岡県 飯塚市	長崎県 川棚町
	隊数等	201隊 757名	235隊 885名	227隊 826人	216隊 783人	246隊 885人	令和2年7月豪雨により中止	新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ次年度へ延期	137隊 556人	190隊 708人	220隊 764人

資料2-10-1　衛星通信ネットワーク地球局整備状況

（令和７年４月１日現在）

都道府県	県　庁	県出先機関	市町村	消防	ライフライン機関等	車載局	可搬局	合　計
北海道	1	18	179	0	0	0	0	198
青　森	1	0	0	0	0	0	0	1
岩　手	1	12	33	12	3	0	0	61
宮　城	1	10	34	10	4	0	7	66
秋　田	1	15	28	11	2	0	0	57
山　形	1	7	35	10	0	0	1	54
福　島	1	15	59	12	0	0	2	89
茨　城	1	15	44	23	8	0	0	91
栃　木	1	16	25	12	21	0	1	76
群　馬	1	30	35	10	6	0	6	88
埼　玉	1	45	63	26	42	0	0	177
千　葉	1	57	53	26	47	1	1	186
東　京	1	6	10	0	0	0	0	17
神奈川	1	42	24	7	10	0	0	84
新　潟	1	32	30	19	3	0	2	87
富　山	1	25	15	7	0	0	9	57
石　川	1	36	19	11	5	1	3	76
福　井	1	21	17	7	19	0	3	68
山　梨	1	16	27	10	7	0	1	62
長　野	1	21	77	13	1	0	4	117
岐　阜	1	16	42	20	0	0	11	90
静　岡	1	19	33	11	10	1	17	92
愛　知	2	20	34	33	4	0	8	101
三　重	1	11	31	15	5	0	23	86
滋　賀	1	20	20	7	5	0	0	53
京　都	1	14	26	5	3	0	3	52
大　阪	1	56	43	26	36	1	4	167
兵　庫	1	1	44	19	9	0	3	77
奈　良	1	16	39	3	1	0	1	61
和歌山	1	19	30	17	1	0	7	75
鳥　取	1	5	19	3	2	0	1	31
島　根	1	43	18	9	19	1	2	93
岡　山	1	1	0	0	0	0	1	3
広　島	1	2	23	13	0	0	2	41
山　口	1	13	19	12	1	0	2	48
徳　島	1	4	25	12	0	0	0	42
香　川	1	0	0	0	0	0	4	5
愛　媛	1	11	20	4	0	0	2	38
高　知	2	12	34	15	0	0	3	66
福　岡	1	1	58	22	0	0	0	82
佐　賀	2	4	20	5	0	0	0	31
長　崎	1	8	21	10	0	0	1	41
熊　本	1	1	44	12	0	0	0	58
大　分	1	0	0	0	1	0	3	5
宮　崎	1	0	26	10	0	0	2	39
鹿児島	1	1	43	0	0	0	0	45
沖　縄	1	2	2	0	0	0	0	5
合　計	50	739	1,521	509	275	5	140	3,239

（備考）「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料2-10-2　市町村防災行政無線通信施設整備状況

（令和７年３月31日現在）

都道府県	市町村数	同報系		移動系	
		整備済市町村数	整備率（%）	整備済市町村数	整備率（%）
北海道	179	151	84.4%	127	70.9%
青　森	40	40	100.0%	28	70.0%
岩　手	33	33	100.0%	26	78.8%
宮　城	35	31	88.6%	34	97.1%
秋　田	25	24	96.0%	13	52.0%
山　形	35	35	100.0%	21	60.0%
福　島	59	57	96.6%	32	54.2%
茨　城	44	43	97.7%	27	61.4%
栃　木	25	23	92.0%	18	72.0%
群　馬	35	33	94.3%	18	51.4%
埼　玉	63	63	100.0%	46	73.0%
千　葉	54	54	100.0%	43	79.6%
東　京	62	62	100.0%	58	93.5%
神奈川	33	33	100.0%	28	84.8%
新　潟	30	30	100.0%	26	86.7%
富　山	15	15	100.0%	13	86.7%
石　川	19	19	100.0%	8	42.1%
福　井	17	17	100.0%	7	41.2%
山　梨	27	27	100.0%	18	66.7%
長　野	77	77	100.0%	62	80.5%
岐　阜	42	42	100.0%	40	95.2%
静　岡	35	35	100.0%	33	94.3%
愛　知	54	51	94.4%	54	100.0%
三　重	29	29	100.0%	21	72.4%
滋　賀	19	17	89.5%	12	63.2%
京　都	26	23	88.5%	17	65.4%
大　阪	43	43	100.0%	39	90.7%
兵　庫	41	41	100.0%	16	39.0%
奈　良	39	34	87.2%	25	64.1%
和歌山	30	30	100.0%	26	86.7%
鳥　取	19	19	100.0%	18	94.7%
島　根	19	19	100.0%	6	31.6%
岡　山	27	27	100.0%	21	77.8%
広　島	23	23	100.0%	9	39.1%
山　口	19	19	100.0%	14	73.7%
徳　島	24	24	100.0%	15	62.5%
香　川	17	17	100.0%	15	88.2%
愛　媛	20	20	100.0%	10	50.0%
高　知	34	34	100.0%	19	55.9%
福　岡	60	60	100.0%	44	73.3%
佐　賀	20	20	100.0%	12	60.0%
長　崎	21	21	100.0%	10	47.6%
熊　本	45	45	100.0%	25	55.6%
大　分	18	18	100.0%	9	50.0%
宮　崎	26	26	100.0%	18	69.2%
鹿児島	43	43	100.0%	17	39.5%
沖　縄	41	41	100.0%	19	46.3%
合　計	1,741	1,688	97.0%	1,217	69.9%

（備考）　1　「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2　上記同報系の整備済市町村数は、市町村防災行政無線（同報系）の代替設備として利用する、MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャー、地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及びIP告知システムを活用して、屋外スピーカー又は戸別受信機により、災害情報を放送している市町村数を含む。

資料2-10-3　過去５年間の防災行政無線等の整備率の推移等

（各年３月31日現在）

手段			令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
整備済団体数	市町村防災行政無線（同報系）		1,366	1,356	1,333	1,327	1,314
	その他の市町村防災行政無線（同報系）と同等の機能を有するもの	MCA陸上移動通信システムを活用した同報系システム	70	71	78	78	83
		市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム	20	26	29	33	34
		FM放送を活用した同報系システム	40	41	44	45	52
		280MHz帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム	26	31	36	39	44
		V-Lowマルチメディア放送を活用した同報系システム（令和４年まで） 地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段（令和５年以降）	1	1	1	1	1
	その他の市町村防災行政無線（同報系）と同等の機能を有するもの（令和４年以降）	携帯電話網を活用した情報伝達システム		29	35	39	48
		ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム		15	17	17	19
		IP告知システム（有線含む）		98	101	94	93
整備済団体数			1,523	1,668	1,674	1,673	1,688
整備率（%）			87.5	95.8	96.2	96.1	97.0

（備考）　1　「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2　V-Lowマルチメディア放送を活用した同報系システムについてサービスが終了したことに伴い、令和５年以降は地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段について集計。
3　防災行政無線等とは、市町村防災行政無線（同報系）、MCA陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャー、地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及びIP告知システムを活用して、屋外スピーカー又は戸別受信機により、市町村が災害情報を放送するもの。
4　複数手段を整備している市町村は、市町村防災行政無線（同報系）、MCA陸上移動通信システムを活用した同報系システム、市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム、FM放送を活用した同報系システム、280MHz帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム、地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム、IP告知システムの順に、当該手段を代表して整備しているものとして集計。
5　平成29年より、FM放送、280MHz帯電気通信業務用ページャー及び地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段については、一定の要件を満たし、市町村防災行政無線（同報系）と同等の機能を有するときは、MCA陸上移動通信システムや市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システムと同様に、市町村防災行政無線（同報系）を代替するものとして利用することが可能となり、その整備に当たり、地方財政措置等が講じられている。
6　令和４年より、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及びIP告知システムについては、断線や輻輳への対策等その特徴に留意することにより、市町村防災行政無線（同報系）と同様に主たる災害情報伝達手段として位置づけることとした。このため、令和３年の整備済団体数及び整備率については、携帯電話網を活用した情報伝達システム、ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム及びIP告知システム（有線含む）を含まない。

〈参考〉　防災行政無線等の整備数（単純合計）

複数手段を整備している市町村があり、それぞれの災害情報伝達手段ごとの合計は以下のとおり。
（上の表で示す整備済団体数と一致しない。）

（各年３月31日現在　単位：市町村数）

手段		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
市町村防災行政無線（同報系）		1,366（78.5%）	1,356（77.9%）	1,333（76.6%）	1,327（76.2%）	1,314（75.5%）
その他の市町村防災行政無線（同報系）と同等の機能を有するもの	MCA陸上移動通信システムを活用した同報系システム	100（5.7%）	97（5.6%）	92（5.3%）	95（5.5%）	96（5.5%）
	市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム	33（1.9%）	39（2.2%）	42（2.4%）	45（2.6%）	43（2.5%）
	FM放送を活用した同報系システム	141（8.1%）	139（8.0%）	151（8.7%）	153（8.8%）	166（9.5%）
	280MHz帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム	49（2.8%）	65（3.7%）	70（4.0%）	71（4.1%）	77（4.4%）
	V-Lowマルチメディア放送を活用した同報系システム（令和４年まで） 地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段（令和５年以降）	2（0.1%）	2（0.1%）	1（0.1%）	1（0.1%）	1（0.1%）
	携帯電話網を活用した情報伝達システム		51（2.9%）	62（3.6%）	73（4.2%）	85（4.9%）
	ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム		28（1.6%）	31（1.8%）	33（1.9%）	38（2.2%）
	IP告知システム（有線含む）		210（12.1%）	207（11.9%）	203（11.7%）	196（11.3%）

（備考）　「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料4-1　自主防災組織の都道府県別結成状況

（令和７年４月１日現在）

都道府県	管内市区町村数	管内世帯数（A）	自主防災組織を有する市区町村数	自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数（B）	自主防災組織活動カバー率（%）（B／A）	（参考）令和６年自主防災組織活動カバー率とのポイント差
北海道	179	2,693,893	161	2,163,085	80.3%	3.4
青　森	40	590,911	38	350,006	59.2%	0.8
岩　手	33	533,843	33	473,819	88.8%	▲ 0.3
宮　城	35	1,046,612	35	839,297	80.2%	▲ 0.5
秋　田	25	412,338	25	296,977	72.0%	▲ 0.3
山　形	35	418,277	35	387,892	92.7%	0.4
福　島	59	790,499	54	577,671	73.1%	▲ 0.5
茨　城	44	1,298,483	44	1,060,019	81.6%	1.5
栃　木	25	849,807	25	708,653	83.4%	▲ 0.2
群　馬	35	889,534	35	839,037	94.3%	0.5
埼　玉	63	3,535,083	63	3,294,930	93.2%	0.0
千　葉	54	3,093,141	54	2,347,264	75.9%	6.6
東　京	62	7,694,949	56	6,005,991	78.1%	0.0
神奈川	33	4,422,233	33	3,169,802	71.7%	▲ 0.2
新　潟	30	918,380	30	806,163	87.8%	0.1
富　山	15	434,446	15	392,076	90.2%	1.0
石　川	19	493,785	19	482,237	97.7%	0.4
福　井	17	305,955	17	286,686	93.7%	0.1
山　梨	27	375,393	27	336,706	89.7%	1.1
長　野	77	897,590	75	856,681	95.4%	0.0
岐　阜	42	859,938	42	744,274	86.5%	▲ 2.6
静　岡	35	1,621,621	35	1,508,330	93.0%	0.3
愛　知	54	3,487,014	54	3,316,015	95.1%	0.0
三　重	29	801,703	29	728,341	90.8%	▲ 1.9
滋　賀	19	615,861	19	552,123	89.7%	0.4
京　都	26	1,252,275	26	1,151,735	92.0%	1.1
大　阪	43	4,564,268	43	4,165,203	91.3%	0.5
兵　庫	41	2,575,628	41	2,522,952	98.0%	▲ 0.5
奈　良	39	602,268	39	526,772	87.5%	▲ 1.1
和歌山	30	425,048	30	412,905	97.1%	0.2
鳥　取	19	240,704	19	226,379	94.0%	0.6
島　根	19	290,766	19	229,341	78.9%	0.3
岡　山	27	870,593	27	777,421	89.3%	1.0
広　島	23	1,345,083	23	1,283,305	95.4%	0.4
山　口	19	655,298	19	608,961	92.9%	▲ 3.3
徳　島	24	339,728	24	323,705	95.3%	0.0
香　川	17	452,421	17	440,908	97.5%	0.1
愛　媛	20	655,612	20	620,226	94.6%	0.1
高　知	34	345,443	34	336,191	97.3%	0.0
福　岡	60	2,481,663	60	2,340,874	94.3%	▲ 1.3
佐　賀	20	344,178	20	319,732	92.9%	0.1
長　崎	21	630,878	21	498,756	79.1%	4.2
熊　本	45	795,620	45	698,458	87.8%	▲ 0.2
大　分	18	547,564	18	521,356	95.2%	▲ 1.1
宮　崎	26	499,281	25	401,262	80.4%	▲ 1.2
鹿児島	43	778,718	43	719,782	92.4%	2.9
沖　縄	41	712,484	31	322,258	45.2%	0.5
合　計	1,741	60,486,810	1,697	51,972,557	85.9%	0.5

（備考）「自主防災組織活動カバー率」「令和６年自主防災組織活動カバー率とのポイント差」に関しては、小数第二位を四捨五入している。

資料5-1　国際消防救助隊の連携訓練等の概要

（令和６年度中）

国際消防救助隊の連携訓練			参加隊員数
	福岡市消防局	令和７年１月22日から24日 福岡市消防学校	40人
	東京消防庁	令和７年２月５日から７日 南多摩総合防災訓練施設	50人
国際消防救助隊セミナー		令和７年２月17日から20日 全国市町村国際文化研修所（滋賀県大津市）	80人
国際消防救助隊指導員会議		令和６年６月13日、14日 消防大学校	24人

資料5-2　国際消防救助隊の派遣状況

（令和７年11月１日現在）

	派遣年月日	災害名	被災地	被害状況	派遣実績、活動概要等
1	昭61.8.27～9.6 (11日間)	ニオス湖 有毒ガス噴出災害	カメルーン共和国 ニオス湖周辺	死者1,700人以上	国際消防救助隊員１人（東京消防庁） 有毒ガスの再噴出に備え、調査団に対する呼吸保護具の指導
2	昭61.10.11～10.20 (10日間)	エル・サルバドル 地震災害	エル・サルバドル共和国 サンサルバドル市	死者1,226人 倒壊家屋30,000戸	国際消防救助隊員９人（東京消防庁５人、横浜市消防局３人、消防庁１人） 倒壊建物からの救助
3	平2.6.22～7.2 (11日間)	イラン 地震災害	イランイスラム共和国 カスピ海沿岸	死者80,000人以上	国際消防救助隊員６人（東京消防庁５人、消防庁１人） 倒壊建物からの救助
4	平2.7.18～7.26 (９日間)	フィリピン 地震災害	フィリピン共和国 ルソン島北部	死者1,600人以上	国際消防救助隊員11人（東京消防庁２人、名古屋市消防局４人、広島市消防局４人、消防庁１人） 倒壊建物からの救助
5	平3.5.15～6.6 (23日間)	バングラデシュ サイクロン災害	バングラデシュ 人民共和国	死者約130,000人	国際消防救助隊員38人（東京消防庁17人、大阪市消防局11人、川崎市消防局４人、神戸市消防局４人、消防庁２人）及びヘリコプター２機 被災者への救援物資の輸送等を実施
6	平5.12.13～12.20 (８日間)	マレーシア ビル倒壊被害	マレーシア クアラルンプール郊外 ウルクラン地区	死者48人 倒壊ビル１棟	国際消防救助隊員11人（東京消防庁６人、名古屋市消防局２人、北九州市消防局２人、消防庁１人） 倒壊建物からの救助
7	平8.10.30～11.6 (８日間)	エジプト ビル崩壊被害	エジプト・アラブ共和国 カイロ郊外ヘリオポリス	死者64人 崩壊ビル１棟	国際消防救助隊員９人（東京消防庁３人、札幌市消防局２人、大阪市消防局２人、松戸市消防局１人、消防庁１人） 倒壊建物からの救助
8	平9.10.22～11.11 (21日間)	インドネシア 森林火災	インドネシア共和国 ランプン州	焼失面積18,000ha (ランプン州内)	国際消防救助隊員30人（東京消防庁19人、名古屋市消防局５人、大阪市消防局３人、横浜市消防局２人、消防庁１人）及びヘリコプター２機 火災地点の上空からの情報収集、消火活動の助言
9	平11.1.26～2.4 (10日間)	コロンビア 地震災害	コロンビア共和国 アルメニア市周辺	死者1,171人 負傷者4,765人	国際消防救助隊員15人（東京消防庁８人、大阪市消防局２人、千葉市消防局２人、船橋市消防局２人、消防庁１人） 倒壊建物からの救助
10	平11.8.17～8.24 (８日間)	トルコ 地震災害	トルコ共和国 ヤロヴァ地区周辺	死者約15,370人 負傷者23,954人	国際消防救助隊員25人（東京消防庁12人、川崎市消防局４人、神戸市消防局４人、市川市消防局２人、尼崎市消防局２人、消防庁１人） 倒壊建物からの救助
11	平11.9.21～9.28 (８日間)	台湾 地震災害	台湾中部	死者2,333人 負傷者10,002人	国際消防救助隊員46人（東京消防庁18人、仙台市消防局４人、千葉市消防局３人、京都市消防局４人、川口市消防本部２人、松戸市消防局２人、新潟市消防局２人、岡山市消防局２人、倉敷市消防局２人、佐世保市消防局２人、鹿児島市消防局２人、消防庁３人） 倒壊建物からの救助
12	平15.5.22～5.29 (８日間)	アルジェリア 地震災害	アルジェリア 民主人民共和国 ブーメルデス県周辺	死者2,266人 負傷者10,000人以上	国際消防救助隊員17人（東京消防庁８人、京都市消防局２人、仙台市消防局２人、川口市消防本部２人、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部２人、消防庁１人） 倒壊建物からの救助
13	平16.2.25～3.1 (６日間)	モロッコ 地震災害	モロッコ王国 アルホセイマ周辺	死者628人 負傷者926人	国際消防救助隊員７人（東京消防庁４人、千葉市消防局１人、京都市消防局１人、消防庁１人） 現地被害状況の調査、救助資機材取扱いに関する技術供与等を実施
14	平16.12.29～17.1.20 (23日間)	スマトラ沖大地震・インド洋津波災害	タイ王国 プーケット周辺	死者・行方不明者 229,866人	国際消防救助隊員46人（東京消防庁23人、大阪市消防局15人、千葉市消防局２人、横浜市消防局１人、相模原市消防本部１人、川越地区消防組合消防本部１人、消防庁３人）及びヘリコプター２機 捜索救助活動、人員・物資搬送、捜索技術指導等を実施
15	平17.10.9～10.18 (10日間)	パキスタン・イスラム共和国 地震災害	パキスタン・イスラム共和国 バトグラム周辺	死者73,338人 負傷者69,412人	国際消防救助隊員13人（東京消防庁６人、横浜市消防局３人、船橋市消防局２人、茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部１人、消防庁１人） 建物倒壊現場での捜索救助活動
16	平20.5.15～5.21 (７日間)	中国四川省における地震災害	中華人民共和国四川省 広元市周辺	死者69,227人 負傷者374,643人	国際消防救助隊員17人（東京消防庁６人、川崎市消防局３人、名古屋市消防局３人、市川市消防局２人、藤沢市消防本部２人、消防庁１人） 建物倒壊現場での捜索救助活動
17	平21.10.1～10.8 (８日間)	インドネシア 西スマトラ州 パダン沖地震災害	インドネシア共和国 パダン市周辺	死者1,117人 負傷者約2,900人	国際消防救助隊員17人（東京消防庁６人、札幌市消防局３人、福岡市消防局３人、さいたま市消防局２人、横須賀市消防局２人、消防庁１人） 建物倒壊現場での捜索救助活動
18	平23.2.22～3.12 (19日間)	ニュージーランド 南島地震災害	ニュージーランド クライストチャーチ市	死者181人 （うち邦人28人）	国際消防救助隊員33人（東京消防庁16人、京都市消防局３人、千葉市消防局３人、相模原市消防局２人、高松市消防局２人、新潟市消防局２人、福岡市消防局２人、消防庁３人） 建物倒壊現場での捜索救助活動ほか
19	平27.4.26～5.9 (14日間)	ネパール地震災害	ネパール連邦民主共和国 カトマンズ市	死者8,896人 （うち邦人１人） 負傷者22,302人 （うち邦人１人）	国際消防救助隊員17人（東京消防庁６人、さいたま市消防局３人、浜松市消防局３人、川越地区消防局１人、秋田市消防本部１人、高崎市等広域消防局１人、富山市消防局１人、消防庁１人） 建物倒壊現場での捜索救助活動
20	平29.9.21～9.28 (８日間)	メキシコ地震災害	メキシコ合衆国 メキシコシティ	死者369人 負傷者約8,800人	国際消防救助隊員17人（東京消防庁６人、仙台市消防局３人、京都市消防局３人、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部１人、豊中市消防局１人、和歌山市消防局１人、高知市消防局１人、消防庁１人） 建物倒壊現場での捜索救助活動
21	平30.2.9～2.11 (３日間)	台湾東部地震災害	台湾 花蓮県	死者17人 負傷者285人	国際消防救助隊員２人（東京消防庁２人） 捜索資機材の貸与及び資機材取扱要領の指導を実施
22	令5.2.6～2.15 (10日間)	トルコ地震災害	トルコ共和国南東部	死者50,000人以上 負傷者100,000人以上	国際消防救助隊員17人（東京消防庁６人、福岡市消防局３人、広島市消防局３人、茨城西南広域消防本部１人、上越地域消防局１人、徳島市消防局１人、宮崎市消防局１人、消防庁１人） 建物倒壊現場での捜索救助活動

※１及び２については、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」制定前であり、JICAの短期専門家として派遣されている。

資料6-1　採択研究テーマの一覧

（令和７年度）

令和７年度採択の新規研究課題（15件）
（1）　令和６年能登半島地震の検証を踏まえた新技術の開発
・小型で操作性の良い無人走行放水ロボットの研究開発
・即時に使用可能な消火用ドローンシステムの開発
・様々な形態の消火用ドローンの検証と消火活動への活用方法の研究開発
・消防機関に配備されている車両や資機材等との組み合わせによる消火用ドローンの活用方法の研究開発
（2）　現場活用検証
・ダクト火災防止のための油塵清掃・点検ロボットの開発と検証
・救急安心センター事業（#7119）と消防指令センターの情報連携に係る検証
・AIを活用することによる消防指令業務の省力化に係る検証
・消防士の有害物質曝露に関する基礎的調査と適切な予防措置に関する研究
（3）　施策関連
・生成AIを活用した救急電話相談・救急現場緊急度判定支援システムの実現
・AI音声認識技術を活用した救急通報時の院外心停止認識支援技術の開発
・大規模倉庫火災に対する効果的な火災抑制手法に関する研究
・火災による焼損程度等を自動で算出する現場調査用モバイルアプリの開発
・傷病者等の搬送に係る省力化資器材を導入することによる消防隊員の身体的負担を軽減する方法の開発研究
・COガス火災感知器の実用化に向けた誤検知対策及び有効性の検証
・林野火災に対する実践的消火戦略理論と実効的消火技術の検討
令和７年度緊急枠採択の新規研究課題（２件）
林野火災対策に資する資機材等の開発・活用検証
・コンクリートポンプ車等と連携して消火活動を行うためのフレームワークの研究開発
・環境配慮型石けん泡消火剤を活用した新たな空中消火戦術の研究開発
令和６年度採択の継続研究課題（５件）
・低緊急・非緊急傷病者搬送における病院救急車等の活用の方策
・溶接部の半自動き裂検査装置の開発
・音源・回転磁場源定位に基づく地震・土砂災害時の要救助者探索システム
・視界が悪い災害現場を光信号処理とAIにより視界良好とするAR救援補助システムの開発
・地上デジタル放送波を活用した情報伝達手段の共同運用モデル構築（データ放送帯域を共有した同報系統合運用調整機能の高度化に関する研究開発）

資料6-2　応募件数、採択件数等の推移

年　度	応募件数（件）	採択件数（件）	継続件数（件）	予　算（億円）
平成15年度	131	16	—	2.0
平成16年度	64	12	12	3.0
平成17年度	75	11	18	3.7
平成18年度	47	9	15	3.5
平成19年度	38	9	17	3.1
平成20年度	44	13	13	2.9
平成21年度	65	12	13	2.8
平成22年度	47	9	19	2.5
平成23年度	45	6	10	1.6
平成24年度	33	12	7	2.1
平成25年度	28	5	13	1.8
平成26年度	26	4	10	1.5
平成27年度	22	6	6	1.4
平成28年度	29	9	7	1.3
平成29年度	32	9	7	1.3
平成30年度	31	6	7	1.3
令和元年度	42	8	7	1.4
令和２年度	35	5	4	1.3
令和３年度	37	9	3	1.3
令和４年度	40	7	3	1.3
令和５年度	25	7	3	1.3
令和６年度	30	5	4	1.4
令和７年度	55	17	5	2.3

資料6-3　消防機関の研究部門等の概要

（令和６年度）

消防本部名	定員（人）	件数（件）	主な試験研究
札幌市消防局	1	—	—
東京消防庁	28	10	生理学的指標を用いた消防隊員の緊張度に関する研究
			首都直下地震等の大地震における被害の軽減に関する研究
			安全文化の醸成に関する研究
			噴射剤を含む危険物の試験前処理手法に関する研究
			ヘルメット装着型暗所・濃煙中視覚支援装置に関する研究【公募型研究】
			高機能面体の実用化検証【公募型研究】
			ポンプの駆動制御と遠隔操作による放水活動支援システムに関する研究【公募型研究】
			消火活動中のデバイス着用者へのアラート通知方法の検討に関する研究【公募型研究】
			産業用途向けリストバンド型センサを活用した消防活動向け熱中症対策の研究【公募型研究】
			ウェアラブル端末による熱中症等の安全・体調管理への貢献度合いに関する研究【公募型研究】
川崎市消防局	3	—	—
横浜市消防局	8	3	VRによる消防教育訓練シミュレーションシステムの研究開発
			消火栓等転落防止器具の開発
			消火活動の検証技術の研究開発
名古屋市消防局	—	—	—
京都市消防局	—	—	—
大阪市消防局	10	1	電気製品における出火原因の検証
神戸市消防局	2	—	—
北九州市消防局	4	—	—